報告第11号

各種事務事業の取扱いについて

各種事務事業の取扱いのうち,次の専門部会が所管する事務事業について,別 紙のとおり調整したので報告する。

平成16年6月25日提出

宇都宮地域合併協議会 会長福田富一

- 1 総務専門部会所管事務事業(その3)
- 2 住民専門部会所管事務事業(その2)
- 3 保健福祉専門部会所管事務事業(その2)
- 4 産業専門部会所管事務事業(その2)
- 5 建設専門部会所管事務事業(その1)
- 6 水道・下水道専門部会所管事務事業(その1)
- 7 教育専門部会所管事務事業(その2)

各種事務事業の取扱いについて

市町村の合併に際しては,それぞれの市町村が行っている各種の事務事業の取扱いについて協議・調整を行うこととなるが,こうした各種事務事業については,専門的な協議・調整を行うために設置した専門部会において調整を行い,調整が整った事項については,協議会において報告事項として取扱う。

各種事務事業の調整が整ったもののうち,住民生活に密着し,著しい影響を与える事項については,自治体の存立に関する基本的な事項や合併特例法による協議事項とともに合併協定項目として審議する。

各種事務事業調整案

各種事務事業調整案総括表

1 調整の状況

専門部会名	総事業数	既提出事業数	提出事業数	未提出事業数
総務専門部会	6 1 7	2 7 5	1 4 2	200
住民専門部会	2 0 9	1 0 5	8 2	2 2
保健福祉専門部会	5 4 1	1 8	5 2 0	3
産業専門部会	2 2 4	1 1 7	106	1
建設専門部会	1 5 6	0	1 5 6	0
水道・下水道専門部会	1 2 4	0	1 2 4	0
教育専門部会	1 9 4	1 9 3	1	0
議会制度専門部会	3 4	0	0	3 4
合 計	2,099	7 0 8	1,131	260

2 調整案の状況(提出事業の内訳)

車 囲並 今 夕	現行の	合 併 時	速 や か	段階的	廃止の方
専門部会名	まま存続	に調整	に調整	に調整	向で調整
総務専門部会	2 4	1 1 1	6	0	1
住民専門部会	3 1	3 7	1 0	3	1
保健福祉専門部会	1 9 8	2 3 4	2 8	3 4	2 6
産業専門部会	2 6	6 0	3	6	1 1
建設専門部会	4 9	8 2	2 1	4	0
水道・下水道専門部会	1 4	8 9	8	1 2	1
教育専門部会	1	0	0	0	0
議会制度専門部会	0	0	0	0	0
合 計	3 4 3	6 1 3	7 6	5 9	4 0

「現行のまま存続」 ・・・ 現行のまま新市に引き継ぐもの

「合併時に調整」・・・・原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

「速やかに調整」 ・・・ 原則として宇都宮市の制度を基準に,合併までに

方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整す

るもの

「段階的に調整」 ・・・ 新市に移行後も当分の間現行どおりとし,段階的

に調整するもの

「廃止の方向で調整」 ・・・ 廃止の方向で調整するもの

各種事務事業の取扱い

【総務専門部会】

(1)現行のまま新市に引き継ぐもの

中 分 類	行政経営	小	分	類	執行機関の総括
事 業 名 称	市町の境界に関する事務				
事業目的・内容	市町の自治権が一般的に	及ぶ	範囲	(行	
合併に向けた課題	県の事務要領に基づき ,	行っ	てい	るた	め,事業処理に差はなく,課題
口併に凹げた味趣	はない。				
調整の考え方	県内統一の方法で行って	こいる	ため	,調	整の必要はない。

中 分 類	行政経営	小 分 類	法規事務
事業名称	訟務事務協議会に関する事	務	
	栃木県内の官公庁及び公	法人で栃木	県内訟務事務担当者協議会を組織
┃ ■業目的・内容	し,そこにおいて,法令を	研究し,会	員相互の連絡を保ち,事務処理上
事来口的"约台 	の意見を交換することによ	り,訴訟そ	の他の争訟事務の完全な遂行に資
	する。		
┃ ┃ 合併に向けた課題	各市町とも参加しており	, 合併後も	継続して参加することが想定され
ロケに内けた味趣	るため、合併に伴う課題は	特にない。	
	栃木県内訟務事務担当者	協議会会則	に基づいて現在各市町が参加して
調整の考え方	いるが,合併後においても	訴訟その他	の争訟事務については , 完全な遂
	行を図る必要があることか	ら,合併後:	も継続して参加する。

- /\ ×=	/- TL //2 **	J. /	** 1 1/5 0/6 7/5 == 7/6
中 分 類	行政経営	小分	類 人権啓発事務
事業名称	人権・同和対策推進事業		
	同和地区・被差別部落に	:対する不	当な偏見や差別意識により様々な社
	会的不平等や差別が存在し	っており , .	上三川町は,この同和問題の解消の
事業目的・内容	ための取組をしている部落	喜解放同盟	栃木県連合会上三川町東舘支部に対
	し,集会への参加や研修活	動などに	要する費用の一部を補助している。
	また,隣保事業として相	目談員の委屈	嘱を行っている。
┃ ┃ 合併に向けた課題	支出してきた経過などか	から,補助:	金交付額や相手方、相談員の委嘱な
ロケに内けた味趣	どについて調整する必要か	がある。	
	本事業は、地域性を有す	するもので	あるが、これまでの経緯等を勘案で
調整の考え方	ると事業実施の必要性があ	5るため , i	新市が現行のまま引き継ぐこととす
	る。ただし,その執行体制	判等につい	ては合併時までに調整する。

中 分 類	行政経営	小 分	類	人権啓発事務
事 業 名 称	同和対策推進委託事業			
	上三川町において,同和	地区にも	うける	る人権・同和問題調査研究事業,
事業目的・内容	学習会開催事業,自己啓発	・教育	事業 ,	教育・啓発事業,差別事象調査
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	研究及び解決促進事業,各	種相談	・指導	事業,各種貸付金償還指導事業
	を部落解放同盟栃木県連合	会上三川	町東	館支部に委託する。

今份に向けた無明	委託してきた経過などから,委託額や相手方などについて調整する必
┃ 合併に向けた課題 ┃	要がある。
	本事業は,地域性を有するものであるが,これまでの経緯等を勘案す
調整の考え方	ると事業実施の必要性があるため,新市が現行のまま引き継ぐこととす
	る。ただし,その執行体制等については,地域行政機関で所掌する事務
	の検討状況を踏まえ,合併時までに調整する。

中 分 類	行政経営	小 分 類 人	権啓発事務
事 業 名 称	同和対策審議会等事務		
	上三川町は,同和対策に	- 関し,広く町民	の意見を聴き,同和行政の基
┃ ■ 事業目的・内容	本的な方策を審議するため	b , 上三川町同和:	対策審議会を設置している。
尹耒日別・内台 	また,同町は,地域改善対	対策(同和対策)	事業の円滑な実施を期するた
	め , 上三川町同和対策専門]委員を置いてい	პ 。
│ 合併に向けた課題 ┃	検討する必要がある。		
	審議会については,昨年	度から開催はな	く,今後も開催が予定されて
	いない。また,専門委員は	ついても , ここ	数年間委員が選任されていな
調整の考え方	く,今後も選任される予定	Eはない。基本的	には新市で引き継ぐものとす
	るが ,合併までに審議会と	専門委員の必要性	生について検討することとし,
	存続するか,廃止するか訓	1整する。	

中分類	行政経営 小	· 分 類 人権啓発事務		
事業名称	住宅新築資金等貸付金償還事	務		
	上三川町については,地域	改善対策特定事業に係る国の特別措置に関		
┃ ■業目的・内容	する法律の適用対象地域におり	いて,当該地域の住環境の整備改善を図る		
■ 尹耒日別・内台 ■	ことを目的として,住宅の新築若しくは住宅の用に供する土地の取得を			
	しようとする者に対して貸し	付けた資金を償還させている。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象とした事	業であるため ,合併に伴う課題は特にない。		
	本事業は,地域性を有する	ものであるが,これまでの経緯等を勘案す		
調整の考え方	ると事業実施の必要性がある	ため,新市が現行のまま引き継ぐこととす		
	る。ただし,その執行体制等	については,合併時までに調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分	類	平和啓発事務
事 業 名 称	北方領土に関する事務			
	北方領土問題に対する信	主民の関	心と理	理解を深め,全国的な北方領土返
事業目的・内容	還運動の一層の推進を図る	らことを	目的に	,広報紙への啓発記事の掲載や,
	チラシの配布などを行う。			
合併に向けた課題	独自の事業は実施してい	ないの	で, 事	掌業内容について特に課題はない
日かに内りた味趣	といえる。			
調整の考え方	各市町間で独自事業内容	字に差が	ないこ	とから , 現行のまま新市に引き
調整の考え力	継ぐ。			

中 分 類	行政経営 小 分 類 防災対策
事業名称	大谷地区災害対策
事業目的・内容	大谷石採石場跡地で発生した陥没事故に係る警戒区域の取扱いについ て検討する。
合併に向けた課題	特定の地域を対象とした事業であるため ,合併に伴う課題は特にない。
調整の考え方	各町に関連のない災害事象であるため,現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	行政経営	小 分 類	防災対策
事業名称	防災市民ネットワークの構		
	大規模な地震が発生しま	き大な被害が発	性すると,社会秩序の混乱が予
	想される。そのような状況	兄において,信	E民の生命,財産を守りかかる被
事業目的・内容	害を軽減するために,防災	災関係機関や自	目主防災会,企業,ボランティア
	団体等が協力して防災活動	かが図れるよう	う , 平常時から防災組織のネット
	ワーク化を推進する。		
	宇都宮市において現在権	構築中のもので	であり,各町では取り組んでいな
合併に向けた課題	い事業であるが,迅速かつ	つ的確な防災活	動を図るためには広域的に取り
	組むべきであり、段階的に	こ進める必要か	ずある。
	各市町においてネットワ	フーク自体は構	幘築されていないため,構築する
調整の考え方	ための事業は現行のまま新	折市に引き継く	、。なお , 合併後については , 各
	町エリアに順次事業拡大を	三図る。	

中 分 類	行政経営	小分	分類	防災計画の整備
事 業 名 称	災害用井戸の指定			
	災害時において,断水に	こより生	上活用:	水が不足することを想定し , 現在
事業目的・内容	使用可能な井戸を防災井戸	⋾として	[登録	することにより生活用水を確保す
	る。			
合併に向けた課題	宇都宮市独自の事業であ	あり,各	子町で!	実施する必要性の検討が必要であ
ロ肝に凹げた味趣	る。			
	各町では実施していない	\事業₫	りため	, 現行のまま新市に引き継ぐもの
調整の考え方	とする。			
	なお,災害用井戸を新た	たに指定	Ĕする:	かどうかは,地域防災計画を策定
	する中で併せて検討する。			

中 分 類	行政経営	小 分	類	防災計画の整備
事業名称	災害用備蓄庫の整備			
広域避難場所となる公園等に備蓄庫を整備し,備蓄・調道			を整備し,備蓄・調達計画に基づ	
事業目的・内容	き,現物備蓄が必要とされる物資(食糧,生活必需品,防災資機材等)			
	の備蓄を行う。			
各市町で整備している備書		講蓄庫にこ) l l 7	ては、その内容に差異はなく、合
│ 合併に向けた課題 ┃	併に伴う課題は特にない。			
調整の考え方	各市町が設置している係	講蓄庫は	合併	f後の新市においても現行のまま
神罡のちん刀	引き継ぐ。			

中 分 類	行政経営 小 分 類 防災計画の整備
事業名称	避難場所等の指定
事業目的・内容	災害に備え,安全な避難場所を確保し,適切な避難体制の下,避難し
TADD ME	てきた被災者等を一時的に収容する。
┃ ┃ 合併に向けた課題	避難場所等は,各市町の地域特性に応じて指定されていることから,
日かに内げた味趣	基本的に合併に伴う課題はない。
調整の考え方	各市町が指定している避難場所等は、合併後の新市においても現行の
神 電光の ちんり	まま新市に引き継ぐ。

中 分 類	行政経営 小 分 類 防災意識の啓発
事業名称	防災マップの作成
	防災マップには,避難所,避難場所及び防災施設等の情報が記載され
事業目的・内容	ているため,災害時の対応を事前に検討する資料となり,防災意識の普
	及啓発に役立つ。
今供に向けた 細節	防災意識の普及・啓発事業のうち、様々な手法媒体を利用した活動を
合併に向けた課題	する中で,防災マップの統合・普及について検討する必要がある。
	各市町が作成している防災マップは,当面現行のまま新市に引き継ぐ
調整の考え方	ものとし,合併後,手法や媒体を検討した上で,内容の統一や地区別の
	作成等について検討する。

中 分 類	行政経営) 分	類	災害情報収集体制
事業名称	栃木県防災行政ネットワーク	7		
	災害時の連絡体制確保の	とめ整体	帯を行	_{すったもの。}
	全県下の行政機関を結び	, 県か <i>!</i>	S Ø -	-斉指令及び各自治体からのFA
事業目的・内容	X通信網を構築し ,かつ全国	の自治	体間	を電話ネットワークで接続する。
	通信系統は地上系と衛星系	こ分けら	られて	こおり,災害時に連絡が途絶し孤
	立化しないようにシステムが	が構成る	きれて	เกร.
 合併に向けた課題	各市町に同様の設備が配	置されて	ている	ることから,合併に伴う課題は特
日所に同じた味塩	にない。			
	栃木県防災行政ネットワ	-クシス	ステノ	」は,一つの自治体に1基配置す
調整の考え方	ることになっていることか	5 , 県	上調素	冬を行うと共に , 各市町間で運用
	方法を調整する必要がある	バ,現行	うのま	ま新市に引き継ぐものとする。

中 分 類	行政経営	小	分	類	災害情報収集体制
事業名称	防災気象情報システム				
	災害時の情報収集体制研	催保の	ため	整備	を行ったもの。
┃ ■業目的・内容	地震情報システム及び気	ī象情	報シ	ノステ	ムに連結しており,災害時に必
事来口的"的合 	要な情報を入手することが	が出来	る。	栃オ	、県防災行政ネットワークの一部
	として稼動中。				
合併に向けた課題	各市町に同様の設備が酢	さ置ら	れて	いる	ことから,合併に伴う課題は特
日所に内げた味趣	にない。				
調整の考え方	防災気象情報システムは	ま,県	防災	行政	マスティア・マスティア・マスティア
	から,「栃木県防災行政ネ	ットワ	フー!	ל נ ל	と同じように考え , 現行のまま新
	市に引き継ぐ。				

中 分 類	行政経営	小 分 類	災害情報収集体制		
事 業 名 称	防災行政無線の整備				
	災害発生時に , 情報の収算	集・伝達及で	びその他応急対策に必要な指示又		
	は命令を円滑に通信できる。	よう , 無線詞	殳備の維持管理を行い,災害に備		
事業目的・内容	える。				
	上河内町は,子局に移動原	号のほか固足	定局(同報系)が設置してあり ,		
	住民への広報に利用している	5.			
┃ ┃ 合併に向けた課題	各市町それぞれ無線を設置	置しているが	が,上河内町では固定局を設置し		
日川に円けた味趣	ており、基本的にはこれらる	を活用してい	いくこととし , 特に課題はない。		
	各市町に整備されている記	殳備について	ては,継続して運用する必要があ		
調整の考え方	るため,新市が現行のまま引き継ぐこととする。ただし,その運用体制				
	については , 合併時までに詰	闘整する。			

中分類	行政経営 小 分 類 有事法制	
事業名称	有事法制に関する調査・研究	
	有事法制及びその関連法制の中で,市町は有事に係る実施体制整備や	
事業目的・内容	国民保護計画の策定などが求められており,その法制及び計画策定等に	
	関して調査・研究を行う。	
	現在,国が「国民の保護に関する法制」の整備を行っており,その法	
┃ ┃ 合併に向けた課題	の策定を受けて,今後,各市町で「国民保護計画」の策定が義務付けら	
日川に凹げた味趣	れる予定である。現段階では、計画の策定時期は合併後となる見込みで	
	あることから,課題は特にない。	
法制がまだ国において審議中のため,市町の「計画」策定		
調整の考え方	ては,現行のスケジュールでは,合併後となる見込みである。そのため	
	当面の業務は ,「調査・研究」が中心となり , 基本的には現行のまま新市	
	に引き継ぐ。	

中 分 類	行政経営 小 分 類 自衛隊基地
事業名称	自衛隊基地に関する事務
事業目的・内容	宇都宮市に自衛隊基地があり,相互の連絡調整等が必要なことからそ
■ 事業日別・内台 ■	の事務を行う。
合併に向けた課題	特定の地域を対象とした事業であるため ,合併に伴う課題は特にない。
調整の考え方	自衛隊基地は各町には存在せず,調整は必要ないことから,現行のま
	ま新市に引き継ぐ。

中 分 類	人事	小 分	類	人事制度
事業名称	特別職の任免			
	執行機関として法律の定	めるとこ	ろに	より自治体に置かなければなら
	ない助役,収入役,各委員	会委員に	つい	て,関係法令に基づいた任免を
事業目的・内容	行う。また,地方公営企業	を経営す	る自	治体は法律の定めるところによ
	り地方公営企業に管理者を	置かなけ	れは	ばならないため,関係法令に基づ
	いた任免を行う。			
合併に向けた課題	法令に定められた事務で	あり ,市町	叮問	で差がないことから ,特にない。
調整の考え方	現行のまま,法令に則り	運用する。	,	

中 分 類	人事 小 分 類 人事制度
事 業 名 称	法令上の職の任免
	自治体の各施設を安全に管理するため,管理者等の設置が義務付けら
	れている施設について,職員に対し,各関係法令に基づいた任免の事務
事業目的・内容	を行う。
	また,現金出納員のように事務補助をさせるため,職員に対し,関係
	法令に基づいた任免の事務を行う。
合併に向けた課題	各町の組織において,中核市移行に伴い必要となる新たな法令上の職
一分に凹りた味趣	の任免について把握する必要がある。
調整の考え方	現行のまま、法令に則り運用する。

中 分 類	人事 小 分 類 労働安全衛生
事業名称	職員診療所
事業目的・内容	職員の疾病の予防や健康の保持・増進を図るため「職員診療所」を設
事業日の・19分 	置する。
今份につけた部 時	宇都宮市において設置しており,各町では設置していないため,新市
合併に向けた課題	においては全市的なバランスの視点から調整を図る必要がある。
田敷のおうさ	診療所を現在の各町に設置することは,現在の利用状況からみても非
調整の考え方	効率的であることから ,現行のまま 1 カ所の診療所を継続して実施する。

中 分 類	人事 小 分 類	労働安全衛生
事業名称	公務災害等事務処理	
事業目的・内容	職員等が公務上の災害又は通勤によ 償金を支給することにより,職員等又 の向上を図る。	-
合併に向けた課題	法定事項であり特にない。	
調整の考え方	法定事項であり各市町の運用に差異 に引き継ぐ。	がないことから,現行のまま新市

中分類	人事	小 分	類	福利厚生
事業名称	退隠料及び遺族扶助料			
	地方公務員等共済組合法	去の施行日	でぁ	5る昭和37年12月1日以前に
	退職した市職員について	, 宇都宮市	退隱	段料及び遺族扶助料条例に基づき
事業目的・内容	退隠料及び遺族扶助料を引	支給する。	また	- , 各町においては , 当時44の
	市町村で組織していた恩絲	合組合で支	給を	そ行っており,その後,法の施行
	日に栃木県市町村職員共済	腎組合に事	務及	び資産が継承し ,支給している。
	宇都宮市は退隠料条例を	を制定し,	各町	「については栃木県市町村職員共
合併に向けた課題	済組合の恩給組合条例年金	金を適用し	てし	Nることから , 制度の違いで市町
	合併後も双方の制度が残る	ることにな	る。	
	宇都宮市が市町村共済の	の制度に加	入(あるいは各町が宇都宮市の制度
調整の考え方	に加入)することは,過去	よの制度設	<u>立</u> σ.)経緯からできない。今後も宇都
	宮市の該当部分は宇都宮市	下が現行の	制度	とに基づいて支給し , 各町の該当
	部分は市町村共済が恩給糾	且合条例の	制度	に基づき支給する。

中 分 類	人事 小分類 祈	 副利厚生
事業名称	職員会館	
事業目的・内容	事業主が職員の元気回復,教養の向上,	, 職員相互の親睦の一環として
事業日別・19分 	職員会館を設置し,管理運営を行う。	
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり),課題は特にない。
	職員会館の利用者は,微増ではあるが年	F々増加しており,今後も職員
┃ 調整の考え方	の元気回復や親睦及び教養の向上に寄与	して行くものとして考えられ
神霊のちん力	る。したがって,新市設置移行においても	5,福利厚生事業の一部を担う
	重要な事業として継続する。	

(2)原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中 分 類	行啓経営 小分類	地方自治制度
事 業 名 称	協働のしくみづくり	
事業目的・内容	現在,宇都宮市において,行政主体で持つでは域の公共課題の解決」を,市民と行っていく社会にしていくために,「市」組みづくりや行政の支援のあり方,市民の検討しており,市民と話し合いながら「市中に策定し,その方向性を示す。さらに営を実現していくため,「市民の責務」「市	行政が役割分担のもと, ともに「市民」の役割分担, 必要な仕の市政への参画方法等について市民協働指針」を平成16年度, 市民協働を基本とした市政運
	民参画の保証」などを定める自治基本条例	
合併に向けた課題	各町においてコミュニティやNPOに 支援(委託や補助など)」の考え方をあわ 本条例制定については,合併後市域に含ま 内容を検討しなくてはならない。	せる必要がある。また,自治基
調整の考え方	協働指針は「協働のあり方」「しくみづを定めるものであり、宇都宮市の制度です ては、市の基本条例という位置付けから新	運用する。自治基本条例につい

中 分 類	行啓経営	小	分	類	地方自治制度
事業名称	地区行政の推進,地域自治	制度			
	都市としての一体性のも	5と,	住民	自治	おを基本としたまちづくりを実現
┃ ■業目的・内容	するため , 市内を適正な均	也域に	区分	}し ,	地域内の拠点施設を中核として
事来口的"的合 	住民に身近な行政サービス	くを行	うと	٤Łŧ	こに,地域の特性や個性を生かし
	たまちづくりを推進する。				
	地区行政の展開に向けた	宇都	官市	تحا	ての地区区分及び地区市民セン
合併に向けた課題	ターの機能と,合併する各	き町の	新た	: な ^壮	地域自治機能における区域及び新
	たな行政拠点機能との整合	きを図	る必	要が	゙ ある。
	地区行政の推進について	には各	地垣	なの特	性を生かしたまちづくりの推進
┃ ■ 調整の考え方	や住民の利便性の確保に	分留	意し	なか	「ら,合併後,各町において合併
調金の考え力	当初に設置する地域自治制	制度に	つし	۱T,	宇都宮市域における制度との調
	整を図り、新たな地域自治	台の制	度を	構築	゙ ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙

中 分 類	行啓経営	小 分	類	地方自治制度	
事業名称	国,県からの権限委譲				
事業目的・内容	必要な事務権限や税財源の)確保等	争につ	いて国・県と協議・要望すべき事	
新来日の・10分 	項を明らかにし,計画的な打	進進を図	図る。		
	国における地方分権改革の	への対応	き (ま	「たな委譲事務,三位一体の税財	
合併に向けた課題	源確保)や将来の政令指定権	『市を』	見んた	『権限・財源拡充の検討,構造改	
	革特区など多様な手法を通り	じた働き	きかけ	けが必要になる。	
	合併により拡大する新市場	或として	C , a	るべき将来の都市像の実現に必	
調整の考え方	要な権限・財源の拡充強化に向けては,市として一体的な対応が不可欠				
	であることから,宇都宮市	おける	5対応	を基本に調整する。	

中 分 類	行政経営 小 分 類 行政経営システム	
事業名称	行政改革の推進	
	行政の究極の使命である「住民満足の向上」に向け,住民との関係	を済
事業目的・内容	含めた行政の役割・あり方や組織体制,行政サービスの提供方法,行	政
	のスリム化など,行政全般の見直しを実施する。	
	各市町のこれまでの行政改革の実績や現状(地域コミュニティ活動	か
合併に向けた課題	地域における行政サービスの展開状況,民間委託の推進状況等)を把	り握
	するとともに,今後の行政改革の取組方向について調整する必要があ	る。
	行政改革に対する基本的な考え方に相異はないため,原則として宇	≃都
	宮市の行政改革大綱(行政経営指針)を採用する(行政経営指針で押	ちゅ
┃ 調整の考え方	えきれない分野がある場合には,必要に応じ,改定を行う。)。	
畸金のもだり	具体的な取組を示した実施計画については,各町の取組を踏まえ,	改
	定を行う。	
	庁内組織及び庁外組織(懇談会等)は,宇都宮市の組織に一本化す	る。

中 分 類	行政経営	小	分	類	行政経営システム
事業名称	外部委託の推進				
	「民間でできることは行	う政で かんしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	はゃ	らな	い」という考え方を基本に,行
事業目的・内容	政の果たすべき役割を見植	亟めた	上で	行政	なが直接実施する必要のないもの
	については,民間に業務を	·委託	し,	効率	的・効果的な執行を図る。
合併に向けた課題	各指針の方向性・内容	, 具体	的業	務こ	ごとの委託化への方向性の調整を
一口竹に凹げた味趣	図る必要がある。				
	現在,宇都宮市において業務を委託している場合は,合併町の同業				っている場合は , 合併町の同業務
	も原則として委託により行	ううこ	とと	し,	他の業務についても ,「外部委託
調整の考え方	(アウトソーシング)の推進に係る指針」をもとに,効率性や有効性の				
	向上に向け,行政責任の確保に留意しながら業務委託の可能性を積極的				
	に検討する方向で調整する	3.			

中 分 類	行政経営	小 分	類	事務改善	
事業名称	事務・事業の見直し,行政	女考 査			
	行政経営指針に基づき,	,効率的・タ	効果	的な事務の執行を図るため,全	
┃ ┃ 事業目的・内容	庁的に現在進めている事務	용・事業の韓	执行	方法を見直す。	
サ来日の・20分 	事務・事業の見直しを交	力果的に行	う手	法として,行政考査のあり方に	
	ついては今後研究していく	•			
	事務事業の見直しについ	1ては , 各i	市町	「とも行政改革大綱に基づき行っ	
合併に向けた課題	ているため,大綱における	る方向性なる	どか	「同じかどうか確認・調整を行う	
	必要がある。				
	宇都宮市における行政改	女革大綱(1	行政	(経営指針)と各町の行政改革大	
調整の考え方	綱については ,その目指すところについて方向性が同じであることから ,				
	大綱の調整に合わせ,事務	8事業の見	直し	,等に係る効率的な取組方策等を	
	検討・調整する。				

中 分 類	行政経営	小 分	類	事務改善
事業名称	職員提案制度			
	「住民の期待に応える行	丁政経営 」	の実	望現のため,事務能率の向上や職
事業目的・内容	員一人ひとりの能力の向」	上などが不	可久	であり,その原動力となる「自
	立行動型」職員の育成を図	図る取組と	して	実施する。
	制度の効率的運用のため	り,一元化	が必	要である。
合併に向けた課題	また,ほとんどの市町で	で制度その	ŧσ)が低調であり,一元化を図ると
	ともに,活性化させること	こが必要で	ある	00
	職員の事務改善意識の向	可上や職務	遂行	f能力の強化といった目的の実現
調整の考え方	に向け,平成15年度から	ら新たな運	用を	開始した宇都宮市の制度の活用
	を図ることを基本に調整す	ける。		

中 分 類	行政経営	小 分	類	事務改善
事業名称	附属機関等の管理			
	市町の各種施策の企画立	案やその	執行	の過程において重要な役割を果
事業目的・内容	たす附属機関等を適正に管	理する(会議	公開の推進,公募委員の推進,
女性委員の登用など)。				
	現在,掲げている公募委	員比率な	どの	目標は最低限,確保していく必
┃ ┃ 合併に向けた課題	要がある(今後,比率を引上げる方向で検討中)。			
日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	各市町における附属機関	等の設置	状沉	2等の実態を把握し,調整する必
	要がある。			
調整の考え方	附属機関等の適正な運用	に向けた	指針	を策定しているのが宇都宮市の
神罡のちん刀	みであることから,宇都宮	市の指針	を採	用する。

中分類	行政経営	小 分 舞	類 事務改善		
事業名称	行政事務改善委員会		·		
	行政事務の効率化と住民	₹サービス <i>0</i>	か向上を図るため , 行	丁政事務の改善	
 事業目的・内容	やワンストップサービスを	E目指した窓	窓口サービスのあり方	などを検討す	
■ 事業日別・内台 ■	る組織として,全庁的な位	体制による 葬	長員会を設置し,改革	草改善に取り組	
	んでいる。				
合併に向けた課題	宇都宮市 , 上河内町に委	桑員会が設置	置されており,基準が	が異なることか	
ロ肝に凹げた味趣	- ^{□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □}				
	各市町とも業務の見直し	の考え方に	こ差はなく,事務改善	喜に係る取組体	
調整の考え方	制についても,新市において全庁的な内部組織として統一し,市行政全				
	般に事務改善の推進方策等	筆を協議・ 訓	周整する必要があるこ	ことから,宇都	
	宮市の行政事務改善委員会	まにおける制	削度運用を基本に調整	きする。	

中 分 類	行政経営 小 分 類 監査
事 業 名 称	監査への対応
	地方自治法第199条に基づく監査の事務執行等について,通知を収
事業目的・内容	受し,各部局間との連絡調整を行うとともに,監査の結果について,指
	摘事項を報告する。

合併に向けた課題	各市町の監査に対する対応体制が異なることから,調整する必要があ ス
	ි ද
	監査委員及び事務局が一元化されることを踏まえ,効率的かつ円滑に
調整の考え方	監査機能を発揮するため,宇都宮市の制度により対応することを基本に
	調整する。

中 分 類	行政経営	小 分 類	監査
事業名称	外部監査への対応		
	包括外部監査は地方自治	法第2条第	14項(最小の経費で最大の効果)
	及び同条第15項(組織運	運営の合理化)の趣旨を達成するため,包括外
 事業目的・内容	部監査を受け、報告の提出	を受けるもの	のである。
事業日の・19分 	また,中核市については	t , 同法第 2	5 2 条の 3 6 第 1 項第 2 号及び同
	法施行令第174条の49	の26に基	づき包括外部監査契約を締結しな
	ければならないこととなっ	ている。	
合併に向けた課題	法令に規定されている事務であり,課題は特にない。		
卸数のおうた	外部監査制度は中核市と	して法定さ	れており,合併後も現行の宇都宮
調整の考え方	市の対応を基本にする。		

中分類	行政経営 小 分 類 執行機関の総括
事 業 名 称	事務委任,補助執行
事業目的・内容	執行機関総体としての効率的な執行体制を確保するため,必要に応じ, 首長事務部局と他の執行機関間での事務委任・補助執行を行う。
合併に向けた課題	合併後の新たな組織体制のもとで,他の執行機関との間でどのような事務を委任すべきか,補助執行を行うべきかについて調整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市の執行機関の機能分担を基本に調整する。調整に当たっては, 合併町における地域自治制度の状況も踏まえながら検討する。

中 分 類	行政経営	小 分 類	執行機関の総括	
事業名称	後援名義			
	後援名義の使用について	, 自治体の名	2.8.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2	
┃ ■業目的・内容	に大きな影響を与えること	こから , 当該事	翼業を適切に把握し,公共性の高	
尹未口以"以合 	さや公益性を考慮し名称例	使用の可否を決	定するよう「後援名義の使用の	
	許可に関する要項」の制定	≧などにより ,	適正な運用を行う。	
今份に向けた細筋	後援名義の使用に対する	る各市町の基	準や考え方を統一する必要があ	
┃ 合併に向けた課題 ┃	る。			
細数のおうさ	新市としての統一した対	対応が必要であ	ることから,宇都宮市の対応を	
調整の考え方	基本として調整する。			

中 分 類	行政経営	小 分 類	執行機関の総括
事業名称	市町章の使用許可		
	市町章の使用については	は,市町を表象	まするものでありその意義を失う
事業目的・内容	ことがあってはならない。市町章が使用されることにより,住民へ影響		
	を与えることから適正な管	管理を行う。	

合併に向けた課題	市町章の使用に対する各市町の基準や考え方を統一する必要がある。
	市町章の使用に関する基準は、宇都宮市のみが基準を設定しており、
調整の考え方	合併後にも適応することが適当なものであることから,宇都宮市の基準
	を適用する。

中 分 類	行政経営 小 分 類 法規事務
事業名称	条例,規則等の審査事務
事業目的・内容	条例,規則等を制定改廃するに当たり,担当課において作成した案の
■ 尹耒日別・内台 ■ ■	審査を行う。
合併に向けた課題	各市町とも同様の事務を行っているが、表現等の細部が異なることか
一分に凹りた味趣	ら,調整する必要がある。
卸数のおうた	行政を円滑に執行するための内部事務であるので,宇都宮市の制度を
調整の考え方	基準に調整する。

中分類	行政経営 小 分 類 法規事務
事 業 名 称	法律相談事務
事業目的・内容	担当課の抱えている法律問題について,相談に応じる。
合併に向けた課題	各市町とも同様の事務を行っているが,細部について調整する必要が
日肝に円げた味度	ある。
┃ 調整の考え方	行政を円滑に執行するための内部事務であるので,宇都宮市の制度を
	基準に調整する。

中 分 類	行政経営 小 分 類 法規事務			
事 業 名 称	顧問弁護士に関する事務			
	事務・事業の執行上の法律問題について,迅速に弁護士相談できる体			
 事業目的・内容	制を整えるとともに,訴えが提起され,又は提起する場合において,速			
■ 事業日別・内台 ■	やかに訴訟代理人を選任し対応できるようにするため,顧問弁護士を設			
	置する。			
合併に向けた課題	各市町において委嘱する弁護士が異なり,また,報酬の額についても			
日所に内げた味趣	ばらつきがあることから,調整を図る必要がある。			
調整の考え方	行政を円滑に執行するための内部事務であるので,宇都宮市の制度を			
神罡のちん刀	基準に調整する。			

中 分 類	行政経営	小 分	類	法規事務
事業名称	訴訟関係事務			
	市町を被告として訴えが	提起され	た場	場合及び市町が訴えを提起した場
事業目的・内容	合において,訴訟代理人(顧問弁護士)と共に,又は指定代理人とし			
	対応に当たる。			
合併に向けた課題	代理人及び報酬の額につ	ハては調	整の)必要がある。
卸数のおうた	行政を円滑に執行するための内部事務であるので,宇都宮市の制度を			
調整の考え方	基準に調整する。			

中分類	行政経営	小分)類	法規事務
事業名称	事故対策委員会事務			
事業目的・内容		_		「関係あると認められる事故等に 賃任,賠償に関する事項について
合併に向けた課題	委員会のメンバー等について調整する必要がある。			
調整の考え方	行政を円滑に執行するた 基準に調整する。	めの内	部事務	らであるので , 宇都宮市の制度を

中 分 類	行政経営 小	分類	法規事務
事 業 名 称	地方自治法制度研究会に関する事務		
	水戸市,前橋市,川口市及び	宇都宮で	市の法規事務担当者で構成する研
 事業目的・内容	究会をつくり,そこにおいて,	直面する	る課題・各自治体共通の現代的な
サ 表目的・10分 	課題解決の糸口を見出すととも	こ,法規	見事務担当者の資質の向上を目指
	すことを目的に,地方自治に関	つる法令	冷及び法制度の研究を行う。
合併に向けた課題	合併後においても,新市とし	て継続す	することが必要であり , 合併に伴
	う課題は特にない。		
調整の考え方	新市においても継続する方向	で調整す	ける。

中 分 類	行政経営	、 分	類	法規事務
事業名称	例規データベース運用事務			
事業目的・内容	信が社会に浸透してきたこと	から	, 書籍), ネットワーク環境での情報通 きで提供していた例規類集を,庁 -ネットを利用し,ホームページ
合併に向けた課題	データベースの運用自体に	ーネ、	ット系	いが,庁内LANが未整備であ 別用できる環境が未整備であった 『提供する必要がある。
調整の考え方	ことが必要である。また,各 の例規は編入合併により失效	i町にl jするる	は庁 / こと <i>t</i>	は,新市においても継続していく 内LANが整備されているが,そ いら各町の例規データベースは使 おいて宇都宮市のシステムを基準

中 分 類	行政経営	小 分 類 法規事務	
事業名称	自治体法務の推進に関する事務		
事業目的・内容	職員の法務能力の向上を図るため,法務担当職員を講師とする研修,		
事業日的・内谷 	派遣研修を実施する。		
合併に向けた課題	研修対象者を調整する必要がある。		
調整の考え方	行政を円滑に執行するための内部事務であるので,宇都宮市の制度を		
神雀の考え力	基準に調整する。		

中 分 類	行政経営 小 分 類 法規事務
事 業 名 称	公示令達文書に関する事務
事業目的・内容	条例,規則等の公布や,告示文の掲示,保管を行う。
合併に向けた課題	合併後の掲示場の数について調整する必要がある。
	条例に基づいて行っている事務であり,市町間で掲示場の数が異なる
調整の考え方	が,掲示場については本来1か所で十分であることから,原則として宇
	都宮市の制度を基準(市内に1か所)に調整する。

中 分 類	行政関係事務 小 分 類 議会関係事務		
事 業 名 称	議会に関する事務		
事業目的・内容	議案書の作成,議会運営委員会,常任委員会,代表者会議,一般質問		
事来中的"约台 	の準備などを行う。		
合併に向けた課題	議案書の作成や一般質問への対応などについて,市町間で異なる部分		
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			
調整の考え方	議会に関する事務は ,行政を円滑に執行するため内部管理事務であり ,		
神霊のちん力	宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営 小 分 類 文書事務			
事 業 名 称	情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事務			
	住民の情報の公開を求める権利を保障することにより,市町の保有す			
	る情報の一層の公開を図り,もって市町が市町政の諸活動について住民			
	に説明する責務を全うするよう努めるとともに,公正かつ透明な市町政			
事業目的・内容	の推進及び住民の市町政参加の推進に資する。			
	市町が保有する自己の個人情報に対する開示請求等の権利を保障する			
	ことにより,個人の権利利益を保護し,公正で信頼される市町政の推進			
	に資する。			
合併に向けた課題	個人情報保護条例が平成16年4月1日までに全ての市町で施行され			
ログに凹げた味趣	たため,個人情報を取扱う事務の確認と調整作業が必要になる。			
	情報公開制度については,公開請求権者及び写しの交付費用が主な相			
	違点となっているが,原則として宇都宮市の制度を基準として,制度の			
調整の考え方	相違点については合併までに調整する。			
	また,個人情報保護制度については,写しの交付費用を除き,概ね宇			
	都宮市の条例と整合する形で制定されたため,原則として宇都宮市の制			
	度を基準として,制度の相違点については合併時までに調整する。			

中 分 類	行政経営	小分類文書事務
事 業 名 称	文書管理システムの構築に	- 関する事務
	文書事務を正確かつ迅速	恵に処理するとともに,住民に対し,様々な行
事業目的・内容		ため,庁内LANの活用により,紙文書と電子
	化した情報を併せて管理す	「る総合的な文書管理システムを構築する。

今併に向けた 細節	宇都宮市及び上三川町が導入しているシステムが異なることや,導入
│ 合併に向けた課題 │	していない町の運用についての調整が必要になる。
知故の老さた	行政を円滑に執行するための内部管理事務であり,宇都宮市の制度を
┃ 調整の考え方 ┃	基準に調整する。

中 分 類	行政経営 小 分 類 文書事務		
事業名称	文書管理,保存及び廃棄に関する事務		
事業目的・内容	公文書の適正管理について担当課を指導するとともに,公文書の保管		
■ 事業日別・内台 ■	及び保存期間満了文書の廃棄を行う。		
合併に向けた課題	各市町の保存文書の保存年限を確認し,統一した保存期間を設定する		
一口肝に凹げた味趣	必要がある。また,保存方法や,保存場所について調整を要する。		
	行政を円滑に執行するための内部管理事務であり,宇都宮市の制度を		
調整の考え方	基準として基本的には新市において文書の引継ぎ等を行うが,その引継		
	ぎの方法や保存場所などについては,合併までに調整する。		

中分類	行政経営 小 分 類 文書事務
事業名称	公印に関する事務
事業目的・内容	公印の作成,廃止,使用について担当課を指導する。
合併に向けた課題	公印の取扱い,作成などの調整をする必要がある。
田敷の老さ亡	行政を円滑に執行するための内部管理事務であり,宇都宮市の制度を
調整の考え方	基準に調整する。

中 分 類	行政経営	小 分 類	文書事務
事業名称	印刷機器の導入,維持管理に関する事務		
事業目的・内容	印刷物や資料の作成を迅	B速に対応する	ため , 庁内における印刷機器等
■ 事業日別・内台 ■	の維持管理や用紙の購入・	管理及び大量	閏印刷の庁内対応を行う。
合併に向けた課題	印刷機器の適正配置について調整が必要である。		
	行政を円滑に執行するた	こめの内部管理	聖事務であることから,宇都宮市
調整の考え方	の制度を基準に調整する。	ただし,印刷	機器の配置については , 現行の
	まま新市に引き継ぐことを	を基本とするか	、旧市町庁舎における組織の配
	置状況や機器の賃借期間な	よどを踏まえな	がら調整する。

中 分 類	行政経営	小 分 類	文書事務
事業名称	文書収受,発送に関する事務		
	事務効率化のため,庁内	内における文書	の収受・発送を一元的に管理す
事業目的・内容	る。 収受文書を集約し,庁内連絡文書等とあわせて庁内各課への配送及び 出先機関への逓送業務を行う。		
合併に向けた課題			ることから ,調整が必要である。
調整の考え方	の制度を基準に調整する。		理事務であることから,宇都宮市 戦の配置状況を踏まえながら調整

中 分 類	行政経営 小 分 類 文書事務		
事業名称	表彰状等の浄書管理に関する事務		
事業目的・内容	市町で発行する表彰状等の筆耕を行う。		
合併に向けた課題	一括管理を行っている自治体と各課で対応している自治体があること		
口併に凹げた味趣	から,調整を図る必要がある。		
調整の考え方	行政を円滑に執行するための内部管理事務であることから,宇都宮市		
神罡のちん刀	の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分	類	文書事務
事 業 名 称	マイクロフィルム文書の作	マイクロフィルム文書の作成等に関する事務		
事業目的・内容	マイクロフィルム化する	3文書(土	地分	筆申請書)について , その作成 ,
争未口的的分	管理を行う。			
合併に向けた課題	マイクロフィルム文書を	を作成して	いる	自治体と作成していない自治体
日併に円けた味趣	があることから,作成の必	必要性等に	つし	Nて調整を図る必要がある。
調整の考え方	行政を円滑に執行するだ	こめの内部	管理	『事務であることから,宇都宮市
神霊のちん力	の制度を基準に調整する。			

中 分 類	行政経営	小 分 類	公平委員会事務
事業名称	公平委員会に関する事務		
	地方公務員法の完全な実	尾施を確保し	, その目的を達成するため, 公平
┃ ■業目的・内容	委員会に関する事務を行う	ō.	
学来口的 19台 	宇都宮市は独自に公平教	長員会を設置し	しており , 各町は地方公務員法第
	7条第4項の規定により机	5木県人事委員	員会に事務の委託をしている。
	各市町において,事務処	処理形態が異な	なる(宇都宮市は独自で事務処理
┃ ┃ 合併に向けた課題	を行っているが,他町は県	見の人事委員会	会に事務を委託して処理させてい
日内に内げた味趣	る)ため,合併により設置	鬒,事務処理刑	彡態の統一を図ることが必要。係
	属中の事案はないため、引	継等について	は不要。
	地方公務員法の完全な実	尾施を確保し	, その目的を達成するため , 委員
調整の考え方	会を設置するものとし,そ	その事務につい	1ては , 行政を円滑に執行するた
	めの内部事務であることが	いら , 宇都宮市	の制度を基準に調整する。

中 分 類	行政経営	小 分 類	人権啓発事務	
事業名称	人権啓発に関する事務			
事業目的・内容	人権問題に対する住民の	D正しい理解と	≤認識を深め,差別のない地域社	
争未口的的分	会の実現を目指し,差別意	意識を解消する	らため,啓発事業を行う。	
	宇都宮市においては人権	重施策推進指針	†を,上三川町においては,人権	
合併に向けた課題	教育・啓発推進基本計画を	至平成16年3	3月に策定したが, 啓発事業の相	
	違点について確認し,調整	逢する必要があ	5る。	
	人権啓発に関する指針((行動計画) σ	D策定状況や人権啓発に関する事	
	務内容については、各市町	J間で異なって	こいるが,新市における一体的な	
調整の考え方	取組が必要なことから,原	原則として宇都	『宮市の制度を基準に調整する。	
	ただし,人権啓発に関する	る事務について	ては,地域行政機関で所掌する事	
	務の検討状況を踏まえ、台	合併時までに訴	圏整する。	

中 分 類	行政経営 小 分 類 平和啓発事務		
事業名称	平和のつどいに関する事務		
事業目的・内容	戦争の悲惨さを後世に伝えるとともに,住民一人ひとりに平和を求め		
■ 事業日別・内台 ■	る心を醸成することにより,平和の尊さへの意識高揚を図る。		
	宇都宮市以外の町では事業を実施していないので,新市において事業		
合併に向けた課題	を継続するかの検討や実施事業の内容・手法について調整を図ることが		
	必要である。		
	宇都宮市以外は事業を実施していないが,住民一人ひとりに平和を求		
調整の考え方	める心を醸成するため事業を実施していく必要性があることから、宇都		
	宮市の制度を引き続き実施していく。		

中分類	行政経営	小 分	類	平和啓発事務
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	10-74	3 77	^_	1 48 170 7-30
事 業 名 称	平和親善大使広島派遣事業	E		
	平和教育の一環として,	若い世代	たに戊	5島の原爆被害の実態と戦争の悲
┃ ■業目的・内容	惨さを認識してもらうため	b , 市内0)中学	生を平和親善大使として,広島
	市に派遣する。また市内の	中学校を	対象	として,被爆者の語り部による,
	被爆体験の講演を実施する	,		
	宇都宮市以外の町では事	掌業を実施	₺して	こいないので,新市において事業
合併に向けた課題	を継続するかの検討や実施	事業の内	容・	手法について調整を図ることが
	必要である。			
	宇都宮市以外は事業を実	€施して\	ない	Nが,若N世代に広島の原爆被害
調整の考え方	の実態と戦争の悲惨さを認	忍識しても	563	oため事業を実施していく必要性
	があることから , 宇都宮市	の制度を	引き	続き実施していく。

中 分 類	行政経営	小 分 類	平和啓発事務		
事業名称	平和都市宣言に関する事務				
事業目的・内容	核兵器の廃絶を目指すとともに,戦争や人権侵害などの平和を脅かす				
争未口的的分	様々な課題に取り組むこと	こを誓い,平和	口都市宣言を制定している。		
合併に向けた課題	宇都宮市及び上三川町が宣言を行っており,その他の町は宣言してい				
日併に円げた味趣	ないことから ,新市での宣言の継続や内容についての調整が必要となる。				
	宣言を行っている市町と	こ行っていない	い町があるが,宣言については継		
調整の考え方	続して実施していくことが必要であり ,その内容について勘案しながら ,				
	原則として宇都宮市の制度	を基準に調	とする。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	防災体制	
事業名称	地域防災会議事務			
事業目的・内容	地域防災計画の作成及び	びその実施のため	めに , 地域防災会議を置きその	
争未口的的分	事務を行う。			
	各市町の防災会議は, 各	各自治体が条例等	等でその規模等を定めているた	
合併に向けた課題	め,適正な規模となるよう) , 協議調整を行	_丁 う必要がある。	
	また,報酬額も調整する	ら必要がある。		
調整の考え方	防災会議事務が適正に運用できるよう,防災会議の委員の選出基準等			
神霊のちん力	異なるものについて,宇都宮市の制度を適用する。			

中 分 類	行政経営	小	分	類	防災体制
事業名称	災害対策本部事務				
事業目的・内容	災害が,各市町内において別に定める設置基準に達し,対応する必要がある場合災害対策本部を設置し,関係機関と連携して災害対策を実施する。				
合併に向けた課題	風水害の設置基準の有無っているため,震災を含め				する場合の内容がそれぞれ異な ■が必要である。
調整の考え方	災害に適切に対応するた	め,	宇都	宮市	の基準を適用する。

中 分 類	行政経営	小 分 類	防災計画の整備	
事 業 名 称	防災訓練の実施			
事業目的・内容	防災計画の習熟や防災関	係機関との過	連携強化,さらには防災意識の高	
事業日の・191日 	揚を図るため,実践に即した訓練を実施する。			
	防災訓練を実施している	ら自治体と実施	色していない自治体があることか	
合併に向けた課題	ら,新市として一体的に対	応できるよう	うな防災訓練を実施する必要があ	
	る。			
	各市町が行っている防災	終訓練のうち な	内容が異なるものについては , 訓	
調整の考え方	練の趣旨,内容,有効性を	勘案したうえ	えで,宇都宮市を基準として一元	
	化を図る。			

中 分 類	行政経営	小 分 類	防災計画の整備	
事業名称	他自治体・民間等との応援	援協定		
	災害時には他自治体の協	協力のほか,	民間の組織力,行動力,所有する	
事業目的・内容	物資,資機材等を有効に活	舌用し,迅速	かつ的確な応急対策や復旧事業に	
	取り組むため,協定を締結	よって,災害に備える。		
合併に向けた課題	各市町の協定は事務の通	承継で処理さ	れるが,協定内容が,新市の規模	
一口竹に凹げた味趣	日併に向けた課題 に適合するかどうかの検討が必要である。			
	各市町の締結している協定については,相手方や内容などを検討し			
調整の考え方	新市に引き継いだ方が良いものは,現行のまま引き継ぐものの,調整の			
	必要なものは,宇都宮市を	を基準に調整	する。	

中 分 類	行政経営	小 分 類	防災意識の啓発
事 業 名 称	防災意識の普及・啓発		
	住民一人ひとりが常に励	5災に関心を持	持ち,それぞれが災害を自らの問
事業目的・内容	題として受け止め,防災に	対する正しい	N知識と技術を身に付けられるよ
	う,様々な手段,媒体を利	川用して普及啓	啓発活動を行う。
合併に向けた課題	各市町の取組状況を精査	登し,地域特性	生に応じた,事業実施が必要であ
口所に凹げた味趣	る。		
調整の老さた	各市町で行っている防災	災意識の普及・	啓発事業の趣旨,内容,有効性
調整の考え方	等を勘案しながら,宇都宮	官市の制度を基	基準に一元化する。

中 分 類	行政経営 小 分 類 災害情報収集体制					
事業名称	小災害情報の収集処理					
	大規模地震災害を除く災害に関して,被害状況を集約し記録する。					
事業目的・内容	被害状況については,統計の基礎とするとともに,県等関係機関へ報					
	告要領により報告する。					
合併に向けた課題	情報の集約手段については、各市町で独自の方法を取っていると考え					
日かに内げた味趣	られるので,事務処理方法を統一する必要がある。					
	各市町で行っている小災害情報の収集処理事務の手法等差異があるも					
調整の考え方	のについては,その趣旨,内容,有効性について勘案し,原則宇都宮市					
	の制度を基準として合併時において一元化する。					

中分類	行政経営 小 分 類 不当要求等対策			
事業名称	不当要求等防止対策委員会事務			
学 未 口 彻				
 事業目的・内容	暴力団等が行政に対して行ってくる様々な不当な要求に	対処するた		
学来口的 19台 	め,不当要求等防止対策委員会の事務局としての事務を行う。			
会併に向けた課題 委員会は宇都宮市と上三川町が設置しているが,組織のすり合わせ び構成メンバーの見直しが必要である。				
				調整の考え方

中 分 類	行政経営	小 分	類	不当要求等対策
事業名称	不当要求等対応マニュアル	の策定		
事業目的・内容	職員が,さまざまな不当	な要求に	対応	できるようマニュアル等を策定
争来口的"约台	し,事案発生に備えた予防	ī , 対応策	の周	知徹底を図る。
┃ ┃ 合併に向けた課題	マニュアルの作成は宇都	3宮市と上	三川	町で実施しているが , 内容のす
古所に向けた詠趣				
調整の考え方	マニュアルの内容に大き	な相違は	ない	Nが,職員研修など異なる点につ
- 神霊のちん力	いては,宇都宮市のマニュ	アルを基	準に	調整する。

中 分 類	行政経営	小 分 類	選挙管理委員会		
事業名称	委員会の運営				
			成,投開票事務の管理など公職の		
			管理委員会は4人の委員で組織さしたままる。 ひ		
事業目的・内容	れる台議制の機関で,安員	割は,選争権	を有する者で,人格が高潔で,政		
7×111	治及び選挙に関し公正な詞	餓見を有する	者のうちから議会より選挙され,		
	その任期は4年である。				
	各市町において,組織さ	されている。			
	選挙管理委員会の運営は,各自治体ごとに独自に運営されているた合併に向けた課題 選出地域の配慮,委員・補充委員の構成,委員・補充委員の任期,				
合併に向けた課題					
	会の開催日,委員の報酬など相違する点について,調整が必要である。				
	委員会の運営は,法令等	手に基づき実	施しており,合併後の新市におい		
調整の考え方	て一の委員会が運営されることから,原則として宇都宮市の制度を基準				

中分類	行政経営 小 分 類 選挙人名簿
事業名称	永久選挙人名簿等の調製
事業目的・内容	選挙権を有している者でも,選挙人名簿に登録されていなければ,これを行使することができず,市町村選挙管理委員会は,選挙人名簿に毎年4回及び選挙が行われる際,新たに選挙権を有することとなった者を登録することにより選挙人名簿を調製し管理を行う。一度有効に名簿に登録されたときは,永久に据え置かれる。また,国外に居住する日本国民に選挙権行使の機会を保障するものとして在外選挙制度が創設され,原則,国外転出前の住所地に申請することにより名簿が調製される。
合併に向けた課題	各市町とも名簿の登録月は公選法により定められているため,統一性はあるが,その管理及び処理方法は,自己電算の導入や業務委託など各市町の処理方法が異なることから処理の統一化を図ることが必要である。
調整の考え方	各市町が行う永久選挙人名簿等の調整は,法令等に基づき規定されているため,合併後は宇都宮市の電算による管理で名簿調製等を行うことから,原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	行政経営 小 分 類 啓発			
事業名称	常時・選挙時啓発、啓発作品の募集・表彰			
選挙が公明かつ適正に行われるように,常にあらゆる機会を通				
	挙人の政治常識の向上に努めるとともに , 特に選挙に関しては投票の方			
事業目的・内容	法,選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知しなけ			
	ればならない。			
	各市町において,常時啓発事業や選挙時啓発事業を実施する。			
	各市町の啓発事業の取組状況を確認し,今後どのような啓発事業を行			
合併に向けた課題	うことが選挙人に対する政治参加の呼びかけになるのか調査,研究し,			
	効果的な選挙の啓発活動に努める必要がある。			
	各市町が行う啓発事務は,各市町選管で活動が異なることから実施方			
調整の考え方	法等の状況を踏まえ,原則として宇都宮市の制度を基準に合併時に一元			
	化する。			

中 分 類	行政経営	小	分	類	啓発
事 業 名 称	明るい選挙推進協議会				
	民主政治の確立を期し	選挙	のと	明化	どを実現するため,明るい選挙運
┃ ■ 事業目的・内容	動の実施について,総合的	り企画	īを植	立す	るため,有効適切な諸方策を研
● 事業日別・19分 ■	究協議し明るい選挙運動を	E円滑	かつ	効率	5的に推進する。
	団体の運営は,各市町単	単位で	行っ	てし	1る。
	明るい選挙推進協議会は	は任意	の団]体で	で,各市町で設置している。これ
合併に向けた課題	からの活動において全体的	りな指	導員	数σ)適正化を図るとともに,活動内
	容の調整を行う必要がある	5。			
	各市町が行う明るい選挙	੬推進	協請	会活	動は,市町間でその運営方法が
調整の考え方	異なることから,適正化を	医図る	عے	きし	,協議会運営が円滑に行えるよ
	う原則として宇都宮市の制	刂度を	基準	に合	併時に一元化する。

中 分 類	行政経営	小 分 類 政治活動	th		
事業名称	政治活動用証紙の発行				
事業目的・内容	政治活動として行う,立	札看板の類について,	許可を受けていること		
尹未口的 * 的合	を示す証紙を一定の数内で	発行する。			
各市町において交付している証票の有効期限や作成素材等が異					
合併に向けた課題	とから、証票有効期限の設	定や,証票規格を統一	-するため調整を図るこ		
	とが必要である。				
	政治活動用証紙の発行は	, 法令等に基づき実施	しており,自治体単位		
調整の考え方	で発行することから ,合併	後は , 宇都宮市の証票	を発行することになり、		
	その取り扱いは,原則とし	て宇都宮市の制度を基	準に調整する。		

中 分 類	行政経営 小 分 類 選挙事務
事業名称	投票事務
事業目的・内容	投票は一定の区域を単位として行われ,この区域それぞれに投票所が 設けられる。投票所は実際の投票を行うための施設をいい市町村の選挙 管理委員会の指定した場所に設けられる。選挙人は選挙の当日,自ら投 票所に行き投票をしなければならない。この投票を公正かつ円滑に行う ため,関係機関との調整や各投票所の体制を整えるとともに,選挙人が 投票しやすい投票所の環境整備を行う。
合併に向けた課題	各市町において行っている投票事務の執行体制・事務手順や導入機器 及びバリアフリー化など投票環境が異なることから,条件を均一化した 投票環境をつくり,より投票しやすい施設の改善策や体制を作る必要が ある。 また,投票所の資材など統一性を図る必要もある。
調整の考え方	各市町が執行する投票事務は,法令等に基づき執行されており,合併後の投票事務の執行は自治体ごとに執行管理を行うことになることから,執行体制,事務手順や導入機器及びバリアフリー化などの投票環境について,原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	行政経営 小 分 類 選挙事務
事 業 名 称	開票事務
	投票所閉鎖後に,各投票区の投票管理者からの投票箱,投票箱の鍵,
	投票録,不在者投票の調書などを開票管理者に対する送致をもって行わ
┃ ■ 事業目的・内容	れ,開票管理者は開票所でこれらを受領し間違いなく送致されたか点検
学来口的 1966 	した後に , 受領し , 開票が開始される。 開票を正確かつ迅速に行うため ,
	事前に関係機関との調整や各従事者への説明等を行い,開票事務の体制
	を整え開票事務にあたる。
	各市町において行っている開票事務の体制や導入機器の使用状況など
合併に向けた課題	異なることから,開票開始時間や開票の手順,体制,導入機器を統一す
	る必要がある。
	各市町が執行する開票事務は、法令等に基づき各市町ごとに執行され
調整の考え方	ており,合併後の開票事務の体制や導入機器などの開票環境等について
	は,原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	行政経営	小	分	類	選挙事務
事 業 名 称	期日前投票及び不在者投票	票事務	Z		
	選挙当日,用務などで投票所において直接投票ができない選挙人の				
事業目的・内容	めに選挙当日投票所投票	Ŀ義σ)例夕	とし	って,投票日の前にあらかじめ投
	票させる制度に関する事務	务を行	iう。		
	各市町で行っている,不	在者	投票	事務	i (H15.12.1 期日前投票制度が施
	行)は,条件緩和に伴い	F々増	加し	てし	Nる。そのために機械化により対
合併に向けた課題	応するなどの方策を執って	ている	が,	処理	閏方法が各市町異なるため,不在
	者投票記載所数(期日前拍	0票所	f数)	の通	適正化も含め,不在者投票記載所
	(期日前投票所)の環境動	を備の	統一	-性を	図る必要がある。
各市町が執行する不在者投票事務は,法令等に基づき執行さ					
田敷の老さた	合併後の期日前投票事務及	シび 不	在者	投票	[事務の執行は自治体ごとに執行
調整の考え方 	管理を行うことになること	こから	,其	月日育	前投票所及び不在者投票記載所の
	環境整備等については ,原	則と	して	は宇	都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	行政経営	小 分	'n	類	選挙事務	
事 業 名 称	選挙に関する事務					
	選挙を執行するにあたり,投票開票事務以外の選挙関係事務について					
	統一性を図る。					
	選挙を執行するには投閉	閉票事 和	务以	外に	も公職選挙法に規定される任意	
事業目的・内容	制のポスター掲示場の設置	量や任意	急制	の遅	登公報の作成・配布など様々な	
	業務がある。					
	各市町で公職選挙法に準	≛じ条係	列で	定め)るものであることから , その処	
	理方法は異なる。					
	ポスター掲示場の設置及	び選挙	学公	報の	作成等は任意制となっており公	
合併に向けた課題	職選挙法に準じ,条例で記	Ξめてに	いる	各市	可の処理方法,ポスター掲示場	
	の作成材料など異なる部分	かを調整	とす	る必	要がある。	
	各市町における任意制の	選挙	こ関	する	事務は、市町間で基準が異なる	
調整の考え方	ことから,原則として,写	₽都宮⋷	の付	制度	Eを基準に合併時において一元化	
	する。					

中 分 類	行政経営	小 分 類	選挙事務
事業名称	個人演説会事務		
事業目的・内容	候補者本人が施策等を発	発表する場所と	こして,公営の施設を使い演説会
事業日の・10分 	を行うが,この公営の使用	月状況や受付事	『務などを行う。
合併に向けた課題	各市町で定める公営施設	との個人演説会	会場の施設状況を把握し,取扱い
一分に凹りた味趣	事務の統一化及び各施設の	D整備の調整か	が必要である。
	各市町で執行している個	固人演説会事務	8は,法令等に基づき執り行われ
調整の考え方	ており , 合併後 , 新市にお	さいて一元化し	ン法令に基づき執り行われる制度
	であることから,原則とし	ノて宇都宮市 <i>の</i>)制度を基準に調整する。

中分類	行政経営 小 分 類 選挙事務
事 業 名 称	農業委員会委員選挙事務
	農業委員会等に関する法律に基づき、3年に一度、選挙が行われる。
	その執行は選挙管理委員会が行うものとされている。農業委員会委員
┃ ■業目的・内容	選挙を執行するにあたり,最も効果的な選挙執行体制を確立し,執行手
尹未口的"约台 	順や環境整備を行うことで,農業委員会委員選挙事務を正確かつ迅速に
	行えるよう適正な体制づくりを図る。
	各市町により,執行体制が異なっている。
	統一選挙として行われる農業委員会委員選挙についても,他の選挙同
合併に向けた課題	様その選挙執行は市町によって異なっており,選挙執行体制及びその事
	務について統一化を図る必要がある。
	各市町で執行する農業委員会委員選挙事務は、法令等に基づき市町ご
調整の考え方	とに執行されており,合併後の新市においても,各市町の事務を一元化
両定の与ん力	し執り行うことになるため,原則として宇都宮市に制度を基準に調整す
	る。

中 分 類	行政経営	小 分 紫	選挙事務
事 業 名 称	土地改良区総代選挙事務		
	土地改良法の規定に基づ	づき行われる	土地改良区総代選挙の選挙執行及
	びその事務手続きを行い	, 土地改良区	総代選挙事務を正確かつ迅速に行
事業目的・内容	うことを目的とする。		
	各市町により土地改良区	区総代選挙の	執行体制が異なる。
	なお,定数等の定めは各	5土地改良区	の定款で定められる。
	土地改良区総代選挙にこ	ついても , 他	の選挙同様その選挙執行は市町に
合併に向けた課題	よって異なる選挙執行体	制及びその	執行について調整をする必要があ
	る。		
	各市町が執行する土地ご	女良区 総代選	挙は,法令等に基づき執り行われ
調整の考え方	ており , 合併後の新市にも	さいても各市	町の選挙を執り行うことになるた
	め,原則として宇都宮市の	D制度を基準	に調整する。

中 分 類	行政経営	小 分 類	選挙事務
事業名称	開票区		
事業目的・内容	開票は ,一定の区域を単	位として行わ	れる。この区域を開票区という。
新来日の・10分 	開票区は原則として市町	丁村の区域によ	こる。
	衆議院議員小選挙区選挙	幹並びに県議会	会議員選挙及び市議会議員選挙が
合併に向けた課題	合併により選挙区を設けた	:場合,各市町	Jに開票区を設けるかどうか必要
	性を検討する。		
	各市町の開票区は ,法令	等により市町	村の区域により定められており,
	合併後の新市の区域が一の	D開票区と定め	られることから,原則として宇
調整の考え方	都宮市の制度を基準に調整	管する。	
	なお , 合併後 , 特例によ	より数選挙区 <i>た</i>	が設けられる場合は,複数開票区
	ができることになる。		

また,衆議院小選挙区選出議員選挙の開票区は,現行の新市の地域では,2つの選挙区が設けられている。(栃木第1区:宇都宮市,上三川町栃木第2区:上河内町,河内町)

中 分 類	行政経営	小:	分	類	検察審査会
事業名称	検察審査員候補者選定事務	<u>}</u>			
	事件事故などで検察から	不起語	泝処	分を	受けた事件に対し,申し立てを
	行うことで再度当否の審査	を請え	求で	きる	制度として検察審査会制度があ
事業目的・内容	る。				
	その審査を行う検察審査	負は	衆議	院諄	負の選挙権を有する者の中から
	選定するが,選定事務は市	可村(の選	挙管	理委員会が行う。
	各市町の選定規程等で記	≧める材	食察	審같	≦員の選定方法を統一するほか ,
合併に向けた課題	検察審査会制度の周知等の)啓発》	舌動	実旅	5方法についても研究する必要が
	ある。				
	各市町が行う検察審査員	候補	者選	定事	務は,法令等に基づき行われて
調整の考え方	おり、その選定は各市町村	付の衆語	議院	議員	選挙人名簿登載者から抽出され
	るため,原則として宇都宮	市の制	訓度	を基	準に調整する。

中分類	行政経営 小 分 類 選挙管理委員会連合	会
事業名称	栃木県市選挙管理委員会連合会事務局事務	
	選挙管理委員会の円滑なる運営並びに選挙執行方法の改善	研究及び法
	規改廃の要望達成を図り、理想の選挙の実現を図るため、関係	系する自治
	体により選挙管理委員会連合会を設置する。	
事業目的・内容	宇都宮市は県内12市の選挙管理委員会で構成する栃木県で	市選挙管理
	委員会連合会に所属しており、団体の事務局事務を行う。	
	上三川町,上河内町及び河内町は栃木県河内郡選挙管理委員	員会連合会
	に加盟している。	
合併に向けた課題	加盟団体が異なることから調整する必要がある。	
	各市町が加盟する連合会は、市町別で連合会を組織している	るため,合
調整の考え方	併後は,各町が加入している連合会からは脱退し,宇都宮市7	が加盟する
	栃木県市選挙管理委員会連合会に加盟する。	

中 分 類	人事	小	分	類	組織整備
事 業 名 称	職制(職名)				
	市町長及び収入役の権限	に属	する	事務	の適正かつ能率的な遂行を図る
事業目的・内容	ため,職制を定め,職位に	応じ	た役	割と	≿責任を明確にし , 事務事業を遂
	行する。				
┃ ┃ 合併に向けた課題	各自治体で異なっている	職制	亅(鵈	铭)	や職位ごとの昇進年齢などを統
ロケに内けた味趣	一するとともに,新市移行	時に	向け	て格	8付けを調整する必要がある。
	宇都宮市の職制を基準と	して	統一	-を図	図ることとし,新たに構築される
調整の考え方	地域自治システムを踏まえ	. , 地	域行	顶模	機関における執行体制に必要とな
	る職制(職名)を整備する) ₀			

中 分 類	人事	小 分 舞	類 組織整備
事業名称	事務専決		
	市町長及び収入役の権限	に属する事	事務の迅速な処理を図るため,補即
事業目的・内容	機関である職員にそれぞれ	この分掌事を	務の一部を,市町長又は収入役に作
	って処理させる。		
	各自治体で異なる権限の)項目や基準	準について,職制の調整に合わせて
┃ ┃ 合併に向けた課題	統一するとともに,地域自	目治制度にま	おける本庁と地域行政機関の役割が
日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	担を踏まえ,地域の特性・	実状に応し	じたきめ細かなサービスを迅速に扱
	供できる権限の構築を行う	必要がある	る。
回敷の 老 う亡	宇都宮市の専決基準に合	うわせること	とを基本に,地域行政機関について
調整の考え方	は,地域自治制度の整理を	踏まえ必要	要となる権限を付与する。

中分類	人事 小 分 類 人事制度
事業名称	人事評価制度
	職員の勤務の実績が正しく評価され,その結果に基づいて育成・処遇
	がなされることは,職員の士気を高め,公務能率を増進する上で最も重
事業目的・内容	要であることから,「努力し,成果をあげた者」がより良い処遇を受け,
	また,個々人の強み,弱みを見極めた上で人材育成や適材適所の配置を
	行う。
合併に向けた課題	宇都宮市で人事評価制度を導入しているが,各町では導入していない
日かに凹げた味趣	ため,新市における人事評価等について調整を図ることが必要である。
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準として,各町が合併前より宇都宮市の制度に近
神霊のちん力	い評価制度を導入することにより,合併後の円滑な制度運用を図る。

中 分 類	人事	小 分 類 人事制度	
事業名称	人事異動		
事業目的・内容	人材育成と組織の活性化	を図るため,適材適所に	職員を配置すること
新来日の・10分 	により、組織目的を効率的	, 効果的に達成する。	
合併に向けた課題	各市町において実施状況	が異なることから,新市	こおける制度実施に
日併に円げた味趣	ついて調整を図ることが必	要である。	
人事評価制度との連携,各市町人事担当者との協議等により人事		議等により人事異動	
	作業に必要な情報収集・ス	トックを行い,合併後の.	スムーズな人事異動
調整の考え方	を図る。		
	また ,合併前より ,各町()人事担当者を宇都宮市に	派遣するなどして ,
	宇都宮市の制度を基準に調	整する。	

中分類	人事	小 分 類 人事制度
事業名称	昇任	
職員の勤務の実績が正しく評価され,その結		,く評価され,その結果に基づいて処遇や人材
事業目的・内容	育成,適材適所の配置が行	fわれることにより,職員の士気を高め,公務
	能率を増進する上で最も重	i要であることから「努力し ,成果をあげた者」
	がより良い処遇を受けるこ	ことを目的に実施する。

今後に立けた 無時	各市町において実施状況が異なることから,新市における制度実施に
│ 合併に向けた課題 │	ついて調整を図る必要がある。更に職員団体等との調整が必要である。
細数の老さた	各自治体により昇任基準や給与体系が異なることから,宇都宮市の制
│ 調整の考え方 │	度を基準に調整を図る。

中 分 類	人事 小 分 類 人事制度
事 業 名 称	記録管理(人事情報)
事業目的・内容	職員の人事データを電算管理することにより,職員の人事管理を的確
新来日的・内台 	に行う。
	各市町において電算システムの導入状況及び管理情報内容が異なるこ
合併に向けた課題	とから,新市におけるシステムの運用及び管理情報について調整を図る
	必要がある。
調整の考え方	宇都宮市の人事情報管理システムに必要な情報を収集し,管理する。
	また,合併時の配置に必要な情報については,合併前に収集する。

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事業名称	退職(勧奨含む)		
	職員は,昭和60年の2	、務員一般に対	対する定年制の導入により,定年
	に達した日以後における最	最初の3月31	日までの間において , 条例で定
事業目的・内容	める日に退職する。		
	また,一定の要件を満た	こす職員に対し	ノては,退職を促す勧奨退職制度
	を適用する。		
合併に向けた課題	各市町において実施状況	兄が異なること	から,新市における制度実施に
日かに凹げた味趣	ついて調整を図る必要があ	5る。また,職	員団体等との調整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市において退職管	理について見	直しを図る予定であり,新市に
	おいては、それを基準とし	て調整を図る	00

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事業名称	職員派遣		
	公益法人等の業務に職員	員を専ら従事さ	させ,公益法人等の業務の円滑な
	実施の確保等を通じて,均	也域の振興,信	主民の生活の向上等に関する地方
事業目的・内容	公共団体の諸施策の推進を	を図り,もって	公共の福祉の増進に資する。
	また,普通地方公共団体	本相互間の職員	員派遣を積極的に促進し,事務処
	理の能率化、合理化に資す	する。	
合併に向けた課題	各市町における派遣基準等の調整を図る必要がある。		
調整の考え方	適正な法の運用により、	,派遣先及び職	員の処遇等について調整を図る。

中分類	人事	小 约	分 類	人事制度
事業名称	臨時・非常勤職員に関する	事務処	0理	
	行政ニーズの変化や多様	能化に的	勺確に	対応するために,事務の種類や性
事業目的・内容	質に応じ,非常勤職員や臨	郆時職員	員なと	この多様な勤務形態の職員を活用す
	る。			

合併に向けた課題	各市町において運用状況や賃金、報酬等が異なることから、新市にお
	ける制度実施について調整を図る必要がある。
知較の老う亡	各市町における任用状況を把握し,法の適正運用を基本としつつ,宇
┃ 調整の考え方 ┃	都宮市の基準に調整する。

中分類	人事 小 分 類 人事制度
事業名称	分限・懲戒等の処分
事業目的・内容	分限処分は職員の身分保障を前提として,職員がその職責を果たし得ない一定の事由がある場合に公務能率の維持・向上を目的として,職員の意に反して行う身分上の変動をもたらす処分であり,懲戒処分は職員に一定の義務違反がある場合にその道義的責任を追及し,公務秩序を維持するために行われる制裁的処分である。これらの処分の他,文書訓告等の人事管理上の措置も含めたうえで,案件に応じて,適宜,処分を行う。
合併に向けた課題	各市町において運用基準等が異なることから,新市における制度実施 について調整を図ることが必要である。
調整の考え方	懲戒については,宇都宮市の基準に調整する。また,分限,特に休職制度については宇都宮市の運用基準に調整する。その他の分限制度については,公務員制度改革をにらみ適正な運用を図る。

中 分 類	人事	小 分 類 人事制度
事業名称	再任用	
事業目的・内容		7成 13 年 4 月 1 日施行)に伴い,新たな再任 戦者等を本人の希望と勤務実績等による選考の
合併に向けた課題	各市町において運用状況 実施について調整を図るこ	記等に差異があることから,新市における制度 ことが必要である。
調整の考え方	再任用制度の趣旨を踏ま とにより,円滑な制度の運	ミえ,再任用に適する職の設定を行っていくこ 運用を図る。

中分類	人事 小 分 類 人事制度
事業名称	年次休暇
事業目的・内容	職員の心身の疲労を回復させ,労働力の維持培養を図る。
合併に向けた課題	各市町の制度に大きな差異はないため,特にない。
調整の考え方	年休起算日を年度初日とする方向で調整する。

中分類	人事 小 分 類 人事制度
事業名称	傷病休暇
事業目的・内容	負傷又は疾病のために現実に労働力の提供ができず,その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に,最小限度必要と認める期間,その治療に服させる。
合併に向けた課題	運用の詳細が異なることから,調整を図る必要がある。
調整の考え方	運用の詳細部分については,職員規模及び制度の成熟度など総合的見地から,宇都宮市の基準に調整を図る。

中 分 類	人事 小 分 類 人事制度
事業名称	特別休暇
事業目的・内容	あらかじめ定められた特定の事由に該当する場合に,所定の手続きに
事来口的"约台 	従い、適法に任命権者の承認を得て、具体的な勤務義務を免除する。
	各市町において実施状況が異なることから,新市における制度実施に
合併に向けた課題	ついて調整を図ることが必要である。更に,職員団体等との調整が必要
	である。
調整の考え方	運用の詳細部分については,職員規模及び制度の成熟度など総合的見
	地から,宇都宮市の基準に調整を図る。

中分類	人事	小 分 類	人事制度
事業名称	介護休暇		
事業目的・内容	家族を介護しなければなら 生活と介護という二重の負 ることになりかねないため	なくなった ⁵ 負担がかかる。 う,このよう。	等の社会の変化の中で,職員が, 場合には,肉体的,精神的に職業ことになり,離職のやむなきに至 な事態を回避するため,一定期間 哉を回避し,その後十全な勤務を
合併に向けた課題	_ 曜	 :から , 調整?	 を図る必要がある。
調整の考え方	運用の詳細部分について 地から,宇都宮市の基準に		莫及び制度の成熟度など総合的見

中 分 類	人事 小 分 類 人事制度
事業名称	組合休暇
	在籍専従職員以外の組合役員が,登録団体等の存立にとって必要不可
事業目的・内容	欠で,かつ,基幹的な機関運営上の構成員として当該機関運営に参加す
	る場合に認める。
合併に向けた課題	運用の詳細が異なることから,調整を図る必要がある。
調整の考え方	運用の詳細部分については,職員規模及び制度の成熟度など総合的見
神登のちん力	地から,宇都宮市の基準に調整を図る。

中分類	人事 小 分 類 人事制度		
事業名称	職務専念義務の免除		
事業目的・内容	職務専念義務の免除は、公務優先を原則として、法律又は条例において規定があり、職務専念義務を免除することが公務の運営に支障がない場合に限って認められるものであり、法又は条例の特別の定めにより義務の免除を行う。		
合併に向けた課題	運用の詳細が異なることから,調整を図る必要がある。		
調整の考え方	運用の詳細部分については,職員規模及び制度の成熟度など総合的見地から,宇都宮市の基準に調整を図る。		

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事業名称	職員表彰		
	一般に善行・功労・成績	責などを世に広	なく褒めあらわす表彰行為が含意
事業目的・内容	する理念に基づき,一定の)基準を満たす	す職員に対し , その功績等に対し
	任命権者等が表彰状等を贈	曾呈し,以後の)更なる活躍を期待する。
合併に向けた課題	各市町において運用状況	兄が異なること	こから、新市における制度実施に
日かに凹げた味趣	ついて調整を図ることが必	が要である。	
細数のおうさ	運用の詳細部分について	ては,職員規模	莫及び制度の成熟度など総合的見
調整の考え方	地から、宇都宮市の基準に	ニ調整を図る。	

中分類	人事	小 分 類	労働安全衛生
事 業 名 称	労働安全衛生体制等		
	労働災害防止のための責	賃任体制の明確	催化及び自主的活動の促進の措置
事業目的・内容	を講ずる等の対策を推進す	るため , 労働	動安全衛生体制等を整備し,職員
	の安全及び健康の確保並び	『に快適な職類	易環境の形成を促進する。
	各市町により,安全衛生	管理体制(安全衛生管理者の設置及び選任,
合併に向けた課題	安全衛生委員会の設置など	ご)が異なる	ことから,新市における体制につ
	いて調整を図ることが必要	そである。	
調整の考え方	宇都宮市の安全衛生管理	関体制を基本の	としながら,各町の組織体制や職
	員構成等を考慮し,新市へ	移行後 , 速か	oかに新たな体制を構築する。

中分類	人事 小 分 類 労働安全衛生		
事 業 名 称	労働安全衛生に関する事業		
事業目的・内容	職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成を促進するため,安全衛生教育,健康診断等,健康相談など危険又は健康障害を防止するための措置,健康保持増進のための措置,その他安全衛生対策を講じる。		
合併に向けた課題	各市町により,事業内容が異なることから,新市における事業内容に ついて調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	運用の詳細について宇都宮市の事業内容を基本として実施する。		

中 分 類	人事	小 分	分類	労働安全衛生
事業名称	公務災害等認定委員会			
事業目的・内容	議会の議員、その他非常	勤の耶	哉員に何	系る災害が、公務又は通勤により
	生じたものであるかどうか	の認知	とに関し	して必要な事項を調査審議する。
合併に向けた課題	運用の詳細が異なること	から、	,調整で	を図る必要がある。
調整の考え方	運用の詳細が異なる部分	につい	いては	, 宇都宮市の制度を基準に調整を
	図る。			

中分類	人事	小	分	類	労働安全衛生
事業名称	労働災害等事務処理				
事業目的・内容	事業所の非常勤の職員等	が公	務上	の災	害又は通勤による災害を受けた
	場合に,必要な補償金を支	給す	るこ	とに	より,非常勤職員等又はその遺

	族の生活の安定及び福祉の向上を図る。		
今份につけた部時	各市町により労災保険加入所属等が異なることから,新市における事		
┃ 合併に向けた課題 ┃	務処理について調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の事務処理等を基本として,処理する。		

中分類	人事	小 分	類	研修
事業名称	基本研修(集合研修)			
	勤務能率の発揮及び増進	重のため,	職員	員に研修の機会を与なければなら
	ないことから,職員研修を	計画的に	実施	Bし,職員の能力・資質向上を目
事業目的・内容	指す。			
	市町単独で実施する研修	と 栃木県	市町	J村職員研修協議会のブロック別
	研修等,市町合同で実施し	ている研	修か	ずある。
	宇都宮市の研修体系は,平成17年度に向けて見直す予定であるが			とで向けて見直す予定であるが ,
	合併後の体制を視野に入れ	ι,新しい	研修	修体系及び効率的な研修カリキュ
合併に向けた課題	ラムについて検討する必要	見がある。		
	また,実務上の必要な知	口識や制度	にこ	いて,職員の一定の理解を得る
	ため,合併に向けての移行	可子の実	施に	こついても検討する必要がある。
調整の考え方	宇都宮市の研修体系を基	準とし,	集合	G研修を実施する。

中 分 類	人事	小	分	類	研修
事業名称	基本研修(派遣研修)				
事業目的・内容	勤務能率の発揮及び増進のため、職員に研修の機会を与なければならないことから、職員研修を計画的に実施し、職員の能力・資質向上を目指す。 より効果的な能力育成を進めるため、各種研修団体等が実施する研修に職員を派遣するなど、外部機関を活用した派遣研修を積極的に活用する。				
合併に向けた課題	ク別研修・管理監督者研修	多が中	心と	なっ	付付のではできます。
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準と	٠, تا:	派遣	研修	を実施する。

中 分 類	人事	小 分 類	研修	
事 業 名 称	所属研修支援			
	職員の資質向上及び勤務	8能率の発揮・	増進を図り,効率的な行政運営	
┃ ┃ 事業目的・内容	を推進するためには,研修	多所管課が実放	でする研修だけではなく,所属に でする研修だけではなく,所属に	
事来口的"的合 	おける日常的な所属研修((OJT) が重	重要であることから,所属研修を	
	活性化させるため,各種支	を援を行う。		
	現在,宇都宮市と上三川町以外では,所属研修支援は行われていない合併に向けた課題が、合併後は,所属研修の役割がさらに重要となってくることから,所			
合併に向けた課題				
	属研修支援策の拡大を図る必要がある。			
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に	二,所属研修の)支援を行う。	

中 分 類	人事	小分類石	研修		
事業名称	自己研修支援				
	職員の資質向上及び勤務	8能率の発揮・増	曽進を図り,効率的な行政運営		
┃ ■業目的・内容	を推進するためには,職員	一人ひとりが,	, 自分の能力やニーズにあった		
● 学 来口切 70台	・内谷 自己啓発を積極的に進めることが最も重要であることから , 自				
	促進するための支援を行う) _o			
	自己研修の支援は , 宇都	宮市以外は現在	実施していないが ,合併後は ,		
合併に向けた課題	職員自らが能力開発のため)積極的に取り組	且める研修支援メニュー , 方法		
	を検討し,自己研修をさらに促進する必要がある。				
調整の考え方	宇都宮市のみが実施して	いる事業である	るが、職員の資質向上等を更に		
神雀のちん力	推進する必要性があること	から , 宇都宮市	5の制度を引き続ぐ。		

中 分 類	人事	小 分 類 研修		
事業名称	研修管理	研修管理		
	職員の資質向上及び勤務	務能率の発揮・増進を図り,効率的な行政運営		
事業目的・内容	を推進するため,職員研修	修を実施するにあたり,研修を効果的・効率的		
	なものとするための研修管	管理事務を行う。		
	研修基本方針,研修目標	標は,各市町で策定しており,統一したものを		
┃ ┃ 合併に向けた課題	策定する必要がある。			
一分に凹りた味趣	宇都宮市は研修履歴管理を電算化しているが,各町では電算化してい			
ないことから,履歴管理方法を整理する必要がある。				
調整の考え方	研修基本方針等について	ては,宇都宮市を基準として策定する。		
神霊のちん刀	研修履歴については,他	他の人事データ等の管理と併せて調整する。		

中 分 類	人事 小 分 類 給与
事業名称	給与制度
	地方公務員の給与は地方自治法の規定に基づき支給されるものであ
	り、給与決定の根本基準は、地方公務員法において職務給の原則や均衡
	の原則,条例主義の原則等が定められている。
事業目的・内容	給与体系は,給料と諸手当から成り立ち,給料は職員の正規の勤務時
	間の勤務に対する報酬であり,正規の勤務時間以外の勤務に対する報酬
	及び正規の勤務時間に直接対応しない給与は諸手当によって措置される
	ものと解釈されている。
	給料表の構造や級別資格基準,昇給・特別昇給制度の運用の相違によ
合併に向けた課題	り,市町間の給与水準に格差があるため,格差の調整,職務の級の格付
	け等について協議・調整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市の給与制度を基本とし,職員の処遇及び給与の適正化の観点
神霊の与た 力	から職員間に不均衡が生じないよう適切な措置を講じる。

中分類	人事	小 分	類	給与
事業名称	旅費制度			
	旅費は,地方自治法の規	見定に基	づきす	を給されるものであり,その額及
	び支給方法は条例で定める	ることと	されて	こいる。旅費は,旅行に係る経費
┃ ■業目的・内容	の実費弁償が原則であるか	が,領収	証等の)確保の困難さや事務量の増大等
■ 事業日的・内谷 ■ ■	の理由から定額方式に基づ	づく支給	を行っ	っている自治体が多い。定額方式
	による場合でも宿泊料やE	当など	の旅費	馥額は,各市町間によってバラツ
	キがある。			
合併に向けた課題	日当,宿泊料の額の相違	など、	市町間	間にバラツキがあることから,市
ロガに凹げた味趣	町間の協議・調整が必要で	である。		
知故のおうさ	宇都宮市の旅費制度を基	基本とし	,新市	7移行後の旅費を統一した基準で
調整の考え方	支給できるよう調整する。			

中分類	人事 小 分 類 給与
事業名称	被服貸与制度
事業目的・内容	職務遂行上の特別の必要があると認められるときに被服を貸与する。
合併に向けた課題	被服貸与の規程に基づいて貸与を行っているのは宇都宮市だけである
口げに凹げた味趣	ことから ,新市移行後の被服貸与のあり方について検討する必要がある。
調整の考え方	新市移行後の業務の遂行に支障をきたすことのないよう,宇都宮市の
	制度を基準として今後も被服の貸与を継続する。

中 分 類	人事	小 分 類 福利厚生		
事業名称	共済組合			
	地方公務員法等共済組合法に基づき,組合員及びその家族の相互救済			
┃ ■業目的・内容	事業を行い,生活の安定と	と福祉の向上に寄与し、組合員が安心して公務		
学来口的 1966 	に精励できるようにすることを目的に,短期給付や長期給付及び住宅貸			
	付などの福祉事業を実施す	する。		
合併に向けた課題	職員の給料からの掛金や	や事業主からの負担金などを毎月の給料及び期		
一分に凹りた味趣	末勤勉等から差し引いて支	支払う業務等に調整が必要となる。		
知故のおうさ	宇都宮市職員が加入して	ている宇都宮市職員共済組合と各町が加入して		
調整の考え方	いる栃木県市町村職員共済組合の動向を見据えながら対応する。			

中 分 類	人事	小 分 類	福利厚生	
事業名称	健康保険組合			
事業目的・内容	健康保険法に基づき設立	なした健康保険	検組合からの委任業務として,資	
事来中的"约台 	格取得・喪失や給付事業の)受付,健康(A	R険料の徴収及び支払を行う。	
合併に向けた課題	職員の給料からの掛金や	⋼事業主から₫)負担金などを , 毎月の給料や期	
口げに凹げた味趣	末勤勉手当等から差し引く業務に調整が必要になる。			
	宇都宮市職員が加入して	こいる栃木県都	『市職員健康保健組合と各町の職	
調整の考え方	員が加入している栃木県市町村職員共済組合の動向を見据えながら対応			
	する。			

中分類	人事	小 分 類	福利厚生
事 業 名 称	職員互助会(連絡会)		
事業目的・内容	職員の元気回復などの厚生 り ,主として職員の物質的	に関する事業 または精神的	き,地方公共団体の責務として, 業を事業主に代わって実施してお 生活の安定もしくは向上を計り, ることを目的に各種事業を実施す
合併に向けた課題	各町の職員は,市町合併 となることから,課題につ		Dまま宇都宮市職員互助会の会員 い。
調整の考え方	互助会事業の内容等の見 内部において調整を行う。	直しについる	ては,宇都宮市職員互助会の組織

中分類	人事 小 分 類 福利厚生
事業名称	ライフプランセミナー
事業目的・内容	地方公務員を取り巻く社会が大きく変化してきている状況であることから,職員が退職後の生活設計を展望しつつ,有意義な公務員生活を送
	れるようにするため、生涯生活設計に必要な知識や情報の提供を行う。
合併に向けた課題	各自治体として取り組みが様々(福利厚生制度の一環として実施して いる自治体,職員研修として実施している自治体,栃木県市町村職員共 済組合の事業に参加している自治体がある)であることから調整する必 要がある。
調整の考え方	ライフプランセミナーとして確立された退職後の生活設計に向けた研修を宇都宮市及び上三川町以外では実施しておらず,また,社会情勢の変化とともに職員を取り巻く環境が大きく変化する中,職員が充実した公務員生活を送るための知識習得として必要なことから,宇都宮市の制度を基準に実施する。

中 分 類	出納	小 分	類	審査
事業名称	審査事務			
	支出事務において,支出	命令及び	じ支	負担行為が法令又は予算に違反
事業目的・内容	していないこと及び当該支出負担行為に係る債権が確定していることを			
	確認する(支出命令審査権	Ē),		
合併に向けた課題	各市町のシステムに相違	ヹがあり ,	統一	-する必要がある。また,合併後
ロ肝に凹げた味趣	に職員に対し,新市システムを習得させる必要がある。			
調整の考え方	財政規模や合併後の事務	8処理の円	滑化	との観点から,宇都宮市のシステ
過差の 写ん力	ムに統一する。			

中分類	出納	小 分 類 決算・監査
事業名称	例月出納検査	
事業目的・内容	例月の現金出納事務について,内容の正否の検査を監査委員から受け る。	
合併に向けた課題	各自治体の監査資料の様式に相違があり,統一する必要がある。	

調整の考え方	財政規模や合併後の事務処理の円滑化の観点から,宇都宮市の方法に
神登の考え力	統一する。

中分類	出納 小 分 類 決算・監査
事業名称	決算関係事務
事業目的・内容	会計年度終了後,決算を調整し,決算書・事項別明細書・実質収支に 関する調書・財産に関する調書などの関係書類を作成する。
合併に向けた課題	各自治体の決算事務の流れ及び様式に相違があり,統一する必要がある。
調整の考え方	財政規模や合併後の事務処理の円滑化の観点から,宇都宮市の方法に統一する。

中 分 類	出納	小 分 類	金融機関
事業名称	指定金融機関等		
事業目的・内容	公金の収納又は支払の事	₿務を取扱わ	せるため金融機関を指定する。
	指定金融機関派出所及	び出納窓口訓	業務の取扱いが各市町で異なるの
	で,調整を図る必要がある	,	
今份に向けた細節	各町において合併後も指	旨定金融機関	の派出所や出納窓口が必要か調整
┃ 合併に向けた課題 ┃	を図る。		
	宇都宮市と上河内町で指	旨定代理金融	機関が違うため,調整を図る必要
	がある。		
	指定金融機関及び指定代	计理金融機 関	については宇都宮市の制度に統一
細数のおうた	する。		
調整の考え方	各町の出納窓口と指定金	会融機関の派	出については地域行政機関の位置
	付けの中で対応する。		

中 分 類	出納	小	分 類	金融機関
事業名称	収納代理金融機関			
事業目的・内容	指定金融機関がその他の	金融植	幾関をり	X納代理金融機関として指定し,
	公金の収納事務の一部を取	扱わせ	せる。	
今供に向けた 無時	各市町により収納代理金	融機	関の収約	内事務の手法が異なるため <i>,</i> 統一
合併に向けた課題	する必要がある。			
調整の考え方	各市町の収納代理金融機	と関を st	全て引き	き継ぎ,収納代理金融機関の事務
	内容は宇都宮市の内容に紡	でしてる	5.	

中 分 類	出納	小 分	類	公金保管運用
事 業 名 称	歳計現金の保管運用			
事業目的・内容	地方自治法に基づき歳計	け現金等は	指定	金融機関等に保管する。
	各市町で保管運用方法が	^で 異なるた	め,	統一する必要がある。
合併に向けた課題	また,あわせて,平成 1	7年4月	から	の決済性預金のペイオフ解禁に
	伴う対応策を新たに構築す	る必要が	ある	00
調整の考え方	歳計現金の保管運用方法	まについて	は宇	都宮市の制度に統一する。

中 分 類	出納 小 分 類 公金保管運用
事業名称	積立基金の保管運用
事类口的 中京	地方自治法に基づき,金融機関等への預貯金又は元本の保証された債
事業目的・内容 	券で保管運用する。
	各市町で保管運用方法が異なるため,統一する必要がある。
合併に向けた課題	また,あわせて,平成17年4月からの決済性預金のペイオフ解禁に
	伴う対応策を新たに構築する必要がある。
調整の考え方	積立基金の保管運用方法については宇都宮市の制度に統一する。

中分類	出納	小 分	類	有価証券
事業名称	有価証券の出納保管			
	地方自治法に定める有価	証券を係	管す	⁻ る。
事業目的・内容	保管する有価証券は,債権の担保として保管するものもののほか,法			
	律又は政令の規定による。			
合併に向けた課題	各市町が保管する有価証券を一元的に管理する必要がある。			
調整の考え方	有価証券の出納保管については,宇都宮市の保管方法に統一し,一元			
	的に管理する。			

中 分 類	出納	小 分 類	収入
事業名称	窓口収納		
	市町の指定する指定金融	烛機関・指定代	た理金融機関・収納代理金融機関
 事業目的・内容	の窓口において住民が納付	する公金の収	双納を行う。収納された金額は ,
事来口的"约台 	指定金融機関の収入役口層	区に入金され,	収納データは外部委託又は内部
	処理により財務会計システ	ームに消しこま	きれる 。
合併に向けた課題	窓口収納後の処理方法に各市町で差があり統一する必要がある。		
	財政規模や合併後の事務	8処理の円滑化	との観点から,宇都宮市の事務内
調整の考え方	容に統一することとし、台	合併前に事務処	l理方法の整理を行う。また , 手
	数料については,宇都宮市	は市負担が有	科だが,各町は町負担が無料な
	ので,この点を考慮のうえ	上,適正な金額	頁を金融機関と検討する。

中 分 類	出納	小 分 類	収入
事 業 名 称	口座引落		
事業目的・内容	市町税等の納付について指定代理金融機関・指定代理金融機関・収納 代理金融機関の口座より振替にて収納するもの。口座振替にて収納され たデータを出納室にて調定ごとに財務会計システムに消し込み処理を行 う。		
合併に向けた課題	取扱科目等の統一を図る	る必要がある。	
調整の考え方	取扱科目等を整理のうえ 合併前に事務処理の整理を	-	D事務内容に統一することとし ,

中 分 類	出納 小 分 類 収入
事業名称	郵便振替
事業目的・内容	市町外の納付者に対して郵便振替により公金の収納を行う。また,自
	動払込により公金の収納を行う。
人供与自己 部時	事務の効率化のため,各自治体保有の郵便局口座を早期に一本化する
合併に向けた課題	必要がある。
調整の考え方	宇都宮市の事務内容に統一するとともに合併前に事務処理方法の整理
	を行う。また,各町の郵便局口座の宇都宮市への集約を行う。

中 分 類	出納	小 分 類 収入	
事業名称	収入証紙		
		証紙により収納する。粗大ごみ処理手数料(『	
		斗(一般証紙), 保健所における各許可申請等	
	数料(一般証紙)が該当す	する。専用証紙は,各地区市民センター,ク「	IJ
事業目的・内容	ーンセンター,及び市の指	指定した売捌き人によって販売,一般証紙は雪	宇
	都宮畜産食肉事業協同組合	合・栃木県食品衛生協会に販売し,専用証紙の	カ
	売捌き人と一般証紙の宇都	都宮畜産食肉事業協同組合・栃木県食品衛生に	劦
	会に対して証紙取扱費を交	交付している。	
合併に向けた課題	宇都宮市のみでの取扱っ	っているものであり,課題はない。	
調整の考え方	合併後は全市的に関係部	部所で証紙取扱事務を行う。	

中 分 類	出納 小 分 類 収入
事業名称	収納データの処理(OCR)
	窓口収納の中でOCR様式の納付書で納付されたものについて,外部
事業目的・内容	委託又は内部処理により収入済データを作成し,作成されたデータを元
	に各市町において消し込み処理を行う。
合併に向けた課題	消し込み処理の方法が各市町で異なっており統一する必要がある。
調整の考え方	宇都宮市の事務内容に統一することとし,合併前に事務処理方法の整
	理を行う。

中 分 類	出納	小 分 類 支払
事 業 名 称	支払事務	
事業目的・内容	首長の命令に基づいて支	出手続きを行う。
合併に向けた課題	各町に出納窓口を設置し	ンた場合の支出方法の統一や,支払情報の集約
	が必要となる。	
┃ ■ 調整の考え方	宇都宮市の事務処理方法	まに統一することとし,合併前に事務処理方法
- 神霊のちん力	の整理を行う。	

中分類	出納	小乡	分 類	支払
事業名称	債権者登録			
事業目的・内容	財務会計システムによる。	る支出	事務の	D一環として債権者を電算登録す

合併に向けた課題	合併時に各町の法人格が消滅し,各町のデータを使用することはない ため,課題は特にない。
調整の考え方	合併後,新たに発生するデータについては,宇都宮市の方法により処理する。

中分類	出納 小 分 類 支払
事業名称	支出証拠書の保管
事業目的・内容	支出命令書その他の支出証拠書を定められた期間保管する。
合併に向けた課題	合併に伴い増加する支出命令書の保管スペースの確保とともに,各市
	町により異なる保管期間を統一する必要がある。
国敷の 之 う 亡	宇都宮市の保存年限に統一するとともに必要に応じて保管場所を確保
調整の考え方	する。

中 分 類	出納 小 分 類 会計帳票		
事業名称	会計帳票		
事業目的・内容	会計事務を適正に行うため収入支出等の各帳票について所定の様式を		
新来日的・10分 	定める。		
合併に向けた課題	各市町で異なる様式を統一するとともに,新市移行時点で存在する各		
日間に回りた味趣	町の様式の帳票の取扱いの調整を図る必要がある。		
	様式については宇都宮市の様式に統一することとし,新市移行時点で		
調整の考え方	存在する各町の様式の帳票のについては,必要に応じて宇都宮市の様式		
	に統一する。		

(3)原則として宇都宮市の制度を基準に,合併までに方向付けを行い,新市に移行後,速やか に調整するもの

中 分 類	行政経営	小 分 類	行政経営システム
事業名称	外郭団体の見直し		
事業目的・内容	社会経済情勢の変化に伴	半い,外郭団]体の役割を再度問い直し,今後の
新来日の・10分 	あり方について市町として	ての方針を明	らかにする。
	社会経済情勢の変化に応	じじた今後の	外郭団体の活用方策をもとに,各
┃ ┃ 合併に向けた課題	自治体の外郭団体の統廃台	合などの見直	[しとともに , 地方自治法の改正を
日かに凹げた味趣	受けた公の施設の管理のあ	りうを踏ま	え ,効率的・効果的な管理手法につ
	いて,外郭団体への委託の	D是非を含め	検討する必要がある。
	市と町における団体間の	D調整結果も	踏まえながら,今後の外郭団体に
調整の考え方	対する宇都宮市の基本的表	きえ方をもと	に,各団体の存続の必要性や妥当
	性,自主事業・受託事業の	D効果,組織	経営の効率性などを検証し,統廃
	合を含めて調整する。		

中 分 類	行政経営	小分類防災計画の整備
事業名称	地域防災計画の統括	
	防災会議が作成する計画	画であり,市町の地域及び施設並びに住民に係
事業目的・内容	わる災害に備え,災害予防	防対策,災害応急対策,災害復旧に至る防災対
	策を定めることにより,住	主民の生命,身体及び財産を災害から守る。
	各市町の災害特性により)防災計画が策定されており , 計画の対応レベ
合併に向けた課題	ルに格差が存在するため,	, 統一した基準が必要であるが , 地域特性にも
	対応できる計画を策定する	る必要がある。
	各市町が行っている防災	災計画の策定については , 現在の各市町の計画
┃ 調整の考え方	内容に格差があるため,新	新市に移行後速やかに新市全体を対象とする計
神登の考え 力	画を策定するものとし,そ	それまでの間は現行計画,又は暫定計画を地域
	別計画とする。	

中 分 類	行政経営	小 分	類	防災計画の整備
事業名称	防災アセスメントの実施			
事業目的・内容	防災アセスメントは , 牡	也震被害及	び風	水害の危険性を科学的・総合的
争来自的"内台	に調査したものであり ,防	災カルテ	及び	地域防災計画の基礎資料とする。
	宇都宮市において平成8	3年度に実	施し	たもので , 各町での実績は無い
合併に向けた課題	が,独自に保有している情	青報 , 他機	関σ)情報により対応し,新たにアセ
	スメントを実施する必要か	があるかど	うか	冷討する必要がある。
	各町では実施していない	\事業であ	るか	、 防災計画を策定するために必
調整の考え方	要な事業であるため,防災	炎計画の策	定に	合わせ,新市に移行後速やかに
	アセスメントを実施する方	う向で調整	する	00

中 分 類	人事	小 分	類	組織整備
事業名称	組織機構整備計画			
	今後の行政需要を見据え	たうえて	ご,重	最も効率的で効果的なサービスの
事業目的・内容	提供が可能となる執行体制	を実現す	するた	めに,長期的指針,中期的計画,
	年度別計画を策定して計画	前的に組織	嬔	を行う。
┃ ┃ 合併に向けた課題	今後策定される市町建設	せ画情	也域自	治システムを踏まえて検討する
日所に内げた味趣	必要がある。			
	市町建設計画や本庁と地	也域行政權	幾関の)役割分担とを踏まえたうえで,
	合併期日の新市への移行が	「円滑にて	できる	よう執行体制を検討する。
調整の考え方	また,新市として目指す	べき組織	钺機桿	ものあり方やその整備に向けた基
	本的な考え方を整理し、合	分件移行往	色,适	をやかに長期的指針及び中期的計
	画を策定していく。			

中分類	人事	小	分	類	定員適正化
事業名称	定員適正化計画				
事業目的・内容			-		するために,中長期的な行政需
3-7643 134	要等を踏まえた目標職員数	を設え	定し	, 各	f年度の定員適正化を図る。
	定員適正化計画は各自治	体ご	とに	独自	1に計画化されており,定員管理
	手法についても各自治体ご	とに	まち	まち	5に制度化されているため,計画
	のすり合わせを行うともに	, 統·	一的	な定	E員管理ができるようにする必要
合併に向けた課題	がある。				
	また , 個別の職種につい	て,	資格	職に	ついては県と消防職については
	一部事務組合と調整をする	必要:	があ	るほ	fか,技労職の担う業務について
	細部の調整を行う必要があ	る。			
	各市町における行政需要	の動	向や	適正	なサービスの提供方法,さらに
	は本庁と地域行政機関の役	割分	担を	踏ま	え、合併期日に向けた定員管理
┃ 調整の考え方	を行う。				
神霊のちん力	また,合併後の職員の年	齢構	成等	を視	野に入れた中長期的な定員管理
	に関する考え方及び目標と	する	職員	数を	検討し,新市に移行後,速やか
	に新たな定員適正化計画を	策定	する	0	

中 分 類	人事	小 分 類	定員適正化
事業名称	職員採用計画		
事業目的・内容	複雑高度化する住民二-	- ズに的確に対	付応するとともに , 組織力を維持
争未口的的分	向上するため,計画的に職	戦員を採用する	00
	採用の職種や手法につい	1て統一化を図	図る必要があるほか , 16年度採
合併に向けた課題	用試験(17年4月1日採	用)について	は , 新市の必要職種 , 職員数を見
	据え,統一試験の実施ある	るいは採用の-	-括化を図る必要がある。
	16年度採用試験に向け	ナて , 早期に必	/要職種 , 職員数を確定するとと
調整の考え方	もに,その後の必要職員数	女 , 退職者数を	見据えた中長期的な採用に関す
	る考え方をまとめ,新市に	こ移行後 , 速や	かに採用計画を策定する。

(5)廃止の方向で調整するもの

中 分 類	出納 小分類 支払	
事業名称	支払通知書発送事務	
事業目的・内容	口座振替により債権者に対して支払いを行った場合に,支払いの	り詳細
事来日的*/约合 	が解るように支払通知書を債権者に対して発送する。	
合併に向けた課題	宇都宮市では本事業の廃止を検討しているため,各市町の意向な	か住民
一口併に凹けた味趣	サービスを考慮して,本事業の必要性について検討する必要がある	, > .
	宇都宮市においては平成16年度中に廃止する予定となっており) (河
 調整の考え方	内町では廃止済),検討済である代替の通知方法(金融機関への依頼	頁によ
調整の考え力	り通帳記帳の際に表記してもらう)によって,事務の効率化が図る	うれる
	ため,廃止を前提に調整を進める。	

各種事務事業の取扱い

【住民専門部会】

(1)現行のまま新市に引き継ぐもの

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動	
事業名称	コミュニティセンター管理	運営(全市型	!)	
	地域社会の連帯感やコミ	ュニティ意識	哉の高揚を図るため , 地域団体室	
	を含む多様な住民の活動拠	心点となるよう) , 快適な使用環境を目指しなが	
事業目的・内容	事業目的・内容 ら,施設の管理運営を行う。			
	ホール・会議室等の貸館業務,地域団体室の貸出,施設部品の修繕・			
更新等や使用料の徴収業務を行う。				
合併に向けた課題	各町には ,宇都宮市と同	様の全市型コ	ミュニティ施設はないことから,	
口併に凹げた味趣	宇都宮市の施設の位置付け	†を整理する必	要がある。	
現前の表示が現代の管理運営方法を踏襲する。当面,各町を含めた新		🗓 , 各町を含めた新市における総		
調整の考え方	合型コミュニティセンター	として位置付	ける。	

中 分 類	コミュニティ 小 分 類 コミュニティ活動		
事業名称	幼児誘拐防止活動経費負担金交付事業		
事業目的・内容	多発傾向にある幼児誘拐などの凶悪事件を未然に防止するため,その対象となる幼児・児童に誘拐防止の指導を行い,保護者等にも一層の防犯意識の啓発を図るなど,防犯学習を通じ,保護者等の連帯を強化促進し,幼児等の健全な育成に寄与する。		
合併に向けた課題	栃木県防犯協会負担金の算出基礎は同一のため特に問題はない。		
調整の考え方	栃木県防犯協会の規定により各市町が実施しているものであり,住民 サービスの水準も等しいことから,現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動
事業名称	防犯協会負担金交付事業		
	犯罪の予防・公共の秩序	序維持のため	の企画 , 研究及び実施並びに警察
	との連携により犯罪を未然	太に防止し ,	健全な社会の実現を目指すため防
事業目的・内容	犯協会を組織し,地域安全	èのつどいの	開催,防犯パトロールや講習会の
	実施,広報紙の発行など例	抗犯に関する	啓発,犯罪の未然防止活動を実施
	する。		
	宇都宮市・河内町・上河	可内町は宇河	防犯協会,上三川町は石橋防犯協
合併に向けた課題	会に加入しているため,負	負担金算出根	拠が異なっている。新市としてど
	のように防犯協会に加入す	^け るのか調整	を進めていく必要がある。
調整の考え方	各防犯協会の会則に基づ	づき各市町が	実施している事務であり,住民サ
- 明正の与え力	ービスの水準も等しいこと	こから,現行	のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	NPO・ボランティア活動
事 業 名 称	市民活動サポートセンター	·運営	
	住民活動の活性化を促進	し ,住民主体	のまちづくりを推進する一環と
事業目的・内容	して,社会に貢献しようと	する住民を支	返援する窓口として設置する。ま
	た ,より住民が利用しやす	い施設にする	ため事業の民間委託を実施した。

合併に向けた課題	宇都宮市のみの事業のため,サポートセンター事業の新市全域を対象とした,利用促進の検討が必要。
調整の考え方	宇都宮市のみの施設であるが、住民活動団体の自立促進と活動の活発化を図るため、宇都宮市の制度を基準に新市全域を対象に利用促進する。

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	身近な行政
事業名称	地区市民センターの運営		
	従来の出張所と生涯学習	センター(旧	日公民館)の機能に地域振興機能
	を加え,地区住民の地域活	動の場を確保	はし,住民の幅広い交流を促進す
┃ ■業目的・内容	るとともに,住民の身近な	こところで行政	牧運営を行い,地区行政サービス
● 争未口的 * 的合 ■	の向上を図る。		
	河内町では,住民票等の)発行,公民館	官分館,図書館分館,児童館の機
	能を有する複合施設(コミ	ュニティプラ	がりを設置している。
┃ ┃ 合併に向けた課題	宇都宮市と河内町で出先	の複合施設を	を有しているが,各市町における
日所に同じた味恩	行政サービスの実施体制か	(異なることか	\ら,調整を図る必要がある。
調整の考え方	住民の利便性を確保する	必要があるこ	とから現行のまま新市に引き継
神差の与え 力	ぐが,地域行政機関の役割	・機能の整理	を行う。

中 分 類	コミュニティ	小 分類	身近な行政
事業名称	出張所の運営		
事業目的・内容			の提供を図ることを目的に ,「戸 ること 」等 20 業務の窓口業務を
合併に向けた課題	各市町における行政サー! る必要がある。	ごスの実施体	は制が異なることから,調整を図
調整の考え方	宇都宮市のみが設置してい 確保する必要があることから		5り,住民の利便性を従来どおり まま新市に引き継ぐ。

中 分 類	コミュニティ	小分	う 類	消費者被害防止・救済
事業名称	消費生活相談受付業務			
事業目的・内容	助言や斡旋等を行い,消費 た,国では各センターの被 業所の指導,製品の改善な	遺者被言 捜害状況 よどの相 !及び各	言の未然 兄を集計 艮本的な ・市が設	置している。(県内のセンターで
合併に向けた課題	の大部分が県や近隣市のも 分の相談件数の増加が見込 要になる。	zンタ- ∆まれ	- に寄せ 相談件	学が相談に応じているため,相談せられている。合併により,各町学数に応じた相談体制の整備が必 誘への対応が必要になる。
調整の考え方				Nる事業であり,住民サービスの /響等を勘案し,現行のまま新市

中 分 類	コミュニティ 小 分 類 消費者被害防止・救済
事業名称	苦情処理委員会
事業目的・内容	消費生活相談のうち,相談員では解決が困難な事例について,苦情処理委員会を開催し,必要事項の調査や審議等を行い,相談の早期解決を図る。 苦情処理委員会は,県及び宇都宮市が設置している。
合併に向けた課題	各町は専門相談員を配置せず,職員等が相談に応じているため,相談の大部分が県や近隣市のセンターに寄せられている。合併により,各町分の相談件数の増加が見込まれ,相談件数に応じた相談体制の整備が必要になる。 現在,各町の職員が実施している相談業務への対応が必要になる。
調整の考え方	県と市のみが条例に基づき実施している事業であり,住民サービスの 水準も等しいことから,財政に及ぼす影響等を勘案し,現行のまま新市 に引き継ぐ。

中 分 類	コミュニティ 小 分 類 消費者被害防止・救済
事 業 名 称	商品表示適正化の推進
事業目的・内容	不適正な表示や不当な製品の流通を未然に防止し,市民の生命や財産の安全を確保することを目的に,消費者の生命や身体に対して危害を及ぼす恐れが多いと認められる製品について,該当製品製造者,販売業者等に対して立入検査等を行う。 平成12年4月に県から市町村に権限が委譲された事務であり,各市町村で,立入検査計画書を作成し,実施している。
合併に向けた課題	立入検査は,各市町で検査品目や立入店舗数等を決めて実施している ため,合併後は,検査品目や店舗,調査地区などに偏りが生じないよう 調整を行う必要がある。
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり,住民サービスの水準 も等しいことから,現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	コミュニティ 小 分 類 消費者被害防止・救済
事 業 名 称	計量器の定期検査・立ち入り検査
事業目的・内容	定期検査は,取引・証明行為に使用される特定計量器の精度・性能を一定の水準以上に維持し,適正な計量の実施を確保するために行う。立ち入り検査は,特定計量器の供給者,認定事業者,小売店などの工場,事業場,営業所などに立入り,使用中計量器の検査,その計量器を検査するための器具及び商品量目の検査を行い,適正な計量の実施が確保されているか調査,検査,質問等を行う。
合併に向けた課題	宇都宮市は市が実施しているが、各町については、県の計量検定所が計量器の定期検査・立ち入り検査を実施しているため、定期検査周期の調整、立ち入り検査対象事業所の把握、新技術基準により製造されたはかりに対応する設備、方法の検討が必要である。 また、定期検査は、はかりの受検状況に基づき実施するため、年度により検査件数が異なる。
調整の考え方	法令に基づき県と宇都宮市のみが実施している事務であり,業務の水準も等しいことから,現行のまま新市に引き継ぐ。

中分類	コミュニティ	小 分 類	交通安全対策	
事 業 名 称	交通安全運動の推進			
	交通安全思想の普及徹	底を図り ,交	通事故防止の意識の浸透と定着	
事業目的・内容	を目指し , 春・夏・秋・年	₹末の4回の3	交通安全市町民総ぐるみ運動を	
	展開する。			
	各市町で定期的に啓発活	5動を実施して	いる。各町については,交通安	
	全協会の各支部事務局とし	ノての業務が あ	5るが,新市が加入する協会によ	
合併に向けた課題	合併に向けた課題 ┃って,その返上や廃止を含めた調整が必要である。また,交通安			
	する条例 (宇都宮市・河内	可) について	ても,併せて調整をしていく必要	
	がある。			
調整の考え方	各市町とも ,県内統一の	日程にて年4	回交通安全運動を実施しており,	
- 明定の与え力	住民サービスの水準も等し	ハことから ,	現行のまま新市に引き継ぐ。	

_			
中 分 類	窓口サービス 小 分 類 サービスの向上		
事業名称	自衛官募集事務		
事类口的 内容	自衛隊への入隊者を確保するため,法に基づいて,自衛官の募集に関		
事業目的・内容	する広報活動を行う。		
	基本となる事務については,法令に基づいており,市町間で差はない		
合併に向けた課題	が,自衛隊父兄会への補助金支出の有無が異なることから,調整を図る		
	必要がある。		
	法令に基づき各市町が実施している事務であり,現行のまま新市に引		
調整の考え方	き継ぐ。		
	父兄会への補助金に関しては,宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	窓口サービス 小 分 類 サービスの向上
事 業 名 称	公的個人認証サービス
事業目的・内容	行政機関等で行う手続きのオンライン申請・届出に係る電子署名を交
	付し,手数料を徴収する。
合併に向けた課題	新規事業のため,事前に申請書等の統一を図る必要がある。
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施する事務であり,住民サービスも等しいこ
調整の考え力	とから,現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上	
事業名称	住民登録事務			
	住民の居住関係の公証,	, 選挙人名簿の	D登録,その他住民に関する事務	
事業目的・内容	処理の基礎とするため,信	主民からの届と	出に基づき、住民の住所等に関す	
	る登録を行う。			
	事務の内容は法令に基づ	づき , 各市町だ	が同様の事務を行っており,業務	
合併に向けた課題	内容については調整の必要はない。			
	ただし,各市町のシステムが異なるため,システム統合・データ統合			
	が必要である。			

調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり,住民サービスも等し
	いことから,現行のまま新市に引き継ぐ。
	事務処理方法のうち市町間で相違のあるものは,宇都宮市の方法に統
	一する。

中 分 類	窓口サービス 小 分 類 サービスの向上
事業名称	住民実態調査
事業目的・内容	住民基本台帳の正確性を保つために ,居住の事実の確認・調査を行い ,
新来日の・10分 	本人による正確な異動届の提出を促す。
	基本となる事務については,法令に基づいており,市町間で差はない
合併に向けた課題	が,実態調査事務処理方法の統一,申出書等様式の統一,広域調査方法
	の検討が必要である。
	法令に基づき各市町が実施している事務であり,住民サービスの水準
調整の考え方	も等しいことから,現行のまま新市に引き継ぐ。
	事務処理方法のうち市町間で相違のあるものは,宇都宮市の方法に統
	一する。

中 分 類	窓口サービス	小 分	類	サービスの向上
事業名称	住民基本台帳の閲覧			
事業目的・内容	住民基本台帳法に基づい	て住民基	基本台	徐帳の一部を閲覧させる。
	基本となる事務について	は,法	令に基	§づいており , 市町間で差はない
合併に向けた課題	が,閲覧手数料の整合,閲	覧方法(り整合	合,申請書等様式の統一が必要で
	ある。			
	法令に基づき各市町が実	施してい	りる事	『務であり,現行のまま新市に引
調整の考え方	き継ぐ。			
	事務処理方法のうち市町	間で相対	皇のま	るものは,宇都宮市の方法に統
	一する。			

中 分 類	窓口サービス	小 分	類	サービスの向上
事業名称	戸籍の附票事務			
				ことにより,人の身分関係の登録 住民票とを相互に関連させ,両
事業目的・内容				では代表とを相互に関連させ、両 に確性の確保とサービスの向上を
	図る。	(19 ⊘ 10 11 13 14	υ	- 唯住の唯体とり一と人の向上を
	基本となる事務について	は,法令	に基	ういており,市町間で差はない
合併に向けた課題	が,各市町でシステムが昇	異なるため	, シ	、ステム統合・データ統合等が必
	要である。			
	法令に基づき各市町が実	€施してい	る事	務であり,住民サービスの水準
調整の考え方	も等しいことから , 現行の	まま新市	に弓	き継ぐ。
	事務処理方法のうち市町	丁間で相違	のあ	るものは、宇都宮市の方法に統
	ーする。			

中 分 類	窓口サービス 小 分 類 サービスの向上
事 業 名 称	印鑑登録事務
	私人の使用する印鑑の印影を予め届出て、印影または印影の写しが、
事業目的・内容	登録してある印影と相違ないことを証明するための印鑑(印影)登録事
	務を行う。
	基本となる事務については,法令に基づいており,市町間で差はない
合併に向けた課題	が,各市町で異なる印影情報(印影解像度)の新規セットアップ等が必
	要である。
	法令に基づき各市町が実施している事務であり,住民サービスの水準
調整の考え方	も等しいことから,現行のまま新市に引き継ぐ。
	事務処理方法のうち市町間で相違のあるものは,宇都宮市の方法に統
	ーする。

中 分 類	窓口サービス 小 分 類 サービスの向上	
事業名称	住民基本台帳ネットワーク	
事業目的・内容	市町村の管理する住民基本台帳を全国ネットワークで結び,市町村域を越えた住民サービスを提供するとともに,行政事務の簡素化,郊化を図る。	
合併に向けた課題	基本となる事務については、法令に基づいており、市町間で差はが、既存住基システムとの連携処理、申請書等様式の統一などが必要ある。	
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービスのでも等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。 事務処理方法のうち市町間で相違のあるものは、宇都宮市の方法に一する。	

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事 業 名 称	諸証明交付(窓口)		
事業目的・内容	関係法令等の根拠による	6申請に基づき	居住関係,身分事項,その他の
事業日別・19日 	事項に関する証明書等を交	₹付し,手数料	を徴する。
	基本となる事務について	は,法令に基	まづいており , 市町間で差はない
合併に向けた課題	が,事務処理方法の統一,	申請書様式,	証明書様式の統一,電算システ
	ムの整合等が必要である。		
	法令に基づき各市町が実	€施している事	露務であり,住民サービスの水準
調整の考え方	も等しいことから , 現行の	まま新市に引	き継ぐ。
	事務処理方法のうち市町	丁間で相違のあ	5るものは,宇都宮市の方法に統
	ーする。		

中 分 類	窓口サービス 小 分 類 サービスの向上
事業名称	諸証明交付(来翰)
	一般及び公用による郵送での申請に基づき,関係法令等の根拠による
事業目的・内容	申請に基づき居住関係、身分事項、その他の事項に関する証明書等を交
	付し,手数料を徴する。

合併に向けた課題	基本となる事務については,法令に基づいており,市町間で差はない
	が,事務処理方法の統一が必要である。
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり,住民サービスの水準
	も等しいことから,現行のまま新市に引き継ぐ。
	事務処理方法のうち市町間で相違のあるものは,宇都宮市の方法に統
	ーする。

中 分 類	窓口サービス 小 分 類 サービスの向上
事 業 名 称	臨時運行の許可
	自動車の試運転を行う場合,新規登録,新規検査又は自動車検査証が
事業目的・内容	有効でない自動車についての継続検査等を行う者に対し,臨時運行の許
	可を行い,臨時運行許可番号標を貸与する。
合併に向けた課題	基本となる事務については,法令に基づいており,市町間で差はない
ロ肝に凹げた味趣	が,ナンバーの変更,申請書の統一が必要である。
	法令に基づき各市町が実施している事務であり,住民サービスの水準
調整の考え方	も等しいことから現行のまま新市に引き継ぐ。
	事務処理方法のうち市町間で相違のあるものは,宇都宮市の方法に統
	ーする。

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事 業 名 称	戸籍事務(本庁窓口と一般	设事務)	
	国から委任された法定領	受託事務であり),戸籍に国民の親族的身分関係
事業目的・内容	を登録し,これを公証し,	,また,住民碁	基本台帳その他の行政事務に正確
	な基礎資料を提供する。		
	基本となる事務について	ては,法令に基	まづいており , 市町間で差はない
合併に向けた課題	が,各市町でシステムが昇	異なるため,シ	ノステム統合・データ統合が必要
	である。		
	法令に基づき各市町が実	実施している 事	事務であり,住民サービスの水準
調整の考え方	も等しいことから現行のま	ま新市に引き	が継ぐ。
	事務処理方法のうち市町	丁間で相違のa	るものは,宇都宮市の方法に統
	一する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事業名称	戸籍事務 (犯歴・後見人・	・破産者名簿)	
	国から委任された法定領	受託事務であり) , 戸籍に国民の親族的身分関係
事業目的・内容	を登録し,これを公証し	,また,住民基	本台帳その他の行政事務に正確
	な基礎資料を提供する。		
	基本となる事務について	ては,法令に基	「づいており,市町間で差はない」
合併に向けた課題	が,各市町でシステムが昇	異なるため,シ	·ステム統合・データ統合が必要
	である。		
	法令に基づき各市町が写	実施している事	務であり,住民サービスの水準
調整の考え方	も等しいことから現行のま	まま新市に引き	一継ぐ。
	事務処理方法のうち市町	丁間で相違のあ	るものは、宇都宮市の方法に統
	一する。		

中 分 類	窓口サービス 小 分 類 サービスの向上
事業名称	戸籍事務 (火葬許可等)
	埋火葬は、公共の福祉に合ったものでなければならないため、法の定
事業目的・内容	めるとおりの許可制となっている。また,斎場の使用についても同様に
	許可制を採っている。
合併に向けた課題	基本となる事務については、法令に基づいており、市町間で差はない
口併に凹げた味趣	が,許可証等様式の統一が必要である。
	法令に基づき各市町が実施している事務であり,住民サービスの水準
調整の考え方	も等しいことから現行のまま新市に引き継ぐ。
	事務処理方法のうち市町間で相違のあるものは,宇都宮市の方法に統
	一する。

中 分 類	窓口サービス 小 分 類 サービスの向上
事業名称	戸籍・除籍の電算化
	住民サービスの向上,事務処理の正確性の確保を図り,住民ニーズに
事業目的・内容	的確に応じる。また,住民基本台帳事務その他の行政事務に正確な基礎
	資料を提供する。
合併に向けた課題	業務自体に差はないが,電算処理システムの整合を図る必要がある。
	各市町とも電算化は完了しており差異がなく,今後も住民サービスの
調整の考え方	迅速化や戸籍・除籍事務の効率化を図るため,現行のまま新市に引き継
	√ .

中 分 類	窓口サービス	小 分	類	サービスの向上
事 業 名 称	外国人登録事務			
事業目的・内容				「ることにより , 外国人の居住関 って在留外国人の公正な管理に資
合併に向けた課題		•		§づいており,市町間で差はない \$るため,システム統合・データ
調整の考え方	き継ぐ。			事務であり,現行のまま新市に引 うるものは,宇都宮市の方法に統

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	霊園・斎場
事 業 名 称	霊園の運営		
事業目的・内容		-	ンた墓地供給を行うとともに,利 骨堂の管理も含む)及び墓地の管
合併に向けた課題		· ·	する場所の許可条件 ,供給方法 , ごの事務処理方法の調整が必要で

	管理体制,手数料等算定根拠などの各市町独自の経緯や基準による事
調整の考え方	項については,現行のまま新市に引き継ぐこととし,整合を図る必要の
	ある事項(募集要項等)については,統一の方向で調整する。

中 分 類	男女共同参画	小 分	類	環境整備
事業名称	男女共同参画センター(紹	ころに合給	ニラ	- イセンター・青少年センター)
尹 未 口 17	管理運営			
	男女共同参画を推進して	こいくため	の扱	L点施設として , 各種講座・研修
	会の開催,相談,情報の収	収集・提供	ŧ, Þ	問団体の支援に関する事業など
事業目的・内容	を実施する。			
	なお,総合コミュニティ	センター	- ・書	『少年センターとの複合施設とし
	て設置している。			
	宇都宮市のみにある施設	设であり,	各町	「民にPRを行い,利用促進を図
合併に向けた課題	るとともに,団体室を利用	できる団	体に	こついては,各町との調整を図る
	必要がある。			
調整の考え方	宇都宮市のみにある施設	とであり,	現行	のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	青少年 小 分 類 青少年活動
事業名称	青少年健全育成施設(青少年センター)
	青少年の自主的活動を促進する施設として,地域における青少年活動
事業目的・内容	の中心となって活動するリーダー養成を目指し,青少年(団体)の活動
	についての情報提供と交流の場を提供する。
	現在の宇都宮市のセンターは総合コミュニティセンター,男女共同参
┃ ┃ 合併に向けた課題	画推進センターが同一施設に併設されており,改めてセンター機能の役
ログに凹げた味趣	割の見直しを行い,住民に分かりやすく利用しやすい施設を目指す必要
	がある。
調整の考え方	宇都宮市のみにある施設であり,現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	青少年	分 類 青少年活動	
事業名称	青少年健全育成施設(勤労青生	少年ホーム)	
	勤労青少年の福祉の増進,	教養の向上,レクリエーションのための便	
	宜を総合的に図る施設を建設	し,勤労青少年者のニーズに応じた各種事	
事業目的・内容	業を実施する。		
	地方公共団体において,施	設を設置し,教養講座や勤労青少年の自主	
	サークル活動の推進などを実施	施する。	
	宇都宮市のみで設置・運営	されている。関係町から宇都宮市内に勤務	
合併に向けた課題	している者は一部利用可能(宇都宮市に近い地域)だが,今後ニーズ調		
	査を含め勤労青少年ホームの	方向性を見極める必要がある。	
調整の考え方	宇都宮市のみにある施設でる	あり,現行のまま新市に引き継ぐ。	

(2)原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中 分 類	コミュニティ 小 分 類 コミュニティ活動		
事業名称	市町民憲章の啓発・推進事業		
事業口的 古南	住民生活の規範として制定された憲章の普及を図り,その基本理念の		
事業目的・内容	まちづくりの実現を目指す。		
	宇都宮市では憲章推進イベントを行っているが,各町では憲章推進を		
	趣旨とした具体的な取組はないが,町をあげての各種イベントは行って		
合併に向けた課題	いる。		
	新市域を対象とした効果的な啓発・推進のあり方を検討する必要があ		
	る。		
	宇都宮市の啓発推進事業を基準に,新市全域を対象とした効果的な啓		
調整の考え方	発推進事業を行う。また,現行の各町における町全体を対象としたイベ		
	ントについては ,町の代表的な事業であるため ,地域固有の事業として ,		
	各地域において継承していく。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動	
事業名称	市町民の日の啓発・推進事	業		
事業目的・内容	「市町民の日」を普及智	9発するととも	らに,記念事業等を通じて,住民	
新来日の・10分 	の郷土愛の高揚と再認識を図り,コミュニティ意識を醸成する。			
	宇都宮市・上河内町にお	ういて,市・町	J民の日があり規模の大小はある	
┃ ┃ 合併に向けた課題	が,啓発事業を行っている。			
一分に凹りた味趣	新市域を対象とした効果的な啓発・推進事業のあり方を検討する必要			
	がある。			
	各町の啓発事業は,概ね	a表彰を行う事	業であり,市民の日自体の啓発	
調整の考え方	推進事業については,宇都宮市の事業を基準とし,各町との調整を図り			
	ながら,全市を対象とした	- 啓発事業を推	進する。	

中 分 類	コミュニティ	小 分 類 コ	ミュニティ活動
事 業 名 称	地域集会所等建設費推進事業 (補助金)		
	地域住民の連帯意識の高	高揚を図り,豊かな	な近隣社会の形成のために,
事業目的・内容	自治会等が地域集会所及び	バコミュニティ倉 暦	車を新築,移設,増築又は大
	規模修繕する場合の建設費	間用の一部補助を行ってある。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	う。
今份に向けた細節	各市町間に補助金交付対	対象物,補助率,ネ	輔助金額の差があるため,調
│ 合併に向けた課題 │	整を図る必要がある。		
調整のおうさ	各市町間で類似する事業	€が存在すること か	から,宇都宮市の制度を基準
調整の考え方 	に調整するものとし,申請	・交付等も含め が	調整する。

中 分 類	コミュニティ	小 分	類	コミュニティ活動
事 業 名 称	地域集会所等建設費推進事業(融資)			
事業目的・内容	地域住民の連帯意識の高	湯揚を図り),豐	とないな近隣社会の形成のために ,
■ 事業日別・内台 ■	自治会等が地域集会所・コ	コミュニテ	一イ倉	i庫を新築,移設,増築又は大規

	模修繕する場合に,建設用地取得資金や集会所建設資金の一部を融資す
	る。
	宇都宮市では事業を実施しているが,各町においては融資事業がない
合併に向けた課題	ことから,集会所建設補助金の調整とともに,支援の拡大について検討
	を図る必要がある。
	宇都宮市のみ実施している事業であるが,自治会活動の拠点である地
調整の考え方	域集会所の建設支援種類を拡充するため,宇都宮市の制度を基準に調整
	する。

中 分 類	コミュニティ 小 分 類 コミュニティ活動
事業名称	コミュニティ活動用備品購入助成事業
	住民の主体的な活動を一層活発化するため,地域コミュニティ団体が
	購入する備品に対して,2 ,5 0 0 千円を限度に(財)自治総合センター
	の補助金を財源とし,補助金として同額を地域コミュニティ団体に助成
事業目的・内容	する。
	イベント用放送機器・集会用テント等の購入の助成により,地域の諸
	団体による地区祭りや体育祭などをはじめ,いろいろなコミュニティ活
	動に活用されている。
合併に向けた課題	申請団体の決定方法がそれぞれ異なるため,調整を図る必要がある。
一分に凹りた味趣	また,配分方法についても,調整が必要である。
	(財)自治総合センターの補助金を財源としているため,合併後,補助
調整の考え方	金額がどのように変更されるのか動向を確認しながら,配分方法につい
	て調整する。

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動	
事 業 名 称	小災害援護事業			
	住民が災害救助法の摘要	要基準に達した	い災害を受けた場合,これらの	
 事業目的・内容	被災者を援護する。			
サ 表目的・10分 	家屋の全壊や全焼又は半壊や半焼,床上浸水,床下浸水の被災者並び			
	に被災者のうち,死亡者の)遺族,重傷者	に対する見舞金を支給する。	
合併に向けた課題	見舞金の支給を行ってい	1ない町や各市	可の支給額等に違いがあること	
ロ肝に凹げた味趣	から,新市においての制度	その統一を図る こうかん こうかん こうかん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん しゅう かんしん しゅう	よう調整が必要である。	
	市町間でサービス内容が	が異なることか	いら,宇都宮市の制度を基準に調	
調整の考え方	整するものとし,各町においても事業を実施することができるよう調整			
	する。			

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	NPO・ボランティア活動	
事 業 名 称	市民活動助成事業・基金			
事業目的・内容	行政と住民が一体となっ	て寄附金等を	を積み立て、住民による自主的で	
	公益的な活動を行っている組織に対し,その事業費の一部を基金から助			
	成することにより,団体の自立を促進し,住民活動の活発化を図るとと			
	もに,住民自身が住民活動を支える社会環境を醸成する。			

今份に向けた細節	宇都宮市のみの事業のため,新市移行後の周知方法,各町の団体の活
│ 合併に向けた課題 │	動状況を考慮し,事業手法を検討していく必要がある。
調整の考え方	宇都宮市のみの実施事業であるが,住民活動団体の自立促進と活動の
調整の考え力 	活発化を図るため,宇都宮市の制度を基準に新市全域の事業とする。

中 分 類	コミュニティ 小 分 類 NPO・ボランティア活動
事業名称	市民ボランティア活動保険
	ボランティア活動中の事故によって,けがをした場合や賠償責任を負
事業目的・内容	った場合、保険により補償することで、住民のボランティア活動の健全
	な発展を図るとともに,社会福祉の増進に寄与する。
	宇都宮市と上三川町のみで実施しており,保険内容等は,ほぼ同様の
合併に向けた課題	内容だが,保険金額の調整が必要である。
	また,新市移行後の人口増に伴い,保険料が増大する可能性がある。
知数のおうさ	制度内容(保険内容)は,ほぼ同様のため,新市に移行後も宇都宮市
調整の考え方	の制度を基準に補償額等の調整を図り全市的に実施する。

中 分 類	コミュニティ 小 分 類 地域づくり
事 業 名 称	地域づくり推進補助(地域振興,人材育成)
	住民主体のまちづくりを推進するため ,地域の資源や特性を生かし
	た ,安心して暮らせる住み良い地域づくりや身近な問題を地域で解決
┃ ■業目的・内容	する手法等を身につける。
■ 事業日別・19分 ■	地域住民で組織された団体が行う地域協働の仕組みづくり活動,地域
	課題の発見と解決を図る活動,地域の個性や魅力を発信するための活動
	にかかる費用の一部を補助する。
合併に向けた課題	各市町間で地域自治,地域コミュニティの考え方及び捉え方に違いが
一口肝に凹けた味趣	あるため,その調整について検討する必要がある。
調整の考え方	各市町において,地域コミュニティ活動の支援は今後も必要であるた
神霊のちん力	め,宇都宮市の補助制度による支援体制を基準に調整する。

中 分 類	コミュニティ	小 分	類	消費生活
事 業 名 称	消費生活講座の開催			
事業目的・内容	消費生活に関する知識の普及啓発と消費者意識の高揚を図るため,消			
争耒日的・内台	費啓発講座や講演会などを	開催する	0	
合併に向けた課題	各市町により,実施の有	i無や開催 [×]	伏況	が異なることから ,市町合併後 ,
ロ肝に凹げた味趣	事業の内容・実施手法等に	こついて調	整を	図ることが必要となる。
田敷の老さた	市町間でサービス水準に	差が生じ	てし	Nることから ,コスト等を考慮し ,
調整の考え方	宇都宮市を基準に調整を行	_う う。		

中 分 類	コミュニティ	小 分	類	消費生活
事業名称	消費者への情報提供			
	消費生活に関する知識の)普及や消	費者	背意識の高揚を図るため,複雑多
事業目的・内容	様化する消費生活全般に関	関する情報	を自	8発誌や情報提供用パソコンなど
	を活用し,情報提供する。			

合併に向けた課題	各市町で啓発資料の作成・配布方法に違いはあるが,消費トラブルの
	発生状況などは同じであることから,新市において,各地域の実情にあ
	わせた効果的配布方法を検討する必要がある。
調整の考え方	市町間でサービス水準に差が生じているが,消費者トラブルは増加傾
	向にあることから,サービス水準が高い宇都宮市を基準に調整を行う。

中分類	コミュニティ	小 分	類	交通安全対策
事業名称	暴走族対策の推進			
	住民,事業者,関係機関	・団体及	なび行	可政が一体となって暴走族根絶 運
	動を推進し、住民生活の安	全と平穏	側の研	全保及び青少年の健全な育成を図
┃ ■ 事業目的・内容	るとともに交通及び地域の	安全を確	[保し	,,安心して暮らせる地域社会を
事業日別・19分 	形成する。			
	啓発活動(ポスター,チ	ラシの酢	7 ()	や各中高校における加入阻止教
	室の開催,夜間実態調査・	指導,事	業者	5等への協力依頼を行う。
	「宇都宮市暴走族対策協議	議会」(「	节 ,誓	警察,関係機関)と各町が参加し
合併に向けた課題	ている「県央都市圏暴走族	連絡協議	会」	(4市12町)と調整が必要とな
	る。			
調整の考え方	「県央都市圏暴走族連絡	協議会」	にま	いて,各市町とも広域的な取組
	を行っているため ,「宇都宮	市暴走的	矢対 兌	策協議会 」への参加を含めた調整
	を行う。			

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	交通安全対策	
事業名称	交通安全教育の推進			
	住民の交通事故防止とず	を 通安全意識を	E高揚するため,交通ルールの遵	
事業目的・内容	守と交通マナーの実践に努	号められるよう	う,幼児から高齢者までの交通安	
	全教育を推進する。			
	宇都宮市では交通安全教	效室を交通安全	≧教育指導員(非常勤職員)を雇	
合併に向けた課題	用し事業実施しているが ,	, 各町では警察	咚に講師派遣依頼しており,実施	
	手法について調整していく	〈必要がある。		
	市町間で事業内容が異な	ょることから ,	宇都宮市の制度を基準に調整す	
調整の考え方	るものとし , 各町において	ても宇都宮市と	:同等の事業を実施できるよう調	
	整する。			

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	交通安全対策
事業名称	交通災害共済事務		
	栃木県が事業主体となり),交通事故に	よる被災者を救済し , 住民の生
	活安定と福祉の増進を図る	,)	
事業目的・内容	各市町の主な業務は加 <i>)</i>	(者の見舞金詞	情求受付・切り替え時期の加入申
	し込みとりまとめなどであ	5り,見舞金請	情求受付は県内一律同じ方法であ
	る。		
	共済加入掛金に対する補	動や加入取り	まとめ報償金の違いがあるので
合併に向けた課題	調整が必要。掛金の補助に	ついても , 70) 歳以上の高齢者に対し全額負担

	(上三川町), 小中学生を半額(上三川町), 中学生以下の要保護・準要保護児童・生徒に全額(河内町)身体・知的障害者への補助等(宇都宮
	市)という違いがあるため,調整が必要である。
調整の考え方	栃木県の条例に基づく事業であるため,新市として取扱いは一本化す
	る。
	市町間で掛金助成補助や報償金の額に違いがあるが , 宇都宮市の制度
	を基準に調整する。

中分類	コミュニティ	小 分 類	交通安全対策
事業名称	チャイルドシートの補助事	業	
	チャイルドシートを購入	する者に対し	,,その費用の一部を補助するこ
事業目的・内容	とにより,チャイルドシー	・トの普及を促	建し,乳幼児の乗車中の事故に
	よる被害軽減と子育ての支	援を図る。	
	各市町間で,制度の有無	{や補助の該当	í要件に違いがあるため , 調整が
合併に向けた課題	必要となる。また , 上河内町においては , 既に事業を廃止しているため ,		
	制度の必要性についても併	せて検討して	「いく必要がある。
	宇都宮市・河内町で事業	を実施してお	らり,制度にほとんど差異がない
調整の考え方	ことや,今後も乳幼児の乗	車中の事故に	よる被害軽減は重要であること
	から,宇都宮市の制度を基	準に調整し,	新市で事業展開する。

中 分 類	コミュニティ 小 分 類 交通安全対策
事業名称	交通安全計画の策定
事業目的・内容	交通安全対策基本法の規定に基づく交通安全計画を策定し,各種施 策を推進することで,交通事故の減少と交通安全の確保を図る。
合併に向けた課題	計画策定にあたり「交通安全審議会」委員の選任があるが,地域性を 考慮するなど,選考方法を検討していく必要がある。
調整の考え方	一体的な計画であるため,宇都宮市の安全計画を基準に調整する。

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上	
事業名称	地域行政サービスの推進			
	身近なところできめ細か	\な行政サーl	ごスを提供するとともに ,高度	化,
事業目的・内容	多様化する住民ニーズに対	対応し , 総合的	りで質の高い行政サ ー ビスの技	是供
	を図る。			
┃ ┃ 合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	こいる事業では	あるが,新市における実施事業	業の
日所に内げた味趣	日併に同けた課題 内容・手法について調整を図ることが必要である。			
	窓口サービス支援システ	- ムについて	は,旧町役場が地域に身近な行	亍政
	機関として,住民生活に関	関連する業務	を全て網羅する見込みのため	,旧
	町役場へは導入しない。年	度末等の臨	寺窓口開設については,事業C	の趣
調整の考え方	旨,内容,効率性等を考慮	夏し,窓口開記	设箇所は宇都宮市本庁舎のみ d	とす
	る。窓口業務の時間延長に	こついては , 🛚	事業の趣旨,内容を考慮し,ス	密口
	開設箇所は宇都宮市本庁舎	うのみとする な	が,各町の自動交付機の稼動の	時間
	を延長する。			

中分類	窓口サービス 小 分 類 サービスの向上		
事業名称	住居表示・町名町界に関する事務		
	住宅が密集した地区では、地番による住所の表わし方であると、来訪		
┃ ■ 事業目的・内容	者や郵便事業等に不便である。これを解消するためには住居表示が必要		
尹未口以"以谷 	である。また,区画整理事業後には,区域に合わせて町界の変更が必要		
	な場合がある。		
今份に向けた細筋	宇都宮市のみが実施している事業であるが,合併に伴う課題は特にな		
┃ 合併に向けた課題 ┃	ŀ¹°		
調整の考え方	宇都宮市が実施している事業であり,宇都宮市の制度を適用すること		
	に支障がないので,宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	窓口サービス 小 分 類 サービスの向上		
事業名称	住居表示関係維持管理		
事業目的・内容	住居表示実施済地区への来訪者の利便を図るため設置している街区案内板の破損修理,清掃を実施する。 また,地図や各種冊子の作成,新築住所設定調査,同一証明書交付に関する事務を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが,合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市が実施している事業であり,宇都宮市の制度を適用することに支障がないので,宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事業名称	住居表示等審議会		
	住居表示や町名・町界変	変更を行う際,	有識者や地元代表者で構成する
事業目的・内容	審議会に諮ることにより、	民意を反映し	た形での答申を得て , 議会に提
	案する。		
今併に向けた 部時	宇都宮市のみが実施して	こいる事業であ	5るが,合併に伴う課題は特にな
合併に向けた課題	ll _o		
調整の考え方	宇都宮市が実施している	る事業であり,	宇都宮市の制度を適用すること
神霊のちん力	に支障がないので,宇都宮	宮市の制度を基	準に実施する。

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上	
事業名称	広域交付			
	日常生活圏の広がりに対応した広域行政サービスの一環として,			
	地以外の自治体においても	5住民票と戸籍	護だが本の交付を行うことにより	
事業目的・内容	利用者の利便性の向上を図	3 る。		
	宇都宮市,壬生町,石橋	≸町,上三川町	丁,河内町,上河内町の範囲で行	
	っている。			
	現在 , 住民票等の広域な	を付については	は,1市5町(宇都宮市,上三川	
合併に向けた課題	町,上河内町,河内町,3	至生町 , 石橋町	丁) で実施しているが , 新市に移	
	行後は,枠組を検討する必	がある。		

	原則として,新市の枠組みで事業を行う方向で調整する。
調整の考え方	壬生町 , 石橋町については , 現在の広域交付から離脱するよう調整す
	వ 。

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事業名称	自動交付機交付		
事業目的・内容	窓口事務において利用の	多い証明書の)交付を自動化し,休日にも行政
● 事業日別・19分 ■	サービスを提供する。		
合併に向けた課題	自動交付機,カードの統	一や設置場所	fの検討,電算処理システムや手
一口肝に凹けた味趣	数料の整合,交付証明書の	種類について	調整を図る必要がある。
調整の考え方	各市町に設置されている	が,取扱う記	E明書の種類や稼動時間が異なる
神笠のちん刀	ため,宇都宮市の制度を基	準に調整する	, ,

		1	
中分類	窓口サービス	小 分 類 サービスの向」	Ė
事業名称	市民証交付		
	住民基本台帳又は外国。	人登録をしている原則15歳	以上の者を対象
 事業目的・内容	に,顔写真つきの「うつの	みや市民証」(有効期間5年,	失効あり)を発
● 争未口的 * 的合 ■	行する。市の窓口,郵便局	3,金融機関等の窓口で本人を	E確認するものと
	して利用することができ,	利便性が向上する。	
宇都宮市のみが実施している事業であるが,合併に伴う課題			
合併に向けた課題	l I _o		
調整の考え方	役所等の窓口での本人確	認の利便性を考慮し,宇都宮	官市の制度を基準
調整の考え力	に調整する。		

中 分 類	窓口サービス 小 分 類 霊園・斎場			
事 業 名 称	斎場の運営			
事業目的・内容	市民及び近隣住民の宗教的感情に配慮し,また,公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障を生じることのないよう火葬業務を行うとともに,利便性向上のため告別室の貸し出し等の業務を行う。 利用に関しては,昭和52年に宇都宮市・上三川町・上河内町・河内町・壬生町・石橋町が協定を締結し,これら関係団体の住民に広域利用されている。 また,上三川町は,芳賀地区広域行政事務組合の斎場も併せて利用している。			
合併に向けた課題	現在,斎場については,1市5町(宇都宮市・上三川町・上河内町・河内町・壬生町・石橋町)で広域利用しているが,新市に移行後は,枠組を検討する必要がある。 また,上三川町が芳賀広域を利用していることから,協議が必要である。			
調整の考え方	原則として,新市の枠組で事業を行う方向で調整する。 壬生町,石橋町については,現在の広域利用から離脱するよう調整する。 上三川町の芳賀広域利用については,離脱するよう調整する。			

中 分 類	男女共同参画 小 分 類 個人尊重・男女平等		
事業名称	意識啓発事業		
	男女共同参画を推進していくうえで,現在,社会が直面している現状		
 事業目的・内容	と課題についての理解を深めるとともに,必要な知識を身に付けること		
学来口的* 1916 	によって,男女平等の意識を確立し,固定的な性別役割分担意識の解消		
	を図るため,男女共同参画意識を啓発する。		
各市町により,実施している事業内容・実施手法(啓発誌による			
合併に向けた課題	方法,団体等との共催)が異なることから,新市における実施事業の内		
	容・手法についての調整を図る必要がある。		
調整の考え方	市町間で事業内容が異なることから,宇都宮市の事業を基準に,各町		
神霊の与え力	においても宇都宮市と同等の事業を実施できるよう調整する。		

中 分 類	男女共同参画	小 分 類	個人尊重・男女平等	
事業名称	女性相談事業			
	男女共同参画社会の実現	見を目指し,女	て性の家庭・身の上・その他の悩	
┃ ■業目的・内容	みごとの相談に応じ,助言・指導を行う。配偶者からの暴力の被害者の			
	保護・相談・支援に応じる	3.		
	また,売春防止法に定め	りる要保護女子	その更生指導や援護を行う。	
	宇都宮市は福祉事務所を	を所管する保健	建福祉部ではなく市民生活部で本	
	事業を実施しているが,各	5町では婦人の	R護等主管課においてDV等に関	
┃ ┃ 合併に向けた課題	する相談を受け,一時保証	蒦が必要な場合	は,健康福祉センターなどを通	
日内に内けた味趣	して婦人相談所に入所させ	せている。こう	うしたことから , 合併後は , 健康	
	福祉センターの相談業務を	を宇都宮市女性	生相談所が担うことから,その対	
応を検討する必要がある。				
調整の考え方	事務事業の実施主体は昇	異なるものの,	住民が受けるサービス内容には,	
- 神産の与ん力	差がないことから,宇都宮	宮市の事業を基	基準に合併時に調整する。	

中 分 類	男女共同参画	小分類個人尊重・男女平等		
事業名称	D V 被害者支援事業			
	D V 防止の啓発活動を推	推進するとともに,暴力から逃れる女性を一時		
事業目的・内容	保護している民間シェルター及びDV被害者の自立のための自助グルー			
	プの運営に対して補助する。			
合併に向けた課題	宇都宮市独自の事業であ	あり,合併に伴う課題は特にな い 。		
知故のおうさ	宇都宮市の独自の事業であることから,各町においても宇都宮市と同			
調整の考え方	等の事業を実施できるよう調整する。			

中 分 類	男女共同参画	小 分 類 個人尊重・男女平等	
事業名称	男女共同参画の視点からのガイドラインの活用		
	刊行物やポスター等を作	成する際に , 男女共同参画の視点で表現・表	
事業目的・内容	記するための目安となる。	ようガイドラインの周知を徹底することによ	
	り,性別による固定的な役	と割分担意識の解消を図る。	
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	いる事業であり、合併に伴う課題は特にない。	

田敷の老さた	宇都宮市の独自の事業であることから,各町においても宇都宮市と同
調整の考え方	等の事業を実施できるよう調整する。

中 分 類	男女協働参画	小 分	類	人材育成
事業名称	人材育成事業			
	国際的視野を持った男女	共同参画	iを推	達進する担い手を養成するととも
事業目的・内容	に,国等が実施する研修会	等に派遣	tし,	自主的な学習活動の促進と指導
	者の育成を図る。			
	宇都宮市以外は,主催事	業を実施	して	こいないが,各町とも同じような
合併に向けた課題	研修等に派遣することによ	り,人材	育瓦	戈を行っているため,派遣人数の
	調整が必要である。			
知較の老う亡	市町間で派遣人数に差異	があるた	:め,	宇都宮市の事業を基準に合併時
調整の考え方	に調整する。			

中 分 類	男女協働参画 小 分 類 人材育成
事業名称	女性の人材リストの整備
事業目的・内容	女性の人材情報を把握し,リストの作成・整備を行うとともに,審議
事業日別・19日 	会委員等への女性の登用のための情報の提供を行う。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり,各町に女性の人材登録を働
一口肝に凹げた味趣	きかける必要がある。
卸数のおうさ	宇都宮市の独自の事業であることから,各町においても宇都宮市と同
調整の考え方	等の事業を実施できるよう調整する。

中分類	男女協働参画	小 分	分類	環境整備
事業名称	男女共同参画審議会の運営	Í		
事業目的・内容	男女共同参画推進条例に	基づき	を審議さ	会を設置し,計画の策定や変更に
争未口的的分	ついて意見を述べたり,そ	. の他の	必要な	は事項を調査・審議する。
合併に向けた課題	宇都宮市独自の事業であり,合併に伴う課題は特にない。			
	宇都宮市のみが条例に基	びきま	€施し"	ている事務であることから,宇都
調整の考え方	宮市の制度を基準に新市に引き継ぐ。また,委員の見直しについては,			
	平成17年度の改選時に調	整する	5.	

中 分 類	男女協働参画	小 分 類	環境整備	
事業名称	ファミリーサポートセンタ	ターの運営		
	男女が性別にとらわれる	ず,その能力や	p個性を発揮するため,子どもを	
	持つ親が家族生活や就労その他の活動を両立することができるよう , 地			
事業目的・内容	域に根ざした子育て支援を	を行う。		
	地域において,育児の挑	爰助を行いたい	1人(協力会員)と育児の援助を	
	受けたい人(依頼会員)を	を組織化し,相	互援助活動を支援する。	
合併に向けた課題	宇都宮市が独自に実施し	している事業で	であるため、各町民に本事業の周	
口がに凹げた味起	知を図る必要がある。			
調整の考え方	宇都宮市のみが実施して	ている事業であ	ることから,各町においても宇	
	都宮市と同等の事業が実施	色できるよう調	整する。	

中分類	青少年 /	\ 分	類	青少年活動
事業名称	青少年問題協議会			
	青少年の指導,育成,保護	及びき	ょう	う正に関する総合的施策の樹立に
事業目的・内容	つき必要な事項の審議と関係行政機関相互の連絡調整を図る。			
	会長・委員・幹事等による	会議を	開催	ぎする。
	協議会を設置する市町の延	べ委員	数カ	が著しく多くなることから,委員
合併に向けた課題	の定数や選出方法の調整が必	要であ	る。	
	協議会の運営等を含め条例	の改正	が必)要である。
調整の考え方	市町間で取組に差異がある	ことか	5,	宇都宮市の制度を基準に,委員
	定数や選出方法等を調整する	0		

中 分 類	青少年 小 分 類 青少年活動
事業名称	青少年団体の活動支援(まちづくり活動への参画)
	青少年同士が自由な交流・議論を行い,事業やボランティア活動など,
事業目的・内容	まちづくりにおいて自らの力で実施が可能なことから取り組めるよう,
	高校生主体の活動団体を組織する。
	中高生のリーダース(クラブ)の育成は関係市町ごとに実施している
┃ ┃ 合併に向けた課題	が,まちづくりへの参画という面では実態が伴っていない。
一口肝に凹けた味起	人材の確保 , 及び楽しみながら活動を継続・ステップアップさせる手
	法の構築が課題である。
調整の考え方	市町間で取組に差異があることから,各町においても宇都宮市と同等
	の事業を実施できるよう ,活動団体の対象範囲・支援方法など調整する。

中 分 類	青少年 小 分 類 青少年活動
事 業 名 称	交流や場の確保(居場所づくり)
	青少年が自由に無料で集まれ,主体的に活動できる時間・空間・事業
	を提供する。またサポーター(専門的な研修を受けた成人及び青少年指
事業目的・内容	導者)の支援による,青少年間の異世代交流や様々な大人との交流を通
	して,豊かなコミュニティの形成を促進し,問題解決能力の向上や自立
	に必要な主体性の涵養に寄与する。
	宇都宮市が行う事業は,15年度が実験段階であり,今後,各町と協
┃ ┃ 合併に向けた課題	議し ,町の主体的取組による事業推進について協議する必要がある。(地
口所に凹げた味趣	域コミュニティの単位,公共施設(数)などに格差があることから,公
	共施設の有効活用やソフト事業の充実など実態を把握する必要がある。)
調整の考え方	市町間で取組に差異があることから,各町においても宇都宮市と同等
	の事業を実施できるよう,コミュニティの単位・公共施設数など調整す
	る。

中 分 類	青少年	小	分	類	健全育成
事業名称	ふれあいのある家庭づくり	の推済	進		
	家庭の和やかな団らんを	E通し	τ,	家族	全員の心の交流を図り家族の絆
事業目的・内容	を深める,毎月第3日曜日	の「家	(庭(カ日.	」を普及推進するため,啓発活動
	を積極的に展開する。				

	広報紙をはじめ,チラシやパンフレット,のぼり旗・シール等による
	啓発,家庭や家族を意識した事業(家族討論会・家族参加型イベント等)
	の実施 ,協賛企業による広報宣伝(チラシ等への「家庭の日」掲載や「家庭
	の日」割引セール等),各種メディアの活用などを行う。
	「家庭の日」の啓発に特化した事業への取組は格差が大きい。
合併に向けた課題	こどものしつけや学校週5日制等,教育的視点も併せ「家庭の日」の趣
	旨をアピールする方策を検討する必要がある。
調整の考え方	市町間で取組に差異があることから,各町においても宇都宮市と同等
	の事業を実施できるよう調整する。

中 分 類	青少年	小 分 類	健全育成
事業名称	地域ぐるみの育成・環境点	検	
事業目的・内容	1月に,国において展開さ 運動」及び「全国青少年健 機関や団体をはじめ,家庭	れる「青少年 全育成強調月 (一) 学校などり のひと声運動	D推進を図るため,毎年7月と1年の非行問題に取り組む強調月間間間運動」の趣旨を踏まえ,関係地域社会が一体となり,地域におか」、「ピンクビラやポスターの撤り」を実施する。
合併に向けた課題	関係する事業として,社明 健全育成強調月間運動中の ざまであるため,実態を把	大会やあいる 事業,関係団 握する必要か 販機の撤去要	要望に対して , 地域の住民・団体
調整の考え方	市町間で取組に差異があ の事業を実施できるよう調		各町においても宇都宮市と同等

(3)原則として宇都宮市の制度を基準に,合併までに方向付けを行い,新市に移行後,速やか に調整するもの

		.l. // *= _	XX
中 分 類	コミュニティ	小 分 類 コ	ミュニティ活動
事業名称	コミュニティ施設整備		
	住民の主体的な地域づく	り活動を促進す	るための拠点施設として , 地
	域コミュニティセンターを	建設する。	
事業目的・内容	施設の老朽化に伴い,拠	点施設としてふ	さわしい機能をもった地域コ
	ミュニティセンターとして	再整備するため	,建設場所の選定,設計,建
	築をする。		
	各市町間に設置目的が似	たコミュニティ	センターがあることから,各
合併に向けた課題	施設の位置付けを明確化し	, 老朽化が進ん	でいる施設の建替や,地域ニ
	ーズに応じた施設整備計画	を検討する必要だ	がある。
	現在の宇都宮市における		ィセンターの施設建設は小学
調整の考え方	校通学区を単位としている	が,新市に移行	後のコミュニティ活動支援の
	考え方に合わせながら,施	設整備計画を調	整する。

中分類	コミュニティ 小 分 類 地域づくり
事業名称	地域コミュニティセンター等管理運営事業
	住民主体のまちづくりを促進するため、より多くの住民が地域活動に
	参加できる機会と活動拠点を提供し,施設の地域住民による自主的な運
事業目的・内容	営を目指す。
	地域コミュニティセンター,地域団体室やコミュニティ運動広場の貸
	し出し,それに伴う使用料等の徴収,施設清掃等の業務を行う。
	各市町に設置されている施設のまちづくりの活動拠点としての機能,
合併に向けた課題	管理運営の方法や費用,使用料の徴収の有無,使用料の額等に違いがあ
	るため,機能的側面と管理的側面の両面から調整を図る必要がある。
	管理方法や使用料の有無など,調整を必要とする項目が多岐に渡り,
調整の考え方	短期間での統一は困難である。施設の整備計画やコミュニティの支援方
	法など , 合併までに方向付けを行い , 新市に移行後 , 速やかに調整する。

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	消費生活
事業名称	消費生活啓発事業(啓発イ	イベント,消費	者団体育成)
	主体性のある自立した消	肖費者を育成す	るため,消費者団体等との協力
事業目的・内容	した啓発事業の実施,また	こは消費者団体	の育成を図ることにより,身近
	な消費者問題に関心を寄せ	せる動機づけと	情報提供を行う。
	宇都宮市では啓発イベン	ノトを実施して	いるが、各町では啓発イベント
	は実施しておらず,消費者	皆団体の活動内	容(町文化祭に出展・くらしの
	相談員制度・リサイクルる	5鹸の指導・販	売)や支援状況(報酬・運営補
	助)は異なっているため	, 新市において	は,各消費者団体の活動実績を
合併に向けた課題	踏まえ,より多くの団体が	が主体的に活動	できるよう調整を行う必要があ
	る。		
	啓発イベントについては	は,宇都宮市に	おいて平成16年度から地域展
	開を行う予定(中央2回	, 地域 3 回 / 年)であり,各町での開催も可能
	ではあるが,人員等の問題	凰もあり,調整	を行う必要がある。

	啓発イベントは,市町間でサービス水準が異なることから,宇都宮市
知較の老さ亡	の制度を基準に新市に移行後,速やかに調整する。団体支援については,
調整の考え方	各市町消費者団体の意向を確認し,補助金交付から他の支援・育成方策
	へ転換を図るよう,新市移行後速やかに調整する。

中分類	コミュニティ 小 分 類 交通安全対策		
事業名称	交通安全推進団体補助金交付事業		
事業目的・内容	交通安全思想の普及・啓発を図るため,交通安全推進団体の組織・	迁	
	動の育成強化を図る。		
	各市町によって交付している団体が違うため,今後どの団体(例:	交:	
合併に向けた課題	通安全協会・推進協議会等)を活用して交通安全を推進していくのか整		
	理が必要である。		
調整の考え方	市町間で補助金を交付している団体が異なることから,整理統合し	, ر	
	新市移行後,速やかに調整する。		

中 分 類	男女共同参画	小 分	類	個人尊重・男女平等
事 業 名 称	結婚相談事業			
声类口的 古南	住民が幸せで健全な結婚	昏生活を送	るた	め, 申込者の登録・紹介・見合
事業目的・内容	いなどについて助言・指導を行う。			
	各市町において,相談日	日・実施体	制な	などが異なり , 宇都宮市の基準に
合併に向けた課題	合わせると事業費が増大す	けることか	١5,	窓口の一本化(各町の相談所の
	廃止)を図る必要がある。			
調整の考え方	各町で農業後継者などの	D育成を目	的に	実施してきた経緯・実情等を配
	慮しながら,宇都宮市の事	事業を基準	に合	併後速やかに調整する。

中 分 類	男女共同参画 小 分 類 環境整備		
事業名称	男女共同参画推進条例・行動計画		
事業目的・内容	男女共同参画社会の実現を目指し,男女共同参画推進条例を施行する		
	とともに,施策の基本方針,施策の方向を示す行動計画を策定する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は条例・行動計画とも整備しているが,上三川町・河内町で		
	は,住民の意識調査を実施したものの,行動計画策定までには至ってい		
	ない。		
調整の考え方	取組の進捗状況に差異があるため,宇都宮市の行動計画の改定時期で		
	ある合併後3年を目途に調整する。		

中 分 類	男女共同参画	小 分 類	環境整備
事業名称	男女共同参画を推進する信	E民組織へのす	支援
事業目的・内容	り組み ,行動できる住民団	体とともに全	, 行政のみならず自ら積極的に取っ市的に取り組む必要があるため , している住民団体への支援を行
合併に向けた課題	各市町において,女性団	団体連絡協議会	会に補助金を交付しているが,同

	じような設立目的の団体であるため,各市町の女性団体連絡協議会の統
	合を図る必要がある。
	なお,統合できない場合は,各市町で算出根拠が異なるため統一を図
	る必要がある。
知較の 老 き亡	市町間で住民組織への補助金の算出基準に差異があるため,宇都宮市
調整の考え方	の算定基準を基本に合併後速やかに調整する。

中分類	青少年	小分類	青少年活動
事業名称	青少年健全育成計画の推進		
	青少年に関する基本的な	おうになっています。	とするために青少年健全育成計
事类日的 . 由家	画を策定する。		
事業目的・内容	計画に基づき行っている青少年関係事業のうち,先導的役割が期待で		
	きる特徴的な施策と主要な	事業を中心に進	圭行管理を行う。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが計画策定	及び進行管理を	行っている。
	16年度に計画の見直し	を行い,17年	F度計画改定となる。
調整の考え方	宇都宮市が16年度に記	画見直しを行う	うが,各町においても宇都宮市
	と同様の施策事業が実施で	きるよう検討し),合併後速やかに調整する。

中 分 類	青少年	小 分 類	健全育成
事業名称	健全育成を推進する住民組織への支援		
	青少年育成を総合的・-	-体的に推進す	「るため,中核となる住民組織を
事業目的・内容	設立し,意識啓発事業など	ビ住民総ぐるみ	*による事業の展開や社会環境の
	整備を行う。		
	市町民会議が設置されて	ていても,構成	^{找団体・補助金額等など格差があ}
合併に向けた課題	る。主催事業の企画立案や	自主財源の研	盤保等に向けた構成団体の連携協
	力体制の確立が課題である	3 .	
調整の考え方	住民組織の構成や収支内	内容等が異なる	ることから,宇都宮市の制度を基
	準に,新市に移行後速やか	いに調整する。	

中 分 類	青少年	小 分 類	非行防止
事業名称	非行防止活動の推進		
	次代を担う青少年を非行	テから守り , 心	心豊かな人間性を備え , 心身とも
	に健康でのびのびと,した	かも,たくまし	ノく成長できるような社会環境づ
事業目的・内容	くりのため,喫煙や自転車	車の2人乗りな	などに対して補導活動を行い,ま
	た,上記非行行為に至る。	までにその芽を	E摘み取るため , 少年相談活動や
	その他の問題行動対策など	どを行っている	5.
合併に向けた課題	事業内容や補導員(指導	尊員)の位置作	けけ(任命権者・報酬・事故等の
ロ併に凹げた味起	処遇)等が異なるため,訓	周整する必要か	ずある。
調整の考え方	事業内容や補導員の位置	置付けが異なる	ることから,宇都宮市の制度を基
	準に,新市に移行後速やな	かに調整する。	

(4)新市に移行後も当分の間現行どおりとし,段階的に調整するもの

中 分 類	コミュニティ 小 分 類 コミュニティ活動
事業名称	市民農園事業
	住民が,園芸を通じて土に親しみ,家族ぐるみで生産の喜びを味わい
事業目的・内容	ながら,住民相互の交流を深めて,より豊な余暇生活と新しい地域社会
	の実現に寄与する。
	宇都宮市と河内町で設置しているが,農園の運営方法,利用料金,設
合併に向けた課題	備規模等が異なることから,事業内容の内容・手法について調整を図る
	ことが必要である。
調整の考え方	各市町における,事業実施の経緯や事業の趣旨,形態が異なることか
	ら,新市に移行後も当分の間現行どおりとし,段階的に調整する。

中 分 類	コミュニティ 小 分 類 コミュニティ活動		
事業名称	防犯灯設置及び管理補助金交付事業		
事業目的・内容	住民が自ら地域における夜間の事故や犯罪の未然防止を図るととも		
	に,明るい環境づくりを促進する。		
	市町の区域内に防犯灯を設置し,引き続きその維持管理を行う自治会		
	等の公共的団体に対し補助金を交付する。		
今併に向けた 細節	防犯灯の設置,管理主体や補助額に違いがあるので,調整の必要があ		
合併に向けた課題	వ 。		
調整の考え方	宇都宮市の制度に調整するが,管理が町の場合,自治会の負担が重く		
	なるので段階的に調整する。		

中 分 類	コミュニティ 小 分 類 身近な行政
事 業 名 称	地区行政の推進
事業目的・内容	地域主体のまちづくりを推進するため,市町の各地区の行政機能,地域のまちづくり機能を強化する。 適正な地区区分の設定による行政サービスの効率的・効果的展開や住民生活に密着した総合的なサービスの推進,地域における自治の拡充,推進体制(支所的機能)の整備を図る。
合併に向けた課題	行政サービスを住民の身近な場所で展開する拠点施設は,宇都宮市と河内町だけにあり,新市で配置基準,地区区分や提供するサービスの種類を含めて検討していく必要がある。また,まちづくり組織についても,自治会との関係が異なることから新市全体に拡大すべきか検討を要する。
調整の考え方	地域で展開すべき行政サービスの内容や事務の権限委譲については, 地域行政機関の所管する事務や地域自治組織の制度と整合性を図りながら,中長期的に一定の方向性を見出すこととし,地域での行政サービス の充実と住民主体の地域づくりを推進していく。

(5)廃止の方向で調整するもの

中 分 類	コミュニティ 小 分 類 地域づくり			
事業名称	地域まちづくり組織運営費補助事業			
	特色ある地域づくりを進めるため,地域のまちづくりビジョンや地域			
	カルテの作成等により,地域の資源やさまざまな課題を発見し,住民に			
事業目的・内容	よる特性を生かした事業や課題解決に向けた取組を支援する。地域の活			
	動を組織的なものとし、地域まちづくり組織の運営について資金的な補			
	助をするものである。			
	単位自治会の一つ上の階層におけるコミュニティ区域(地域)の捉え			
合併に向けた課題	方が各市町間で異なり、そのコミュニティ区域と行政との関係がどのよ			
	うな状況か把握し,その調整を検討する必要がある。			
調整の考え方	宇都宮市単独の事業であり,平成16年度から組織運営補助を地域づ			
	くり推進補助事業に整理統合するため,調整の必要はない。			

各種事務事業の取扱い

【保健福祉専門部会】

(1)現行のまま新市に引き継ぐもの

中分類	保健 小 分 類 保健・医療施設	
事業名称	救急医療(救急の日記念講演会)	
	毎年9月9日の「救急の日」を含む1週間(救急医療週間)に,	住民
事業目的・内容	が救急医療に関する正しい知識と理解を深めるために,医師会と σ	共催
	で講演会を開催する。	
┃ ┃ 合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施しており,合併後,実施のあり方等について	調整
□□併に凹けた味起	が必要である。	
	救急の日を記念して,救急医療の普及啓発を目的としていること	から,
調整の考え方	より住民への啓発が図られる事業へと見直しを進める必要があるか	、普
	及啓発事業そのものは宇都宮市の制度に合わせて継続して実施する	。共
	催団体として現在,市医師会だけであるが,今後,上三川医師団と	:の共
	催も検討する。	

中分類	保健 小 分 類 保健・医療施設		
事業名称	救急医療(病院群輪番制病院運営事業)		
	宇都宮市夜間休日救急診療所など初期救急医療施設から重症患者の受		
	入れのために,済生会宇都宮病院,宇都宮社会保険病院,独立行政法人		
┃ ■業目的・内容	国立病院機構栃木病院を二次救急医療機関として確保し,国立を除く2		
■ 事業日別・内台 ■	病院には補助金を交付している。		
	宇都宮市・上三川町,河内町,上河内町の1市3町による広域事業で		
	あり,各町は負担金を市に支払っている。		
字都宮市,上三川町,上河内町,河内町は,同じ宇都宮医療圏			
│ 合併に向けた課題 ┃	調整の必要なし。		
	現在,宇都宮市,上三川町,上河内町,河内町において,広域で実施		
調整の考え方	しており,救急医療体制の中で入院加療を行う役割を担っているため,		
	現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健	小 分 類	保健・医療施設		
事業名称	救急医療(小児救急医療)	施設運営事業)			
	初期救急医療施設である	3宇都宮市夜間	聞休日救急診療所に小児科医師を		
	配置するとともに , 小児重	症患者の受入	れのために ,済生会宇都宮病院 ,		
┃ ┃ 事業目的・内容	宇都宮社会保険病院,独立	な行政法人国な	Σ病院機構栃木病院の3病院にも		
事来口的"的合 	小児科医師を配置し,二次	欠救急医療機関	として確保している。		
	宇都宮市・上三川町,河	可内町 , 上河内	可町の1市3町による広域事業で		
	あり,各町は負担金を市に支払っている。				
合併に向けた課題	宇都宮市,上三川町,」	上河内町 , 河内	可町は,同じ宇都宮救急医療圏で		
ロ肝に凹げた味趣	あり,調整の必要はない。				
	現在,宇都宮市,上三川	川町 , 上河内町	丁,河内町において,広域で実施		
調整の考え方	しており,救急医療体制の中で小児医療の確保を図る役割を担っている				
	ため,現行のまま新市に引	川き継ぐ。			

中 分 類	保健 小 分 類 母子保健
事業名称	養育支援訪問指導
	総合周産期母子医療センター,地域周産期医療機関と契約を結び,未
事業目的・内容	熟児の退院時の状況について連絡を受け、そのうち養育上必要と認めた
	場合や保護者が希望した場合に訪問指導を実施する。
合併に向けた課題	中核市業務として宇都宮市のみが実施しており,事業内容に相違はな
日併に円けた味趣	いが,県と合併後の実施手法について調整が必要である。
調整の考え方	中核市業務で,宇都宮市が実施している事業であり,現行のまま新市
神霊のちん力	に引き継ぐ。

中 分 類	保健	小 分	類	成人保健
事業名称	脳卒中発症登録支援事業			
	地域における脳卒中患者	の実態を	把握	屋するため,協力医療機関からの
	情報をもとに脳卒中の発症	登録を行	ξί١,	地域における脳卒中の状況把握
事業目的・内容	と,脳卒中予防対策の推進	を図る。	また	こ, 医療機関から提供される脳卒
	中患者の情報をもとに適切	な保健・	医療	といる できない できない でんしょ でんしょ という はんしょ しゅう かいしょ しゅう はんしょ しゅう はんしょ しゅう はんしょ しゅう はんしょ しゅう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう しゅう はんしょう しゅう はんしょう しんしょう はんしょう はんしゃ はんしょう はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ
	脳卒中・寝たきり予防に資	する。		
	栃木県の県単事業として	, その登	録,	情報収集を宇都宮区域は宇都宮
┃ ┃ 合併に向けた課題	市が、各町の区域は県保健	福祉セン	/タ-	-で行っている。合併により各町
日川に円けた味趣	の区域を含めて,新市で行	うことに	こなる	るが,実施方法に差がないことか
	ら,特に調整の必要はない。	,		
調整の考え方	県単事業であるが , 中核	市として	宇者	『宮市のみが実施している事業で
- 明定の与え力	あり,現行のまま新市に引	き継ぐ。		

中 分 類	保健 小 分 類 医療費助成				
事 業 名 称	小児慢性特定疾患治療研究事業				
事業目的・内容	小児慢性疾患のうち,悪性新生物,慢性腎疾患,ぜんそく,慢性心疾				
事業日の・19日 	患,内分泌疾患,膠原病などの特定疾患について,医療費を助成する。				
	中核市の業務として宇都宮市のみが実施している事務であり,各町に				
合併に向けた課題	おいては県が実施していることから,県の管理しているデータの移管な				
	ど県との調整が必要であり,市町間での調整事項は特にない。				
卸数のおうた	中核市業務であり,県・宇都宮市とも実施内容に差がないことから,				
調整の考え方	現行のまま新市に引き継ぐ。				

中 分 類	保健	小 分 類	医療費助成			
事 業 名 称	養育・育成・療育医療の名	養育・育成・療育医療の公費負担				
	養育医療:養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未					
	児に対し , そ <i>0</i>	の養育に必要な	は医療の給付を行う。			
	育成医療:身体に障害のあ	ある児童に対し	J,生活の能力を得るために必要			
事業目的・内容						
	療育医療:骨関節結核その	の他の結核にな	かかっている児童に対し , 病院に			
	入院させて医療	寮の給付を行う	うとともに,療養に併せた学習の			
	援助を行う。					

今供に向けた 細節	県の管理しているデータの移管など県との調整が必要であるが,市町
│ 合併に向けた課題 │	間での調整事項は特にない。
細数のおう亡	中核市業務であり,県・宇都宮市とも実施内容に差がないことから,
│ 調整の考え方 │	現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	保健	小 分 類	∮ 団体	
事 業 名 称	老人保健事業推進協力交付	金		
	老人保健法の目的である	国民の老後	における健康保持と適切な医療の	
	確保を図るため,健康教育	・健康相談	・健康診査及び機能訓練等の事業	
┃ ┃ 事業目的・内容	を総合的に実施することが	が肝要であり	, この保健事業を円滑に推進する	
事業日的・19分	には,医師,歯科医師及び	柔道整復師	の積極的な協力が必要である。	
	このためこれらの団体は	対し交付金	を交付し事業の推進を図り,県民	
	保健の向上と老人福祉の増	進に資する	0	
	県内の全ての市町村が	人口割等に	より県医師会、県歯科医師会へ交	
合併に向けた課題	題 ┃付している事業であることから,交付金の算定基準や交付方法(
	なく,特段の調整の必要は	tない。		
調整の考え方	各市町において,交付会	金の算定基準	, 交付方法 , 交付先に差異がない	
神罡のちん刀	ことから , 現行のまま継続	する。		

中 分 類	保健	小 分	類	団体
事 業 名 称	宇都宮市保健センター総合	健診運 営	委員	会
	宇都宮市で実施している	6保健セン	/タ-	-における総合健診等の,安全か
事業目的・内容	つ効率的な運営を図るため),必要な	事項	頁について審議することを目的と
	して,宇都宮市保健センタ	7-総合健	診道	営営委員会を設置している。
合併に向けた課題	宇都宮市のみの実施であ	5リ,各町	[とσ.)調整事項はない。
	宇都宮市で実施している	6保健セン	/タ-	- における総合健診等の運営を審
調整の考え方	議する委員会であり,新市	移行後も	保優	建センターでの健診を実施するこ
	とから,現行のまま新市に	引き継く	°	

中分類	社会福祉	小	分	類	社会福祉施設
事 業 名 称	社会福祉施設の設置認可事	務			
	福祉サービスの提供及び	が健全:	な施	設道	営営が営まれ利用者のサービスの
┃ ■業目的・内容	向上を図るため,社会福祉	上施設	の設	置認	図可,設置届,事業開始届の認可
事来口的"约台 	(施設の変更届等に関する	る事務) や	社会	・福祉施設への指導監督の事務を
	行う。				
	実施しているのは,中核市としての宇都宮市のみであり,各町にお				*都宮市のみであり,各町におい
合併に向けた課題	ては ,県が実施しているか	、宇者	宮	もと!	県において事務に差がないため ,
	特に調整の必要はない。				
調整の考え方	宇都宮市が、中核市移行	テに伴	い権	限移	y譲により実施している事務であ
調整の考え力	り,各町では実施していた	いた	め,	現行	のまま新市に引き継ぐ。

中分類	社会福祉	小 分 類	社会福祉施設	
事業名称	社会福祉施設等の指導監査	ì		
	施設において,法令等に	基づく健全が	つ適正な事業運営及び施設運営	
事業目的・内容	業目的・内容 が図られることを目的に,指導監査を実施する。			
	各町の社会福祉施設は県	具が指導監査を	実施している。	
	実施しているのは,中核市としての宇都宮市のみであり,各町にお			
合併に向けた課題	ては ,県が実施しているが	,宇都宮市と	県において基準に差がないため ,	
	特に調整の必要はない。			
細数のおう亡	宇都宮市では,中核市移	多行に伴い権限	移譲により実施している事務で	
調整の考え方	あり,各町では実施してい	1ないため ,	2行のまま新市に引き継ぐ。	

中 分 類	社会福祉	小 分	類	社会福祉施設
事 業 名 称	社会福祉・医療事業団貸付	金に対す	る利	 子補給事務
	社会福祉・医療事業団か	らの借り	入∤	1た資金に係る利子の一部を補給
事業目的・内容	することにより,社会福祉	去人等の	安定	的な運営を補助し , サービスの
	充実を図るための利子補給	事務手続	きを	行う。
	実施しているのは,中核	市として	の宇	部宮市のみであり,各町におい
合併に向けた課題	ては,県が実施しており,	宇都宮市	と県	のサービス水準に差はないが,
	これまでの債務負担につい	て調整す	る必	要がある。
	各町分においては,現在	, 県が負	担し	ており , 県と宇都宮市との間に
調整の考え方	サービス水準の差はないた	め,宇都	宫市	oの制度を基準に統一する。ただ
	し,債務負担について調整	を行う。		

中 分 類	社会福祉 小 分 類 社会福祉施設		
事業名称	社会福祉施設整備費貸付金貸付事務		
	社会福祉施設の整備等に要する費用の一部を貸し付けることにより、		
事業目的・内容	施設の環境整備等を整え,利用者へのサービスの向上を図るための事務		
	手続きを行う。		
合併に向けた課題	実施しているのは,中核市としての宇都宮市のみであり,各町におい		
	ては,県が実施しているが,宇都宮市と県において事務に差がないため,		
	特に調整の必要はない。		
調整の考え方	各町においては,現在,県が負担しており,県と宇都宮市との間にサ		
	ービス水準の差はないことから,現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	社会福祉施設	
事業名称	社会福祉施設等設備整備費(業務省力化設備費)補助金交付事務			
事業目的・内容	社会福祉施設の設備整備に要する費用の一部を補助することにより、			
	施設に勤務する職員の業務を軽減及び労働環境の改善を図り,社会福祉			
	施設の安定的な運営及び利用者に対する福祉サービスの向上を図るため			
	の事務手続きを行う。			

	実施しているのは,中核市としての宇都宮市のみであり,各町におい
合併に向けた課題	ては ,県が実施しているが ,宇都宮市と県において事務に差がないため ,
	特に調整の必要はない。
細数の老さた	国の制度による補助のため,合併移行については,現行のまま新市に
調整の考え方	引き継ぐ。

中 分 類	社会福祉 小分類 社会福祉	止事務所
事 業 名 称	社会福祉主事の任免事務	
	社会福祉事務所に置く援護,育成又は更正の持	措置に関する事務を行う
事業目的・内容	職員(社会福祉主事)及び指導監査を行う職員	(査察指導員)の任免を
	行う。	
合併に向けた課題	福祉事務所事務であり ,宇都宮市と各町の範囲	を所管する県において,
口所に内げた味趣	事務の内容に差がないことから,調整の必要はな	2l 1.
調整の考え方	社会福祉法に基づく福祉事務所の事務であり	現行のまま新市に引き
神霊の与え力	継ぐ。	

中 分 類	社会福祉	小 分 類	社会福祉事務所
事業名称	厚生労働大臣表彰		
事業目的・内容	「厚生労働大臣表彰要糾	岡」に基づき,	社会福祉事業功労者 , 障害者自
新来日的・10分 	立更生等及びボランティア	7功労者に対す	る表彰候補者の推薦を行う。
	実施しているのは中核市	っとしての宇都	『宮市だけであり , 各町について
合併に向けた課題	は県が所管しているが , 推	生薦基準等に差	がないことから,特に調整事 項
	はない。		
調整の考え方	宇都宮市が中核市移行に	2伴い実施して	いる事務であることから,現行
神霊のちん力	のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	社会福祉	小 分 類 社会福祉事務所
事業名称	厚生統計調査	
事業目的・内容	国及び地方公共団体の社	社会福祉行政推進のための基礎資料を得るため
■ 事業日的・内谷 国の委託により調査を実施する。		
	中核市事務として宇都宮	宮市のみが実施しており,宇都宮市と各町の範
合併に向けた課題	囲を所管する県において,	,事務の内容に差がないことから ,調整の必要
	はない。	
調整の考え方	中核市事務であり,現行	テのまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	社会福祉	小 分	類	社会福祉審議会
事 業 名 称	社会福祉審議会(全体会)	事務		
	社会福祉法第7条の規定	こに基づき	設置	はされている附属機関であり,社
 事業目的・内容	会福祉全般に関する事項を	調査審議	する	00
事業日の・19分 	社会福祉法第7条第1項	[により ,	都追	節に立つ指定都市及び中
	核市のみに設置が義務付け	られてお	, נו	各町では未設置である。

今份に向けた細節	委員の構成について,各町の地域から委員を任命するかどうか,検討
│ 合併に向けた課題 ┃	を要する(社会福祉法第 12 条第 2 項により委員定数は 50 人)。
	中核市である宇都宮市のみが設置している附属機関であり,宇都宮市
調整の考え方	の制度に統一する。ただし,各町の社会福祉関係者を地域の代表として
	委員に任命する方向で調整する。

中 分 類	社会福祉	小 分 類	社会福祉審議会	
事業名称	社会福祉審議会障害者福祉	上専門分科会		
事業目的・内容	社会福祉法第11条第1	項に規定する	る障害者福祉専門分科会として設	
事業日の・191日 	置し,障害者の福祉に関す	「る事項を調査	査審議する。	
	設置しているのは中核市	っとしての宇	部宮市だけであり,宇都宮市と各	
合併に向けた課題	町の範囲を所管する県にお	さいて,事務の	の内容に差がないことから , 特に	
	調整事項はない。			
	宇都宮市が中核市移行に伴い実施している事務であり,県と宇都宮			
 調整の考え方	で同様に事務を行っている	Sことから , ヨ	見行のまま新市に引き継ぐ。	
卵差の与え 力	なお ,審議会全体会にお	いて各町の地	域代表委員を任命した場合には ,	
	分科会においても同様の対	抗をする。		

中 分 類	社会福祉	小 分	類	社会福祉審議会
事業名称	社会福祉審議会障害者福祉	上専門分科	会審	查部会
	社会福祉法第11条第1項に規定する障害者福祉専門分科会の部			
事業目的・内容	して設置し,障害者の福祉	上に関する	事項	頃のうち,身体障害者福祉法第 1
5 条の医師の指定, 更生医療機関の指定の審査を行う。				☑の審査を行う。
	設置しているのは中核市としての宇都宮市だけであり,宇都宮市と			『宮市だけであり , 宇都宮市と各
合併に向けた課題	合併に向けた課題 ┃ 町の範囲を所管する県において,事務の内容に差がないことから,特			
調整事項はない。				
調整の考え方	宇都宮市が中核市移行は	に伴い 実施	して	いる事務であり , 県と宇都宮市
過差の与えり	で同様に事務を行っている	らことから	,玗	2行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	社会福祉	小 分	類	社会福祉審議会
事 業 名 称	社会福祉審議会高齢者福祉	上専門分科	会	
事業目的・内容	社会福祉法第11条第2	2項に規定	Eする	老人福祉専門分科会として設置
事業日の・191日 	し,高齢者福祉に関する事	耳項を調査	審議	する。
	設置しているのは中核市	5として0)宇者	『宮市だけであり,宇都宮市と各
合併に向けた課題	町の範囲を所管する県にお	らいて,	爲₹)内容に差がないことから,特に
	調整事項はない。			
宇都宮市が中核市移行に伴い実施している事務であり,県と宇都宮				いる事務であり , 県と宇都宮市
調整の考え方	で同様に事務を行っている	らことから	5 ,	2行のまま新市に引き継ぐ。
神霊の与え力	なお ,審議会全体会にお	いて各町	の地	域代表委員を任命した場合には,
	分科会においても同様の対	が応をする	.	

中 分 類	社会福祉 小 分	類	社会福祉審議会
事 業 名 称	社会福祉審議会民生委員審査専門分	}科会	
事業目的・内容	市長の諮問により民生委員児童教	を員の!	推薦候補者の適否を審査する。
	設置しているのは中核市としての	の宇都'	宮市だけであり,宇都宮市と各
合併に向けた課題	合併に向けた課題 ▼町の範囲を所管する県において,事務の内容に差がないことから		
	調整事項はない。		
	宇都宮市が中核市移行に伴い実施	もして	いる事務であり , 県と宇都宮市
 調整の考え方	で同様に事務を行っていることから	5 , 現	行のまま新市に引き継ぐ。
神霊の与え力	なお ,審議会全体会において各町	の地域	域代表委員を任命した場合には,
	分科会においても同様の対応をする	3.	

中 分 類	社会福祉 小 分 類 社会福祉審議会			
事業名称	社会福祉審議会児童福祉専門分科会			
事業目的・内容	社会福祉法第12条第1項に規定する児童福祉専門分科会として設置			
事業日の・10分 	し,児童福祉に関する事項を調査審議する。			
	設置しているのは中核市としての宇都宮市だけであり,宇都宮市と各			
合併に向けた課題	町の範囲を所管する県において,事務の内容に差がないことから,特に			
	調整事項はない。			
	宇都宮市が中核市移行に伴い実施している事務であり,県と宇都宮市			
調整の考え方	で同様に事務を行っていることから,現行のまま新市に引き継ぐ。			
神霊の与え力	なお ,審議会全体会において各町の地域代表委員を任命した場合には ,			
	分科会においても同様の対応をする。			

中 分 類	社会福祉	小 分 類	民生委員・児童委員	
事業名称	民生委員・児童委員の任免事務			
事業目的・内容	厚生労働大臣へ民生委員・児童委員の任免を具申する。			
合併に向けた課題	中核市事務であり、宇都宮市と各町の範囲を所管する県において			
日併に内げた味趣	務の内容に差はないが、定	医数の決定 ,	人員増等に対応する必要がある。	
調整の考え方	宇都宮市が中核市移行	に伴い権限を	多譲により実施している事務であ	
神雀の 写ん力	り,現行のまま新市に引き	を継ぐ。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類 人材育成				
事業名称	社会福祉研修					
	急速な少子・高齢化の進行により、益々複雑多様化する福祉ニーズ					
	対応し,より充実したサー	- ビスを実現していくことが,切実に求められ				
┃ ┃ 事業目的・内容	ている。そのため,社会福	福祉事業に従事する職員の資質の向上を図るこ				
尹未口以"以谷 	とが非常に重要な課題とな	なっており,社会福祉の新たな課題に対応でき				
	る職員の育成を目指し,係	呆育所長研修,社会福祉行政指導監督職員研修				
	の研修を実施する。					
	実施しているのは中核市	市としての宇都宮市だけであり,宇都宮市と各				
合併に向けた課題	町の範囲を所管する県において,事務の内容に差がないことから,特に					
	調整事項はない。					

調整の考え方	宇都宮市が中核市移行に伴い実施している事務であることから,現行
調整の考え力	のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	社会福祉 小 分 類 法人・団体			
事業名称	社会福祉法人の指導監査			
	都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市が、社会福祉法人に対			
	し,関係法令,通知による法人運営,事業経営についての指導事項につ			
事業目的・内容	いて監査を行うことによって,適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の			
	経営の確保を図る。			
	市以外の社会福祉法人は県が指導監査を実施している。			
	宇都宮市以外にある社会福祉法人は県が所管しているため,指導監査			
┃ ┃ 合併に向けた課題	における所管について,県より漏れなく移管を受ける必要がある。ただ			
日内に内けた味趣	し,法人監査は法定受託事務なので,実施方針等は県と差異はなく,調			
	整の必要はない。			
調整の考え方	宇都宮市では,中核市移行に伴い権限移譲により実施している事務で			
調金の与え力	あり,現行のまま新市に引き継ぐ。			

中 分 類	社会福祉 小 分 類 法人・団体		
事業名称	社会福祉法人の設立認可事務		
	福祉サービスの提供及び健全な法人運営が営まれ利用者のサービスの		
事業目的・内容	向上を図るため,社会福祉法人の認可(設立認可・定款変更等に係る事		
	務), 指導監督等の事務を行う。		
実施しているのは,中核市としての宇都宮市のみであり,			
合併に向けた課題	ては ,県が実施しているが ,宇都宮市と県において事務に差がないため ,		
	特に調整の必要はない。		
調整の考え方	宇都宮市が,中核市移行に伴い権限移譲により実施している事務であ		
神笠のちん刀	り,県と同様であることから,現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	社会福祉 小 分 類 人権擁護委員
事 業 名 称	人権擁護委員の推薦
事業目的・内容	市町村長は,委員候補者を選び,その市町村議会の意見を聞いたうえ, 地方法務局長を通じて法務大臣に推薦する。
合併に向けた課題	人権擁護委員の定数は法務大臣が決定するので,合併後の定数については宇都宮地方法務局との協議が必要となる。
調整の考え方	法令に定めがあり,各市町に差がないことから,現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	社会福祉 小 分 類 恩給援護事務			
事業名称	恩給援護事務			
事業目的・内容	恩給法,戦争病者戦没者遺族等援護法等の施行事務を行い,申請書の			
■ 事業日別・内台 ■	受付及び県に書類の進達を行う。			
合併に向けた課題	県への進達事務であり,各市町に差はなく,特に調整の必要はない。			
調整の考え方	法令に定めがあり、各市町に差がないことから、現行のまま新市に引			
神堂のちん力	き継ぐ。			

中 分 類	社会福祉 小 分 類 災害援助
事業名称	災害弔慰金の支給
事業目的・内容	災害により被害を被った者々に対し, 弔慰金等を支給し, また, 希望者に援護資金を貸し付ける。
合併に向けた課題	各市町が法令に基づき実施しており,特に調整の必要はない。
調整の考え方	法に定めがあり,各市町に差がないことから,現行のまま新市に引き 継ぐ。

中分類	社会福祉	小 分 類	その他の事務		
事業名称	介護福祉士等の実習施設の意見書交付				
	介護福祉士及び社会福祉	止士の指定養原	成施設等の設置予定者が,設置計		
	画書及び指定申請書を厚生	上労働大臣に扱	提出する場合並びに指定養成施設		
┃ ■業目的・内容	等の設置者が厚生労働大	臣に対し実習	施設の変更の承認を申請する場		
尹未口以"内台 	合,管内の実習施設(介語	養老人福祉施 證	段等)に関する指導監査の状況や		
	他の実習生受入状況等にて	ついて,知事等	等の意見書を添付する必要がある		
	ことから,必要に応じて意見書を作成し厚生労働大臣宛提出する。				
合併に向けた課題	実施しているのは中核市としての宇都宮市だけであり,各町におい				
一口肝に凹けた味起	は県が所管しているため,特に調整事項はない。				
調整の考え方	宇都宮市が中核市移行は	こ伴い実施して	こいる事務であり , 県と宇都宮市		
神霊のちん刀	で同様に事務を行っている	ることから,現	見行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	生活保護	小	分	類	生活保護
事業名称	相談・申請事務				
	生活保護は,生活に困窮する住民に対し,その困窮の程度に応じ,必				
	要な保護を行い,その最低限度の生活を保障するとともに,その自立を				
事業目的・内容	助長すること目的とし,それは,要保護者,その扶養義務者又はその他				
	の同居の親族の申請に基づいて開始することとされていることから,生				
	活保護適用に係る相談を受け,申請を受ける。				
合併に向けた課題	各市町が法令に基づき実施しており,特に調整の必要はない。				
調整の考え方	各市町において実施している事業であり,内容に差がないことから,				
神霊のちん力	現行のまま新市に引き継ぐ。				

中 分 類	生活保護	小 分	類	生活保護	
事 業 名 称	申請受理・調査				
	生活保護を開始するために ,申請書等必要書類を徴して申請を受理し ,				
	受付けした日の翌日から起	≧算して 1	4 E	引以内に保護の決定をしなければ	
	ならない。(特別な理由がある場合には決定を 30 日まで延ばすことがで				
事業目的・内容	きる。)				
	申請者の生活実態の把掘	屋,書類記	己載事	耳項の確認と補足,また他法他施	
	策等の活用状況,さらに扶養義務者の履行状況を把握するために,面接				
	調査及び資産調査等を行う	Ò.			
合併に向けた課題	宇都宮市以外は,県の福祉事務所が実施しているので,県との調整が				
古妍に向けた課題 必要であるが,市町間で調整する事項は特にない。					
調整の考え方	福祉事務所業務であり	,業務内容	引は法	は令に定められていることから,	
神罡のちん刀	現行のまま新市に引き継ぐ	^ ^			

中 分 類	生活保護 小 分 類 生活保護			
事業名称	実施機関事務			
事業目的・内容	生活に困窮する住民に対し,その困窮の程度に応じ,必要な保護を行			
事来中的"约台 	い,その最低限度の生活を保障するとともに,その自立を助長する。			
合併に向けた課題	宇都宮市は市の福祉事務所で,各町では県の福祉事務所が実施してい			
一分に凹りた味趣	るので ,県との調整が必要であるが ,市町間で調整する事項は特にない。			
調整の考え方	福祉事務所業務であり,業務内容は法令に定められていることから,			
に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	現行のまま新市に引き継ぐ。			

中 分 類	生活保護	小 分	類	行旅病人・死亡人
事業名称	行旅病人・死亡人			
	行旅病人 (飢えにより歩	行できな	くた	いった行旅者や手当てを要するが
	その途を有しない行旅中の妊産婦,行旅者又は住所及び居所のない者,			
事業目的・内容 若しくは,明らかでない者であって,引取者がなく, <i>t</i>				取者がなく,かつ,警察官が救
	護の必要があると認めて引き渡した者。) を救護するとともに , 行旅死亡			
	人等の葬祭を行う。			
合併に向けた課題	法令に基づく事業のため	,市町間に	こ基	準の差がなく調整の必要はない。
調整の考え方	各市町において実施して	いる事業	でぁ	5り,内容に差がないことから,
調整の考え力	現行のまま新市に引き継ぐ	0		

中 分 類	高齢者福祉	小分類施設	
事業名称	養護老人ホーム・軽費老人ホーム再整備事業(市町立)		
東米 口的 内容	市町立の養護老人ホーム	ム,軽費老人ホームについて,施設の老朽化や	
	入所者の高齢者に伴う身体	本能力の低下などにより,日常生活に支障をき	
事業目的・内容 	たしている現状において ,	, 生活の安全を確保し快適な居住環境の整備や	
	バリアフリー化を図る必要	要があるため,再整備を進める。	
今供に立けた 細節	事業を計画しているのは	は宇都宮市だけである。既存の施設の老朽化に	
合併に向けた課題 し	伴うものであるため、各市	市町間で調整すべき事項は特にない。	
調整の考え方	新市に移行した場合を想	想定して整備を進めていくため,現行のまま引	
	き継ぐ。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	施設
事 業 名 称	老人介護支援センター(市町村)の管理運営		
	在宅介護を受ける高齢者	るの状況把握か	o介護に関する情報提供,相談指
事業目的・内容	導,連絡調整などを行うた	ため , 老人介記	雙支援センターを設置し,管理運
	営する。		
人供に力はも 無時	公の施設として設置して	ているのは宇都	『宮市だけであるため , 特に調整
合併に向けた課題	事項はない。		
調整の考え方	公の施設として設置して	こいるのは宇都	『宮市だけであるため , 現行のま
	ま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	高齢者福祉 小 分 類 施設
事業名称	養護老人ホーム(市町立)の管理運営
	身体上,精神上,環境上の理由及び経済的理由により居宅において養
事業目的・内容	護を受けることが困難な高齢者を入所させ,健康で明るい生活を送るこ
	とができるよう,養護老人ホームを設置し,管理運営を行う。
合併に向けた課題	設置しているのは宇都宮市だけであるため,特に調整事項はない。
知数のおうた	現在,養護老人ホームを設置運営しているのは宇都宮市だけであるた
調整の考え方	め,現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類 施設
事業名称	軽費老人ホーム(市町立)	の管理運営
	家庭環境,住宅事情等 <i>0</i>)理由により , 居宅において生活することが困
	難な市内に住む60歳以上	この者を対象に,低額な料金で,健康で明るく
事業目的・内容	自立した生活が送れるよう	5居室を確保し,食事,入浴,洗濯など日常生
	活を営む上で,必要な便宜	gを提供する経費老人ホームを設置し,管理運
	営を行う。	
合併に向けた課題	設置しているのは宇都宮	『市だけであるため , 特に調整事項はない。
調整の考え方	現在,軽費老人ホームを	E設置運営しているのは宇都宮市だけであるた
	め,現行のまま新市に引き	:継ぐ。

中 分 類	高齢者福祉 小 分 類 施設
事業名称	健康交流センター(市町立)の管理運営
	高齢者や障害者等の健康づくり・生きがいづくりの場を提供すると
事業目的・内容	ともに ,住民の健康増進や世代間・地域間の交流を促進することを目
	的とした施設を設置し,管理運営を行う。
合併に向けた課題	設置しているのは宇都宮市だけであるため,特に調整事項はない。
	宇都宮市にのみ設置の施設であり,使用料も市内・市外の区分を設け
調整の考え方	ていないこと等,現在と合併後の運営状況に変化が生じないため,現行
	のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業	
事業名称	軽費老人ホーム運営助成			
	年齢 6 0 歳以上の者が	, 軽費老人ホ	ーム(A型・ケアハウス)を容	
事業目的・内容	易に利用できるよう ,ケアハウスに対し事務費の一部を補助すること			
	で施設福祉サービスの充	実を図る。		
合併に向けた課題	実施しているのは中核市	うとしての宇都	『宮市だけであり,各町において	
一分に凹りた味趣	は県が所管しているため,	特に調整事具	負はない。	
調整の考え方	宇都宮市が中核市移行は	2伴い実施して	ている事務であり , 県と宇都宮市	
	で同様に事務を行っている	ることから,現	見行のまま新市に引き継ぐ。	

中 分 類	高齢者福祉 小 分 類 福祉事業		
事業名称	高齢者困難事例処遇事務		
= **0* + =	個別の事務事業の範疇に入らない老人福祉法上の措置に該	当するよう	
事業目的・内容 	な事例への対応を行う。		
	処遇困難な高齢者への対応は、各市町とも個別事例に応じ	て対応して	
│ 合併に向けた課題 ┃	おり,実施方法等に相違はなく,特に調整事項はない。		
	個別の事務事業の範疇に入らない処遇困難な高齢者への対	応について	
調整の考え方	は,個別事例に応じて各市町で同様に対応しているため,現行のまま新		
	市に引き継ぐ。		

中分類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	愛のベル給付事業		
	地域社会の協力を得て	,ひとり暮ら	しの老人に対し , 緊急連絡器具
事業目的・内容	(愛のベル)を給付する	ことにより,	これら老人の不慮の事故等を未
	然に防止するとともに ,	日常生活の安	全確保を図る。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	いる事業であ	5り,特に調整事項はない。
	宇都宮市だけで実施して	こいる事業であ	5り,現行のまま新市に引き継ぐ
調整の考え方	が, 当事業については新規	見の受付をして	おらず,緊急通報装置への切替
	えを進めているため,稼動	カしているもの	がなくなり次第廃止する方向で
	ある。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分	類	福祉事業
事 業 名 称	移送サービス事業			
	身体に障害のある者、高	島齢者等で	ぶと	共交通機関の利用が困難な者への
事業目的・内容	便宜を図るため,医療機関	引,公共施	設等	うれの移送サービスを実施するこ
	とにより,自立生活を支援	受する。		
合併に向けた課題	上河内町のみで実施して	こいる事業	であ	るため,新市における取扱いに
一分に凹りた味趣	ついて調整が必要である。			
	上河内町においては , /	(ス路線が	少な	く,個人タクシーが 1 か所のみ
	という地域特性があるため	り,道路運	送法	第80条第1項の許可を得て ,
	本事業を実施している。			
調整の考え方	このため,本事業につい	1ては現行	のま	ま新市に引き継ぎ,地域限定で
	実施する。			
	なお,新市における各地	地域の交通	事情	事を踏まえた高齢者の外出支援策
	については,新市移行後校	検討を行っ	てし	\ <.

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	その他の事務
事業名称	老人保健施設開設許可事項変更の県への進達事務		
事業目的・内容	介護老人保健施設の開設許可事項変更申請書を県に進達する。		
今份に向けた細時	実施しているのは中核市	ことしての宇都	『宮市だけであり , 各町において
┃ 合併に向けた課題 ┃	は県が所管しているため,	特に調整事項	はない。

調整の考え方	宇都宮市が中核市移行に伴い実施している事務であり,県と宇都宮市
	で同様に事務を行っていることから,現行のまま新市に引き継ぐ。

中分類	障害者福祉 小 分 類 障害者手帳	
事業名称	身体障害者手帳の認定・交付	
	身体障害者の手帳交付事務は、身体障害者の自立と社会経済活動へ	の
	参加を促進するため,身体障害者を援助し,及び必要に応じて保護し	,
事業目的・内容	もって身体障害者の福祉の増進を図る。	
	障害の認定(宇都宮市のみ)及び身体障害者手帳の交付・再交付・	程
	度変更等を行う。	
	宇都宮市では,認定・交付事務までを実施しているが,各町では県	^
合併に向けた課題	の進達・交付事務として実施している。県の管理しているデータの移 ⁵	管
	など県との調整が必要であるが,市町間での調整事項は特にない。	
	宇都宮市では,中核市移行に伴い認定までを実施しているが,各町	で
	は県への進達・交付事務として実施しているため現行のまま新市に引 [:]	₹
調整の考え方	継ぐ。	
	町区域内については県が認定しているため,円滑に事務を行えるよ	う
	県からの引き継ぎを行う。	

中 分 類	障害者福祉 小 分 類 障害者手帳
事 業 名 称	療育手帳交付
事業目的・内容	知的障害児(者)に対して一貫した指導・相談を行うとともに,これらのものに対する各種のサービスを受けやすくするため,知的障害児(者)に手帳を交付し,もって知的障害児(者)の福祉の増進に資する。
合併に向けた課題	県の進達事務であり,市町間で調整すべき事項は特にない。
調整の考え方	県規則に基づき各市町とも同様に実施している事務であり , 現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	障害者福祉	小 分 類 施設		
事業名称	泉が丘ふれあいプラザ(神	夏合施設 市町立)の管理運営		
在宅の身体障害者及び知的障害者の自立及び社会参加の促進				
┃ ■業目的・内容	ともに,その介護を行う者	音を支援するため,ふれあいプラザを設置し,		
尹未口以"以谷 	授産施設,デイサービス,	, 知的障害者・障害児短期入所事業 , 障害児育		
	成支援事業,相談支援事業等の事業を実施する。			
合併に向けた課題	設置しているのは宇都宮	官市だけであり,特に調整事項はない。		
調整の考え方	本施設のような障害者式	支援のための複合施設を有するのは宇都宮市だ		
神霊のちん力	けであるため,現行のまま	き新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分	類	施設
事 業 名 称	肢体不自由児通園施設の管理運営			
	就学前の肢体不自由児が	「保護者の	ヒー糸	皆に通園し,医師の健康管理のも
事業目的・内容 とに , グループ活動や機能回復訓練を行い感覚機能や運動機能の				い感覚機能や運動機能の発達を
	図る。また,日常生活能力	や社会性	を高	めるための , 保育や療育を行う。

今份に向けた細時	施設を設置しているのは宇都宮市だけであるため,市町間で調整すべ
│ 合併に向けた課題 ┃	き事項は特にない。
調整の考え方	肢体不自由児通園施設を有するのは宇都宮市だけであるため,現行の
神霊のちん力	まま新市に引き継ぐ。

中 分 類	障害者福祉	小 分	類	施設
事業名称	知的障害児通園施設(市町立)の管理運営			
事業目的・内容	知的障害児を対象に,基	基本的な日	常生	三活習慣・社会生活への適正等を
■ 尹耒日別・内台 ■	養い育て,児童の発達を支	援する。		
へばに ウ はた 細胞 施設を設置してい		は宇都宮市	だけ	けであるため,市町間で調整すべ
┃ 合併に向けた課題 ┃	き事項は特にない。			
調整の考え方	知的障害児通園施設を有	するのは	宇都	『宮市だけであるため , 現行のま
神霊のちん力 	ま新市に引き継ぐ。			

中 分 類	障害者福祉	小 分	類	施設
事業名称	障害者福祉センター(市町立)の管理運営			
身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターとして				『者福祉センターとしての事業を
新来日の・10分 	事業目的・内容 行い,障害者の福祉の増進並びに地域福祉の推進を図る。			
設置しているのは宇都宮市及び河内			J内町	Jだけであるが,15年度におい
合併に向けた課題 ▼で河内町では休止している。				
	このため,委託の内容等	いこう について	調整	をすべき事項はない。
調整の考え方	設置しているのは宇都宮	官市及び河	内町	Jだけであり,現行のまま新市に
神罡のちん刀	引き継ぐ。			

中 分 類	障害者福祉	小 分	類	施設
事業名称	サン・アビリティーズ (障害者教養文化体育施設)(市町立)の管理運営			
	勤労障害者の雇用の安定	と福祉の	D増進	重を図るため,機能の回復向上,
┃ ■業目的・内容	健康の増進 ,コミュニケーシ	/ョン及	び教	養文化のための便宜を提供する。
■ 事業日別・19分 ■	雇用能力開発機構が建設	し,宇都	官官	が管理運営を行ってきたが,平
	成15年3月に購入し,公	の施設と	こした	- -o
会供に向はも 課題 設置しているのは宇都宮市だけであり , 合併に伴う市町間の調),合併に伴う市町間の調整事項	
│ 合併に向けた課題 ┃	は特にない。			
調整の考え方	障害者教養文化体育施設	を有する	30la	は宇都宮市だけであるため , 現行
神罡のちん刀	のまま新市に引き継ぐ。			

中 分 類	障害者福祉	小 分 類 施	設
事業名称	療育拠点施設整備事業		
	発達に何らかの遅れ等	が見られる乳幼	児の早期療育と18歳まで
	の継続した一貫性のある郷	寮育を提供する	とともに ,日常生活における
事業目的・内容	様々な相談に迅速に対応し	」,利用者が安心	いと長期展望のもとでフォロ
	- を受けられる体制を整え	えるため , 医療・	・保健・福祉・教育などの分
	野と連携の取れた総合的な	な支援の拠点とな	なる施設を整備する。

合併に向けた課題	療育拠点の整備に当たっては,新市に移行した場合の利用対象者数等
	も想定して整備を進めていくため,合併に当たり市町間で調整すべき事
	項は特にない。
	新市に移行した場合を想定して整備を進めていくため , 現行のまま引
┃ 調整の考え方	き継ぐ。
調整の考え力 	新市にふさわしい , 医療・保健・福祉・教育などの分野と連携の取れ
	た総合的な療育の支援拠点となる施設の整備を進める。

中分類	障害者福祉 小	分 類 支援費
事 業 名 称	支援費サービス (身体障害者))
	身体障害者に対してホームへ	ヽルプサービス,デイサービス,ショート
	ステイなど居宅サービスを提供	共し,身体障害者が地域において自立でき
事業目的・内容	るようにする。また, 更生施設	段,療護施設,授産施設における施設サー
	ビスを通して,身体障害者の治	台療,指導,訓練等を行う。
	(平成15年4月から「支援費	貴制度」としてスタート)
合併に向けた課題	市町間で特に違いはないため	カ,調整事項はない。
	支援費制度におけるサービス	スの提供については,法令に基づき国の制
	度として各市町が実施している	ることから,現行のまま新市に引き継ぎ,
	実施する。	
調整の考え方	また,宇都宮市以外では,指	旨定を受けて事業を実施している町はない
	ため,現行のままデイサービス	ス等のサービスを実施する。
	新市において,利用者の希望	望に対応できるよう , サービス基盤の充実
	に努める。	

中分類	障害者福祉	小 分 類	支援費
事業名称	支援費サービス(知的障害	[者)	
	知的障害者に対してホー	-ムヘルプサ-	- ビス,デイサービス,ショート
	ステイ,グループホームを	ょどの居宅サ-	- ビスを提供し,知的障害者が地
事業目的・内容	域において自立できるよう	うにする。また	こ,更生施設,授産施設における
	施設サービスを通して,知	ロ的障害者の治	台療,指導,訓練等を行う。
	(平成15年4月から「支	を援費制度」と	こしてスタート)
合併に向けた課題	市町間で特に違いはない	1ため , 調整事	耳項はない。
	支援費制度におけるサー	- ビスの提供に	こついては,法令に基づき国の制
	度として各市町が実施して	こいることから	ら,現行のまま新市に引き継ぎ,
	実施する。		
調整の考え方	また,宇都宮市以外では	オ , 指定を受Ⅰ	けて事業を実施している町はない
	ため,現行のままデイサー	- ビス等のサ-	- ビスを実施する。
	新市において,利用者 $ au$	D希望に対応で	できるよう,サービス基盤の充実
	に努める。		

中 分 類	障害者福祉	小 分	類	支援費
事業名称	支援費サービス (障害児)			
				、, デイサービス , ショートステ 記が地域において自立できるよう
事業目的・内容	にする。		υ л	
	(平成15年4月から「支	援費制度	ے ر	:してスタート)
合併に向けた課題	市町間で特に違いはない	ハため , 調	整事	項はない。
	支援費制度におけるサービスの提供については,法令に基			
	度として各市町が実施して	いること	から	o , 現行のまま新市に引き継ぎ ,
	実施する。			
調整の考え方	また,宇都宮市以外では	は,指定を	受け	て事業を実施している町はない
	ため,現行のままデイサー	- ビス等の [.]	サー	・ビスを実施する。
	新市において,利用者 σ	発望に対	応て	きるよう , サービス基盤の充実
	に努める。			

中 分 類	障害者福祉	小 分	類	支援費	
事業名称	支援費支援事業者指定				
	身体障害者,知的障害者	音,障害児	が自	分にあったサービスを利用でき	
	るよう,居宅支援事業者や施設設置者の申請に基づき,事業者や施設の				
┃ ■ 事業目的・内容	指定を行う。また,基準語	亥当居宅支	援事	業者を登録する。	
■ 尹耒日別・内台 ■ ■	事業者・施設の指定は	,県,指定	都市	5,中核市の業務であり,宇都宮	
	市の区域は宇都宮市が,各町の区域は県が指定を行っている。				
	(なお,指定を行った事	事業者・施	設に	対する指導監査を行う。)	
	指定事務を実施している	るのは宇都	宮市	だけであり,市町間での調整事	
┃ ┃ 合併に向けた課題	項はない。				
一分に凹りた味趣	ただし,指定区域の拡大	た。各町の	事業	美者に対する県の監督権の権限移	
	譲(文書の引継ぎ等)が必要である。				
	指定事務を実施している	るのは ,中村	核市	である宇都宮市のみであるため,	
知赦のおうさ	現行のまま新市に引き継ぐ。				
調整の考え方 	各町区域内については『	₹が指定し	てし	\るため,円滑に事務を行えるよ	
	う県からの引き継ぎを行う	5 。			

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業	
事業名称	措置事務			
事業目的・内容	支援を必要とする者が,	やむを得ない	1事由により,支援費の支給を受	
■ 尹耒日別・内台 ■ ■	けることが著しく困難であ	ると認める場	合,措置を行う。	
合併に向けた課題	内容に各市町間で違いはなく,特に調整事項はない。			
細数のおうさ	法令等に基づき各市町が実施している事務であり,各市町間で違いが			
調整の考え方	ないことから,現行のまま新市に引き継ぐ。			

中分類	障害者福祉 小 分 類 福祉事業		
事業名称	障害者相談員設置事業		
	身体障害者や知的障害者又はその保護者等からの相談に応じ,更生援		
	護に関することや、必要な指導・助言を行うとともに身体・知的障害者		
事業目的・内容	の地域活動の推進,関係機関の業務に対する協力や障害者援護思想の普		
	及に資する業務を行い、障害のある方の福祉の増進を図るため、法に基		
	づく相談員等を設置する。		
今併に向けた 細節	宇都宮市以外は,県が相談員を設置しているので,市町間で調整する		
│ 合併に向けた課題 │	事項は特にない。		
田南のおこと	中核市としての宇都宮市以外は,県が相談員を設置しているが,当該		
調整の考え方	相談員を継続して市が委嘱する方向とし,現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分	類	福祉事業
事業名称	知的障害者職親委託事業			
	知的障害者の自立更生を	図るため) ,知	的障害者を一定期間職親に預け、
┃ ■業目的・内容	生活指導及び技能習得訓練	等を行う	うこと	こにより , 就職に必要な素地を与
尹未口以"以合 	えるとともに雇用の促進と	職場にま	ける	る定着性を高め,知的障害者の福
	祉の向上を図る。			
	各町では平成15年度に	県から移	譲さ	れた事業である。
┃ ┃ 合併に向けた課題	知的障害者福祉法の規定	により事	業に	は存続しているが , 宇都宮市にお
日川に円けた味趣	いても,各町においても,	現在利用	者に	tいない状態である。
	特に市町間で調整すべき	事項はな	ì۱۱.	
調整の考え方	法令に基づき各市町が実	施してい	る事	露務であり,実施方法は等しいこ
神罡のちん刀	とから , 現行のまま新市に	引き継く	゛も。	

中 分 類	障害者福祉 小 分 類 福祉事業			
事業名称	補装具交付・修理			
事業目的・内容	身体に障害のある部分を補って,日常生活や職業生活をし易くするた			
■ 事業日別・19分 ■	めに必要な装具の交付や修理を行う。			
合併に向けた課題	法に基づき実施しており,実施方法にも違いがないため,特に調整す			
一口肝に凹けた味起	べき事項はない。			
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり,住民サービスの水準			
神堂のちん力	も等しいことから,現行のまま新市に引き継ぐ。			

中 分 類	障害者福祉	小	分	類	福祉事業
事業名称	身体障害者自動車運転免許	F取得	費助	成	
	自動車の運転免許の取得	を希	望す	る障	寶書と対し,その技術習得に要
事業目的・内容	する経費を補助することは	より	, 臭	体障	電子の日常生活や社会生活の活 きんかん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん
動範囲を拡大し自立更生を促進する。					
字都宮市のみが実施している事業			であ	りり,各町においては県が実施し	
一口肝に凹けた味起	合併に向けた課題 ているが、各市町間で調整すべき事項はない。			はない。	
	宇都宮市のみが実施して	こいる	事業	であ	りり,各町においては県が同様の
調整の考え方	制度で実施しているが,身体障害者の日常生活や社会生活の活動範囲を				
	拡大し自立更生を促進するため,現行のまま新市に引き継ぐ。				

中 分 類	障害者福祉	小 分	類	福祉事業
事 業 名 称	進行性筋萎縮症者療養等給付事業			
	進行性筋萎縮症者に罹患	している	身体	障害者に対し,療養にあわせて
 事業目的・内容	必要な訓練等を行い,その福祉の増進を図る。			
事業日別・19分 	進行性筋萎縮症者を医療機関に入所させ,若しくは通所させ必要な治			
	療,訓練及び生活指導を行う。			
国の制度であり、内容に全く違いはなく、市町間で調整する事		く、市町間で調整する事項は特		
合併に向けた課題				
知赦のおうさ	国の制度に基づき各市町	が実施し	てし	Nる事務であり,現行のまま新市
調整の考え方	に引き継ぐ。			

中 分 類	障害者福祉 小 分 類 福祉事業		
事業名称	知的障害者施設入所者医療給付		
事業目的・内容	知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設の入所者の医療費に係る		
サ来日の・10分 	自己負担分を公費負担する。		
合併に向けた課題	各市町で実施しているが,内容に違いはなく,特に調整事項はない。		
調整の考え方	国の制度に基づき実施している事業であり,各市町間で違いはないこ		
	とから,現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業	
事 業 名 称	在宅支援施設機能活用事業	É		
	在宅の知的障害者の多様	様なニーズに対	寸応するため , 知的障害者援護施	
事業目的・内容	設等の人的,物的機能,具	専門性を活用し	一在宅の知的障害者及びその家族	
	に訓練指導等のサービスを提供することにより,福祉の向上を図			
合併に向けた課題	会供に会はも 理歴 各町では県の制度に基づき実施し, 宇都宮市は県の制度に合わせ			
一分に凹りた味趣	施している事業であるため	り,内容に違い	Nはなく , 調整事項はない。	
	支援費制度への移行後	, 経過的措置と	こして,宇都宮市及び県が制度化	
調整の考え方	している事業であり,各町	Jでは県の制度	きに基づき実施している事業であ	
	るため,内容に違いはない	1ことから,現	見行のまま新市に引き継ぐ。	

中 分 類	障害者福祉	小 分	類	福祉事業
事業名称	更生訓練費給付事業			
身体障害者更生援護施設(身体障害者療護施設,身体障害				б療護施設,身体障害者福祉ホー
┃ ■業目的・内容	ム,身体障害者福祉センター,補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提			
事業日別・19日 	供施設並びに国の設置する身体障害者更生援護施設を除く。)に入所して			
	いる者に更生訓練費を支給し,社会復帰の促進を図る。			
合併に向けた課題	法に基づく事業であるため、全ての市町において実施方法に違いはな			可において実施方法に違いはな
ロガに凹げた味趣	く,市町間で調整すべき事項は特にない。			
調整のおうた	法令に基づき各市町が実	尾施してい	る事	務であり,現行のまま新市に引
調整の考え方	き継ぐ。			

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業	
事 業 名 称	知的障害者小規模施設補助事業			
	支援費制度のスタートは	に伴い,支援費	貴制度の基準額がこれまでの措置	
	制度の基準額と異なるため	り,収入が大き	くマイナスになる施設がある。	
事業目的・内容	地域に密着した小規模が	拖設における ち	ナービス提供の確保及び職員の勤	
	務条件の緩和を図っていく	くため , 定員 3	3 0 名以下の小規模な知的障害者	
	入所更生施設の運営費を助成する。			
┃ ┃ 合併に向けた課題	現在県と宇都宮市が実施している事業であるが,合併しても対象			
ロ併に凹げた味趣	の増はないため,特に調整事項はない。			
	宇都宮市のみが実施して	ている事業であ	るが,小規模施設におけるサー	
調整の考え方	ビス提供の確保及び職員の勤務条件の緩和を図るため,現行のまま新市			
	に引き継ぐ。			

中 分 類	障害者福祉 小 分	類 福祉事業	
事業名称	戦傷病者特別援護法による補装具等給付		
事業目的・内容	一定の障害をもつ戦傷病者に対す	る戦傷病者手帳の申請・受領等及び	
事業日別・19日 	戦傷病者手帳所持者に対して各種サ	ービスの給付を行う。	
	宇都宮市では給付決定まで行って	おり,各町においては進達事務のみ	
合併に向けた課題	であるが,宇都宮市と県の業務内容	に差がないことから,市町間で調整	
	すべき事項は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市と県の業務内容に差がな	いことから , 現行のまま新市に引き	
	継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事業名称	障害者に係るデイサービス	へ 等の相互利用	∃
事業目的・内容	とが困難な身体障害者,知能とするため,身体障害者	ロ的障害者にて 者が老人デイサ	所,グループホームを利用するこの11て,身近な場所での利用を可けービス(介護保険法による指定と以外の施設を相互に利用できる
合併に向けた課題	国の制度に基づき実施し	っており , 違い	1はなく,調整事項は特にない。
調整の考え方	国の制度に基づき実施し	ているため ,	現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	障害者福祉 小 分 類 福祉事業
事 業 名 称	ガイドヘルパー養成研修事業
	屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者(児)又は全身性障害者
事業目的・内容	(児)の移動介護に必要な知識及び技能を有するガイドヘルパー(移動
	介護従事者)の養成研修事業を実施する。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが県との共催で実施している事業であり,各町において
	は県が実施しているが,各市町間で調整すべき事項はない。
	宇都宮市のみが実施している事業であり,各町においては県が同様に
調整の考え方	実施しているが,障害者の積極的な社会活動を支援するため,現行のま
	ま新市に引き継ぐ。

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	手当・医療
事 業 名 称	更生医療給付		
	手術などによって,障害	『が軽減又は際	余去され,機能が回復するような
事業目的・内容	場合に,障害者の自立更生	のために , 頭	E生医療の給付による援護を行う
	ことにより,生活の安定を	図る。	
今併に向けた 細節	法に基づき実施し,実施	直方法等が同し	じであるため , 特に調整すべき事
合併に向けた課題	項はない。		
調整の考え方	法令に基づき実施してお	3り,住民サ-	- ビスの水準が等しいことから ,
	現行のまま新市に引き継く	. 0	

中 分 類	障害者福祉 小 分 類 手当・医療
事 業 名 称	障害者手当(国)
事業目的・内容	法に基づき,心身に一定の障害を持つ者に対し,手当を支給すること
TADD 11T	により,経済的負担を軽減し福祉の増進を図る。
	特別児童扶養手当については,県への進達事務のみで,各市町とも同
	じであるため特に調整すべき事項はない。
合併に向けた課題	その他についても,宇都宮市と各町との相違点は,宇都宮市では認定
	審査 ,支払事務 ,国への補助申請等までの事務を行っていることであり ,
	特に市町間で調整すべき事項はない。
	特別児童扶養手当は法令に基づき実施しているため,各市町において
	県への進達方法等が同じである。
調整の考え方	その他の手当の事務については,各町においては県への進達までであ
	るが,中核市である宇都宮市では支払事務等まで実施している。
	このため,現行のまま新市に引き継ぐものとする。

中 分 類	障害者福祉 小 分 類 手当・医療
事業名称	重度心身障害者医療費助成
事業目的・内容	経済的に不利な立場にある重度心身障害者に,医療費の助成を行うこ
事業日的・内谷 	とで経済的・健康面への支援を図る。
今供に向けた 部時	各市町において,国及び県の制度に基づき実施しているため,特に違
│ 合併に向けた課題 ┃	いがなく,市町間で調整すべき事項は特にない。
調整の考え方	国及び県の制度に基づき各市町が実施している事業であるため,各市
	町間で事務事業内容に違いがなく,現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	その他の事務
事 業 名 称	心身障害者扶養共済受付進	達達	
	心身障害者の保護者の株	目互扶助の精神	申に基づき、保護者が生存中に一
	定額の掛金を納付し,保護	護者が死亡又に	は重度障害になったとき心身障害
事業目的・内容	者に終身一定の年金を支給	合することによ	より,生活の安定や福祉の増進及
	び心身障害者の将来に対す	よる保護者の7	「安の軽減を図る。
	県が実施している当該共	共済制度の受付	才進達を行う。

合併に向けた課題	県への進達方法等が同じであるため,市町間で調整する事項は特にない。
調整の考え方	を

中 分 類	障害者福祉	小	分	類	その他の事務
事 業 名 称	身体障害者補助犬給付受付進達				
	身体障害者補助犬を希望	する	障害	者に	対して、社会参加への促進や日
事業目的・内容	常生活の利便性を図るため	県が	補助]犬を	E給付する事業の受付進達事務を
	行う。				
合併に向けた課題	県への進達の方法等にて	いて	違し	いはな	いため,特に市町間で調整すべ
	き事項はない。				
調整の考え方	各市町において県への進	達方	法等	が同	同じであるため , 現行のまま新市
	に引き継ぐ。				

中 分 類	障害者福祉 小 分 類 その他の事務
事 業 名 称	公共料金等減免関連事務
事業目的・内容	特定の障害をもつ障害者に対し、一般利用者との均衡を配慮しつつ公共料金等の減免を行うことにより、障害者の経済的負担の軽減や行動範囲の拡大を図り社会参加を促進する。(他制度による)当該制度による割引証交付等の事務を行う。
合併に向けた課題	実施方法等同じであるため,市町間で調整すべき事項は特にない。
調整の考え方	各市町において実施方法等が同じであるため,現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	その他の事務
事 業 名 称	身体障害者福祉法医師・勇	巨生医療医療	幾関指定
東娄口的 . 由家	法に基づき,身障手帳の	D診断書を交付	付する医師及び更生医療を担当す
事業目的・内容	る医療機関の指定を行う。		
今份に向けた細節	法令に基づき県・宇都宮	市が実施して	ており,実施方法に差がないため,
│ 合併に向けた課題 │	特に調整すべき事項は特に	こない。	
	宇都宮市が中核市移行は	こ伴い実施し	ている事務であり , 県と宇都宮市
調整の考え方	が同様の事務を行っていることから,現行のまま新市に引き継ぐ。		
	町区域内については県が指定しているため,円滑に事務を行えるよう		
	県からの引き継ぎを行う。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園管理
事 業 名 称	運営費支給関係業務		
事業目的・内容	各市町が児童福祉法第 2	24条の規定に	こよる保育所での「保育の実施」
	を行うため児童の身体的,精神的及び社会的な発達のために必要な生活		
	水準を維持するための費用を支弁する。		
	厚生労働省の規定する	統一された保	育単価表に基づき支弁するなか

	で,寒冷地手当支給規則をもとに加算される「児童用採暖費加算」等の
	適用の可否が変更となる。
	各市町とも,国の法令等に基づき行っている事業であることから,課
合併に向けた課題	題等についての調整事項は無い。(上三川町は寒冷地加算の適用がないた
	め,民間保育園に対する補助制度がある。)
	法令等に基づく事務であり,各市町において内容に差がないことから,
調整の考え方	現行のまま新市に引き継ぐ。(上三川町における寒冷地加算については,
	寒冷地手当支給規則に基づき加算されることとなっているため,未加算
	のままとなることが想定される。)

中分類	児童福祉 小 分 類 保育園運営			
事業名称	職員研修			
	地域や個人の福祉ニーズに的確に応え,より質の高いサービスを確保			
 事業目的・内容	するためには、専門的な知識・技能と豊かな人間性を兼ね備えた社会福			
学来口的 1916 	祉従事者の育成が求められることから , 職員の素質を向上するために必			
	要な研修を行う。			
合併に向けた課題	宇都宮市は市が,各町においては,県主催の研修に参加しており,そ			
日所に内げた味趣	の内容に差はないことから、特記すべき課題事項はない。			
	宇都宮市は中核市であることから保育士等の研修を主催しているが,			
調整の考え方	各町においては,県において実施していたため,宇都宮市の制度に基づ			
	き体制を整備する。			

中 分 類	児童福祉	小 分	類	保育事業
事業名称	特別保育事業(乳児保育の	進事業)	
	乳児の入所については	年間を通	じた	入所児童数に変動があることか
	ら,各々の保育所において	安定的	こ乳児	児保育を実施できるよう,乳児保
事業目的・内容	育を担当する保育士を確保	そしやす	くする	00
	年度当初において,児童	福祉施	设最低	低基準に規定する保育士のほか ,
	乳児保育のための保育士を	配置し	,年度	[途中入所の需要等に対応する。
合併に向けた課題	今供に力はも 調照 各市町とも,国庫補助要項に基づき実施しているため,特に調整			
ロ肝に内けた味趣	き事項はない。			
調整の考え方	国庫補助要項に基づく事	業のた	め , 事	掌 業内容に差がないことから,現
	行のまま新市に引き継ぐ。			

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育事業	
事業名称	特別保育事業(障害児保育事業)			
	保育に欠ける障害児であって,集団保育が可能で日々通所が可能な児			
┃ ■業目的・内容	童か否かについて,障害児保育審査会に審査を依頼し実施する。入所で			
尹未口以"以谷 	きる数は,1保育所につき障害児3人以内とし,特別の場合は6人を限			
	度とする。(但し,当概数は市単独人数を含む入所児数)			
合併に向けた課題	各市町とも,国庫補助要項に基づき実施しているため,特に調整すべ			
	き事項はない。			

	国庫補助要項に基づき宇都宮市は市が ,各町の区域は県が実施しており ,
	内容に差がないことから,現行のまま新市に引き継ぐこととし,新市移
調整の考え方	行後は各町においても事務執行ができるよう体制を整備する。(障害児等
	の受け入れについては,公立保育園の役割と位置づけているため,各町
	においても積極的に対応する必要がある)

中 分 類	児童福祉 小 分 類 保育事業			
事 業 名 称	特別保育事業(休日保育事業)			
	日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の			
事業目的・内容	休日保育の需要に対応するため、休日の保育を行う事業に対し、補助を			
	行うことにより休日に保育に欠ける乳幼児の福祉の向上を図る。			
合併に向けた課題	利用者のニーズには、地域においての格差があると思われるため、地			
口併に凹げた味思	域バランスをふまえた実施園の選定が必要である。			
	国庫補助要項に基づき実施している事業であり,各町においては未実			
調整の考え方	施の事業であることから ,宇都宮市の制度に基づき各町の体制を整備し ,			
	現行のまま新市に引き継ぐ。			

中 分 類	児童福祉	小 分 類	私立保育園助成
事業名称	運営費補助等(1歳児保育	育担当保育士 增	曾員費)
	1 歳児の処遇を充実させ	せ,福祉の向」	上を図ることを目的とし,保育士
┃ ■業目的・内容	の加配を行う場合の経費を	を補助するもの	Dで,私立保育所で,1歳児を6
尹未口以"以谷 	名以上入所させている保育	育所のうち,´	歳児3名につき保育士1名の割
	合で配置している保育所に	こ対して ,保育	士確保のための経費を補助する。
合併に向けた課題	宇都宮市は単独事業とし	って , 各町は県	県の補助事業として実施している
日併に円げた味趣	が,事業内容に差がないこ	ことから,課題	9等については調整事項はない。
調整の考え方	各市町において,サート	· ごス内容に差 <i>t</i>	がないことから , 現行のまま新市
	に引き継ぐ。		

中 分 類	児童福祉 小 分 類 私立保育園助成			
事業名称	運営費補助等(調理員増員費)			
	定員90名以上で3歳未満児が27人以上入所している保育所に対			
事業目的・内容	し,最低基準を超えて調理員1人を加配するための経費を補助すること			
	により,児童の処遇の充実を図る。			
宇都宮市は単独事業として、各町は県の補助事業として実施して				
合併に向けた課題				
調整の考え方	各市町において,サービス内容に差がないことから,現行のまま新市			
	に引き継ぐ。			

中 分 類	児童福祉	小 分	類	認可外保育施設
事業名称	届出			
事業目的・内容				率的に行い,指導監督の徹底を図 を提供し,保護者の適切な選択を

	可能とさせることで,悪質な施設の排除を図ることを目的とし,認可外保育施設のうち,届出対象施設から設置届出を徴収する。 また,届出対象・対象外に関わらず,毎年,事業の運営状況を徴収し,届出対象施設については,施設の情報を公表する。(届出対象施設とは,原則として乳幼児が6人以上の施設。ただし,事業所内保育施設等は対象外)
合併に向けた課題	宇都宮市と各町の区域を所管する県の実施手法等に差がないことから,特記すべき課題等の調整事項はない。
調整の考え方	各町においては,未実施の事業であることから,宇都宮市の制度に基 づき各町の体制を整備し,現行のまま新市に引き継ぐ。

中分類	児童福祉 小 分 類 認可外保育施設			
事 業 名 称	立入調査			
	児童福祉法等に基づき,認可外保育施設について,適正な保育内容及			
	び保育環境が確保されているかどうかを確認し,必要に応じて改善指導			
事業目的・内容	等を行うため,立入調査を実施する。立入調査は,届出対象施設につい			
	ては年1回以上実施することを原則とし,届出対象外施設については年			
	1回の実施に努めることとしている。			
今份に向けた細筋	宇都宮市と各町の区域を所管する県の実施手法等に差がないこと			
合併に向けた課題 ら,特記すべき課題等の調整事項はない。				
調整の考え方	法令等に基づく中核市事務であることから,宇都宮市の制度に基づき			
神霊のちん力	各町の体制を整備し,現行のまま新市に引き継ぐ。			

中 分 類	児童福祉	小 分	類	健全育成
事業名称	チビッコ広場の管理			
	児童の健全育成を目的に	こ町内会等	手の均	也域の公共的団体が、土地所有者
	との間に貸借同意を取りる	をわし, :	チビッ	ソコ広場として設置,管理するに
事業目的・内容	あたり補助を行う。			
	新設時には,整地,遊り	具設置 , :	フェン	ノス設置等について,維持管理に
	対しては,遊具増設,修繕	善,敷砂i	自加等	等の補助を行う。
┃ ┃ 合併に向けた課題	宇都宮市のみが整備して	ており , 行	各町に	こおいては未整備であるため,合
日所に向けた誘題 併後の広場の整備等をどうするか,要綱等の整備も含め課題と				鋼等の整備も含め課題となる。
	各町においては,未実が	色の事業で	であり), 地域における養育機能が低下
調整の考え方	する中 , 児童の健全育成に	こ資する-	-つ0	D事業であることから , 現行のま
	ま新市に引き継ぐ。			

中 分 類	児童福祉	小 分	類	健全育成
事業名称	幼児ことばの相談室			
事業目的・内容	童が将来健全な社会生活を 継続的に行う。	を営むこと	こがて	びその保護者を対象に,その児ごきるよう,適切な相談助言等を にって組織される「栃木県言語障

	害児をもつ親の会宇都宮支部」等が実施する宿泊生活訓練事業に社会福
	祉協議会を通じて「心身障害児療育訓練事業補助金」等を支出する。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが設置しており,各町においては未設置のため,円滑な
古併に内けた味趣	事務の執行を図る必要性がある。
卸数の老さた	各町においては未実施の事業であるが,障害傾向児等に関わる事業と
調整の考え方	して有効なものであることから,現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	児童福祉	小	分	類	健全育成
事業名称	家庭児童相談室				
	家庭における人間関係の)健全	化及	なび児	毘童養育の適正化など,家庭児童
┃ ■ 事業目的・内容	福祉の向上を図り相談指導	į援助	を充	実強	化するため , 福祉事務所に家庭
● 事業日的・内谷 ■	児童相談室を設置し,家庭	E相 診	(員 (非常	営勤嘱託職員)がその業務にあた
	る。				
	宇都宮市においては市の)相談	負力	ヾ, 各	所においては , 県の福祉事務所
合併に向けた課題	の家庭相談員が対応してい	いるか	、合	併後	は市の相談員が対応となるため,
	円滑な事務の執行を図る必要がある。				
	法令等に基づくものであ	51),	各町	Tにt.	いては未実施であることから,
調整の考え方	現行のまま新市に引き継く	ごこと	٤٤١	, , 各	S町を包括して実施できるよう体
	制を整備する。				

中 分 類	児童福祉	小分類(健全育成	
事業名称	母子自立支援員			
	母子家庭の母及び寡婦等	[に対し,相談]	こ応じ,その自立に必要な情報	
事業目的・内容	提供及び指導を行うととも	に,職業能力の	の向上及び求職活動に関する支	
	援を行う。			
	宇都宮市においては市の支援員が、各町においては、県の福祉事務所			
合併に向けた課題	の母子自立支援員が対応しているが,合併後は市の支援員が対応となる ため,円滑な事務の遂行を図る必要がある。			
	法令等に基づくものであり,各町においては未実施であることか			
調整の考え方	現行のまま新市に引き継く	゛こととし,各町	町を包括して実施できるよう体	
	制を整備する。			

中 分 類	児童福祉	小 分 類	ひとり親家庭等福祉対策	
事 業 名 称	母子生活支援施設			
	福祉事務所の所管区域内	こおける保護	養者が,配偶者のない女子又はこ	
	れに準ずる事情にある女子であって,その者の監護すべき児童の福祉に			
	欠けるところがある場合に	こおいて ,その	保護者から申込みがあったとき,	
┃ ■ 事業目的・内容	その保護者及び児童を母子	² 生活支援施設	とにおいて保護する。(母子保護の	
事業日的・内谷 	実施)			
	支弁額の基礎となる措置費等保護単価の設定事務や指導,国庫負担金			
	の申請事務などを行う。			
	各施設の保護単価に基づく措置費等の支弁(支払い)事務を行う。			

	福祉事務所における事務のため,各町においては,県が事務を行って
合併に向けた課題	いるが,宇都宮市と県で同様の事務を行っており,課題は特にはない。
	ただし ,合併後は円滑な事務の執行と相談支援体制の整備が必要となる。
	当該事務事業は法令等に基づく事務であり,各町においては未実施で
調整の考え方	あることから,現行のまま新市に引き継ぐこととし,各町においても事
	務執行ができるよう体制を整備する。

中 分 類	児童福祉 小 分 類 ひとり親家庭等福祉対策			
事業名称	助産施設			
	福祉事務所の所管区域内における妊産婦が,保健上必要があるにもか			
	かわらず,経済的理由により,入院助産を受けることができない場合に			
┃ ■業目的・内容	おいて,その妊産婦から申込みがあったとき,その妊産婦に対し助産施			
学来口的 1966 	設において助産を行う。(助産の実施)			
	助産の実施に伴う措置費等の支弁(支払い)事務を行う。			
	国庫負担金の申請事務を行う。			
	福祉事務所における事務のため,各町においては,県が事務を行って			
↑ 合併に向けた課題 ↑ いるが、宇都宮市と県で同様の事務を行っており、課題は特				
	ただし ,合併後は円滑な事務の執行と相談支援体制の整備が必要となる。			
	当該事務事業は法令等に基づく事務であり,各町においては未実施で			
調整の考え方	あることから,現行のまま新市に引き継ぐこととし,各町においても事			
	務執行ができるよう体制を整備する。			

中 分 類	児童福祉	小 分 類	り ひとり親家庭等福祉対策	
事業名称	母子家庭等自立促進事業 ((就業支援講	習会)	
	母子家庭の母等に対して	母子家庭の母等に対して,就業相談から就業支援講習会の実施,就職		
事業目的・内容	情報の提供など一貫した。	就労支援サ-	- ビスを実施する。(母子家庭等就	
	業・自立支援センター事業)			
今份に向けた課題	合併に向けた課題			
日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田				
調整の考え方	各町においては未実施の事業であることや中核市事務であることか			
神霊のちん力	ら,現行のまま新市に引き継ぐ。			

中 分 類	児童福祉	小 分 類	ひとり親家庭等福祉対策	
事業名称	母子家庭等自立促進事業((就業等相談事	業)	
母子家庭の母等に対して,就業相談から就業支援講習会の実施				
事类只的 . 由家	情報の提供など一貫した就	就労支援サー b	ごスを実施する。また,母子家庭	
事業目的・内容 	等の地域生活の支援や養育費の取決めを促進するための専門相談を実施			
	する。(母子家庭等就業・自立支援センター事業)			
今份に向けた課題				
合併に向けた課題 料等を県と調整する必要性がある。				
細数のおう亡	各町においては未実施の事業であることや中核市事務であることか			
調整の考え方	ら,現行のまま新市に引き継ぐ。			

中 分 類	児童福祉	小 分 類 ひとり親家庭等福祉対策		
事業名称	母子家庭等自立促進事業((母子家庭等生活講座)		
事業目的・内容	母子家庭,寡婦及び父子	子家庭の生活基盤の一層の安定を図るため,生		
新来日の・10分 	活指導講習会を行うことに	こより,母子家庭等の福祉の向上を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ市母子寡婦	帰福祉連合会に委託しているが , 各町の母子寡		
一口肝に凹けた味趣	含め,委託料等の調整が必要となる。			
卸数のおうた	各町においては未実施の	の事業であることや中核市事務であることか		
調整の考え方	ら,現行のまま新市に引き継ぐ。			

中 分 類	児童福祉 小 分 類 ひとり親家庭等福祉対策			
事業名称	母子家庭等自立促進事業(母子家庭等日常生活支援事業)			
	母子家庭,父子家庭及び寡婦が,修学等の自立を促進するために必要			
	な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必			
事業目的・内容	要な場合若しくは生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が			
	生じている場合に,家庭生活支援員を派遣し,その生活を支援し,母子			
	家庭等の生活の安定を図る。			
合併に向けた課題	宇都宮市のみ市母子寡婦福祉連合会に委託しているが、各町の母子寡			
□ 研に向けた誘題				
調整の考え方	各町においては未実施の事業であることや中核市事務であることか			
神 電の ちんり	ら,現行のまま新市に引き継ぐ。			

中 分 類	児童福祉	小 分 類 ひとり親	家庭等福祉対策	
事業名称	母子・父子協力員			
	母子家庭の母及び父子家	庭の父に対して,身近	な相談相手として,そ	
事業目的・内容	事業目的・内容の自立に必要な指導及び助言を行うため、母子・父子協力員を置き			
	子家庭及び父子家庭の福祉	の増進を図る。		
今併に向けた課題	合併に向けた課題 合併に向けた課題はない。 各市町とも ,同一の基準に基づき ,協力員が委嘱されていることか ら			
日併に円げた味趣				
細数のおうた	宇都宮市は市が、各町は	おいては県が実施して	おり、事業の内容が等	
調整の考え方	しいことから,現行のまま	新市に引き継ぐ。		

中 分 類	児童福祉	小 分	類	ひとり親家庭等福祉対策
事業名称	母子寡婦福祉資金貸付(貸	付事務)	
	母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその			
	扶養している児童の福祉の	増進を	図るだ	こめ,13種類の母子寡婦福祉資
事業目的・内容	金の貸付及び償還を行う。			
	中核市の事務であり,各	町にお	ハては	は、申請受付、県への進達事務の
	みを行う。			
今份に向けた課題	各町の区域分に関する貸付件数,予算等は県からの情報提供が必要で			
合併に向けた課題				付が図れるよう調整する。
調整の考え方	中核市事務であり,宇都	宮市と!	県で事	翼業の内容が等しいことから , 現
神罡のちん刀	行のまま新市に引き継ぐ。			

中 分 類	児童福祉	小 分 類	ひとり親家庭等福祉対策
事 業 名 称	母子寡婦福祉資金貸付(債	権譲渡)	
	栃木県が管理している母	 子寡婦福祉	資金の債権を , 合併による事務移
┃ ■業目的・内容	譲に伴い譲渡を受ける。債	権の内,県	貴分と国費分があり,県費分の一
事業日別・19分 	部を債権譲渡価格として協	3議の上決定し	」, 県に返済する。国費分につい
	ては,市が国から引き続き	貸付を受ける	3.
	貸付金残高については,	県よりの情報	服提供となるが,債権譲渡につい
合併に向けた課題	ては,町分の債権について	, 県からどの	の程度の割合で譲渡契約するかが
	課題となる。		
調整の考え方	中核市事務であることか	ら,現行の記	ま新市に引き継ぐ。

中 分 類	児童福祉 小 分 類 手当・医療
事業名称	児童手当支給事務(国・県)
	義務教育就学前の児童を養育する者に対し,手当を支給することによ
	り,家庭における生活の安定に寄与するとともに,次代の社会を担う児
事業目的・内容	童の健全な育成及び資質の向上に資するため、養育者からの申請に基づ
	き,前年(申請月によっては前々年)の所得が所得制限限度額を超過し
	ていない者に対し,手当を支給する。
合併に向けた課題	国の手当であり,各市町とも同様の事務を行っているが,電算システ
口併に凹げた味趣	ムの統合,手当支払日の統一等の調整が必要である。
調整の考え方	当該事務事業は法令等に基づく事務であり、各市町において統一的に
神霊の与え力	実施している事務であることから,現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	児童福祉	小 分 類	手当・医療
事業名称	遺児手当支給業務		
事業目的・内容	父母の一方又は両親が死亡した児童を養育している者に手当を支給す る。		
合併に向けた課題	宇都宮市においては中核市事務として実施しており,各町は県が実施しているが,事業内容に差がないため,特に調整の必要はない。		
調整の考え方	県下統一的に実施してい から,現行のまま新市に引), サービス内容に差がないこと

中 分 類	児童福祉	小 分	類	手当・医療
事 業 名 称	児童扶養手当支給事務			
離婚や死別などにより,父の監護が受けられなくなった18歳				けられなくなった18歳未満の
┃ ■業目的・内容	児童の心身の健やかな成長	長を図るた	. め ,	その児童を監護または養育する
● 事業日別・19分 ■	母等に対し,児童扶養手当	4法に基つ	いて	手当を支給する。
	所得制限があり,児童か	バ18歳に	なっ	た年度末まで支給される。
合併に向けた課題	宇都宮市においては中核市事務として実施しており,各町は県が乳		実施しており , 各町は県が実施	
口所に向けた味趣	しているが,事業内容に差	≜がないた	:め,	特に調整の必要はない。
調整の考え方	県下統一的に実施してい	る事業で	゙゙あじ),サービス内容に差がないこと
神霊のちん刀	から , 現行のまま新市に引	き継ぐ。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類 手当・医療
事業名称	ひとり親家庭医療費支給事	事務(食事療養費を含む)
	18歳到達後最初の年度	度末までの児童を養育している母子家庭及び父
事業目的・内容	子家庭等の親と子の保険診	沴療の自己負担分を助成することにより,健康
	と福祉の増進を図る。	
今份に向けた細時	各市町とも同様の事務を行っているが,電算システムの統合,医療質	
│ 合併に向けた課題 ┃	支払日の統一等の調整が必	必要である。
調整の考え方	県下統一的に実施してい	1る事業であり,サービス内容に差がないこと
神登の考え力	から , 現行のまま新市に引	き継ぐこととする。

中分類	医事薬事 小 分 類 保健所
事 業 名 称	保健所の運営 (施設管理等)
	地域における公衆衛生の向上及び増進を図るため,感染症の予防,精神保健原外,難病などに関する本人及び家族への支援や食品療法、環境
	神保健福祉・難病などに関する本人及び家族への支援や食品衛生,環境
	衛生,医事・薬事業務など専門的・技術的なサービスの提供を行う。保
	健所は,地域保健法により,都道府県,指定都市,中核市その他政令で
事業目的・内容	定める都市及び特別区が設置することとなっている。各町は , 県保健所
	が管轄区域となっている。
	協議会を構成する市町を管轄する保健所が3か所存在する。(県南保健
	所:上三川町,県北保健所:上河内町,河内町,宇都宮市保健所:宇都
	宮市)
	県との調整を行いながら,円滑な実施体制を確立するとともに,各町
	それぞれの実績を尊重しつつ,新市全体の均衡を保ちながら,住民サー
	ビスの向上に努める必要がある。
│ 合併に向けた課題 ┃	また,協議会構成町を管轄する保健所(県北・県南)が2か所となる
	ことから,それぞれの保健所管内の関係機関・団体との調整を十分に行
	う必要がある。
細数のおうさ	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま
調整の考え方	新市に引き継ぐ。

中 分 類	医事薬事	小 分	類	厚生統計
事 業 名 称	人口動態調査			
事業目的・内容	出生,死亡,死産,婚姻,離婚の戸籍の届をもとに調査票を作成し, 人口の動向について把握することを目的とし,保健所は,市町戸籍担当 課が作成した調査票を審査し,県知事に送付するとともに,小票の作成 を行う。(法定受託事務) 人口動態調査票の受理・提出は,人口動態調査令により,保健所長が 行うこととされている。各町では,管轄の県保健所が実施している。			
合併に向けた課題	調査票の作成に使用する人口動態調査システムを運用する戸籍関係事務担当課との調整が必要であるが、特別な課題はない。			
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都 新市に引き継ぐ。	宮市が銅	運施し	っている業務であり,現行のまま

中 分 類	医事薬事 小 分 類 厚生統計	
事 業 名 称	国民生活基礎調査,保健福祉動向調査	
	世帯の構成や医療・年金の状況などについて,係	保健福祉動向調査は保
	健と福祉に関する実態と意識について調査を行い	, 厚生労働行政施策の
	基礎資料を得ることを目的とし,保健所は,調査員	員を委嘱して面接聞き
事業目的・内容	取り調査を実施し,審査回収した調査票を,県知事	に送付する。(法定受
	託事務)	
	調査票等の取りまとめ,厚生労働省への提出は,	, 保健所長が行ってい
	る。各町では,管轄の県保健所が実施している。	
今併に向けた課題	*LE つはも 調照 管轄区域が広くなることから無作為抽出される調査対象地区数が増	
合併に向けた課題 ることが予想されるが , 特別な課題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務	용であ <mark>り,現行のまま</mark>
神霊のちん力	新市に引き継ぐ。	

中分類	医事薬事	小 分	類	厚生統計
事 業 名 称	2 1世紀成年者縦断調査			
	調査対象となった男女の	D結婚,b	出産	就業等の実態及び意識の経年変
	化の状況を継続的に観察す	けることに	こより) , 厚生労働行政施策の基礎資料
┃ ■業目的・内容	を得ることを目的とし,係	保健所は	,調了	登員を委嘱して調査を実施し,審
事来口的"约台 	査回収した調査票を,県知	□事に送付	寸する	5。(法定受託事務)
	2 1世紀成年者縦断調査	を にかかる	る調査	査票の取りまとめなどは,保健所
	が行うこととされている。	各町では	は,管	管轄の県保健所が実施している。
合併に向けた課題	調査対象者数が増えるこ	調査対象者数が増えることが想定されるため,調査に係る事務量が増		
一口竹に凹けた味趣	^{- [誅越} │ えるが,特別な課題はない。			
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	『宮市が』	実施し	している業務であり,現行のまま
神霊のちん刀	新市に引き継ぐ。			

中 分 類	医事薬事	小 分 類	厚生統計
事業名称	医療施設動態調査,病院執	段告	
事業目的・内容	報告は病院等における患 し,医療行政の基礎資料を 療施設からの開設・廃止等 へ送付する。病院報告は症 する。(法定受託事務)	者の利用状況を得ることを見 等の申請・届と 病院等の管理者 完報告についる	療施設の診療機能について,病院 及び従事者の状況について把握 目的とし,医療施設動態調査は医 出に基づいて調査票を作成し,県 者が作成した調査票を,県へ送付 には,保健所を設置する市の事務 建所が実施している。
合併に向けた課題	管轄区域が広くなることから医療施設総数及び病院報告対象施設数の 増加に伴い,事務量が増えるが,特別な課題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇者 新市に引き継ぐ。	都宮市が実施し	している業務であり , 現行のまま

中分類	医事薬事	小 分 類	厚生統計
事業名称	医療施設静態調査,患者調査	查,受療行動	加調査
	医療施設調査は医療施設(の分布及び割	整備の実態 , 医療施設の診療機能
	について , 患者調査は医療症	施設を利用す	する患者の傷病状況について,受
	療行動調査は診療時間や診り	療に対する淵	諸足度など医療に対する認識や行
	動について調査し,医療行動	政の基礎資料	4を得ることを目的とする。
事業目的・内容	医療施設動態調査及び患	者調査は医療	§施設が作成した調査票を回収審
	査し,県へ送付する。受療行	行動調査は誇	参察を受けた患者が記入した調査
	票を回収し , 県へ送付する。	(法定受託	事務)
	この事務は,保健所が行	うこととされ	れている。各町では管轄の県保健
	所が実施している。		
合併に向けた課題	医療施設総数の増加に比例	列して調査対	付象施設数が増えることが予想さ
一分に凹りた味趣	れ,調査に係る事務量が増え	えるが,特別	りな課題はない。
細数のおう亡	法令に基づき県及び宇都に	宮市が実施し	している業務であり , 現行のまま
調整の考え方	新市に引き継ぐ。		

中 分 類	医事薬事	小 分 類 厚生統計
事業名称	医療従事者調査 , 医師・歯	歯科医師・薬剤師調査
	保健師助産師看護師法や	>医師法等の規定により提出のあった届出票を
事業目的・内容	審査し,県へ送付する。(活	去定受託事務)保健所で届出票を受理すること
	とされている。各町では,	,管轄の県保健所が実施している。
合併に向けた課題	管轄地域が広くなること	とから業務従事者等の人数が増えるため,調査
一口竹に凹げた味趣	に係る事務量が増えるが特	寺別な課題はない。
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	『宮市が実施している業務であり , 現行のまま
神雀のちん力	新市に引き継ぐ。	

中 分 類	医事薬事	小	分	類	厚生統計
事業名称	介護サービス施設・事業所	间查			
	全国の介護サービスの提供体制,提供内容等を把握することにより				
	介護サービスの提供面に着	目し	た基	盤整	怪備に関する基礎資料を得ること
┃ ■業目的・内容	を目的とし ,保健所は ,介	護老人	\保	健施	設及び指定介護療養型医療施設,
尹未口以"以谷 	訪問看護ステーションの管	理者	が記	B入し	ルた調査票を回収審査し , 厚生労
	働省へ送付する。(法定受	託事務	务)		
	各町では,管轄の県保健所が実施している。				
合併に向けた課題	管轄地域が広くなることから調査の対象施設数が増えるため,調査に				
一分に凹げた味趣	^{けた課題}				
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	宮市	が実	施し	ている業務であり , 現行のまま
神霊のちん力	新市に引き継ぐ。				

中分類	医事薬事 小 分 類 厚生統計
事業名称	衛生行政報告例,地域保健・老人保健事業報告
事業目的・内容	衛生行政報告例は衛生関係諸法規の施行に伴う行政の実態について, 地域保健・老人保健事業報告は地域における保健施策の展開について把握し,国及び地方公共団体の行政運営のための基礎資料を得ることを目的とし,都道府県,指定都市及び中核市が厚生労働省に報告することとされている。 宇都宮市では,各事業担当課へ報告票の記入を依頼し,保健所において審査取りまとめの上,また,各町では,県が審査取りまとめの上,厚生労働省に報告している。
合併に向けた課題	行政が行った事務の実績件数を報告するものであるため,特に課題は ないが,事業担当課において実績集計方法の調整が必要となる場合があ る。
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま 新市に引き継ぐ。

中 分 類	医事薬事	小 分	類	厚生統計
事 業 名 称	人口問題基本調査			
事業目的・内容	で調査を行い,各種行政施 指定都市,中核市及び保健	策立案の 所設置市 た調査雰	基礎 が行 悪に	ついて審査及び取りまとめを行
合併に向けた課題				出される調査対象地区数が増え 孫量が増えるが,特別な課題は
調整の考え方	法令等に基づき県及び宇 ま新市に引き継ぐ。	都宮市が	実施	している業務であり,現行のま

中 分 類	医事薬事	小 分	類	免許
事業名称	医療従事者免許等の受理等	の事務		
	剤師・保健師・助産師・看護師・			
	准看護師・臨床検査技師・復	衛生検査	技師	・診療放射線技師・理学療法士・
┃ ■業目的・内容	作業療法士・視能訓練士・	歯科技]	[士・	受胎調節実地指導員)免許等に
学来口的 的	関する申請書等の受付等に関する法定受託事務である。			
	免許等の申請は,保健所	iとなって	こおじ),各町では,管轄の県保健所が
	実施している。			
合併に向けた課題	管轄区域が広がることに	よって	申請	情件数の増加が見込まれるが <i>,</i> 特
口げに向けた味趣 別な課題はない。				
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	宮市が国	€施し	している業務であり , 現行のまま
- 同選の与え力	新市に引き継ぐ。			

中 分 類	医事薬事	小	分	類	健康危機管理
事 業 名 称	健康危機管理の推進				
	食中毒,感染症,毒物・	劇物	やそ	· の他	1何らかの原因により生命と健康
	の安全を脅かす事態(健康	見危機) に	備え	て,原因の究明や健康被害の拡
┃ ■ 事業目的・内容	大防止などの対策を迅速か	つ的	確に	行う	ことのできる体制を整備する。
■ 尹耒日別・内台 ■ ■	特に,保健所が地域にお	ける	健康	危機	管理の拠点として位置づけられ
	ていることから,宇都宮市	っては	, 危	機管	理計画を策定している。各町で
	は,管轄の県保健所が健康	危機	管理	の 中	核的役割を果たしている。
┃ ┃ 合併に向けた課題	各町を活動地域としてい	1る関	係機	関と	の連携体制や夜間休日等におけ
ロケに内けた味趣	る連絡体制を,早期に確立	Zする:	必要	があ	る 。
調整の考え方	法令等に基づき県及び守	都宮	市が	実施	している業務であり,現行のま
- 同選の与え力	ま新市に引き継ぐ				

中分類	医事薬事	小 分 類	人材育成
事業名称	医学生の受入		
事業目的・内容	医療従事者育成を目的と	:して , 大学側	の依頼に基づき医学部学生の保
新来日の・10分 	健所における地域保健実習	を実施する。	
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	おり , 合併に	こよる執行体制(管轄区域等)の
一分に凹りた味趣	変化に伴う研修の実施体制	の整理及び構	5築が課題になると予想される。
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	宮市が実施し	している業務であり , 現行のまま
神霊のちん力	新市に引き継ぐ。		

中 分 類	医事薬事 小 分 類 調査研究
事業名称	地域保健に関する調査研究
	科学的根拠に基づく地域保健施策の企画立案及び事業の実施を行うた
	め,疫学的手法等を用いて,住民の健康を阻害する要因など地域におけ
事業目的・内容	る健康問題の科学的解明や地域保健対策の評価等について,調査及び研
	究を行う。
	地域保健法により保健所の事業として位置づけられている。
合併に向けた課題	地域住民の健康状況について現状把握及び分析するため,各市町の健
ロガに凹げた味趣	康情報の収集整理から始める必要がある。
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま
神霊のちん力	新市に引き継ぐ。

中 分 類	医事薬事	小分類表彰		
事 業 名 称	公衆衛生事業功労市長(町長)表彰			
	公衆衛生事業発展のために献身的な活動を続けている個人及び団体			
	で,その功績が特に顕著で	である者に対して市長(町長)表彰をする。		
事業目的・内容	公衆衛生という特定分野	野での首長表彰を実施しているのは , 宇都宮市		
	のみであり、各町では表章	ジ条例,功労者表彰規定などに基づき町政の振		
	興を図ることを目的とした	c特定分野に限定しない表彰を行っている。		

合併に向けた課題	公衆衛生事業という特定分野での表彰を行っているのは宇都宮市のみ
	である。一方,各町では,分野を限定しない町政功労者表彰制度があり,
	表彰の対象・基準・選考方法などがそれぞれに制度化されている。この
	ため,功労者表彰制度との整合を図りながら,統一的な運用が図られる
	よう協議・調整が必要である。
調整の考え方	要綱に基づき宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま新市に
	引き継ぐ。

中 分 類	医事薬事	小分	類	表彰
事 業 名 称	県公衆衛生大会表彰			
各広域健康福祉センター(または保健所)管内の栃木県公衆衛				
	会員から挙がってきた推薦	書者より	表彰修	桑補者を選定し , 県保健福祉課へ
報告する。	報告する。			
事業目的・内容	保健所を設置する宇都宮	官市では	t , 市力	いら直接県へ報告しているが,保
	健所を持たない各町につい	ては、	候補者	首を選定し,各広域健康福祉セン
	ターに報告している。			
合併に向けた課題	推薦候補者数の増加が見込まれるが,特別な課題はない。			
調整の考え方	各市町で同様の事業を実施していることから,現行のまま引き継ぐ。			

中 分 類	医事薬事 小 分 類 医事
事業名称	医事許認可・監視
	住民への良質かつ適正な医療の提供の確保,また健康被害の発生を未
	然に防止するため,医療施設等に対し立入検査を実施するなどして指導
事業目的・内容	を行う。また,医療施設等の開設等の許可や変更の届出の受理を行う。
	医療法等に基づく栃木県知事の権限に属する事務に係る申請及び届出
	の受付を行う。
	都道府県及び保健所設置市の事務とされており,宇都宮市においては
	栃木県とほぼ同等のレベル,内容で事務を執行している。従って,合併
合併に向けた課題	に伴う事業自体についての調整の必要はない。
	合併後の事務の執行体制(管轄区域や専決権者等)の整理及び構築が
	課題となる。
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま
神霊のちん力	新市に引き継ぐ。

中 分 類	医事薬事	小 分 類	薬事		
事 業 名 称	薬事許認可・監視				
	医薬品等の品質,有効性及び安全性を担保し,住民の健康と安全				
	保することを目的とする。	そのため医薬	薬品販売業等の許可及び変更等の		
┃ ■ 事業目的・内容	届出の処理を行うほか店舗	浦への立入検査	stを実施するなどして必要な指導		
サ末日の・10分 	を行う。また,覚せい剤に	こついての住民	その相談窓口を運営する。		
	薬事法等に基づく栃木県知事の権限に属する事務に係る申請,届出等				
	の受付等を行う。				

	都道府県及び保健所設置市の事務とされており,宇都宮市においては
	栃木県とほぼ同等のレベル,内容で事務を執行している。従って,合併
合併に向けた課題	に伴う事業自体についての調整の必要はない。
	合併後の事務の執行体制(管轄区域や専決権者等)の整理及び構築が
	課題となる。
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま
一 神雀のちん 万	新市に引き継ぐ。

中 分 類	医事薬事	小 分 類	薬事	
事業名称	薬物乱用防止指導			
	薬物乱用のない明るい社	会環境づく)を目的として,栃木県知事より	
 事業目的・内容	委嘱された薬物乱用防止指	導員で構成	される栃木県薬物乱用防止指導協	
■ 事業日別・内台 ■	議会が設置されている。こ	の支部組織で	である宇都宮地区協議会の事務局	
	を宇都宮市保健所が担って	いる。		
合併に向けた課題	○供に向けた課題 広域健康福祉センター及び市保健所所管地域ごとに地区協議会を区			
一口肝に凹けた味趣	しているため , 合併に伴っ	て地区協議会	会の再編を行う必要がある。	
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	宮市が実施し	している業務であり,現行のまま	
調整の与え力 	新市に引き継ぐ。			

中 分 類	医事薬事	小	分	類	温泉
事業名称	温泉監視指導				
	温泉の保護とその適正な	利用	を仮	進し	,,また公共の福祉の増進に寄与
	するため,温泉利用施設に	対し	立入	検査	音の指導を行う。また,施設に
事業目的・内容	係る許可や変更等の届出の	受理	を行	う。	
	温泉法に基づく栃木県知	事の	権限	見に肩	まずる事務に係る申請及び届出の
	受付を行う。				
	都道府県及び保健所設置	市の	事務	るとさ	れており,宇都宮市においては
	栃木県とほぼ同等の内容で	事務	を執	衍し	っていることから , 合併に伴う事
合併に向けた課題	業自体の調整は必要ない。				
	合併による対象施設の増	加に	伴う), 事	務の執行体制の整理及び構築が
	課題となる。				
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	宮市	が実	施し	んている業務であり , 現行のまま
神差の与え 力	新市に引き継ぐ。				

中 分 類	医事薬事 小 分 類 食品衛生
事業名称	食品衛生検査業務
	食品衛生検査の信頼性を確保し、住民の健康と安全に資するため、食
事業目的・内容	品衛生法第17条に基づく試験検査を行う施設に対して,試験検査施設,
	標準作業書,検査記録及び内部精度管理状況等について指導を行う。
合併に向けた課題	市域の拡大に伴い、試験検査施設が増加した際の事務の執行体制の構
ロ肝に凹げた味趣	築が課題となる。
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま
- 神産の与え力	新市に引き継ぐ。

中 分 類	医事薬事	小 分 類	家庭用品	
事業名称	家庭用品試買検査			
事業目的・内容	住民の健康に資するため),家庭用品	(下着,乳児用衣類等)について	
事業日的・内台 	試買試験検査を実施し,そ	その検査結果は	に基づき指導を行う。	
	都道府県及び保健所設置市の事務とされており,宇都宮市におい			
合併に向けた課題	栃木県とほぼ同等の内容で	で事務を執行し	していることから,合併に伴う事	
	業自体の調整の必要はない	١.		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	『宮市が実施し	している業務であり,現行のまま	
神霊のちん刀	新市に引き継ぐ。			

中分類	生活衛生	小 分	類	生活衛生営業施設
事業名称	生活衛生施設等の許認可・	指導		
				设の衛生を確保するため,関係法 ,,確認を行うとともに,衛生管
┃ ■ 事業目的・内容	理について監視指導を行う	う。また ,	旅館	官,公衆浴場,興行場の施設の衛
事来口的"约台 	生を確保するため,関係活	去令に基っ	うき言	営業施設の構造基準を検査し,許
	可を行うとともに,衛生管	管理につい	て黙	祖指導を行う。
	さらに,遊泳プールにて	ついて,要	領に	基づき監視指導を行う。
各町において県が行っていた業務を新市で実施しなければなら				f市で実施しなければならないた
┃ ┃ 合併に向けた課題	め,各町における生活衛生	上関係施 設	ξ等σ)許認可及び指導を行うための体
日所に同けた味塩	制を整備する必要がある。	また , ダ	才象地	地域の広域化に伴い,効率的監視
	体制の検討も併せて必要と	こなる。		
一一一	法令等に基づき県及び	宇都宮市か	実施	もしている業務であり , 現行のま
調整の考え方 	ま新市に引き継ぐ。			

中 分 類	生活衛生	小 分	類	建築物の衛生管理
事業名称	特定建築物の監視・指導			
	建築物における衛生的環	境を確保	まする	るため,一定規模以上大規模建築
┃ ■ 事業目的・内容	物(特定建築物)について	,届出0	D受理	里及び衛生管理について監視指導
■ 尹耒日別・内台 ■ ■	を行う。また,14年度の	法改正的	こ伴し	1,特定建築物対象施設の拡大に
	よる業務の増加やシックビ	ル対策等	う の 相	目談・指導の増加が見込まれる。
	各町において県が行って	いた業績	务を新	f市で実施しなければならないた
	め,各町における特定建築	物の届出	出審律	査及び指導を行うための体制を整
合併に向けた課題	并に向けた課題 備する必要がある。			
	また,法改正に伴う業務	の増加な	えび対	対象地域の広域化に対応した体制
	としなければならない。			
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	宮市が国	€施し	している業務であり , 現行のまま
- 同選の与え力	新市に引き継ぐ。			

中分類	生活衛生	小 分 類	建築物の衛生管理
事業名称	建築物の維持管理業者の登	🏖 ・監視指導	
	特定建築物の衛生的環境	うを確保する <i>た</i>	とめ,建築物の維持管理に係わる
	業種(清掃業,空気環境測	定業,飲料2	K貯水槽清掃業等)8業種につい
┃ ■業目的・内容	て,人的物的要件の整った	:事業所の登録	录を行うとともに , 監視指導を行
学来口的 1966 	う。建築物における衛生的	り環境の確保に	こ関する法律の一部改正に伴い ,
	平成14年度から3業種追	湿加され,業務	8量が増加してきている。
	栃木県から権限移譲され	た宇都宮市に	こおいて実施している。
	各町において県が行って	これた業務を新	折市で実施しなければならないた
	め,各町における建築物の)維持管理業者	省の登録及び指導を行うための体
合併に向けた課題	制を整備する必要がある。		
	また,法改正に伴う登録	は業種の増加?	及び対象地域の広域化に対応した
	体制としなければならない	١,	
┃ 調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	『宮市が実施し	している業務であり , 現行のまま
阿正りらん力	新市に引き継ぐ。		

中分類	生活衛生 小 分 類 飲料水の衛生
事 業 名 称	専用水道・簡専水・小規模水道の確認・監視指導
	飲料水の衛生確保のため,専用水道・簡易専用水道・小規模水道につ
	いて,施設の確認及び監視指導を行っている。本事業は,中核市の義務
事業目的・内容	的業務となっている。
	簡易専用水道については ,(財)保健衛生事業団が実施する法定検査の
	受検率が低く,受検率向上を推進する必要がある。
	各町において県が行っていた業務を新市で実施しなければならないた
	め,各町における専用水道等の確認及び監視指導を行うための体制を整
┃ ┃ 合併に向けた課題	備する必要がある。
日かに凹げた味趣	簡易専用水道については,栃木県及び宇都宮市の両管内とも法定検査
	受検率が低迷していることから,これに対応した体制としなければなら
	ない。
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま
	新市に引き継ぐ。

中 分 類	生活衛生	小 分	類	飲料水の衛生	
事業名称	小規模受水槽水道・飲用井	‡戸の衛生	指導	1 F	
	飲料水についての安全確保を図るため,小規模受水槽水道及び飲料				
┃ ┃ 事業目的・内容	戸の自主衛生管理について	7,個別相	談だ	P広報紙等による啓発活動を行っ	
事業日の・19日 	ている。				
	宇都宮市の範囲は市が,各町の範囲は栃木県で実施している。				
	各町において県が行っていた業務を新市で実施しなければならない 合併に向けた課題 め,各町における小規模受水槽水道・飲用井戸の衛生指導を行うため				
合併に向けた課題					
	体制を整備する必要がある。				
調整の考え方	要領に基づき県及び宇都	『宮市が実	施し	している業務であり , 現行のまま	
神罡のちん刀	引き継ぐ。				

中 分 類	生活衛生	小	分	類	動物の愛護・適正管理
事業名称	犬・ねこの飼い方講習会				
事業目的・内容	動物の適正飼養の普及を	図る	ため	, 犬	ねこの講習会を実施している。
	県と宇都宮市で実施して	おり	, 実	施力	ī法が異なるが,目的・内容につ
合併に向けた課題	いては合併により影響を受	ける	もの	でに	はないことから , 特に調整すべき
	事項はない。				
	県及び宇都宮市が実施し	てい	る業	務て	であり,県と市の実施方法が若干
調整の考え方	異なるが,目的・内容に差	がな	いこ	とか	いら,宇都宮市の手法に基づき新
	市の事業を実施する。				

中分類	生活衛生	小 分	類 動物の愛護・適正管理	
事 業 名 称	飼えなくなった犬・ねこの	の引き取り	・処分	
	飼えなくなった犬・ねる	この引き取	り・処分を行う。中核市の業務とし	
	て、宇都宮市の区域は市が	が,町の区	域は県が所管し,引き取りは民間委	
事業目的・内容	託し,処分は栃木県が行っ	っている (:	宇都宮市は県に委託)。	
	宇都宮市では,引き取り)場所を保	健所に設定,各町においては,栃木	
	県が各町1ケ所に設定して	て引取りを	実施している。	
	各町において県が行って	ていた業務	を新市で実施しなければならないた	
→ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆				
│ 合併に向けた課題 │	また,新市における定点	引き取りの	場所の設定についても併せて検討す	
る必要がある。				
細数の老さた	法令に基づき県及び宇都	都宮市が実	施している業務であり,現行のまま	
調整の考え方	新市に引き継ぐ。			

中 分 類	生活衛生	小 分 類	動物の愛護・適正管理			
事 業 名 称	負傷動物の収容・治療					
	道路,公園,広場その個	也公共の場所に	こおいて疾病にかかり又は負傷し			
┃ ■ 事業目的・内容	た犬 , ねこ等の収容を行うとともに , 必要に応じ , 治療等の措置を行う。					
事業口の「20日 	負傷動物の収容・治療は	は,中核市の郭	義務的業務であり,各町では実施			
	しておらず,栃木県と宇都	『宮市が実施し	している。			
	各町において県が実施し	っていた業務((収容・治療)を新市で実施しな			
	ければならないため , こネ	1に対応した!!	才政措置及び体制整備の必要があ			
合併に向けた課題	る。なお、宇都宮市では県	と同様の診察	台療施設がないため ,治療を(社)			
	栃木県獣医師会に委託して	ているため , 舅	尾施手法も併せて検討が必要であ			
	る 。					
	収容については、法令に	こ基づき県及び	が宇都宮市が実施している業務で			
調整の考え方	あり,現行のまま引き継ぐ	ぐこととし,治	台療については , 県と同様の治療			
	施設がないため,今後も((社)栃木県獣	状医師会に委託する。			

中 分 類	生活衛生	小 分	類	動物の愛護・適正管理	
事 業 名 称	動物愛護推進員				
	動物の愛護及び適正飼養	を普及る	させる	ため ,動物愛護推進員を委嘱し ,	
┃ ■業目的・内容	各種普及活動を行う。				
事業日別・19分 	各町では委嘱は行ってい	ないが	,動物	の適正飼養についての普及活動	
	を保健委員に依頼している	町もある	5。		
	中核市業務として宇都宮	市のみだ	が実施	もしており,県と内容に差がない	
合併に向けた課題 □ ことから調整の必要はないが,新市における動物愛護推議				おける動物愛護推進員の委嘱の推	
	進について検討が必要である。				
	中核市業務であり,現行	のまま新	折市に	引き継ぐこととし , 合併後速や	
調整の考え方	かに新市における動物愛護	推進員の	り追り	口委嘱が行えるよう各町,県獣医	
	師会等と調整する。				

中 分 類	生活衛生	小	分	類	動物の愛護・適正管理
事業名称	動物愛護推進協議会				
	動物愛護推進員の委嘱の推進,動物愛護推進員の活動に対する支持				
┃ ■ 事業目的・内容	を協議するため , 行政関係	機関	,(礻	土)机	所木県獣医師会 , 動物の愛護を目
事来口的"的合 	的とする団体の代表,住民	代表	, 学	識組	験者等の委員で構成する動物愛
	護推進協議会を組織し,運営する。				
	中核市業務として宇都宮市のみが実施しており,県と内容に差がな				しており,県と内容に差がない
合併に向けた課題	合併に向けた課題 ┃ ことから調整の必要はないが,新市の全地区を網羅できる協議会の委				
メンバーの選出,運営等の検討が必要である。					`ある。
調整の考え方	中核市業務であり,現行	のま	ま新	市に	引き継ぐこととし , 合併後速や
神罡のちん刀	かに,協議会の新委員が選	出で	きる	よう	要綱等を改正する。

中 分 類	生活衛生	小 分	類	狂犬病予防	
事 業 名 称	犬の捕獲・処分				
	狂犬病の発生を予防し,そのまん延を防止するため,野犬の捕獲及び 抑留・処分を行う。				
事業目的・内容			-	}等については,栃木県に委託し	
	ている。また,捕獲した犬 場合は,返還を行う。	たつい	ては,	、公示を行い,所有者が判明した	
各町において県が行っていた業務を新市で実施しなければならない					
合併に向けた課題	合併に向けた課題 め、各町における捕獲・処分を行うための財政措置及び体制整備の				
	がある。				
┃ 調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	『宮市が	実施し	している業務であり,現行のまま	
- 門走の与んり	新市に引き継ぐ。				

中 分 類	生活衛生	小 分 類	関係団体運営			
事 業 名 称	栃木県生活衛生同業組合協	。 議会宇都宮支	部			
	理容所,美容所,クリー	- ニング所,於	、館,公衆浴場,興行場,飲食店			
事業目的・内容	の各組合で組織する栃木県生活衛生同業組合協議会の宇都宮支部の事務					
	局として支部運営を行う。	県協議会の第	E施する事業への参加や公衆衛生			

	向上のための講習会,消費者懇談会などの開催を支援するとともに,表
	彰に関する事務などを行う。
今份に向けた細筋	支部が保健所単位で栃木県内に11箇所設置されていることから,再
│ 合併に向けた課題 │	編の必要性がある。
	宇都宮市のみ実施している事業であり ,現行のまま新市に引き継ぐが ,
調整の考え方	支部の再編等について,県及び栃木県生活衛生同業組合協議会と調整す
	వ 。

中分類	生活衛生	小 分	類	食品衛生
事業名称	食品衛生教育			
	食品営業者,食品衛生責	任者等の)資質	昼を向上し,食品営業施設の衛生
┃ ■業目的・内容	確保を図るため,衛生講習	会等を実	施す	⁻ る。
■ 事業日別・内台 ■	また,消費者等に対し食	品衛生に	関す	「る正しい知識を普及し,家庭に
	おける衛生の向上を図るため	めの教育	活動	かを行う。
	県が実施していた各町分	の業務を	新市	で実施することになり,各町分
┃ ┃ 合併に向けた課題	の事業を実施するための体質	制を整備	する	必要がある。
日かに内げた味趣	また,県とは講習会の開	催方法が	ぎ 異た	よるため , 手法の調整が必要であ
వ 。				
	法令に基づき県及び宇都	宮市が第	€施し	している業務であり , 現行のまま
 調整の考え方	新市に引き継ぐ。			
神霊のちん力	県と市で実施方法が若干	異なるか	バ,宇	三都宮市の手法をそのまま新市に
	引き継ぐ。			

中 分 類	生活衛生	小	分	類	食品衛生
事業名称	食品安全情報提供・消費者	6 各 発	Š		
事業目的・内容	毒予防等のくらしの衛生や 情報を提供する。	食品	の身	近た	「るための広報活動として,食中は問題など食品に係る適切な衛生」 に思想の普及・啓発を一層強力に
合併に向けた課題	の事業を実施するための体	制を	整備	する	で実施することになり,各町分 必要がある。 提供媒体,頻度等)が異なるこ
調整の考え方	新市に引き継ぐ。				、ている業務であり , 現行のまま ■都宮市の手法をそのまま新市に

中 分 類	生活衛生	小 分	類	食品衛生	
事 業 名 称	食品安全確保対策				
事業目的・内容	生産から消費の各段階における行政機関及び関係団体の連携を強化 し,食品の安全確保対策を推進するための組織を設置する。				

	また,食品の生産から消費に至る幅広い視点に立った一貫した食品の
	安全確保対策を ,体系的施策として推進するための基本方針を策定する。
合併に向けた課題	県が実施していた各町分の業務を新市で実施することになり,各町分
日併に円けた味趣	の対策を推進するための体制を整備する必要がある。
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま
神霊のちん力	新市に引き継ぐ。

中 分 類	生活衛生 小 分 類 食品衛生
事業名称	食品衛生許認可・監視指導
	飲食店等の施設の衛生を確保するため,関係法令に基づき営業施設の
 事業目的・内容	許認可を行うとともに,これら施設の監視,指導を実施する。
● 争未口的 * 的合 ■	また,食品営業施設のうち大規模又は広域流通食品製造施設などの食
	品衛生上危害度の高い施設に対する専門的な監視指導等を行う。
	県が実施していた各町分の業務を新市で実施することになり,各町分
	の許認可や監視指導を実施するための体制を整備する必要がある。
合併に向けた課題	また,県とは監視指導体制が異なっており,対象地域がかなり広域と
	なることから,業務を効率的に推進する方策についても検討が必要であ
	る。
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま
	新市に引き継ぐ。

中 分 類	生活衛生	小 分	類	食品衛生
事業名称	食品収去検査			
	不良食品等の流通を防止	上し食品	事故的	方止を図るため,食品等の規格基
事業目的・内容	準検査や腸管出血性大腸菌	ā等調査	など,	収去検査により科学的なチェッ
	クを行い,基準遵守状況の	0確認及7	び指導	むまま かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう
	県が実施していた各町分	かの業務を	を新す	で実施することになり,各町分
	の事業を実施するための体	℄制を整体	前する	がある。
合併に向けた課題	なお,県とは検査機関の	の体制が	異なり),検査項目や検体数に開きがあ
	ることから,衛生環境試験	負所の整(着計 画	回と併せ検査体制の充実強化を図
	る必要がある。			
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	郷宮市が	実施し	している業務であり , 現行のまま
	新市に引き継ぐ。			

中 分 類	生活衛生 小 分 類 食品衛生
事業名称	食品関係団体の育成指導
事業目的・内容	食品営業施設の自主管理の徹底など衛生水準の向上を図るため,食品
■ 事業日別・内台 ■	関係団体を育成するとともに,自主的活動を活性化させる。
	県が実施していた各町分の業務を新市で実施することになり,各町分
合併に向けた課題	の事業を委託するための財政措置が必要となる。(なお , 食品衛生協会に
	対し,市町合併に対応した体制の整備等について指導助言が必要。)
	法令に基づく業務を宇都宮市分を含め県から一括で(社)栃木県食品
調整の考え方	衛生協会に委託している。協会に対して市町合併に対応した体制の整備
	について指導助言を行いながら,新市に引き継ぐ。

中 分 類	生活衛生	小 分 類 食品衛生	
事 業 名 称	自主管理推進		
	営業者の自主管理を推進	生するため,食品営業施設の業種や規模毎に,	
事業目的・内容	HACCP(危害分析重要管理点)方式などの新しい衛生管理手法の普		
	及啓発を図る。		
合併に向けた課題	県が実施していた各町分	分の業務を新市で実施することになり,各町分	
一口併に凹けた味趣	の事業を実施するための体	本制を整備する必要がある。	
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	都宮市が実施している業務であり , 現行のまま	
	新市に引き継ぐ。		

中 分 類	生活衛生	小 分	類	食品衛生
事業名称	調理師製菓衛生師免許事務			
事業目的・内容	調理師・製菓衛生師免許に関する各種届出の受理等の事務を行う。			
今供に向けた 無時	県が実施していた各町分	の業務を	新市	で実施することになり,各町分
合併に向けた課題	の事業を実施するための体	制を整備	する	必要がある。
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	『宮市が実	施し	している業務であり , 現行のまま
	新市に引き継ぐ。			

中 分 類	保健予防 小 分 類 保健予防	
事業名称	国民健康・栄養調査	
	国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として,国民	₹ の
事業目的・内容	身体状況,栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするために実施	色す
	వ .	
	現在でも宇都宮市は毎年1~2地区,国から実施地区について指定	ĔŻ
	れている。	
合併に向けた課題	エリアが拡大することにより,該当となる調査区が多くなり,指定	ĔŻ
	れる確率が高くなるため,毎年実施するにあたっての人材の確保が必	沙要
	になる。	
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のま	まま
	新市に引き継ぐ。	

中 分 類	保健予防	小 分 類 保健予防		
事業名称	住民健康・栄養調査			
	住民の栄養摂取状況・生	生活習慣の状況を把握し , 健康づくり施策の基		
事業目的・内容	礎資料とするため,5年に	こ1度実施する。国民健康・栄養調査と合わせ ,		
	身体状況調査,栄養摂取場	犬況調査,生活習慣調査を実施する。		
今併に向けた 細節	中核市業務として宇都宮	宮市のみが実施しており , 各町では県が実施し		
合併に向けた課題	ているが,実施方法に差か	がないため,特に調整の必要はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	都宮市が実施している業務であり , 現行のまま		
	新市に引き継ぐ。			

中 分 類	保健予防	小 分 類	[保健予	防
事 業 名 称	給食施設指導			
事类口的 内容	特定多数人に継続的に食	事を供給す	る施設に	対して,給食施設の状況
事業目的・内容 	の把握や集団指導・巡回指	i 導を通じて	栄養管理:	指導を実施する。
	エリアが拡大することに	こより,宇都	宮市の管	轄する施設数が増加する
合併に向けた課題	ことで、巡回指導方法や第	美団指導(研	修会)の	テーマ・回数の検討が必
	要である。			
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	『宮市が実施	している	業務であり,現行のまま
	新市に引き継ぐ。			

中分類	保健予防	小 分 類	保健予防
事業名称	栄養指導		
	栄養指導事業を実施する	ことにより ,	住民の健康の保持・増進を図る。
 事業目的・内容	窓口・電話等での栄養権	目談・栄養指導	算,媒体物配布等による健康・栄
事業日別・19分 	養に関する普及啓発を実施	でする。保健剤	fの栄養指導は都道府県 (保健所
	を設置する市)としての「	専門的な栄養	髭指導」である。
合併に向けた課題	中核市業務として宇都宮	官市のみが実施	もしており,各町では県が実施し
日かに内げた味趣	ているが,実施方法に差か	がないため , 特	まに調整の必要はない。
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	『宮市が実施し	している業務であり , 現行のまま
	新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	保健予防
事 業 名 称	栄養士免許事務		
	栄養士・管理栄養士の免	的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的	F証書換え申請 , 免許証再交付申
事業目的・内容	請の受付及び免許証の交付	亅,管理栄養Ⅎ	国家試験受験のための免許照合
	についての事務を行う。		
今供に向けた部 時	エリアが拡大することに	より,申請者	舌の増加が考えられるが , 現在で
合併に向けた課題	も県健康福祉センターと同	様の実施方法	であるため大きな問題はない。
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	『宮市が実施し	している業務であり , 現行のまま
	新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防 小 分 類 保健予防		
事 業 名 称	食品の栄養成分表示に係る事務・相談		
	栄養表示食品の収去及び製造・提供に係る企業に対する適正表示の指		
事業目的・内容	導を行うとともに , 食品の製造・提供に係る企業からの食品の栄養表示・		
	特別用途食品,栄養機能食品に関する相談に対応する。		
今併に向けた 無時	管轄エリアが拡大することにより,相談件数の増加が考えられるが,		
┃ 合併に向けた課題 ┃	業務遂行にあたっては大きな問題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま		
	新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防 小 分 類 保健予防		
事業名称	保健福祉サービス調整推進会議		
	多様化 ,高度化する地域住民のニーズに的確に対処できるよう ,保健・		
 事業目的・内容	医療・福祉サービスを,総合的・一体的に提供する体制を構築すること		
■ 事業日別・内台 ■	を目的とし,母子保健,精神保健,難病等さまざまな分野の処遇困難事		
	例や課題について関係機関との連絡調整,支援方策を行う。		
の供に向けた課題 処遇困難事例の増加に伴う会議開催回数の増加が見込まれるため,			
│ 合併に向けた課題 │	制を整備する必要がある。		
卸数の老さた	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま		
調整の考え方	新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防 小 分 類 保健予防		
事業名称	宇都宮市保健所管内保健師等研修会		
	保健師等関係職員が、時代に即応した知識や技術等を習得し資質の向		
事業目的・内容	上を図るとともに,相互の連携を強化するため,宇都宮市保健所管内に		
	働く保健師等を対象に研修会を開催する。		
今份に向けた細筋	保健師等専門職の増加に伴う資質の向上と情報の共有化を図るため		
│ 合併に向けた課題 │	に,研修会の実施方法等の検討が必要である。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま		
	新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分	類	保健予防
事業名称	原爆被爆者援護事務			
	「原子爆弾被爆者に対す	する援護に	関す	る法律」に基づき,栃木県から
	の委託を受け,原子爆弾被	皮爆者に対	し,	健康の保持増進を図るため健康
事業目的・内容	診断を実施するとともに、	各種手当	支給	に関する受付・進達事務を行う。
	また,被爆者に該当すると	と認められ	た書	背及び転入者に対する登録管理を
	実施する。			
合併に向けた課題	栃木県からの委託業務と	として宇都	官市	のみが行っているが , 特に調整
一口肝に凹けた味起	の必要はない。			
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	『宮市が実	施し	ている業務であり , 現行のまま
	新市に引き継ぐ。			

中 分 類	保健予防	小 分 類	感染症			
事 業 名 称	結核診査協議会	結核診査協議会				
車 类 日 的 。 由 宓	結核予防法に基づき、お	命令入所及び行	详業禁止の要否ならびに公費負担			
事来日的"的合 	事業目的・内容 に係る医療の適否を診査する。					
	中核市として宇都宮市の	Dみが実施し ⁻	ており,各町は県が実施している			
┃ ┃ 合併に向けた課題	が,実施方法に差がないた	こめ特に調整(の必要はない。ただし,合併時に			
┃ □ 所に回じた課題 ┃ 宇都宮市以外に在住していた結核患者の公費負担を宇都宮市で承討						
	ための診査会を開催する必要がある。					
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	都宮市が実施	している業務であり,現行のまま			
神雀のちん 力	新市に引き継ぐ。		新市に引き継ぐ。			

中 分 類	保健予防 小 分 類 感染症	
事業名称	結核患者の登録・管理	
事業目的・内容	結核予防法に基づき、訪問等により結核患者及びその家族等に対す	ける
サ来日の・10分 	受療勧奨その他の指導及び感染防止を図る。	
合併に向けた課題	中核市業務のため,宇都宮市以外は県が業務を行っているが,業務	务内
日かに凹りた味趣	容に差がないため大きな課題はない。	
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のま	きま
	新市に引き継ぐ。	

中 分 類	保健予防	小 分 類	感染症	
事業名称	結核医療給付			
事業目的・内容	結核患者が経済的理由が	いら十分な治	療が受けられないことがないよう	
尹未口的「竹台	に,医療費の一部(ある)	1は全額)を	公費負担する。	
合併に向けた課題	法令に基づき県及び宇都	『宮市が実施	している業務であり,実施方法等	
ロガに凹げた味趣	□ 併に回げた味趣			
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	『宮市が実施	している業務であり,現行のまま	
	新市に引き継ぐ。			

中 分 類	保健予防	小 分 類	感染症	
事 業 名 称	結核予防費補助			
事業目的・内容	私立学校等の実施する記	E期健康診断	に係る事業費の一部を補助するこ	
事業日的・内台 	とにより,結核予防事業の安定化を図る。			
合併に向けた課題	法令に基づき県及び宇都	『宮市が実施	している業務であるが,内容に差	
一分に凹げた味趣	「併に向けた課題 がないため , 特に調整の必要はない。			
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま			
神霊のちん刀	新市に引き継ぐ。			

中 分 類	保健予防	小 分	類	感染症
事業名称	結核定期外健康診断			
	結核患者の発生に伴い,	, 感染又	は発症	の有無を早期発見するため家族 である。
	及び接触者に対し,定期の	D健康診	断以夕	トに健康診断(胸部レントゲン撮
┃ ■ 事業目的・内容	影,ツベルクリン反応検査	5等)を	実施す	「る。結核患者へも病状の把握等
事来口的"约台 	で必要な場合には、健康診	診断を実	施する	00
	また,保健所で実施でき	きない場	合は,	委託医療機関(4病院)へ実施
	依頼を行う。			
合併に向けた課題	中核市業務のため,宇都	『宮市以	外は県	具が業務を行っているが,業務内
ロガに凹げた味趣	容に差がないため大きな説	課題はな	١١°	
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	『宮市が	実施し	している業務であり , 現行のまま
- 同選の与え力	新市に引き継ぐ。			

中 分 類	保健予防	小 分 類	感染症
事業名称	エイズ・性感染症対策事業	美(啓発普及事	事業)
	エイズ・性感染症のまん	υ延防止とエイ	イズに対する誤解や偏見のない社
	会づくりを構築するため、	, エイズ・性原	感染症に関する正しい知識の普及
	啓発を行う。		
┃ ■ 事業目的・内容	学校,職場等で行うエイ	イズ教育へのっ	支援(講師派遣,参考図書・教育
学来口的 的	パネル等の貸し出し等)だ	b広報活動の変	で実(タウン情報誌,市広報誌へ
	の掲載 , パネル展示 , パン	'フレット等啓	発資料の作成と配布等), 世界エ
	イズデー関連事業の実施((キャンペー)	ノの実施,エイズパネル等の展示
	など) などを行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町が実施	もしている事業	業であるが,目的・内容は合併に
日所に同じた味度	より影響を受けるものでは	はないことから	ら,特に調整する必要はない。
調整の考え方	宇都宮市は市が、各町は	こおいては果た	が実施している事業であり,特に
	河内町においては普及啓発	能に関する健康	東教育を実施しているが,サービ
	ス内容に差がないため,現	見行のまま新す	っに引き継ぐ。

中分類	保健予防	小 分 類	感染症
事業名称	エイズ・性感染症対策事業	(人材育成領	•)
	エイズ・性感染症のまん	延防止とエイ	イズに対する誤解や偏見のない社
	会づくりを構築するため,	関係機関との	Dネットワークを強化やエイズ教
	育担当者の人材育成や情報	の提供・交換	ぬなどを行う。
事業目的・内容	エイズ対策推進のための	マンパワー	養成事業(エイズ対策担当者等の
	研修会の開催など)やネッ	,トワーク推議	生事業(学校,各関係機関等との
	連携が図れるよう , ネット	ワークの基盤	きづくりなど),エイズ予防推進の
	ための調査・研究事業(最	最新情報の収集	€・分析など)などを行う。
今份に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	こいる事業でも	あるが,目的・内容は合併により
合併に向けた課題	影響を受けるものではない	1ことから,特	寺に調整する必要はない。
	法令に基づき県及び宇都	『宮市が実施し	している業務であり,現行のまま
調整の考え方	新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小分	分類	感染症		
事業名称	HIV・性感染症検査・棉	HIV・性感染症検査・相談事業				
	エイズを含む性感染症に	こついて	7,検査	・相談機会の一層の充実を図り、		
	感染の早期発見・早期治療	景及びニ	二次感染	♥の防止を推進し,エイズ及び性		
	感染症の蔓延防止を図ることを目的とする。					
事業目的・内容	保健所においては平日週	圆1日	保健t	マンターにおいては日曜日に月 1		
	回(平成 10 年度からは県と	:共催)	HIV,	'検査・相談事業を実施している。		
	また,平成12年8月から	ら性感染	杂症検査	査(クラミジア・梅毒)・相談も実		
	施している。					
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	こいる事	事業で あ	るが,目的・内容は合併により		
日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	影響を受けるものではないことから,特に調整する必要はない。					
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	『宮市だ	が実施し	している業務であり , 現行のまま		
神霊のちん力	新市に引き継ぐ。					

中 分 類	保健予防	小 分	類	感染症
事業名称	ウイルス性肝炎検査・相談	事業		
事業目的・内容	ルス等の感染の状況を認識 相談や保健指導を実施し, とにより,肝炎による健康	ばする機会 感染に対 被害を最 11回,(会を摂 対す <i>る</i> 長小限	1知識を持ち,住民自ら肝炎ウイ 提供するとともに,必要に応じた 3不安の軽減や医療につなげるこ 限にとどめる。 T炎抗体検査及びB型肝炎抗原・
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	いる事業		5るが,目的・内容は合併により
影響を受けるものではないことから、特に調整する必要はない。				
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都 新市に引き継ぐ。	『宮市がぽ	€施し	っている業務であり,現行のまま

中分類	保健予防 小 分 類 感染症			
事業名称	感染症発生動向調査			
	感染症の発生及びまん延を防止するため,感染症の予防及び感染症の			
事業目的・内容	患者に対する医療に関する法律に基づき , 1 ~ 4 類感染症を週単位で情			
	報収集 , 分析 , 提供及び公開し , 感染症の予防及びまん延の防止を図る。			
	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,実施方法に			
┃ ┃ 合併に向けた課題	差がないため,特に調整の必要はない。なお,定点の選定を宇都宮市医			
日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	師会に依頼してきたが,上三川町が宇都宮医師会に属していないため,			
選定方法の見直しが必要となる。				
細数のおうさ	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま			
調整の考え方 	新市に引き継ぐ。			

中 分 類	保健予防 /	〉 分	類	感染症	
事業名称	感染症発生・まん延予防対策	:			
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づ				
	健康診断の勧告 , 汚染箇所の	消毒	, 二次	マ感染の防止等を図り , 感染症の	
┃ ■業目的・内容	発生及びまん延を防止する。				
● 事業日別・19分 ■	また,給食施設に対し,定	期的	こ衛生	=指導を実施することにより,感	
	染症及び食中毒の発生を未然	に防」	上し,	施設長及び給食従事者に対し衛	
	生思想の普及を図るために集	団給負	き施設	と衛生指導を実施する。	
合併に向けた課題	対象数が増加するため,迂	速な対	寸応の	ための体制作りが必要である。	
知敬のおうさ	法令に基づき県及び宇都宮	市が国	尾施し	っている業務であり , 現行のまま	
調整の考え方	新市に引き継ぐ。				

中 分 類	保健予防 小 分 類 感染症
事業名称	感染症診査協議会
	1・2類の感染症患者が発生し,勧告(措置)入院した場合,感染症
事業目的・内容	の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき,入院の可
	否について診査する。

合併に向けた課題	県と宇都宮市が実施する事務であるが,事業開始以降未開催であり,
	また,各町においても該当する事例が近年発生していないことから,現
	状の体制で対応可能であり,特に調整する必要はない。
調整のおうナ	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま
調整の考え方	新市に引き継ぐ。

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健		
事業名称	精神障害者居宅生活支援事業(ホームヘルプサービス)				
地域における精神障害者の日常生活を支援することにより、料					
事業目的・内容	者の自立と社会参加を促進	する観点から	実施する。		
合併に向はも 調照 各市町において,国の制度に基づき実施しているため制度内容					
│ 合併に向けた課題 ┃	^{)/に味趣} はないが , 直営による実施か委託かの違いがある。				
調整の考え方	国の制度に基づき実施し	ている事業で	であるため、現行のまま新市に引		
神霊のちん力 	き継ぐ。				

中 分 類	保健予防	小	分	類	精神保健
事 業 名 称	精神障害者保健福祉手帳交付事務				
精神障害者が自立して質の高い生活を送ることができる。				送ることができるように , 他の	
事業目的・内容	障害者と同様の手帳を設け	ᅡ,社:	会復	帰及	び自立 ,社会参加の促進を図る。
合併に向けた課題	手帳交付は県の事務であ	51),	市町	「にま	いては進達事務を行っている。
ロ併に凹げた味趣	全ての市町で実施している	内容	に違	いか	「ないため ,特に調整事項はない。
細数のおうさ	各市町において県への進	達方	法等	が同	じであるため , 現行のまま新市
調整の考え方	に引き継ぐ。				

中分類	保健予防	小 分	類	精神保健
事業名称	精神障害者通院医療費公費負担制度			
	精神障害者が通院によって精神疾患の医療を受けた場合に,その原			
事業目的・内容	に要する費用を公費負担す	「る制度で	ī, ī	この適用を受けると医療保険の種
	類にかかわらず自己負担か	バー律 5 %	とな	こ る。
県の事務であり,市町においては進達事務を行っている。全てのF				
│ 合併に向けた課題 │	で実施している内容に違い	1がないた	. め ,	特に調整事項はない。
調整の考え方	各市町において県への進	達方法等	が同	同じであるため , 現行のまま新市
神罡のちん刀	に引き継ぐ。			

中 分 類	保健予防	小 分 類 精神保健		
事業名称	精神障害者小規模通所授産施設補助事業			
事業目的・内容	な精神障害者に対して,必要な訓練を行い,職			
■ 尹耒日別・内台 ■	業を与え,自活することが	が目的の法定施設に対して ,運営費を補助する。		
合併に向けた課題	施設が設置されているの	のは宇都宮市だけであり ,特に調整事項はない。		
調整の考え方	国の制度に基づき各市町	町が実施することになる事業であるため , 現行		
	のまま新市に引き継ぐ。			

中 分 類	保健予防	小 分	類	精神保健	
事業名称	精神障害者の入院に係る首長同意				
	精神障害者については、その後見人又は保佐人、配偶者、親権を行う				
	者及び扶養義務者が保護者	となるた	Ň, Z	れらの保護者がいないとき又は	
事業目的・内容	これらの保護者がその義務	を行うこ	とか	「できないときはその精神障害者	
	の居住地を管轄する市町村	長,居住	È地カ	がないか又は明らかでないときは	
	その精神障害者の現在地を	管轄する	市町	「村長が保護者となる。	
合併に向けた課題	各市町で実施しており , 「	内容に違	いか	ないため ,特に調整事項はない。	
知赦のおうさ	法令に基づく事業であり	,新市に	こおし	\て必要なものであるため , 現行	
調整の考え方	のまま新市に引き継ぐ。				

中 分 類	保健予防	小	分	類	精神保健
事業名称	精神保健福祉相談				
	住民の心の健康に関する	不安	や心	分等	に対し,精神科医師や精神保健
┃ ■業目的・内容	福祉士が相談に応じること	によ	, נו	本人	、や家族の不安の軽減を図る。ま
尹未口以"以谷 	た,必要に応じ適正な医療	に結	びつ	ける	0.
	精神科医師及び精神保健	福祉	:士が	相談	に応じている。
	宇都宮市のみが実施して	おり	,田	「の _区	区域においては県が実施している
	事業であるが ,対象者の拡	大に	より	,相	談希望者数の増加が考えられる。
合併に向けた課題	現行とおりの実施では需要	に対	応し	きれ	1ず,市民サービスの不公平さを
	招く恐れがある。そのため	,実	施口	数σ)増加や専門医師の確保等の検討
	が必要である。				
卸数のおうた	法令に基づき県及び宇都	宮市	が実	施し	している業務であり , 現行のまま
調整の考え方	新市に引き継ぐ。				

中 分 類	保健予防 小 分 類 精神保健
事業名称	薬物関連相談事業
事業目的・内容	薬物中毒(薬物中毒精神病・薬物依存症)に関する相談を行う。
	宇都宮市のみが実施しており,町の区域においては県が実施している
┃ ┃ 合併に向けた課題	事業であるが,対象者の拡大により,相談者数の増加が考えられ,対応
日かに内げた味趣	しきれず,市民サービスの不公平さやサービスの質の低下を招く恐れが
	ある。そのため体制を整備する必要がある。
細数の老さた	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま
調整の考え方	新市に引き継ぐ。

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健		
事 業 名 称	事例検討会				
事業目的・内容	処遇困難なケースに対し	ノ, より良い扱	援助を実施するための援助計画に		
● ^{事実日的・内谷} □ ついて各関係者(医療機関・福祉機関等)により検討する。					
合併に向けた課題	- スが増加し,検討会開催回数の				
ロ肝に凹げた味趣	^{可けた課題}				
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま				
神罡のちん刀	新市に引き継ぐ。				

中 分 類	保健予防	小 分	類	精神保健
事 業 名 称	宇河地区アルコール関連問題	夏研究?	<u>></u>	
岡本台病院アルコールセンターが所在する宇都宮・河内地区を中				Eする宇都宮・河内地区を中心に ,
事業目的・内容	アルコール関連問題に対応	できる	ネット	- ワーク・システムのモデルを構
	築することを目的とした協議会に参加する。			
事務局は栃木県立岡本台病院にあり,各市町は参加者の立				, 各市町は参加者の立場にあるこ
合併に向けた課題	とから,合併に際しての課題	夏は特に	こなし	l _o
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	宮市が図	実施し	している業務であり , 現行のまま
神霊の与え力	新市に引き継ぐ。			

中 分 類	保健予防	小	分	類	精神保健
事業名称	精神保健福祉受理会議				
	援助依頼者と受理面接した内容の共有化を保健師間で図るとともに				
事業目的・内容 精神科医師による治療的立場からの意見も加えた面接技術					見も加えた面接技術や援助方針の
	検討・修正を行い,保健師の面接技能の向上を図る。				
対象者の拡大により,受理件数の増加が考えられるが,特に大					口が考えられるが,特に大きな課
│ 合併に向けた課題 │	題はない。				
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	宮市	が実	施し	している業務であり , 現行のまま
神登の考え力	新市に引き継ぐ。				

中 分 類	保健予防 小 分 類 精神保健				
事業名称	精神障害者社会復帰施設連絡会議				
	精神障害者に対する支援が円滑に行えるように情報交換等を通して社				
事業目的・内容	会復帰体制の充実を図るために,社会復帰施設職員を対象に連絡会を開				
	催する。				
	エリアが拡大することにより小規模共同作業所・病院デイケア等,関				
合併に向けた課題	係機関が増加し,連絡・調整が図りにくくなる恐れがあるが,現行とお				
	りの実施で特に大きな課題はない。				
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま				
神霊のちん力	新市に引き継ぐ。				

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健			
事業名称	精神保健福祉全体会議					
	精神保健に関係する県	精神保健に関係する県,警察,病院,共同作業所やその他関係する機				
事業目的・内容	関が一堂に会し,意見交換等を行い,より緊密な連携を図ることを目的 に会議を開催する。					
	エリアが拡大することにより小規模共同作業所・病院デイケア等, 合併に向けた課題 係機関の増加により,連絡・調整が図りにくくなる恐れがあるが,現					
合併に向けた課題						
	とおりの実施で特に大きな	は課題はない。				
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	『宮市が実施し	ている業務であり , 現行のまま			
調整の考え力	新市に引き継ぐ。					

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健		
事 業 名 称	アルコール家族教室				
事業目的・内容	家族がアルコール依存症	iを正しく理角	¥し,どのように対応するかを学		
新来日の・10分 	習する。				
	宇都宮市のみが実施して	こいる業務であ	るが、アルコール依存症者の対		
合併に向けた課題	が拡大されることにより , 参加者				
	数の増加が考えられるが,	現行とおりの)実施で大きな課題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	『宮市が実施し	している業務であり , 現行のまま		
神罡のちん刀	新市に引き継ぐ。				

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健		
事 業 名 称	こころの健康を考える会				
事業目的・内容	アルコール問題で悩んで	ごいる家族同	士の話し合いの場を設け,話し合		
事来口的"约台 	いなどを通して家族間の不	安の解消や	心の健康の回復を図る。		
	宇都宮市のみが実施して	いる業務で	あるが,アルコール依存症者の対		
	応において必要な事業であ	5り,エリア	が拡大されることにより参加者数		
合併に向けた課題	の増加が考えられる。				
	事業内容は,宇都宮市と	:各町の範囲	を所管する県に共通するものであ		
	るが,実施会場や手法等の	検討が必要	である。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	宮市が実施	している業務であり,現行のまま		
調整の考え力	新市に引き継ぐ。				

中 分 類	保健予防 小 分 類 精神保健				
事業名称	精神保健家族教室				
	統合失調症を正しく理解し,患者とどう付き合い家族として何がで				
事業目的・内容	るかを学ぶため,医師・精神保健福祉士・臨床心理士・保健	師を講師と			
	する学習会を開催する。				
合併に向けた課題 エリアが拡大されることにより参加者数の増加が考えられるが, 3 通りの実施で特に大きな課題はない。					
					調整の考え方
神罡のちん刀	新市に引き継ぐ。				

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健		
事業名称	精神保健福祉法27条関連業務・併任業務				
	精神保健福祉法の実施主体は栃木県となるが,宇都宮市においては独				
	自に保健所を有している為	為,栃木県知事	事より併任辞令を受け,県職員の		
	身分で実施しており、警察官・検察官等の通報により、通報対象者 事業目的・内容 傷他害の恐れの有無を調査し、精神保健指定医による鑑定業務を実				
事業目的・内容					
	వ .				
	通報対象者及びその保証	養者に対しては	は, すべて栃木県知事名で行政処		
	分を下す。				

	宇都宮市は県の併任業務として行っており,各町においては,各地域
合併に向けた課題	の健康福祉センターが実施している業務であるが,業務内容に差がない
	ため,特に調整の必要はない。
	法令に基づく都道府県業務であるが,県の併任業務(県の業務)とし
調整の考え方	て行っているものであり,新市において円滑な実施が可能となるよう合
	併時までに調整を行う。

中 分 類	保健予防	小 分	類	精神保健	
事業名称	精神病院の実地指導				
	精神保健福祉法に基づき ,精神病院内で「適正な精神医療の確保」・「				
	院制度等の適正な運用」がなされているかを,指導監督する。				
事業目的・内容	栃木県が精神保健福祉活	よの実施主	体と	こなるが,宇都宮市においては独	
	自に保健所を有しているため,栃木県知事より併任辞令を受け,県職員				
	の身分で,県庁本課職員と共に実施する。				
	宇都宮市は県の併任業務	务として行	うって	おり,各町においては,各地域	
合併に向けた課題	の健康福祉センターが実施	色している	業務	⁸ であるが,業務内容に差がない	
	ため、特に調整の必要はない。				
	法令に基づく都道府県勢	養務である	らが ,	県の併任業務(県の業務)とし	
調整の考え方	て行っているものであり,新市において円滑な実施が可能となるよう合				
	併時までに調整を行う。				

中 分 類	保健予防	小 分	類	精神保健	
事業名称	精神障害者社会適応訓練事	業			
	栃木県が精神保健福祉活	まに基づき	• ,)	ぼ施主体と定められている福祉事	
┃ ┃ 事業目的・内容	業で,宇都宮市は栃木県。	にり依頼を	受け	窓口となっている。	
尹未口以"2016 	精神障害者を一定期間事	事業所に通	断さ	5 せ,社会訓練を行い,精神障害	
	者の社会復帰を図る。				
	宇都宮市は県の併任業務	务として行	うって	おり,各町においては,各地域	
合併に向けた課題	の健康福祉センターが実施している業務であるが,業務内容に差がない				
	ため,特に調整の必要はな	۱۱.			
	法令に基づく都道府県業	養務である	らが ,	県の併任業務(県の業務)とし	
調整の考え方	て行っているものであり	,新市にま	3117	円滑な実施が可能となるよう合	
	併時までに調整を行う。				

中 分 類	保健予防	小 分	類	精神保健		
事 業 名 称	措置入院患者等に対する実地審査					
	精神保健福祉法に基づき ,精神病院内で「適正な精神医療の確保」・「入					
	院制度等の適正な運用」が,措置入院患者等になされているかを,指導					
┃ ■ 事業目的・内容	監督する。					
サ末日の・10分 	栃木県が精神保健福祉法の実施主体となるが,宇都宮市においては独					
	自に保健所を有しているため,栃木県知事より併任辞令を受け,県職員					
	の身分で,県庁本課職員と共に実施する。					

	宇都宮市は県の併任業務として行っており,各町においては,各地域
合併に向けた課題	の健康福祉センターが実施している業務であるが,業務内容に差がない
	ため,特に調整の必要はない。
	法令に基づく都道府県業務であるが,県の併任業務(県の業務)とし
調整の考え方	て行っているものであり,新市において円滑な実施が可能となるよう合
	併時までに調整を行う。

中 分 類	保健予防 小 分 類 精神保健
事 業 名 称	訪問相談・指導
	訪問指導:精神障害者等に対し,対象者の日常の場(家庭等)に訪問し,
	疾病回復の援助,社会復帰への支援,療養上の保健指導,健
 事業目的・内容	康の保持増進等について指導する。
尹未口以"以谷 	電話相談:電話での個別相談,指導等を行う。
	面接相談;個人,家族に対し随時,又は予約により面接を行い,対象者
	の抱えている健康問題の相談を行う。
	各市町が実施している業務であるが,相談・指導の内容により,専門
合併に向けた課題	的な支援が必要なケースの場合,宇都宮市は市が,各町においては県が
	実施しているが,実施内容に差がないため,特に調整の必要はない。
	各市町が実施している業務であるが,相談・指導の内容により,専門
調整の考え方	的な支援が必要なケースの場合,宇都宮市は市が,各町においては県が
	実施しているが ,実施内容に差がないため ,現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	保健予防	小 分	類	難病
事 業 名 称	難病患者等居宅生活支援事業			
	地域における難病患者等の日常生活を支援することにより,難			を支援することにより,難病患者
事業目的・内容	等の自立と社会参加を促進	達する観 点	ほから	らホームヘルプサービス,短期入
	所事業,日常生活用具給付	すを実施す	ける。	
合併に向けた課題	国の制度に基づき実施し	ている	業で	であるため、事業内容に差異はな
一百併に内けた味選	いため調整すべき事項は特にない。			
知数のおうさ	国の制度に基づき実施し	ている	業で	であるため,現行のまま新市に引
調整の考え方	き継ぐ。			

中 分 類	保健予防	小 分 類 難病			
事業名称	一般特定疾患治療研究事業				
事業目的・内容	診断技術が一応確立し,か 少ないため,公的負担の方 等に困難をきたすおそれの	意方法が確立していない,いわゆる難病のうち, かつ,難治度,重症度が高く,患者数が比較的 方法をとらないと原因の究明,治療方法の開発 のある疾患を特定して治療研究事業を推進し, 確立,普及を図るとともに患者の医療費の軽減			
合併に向けた課題		こおいては,県の健康福祉センターが実施して ないため,特に調整の必要はない。			

卸数のおうた	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま
調整の考え方 	新市に引き継ぐ。

中分類	保健予防 小 分 類 難病		
事業名称	地域在宅療養支援事業		
	難病患者に対し,在宅療養上の適切な支援を行うことにより,安定し		
 事業目的・内容	た療養生活の確保と難病患者及びその家族の QOL の向上に質すること		
尹未口以"以谷 	を目的とし,在宅療養支援計画・策定評価事業,医療相談事業,訪問指		
	導事業,訪問相談事業を実施する。		
字都宮市は市が,各町においては,県の健康福祉センターが実施 いるが,業務内容に差がないため,特に調整の必要はない。			
			調整の考え方
神罡のちん刀	新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防 小 分 類 予防接種
事業名称	予防接種健康被害救済事業
	予防接種による健康被害の救済として,予防接種を受けたことによる
	疾病について医療を受ける者に対して,医療費及び医療手当の給付を行
事業目的・内容	う。また,予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態
	にある18歳未満の者を養育する者に対して,障害児養育年金の給付等
	を行う。
合併に向けた課題	法令に基づく事業であり、各市町において、給付水準や手法等に差が
一分に凹りた味趣	ないことから,特に調整の必要はない。
調整の考え方	予防接種法に基づく予防接種による健康被害の救済として実施してお
調登の考え力	り,現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	食肉衛生	小 分	類	食肉の安全確保
事業名称	と畜場及び食鳥処理場許認可			
事業目的・内容	申請に基づき,と畜場及び食鳥処理場の許認可を行う。			
合併に向けた課題	現在県から許認可を受け	けている事	業所	「に関して , どのように市の許認
ロけに凹げた味趣	可に移行するかを検討する	必要があ	る。	
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	『宮市が実	施し	ている業務であり , 現行のまま
調整の考え力	新市に引き継ぐ。			

中 分 類	食肉衛生	小分類(食肉の安全確保		
事業名称	と畜検査			
事業目的・内容	申請に基づき,所管する	ると畜場においてと畜検査を行う。		
合併に向けた課題	所管すると畜場が増加す	することから,検査員や補助員の増員,検査員		
一口竹に凹げた味趣	等派遣手段としての公用車等の配置,検査員の委嘱等が必要となる。			
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都	都宮市が実施している業務であり , 現行のまま		
神霊のちん力	新市に引き継ぐ。			

中 分 類	食肉衛生	小 分	類	食肉の安全確保
事業名称	と畜場及び食鳥処理場衛生監視指導			
	安全で衛生的な食肉を供	合するだ	こめに	, 所管すると畜場・食鳥処理場
事業目的・内容	に対し,施設基準に合致し	ているた) ,	基準にあった処理をしているか ,
	生産される食肉は衛生的かを監視・指導する。			
合併に向けた課題	所管する事業所増に伴い	, 効果的	りかっ	D効率的な監視指導方法を策定す
一口肝に凹けた味趣	る必要がある。			
田敷のおうた	法令に基づき県及び宇都	宮市が国	€施し	している業務であり , 現行のまま
調整の考え方	新市に引き継ぐ。			

中 分 類	食肉衛生 小 分 類 検査統計
事 業 名 称	と畜検査及び食鳥検査統計事務
事業目的・内容	と畜及び食鳥の疾病の状態や内臓・枝肉の検査結果を把握することに
争未口的的分	より,食品の安全の確保に資する。
合併に向けた課題	所管すると畜場及び食鳥処理場が増加することから , 増加した事業所
一口肝に凹けた味起	分のと畜検査及び食鳥検査結果に関する統計事務が必要となる。
田敷の老さた	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり,現行のまま
調整の考え方	新市に引き継ぐ。

中 分 類	衛生環境試験	小 分 類	衛生環境試験	
事業名称	臨床検査			
	住民が健康な生活を送り) ,いつでも安	心して暮らすことができるよう。	
事業目的・内容	感染症の予防及び感染症の	の患者に対する	る医療に関する法律に基づく検査	
	業務や食品衛生法に基づく	〈検査業務(食	食中毒検査)を行う。	
宇都宮市の臨床検査業務は			Jの業務は県が行っているが,業	
ロ肝に内けた味趣	務内容に差がないことから,調整の必要性はない。			
調整の考え方	各市町の範囲において同	司様の業務が行	fわれていることから , 現行のま	
神霊のちん刀	ま新市に引き継ぐ。			

中 分 類	衛生環境試験	小 分 類	衛生環境試験
事 業 名 称	食品衛生検査		
	住民が安全で衛生的な暮	事らしが送れる	るように,食品衛生法に基づく検
事業目的・内容	査業務(収去,食中毒,汚染物質等)や家庭用品規制法に基づく検査業		
	務を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市の食品衛生検査	ဋ業務は市が ,	各町の業務は県が行っているが,
ログに円りた味趣	業務内容に差がないことが	いら , 調整の必	必要性はない。
調整の考え方	各市町の範囲において同	同様の業務が行	うわれていることから , 現行のま
	ま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	衛生環境試験 小 分 類 衛生環境試験
事業名称	生活環境検査
	大気や水質等の汚染・汚濁などの環境負荷を少なくし,安して暮らせ
事業目的・内容	る良好な生活環境を確保するため,水質汚濁防止法,大気汚染防止法な
	ど環境関連法に基づく検査業務を行う。

合併に向けた課題	宇都宮市の生活環境検査業務は市が ,各町の業務は県が行っているが ,
	業務内容に差がないことから,調整の必要性はない。
知数の老さた	各市町の範囲において同様の業務が行われていることから,現行のま
┃ 調整の考え方 ┃	ま新市に引き継ぐ。

中分類	保健福祉 小 分 類 サービス提供体制
事業名称	総合保健福祉センター建設事業
事業目的・内容	まちづくりを支える中核施設として,子どもから高齢者までの住民が,生き生きと健康で暮らせる地域社会の拠点として,いつでも気軽に相談に来たり,楽しみながら健康づくりを行うことができる施設として,さらに,住民間の交流施設として,保健センター機能や子育て支援センター機能,総合健康活動促進施設機能など9つの機能を持たせた施設の整備を計画している。
合併に向けた課題	上三川町で,19年4月オープンを目指し建設を計画している施設である。
調整の考え方	上三川町において,子どもから高齢者まで全ての住民の生き生きと健康で暮らせる地域拠点として,地域におけるサービス提供体制を整備し,保健・福祉サービスを身近な場所で総合的に提供するための施設として,円滑な推進に努めることとする。ただし,施設の有効的な活用を十分に踏まえる必要があることから,合併時までに調整を図るものとする。

(2)原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中 分 類	保健	小 分	類	保健・医療施設
事業名称	救急医療(夜間休日救急診	療所運営	事業	()
	医療機関が閉じている夜	間や休日	∃に ,	地域住民が安心して診療を受け
	ることができるよう,宇都	宮市が存	支間付	トロ救急診療所を開設し , 上三川
事業目的・内容	町,河内町,上河内町と広	域で運営	営して	おり、各町は負担金を市に支払
	っている。			
	上三川町については , 休	日の昼間	引に在	宅当番医制を実施している。
	上三川町 , 上河内町 , 河	内町にこ	2117	は,宇都宮市と広域で運営して
合併に向けた課題	いるので同じであるが,上	三川町の	D休日	昼間については , 在宅当番医制
	を実施しているため調整が	必要では	5る 。	
	宇都宮市が救急医療とし	て開設し	った夜	で間救急診療所を上三川町,上河
調整の考え方	内町,河内町との広域で運	営してい	いるも	ので,新市においても引き続き
	実施する必要があることか	ら,原見	川とし	て宇都宮市の制度を基準に調整
	する。			

中 分 類	保健 小 分 類 保健衛生審議会
事 業 名 称	保健衛生審議会(健康づくり推進協議会)事務
	各市町の条例,要綱等に基づき設置されている附属機関であり,市町
	長の諮問に応じ、住民の健康づくりの推進及び生活衛生の向上に関して
	必要な事項を審議する。
事業目的・内容	宇都宮市の保健衛生審議会は,地域保健法により保健所設置が認めら
	れた「保健所運営協議会」と「健康づくり推進協議会」とを統合したも
	ので,健康づくり推進協議会は国の通知により全市町村が設置するもの
	とされている。
	委員の構成について,各町の地域から委員を任命するかどうか,委員
合併に向けた課題	定数の見直しを含めて検討を要する(委員定数を増やす場合は,宇都宮
	市保健衛生審議会規則の改正を要す)。
	住民の健康づくりの推進及び生活衛生の向上に関して必要な事項を審
調整の考え方	議するもので,新市として必要な組織であることから,各町の健康づく
神霊のちん力 	り推進協議会は廃止し,旧町の委員を加えた新市の審議会として実施す
	るため,原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	保健 小 分 類 健康づくり
事業名称	健康うつのみや21の策定・進行管理
	住民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り,自分でつくる」という
┃ ■業目的・内容	意識を持って,主体的に健康づくりに取り組むとともに,地域・行政・
事業日切・内谷 	学校・職場が一体となってこれを支援し,健康づくりを総合的に推進す
	るための計画を策定し,計画を推進する。
合併に向けた課題	計画策定は,宇都宮市だけである。計画の事業実施等について,各町
日併に円けた味趣	との調整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市が策定する計画であるが、住民の健康づくりを総合的に支援
	するため,今後も新市として取り組む必要があることから,宇都宮市の
	制度を基準に調整する。

中 分 類	保健 小 分 類 健康づくり		
事 業 名 称	地区における健康づくり活動推進事業		
	住民が、住み慣れた地域で健やかに暮らすことができるよう、身近な		
┃ ■ 事業目的・内容	地域の仲間と楽しく交流しながら、健康づくりを行う地域主体の健康づ		
事来口的** 的合	くり活動を推進するため、健康づくり推進員を養成、組織化し、地域の		
	中で健康づくりができるよう支援する。		
	宇都宮市と河内町で実施しているが,宇都宮市は健康づくり推進員の		
今份に向けた細師	養成,組織化を図っており,河内町は,保健委員,母子保健推進員等に		
合併に向けた課題 	よりチラシ回覧や健康づくりに関する普及啓発を行っているが、実施方		
	法に違いがあり,調整が必要である。		
調整の考え方	健康づくり推進員の養成を宇都宮市で推進しているところであるが,		
	新市においても地域主体の健康づくりを推進する必要があることから、		
	各町の保健委員,母子保健推進員等との役割調整(廃止)を図り,合併		
	後も引き続き新市において宇都宮市の基準に調整する。		

中 分 類	保健	小分	類	健康づくり
事業名称	健康づくり普及啓発事業			
	住民の健康づくり意識の	D高揚を	目的に	こ,啓発用ポスターを作成し,公
	共施設等に掲示する。			
事業目的・内容	また,保健事業パンフレ	ノツト (「健康	づくりのしおり 」「健康カレンダ
	- 」「予防接種と乳幼児健調	診のおし	らせ	」「成人保健サービスのおしらせ」
	「保健事業計画のおしらせ	t」) をf	乍成し	, 年度当初に全戸配布する。
合併に向けた課題	各市町の作成スタイルや	り記載内	容等	こ違いがあり,合併後,調整が必
日所に内げた味趣	要である。			
	保健事業に関する情報提	是供は各	市町と	とも行っており,新市においても
調整の考え方	必要な事業であることから	5 , 原則	として	て宇都宮市の制度を基準に調整す
	る。			

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	母子健康手帳の交付		
事業目的・内容	母子保健法により妊娠届出をした者に対し ,母子健康手帳を交付する。		
合併に向けた課題	各市町で交付方法等に遺	建いがあり ,台	合併後の取り扱いについて調整が
	必要である。		
	法律に基づき,各市町で	で交付事務が行	」われているが,手帳種類や配布
調整の考え方	内容等に違いがあることから,原則として宇都宮市の制度を基準に調整		
	する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事業名称	妊婦一般健康診査及び二次(精密)健康診査		
事業目的・内容	母性の尊重と母体・胎児	見の健康保持・	増進を図るため , 母子保健法の
	規定により妊婦の健康診査	を実施する。	
合併に向けた課題	無料券の様式や各市町で	で健診が受け	られる医療機関に違いなどがあ
	り,調整が必要である。		

	法律に基づき,妊婦と胎児の健康保持・増進を図るため各市町で実施
調整の考え方	しており,新市においても必要な事業であることから,原則として宇都
	宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	保健 小 分 類 母子保健		
事 業 名 称	先天性股関節脱臼検診		
事業目的・内容	先天性股関節脱臼を早期に発見し,適切な療育を行い乳児が将来健全		
サ来日の・10分 	な社会生活が営めるよう,その健康を確保する。		
人份与自己 無照	宇都宮市のみが実施しているが,各町は実施してないことから,合併		
│ 合併に向けた課題 │	後の事業のあり方について検討する必要がある。		
	宇都宮市のみで実施している事業であるが,対象児の脱臼の早期発見		
調整の考え方	と適切な療育を行うため,新市においても必要な事業であることから,		
	原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中分類	保健 小 分 類 母子保健
事業名称	乳児二次(精密)健康診査
	乳児健康診査の結果,疾病等の疑いがあり,精密に健康診査を行う必
事業目的・内容	要があると認められた児に対し、専門医師による精密な健康診査を行う
	ことにより,児の健康な発達を促すよう支援する。
人供口力はも細胞	各市町で実施の内容や方法等が異なっており,合併後の取扱いについ
┃ 合併に向けた課題 ┃	て調整が必要である。
調整の考え方	各市町で乳児の疾病等の早期発見,治療を図るため実施しているもの
	であり,新市においても必要な事業であるため,原則として宇都宮市の
	制度を基準に調整する。

中 分 類	保健	小 分	類	母子保健
事業名称	1歳6か月児健康診査			
	運動機能・視聴覚等の際	章害や精神	申発達	産の遅滞等の障害を持った幼児を
┃ ┃ 事業目的・内容	早期に発見し,適切な指導	草を行い	,心身	身障害の進行を防ぐとともに,生
事来口的"的合 	活習慣の自立,むし歯のそ	予防,幼儿	見の労	栄養 , その他育児に関する指導を
	行い,もって幼児の健康の	D保持・均	曽進を	三図る。
へ 併し 力はも 細節	各市町で実施の内容や方	方法等が	異なっ	っており , 合併後の取扱いについ
│ 合併に向けた課題 │	て調整が必要である。			
調整の考え方	法律に基づき , 1歳6か	か月児の『	章害0)早期発見,治療を図るため実施
	しているものであり,新さ	たにおいて	てもす	ξ施が必要であるため,原則とし
	て宇都宮市の制度を基準に	こ調整する	5。	

中 分 類	保健 小 分 類 母子保健
事 業 名 称	1歳6か月児二次(精密)健康診査
東	1歳6か月児健康診査の結果,疾病等の疑いがあり,精密に健康診査
事業目的・内容 ■	を行う必要があると認められた児に対し,専門医による,精密な健康診

	査を行うことにより、児の健康な発達を促すよう支援する。
人供与自身 無照	上三川町を除く各市町で実施しているが,内容や方法等が異なってお
┃ 合併に向けた課題 ┃	り,合併後の取扱いについて調整が必要である。
調整の考え方	各市町で1歳6か月児の疾病等の早期発見,治療を図るため実施して
	いるものであり,新市においても必要な事業であるため,原則として宇
	都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	保健 小 分 類 母子保健
事業名称	3 歳児健康診査
	幼児期において,3歳児は,運動・言語・生活行動・社会的行動の発
┃ ┃ 事業目的・内容	達をもとに,著しい自我の発達を示す時期である。この時期に,医師・
事来口的"约台 	歯科医師等による総合的健康診査を実施し,その結果に基づき,幼児の
	健全育成のための適当な指導及び援助を行う。
合併に向けた課題	各市町において実施しているが,実施の内容や方法等が異なっている
ロガに凹げた味趣	ことから,調整を図る必要がある。
調整の考え方	法律に基づき , 3 歳児の障害の早期発見や適切な療育を行うため , 各
	市町で実施しているが,新市において統一した事業として実施する必要
	があることから,原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	保健 小 分 類 母子保健
事 業 名 称	3歳児二次(精密)健康診査
	3 歳児健康診査の結果,疾病等の疑いがあり,精密に健康診査を行う
事業目的・内容	必要があると認められた児に対し,専門医による,精密な健康診査を行
	うことにより,児の健康な発達を促すよう支援する。
合併に向けた課題	各市町において実施しているが,実施の内容や方法等が異なっている
一分に凹りた味趣	ことから,調整を図る必要がある。
	各市町で3歳児の疾病等の早期発見,治療を図るため実施しているも
調整の考え方	のであり,新市においても実施の必要があるため,原則として宇都宮市
	の制度を基準に調整する。

中 分 類	保健	小 分	類	母子保健
事業名称	思春期講演会			
	思春期の子を持つ親が,	思春期の)子と	ごもの身体的・心理的特徴につい
事業目的・内容	ての知識を習得し理解を深	深めること	:1:4	こり,積極的に子どもと関わりが
	もてるよう支援する。			
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	こいる。新	市市以	人降は,実施場所等を調整する必
ロガに凹げた味趣	要がある。			
	宇都宮市のみが実施して	こいる事業	ŧでŧ	5るが,思春期の子を持つ親が子
調整の考え方	どもの身体的,心理的特徴	ぬについて	このき	口識や理解を深める必要があり ,
	新市においても実施する必	必要である	ること	こから , 原則として宇都宮市の制
	度を基準に実施する。			

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事業名称	未熟児グループ支援		
	養育支援連絡票により連	絡を受けたり	見,養育医療を受給している児を
事業目的・内容	持つ保護者同士が情報交換	をしながらフ	下安や悩みを共有し,自信を持っ
	て育児が行えるようグルー	プによる支持	愛を行う。
ᄉᄽᆫᄼᄔᇸᄪᄧ	実施しているのが宇都宮	市のみである	ることから,合併後の事業のあり
┃ 合併に向けた課題 ┃	方について検討する必要が	ある。	
	宇都宮市のみが実施して	いる事業でな	あるが , 未熟児を持つ親を支援す
調整の考え方	る事業であり,新市におい	ても実施する	る必要があるため , 原則として宇
	都宮市の制度を基準に実施	する。	

中 分 類	保健 小 分 類 母子保健
事業名称	子育て相談ホットライン
事業目的・内容	出産直後の妊産婦は「マタニティーブルー」といわれる等,身体面, 精神面に問題を抱えやすい時期である。また,乳幼児期の育児も児の個 人差や成長が著しいため,育児不安が生じやすく,虐待などの深刻な問 題に発展しやすい。このため,問題や不安に対して,できるだけ迅速に また,気軽に相談できるよう専用電話を設置し,妊産婦,児の健康と育 児を支援する。
合併に向けた課題	実施しているのが,宇都宮市のみであることから,合併後の事業のあり方について検討する必要がある。
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であり,子育てに関する問題や不安解消を迅速に対応するためのホットラインであることから,新市においても実施する必要があるため,原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。

中 分 類	保健 小 分 類 母子保健	
事業名称	子育て支援出前サービス	
	育児に関する様々な悩みに対して,相談者自らが問題解決の行動がと	٢
事業目的・内容	れるようにするため、団体等からの要望により保健師等による健康教育	育
	や健康・育児相談を行う。	
合併に向けた課題	実施しているのは,宇都宮市,河内町であり,合併後の事業のありフ	方
日併に円けた味趣	について検討する必要がある。	
	宇都宮市,河内町で実施している事業であるが,育児に関する悩みな	な
調整の考え方	どの問題解決を支援する事業であり、新市においても実施する必要があ	あ
	るため,原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。	

中 分 類	保健 小 分 類 母子保健
事業名称	3 歳児のための休日すくすく相談
事業目的・内容	女性の社会進出,共働き世帯等の増加により,平日実施の健診の受診
	が困難な者が増えている。そこで,平日受診困難な未受診者に,休日の
	発育発達相談を実施し,その結果に基づき 3 歳児の健全育成のための適
	当な保健指導及び援助を行う。

合併に向けた課題	実施しているのが宇都宮市であることから,合併後の事業のあり方に
	ついて検討する必要がある。
	宇都宮市のみが実施している事業であるが,平日実施の健診を受診で
調整の考え方	きない者に,休日の発達相談を行うものであることから,新市において
	も必要な事業であり,原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。

中 分 類	保健	小 分	類	母子保健
事 業 名 称	訪問指導 (母子)			
	各種健診の未受診児, 例	保健指導る	を希望	望する妊産婦,乳幼児,思春期の
事業目的・内容	保護者に対し ,個々の健康	状態に応	ぶじた	指導・助言を行い ,健康の保持・
	増進を図る。			
	各市町で実施しているか	ヾ,事業に	内容·	実施手法が異なることから,新
合併に向けた課題	市における実施事業の内容・手法について調整し,統一を図ることが			1て調整し,統一を図ることが必
	要である。			
	各市町が実施している事	業である	ろが,	訪問指導における指導内容や訪
調整の考え方	問回数など指導内容等を含	5市町間で	で統一	−を図る必要があることから,新
	市において原則として, 宇	都宮市の	D制度	を基準に調整する。

中 分 類	保健 小 分 類 母子保健
事業名称	新生児訪問指導
	生後28日以内の新生児のいる家庭に助産師が訪問し,発育,育児,
	産婦の健康に関しての適切な指導・助言を行うことにより児の異常の早
事業目的・内容	期発見や疾病予防に努め,児の健全育成を図る。
	在宅の助産師が家庭訪問し,産褥期における産婦への保健指導,新生
	児の発育・栄養・生活環境疾病予防等に関する保健指導を行う。
	各市町により,実施している事業内容・実施手法が異なることから,
合併に向けた課題	新市における実施事業の内容・手法について調整し,統一を図ることが
	必要である。
	各市町で法律に基づき行っている事業であるが,訪問回数や訪問指導
調整の考え方	者など対応に違いがあることから,新市移行後は,原則として宇都宮市
	の制度を基準に調整する。

中分類	保健	小分	類	母子保健
事 業 名 称	妊婦歯科健康診査			
	妊娠中の口腔は生理的な	は唾液の性料	伏,	PH の変化及びつわり等により,
事業目的・内容	洗口・歯みがきが十分でき	きず, むしは	か逮	歯周病になりやすいため , 健診
	を実施し,妊婦及び児の口	腔衛生の	句上	を図る。
合併に向けた課題	宇都宮市のみの実施であ	5り,合併行	後の)実施事業の内容・手法について
一口肝に凹げた味趣	調整が必要である。			
	宇都宮市が実施している	事業である	るか	、妊婦の口腔衛生の向上を図る
調整の考え方	うえで,新市においても必要な事業であることから,原則として宇都宮			
	市の制度を基準に実施する)		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事業名称	フッ素塗布事業		
	幼児期(満2歳)から就	学前の幼児	に対する,むし歯予防の処置で歯
事業目的・内容	科健診,フッ素塗布,歯の	健康教育及	び相談を行い,口腔衛生の普及啓
	発を図り、むし歯罹患を予	防する。	
	各市町により ,実施してい	ハる事業内	容・実施手法等が異なることから ,
合併に向けた課題	新市における実施事業の内	容・手法に	ついて調整し,統一を図る必要が
	ある。		
	各市町で乳児のむし歯罹	患を予防す	るため実施している事業で,新市
調整の考え方	においても統一した事業と	して実施す	る必要があることから,原則とし
	て宇都宮市の制度を基準に	調整する。	

中分類	保健	小 分	類	母子保健
事業名称	2 歳児歯科健康診査			
	う歯及び口腔内疾患・昇	異常等の早	期到	差見,並びに治療と予防の適切な
┃ ■業目的・内容	指導を行い,幼児の健やか	いな成長を	支掠	爰するため , 2 歳児を対象に歯科
尹未口以"以谷 	医師による口腔内健康診査	🖸 , 歯科律	ӯ生Ⅎ	こによる歯みがき指導や相談等を
	行う。			
	上河内町を除く各市町が	が実施して	こいる	るが,実施している事業内容,実
合併に向けた課題	施手法が異なることから、	新市にま	ける	5実施事業の内容・手法について
	調整し,統一を図ることか	が必要であ	る。	
	各市町で幼児の口腔衛生	Eの普及を	図る	るため実施している事業で , 新市
調整の考え方	においても統一した事業と	こして実施	する	ら必要があることから,原則とし
	て宇都宮市の制度を基準に	調整する	0	

中 分 類	保健	小 分 类	母子保健
事業名称	3歳児・親と子のよい歯の	ロコンクール	,
事業目的・内容	歯科疾患予防の正しい知識を普及啓発する事業として,3歳児健康診査を受診した3歳児から公募し,歯の健康が優れている「3歳児」と「親と子」を表彰する。		
	また,表彰者のうち優良 る。	は者について	[は,県主催のコンクールに推薦す
合併に向けた課題	,		日容・実施手法が異なることから , こついて調整し , 統一を図ることが
調整の考え方			いるものであり,合併により新市」として宇都宮市の制度を基準に調

中分類	保健	小	分	類	母子保健
事業名称	心身障害児療育対策事業				
東	乳幼児一次健康診査等は	こおし	17	スク	リーニングされた児を対象に,
事業目的・内容 	乳幼児二次健康診査を実施	他する	るこ	とに	より ,心身障害児の早期発見に

	努める。さらに ,小集団で遊びを通して学習する親子教室を実施する。
	児の状態を確認し理解を深めるための援助を行うことで ,健全な発達
	を支援する。
	二次健診として,問診,身体計測,発達検査,診察,訓練,相談,カ
	ンファレンスを実施するほか ,親子教室として ,自由遊び ,課題遊び(行
	進・体操・手遊び・月の遊び), 水分補給 , 親子分離 , 個別心理相談 (年
	6 回) , カンファレンスを行う。
	中核市である宇都宮市のみが実施していることから,県との合併後の
合併に向けた課題	実施事業の内容・手法について調整が必要である。また,町でも類似事
	業を実施しており,調整が必要である。
	中核市業務であるが ,各町でも類似事業を実施しているところであり ,
調整の考え方	心身障害児の早期発見など新市においても必要な事業であることから、
	原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	保健 小 分 類 母子保健
事業名称	栄養強化事業
	妊産婦の栄養摂取は母体の健康を維持し,胎児及び出生後の乳児を健
	全に成長させるための基本的条件であり,また乳幼児の心身の健全な育
事業目的・内容	成を図るには,十分な栄養を補給することが必要である。
	母子保健法では,このための援助を各市町村の求めており,低所得者
	を対象に,牛乳・粉ミルクの支給を行う。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施しており,実施にあたって各町との調整が必要で
日併に円けた味趣	ある。
	宇都宮市のみが実施している事業であるが,妊産婦の健康維持や乳幼
調整の考え方	児の心身の健全育成を図るうえで,新市においても必要な事業であるこ
	とから,新市においても原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。

中 分 類	保健	小 分 對	類 母子保姆	ŧ
事業名称	不妊治療費助成事業			
	子どもを希望しながらも	恵まれない	1ため不妊治	â療を受けている夫婦に
事業目的・内容	対して、その治療に要する	5費用の一部	部を助成する	ことにより,経済的負
	担の軽減を図る。			
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	こいる事業で	であるが,目	的・内容については ,
一口肝に凹げた味趣	合併により影響されるもの	ではないこ	ことから,調]整の必要はない。
	宇都宮市の新規事業であ	5り,各町で	では実施して	いないが , 安心して産
調整の考え方	み育てられる環境づくりを	E図る為,第	折市移行後も	実施する必要があるこ
	とから,原則として宇都宮	官市の制度を	を基準に実施	iする。

中 分 類	保健	小 分 類 母子保健
事 業 名 称	出産前小児保健指導	
	産後うつ病などの予防対	対策として , 地域の産婦人科と小児科等が連携
事業目的・内容	し,出産前から小児科等に	こよる保健指導を受ける機会を提供することに
	より,安心して妊娠,出産	ぎができ,育児不安の解消を図る。

今併に向けた 細節	宇都宮市のみが実施している事業であるが,目的・内容については,
┃ 合併に向けた課題 ┃	合併により影響されるものではないことから,調整の必要はない。
	宇都宮市の新規事業であり,各町では実施していないが,安心して産
調整の考え方	み育てられる環境づくりを図る為,新市移行後も実施する必要があるこ
	とから,原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。

中 分 類	保健 小 分 類 成人保健
事 業 名 称	糖尿病予防講演会
	糖尿病は日常の適正な生活習慣によって発症を予防し発症後でも進行
┃ ■業目的・内容	を遅らせ,さらに病状を改善することができる。毎年11月第2週が「糖
■ 事業日別・19分 ■	尿病週間」と定められており、その週間にあわせ、糖尿病に対する知識
	を深めることができるよう講演会を実施する。
合併に向けた課題	宇都宮市のみの実施であり、合併後の実施にあたり各町との調整が必
一口肝に凹けた味趣	要である。
	宇都宮市が実施している事業であるが,糖尿病についての知識普及啓
調整の考え方	発を図るものであり、新市においても実施する必要があるため、宇都宮
	市の制度を基準に実施する。

中分類	保健	小 分 類	成人保健		
事業名称	病態別栄養相談				
	住民の健康水準は向上し	_ノ つつあるが	, 人口の高齢化が進み , 高血圧・		
事業目的・内容	糖尿病・高脂血症・腎臓症	涛等の慢性疾	患が増加の傾向にあるため , 病態		
	に応じた栄養相談を実施し	ノ,疾病の早	期回復を図る。		
	中核市として宇都宮市の	Dみが実施し	ており , 県と合併後の実施事業の		
合併に向けた課題	内容・手法について調整が	が必要である	。また,上河内町,河内町でも類		
	似事業を実施ており,調整	೬が必要であ	ర 。		
	中核市業務で,宇都宮市が実施している事業であり,慢性疾患患者に				
調整の考え方	対し病態に応じた相談を行い ,疾病の早期回復を図るため実施しており ,				
神霊のちん力	新市においても実施する必	必要があるた	め,原則として宇都宮の制度を基		
	準に調整する。				

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事業名称	訪問指導 (成人)		
	基本健康診査・がん検討	诊等で所見が あ	5り,またその他何らかの健康問
┃ ■業目的・内容	題を持ち,援助を求めてい	Ⅰる個人及び刻	家族に対して健康問題の解決のた
事未口的。1916 	めの相談に応じ,健康な生	Ŀ活が送れる J	こう,家庭訪問により必要な保健
	指導を行う。		
	各市町で実施している事	₿業であるが ,	対象者,従事者等が異なると考
合併に向けた課題	えられるため、新市におい	1て実施する際	際には内容や手法等について調整
	を図る必要がある。		
	各市町で実施している事	事業であるが ,	訪問指導における指導内容や訪
調整の考え方	問回数など指導基準等に各	ら市町間で統−	-を図る必要があることから,新
	市においては,原則として	宇都宮市の制	度を基準に調整する。

中 分 類	保健 小 分 類 成人保健
事 業 名 称	在宅歯科診療事業
	家庭で寝たきりの状態にあり,歯科診療を受けることが困難な住民の
┃ ■業目的・内容	歯科診療の確保と口腔状態の改善を図ることを目的とし,事業の周知・
■ 尹耒日別・内台 ■ ■	申込み受付・診療の事前調査訪問を宇都宮市において実施し,歯科診療
	については,宇都宮市歯科医師会へ委託している。
合併に向けた課題	宇都宮市の単独事業で、各町は本事業未実施のため、実施する上で十
一分に凹りた味趣	分な協議が必要である。
	宇都宮市が実施している事業であるが,寝たきり者の歯科診療の確保
調整の考え方	と口腔状態の改善を図るうえで、新市において必要な事業であることか
	ら,原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。

中 分 類	保健 小 分 類 成人保健			
事業名称	食生活改善事業			
	食生活改善推進員を養成し、住民の一人ひとりが生涯にわたって健康			
事業目的・内容	で快適な生活を送ることができるよう,食生活の改善を中心とした地区			
	組織活動を支援し活力ある地域社会づくりを行う。			
今世に与けた 細師	各市町により,実施回数や実施内容が異なるため,新市における回数,			
│ 合併に向けた課題 │	内容について調整を図る必要がある。			
	各市町で食生活改善推進委員を活用した事業を実施しており、住民の			
調整の考え方	食生活改善を図るため,新市において必要な事業であることから,原則			
	として宇都宮市の制度を基準に調整する。			

中 分 類	保健 小 分 類 成人保健			
事業名称	結核検診			
事業目的・内容	結核の早期発見のため ,結核予防法に基づく定期健康診断を実施する。			
合併に向けた課題	結核予防法に基づく検診であり,実施方法に差はないが,実施期間及			
ログに凹げた味趣	び検診委託先が異なっているため,調整する必要がある。			
調整の考え方	法律に基づき各市町で実施している事業であり,新市においても実施			
	する必要があることから ,原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。			

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事業名称	健康手帳の交付		
事業目的・内容	健康手帳は,健康診査の)記録や健康に	に関する内容を記録し , 住民の健
新来日の・10分 	康管理や医師にかかる際に	役立ててもら	らうために交付する。
合併に向けた課題	各市町により, 手帳の仕	上様や交付方法	去が異なることから <i>,</i> 新市におけ
一口竹に凹げた味趣	る方法について調整を図る	6必要がある。	
	各市町で実施している事	■業であり,信	主民の健診結果を記録するなど健
調整の考え方	康管理の意識向上を図るた	こめ,新市にま	らいても必要な事業であることか
	ら,原則として宇都宮市の)制度を基準に	:調整する。

中 分 類	保健 小 分	· 類 成人保健		
事業名称	糖尿病予防事業			
	住民への糖尿病に対する知識の	普及啓発強化,健康診査の充実,耐糖		
事業目的・内容	能異常などへの初期教育,治療患	者の支援にいたる総合的な糖尿病対策		
	を推進する。			
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事	業であるが,目的・内容は合併により		
一分に凹りた味趣	影響されるものではないことから	, 特に調整の必要はない。		
	宇都宮市が糖尿病に対する知識	普及啓発などを実施している事業であ		
調整の考え方	り,新市においても必要であることから,原則として宇都宮市の制度を			
	基準に実施する。			

中分類	保健	小 分 類	成人保健		
事 業 名 称	肺がん二重読影事業				
	肺がん検診では,胸部×	(線写真の二	重読影が必須条件(国の肺がん検		
 事業目的・内容	診実施上の留意事項)とさ	れている。			
サ来日の・10分 	集団健診においては,各	6検診機関に	おいては,二重読影を実施してい		
	るが,個別健診においては	t , 二重読影	を専門機関に委託している。		
宇都宮市,河内町のみで実施している個別検診においては					
ロ肝に凹げた味趣	合併に向けた課題 に差がないが、新市における実施方法について、調整が必要である。				
	個別健診における肺がん	検診際に ,	二重読影を実施しているもので ,		
調整の考え方	新市において個別健診を実施することができるよう,原則として宇都宮				
	市の制度を基準に調整する) _o			

中 分 類	保健	小	分	類	医療費助成
事業名称	妊産婦医療費助成				
	母子健康手帳の交付を受	きけた	:月σ	初日	から出産の月の翌月末日までの
	妊産婦に対し,病気の早期	月発見	し・草	期治	â療を促し,また健康増進を図る
事業目的・内容	ために,健康保険が適用に	こなる	診療	を受	けたときの支払った医療費(自
	己負担分)と入院時食事態	養養	を助	加成す	る。対象者には,交付申請によ
	り資格者証を交付し,助成	戊申請	によ	り医	療費を助成する。
合併に向けた課題	各市町において県の制度に基づき実施しているが,資格者証の交 ^ん				しているが,資格者証の交付方
ログに凹げた味趣	法や支払い手続き等の処理	■方法	に遺	いか	「あり,調整が必要である。
	各市町で県の制度に基づ	づき実	施し	てし	1る事業であるが,新市において
調整の考え方	円滑な事務処理を行ううえ	こで処	理力	法を	統一する必要があるため,原則
	として宇都宮市の制度を基	準に	調整	する	00

中 分 類	保健	小 分	類	団体
事 業 名 称	健康づくり推進組織			
	宇都宮市が養成した健康	づくり推	進員	で構成するボランティアの推進
事業目的・内容	組織で,地域の中で健康づ	くり活動	を実	『施する。
	市は,活動に対して活動	に対して	の助]言や活動費を支援する。

合併に向けた課題	宇都宮市が育成,設置している団体であり,各町では設置していない
	が,食生活改善推進団体等の関係団体があることから,新市における実
	施について調整が必要となる。
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であり,市の健康うつのみや21に
	掲げた地域主体の健康づくりを推進するうえで必要な組織であることか
	ら,新市において実施する必要であるため,原則として宇都宮市の制度
	を基準に実施する。

中 分 類	保健 小 分 類 団体			
事 業 名 称	市医療保健事業団助成事業			
	地域住民の健康維持・増進を目的に,宇都宮市・市医師会・市歯科医			
	師会・市薬剤師会の出資により設立。			
事業目的・内容	夜間休日救急診療所の管理運営事業・検診事業・准看護高等専修学校・			
	歯科衛生士専門学校の運営事業を実施し,市は,運営費の一部を助成す			
	る。			
合併に向けた課題	宇都宮市及び関係団体との出資により設立した団体への助成事業であ			
	り,各町では同様の団体はないことから,特段の調整の必要はない。			
	宇都宮市のみが実施している事業であるが,住民の健康保持,増進を			
調整の考え方	図るため,新市で引き続き行う必要があり宇都宮市の制度を基準に継続			
	して助成する。			

中 分 類	保健 小 分 類 団体		
事業名称	在宅歯科診療事業検討委員会		
事業目的・内容	在宅歯科診療事業の円滑な運営を図るため,事業の企画立案・評価及		
事業日の・19分 	び実施上の問題点の検討等を行う。		
今份に向けた細節	在宅歯科診療事業を検討する委員会として ,宇都宮市が実施しており ,		
合併に向けた課題	各町は事業未実施のため,調整が必要である。		
	宇都宮市のみが実施している事業であり,新市において在宅歯科診療		
調整の考え方	を実施していくため引き続き検討会での協議が必要なことから,原則と		
	して宇都宮市の制度を基準に継続して開催する。		

中 分 類	保健	小 分	類	団体
事 業 名 称	関係団体との連絡調整事務	ž		
	保健事業を推進するため	,乳幼児	・成	人健康診査のあり方の検討 , 医
	師,歯科医師の派遣に関す	る連絡訓	調整や	P , その他各種保健事業に協力を
事業目的・内容	いただく関係者・機関に対	けし,事業	 ME]滑な実施とスタッフの資質の向
	上を図るため,年間スケジ	ブュール の)調整	と,事業実施計画・内容説明,各
	種研修・会議等を実施する) _o		
	各市町において,保健事	業を実施	もして	いるが,従事者の報酬算定基準
合併に向けた課題	等が異なっており , 調整す	る必要な	がある	ら。また,保健事業関係者・機関
	と新市において統一した基	準で実施	でき	るよう,調整する必要がある。
調整の考え方	健康診査の在り方や医師	会等の過	上絡部	整については,新市として統一
	した基準で実施する必要が	があること	こから	, 宇都宮市の制度を基準に調整

するが,それぞれの市町が,地域の実情に応じて実施している健康教育
を円滑に実施するための関係者・機関に対する連絡・調整や研修,会議
等については,新市においても事業を実施するうえで必要であることか
ら,現行のまま新市に引き継ぎ,段階的に調整する。

中 分 類	保健 小 分 類 リハビリ		
事業名称	リハビリテーション相談		
	子供から高齢者まで,障害を持つ方,又はそれが予測される方が住み		
事業目的・内容	慣れた地域で生き生きと豊かに生活が送れるよう,医療・保健・福祉・		
	教育の総合的な支援相談を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみの実施であり ,合併後の実施について調整が必要である。		
	宇都宮市のみが実施している事業であるが,リハビリテーションの相		
調整の考え方	談を行い、住民が生き生きと生活ができるよう支援するため、新市にお		
	いても実施が必要であり ,原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	社会福祉	小	分	類	社会福祉施設
事 業 名 称	産休等代替職員費補助金				
	社会福祉施設等の職員な	が出産	又に	は傷症	のため長期間の休暇を必要とす
事業目的・内容	る場合に,産休等代替職員	員の雇	用費	を助	か成する。それにより , 職員の母
	体の保護を図りつつ,施記	殳利用	者の)処退	量の円滑な実施を確保する。
	実施しているのは中核で	うとし	ての	宇都	『宮市だけであり , 各町において
┃ ┃ 合併に向けた課題	は県が実施しており,また	き,宇	都宮	市に	おいては,市単独で付加してい
日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	る補助の部分があることだ	ής,	国庫	輔助	か分については , 調整の必要はな
	いが,市単独補助分につい	ては	、	整を	図る必要がある。
	宇都宮市が中核市移行に	こ伴し	実施	して	いる補助の部分と市単独で付加
調整の考え方	している補助の部分がある	5。社∶	会福	祉施	設等の施設運営を支援するため ,
	今後も新市として取り組む	3必要	があ	るこ	とから,宇都宮市の制度を基準
	に調整する。				

中 分 類	社会福祉 小 分 類 社会福祉施設
事業名称	社会福祉施設小規模整備費補助金交付事務
	社会福祉施設の小規模整備に要する費用の一部を補助し施設環境等を
事業目的・内容	整えることにより,社会福祉法人等の安定的な運営及び福祉サービス σ
	向上を図るため事務手続きを行う。
	国庫補助分については,県と宇都宮市との間に差がないため,調整の
合併に向けた課題	必要はないが,上三川町単独分においては,独自の補助制度を有してい
	ることから,調整を図る必要がある。
	各町分においては,現在,県が負担しており,県と宇都宮市との間に
	サービス水準の差はない。従って,宇都宮市の制度を基準に統一する。
調整の考え方	当該事業の該当要件を下回るものを対象とした補助事業を上三川町か
	単独で実施しているが,この事業については,小規模整備費補助金に整
	理統合し,単独事業を廃止する方向で検討調整する。

中 分 類	社会福祉	小 分 類	社会福祉施設
事業名称	高齢者福祉(老健)施設等	ទ施設整備費剤	甫助金交付事務
事業目的・内容	いるなか,施設の基盤整備 等を身近な地域で利用でき する費用を補助する事務手	講を民間活力で きるようにする ∈続きを行う。	され,施設の整備が急務となって を導入し,高齢者が施設サービス るため,社会福祉施設の整備に要 補助を実施しているが,その内容
合併に向けた課題	県及び各町の補助内容と宇都宮市の補助内容に差があるところから, 県及び各町と調整が必要である。(特に,既に協議中の事業部分にかかる 県負担及び町負担の調整。)		
調整の考え方		各市町間にる	定分以外の上乗せ補助分について おいて内容が異なっていることか D要綱に統一する。

中 分 類	社会福祉	小 分	類	社会福祉施設
事業名称	障害者福祉施設等施設整備	費補助金	交付	事務
事業目的・内容	社会環境の変化により、樹が求められるなか、施設のサービス等を身近な地域で整備に要する費用を補助す	を を を を を を を を を を を を を を る ま と で き る も で き る も で き る も る も る も る も る も る も る も る も る も る	フス をよ る 続き	支援費制度と障害者を取り巻く ステージに対応した福祉サービス 間活力を導入し,障害者が施設 こうにするため,社会福祉施設の を行う。 動を実施しているが,その内容
合併に向けた課題	県及び各町の補助内容と宇都宮市の補助内容に差があるところから, 県及び各町と調整が必要である。(特に,既に協議中の事業部分にかかる 県負担及び町負担の調整。)			
調整の考え方		特段の要	綱等	三分以外の上乗せ補助分について がなく予算対応となっているた 要綱に統一する。

中 分 類	社会福祉	小	分	類	社会福祉施設
事業名称	児童福祉施設等施設整備費	児童福祉施設等施設整備費補助金交付事務			
	少子化が進むなか,働く	く女性	の増	帥	に伴う保育ニーズの多様化や育
	児への不安を抱える家庭の	り増加	なと	ご社会	🕆・家庭環境の変化により , 子育
	ての基盤整備が急がれてお	ŝIJ,	基盤	盤整備	請を民間活力を導入し,子育て支
事業目的・内容	援等施設サービスを身近な	よ地域	はで禾	川用で	できるようにするため , 社会福祉
	施設の整備に要する費用を	を補助	する	事務	5手続きを行う。
	法定の補助分に上乗せし	ノ,各	市町	「が裤	助を実施しているが , その内容
に差がある。					
	県及び各町の補助内容と	と宇都	宮市	の神	前内容に差があるところから ,
合併に向けた課題	県及び各町と調整が必要で	である	。(‡	寺に	, 既に協議中の事業部分にかかる
	県負担及び町負担の調整。)			

	宇都宮市を除く各町については,法定分以外の上乗せ補助分について
調整の考え方	県と町が負担しているが , 特段の要綱等がなく予算対応となっているた
	め,合併時までに原則として宇都宮市の要綱に統一する。

中分類	社会福祉	小分类	類 民生委員・児童委員	
事 業 名 称	民生委員への費用負担			
事業目的・内容	民生委員の指導訓練等に	関する費用	用を負担する。	
	民生委員の指導訓練等に関する費用負担は,県(中核市)の義務で			あ
合併に向けた課題	り,各町では県の補助金に町独自に上乗せしている。また,支出方法も			
	中核市である宇都宮市に	おいては	, 法律に定めるところにより県と	同
調整の考え方	様の費用負担を担っており,合併する際は,これまでどおり中核市事務			
	として担うこととなるため,各町の上乗せ補助は廃止し,宇都宮市の制			
	度を基準に調整する。			

中分類	社会福祉	小 分	類	民生委員・児童委員
事業名称	民生委員推薦会			
事業目的・内容	民生委員・児童委員推薦	5候補者を	選出	はずるための民生委員推薦会を組
● 争未口的 * 的合 ■	織する。			
	推薦会(委員数は14人)	が上限)に	t —z	本化されるが , 宇都宮市は推薦会
合併に向けた課題	の中に地区準備会が設置されており,地区準備会については,地区割の			
	設定とともに協議する必要がある。			
	法律に基づき各市町で設置されている民生委員児童委員推薦会にご			5民生委員児童委員推薦会につい
調整の考え方	ては,市域の拡大に伴い宇都宮市の組織に統合する。また,各町の組織			
	については,新市における地区準備会とし,宇都宮市の制度を基準に統			
	一する。			

中 分 類	社会福祉	小分	類 民生委員・児童委員
事業名称	民生委員児童委員協議会及	び補助金	
事業目的・内容	地区民協との連絡調整を	図り,ま7	た,民生委員の資質向上のため各種
尹未口的 * 的合	研修会の開催を実施する民	児協に対し	し活動を援助する。
	法律に基づき各市町で設	置されてし	いる民生委員児童委員協議会につい
	ては,市町間で差がないた	:め,調整(の必要はないが , 各市町が行う補助
合併に向けた課題	金及び宇都宮市においては	, 民生委員	員児童委員が任意に参加する組織に
	ついては,新市に移行後,	統一的に	実施していく必要があることから,
	調整が必要である。		
	法律に基づき各市町で設	置されてし	いる民生委員児童委員協議会につい
	ては,現行のまま新市に引	き継ぐこ。	ととなる。また,宇都宮市において
調整の考え方	は,民生委員児童委員が任	意に参加す	する組織があり,民生委員児童委員
	の担う能力等の統一を図っ	ており , ៖	新市においても実施していく必要が
	あることから , 宇都宮市の	制度を基準	準に統一する。

中 分 類	社会福祉 小 分 類 人材育成
事業名称	訪問介護員養成研修の実施
	訪問介護員(ホームヘルパー)が,高齢者,障害児(者),難病患者等
┃ ■業目的・内容	に介護・相談・助言などの適切なサービスを提供することができるよう,
尹未口以"以谷 	その資質と技術の向上を図ることを目的に,訪問介護員養成研修事業を
	実施する。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが,内容は県の要綱で定めら
日併に円げた味趣	れているため、特に調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施している事業であるが,福祉人材の養成・確保の
調整の考え方	ため,今後も新市として取り組む必要があることから,宇都宮市の事業
	を継続して実施する。

中分類	社会福祉	小 分 類	事業
事業名称	市民福祉のつどい		
事業目的・内容	住民が安心して生活でき	る福祉社会の)実現を目指し , 福祉に関する理
事来日的"内台 	解を深め,福祉について考	える機会とし	てのイベントを開催する。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	いる事業であ	50,目的・内容は合併により影
日肝に内けた味趣	響されるものではないため) , 特に調整事	項はない。
	宇都宮市のみが実施して	いる事業であ	5るが,住民への福祉のまちづく
調整の考え方	りの啓発を図るため,今後も新市として取り組む必要があることから,		
	宇都宮市の事業を継続して	実施する。	

中 分 類	社会福祉	小 分	類	事業
事業名称	苦情解決制度の整備			
事業目的・内容	とんどが措置から契約に めに整備された,「利用者 いて,契約行為の理解が困 が不当な活動を行うことが 社会性や客観性を確保し を推進する。 宇都宮市においては,早 する福祉全般のサービスを 児童福祉,生活福祉の各名	基づく利 支援に 関難ないよ がな用者の 成15年 まで配用 よで配用	用す者 , 立 1 拡る	改正により,福祉サービスのほ 別度に転換することとなったたるしくみ」の一つで,契約にお や高齢者に対して,福祉事業者 苦情を密室化せず,苦情解決に 場や特性に配慮した適切な対応 1月より,行政が主体的に実施 大し,高齢者福祉,障害者福祉, 苦情窓口を設置したほか,苦情 こめの第三者委員も併せて設置
合併に向けた課題	各町においては整備して う必要がある。	いないか	、, 新	行市として統一的に苦情解決を行
調整の考え方	現行のままでよいが,行政	の福祉サ	- Ł	は,各町に町立のものがないため ごスについては,行政サービスの 5に苦情窓口が設置できるよう調

中分類	社会福祉 小 5	分 類	事業
事業名称	保健と福祉の総合相談		
事業目的・内容	報の提供や各課への連絡調整なためのコーディネイトを行う。また,相談の結果によっては当該窓口で受け付けることによる。 なお,現在,宇都宮市役所本所	ど ,保 ,必要 り ,市	受け,所管部課の枠を超えた情健福祉サービスの効果的活用のに応じてサービス利用の申請を民サービスの利便性の向上を図い3か所の地区市民センターに設所で相談できる体制として,拡充
合併に向けた課題	ることから,結果的には総合化力	がなされ	予に関する所管課が1~2課であれているが,宇都宮市と同様に, いると,相談窓口の設置と職員の
調整の考え方	合併関係町村間で類似する窓口を基準に対応できるよう調整する		Eすることから,宇都宮市の体制

中 分 類	社会福祉	小	分	類	地域福祉計画
事業名称	地域福祉計画策定				
	地域社会において,福祉	を必	要と	する	人やこれから必要となる人が ,
	普段の暮らしを安心で充実	こした	もの	とし	、て送ることができるよう , 様々
事業目的・内容	な生活課題を地域全体で解	決す	る仕	組み	びくりを盛り込んだ福祉計画を
	策定する。				
	宇都宮市においては,平	成 1	5年	度末	に策定している。
	宇都宮市以外は地域福祉	計画	の策	定予	を定はないが , 高齢者・障害者・
┃ ┃ 合併に向けた課題	児童の対象者別福祉計画が	「策定	済で	゙゙あ∤	1ば,その中に盛り込まれている
一口併に凹げた味趣	地域福祉サービスの内容に	つい	て,	宇都	『宮市の計画との調整を行う必要
	がある。				
	地域福祉計画については	t , 各	町で	はま	策定であることから,高齢者・
調整の考え方	障害者・児童の対象者別の	福祉	計画	iの中	っに盛り込まれている地域福祉サ
	ービスの内容に配慮しなか	·6,	平成	2 0	年度からの新市の計画に反映さ
	せる。				

中 分 類	社会福祉	小 分 類	人権擁護委員
事業名称	人権擁護委員協議会		
	人権擁護運動の進展を図	図るため2市8	町で構成する宇都宮人権擁護委
事業目的・内容	員協議会と,宇都宮市を職	戦務執行区域と	する宇都宮部会・各町を職務執
	行区域とする各町人権擁護	養委員会の人権	啓発活動への助成を行う。
今份に向けた細筋	協議会への負担金は ,人	口割により調	整の必要ないが ,各市町の部会・
┃ 合併に向けた課題 ┃	人権擁護委員会への補助に	こついては,調	整が必要である。
調整の考え方	協議会負担金は,これま	で人口割によ	:り各市町で支出してきたため ,
	新市の人口規模に応じるこ	こととなる。従	って,当該事業は,これまでど

おり現行のまま新市に引き継ぐこととなるが,各市町の部会・人権擁護
委員会は宇都宮市の部会に統合し,補助金については,普及啓発や自主
的活動の目的に支出しているため , 宇都宮市の制度に統一する。

中 分 類	社会福祉 小 分 類 戦没者・戦没者遺族			
事 業 名 称	戦没者追悼式			
	戦争のために亡くなった方々に追悼の意を表し、併せて遺族の心を慰			
事業目的・内容	めると共に戦争の悲劇を二度と繰り返すことのないように平和の思いを			
	新たにするため戦没者追悼式を実施する。			
合併に向けた課題	実施主体が,行政,社協及び実行委員会とまちまちであり,調整が必			
一口併に凹けた味趣	要である.			
	追悼式は,市全体で実施する必要があることから,合併時までに宇都			
調整の考え方	宮市の制度に統一し,現行各町で実施しているものは地区慰霊祭等とし			
	て引き続き実施する。			

中 分 類	社会福祉	小 分 類	戦没者・戦没者遺族
事業名称	遺族会		
事業目的・内容	戦没者遺族の労苦を慰藉	善するとともに	特別の弔慰の意を表すため遺族
尹未口的"内台 	会の運営を助成する。		
人份与力计 细胞	直接補助金を支出してい	1る場合と社会	会福祉協議会を通す場合があり ,
│ 合併に向けた課題 ┃	社会福祉協議会との協議が	が必要である。	
調整の考え方	各市町の遺族会は,宇都	『宮市の遺族会	会に統合し,各町の遺族会は地区
	遺族会に位置付けるため、	補助金につい	ても宇都宮市の制度に調整する。

中 分 類	社会福祉	小分	類	更生保護
事 業 名 称	社会を明るくする運動			
	犯罪の防止と罪を犯した人達の理解を深め犯罪のない明るい社会を築			
事業目的・内容	くため,青少年を非行から	5守る運	動とと	こもに関係団体が実施委員会を構
	成し毎年7月を強調月間と	こして実	施する	5.
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町では市	民のつ	どいを	E開催しているが , 新市全体でど
ログに凹げた味趣	のように対応するか,調整	逢する必	要があ	5 న .
	犯罪の防止だけでなく	罪を犯	した人	への偏見を無くし明るい社会を
調整の考え方	築くために実施している事業であることから,宇都宮市の制度を基準に			
	調整する。			

中 分 類	社会福祉	小 分 類 更生保護	
事業名称	保護司会負担金等		
	更生保護並びに犯罪予防	方活動の円滑化を図り,福祉の向上のため保護	
事業目的・内容	区保護司会及び更正保護女性会の活動に対し助成する。		
	宇都宮市,河内町,上河内町は宇都宮保護司保護司会に属しており,		
	上三川町は石橋保護区保護	蒦司会に属している。	

今後に向けた部時	保護司会への負担金の算出基準にばらつきがあり,各保護司会との調
合併に向けた課題 	整が必要である。
	法律により設置された保護司会に対し,地域の安全と住民福祉の向上
調整の考え方	に寄与することを目的に保護司会の活動に必要な協力を行うこととされ
	ているため,宇都宮市の制度を基準に実施する。また,宇都宮市更生保
	護女性会についても,同様の取り扱いとする。

中分類	社会福祉 小 分 類 内職あっせん		
事業名称	内職あっせん事務		
事業目的・内容	内職を求めている者に対し,内職をあっせんすることにより,福祉の		
■ 尹耒日別・内台 ■	増進を図る。		
今份に向けた細時	宇都宮市のみで実施している事業であり,目的・内容は合併により影		
合併に向けた課題響を受けるものではないため、特に調整の必要はない。			
細数のおうさ	宇都宮市のみが実施している事業であり,新市においても宇都宮市の		
調整の考え方	事業を引き継ぎ実施する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類 施設		
事業名称	総合福祉センターの管理			
	児童,障害者及び高齢者	者の福祉の増進並びに住民の活動による地域福		
┃ ■ 事業目的・内容	祉の増進を図るための福祉	祉の拠点施設として,障害者や高齢者等援護を		
■ 尹耒日別・内台 ■ ■	必要とする人たちやその人	人たちを支援する人たち・団体の育成や活動の		
	支援のため、会員相互の連	重絡・交流・活動の場を提供する。		
	施設は,宇都宮市と河内	内町が設置しており,どちらも社会福祉協議会		
合併に向けた課題	に委託している。合併後の	の管理運営方法について,福祉活動の拠点とし		
	て有効な活用が図られるよう調整する必要がある。			
	宇都宮市及び河内町の西	両施設とも,社協に委託をしているが,管理運		
調整の考え方	営方法については,宇都宮	宮市を基準に調整するものとし,社協に委託を		
	継続する。			

中 分 類	社会福祉	小 分 類	福祉のまちづくり		
事業名称	福祉のまちづくり推進事業				
	高齢者,障害者及び児童	直をはじめとす	するすべての住民が個人として尊		
	重され社会活動に主体的は	こ参加できる。	くう , 福祉のまちづくりを推進す		
┃ ■業目的・内容	るもの。				
事来口的"的合 	福祉のまちづくりのための計画の策定・進行管理,福祉のまちづくり				
	に関する表彰 , 福祉のまち	5づくり啓発事	掌業,公共建築物のバリアフリー		
	推進事業などを行う。				
	実施しているのは宇都宮	官市だけである	らが,条例に基づく事業であり,		
合併に向けた課題	市町間で調整すべき事項は特にないが,公共建築物のバリアフリーにつ				
	いては,各町の全ての公共	共施設について	て,改めて調査を行い,バリアフ		
	リー整備を進めていく必要	更がある。			

	高齢者や障害者をはじめとするすべての住民が,住み慣れた地域の中
	で安心して暮らせるまちづくりを進めるため,今後も新市として取り組
田敷の老さた	む必要があることから ,宇都宮市の制度を基準に調整する。「やさしさを
調整の考え方	はぐくむ福祉のまちづくり条例」に基づき , 福祉のまちづくりを進めて
	いくこととし,新たな推進計画の策定,効果的な啓発事業の実施,公共
	建築物のバリアフリー整備を実施する。

中 分 類	社会福祉	小 分 類	福祉のまちづくり
事業名称	福祉のまちづくり公共的施	設整備費補助	1金(バリアフリー補助)
	高齢者 , 障害者及び児童	をはじめとす	るすべての住民が公共的施設を
事業目的・内容	安全かつ円滑に利用できる	よう、当該旅	記設のバリアフリー整備費の一部
	を補助し,福祉のまちづく	りの推進を図	3 る。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	いる事業であ	50,目的・内容は合併により影
日かに凹げた味趣	響を受けるものではないた	め,特に調整	事項はない。
	宇都宮市のみが実施して	いる事業であ	5る。公共的施設のバリアフリー
調整の考え方	を促進するため,今後も新	市として取り)組む必要があることから,宇都
	宮市の制度を継続して実施	する。	

中 分 類	社会福祉	小 分 類	福祉のまちづくり	
事業名称	福祉のまちづくり推進協議	議会の支援		
	住民・事業者が主体的は	こ福祉のまちて	づくりを推進するための組織に対	
事業目的・内容	し,その活動を支援するとともに,事業を連携して実施していくことに			
	より ,「心のバリアフリー	」を推進する	0	
	宇都宮市のみが実施して	ている事業であ	5り,市町間で調整すべき事項は	
合併に向けた課題	特にない。合併後の実施は	こ当たっては,	,協議会を構成する団体等につい	
	て検討が必要になる。			
	宇都宮市のみが実施して	ている事業であ	あるが,住民・事業者の主体的な	
	福祉のまちづくりの活動を	を促進するため	り,今後も新市として取り組む必	
┃ 調整の考え方	要があることから,宇都宮	宮市の制度を基	基準に調整する。合併後は,合併	
神霊の与え力	に伴う協議会を構成する図	団体等の推移を	E見ていく必要があるが,福祉の	
	まちづくりを自ら推進して	ていくための信	主民と事業者からなる組織への支	
	援であるため、継続して乳	€施する。		

中 分 類	社会福祉	小 分	類	その他の事務	
事業名称	福祉都市宣言				
事業目的・内容	福祉行政に積極的に取り組む姿勢を内外に明らかにするための福祉都				
事業日の・19分 	市の宣言を行う。				
合併に向けた課題	福祉都市宣言があるのは宇都宮市だけであり,特に調整課題はない。				
	宇都宮市のみが制定して	こいる都	市宣言	言であり,新市においても,宇都	
調整の考え方	宮市が人間性豊かな福祉都市の実現に向けて,住民とともに福祉行政に				
	積極的に取り組む姿勢を内外に明らかにするとともに,住民の目標とし				
	ての「福祉都市宣言」とする。				

中 分 類	生活保護 小 分 類 行旅病人・死亡人
事 業 名 称	帰郷旅費
事業目的・内容	人道的立場から行旅人への帰郷旅費の貸付を行う。
合併に向けた課題	支払方法が各市町で異なり,調整が必要である。
	行旅病人に対し必要最低限の帰郷のための支援を行なっている事業で
調整の考え方	あり,宇都宮市においては幅広く地域福祉を推進する目的の社会福祉協
	議会に委託していることから,宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	生活保護 小 分 類 行旅病人・死亡人
事業名称	無緣故者納骨堂
東娄日的 . 由家	引取者のない遺骨(無縁故者)を納骨する堂の維持管理と,その供養
事業目的・内容	を執り行う。
合併に向けた課題	各市町の納骨件数が少ないため ,効率性を考慮した調整が必要である。
細数の老さた	宇都宮市以外の納骨件数が少ないため,効率性を考慮し,宇都宮市の
調整の考え方	制度を基準に調整する。

中 分 類	高齢者福祉	小 分	類	福祉事業
事 業 名 称	地域型在宅介護支援センター運営事業			
	在宅の要援護高齢者若し)くは要抗	爰護と	なるおそれのある高齢者又はそ
┃ ■業目的・内容	の家族等に対し ,在宅介護	等に関す	る総	合的な相談に応じ ,各種の保健・
事業日の・19分 	福祉サービスを受けられる	るよう関係	系機関	関等との連絡調整等の便宜を供与
	し,福祉の向上を図る。			
今份に向けた無明	各市町で事業を実施して	ているが	,職員	配置基準や業務内容,取組内容
合併に向けた課題 等に相違があるため、調整が必要である。				, ,
	国の実施要綱等に基づき	き各市町I	こおし	1て実施されているものの,職員
調整の考え方	配置基準や業務内容,取約	且内容等I	こ違し	∖があることから,宇都宮市の制
	度を基準に調整する。			

中分類	高齢者福祉 小 分 類 福祉事業			
事 業 名 称	配食サービス事業			
事業目的・内容	在宅の要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し食事サービスを 提供することにより,高齢者等が永年住み慣れた地域社会の中で引き続 き生活してゆくことを支援し,もって,高齢者等の保健福祉の向上を図 る。			
合併に向けた課題	実施しているのは宇都宮市及び上河内町だけである。両市町間においても,一食当たりの単価,最大食数,昼・夕の区分が異なっていることから調整が必要である。			
調整の考え方	実施している宇都宮市及び上河内町において,一食当たりの単価,最大食数,昼・夕の区分等が異なる。 最大食数,昼・夕の区分については,宇都宮市のサービス水準が高いため,宇都宮市の制度を基準に調整する。 単価については,宇都宮市及び上河内町の単価をもとに,改めて見直しを行い,新たな単価を設定して,平成17年度から実施する。			

中 分 類	高齢者福祉 小 分 類 福祉事業		
事 業 名 称	高齢者世話付住宅生活援助員派遣		
	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のみの世帯の者が,地域のなかで自		
┃ ■業目的・内容	立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう,公営住宅や高齢者		
事来口的"约台 	向け優良賃貸住宅など高齢者向けに整備・配慮された住宅に,生活援助		
	員を派遣してサービスを提供することにより在宅生活を支援する。		
┃ ┃ 合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり,目的・内容は合併による影		
ロケに内けた味趣	響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
宇都宮市における本事業は、住宅基本計画に基づいたシルバーハウ			
	ング・高齢者向け優良賃貸住宅などへの生活援助員を派遣する事業であ		
調整の考え方	る。宇都宮市のみが実施している事業であるが,高齢者の自立した生活		
	を支援するため,今後も新市として取り組む必要があることから,宇都		
	宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事業名称	高齢者の住宅改修補助事業		
事業目的・内容	高齢者が住宅を改良す	る際,その費	閏用の一部を補助することによ
■ 尹耒日別・内台 ■ ■	り,当該高齢者の住環境の整備を促進する。		
合併に向けた課題	補助対象者,対象工事箇	箇所,補助額か	^で 異なることから調整が必要であ
一分に凹りた味趣	る。		
	実施している宇都宮市,	, 上三川町及て	が河内町において , 補助対象者 ,
調整の考え方	対象工事箇所,補助額が全て異なる。		
	対象者については,改修の必要度の高い介護保険対象者とすることと		
	し,原則として宇都宮市 σ)制度を基準に	調整する。

中 分 類	高齢者福祉 小 分 類 福祉事業		
事業名称	福祉入浴援助事業		
	虚弱な高齢者や身体障害者で自力又は介助者を伴って入浴のでき		
事業目的・内容	る方を対象に,心身の健康保持や社会的孤立感の解消を図るため,公		
	衆浴場の定休日を利用して,無料で入浴できる日を月に2回設ける。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり,また,各町には事業の対象		
日かに内りた味趣	となる公衆浴場がないことから,特に調整事項はない。		
	宇都宮市のみが実施している事業であるが,高齢者等の社会的孤立感		
調整の考え方	解消のため、今後新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の		
	制度を基準に実施する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分	類	福祉事業
事業名称	無料入浴券交付事業			
	自宅に入浴設備がない,	若しくは	は風呂	はあるが,風呂の修理が経済的
事業目的・内容	に困難であるなどの高齢者	背に無料 <i>)</i>	浴券	きを交付することにより , 高齢者
	の福祉の増進に寄与する。			

今份に向けた細節	宇都宮市のみが実施している事業であり,目的・内容は合併による影
│ 合併に向けた課題 │	響を受けるものではないことから,特に調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施している事業であるが,高齢者の衛生・健康保持
調整の考え方	のため,今後も新市として取り組む必要があることから,宇都宮市の制
	度を基準に実施する。

中 分 類	高齢者福祉 小 分 類 福祉事業
事業名称	敬老会開催
事業目的・内容	多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに,住民が高齢者の福祉について関心と理解を深めかつ高齢者が自らの健康の向上に努める意欲を高めることを目的に敬老会を開催する。
合併に向けた課題	実施体制,実施方法,開催会場が異なることから調整が必要である。
調整の考え方	当事業は地域性の強い事業であり、高齢者を敬愛し長寿を祝うために開催するとともに、地域のつながりを深めるものでもあるため、行政だけが主体となって開催するよりも、地域とともに、身近な場所において開催していくことが、今後の敬老会のふさわしいあり方である。このため、社会福祉協議会等地域との共催事業として実施している宇都宮市の制度を基準に調整する。

中分類	高齢者福祉 小分類 福祉事業		
事業名称	長寿祝記念品贈呈事業		
事業目的・内容	多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに,住民が高齢者の福祉について関心と理解を深めかつ高齢者が自らの健康の向上に努める意欲を高めることを目的として,記念品を贈る。		
合併に向けた課題	対象者,記念品の内容等が異なることから調整が必要であ	5る。	
調整の考え方	実施している各市町において,対象年齢が大きく異なっているが,長寿を祝う対象年齢が地域によって違いがあることは望ましくない。このため,一本化を図るために原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小分;	類 福祉事業	
事業名称	高齢者スポーツ用広場整備補助事業			
	高齢者の生きがいと健	康づくりを	支援するため ,地域の不特定多数	
事業目的・内容	の高齢者の利用に供するため , 自主的に空地等を確保して , 高齢者ス			
	ポーツ用広場を設置する者に対して補助を行う。			
合併に向けた課題	実施している宇都宮市及	ひ河内町口	こおいて,整備対象,手法が異なる	
一分に凹りた味趣	ことから調整が必要である。			
細数のおうた	宇都宮市の制度が全体的にはサービス水準が高いことから,宇都宮市			
調整の考え方	の制度に調整する。			

中 分 類	高齢者福祉 小 分 類 福祉事業			
事 業 名 称	生きがい対応型デイサービス事業			
	在宅の閉じこもりがちな高齢者に対し ,老人デイサービスセンター			
┃ ■業目的・内容	又は専用施設において,必要なサービスを提供することにより,当該			
■ 尹耒日別・内台 ■	高齢者の自立的生活の助長及び社会的孤立感の解消を図るとともに,			
	生きがいの増進を図る。			
合併に向けた課題	利用対象年齢,利用料が異なることから調整が必要である。			
	実施している市町において,利用対象年齢及び利用料が異なっている			
調整の考え方	が,その差異が僅少であることから,原則として宇都宮市の制度を基準			
	に調整する。			

中分類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業	
事業名称	高齢者等ホームサポート事	業		
	在宅で生活するひとり	暮らし高齢者	等に対して ,日常生活を営むう	
 事業目的・内容	えで必需的な支援を行う	ことにより,	当該高齢者等の在宅での自立し	
サ 表目的・1分台 	た生活の維持を可能にす	るとともに、	要介護状態への進行を防止す	
	る。			
合併に向けた課題	実施している宇都宮市及	なび河内町にま	いて,対象者,利用制限,利用	
日かに内げた味趣	料が異なるため調整が必要	をである。		
	宇都宮市及び河内町にあ	3いて実施して	いるが、対象者及び利用料につ	
調整の考え方	いては宇都宮市の方がサービス水準が高いため,宇都宮市の制度を基準			
	に調整し,利用制限につい	1ても適正化を	図るための見直しを図る。	

中 分 類	高齢者福祉	小:	分	類	福祉事業
事業名称	はいかい高齢者等家族支援	後事業			
	はいかい高齢者や知的	障害者	を在	宅	で介護する者に対し,探索サー
事業目的・内容	ビス利用料の一部を補助	するこ	とに	よ	り,はいかい高齢者等の早期発
	見及び安全の確保を支援	し,介	護者	ťΦ	精神的負担の軽減を図る。
	実施している宇都宮市及	ひ河原	为町は	こお	いて,宇都宮市では市単独で知
合併に向けた課題	的障害者を対象としている	ること	, ま <i>t</i>	<u>-</u> ,	自己負担の有無の違いがあるこ
	とから調整が必要である。				
	宇都宮市及び河内町にま	さいて	実施し	して	いるが,宇都宮市では市単独で
	知的障害者についても対象	食者と	してオ	らり	, 原則として宇都宮市の制度を
調整の考え方	基準に調整する。				
	なお,河内町の現利用都	皆につい	ハてに	t,	新たに自己負担が増えるため,
	経過措置を設ける。				

中 分 類	高齢者福祉	小	分	類	福祉事業
事業名称	はり , きゅう , マッサージ	施術	料助	成事	業
事業目的・内容	高齢者(満70歳以上),	身体	官鄣	者 (身体障害者手帳1級又は2級に
事来口的 的行	該当する者)及び寝たきり	老人	(満	65 点	歳以上)が保険適用外のはり,き

	ゅう,マッサージ施術を受ける場合にその料金の一部を助成することに
	より,健康の保持と福祉の増進に寄与することを目的とする。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり,目的・内容は合併による影
	響を受けるものではないことから,特に調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施している事業であるが,高齢者の健康保持と福祉
調整の考え方	の増進のため,今後も新市として取り組む必要があることから,宇都宮
	市の制度を基準に実施する。

中 分 類	高齢者福祉 小 分 類 福祉事業
事 業 名 称	高齢者短期宿泊事業
	一時的に家族等の見守りを受けることが困難になった高齢者等を
事業目的・内容	一時的に養護老人ホーム等に宿泊させて生活習慣の適切な指導等を
	行い,在宅での生活を支援する。
合併に向けた課題	対象者,利用日数,利用料が異なるため,調整が必要である。
	各市町において同様の事業を実施しているが,対象者,利用日数,利
調整の考え方	用料が異なるため,全体としてサービス水準の高い宇都宮市の制度を基
	準に調整する。

中 分 類	高齢者福祉 小	分 類	福祉事業
事業名称	ひとり暮らし高齢者日常生活用	具給付	事業(補助対象)
	在宅で暮らす,おおむね65	歳以上	の高齢者に対し日常生活用具(電
事業目的・内容	磁調理器,火災報知器,自動消	火器及	び老人用電話)を給付,又は貸与
	することにより,当該高齢者等	の福祉	の増進を図る。
合併に向けた課題	給付・貸与対象品目が異なる	らため ,	調整が必要である。
	国庫補助対象の事業であるた	:め,各	市町において制度内容にほとんど
調整の考え方	差がない。相違点は宇都宮市及	なび上河	内町で実施している老人用電話の
	貸与であるため,原則として紅	合付品目	の多い宇都宮市の制度を基準に調
	整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分	類	福祉事業
声 光 <i>勾 1</i> 2	ひとり暮らし高齢者等日常	常生活用具	L給 f	す事業(単独分)及び老人等福祉
事業名称	車購入助成事業			
	在宅で暮らす,おおむれ	265歳以	L上σ.)高齢者等に対しシルバーカーを
	給付又は購入費助成するこ	ことにより), 当	á該高齢者等の福祉の増進を図る
┃ ■業目的・内容	ことを目的とする。			
事業口の「20日 	宇都宮市では,日常生活	舌用具とし	てす	5単独で給付(所得に応じた自己
	負担があり)しており,」	ヒ三川町て	:は5	5 千円を限度に購入費の1/3を
	助成している。			
	宇都宮市では日常生活用	用具給付事	業 (〔単独)としてシルバーカーを必
合併に向けた課題	要とする高齢者に給付して	ており,上	三川	町ではシルバーカーを購入した
	場合の助成事業として実施	もしている	ため) , 調整する必要がある。

	宇都宮市及び上三川町が別の制度として実施しているが,所得に応じ
調整の考え方	た負担を求めることが望ましいため,合併後は宇都宮市の制度により実
	施する。

中分類	高齢者福祉	小 分 舞	類 福祉事業	
事業名称	老人福祉電話設置事業			
	おおむね65歳以上で	, 自宅に電話	話がない低所得(所得税非課税)	9
┃ ■業目的・内容	高齢者に電話を貸与し、村	目談・助言な	などのサービスを平日毎日行うる	ے ک
事来口的"约台 	によって , 高齢者の孤独原	感をやわらけ	げるとともに定期的な安否の確認	忍を
	行う。			
合併に向けた課題	公費負担分,個人負担分	か異なるこ	ことから調整が必要である。	
	実施している各市町にお	らいて , 公費	費負担分及び個人負担分が異なっ	J
	いるが,負担の適正化を図	図るため,原	原則として宇都宮市の制度を基準	単に
調整の考え方	調整する。			
	なお ,上三川町の現利用	者について	ては ,新たに自己負担が増えるた	め,
	経過措置を設ける。			

中 分 類	高齢者福祉	小	分	類	福祉事業
事 業 名 称	老人福祉補聴器交付事業				
	高齢者に補聴器を交付	するこ	اع ـ	によ	り ,聴覚に障害を有するためそ
事業目的・内容	の社会的活動を行うこと	が困難	誰なご	高齢	者に対し ,その活動の助長を図
	る。				
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	こいる	事業	でぁ	5リ,目的・内容は合併による影
ロガに凹げた味趣	響を受けるものではないこ	とか	5,	特に	:調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施して	こいる	事業	でぁ	るが,高齢者の社会的活動を促
調整の考え方	すため,今後も新市として	取り	組む	必要	があることから , 宇都宮市の制
	度を基準に実施する。				

中 分 類	高齢者福祉 小 分 類 福祉事業
事業名称	高齢者地域活動実践塾の設置
	シルバー大学卒業生や過去に培った技術を有する高齢者等が ,その
┃ ■業目的・内容	知識や技術を地域の高齢者等に還元する実践活動の仕掛けづくりを
尹未口以"以谷 	進めるなど,地域の高齢者の生きがいづくりのための事業を推進す
	వ 。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり,目的・内容は合併による影
一分に凹りた味趣	響を受けるものではないことから,特に調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施している事業であるが,高齢者の生きがいづくり
調整の考え方	のため,今後も新市として取り組む必要があることから,宇都宮市の制
	度を基準に実施する。

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業		
事業名称	高齢者外出支援事業(バス	スカード購入	費助成)		
	加齢による身体機能の衰えによって,自動車や自転車の運転が困				
 事業目的・内容	なり,自分自身では,外出	台の手段を持	たない高齢者に対し,バス利用の		
尹未口以"以谷 	一部助成を行うことにより),当該高齢	者の外出の支援と社会参加を促進		
	する。				
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり,目的・内容は合併によ				
ロ肝に内けた味趣	音妍に向けた課題 ┃ 響を受けるものではないことから , 特に調整事項はない。				
	宇都宮市のみが実施して	いる事業で	あるが , 高齢者の外出支援と社会		
調整の考え方	参加の促進のため、今後も	新市として	取り組む必要があることから,宇		
	都宮市の制度を基準に実施	する。			

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類 福祉事業		
事業名称	生きがいづくり推進事業派遣補助金			
	栃木県外で開催されるねんりんピックに出場する団体に対し,そ			
事業目的・内容	遣に係る費用の一部を補助	かすることにより出場を促進し , もって高齢者		
	の生きがいづくりの推進に	こ寄与する。		
今份に向けた細節	宇都宮市のみが実施して	ている事業であり,目的・内容は合併による影		
│ 合併に向けた課題 │	ことから,特に調整事項はない。			
	宇都宮市のみが実施して	ている事業であるが,高齢者の生きがいづくり		
調整の考え方	のため,今後も新市として	て取り組む必要があることから,宇都宮市の制		
	度を基準に実施する。			

中分類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事業名称	高齢者生活支援型ホームへ	、ルパー派遣	事業
	身体上または精神上の障	章害のため ,	日常生活に支障があるが介護保険
事業目的・内容	の対象とならないおおむね	Q 6 5 歳以上(のひとり暮らしや高齢者夫婦など
	の家庭をホームヘルパーか	が訪問して , 🤄	家事など日常生活の援助を行う。
合併に向けた課題	ヘルパーの派遣内容に構	8差があり,	派遣上限・派遣手数料・実施方法
日かに凹げた味趣	に違いがあることから,訓	整が必要で	ある。
	各市町において同様の事	事業を実施し	ており,派遣内容,派遣上限,派
調整の考え方	遣手数料が異なっているが,差異は僅少であることから,原則として宇		
	都宮市の制度を基準に調整	逢する。	

中 分 類	高齢者福祉	小分類福祉事業	
事業名称	成年後見制度市町長申立て(高齢者)		
	老人福祉法第32条に基づき,成年後見制度の利用が必要と認められ		
┃ ■ 事業目的・内容	るが , 身寄りがない等の事由により , 申立てができない痴呆性高齢者等		
7*410	について,市町長が後見等開始の審判を申し立て,当該高齢者の権利を		
今份に向けた部時	法令に基づき各市町が実施する事務であり,各市町間で基本的に内容		
合併に向けた課題	に違いはないため,現段階で調整すべき事項はない。		

知較の老さ亡	法令に基づき各市町が実施する事務であり,各市町間で基本的に内容
調整の考え方	に違いはないが,運用基準を定めている宇都宮市制度を基準に運用する。

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業		
事業名称	養護老人ホーム入所措置				
	6 5 歳以上の者で,身体上,精神上,環境上の理由及び経済的理由				
事業目的・内容	事業目的・内容 より居宅で生活する事が困難な者に対し,老人ホームへの入所措				
	う。また死亡時,葬祭を行	う者がいない	1場合は葬祭委託を行う。		
会所において入所判定委員会を設置しているが,委員の構成の場合を表現である。 会市町において入所判定委員会を設置しているが,委員の構成の場合を表現しているが,					
合併に向けた課題	^{1开に向けた課題}				
	各市町において実施しているが,入所判定の組織については新市				
調整の考え方	とつ設置されていれば足りることから , 原則として宇都宮市の制度を基				
	準に調整する。				

中分類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業	
事業名称	地域ケア会議			
	介護予防・生活支援の観り	 気から , 介記	護保険外のサービス提供が必要な	
 事業目的・内容	高齢者を対象に,地域型支持	愛センター σ	D統括や効果的な介護予防・生活	
● 争未口的 * 的合 ■	支援サービスの総合調整,原	3宅サービス	ス事業者及び居宅介護支援事業所	
	の指導・支援など地域ケアの	D総合調整を	E行う。	
合併に向けた課題	西内容に違いがあることから調整			
ロ肝に内けた味趣	^{□ 併に回けた誅題}			
	各市町で取り組んでいる「	内容,実施体	体制,実施回数等に相違点がある	
調整の考え方	ため,各市町における実施状況を踏まえながら,原則として宇都宮市の			
	制度を基準に調整する。			

中分類	高齢者福祉	小 分 類	手当
事業名称	敬老祝金の支給		
事業目的・内容	多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに,住民が高齢者の福祉について関心と理解を深めかつ高齢者が自らの健康の向上に努める意欲を高めることを目的に,祝金を支給する。		
合併に向けた課題	対象者(対象年齢), 贈呈金額が異なるため,調整が必要である。		
調整の考え方	実施している各市町において,対象年齢,金額が全て異なっていることから,一本化を図るため,原則として宇都宮市の制度を基準に調整するものとする。		

中 分 類	高齢者福祉 小 分 類 手当		
事 業 名 称	在宅高齢者家族介護慰労金		
事業目的・内容	介護が必要な寝たきり又は痴呆の高齢者を日常的に介護している家族		
TADD NO	に慰労金を支給することにより、その家族の労をねぎらう。		
合併に向けた課題	支給要件,支給額,支給方法が異なるため,調整が必要である。		

卸数のおうナ	実施している各市町において,支給要件,支給額が異なっていること
調整の考え方	から ,一本化を図るため ,原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	高齢者福祉 小分類	手当		
事 業 名 称	家族介護慰労事業			
事業目的・内容	介護が必要な寝たきり又は痴呆の高齢者	皆を日常的に介護している家族		
事来口的"约台 	に慰労金を支給することにより、その家族の労をねぎらう。			
	ひとつの事業として実施しているのは上	L三川町だけであるが,各町で		
合併に向けた課題	行っている在宅高齢者家族介護慰労金事業	能との比較,検討,調整が必要		
である。				
	上三川町においては,在宅高齢者家族介	ト護慰労金とは別制度として ,		
	当事業を実施しているが,宇都宮市におい	1ては当制度も含めて在宅高齢		
	者家族介護慰労金制度に一本化している。			
調整の考え方	このため,新市においては,当事業につ	ついて,ひとつの在宅高齢者家		
	族介護慰労金制度として宇都宮市の制度に	に統一して実施する。		
	ただし ,現在上三川町においては両制度	の併給が可能となっているが,		
	新市においては宇都宮市の制度に従い,-	-本化する。		

中 分 類	高齢者福祉	小	分	類	保健事業
事業名称	訪問指導事業				
事業目的・内容	対し,保健師・栄養士・看	護師	等か	が記	算が必要である者及びその家族に閉し,必要な保健指導等を行うこの保持増進及びQOLの向上を図
合併に向けた課題	は各市町において違いがあ	る。 二相当	また	: , 浡	返しているが,実施方法について 可内町においては,介護保険制度 写を,訪問指導の中で実施してい
調整の考え方					『宮市の制度を基準に調整するも 検該当者に対する訪問リハビリに

中 分 類	高齢者福祉	小分類保健事業		
事業名称	介護予防教室			
	高齢者ができる限り介語	護状態に陥ることなく,生き生きと地域で生活		
┃ ■業目的・内容	ができるよう,心身の低了	下防止を図る。また,要介護状態になる要因と		
● 事業日別・19分 ■	されている転倒や骨折にて	ついて,健康チェックや体力測定,レクリェー		
	ションなどを行うことによ	より,転倒・骨折の予防を図る。		
合併に向けた課題	実施方法,実施回数等が異なっているため,調整が必要である。			
	各市町において実施して	ているが,実施方法等が異なっている。新市移		
調整の考え方	行後は,地域型在宅介護支援センターに委託事業として実施することが			
	望ましいことから,原則と	として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉 小 分 類 老人医療			
事業名称	老人医療給付・支給事業			
	高齢者の医療を確保することで安心して疾病の治療を受け,医療費の			
事業目的・内容	適正な執行を図るため,資格認定(内容変更等を含む)事務,医療給付			
	事務,医療費支給事務(高額医療費を含む)などを行う。			
	資格認定は,宇都宮市以外は栃木県国保連合会の共同電算事業におい			
合併に向けた課題	て管理しているため,新市においてデータの共有化及び電算システムの			
	一本化を図る必要がある。			
	医療給付事務及び医療費支給事務の取扱いについては,各市町とも違			
調整の考え方	いはない。資格認定事務については,違いがあるが,システムの一本化			
	により解消が可能なため,電算システムも含めて,宇都宮市の制度を基			
	準に調整する。			

中分類	高齢者福祉 小 分 類 老人医療			
事業名称	医療費適正化事業			
	診療報酬明細書を点検の実施により,過誤調整等により医療費の是正			
事業目的・内容	をすることで,医療費の適正な執行を図るため,診療報酬明細書の請求			
	内容点検,第三者行為求償事務などを行う。			
合併に向けた課題	事業の内容としては各市町とも同じであるが , 市町によって診療報酬			
口併に凹げた味趣	明細書の点検作業を点検嘱託員雇用又は委託事業として行っている。			
調整の考え方	国の制度に基づき,各市町において同様の内容で実施しているため,			
神雀のちん力	原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。			

中 分 類	高齢者福祉 小 分 類 老人医療				
事業名称	老人医療重複頻回受診者訪問指導				
	同一人について,2以上の保険医療機関等からレセプトがあるものや				
┃ ■業目的・内容	多数の保険医療機関から同一月分のレセプトが提出された場合,薬の重				
尹未口以"以台 	複使用も予想されるので,その実態の把握に努め保健師等の訪問指導等				
	適切な措置の実施に努める。				
合成に力はも 調照 各市町において事業内容は同じであるが,実施方法が異なって					
┃ 合併に向けた課題 ┃	め,調整が必要である。				
調整の考え方	国の制度に基づき,各市町において同様の内容で実施しているため,				
神罡のちん刀	原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。				

中 分 類	高齢者福祉	小 分	類	その他の事務	
事業名称	障害者控除対象者認定書交付事業				
	身体障害者手帳を持っていない満65歳以上の者で,精神又は身体に				
┃ ■業目的・内容	障害があり,その障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるもの				
事業日的・内谷	に対し,所得税・地方税の確定申告などの際に障害者控除の対象となる				
	認定書を交付する。				
今供に向けた 部時	宇都宮市以外は,基準等を作成して実施しているわけではないため,				
合併に向けた課題	特に調整すべき事項はない。	0			

	法令に基づき各市町が実施する事務であり,各市町間で基本的に内容
調整の考え方	に違いはないため,原則として,基準等を作成している宇都宮市を基準
	に実施する。

中 分 類	障害者福祉 小 分 類 施設			
事業名称	心身障害者福祉作業所(市町立)の管理運営			
事業目的・内容	在宅の身体障害者及び知的障害者が自宅から通所して職業訓練及び日			
■ 尹耒日別・内台 ■ ■	常訓練を行い,自立助長を図る。			
合併に向けた課題	委託の相手方,委託の内容に違いがないため,特に調整すべき事項は			
一分に凹げた味趣	ない。			
	実施している各市町において,いずれも社会福祉協議会に委託してい			
調整の考え方	るため,委託料の基準,積算方法,コスト等を考慮しながら,原則とし			
	て宇都宮市の制度を基準に調整する。			

中 分 類	障害者福祉	小 分	類	支援費
事業名称	支援費制度支給決定事務			
	支援費制度において,降	章害者福祉	<u></u> Մ −	- ビス(居宅サービスや施設サー
事業目的・内容	ビス)の利用について,対	を援費のす	を給る	受けようとする障害者に対し ,
	当該障害者の支給申請に基	まづき , き	返援費	_望 の支給の要否を決定する。
合併に向けた課題	支給決定のための判定会	会議のあり)方な	など調整が必要である。
一分に凹りた味趣	支援費プログラムが市町	丁間で異な	こるに	ことから,調整が必要である。
	判定会議の有無等支給流	央定のプロ	コセス	スにおいて , 市町間で違いが見ら
	れる。宇都宮市においては	t,第三者	の専	門委員による判定を行っており,
調整の考え方	専門性が確保されているこ	こと,また	三,狙	由自開発の支援費支給管理プログ
	ラムを活用できることから	5 , 原則 d	こして	宇都宮市の制度を基準に調整す
	る。			

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業	
事業名称	障害者生活支援事業			
	在宅の障害者に対し,在宅福祉サービスの利用援助,社会資源の活用			
┃ ■ 事業目的・内容	や社会生活力を高めるため	りの支援 , 介護	護相談及び情報の提供等を総合的	
尹未口的"约台 	に行うことにより , 障害者	皆やその家族の)地域における生活を支援し,も	
	って在宅の障害者の自立と	:社会参加の仮	産進を図る。	
	独自に実施しているのは	は宇都宮市だけ	けであり,各町については県との	
合併に向けた課題	共同事業として,各健康福	冨祉センター圏	圏域で実施し , 圏域内の社会福祉	
	法人に委託しているため,	, 県との調整か	が必要である。	
	新市における支援センタ	ターの設置箇所	f数や配置について検討する必要	
調整の考え方	があるが,県と調整を進め	りながら,原貝	として宇都宮市の制度を基準に	
	調整する。			

中分類	障害者福祉	小 分	類	福祉事業	
事業名称	障害者日常生活用具給付・	貸与(補	助対	象分)	
	在宅の障害者が日常生活	舌を営むう	うえて	での不便を解消し,容易に日常生	
事業日的 . 由家	活を送ることができるよう	うにする。			
事業目的・内容 	障害者からの申請に基づき,ベッドや移動用リフト・盲人用時計など				
	の日常生活用具を給付する	5.			
合併に向けた課題	各市町とも同様の基準に	基づき第	€施し	っているが , 自己負担分の助成に	
一分に凹りた味趣	ついて差があることから,	調整する	必要	がある。	
	法令に基づき各市町が実	€施してい	る事	『務であり,給付品目に違いはな	
調整の考え方	いが,宇都宮市においては一部自己負担分を助成しており,サービス水				
	準が高いことから , 原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。				

中 分 類	障害者福祉 小分類	福祉事業	
事業名称	障害者日常生活用具給付・貸与(単独分)		
	在宅の障害者が日常生活を営むうえ	での不便を解消し,容易に日常生	
事業目的・内容	活を送ることができるようにするため	,補助対象分以外の日常生活用具	
	について,単独で給付を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業で	あり,目的・内容については合併	
ロ肝に凹げた味趣	により影響を受けるものではないこと	から,特に調整事項はない。	
	宇都宮市のみが実施している事業で	あるが,在宅の障害者の日常生活	
調整の考え方	を支援するため,今後も新市として取	り組む必要があることから,宇都	
	宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業	
事業名称	重度身体障害者住宅改造費助成			
	重度身体障害者の日常生活を容易にするため,日常生活用具,補装具			
事类只的,内容	の使用に伴う玄関,廊下,寝室,台所,浴室,便所等の改造工事等住宅			
事業目的・内容	設備を改造する経費の一部を補助することにより,生活環境の整備を図			
	ర .			
合併に向けた課題	実施している市町においては,制度内容が同じである。			
	実施している宇都宮市,上三川町及び河内町においては,制度内容が			
調整の考え方	同じである。在宅の障害者の日常生活を支援するため,今後も新市とし			
	て取り組むひつようがあることから ,宇都宮市の制度を基準に調整する。			

中 分 類	障害者福祉	小分)類	福祉事業
事 業 名 称	重度身体障害者福祉電話設	置		
	外出困難な在宅の重度身	体障害	者に対	付して,相談,助言,安否の確認
事業目的・内容	等各種のサービスを提供す	「るため	,在写	記障害者の自宅に福祉電話を設置
	する。			
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	こいる事	業では	5り,目的・内容については合併
ロ肝に凹げた味趣	により影響を受けるもので	ごはない	ことた	^ら,特に調整事項はない。

	宇都宮市のみが実施している事業であるが,外出困難な在宅の重度身
調整の考え方	体障害者へのサービスとして,今後も新市として取り組む必要があるこ
	とから,宇都宮市の制度を基準に実施する。

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事業名称	身体障害者自動車改造費助	力成	
	身体障害者が就労等に係	半い自動車を耳	双得する場合 , その自動車の改造
事業目的・内容	に要する経費を助成するこ	ことにより,『	章害者の就労活動の助長,積極的
	な社会参加の促進を図る。		
	実施しているのは宇都宮	官市だけであり),各町は県が実施している。宇
合併に向けた課題	都宮市と県において,多少	少の違いがある	るため,県事業との調整が必要で
	ある。		
	宇都宮市のみが実施している事業であり,各町においては県が実施し		
┃ 調整の考え方	ている。		
回登の与え力 	ただし ,県と宇都宮市 σ	制度において	「違いがあるため , 合併に併せて ,
	県に合わせた事業の見直し)を図る。	

中 分 類	障害者福祉 小 分 類 福祉事業
事業名称	重度視覚障害者磁気誘導白杖購入費補助
	歩道等に敷設された磁気標識体等を識別できる誘導用白杖を購入する
事業目的・内容	費用の一部を助成することにより、重度の視覚障害者の歩行の容易さや
	安全に寄与するとともに,社会参加を促進する。
今供に向けた 細節	宇都宮市のみが実施している事業であり,目的・内容については合併
┃ 合併に向けた課題 ┃	により影響を受けるものではないことから,特に調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施している事業であるが,重度視覚障害者の社会参
調整の考え方	加を促進するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇
	都宮市の制度を基準に実施する。

中 分 類	障害者福祉	小 分	類	福祉事業
事業名称	身体障害者補助犬支援事業	É		
	補助犬(盲導犬,介助力	弋,聴導2	է) ወ)使用は,障害者の社会参加と日
	常生活における利便性を研	催保する	手段と	こして極めて有効であるが,国内
事業目的・内容	においてはこれら補助犬の	の育成は	まだま	にだ立ち遅れているため,育成事
	業者及び導入者に対し負担	旦すべき顫	費用0)一部を助成することによりその
	普及を図り支援する。			
┃ ┃ 合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	ている事業	業でま	5り,目的・内容については合併
ロケに内けた味趣	により影響を受けるもので	ではないこ	ことか	^ら,特に調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施して	ている事業	業でま	るが,障害者の社会参加と日常
調整の考え方	生活における利便性を確保	呆するため	カ, 4	今後も新市として取り組む必要が
	あることから,宇都宮市の	D制度を基	き準に	実施する。

中 分 類	障害者福祉	小分	〕 類	福祉事業
事業名称	訪問入浴サービス(移動浴	槽車派	遣事業	Ě)
	単身では入浴が困難な身	·体障害	者(児	記)に対し,移動浴槽車を派遣し,
事業目的・内容	定期的に入浴サービスを実	施する	ことに	こより,本人及び介護者の福祉の
	向上を図る。			
┃ ┃ 合併に向けた課題	宇都宮市と河内町で実施	してい	るが	, 対象者及び委託内容が異なって
ロ肝に凹げた味趣	いるため,調整することが	必要で	ある。	
調整の考え方	宇都宮市における対象者	の範囲	が河戸	内町よりも広いため,宇都宮市の
神霊の与え力	制度を基準に調整する。			

中 分 類	障害者福祉	小 分 舞	領 福祉事業
事 業 名 称	手話奉仕員派遣事業		
	聴覚障害者等が日常生活	舌を営む上	でコミュニケーションを行う場合
事業目的・内容	に,手話奉仕員を派遣する	ことにより),聴覚障害者等の社会参加を円滑
	にし,障害者福祉の増進を	図る。	
合併に向けた課題	実施しているのは宇都宮	市だけでま	5 り,同様の事業を県が行っている
日間けた所と	ため,市町間で調整すべき	事項は特に	にない。
	宇都宮市のみが実施して	いる事業で	であり,各町においては県が実施し
	ているが,聴覚障害者等の)社会参加を	を促進するため,今後も新市として
調整の考え方	取り組む必要があることか	ら,宇都宮	官市の制度を基準に実施する。
	また,これまでの県の制	度の利用者	音が,円滑に宇都宮市の制度を利用
	できるよう調整を行う。		

中分類	障害者福祉 小 分 類 福祉事業
事 業 名 称	重度心身障害者タクシー料金助成
	電車 ,バス等の通常の交通機関を利用することが困難な重度障害者に ,
事業目的・内容	タクシー料金の一部を助成することにより,生活圏の拡大と社会参加の
	促進を図る。
	宇都宮市と河内町で実施しているが ,交付枚数等が異なっているため ,
合併に向けた課題	調整する必要がある。また,上三川町では社協が実施しているため,実
	施主体も含め調整が必要である。
	本事業については,行政の事業と位置づけ実施していく。
調整の考え方	交付枚数等制度内容については , 宇都宮市のサービス水準が高いこと
	から,宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事業名称	リフト付タクシー運行		
事業目的・内容			ゴン車をタクシーとして運行し , 手段の確保と社会参加を促進す
合併に向けた課題			5り,目的・内容については合併 いら,特に調整事項はない。

	宇都宮市のみが実施している事業であるが,障害者の移動手段の確保
調整の考え方	と社会参加を促進するため,今後も新市として取り組む必要があること
	から,宇都宮市の制度を基準に実施する。

中 分 類	障害者福祉	小 分	類	福祉事業
事業名称	知的障害者等交通費助成			
	療育手帳の交付を受けた	:知的障害	者が	が,通学,通院,訓練等のため定
事業目的・内容	期的に交通機関を利用する	3場合に ,	その)交通費を助成することにより,
	知的障害者の更生を援助し	/社会参加	を仮	産進する。
今併に向けた課題	実施しているのは宇都宮市だけであるが,上三川町では社協が実 合併に向けた課題 ているため,実施主体等も含め調整することが必要である。			
ロガに凹げた味趣				
	宇都宮市のみが実施して	こいる事業	€でま	5るが , 知的障害者の更生を援助
┃ 調整の考え方	し社会参加を促進するため),行政が	実施	すべき事業と位置づける。また ,
神霊の与えり	上三川町社協よりも宇都宮	膏市のサ−	-ビス	ス水準が高いことから,宇都宮市
	の制度を基準に調整する。			

中 分 類	障害者福祉	小 分	類	福祉事業
事業名称	在宅心身障害者デイケア事	業		
	在宅の重度心身障害者が	デイケア	セン	/ターに通所して日常生活動作訓
事業目的・内容	練,社会適応訓練,介護技	術等の指	導訓	練を行い , 在宅重度障害者の地
	域生活の助長 ,心身機能の約	推持向上 を	およ	び介護家族の負担の軽減を図る。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	いる事業	でぁ	5り,目的・内容については合併
一分に凹りた味趣	により影響を受けるもので	はないこ	とか	ゝら,特に調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施して	いる事業	でぁ	5るが,在宅重度障害者の地域生
調整の考え方	活の助長及び心身機能の維	持向上の	ため),今後も新市として取り組む必
	要があることから,宇都宮	市の制度	を基	準に実施する。

中分類	障害者福祉 小 分 類 福祉事業
事業名称	障害児育成支援事業
	養護学校就学中の児童が,家庭や学校以外での社会生活訓練,余暇活
┃ ■業目的・内容	動を通じた協調性、社会性などを習得できる場を設け、将来の自立を見
事来口的"约台 	据えた健全育成を支援するとともに、保護者の介護による疲労回復や自
	由な時間の確保を図る。
	宇都宮市が実施しているほか,上三川町が平成16年度から実施する
┃ ┃ 合併に向けた課題	予定である。
ロガに凹げた味趣	宇都宮市では小学生までの知的障害者を対象としており,上三川町も
	小学生までを対象として,実施する方向である。
	宇都宮市だけが実施しており,上三川町では平成16年度に,ほぼ同
調整の考え方	じ制度内容で実施予定であるが,新市において統一的に実施する必要が
	あることから,原則として,宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事業名称	障害者地域生活ホーム運営	事業	
	身体障害者又は知的障害	害者に対し世	話人を配置した生活の場を提供
事業目的・内容	し,独立自活に必要な援助	かを行い障害	皆の地域社会での自立生活を援助
	する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	こいる事業で	あり ,目的・内容については合併
口併に凹げた味趣	により影響を受けるもので	ごはないことが	から,特に調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施して	こいる事業で	あるが , 障害者の地域社会での自
調整の考え方	立生活を支援するため,今	後も新市とし	て取り組む必要があることから,
	宇都宮市の制度を基準に実	€施する。	

中 分 類	障害者福祉	小 分	類	福祉事業
事業名称	知的障害者グループホーム	」運営補助	事業	
事業目的・内容	知的障害者の地域生活支	を 援の強化	とを図	ることを目的に,グループホー
事来中的"内台 	ムの設置を促進するため <i>の</i>	対補助を行	jう。	
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	こいる事業	€であ	5り,目的・内容については合併
ロ肝に凹げた味趣	により影響を受けるもので	ごはないこ	ことか	ら,特に調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施して	こいる事業	€であ	ろが,知的障害者の地域生活を
調整の考え方	支援し,グループホームの)設置を(建進す	るため,今後も新市として取り
	組む必要があることから、	宇都宮市	の制	度を基準に実施する。

中 分 類	障害者福祉	小:	分类	顉	福祉事業
事業名称	心身障害者福祉作業所施設	整備費	貴補助	力事	業
事業目的・内容	民間の心身障害者福祉作	業所の	の施設	殳整	備に要する経費を補助すること
新来日的・10分 	により,施設の環境改善を	図り	,障害	[者	福祉の増進に寄与する。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	こいる	事業で	であ	り,目的・内容については合併
日間に回りた味趣	により影響を受けるもので	ごはない	にと	こか	ら,特に調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施して	こいる	事業で	であ	るが,民間の心身障害者福祉作
調整の考え方	業所の環境改善を図るため), 今往	き も 新	折市	として取り組む必要があること
	から,宇都宮市の制度を基	準に到	€施す	トる	0

中 分 類	障害者福祉 小 分 類 福祉事業			
事業名称	成年後見制度市町長申立て(知的障害者)			
	知的障害者福祉法第27条の3に基づき,成年後見制度の利用が必要			
┃ ■業目的・内容	と認められるが,身寄りがない等の事由により,申立てができない知的			
■ 事業日別・内谷 ■	障害者について,市町長が後見等開始の審判を申し立て,当該障害者の			
	権利を保護する。			
合併に向けた課題	各市町間で特に内容に違いはないので調整すべき事項はない。			
	法令に基づき各市町が実施する事務であり,各市町間で基本的に内容			
調整の考え方	に違いはないが , 運用基準を定めている宇都宮市の制度を基準に運用す			
	ತ 。			

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事業名称	福祉マップ作成		
	障害者が , 外出する際に	役立つ情報を	E掲載したガイドマップを作成・
事業目的・内容	配布することにより、障害	書者の円滑な行	丁動と積極的な社会活動を支援す
	る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	こいる事業であ	5り,目的・内容については合併
ロ肝に凹げた味趣	により影響を受けるもので	ごはないことが	^ら,特に調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施して	こいる事業であ	るが,障害者の円滑な行動と積
調整の考え方	極的な社会活動を支援する	らため,今後も	新市として取り組む必要がある
	ことから、宇都宮市の制度	要を基準に実施	重する。

中 分 類	障害者福祉 小 分 類 福祉事業
事業名称	奉仕員養成事業
	視覚・聴覚障害者の情報取得のハンディを補う手段を習得した奉仕員
事業目的・内容	を養成することにより,障害者の円滑な行動と積極的な社会活動を支援
	する。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり,目的・内容については合併
日かに凹げた味趣	により影響を受けるものではないことから,特に調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施している事業であるが、障害者の円滑な行動と積
調整の考え方	極的な社会活動を支援するため,今後も新市として取り組む必要がある
	ことから,宇都宮市の制度を基準に実施する。

中 分 類	障害者福祉	小 分	類	福祉事業
事 業 名 称	IT講習会開催事業			
	障害者が情報を獲得する	手段とし	て ,	インターネットやワード , エク
事業目的・内容	セルの初級を中心に,障害	別に講習	会を	E開催し障害者の社会参加を促進
	する。			
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	いる事業	ŧでぁ	5り,目的・内容については合併
ロ肝に凹げた味趣	により影響を受けるものではないことから,特に調整事項はない。			^ら,特に調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施して	いる事業	ŧでぁ	5るが,障害者の社会参加を促進
調整の考え方	するため,今後も新市とし	て取り約	目む必	必要があることから,宇都宮市の
	制度を基準に実施する。			

中 分 類	障害者福祉	小	分	類	福祉事業
事業名称	喉頭摘出者発声訓練事業				
事業目的・内容	喉頭を摘出した音声機能	ド障害	者の	発声	訓練事業を支援し,中途障害者
争未口的的分	に対するリハビリテーショ	ンの	充実	を図]り ,社会復帰・自立を促進する。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	こいる	事業	であ	5り,目的・内容については合併
日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	により影響を受けるもので	ごはな	いし	とか	^ら,特に調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施して	こいる	事業	であ	ろが,障害者の社会復帰・自立
調整の考え方	を促進するため,今後も新	市と	して	取じ)組む必要があることから,宇都
	宮市の制度を基準に実施す	る。			

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事業名称	公の施設の使用料の減免		
	障害者(身体障害者手向	帳,療育手帳》	又は精神障害者手帳の交付を受
┃ ■業目的・内容	けている者)等が,公のカ	施設を利用す	る場合に , その使用料の全部又
尹未口以"以谷 	は一部を免除することに	より ,障害者	こよる公の施設の利用機会の拡
	大を図り,社会参加の促	進に寄与する	0
	現在は,宇都宮市と河内	り町において洞	【免を実施しているが , 各町にも
合併に向けた課題	公共施設は多数存在してお	うり,障害者の	社会参加を促進するためにも対
	象となる施設の範囲及びそ	その免除額等に	こついて検討する必要がある。
	減免を実施しているのは	は宇都宮市及び	「河内町であるが,対象となる施
調整の考え方	設の範囲が広く水準が高い	1のは宇都宮市	iであるため,宇都宮市の制度を
	基準に調整する。		

中 分 類	障害者福祉 小 分 類 福祉事業
事業名称	障害者福祉ゾーン設置事業
	障害者の安全な交通環境を守るため、障害者施設周辺において、福祉
事業目的・内容	ゾーンの標識設置及び車いすマークの道路標示を行い,施設の存在を自
	動車の運転手に知らせ注意を喚起する。
今份に向けた細節	宇都宮市のみが実施している事業であり,目的・内容については合併
│ 合併に向けた課題 │	により影響を受けるものではないことから,特に調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施している事業であるが,障害者の安全な交通環境
調整の考え方	を守るため,今後も新市として取り組む必要があることから,宇都宮市
	の制度を基準に実施する。

中 分 類	障害者福祉	小 分 對	領 福祉事業	
事 業 名 称	障害者の日・週間啓発事業	ŧ		
	平成7年に国において12月3日の「国際障害者デー」から1			
	日の「障害者の日」までの	D一週間が	「障害者週間」と定められた。この	
事業目的・内容	障害者週間に合わせ,障害	害者に対する	る障壁を除去し,障害者の社会参加	
	を推進するため,住民一人	しひとりの理	里解と認識を深めることを目的とし	
	て,啓発活動を実施する。			
┃ ┃ 合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり,目的・内容については合例			
ロ肝に凹げた味趣	により影響を受けるもので	ではないこと	こから,特に調整事項はない。	
	宇都宮市のみが実施して	ている事業で	であるが、障害者への市民の理解を	
調整の考え方	深めるため、今後も新市と	こして取り糺	目む必要があることから,宇都宮市	
	の制度を基準に実施する。			

中 分 類	障害者福祉	小分類	福祉事業
事業名称	盲導犬ふれあい教室		
事業目的・内容	障害者週間に合わせ、幼]少時から障害者	者に対する理解を深めるため ,
	小学校において「盲導犬ぶ	れあい教室」を	を実施する。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	いる事業であり),目的・内容については合併
	により影響を受けるもので	はないことから	ら,特に調整事項はない。

	宇都宮市のみが実施している事業であるが,障害者への子供たちの理
調整の考え方	解を深めるため,今後も新市として取り組む必要があることから,宇都
	宮市の制度を基準に実施する。

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	手話通訳設置		
事業目的・内容	手話通訳を行う者を窓口	こに常時配置し	, 来庁した聴覚障害者等のコミ
尹未口的 * 的合	ュニケーションの円滑化を	推進する。	
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	いる事業であ	5り,目的・内容については合併
口付に凹けた味起	により影響を受けるもので	ではないことか	^ら,特に調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施して	いる事業であ	るが, 来庁した聴覚障害者等の
調整の考え方	コミュニケーションの円滑	骨化を推進する	らため,今後も新市として取り組
	む必要があることから,宇	都宮市の制度	を基準に実施する。

中分類	障害者福祉	小 分	類	福祉事業
事業名称	心身障害者福祉作業所運営	事業		
事業目的・内容	在宅の身体障害者及び知	的障害	者が自	目宅から民間の心身障害者福祉作
事業日別・19日 	業所に通所して職業訓練及	び日常	訓練を	E行い,自立助長を図る。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	ハる事	業では	50,目的・内容については合併
口付に凹けた味起	により影響を受けるもので	はない	ことか	いら,特に調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施してい	ハる事	業であ	5る。障害者の就労の場を確保し,
調整の考え方	社会的自立を促進するため	,今後	も新さ	うとして取り組む必要があること
	から,宇都宮市の制度を基準	隼に実	施する	5.

中分類	障害者福祉	小 分	類	福祉事業
1 75 171				旧位于木
事 業 名 称	メール機能付携帯電話購入	費助成事	業	
	在宅の視聴覚障害者等に	メール様	幾能化	携帯電話購入に係る費用を助成
事業目的・内容	することにより,日常生活の	便宜を図	図り	, その福祉の増進を図ることを目
	的とする。			
┃ ┃ 合併に向けた課題	実施しているのは上河内	町だけて	である	が,宇都宮市では他の制度で給
日肝に円けた味塩	付しているため,調整が必	要である	,	
	メール機能付携帯電話に	ついては	t , 上	- 河内町においては , 購入費に対
	する助成事業として実施し	ているた	バ,宇	学都宮市においては,日常生活用
調整の考え方	具給付事業(単独)におい	て給付を	きおこ	こなっており,代替が可能である
	ことから,新市においては	,日常生	三活用	月具給付事業(単独)として実施
	する。			

中 分 類	障害者福祉	小 分	類	福祉事業
事業名称	身体障害者等特殊寝台等貨	貸与事業		
事業目的・内容	日常生活を営むのに支障	章がある在	宅の)身体障害者等に対して,特殊寝
	台・エアーパット・車椅子	² を貸与す	る。	
	河内町のみが, 在宅の障	章害者が日	常生	活を営むうえでの不便を解消す
合併に向けた課題	るために実施している事業であり,各市町で行っている障害者の支援事			
	業との比較,検討,調整な	が必要であ	る。	

	河内町において貸与事業として実施しているが,特殊寝台及びエアー
	パットについては宇都宮市の補装具交付・修理及び日常生活用具給付事
	業によって代替が可能であるため,新市移行後は,補装具交付・修理及
調整の考え方	び日常生活用具給付事業として実施する。
	また,車いすの貸与については,宇都宮市社会福祉協議会において事
	業として実施しているため,社会福祉協議会と協議し,新市において実
	施していけるよう調整する。

中分類	障害者福祉 小 分 類 福祉事業
事業名称	小規模通所授産施設運営補助
	法定の小規模通所授産施設の運営に係る経費について,施設を運営す
	る社会福祉法人に対し,補助金を交付することにより,障害者の自立及
事業目的・内容	び更生の促進を図る。
	施設利用の対象者は,市内に居住する原則として18歳以上の知的障
	害者又は身体障害者。
合併に向けた課題	宇都宮市以外では対象施設がなく,市町間で調整すべき事項はない。
	宇都宮市のみが実施している事業であるが,障害者の自立及び更生の
調整の考え方	促進を図るため,新市として取り組む必要があることから,宇都宮市の
	制度を基準に実施する。

中 分 類	障害者福祉	小 分	類	福祉事業
事 業 名 称	身体障害者福祉ホーム運営補助			
	身体障害者福祉ホームの)運営に係	る名	圣費について,施設を運営する社
┃ ■ 事業目的・内容	会福祉法人に対し,補助金	金を交付す	るこ	とにより , 障害者の自立及び更
尹未口以"以谷 	生の促進を図ることを目的	りとする。		
	施設利用の対象者は,原	則として	. 1 8	歳以上の身体障害者。
合併に向けた課題	宇都宮市以外では対象施設がなく,市町間で調整すべき事項はない。			
調整の考え方	宇都宮市のみが実施して	こいる事業	€でま	5るが,障害者の自立及び更生の
	促進を図るため,新市とし	ノて取り組	む必	必要があることから , 宇都宮市の
	制度を基準に実施する。			

中 分 類	障害者福祉	小 分	類	手当・医療
事業名称	障害者手当(単独)			
	心身に一定の障害を持つ	者に対し	ノ, 引	手当を支給することにより,経済
事業目的・内容	的負担を軽減し福祉の増進	を図る。		
	手当支給要件を満たす者	からのほ	請に	こ基づき,支給する。
	障害者手当については ,	受給資	各対象	象範囲,手当額,所得制限の有無
┃ ┃ 合併に向けた課題	について調整が必要である。			
日かに内げた味趣	特定疾患手当については	, 対象症	実患の	の範囲,手当額,所得制限の有無
	について調整が必要である。			
	障害者手当については ,タ	施して	いる	宇都宮市及び上三川町において,
調整の考え方	受給資格対象範囲,手当額	,所得制	訓限0	の有無について違いがあるが,受
神差の与え 力	給資格対象範囲及び手当額	こついて	て宇者	都宮市の水準が高いため,宇都宮
	市の制度を基準に調整する。			

また,特定疾患手当については,各市町で実施しているが,対象疾患
の範囲及び手当額について水準が高い宇都宮市の制度を基準に調整す
る 。
両手当における所得制限については,対象者の経済的負担を軽減する
ことが目的であることから,所得制限のある宇都宮市の制度を基準に調
整する。

中 分 類	障害者福祉 小 分 類 法人・団体
事業名称	宇障連障害者自立支援事業補助金
	障害者の就労を支援するため斡旋や民間事業所訪問活動を行い,就労
	の場を確保し雇用の促進を図る。また,店舗における授産品の販売や障
事業目的・内容	害者とのふれあいを通して,広く市民に障害者に対する理解を求め,障
	害者自身の自立への意欲の一層の高揚を図る。これらの事業を実施する
	障害者団体に補助を行う。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり,特に調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施している事業であるが,障害者の自立を促進する
調整の考え方	ため,今後も新市として取り組む必要があることから,宇都宮市の制度
	を基準に実施する。

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園管理
事 業 名 称	保育所入退所受付事務		
	保護者が家庭で子どもを	を保育出来ない	1場合に,保護者に代わって保育
事業目的・内容	することを目的とした児童	置福祉施設 (例	R育所)の入・退所事務を公平に
	審査・選考するなど適正に	こ実施する。	
	市町間における入所受付	寸事務処理サイ	イクルや保護者への通知書(不承
┃ ┃ 合併に向けた課題	諾通知)の発送において,	, 調整が必要と	なる。また,各市町とも入・退
口併に凹げた味起	所事務は電算化されており), 一元化に向	可け関係各課との調整が必要とな
	る。		
調整の考え方	当該事務は,原則,国の	の通知等に基づ	づき実施している事務であり,新
	市移行時には,統一的に到	実施すべきもの)であることから,宇都宮市の制
	度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分	類	保育園管理
事業名称	保育所入所基準管理			
事業目的・内容				公平に実施するため,法に定め 基準(入所基準)を定め,入所
合併に向けた課題	の項目及び配点が異るため 位等を適正に判断すること	り,市町間 ≤が可能な。 , 基準を告。	で協 基準 示し	域の実情により,入所選考基準 議を行い,入所における優先順 を策定する必要がある。 ていることから,条例・規則の
調整の考え方	•	折市移行時	には	るが,市民サービスに直接関わ 、, 統一的な基準により実施すべ を基準に調整する。

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園管理
事業名称	保育料階層認定業務		
	保育費を保護者等からそ	その負担能力し	こ応じて徴収する為に,法等に基
┃ ■ 事業目的・内容	づき税資料等の提出を求め	り手計算で階層	層区分を認定する。税資料の提出
尹未口以"以合 	のない保護者等は仮認定と	こなる。また信	主民税の課税が確定後,その税資
	料により保護者全員の階層	国区分を見直す	₹.
合併に向けた課題	税情報・住基の利用の筆	色囲・活用手法	まが異なるため , 調整が必要であ
	る。		
調整の考え方	原則として,国の通知等	等に基づき実施	もしている事務であるが , システ
	ム活用等において若干異な	なる点があるる	ことから,宇都宮市の制度を基準
	に調整することとし,新市	5移行時には、	統一的な事務執行を図る。

中分類	児童福祉 小 分 類 保育園管理
事業名称	服務事務
東娄日的 , 由家	公立保育園職員の出勤・旅行・職務専念義務免除・時間外勤務・休日
事業目的・内容	等に関する届出処理事務(受理・決裁)を行う。
	市町間において,事務処理実施の主管課や,園長専決の範囲,文書管
合併に向けた課題	理等が統一されていないため,管理部門を含めた協議を行い調整を図る
	必要がある。
	各市町において,事務処理主管課・専決者が異なっているが,事務執
調整の考え方	行を円滑に実施するため,新市移行時には,宇都宮市の制度を基準に調
	整する。

中 分 類	児童福祉	小 分	類	保育園管理
事業名称	物品購入事務			
	物品購入に関する公金支	と出に関る	5公式	Z保育園の保育の実施,施設管理
事業目的・内容	に必要な , 備品・消耗品等	の事務処	理(受理・物品選定・支出負担行為・
	決裁・発注・納品・支払し	1)を行う	Ò.	
	各市町において,事務処	1理実施8	寺の主	管課や,園長の専決の範囲,文
合併に向けた課題	書管理に当たっての取扱方	法等に通	量い力	があることから,管理部門を含め
	た協議を行い統一を図る必	め要がある	3。	
	各市町において,事務処	1理主管記	果・専	ア決者が異なっているが , 事務執
調整の考え方	行を円滑に実施するため,	新市移行	う時に	には,宇都宮市の制度を基準に調
	整する。			

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園管理
事業名称	嘱託医関係管理事務		
事業目的・内容	資するため,医師会からの	の推薦により係	態を把握し,個別の保育の実施に 保育園嘱託医を委嘱し,児童福祉 最診断,歯科健診に関する事務を
合併に向けた課題	つきがある他,各町におい	1ては公私立位	つれる報酬額や支払い回数にばら 保育園においても統一が図られて 議・調整を図る必要がある。

	各市町において,嘱託医報酬額が異なっているが,児童の処遇等を確
	保するため,新市移行時には,医師会等との調整を踏まえながら,統一
	的な基準により実施すべきものであることから,宇都宮市の制度を基準
	に調整する。

中分類	児童福祉	小	分	類	保育園管理
事業名称	実費等徴収事務				
	保育園において職員の約	合食費	及び	電話	5料は,利用食数・利用件数に応
	じて職員が実費負担し,園	■長(現金	出級	対員)からの報告書に基づき調定
┃ ■業目的・内容	書を作成し,料金を受け <i>)</i>	へれる。	o		
学来口的 的	遠足保護者負担金は ,遠	足に参	彥加	した	保護者から負担金として徴収し,
	延長保育利用者負担金(2	>立、	受訊	分)	は,利用実績に基づき保護者か
	ら負担金として徴収する。				
	市町間において,事業の	実施	体制	が異	なること等により徴収額が不統
合併に向けた課題	ーとなっていることから,	実施	体制	等σ)統一を図り,適正な単価設定と
	する必要である。				
	各市町において,負担客	原に差	が生	じて	いるが,市民サービスに直接関
知故のおこと	わり,負担の公平性を確係	まする	必要	があ	る。新市移行時には,統一的な
調整の考え方 	基準により実施すべきもの	つであ	るこ	ことか	Nら,宇都宮市の制度を基準に調
	整する。				

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園管理
事 業 名 称	表彰事務		
東娄日的,由家	社会福祉事業に永年従事	事している者で	で,その功績が特に顕著であると
事業目的・内容	認められる者を推薦する。		
今併に向けた 無時	市町間において,推薦に	当たっての基	基準において若干の違いがあるた
合併に向けた課題	め,調整する必要がある。		
	各市町において推薦基準	≛が異なるが,	公平性を図る必要があるため,
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に調整することとし,統一的な基準により実施す		
	る。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園管理
事業名称	独立行政法人日本スポーツ	ソ振興センタ-	-事務
	公立保育園に入所してい	1る児童の災害	『等に関する必要な給付を確保す
	るため,各園の園長が,独	虫立行政法人E	日本スポーツ振興センターが定め
事業目的・内容	る設置者・保護者の負担割	9合(一般 設	置者145円・保護者240円,
	要保護 設置者75円・例	保護者0円)に	基づき,保護者負担分を徴収す
	る。		
	上河内町において保護者	皆負担分を公費	きで負担しているため,新市移行
合併に向けた課題	時には、公平性を確保する	るとともに,§	受益と負担の原則により,統一的
	な基準により実施すべきも	5のであること	こから,調整が必要である。

	各市町において,保護者負担を公費負担としている町があるが,新市
 調整の考え方	移行時には,公平性等を確保するとともに,受益と負担の原則により,
神登の考え方	統一的な基準により実施すべきものであることから,宇都宮市の制度に
	より保護者負担を求める。

中分類	児童福祉 小 分 類 保育園管理
事業名称	保育料徴収事務
事業目的・内容	児童福祉法第56条第3項に基づき保育料徴収規則を定め,保育所入
事業日別・19分 	所児童の扶養義務者等から保育料を徴収する。
今併に向けた課題	市町間において,徴収規則に定められている徴収事務の範囲や収納体
│ 合併に向けた課題 │	制が異なっている。また,納期限の設定について,調整が必要となる。
調整の考え方	各市町において、納期限等の設定が異なるが、新市移行後、円滑な事
	務執行を可能とするため,統一的に実施するべきものであることから,
	宇都宮市の制度を基準に調整するが、延滞金の徴収に係る事務について
	は,関係各課と協議をしながら,徴収する方向で調整する。

中分類	児童福祉 小 分 類 保育園管理	
事業名称	施設維持管理(施設修繕等業務)	
	保育所,留守家庭児童会,子どもの家に破損が生じた場合,軽易なっ	ŧ
┃ ■業目的・内容	のを除き,業者発注により施設の修繕を行う。また,保育園に設置後	,
尹未口以"以谷 	20年程度経過した食器消毒保管庫の入れ替え,購入後,12~13年	年
	経過したコピー機の更新を行う。	
	市町間において,施設修繕時に他課(建築課等)へ依頼する基準や	専
合併に向けた課題	決規定,修繕等の内容・範囲等が異なっていることから,調整を図る。	必
	要がある。	
	各市町において,事務処理主管課・専決者が異なっているが,事務	執
調整の考え方	行を円滑に実施するため、新市移行時には、宇都宮市の制度を基準に	調
	整する。	

中 分 類	児童福祉	小 分	類	保育園管理
事 業 名 称	施設維持管理(保育室冷房	化計画管	雪理業	美務)
	公立保育園における冷房	設備につ	ついて	ては,これまで主に乳児室や,午
	睡室のみの設置であったか	、夏季の	の暑さ	さや定数弾力化の影響により,児
┃ ■業目的・内容	童の健康管理のため不可欠	てなもので	となっ	ってきていることから,平成15
尹未口以"以谷 	年度から17年度までの3	か年で会	全保育	育室の冷房化を実施する。
	また,改築園については	は,工事に	こ併も	せて冷房を設置する。既に冷房完
	備の保育園及び改築,民営	常化 , 統原	整合等	予定の保育園は除く。
	上河内町・河内町におり	1ては , 彗	整備泛	みとなっており , 宇都宮市と上
合併に向けた課題	三川町の未整備施設への設	置計画で	を,ほ	保育所の改築計画を踏まえ調整す
	る必要がある。			
	宇都宮市・上三川町にお	いて未塾	整備愿	園があるが,児童の処遇上の公平
調整の考え方	性を早期に確保するため、	計画的	こ整体	請する必要があることから,宇都
	宮市の制度を基準に調整す	⁻ る。		

中 分 類	児童福祉 小 分 類 保育園管理
事業名称	施設維持管理(業務委託事務)
事業目的・内容	公立保育園の管理に関する業務委託で,機械警備業務,自家用電気工作物保安管理業務,ダムウェーター保守点検業務,消防用設備等保守点検業務,ガス冷暖房設備保守点検業務,グリストラップ清掃業務,非常通報装置保守点検業務,アメリカシロヒトリ駆除業務,給食室害虫等駆除業務,シロアリ駆除業務,樹木剪定業務,砂場の衛生検査業務を委託する。
合併に向けた課題	各市町により,業務委託内容・業務委託に対する考え方などが異なることから,新市における業務委託に対する考え方等について,調整を図ることが必要である。
調整の考え方	各市町において,法定点検事業の未実施町があるなど実施内容が異なっているが,全施設において安全性の確保を図る必要があり,統一的に実施するべきものであることから,宇都宮市の制度を基準に調整する。なお,各町においてのみ実施している業務のうち,法定のものについては,継続実施する。

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園運営	
事業名称	苦情処理事務			
事業目的・内容	より質の高いサービスを	を提供するため	, 利用者の要望や意見・苦情な	
■ 尹耒日別・内台 ■	どに対応するための体制を	E整備する。		
	宇都宮市においては整備	聞されており,	各町においては未整備であるが,	
合併に向けた課題	宇都宮市の制度を適用する	ることで対応で	できることから,調整すべき課題	
	事項はない。			
	各町においては,苦情処	U理体制が未	整備となっていることから,新市	
調整の考え方	移行時に統一的に実施できるよう,宇都宮市の制度に基づき各町の体制			
	を整備する。			

中分類	児童福祉	小	分	類	保育園運営
事 業 名 称	第三者評価事務				
	事業者が提供する福祉サ	ナービ	スの	質の)評価を行い,利用者の立場にた
	った良質なサービスを提供	供する	こと	に努	Bめる事を目的とし,平成14年
事業目的・内容	度に,第三者評価が公正・	・適切	に実	施さ	なれるよう,評価基準や評価の方
	法等について国において批	旨針が	示さ	īれ,	評価のためのチェックリスト等
	により、評価を実施する。				
	宇都宮市においては事業		り組	んて	ぎおり,各町においては実施に向
合併に向けた課題	けた取り組みがなされてい	ない	が,	宇都	『宮市の制度を適用することで対
	応できることから , 特記す	「べき	課題	事項	はない。
	各町においては,取組体	本制が	未整	備と	なっていることから,新市移行
調整の考え方	時に統一的にできるよう。	,宇都	宮市	の制	度に基づき , 各町の保育園にも
	順次体制を整備する。				

中分類	児童福祉	小分)類	保育園運営
事業名称	職員処遇(職員配置管理業	€務)		
	保育園における職員の酢	己置につ	いては	は,国の最低基準に基づき実施す
事業目的・内容	ることとなっているが , /	\所児童	の処況	圏の向上を図るため,保育士や調
	理職員の配置基準について	ては独自	の基準	╚を設けている。
	市町間において,保育士	上,調理	!・一角	段業務の配置基準が異なっている
合併に向けた課題	ほか,職員以外の臨時等の)活用に	ついて	ても異なっている状況にあり,関
	係課を含めた調整が必要で	である。		
	各市町において,保育士	上・家政	・一角	段の各業務の職員配置基準が異な
	っているが,保育の質・処	1週の確	保を図	図ることや , 効率的な施設運営を
 調整の考え方	図るため、保育士の配置基	基準につ	いては	は,宇都宮市の基準によることと
調整の与え力 	する。しかし,家政・一般	段業務の	配置に	こついては,効率的な施設運営に
	資するための兼業制の導 <i>)</i>	(や臨時	職員の)活用などの検討を関係各課と進
	める。			

中 分 類	児童福祉	小 分	類	保育園運営
事業名称	職員処遇(勤務体制管理業	(務)		
	就労形態の多様化等に伴	≟い,保育	需要	をも増加し,様々な保育ニーズに
事業目的・内容	対応するため,保育士の勤	カ務体系を	パゟ	ァーン化するとともに,長時間開
	所を実施するためのローテ	ーション	を採	発用する。
	市町間においては,延長	保育未実	施町	「や土曜日の開所時間が短い町が
合併に向けた課題	あるなど , 開所時間が異な	ることに	伴し	N , 勤務パターンが不統一となっ
	ているため,これらの調整が必要となる。			
	各市町において,開所時	背間が異な	るこ	とに伴い保育士等の勤務体制が
	異なっているが,保育サー	- ビス提供	にま	ける根幹であることから,新市
調整の考え方	移行時には,サービスの低	低下を招く	こと	このないよう統一的に実施するた
	め,宇都宮市の制度を基準	₺に調整し	,, 各	5町においても実施できるよう体
	制の整備を行う。			

中 分 類	児童福祉 小 分 類 保育園運営
事業名称	職員処遇(被服貸与事務)
事業目的・内容	保育園での保育業務 , 一般業務 , 家政業務に従事する職員に対し ,「職
■ 尹耒日別・内台 ■ ■	員の被服貸与規則」に基づき,被服貸与する。
合併に向けた課題	市町間において,保育士等への被服貸与の基準が異なり,貸与を廃止
一分に凹げた味趣	した町もあることから,関係課を含め,調整する必要がある。
	市町間において ,被服貸与制度を廃止した町もあるが ,業務の特殊性・
調整の考え方	他業務との整合を図る必要があるため,宇都宮市の制度を基準に調整す
	る 。

中 分 類	児童福祉 小 分 類 保育園運営			
事業名称	職員処遇(臨時保育士等管理業務)			
	朝夕の園児を預かる体制の確保や,職員の週休日の割り振りに伴う保			
┃ ■ 事業目的・内容	育業務の確保のため,また職員の産休・育休代替や傷病代替及び一時的			
事来口的"约台 	な保育需要の増に対応するための職員として,臨時保育士(非常勤嘱託			
	保育士), 労務嘱託員, 看護師等を活用する。			
合併に向けた課題	各市町において,臨時保育士等の職員を雇用するに当たっての処遇や			
一分に凹げた味趣	報酬が異なることから,統一を図る必要がある。			
	各市町において,臨時職員の身分・処遇が異なっているが,公平性等			
調整の考え方	を確保する必要があるため,新市移行時には,統一的な基準により実施			
	する。			

中分類	児童福祉	小 分	類	保育園運営
事業名称	利用者負担管理事務			
	保育料保護者負担金のほ	まか,国の	運営	営費に含まれていない保育の実施
事業目的・内容	に関わる費用(保育用品,	給食主食	1,4	-睡用品保護者会費,卒業積立金
	等)について,保護者の負	負担を求め	る。	
	午睡用品・個人運動帽子	アにおいて	- , 伢	R護者負担の有無に差が生じてい
合併に向けた課題	る状況にあり , 市町間にお	らいて調整	を行	うの必要がある。
	また,卒業積立金を徴し	している町	「があ	るため,調整が必要である。
	各市町において,午睡用品・オムツの保護者持参の有無に差が生じて			
	いるが ,負担の公平性等の	観点から	,統	一的に実施するべきものであり ,
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に調	闘整する。	(た)	だし ,午睡用品のうち敷布団につ
	いては,宇都宮市で貸与し	していたか	",尝	受益と負担の原則を踏まえ,受益
	者負担の明確化を図ること	ことし,係	護者	á持参として調整を図る。)

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園運営	
事 業 名 称	給食業務(給食提供事務)			
	栄養的に配慮され,かつ),衛生上安全	をでしかも保育園児の嗜好が考慮	
	された内容の献立を作成す	「るとともに	, 適正な給食が行われていること	
事業目的・内容	を確認するため,栄養摂取	双量の算出をは	はじめとして様々な集計事務(予	
	算関係 , 脱脂粉乳取りまと	こめなど)を行	うう。また,賄材料の支払事務や	
	保健所へ提出する実施報告	書の作成も行	」 う。	
	宇都宮市においては主管	宮課に栄養士が	が設置されているが , 各町におい	
┃ ┃ 合併に向けた課題	ては主管課に栄養士が未設	2置となってに	1ることに伴い,事務処理の一部	
日けに内けた味趣	が異なっている。また,絲	合食費の自己負	負担額に差があることから,調整	
の必要がある。				
調整の考え方	各市町において,給食単	単価等に差が生	上じているが,新市移行時には統	
両定の 写ん力	一的に実施する必要がある	ことから ,宇	都宮市の制度を基準に調整する。	

中分類	児童福祉	小分	類保育園運営		
事業名称	給食業務(細菌検査関係事	■務)			
	尿検査と寄生虫の実施は,疾病異常の診断・発見を可能とする権				
	あり,園児の健康状態を排	巴握するため	めに実施する。また,検便は,調理		
┃ ■ 事業目的・内容	従事者及び調乳を行う職員	員に,月一[回以上の検便を受けさせることによ		
尹未口的"约台 	り,大規模食中毒の発生を	を未然に防」	上することを目的とする。これらの		
	検査を行うため , 医師会^	への業者推薦	ちん頼 , 入札・契約 , 検査手数料支		
	払いに関わる事務を行う。				
	河内町においては,基準	‡に定める)	月1回を上回り,月2回実施してい		
合併に向けた課題	る。また,市町間において	て,検査手数	数料に差が生じており , より適正な		
	単価設定が可能となるよう	うな手法を刺	倹討する必要がある 。		
調整の考え方	各市町において,実施回	回数等が異な	なっているが,新市移行後,統一的		
神笠のちん刀	に実施する必要があること	こから,宇都	邸宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	児童福祉 小 分 類 保育園運営			
事業名称	給食業務(保育園訪問指導業務)			
	保育所給食は乳幼児対象としているため,安全で質の高い給食	を提供		
事業目的・内容	することを目的に訪問指導を実施し,給食室内及び食品の衛生管理・			
理作業の向上を図る。				
合併に向けた課題	各市町において,実施の有無が異なっているものの,実施市町の			
日かに凹りた味趣	内容に差はないことから,特記すべき事項はない。			
	各市町において,実施回数等に違いがあるが,新市移行後は,	宇都宮		
調整の考え方	市の制度(給食従事者への調理指導及び衛生指導については,本課栄養			
	士が実施)を基準に実施する。			

中 分 類	児童福祉	小 分	類	保育園運営
事 業 名 称	保育園行事			
	園児の成長の喜びを保証	養者と共	有し,	, 子育てへの興味や関心を持って
	もらうことと,保育園の係	保育内容:	を理角	昇してもらうことを目的に,保護
 事業目的・内容	者参加の行事を実施する。			
● 学 来口切 73台	思考力や認識力もより豊	豊かに身	こつく	くときである年長児の保育に対し
	て,自然に接する体験や係	保育園か	ら離れ	1て,集団で指示に従って行動で
	きること目的に芋掘り遠足	ことお別れ	れ遠足	2を実施する。
	年長児における園外保育	うの実施	回数及	及び年中・年少児においての園外
合併に向けた課題	保育の有無について,また	E ,園外⁴	保育第	尾施時の交通手段等が各市町の異
	なっているため , 調整が必	必要である	პ 。	
	各市町において,概ね同	司一の内:	容でぽ	『施しているが,遠足のあり方に
調整の考え方	ついては,実施回数・行き	き先等の	検討を	を進めながら,宇都宮市の制度を
	基準に統一的に実施できる	るよう調整	整する	5.

中 分 類	児童福祉	小 分	類	保育事業
事 業 名 称	特別保育事業(延長保育促	進事業)		
	ś慮し,利用者の需要に対応する			
	ため、午後7時までの延長	保育を実	€施す	⁻ る。
┃ ■業目的・内容	公立保育園においては,	各園にで	[利月	実績をとりまとめオンラインに
尹未口以"以谷 	て処理し翌月の保育料に加	1算してま	, (اژ	広域入所児童は各園で園長が直
	接徴収している。			
	私立保育園においては,	各保育團	して	対応している。
	未実施町におけるニース	の把握・	対応	を図るとともに , 市町間におい
合併に向けた課題	て,利用料金が異なってい	ることだ	15,	サービス供給体制などの調整を
	図り,統一する必要がある	0		
	当該事業は国庫補助要項	に基づき	至,各	各市町において実施しているが ,
┃ 調整の考え方	公立保育園における延長保	育料が昇	製なっ	っていることから,新市移行時に
神 電の ちんり	は,統一的に実施する必要	があるこ	ことか	Nら,宇都宮市の制度を基準に調
	整する。			

中 分 類	児童福祉 小 分 類 保育事業
事業名称	特別保育事業(世代間交流事業)
	保育所は地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能
	を地域住民のために活用することが要請されていることに鑑み,地域の
┃ ■ 事業目的・内容	需用に応じた幅広い活動を推進することにより児童の福祉の向上を図る
■ 事業日別・19分 ■	ため、老人福祉施設、介護保険施設等への訪問、あるいは、これら施設
	や地域のお年寄りを招待し,劇,季節的行事,手作り玩具製作,伝承遊
	び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。
今份に向けた細節	1事業当り実施単価に差があるものの,国庫補助要項に基づき実施し
┃ 合併に向けた課題 ┃	ているため,特記事項はない。
	未実施の町もあるが、当該補助事業は国庫補助要項に基づく事業であ
囲数の老さた	り,新市移行後も,地域に根ざした保育所運営を図りながら,地域との
調整の考え方 	関わりを通して地域の子育て力等の強化に資するため、宇都宮市の制度
	を基準に調整する。

中 分 類	児童福祉	小分	類	保育事業
事 業 名 称	特別保育事業(異年齢児交	流等事	業)	
	保育所は地域に開かれた	社会資	源とし	して,保育所の有する専門的機能
	を地域住民のために活用す	ること	が要請	青されていることに鑑み ,地域の
事業目的・内容	需要に応じた幅広い活動を	推進す	ること	こにより児童の福祉の向上を図る
	ため,保育所入所児童と地	地域の児	達とだ	が地域的行事,ハイキング等の共
	同活動を通じて,異年齢児	きとの交	流を行	」 う。
合併に向けた課題	1事業当り実施単価に差があるものの,国庫補助要項に基づき実施			
一口併に凹げた味趣	ているため,特記事項はな	۱۱.		
	未実施の町もあるが , 当	該補助	事業に	は国庫補助要項に基づく事業であ
┃ ■ 調整の考え方	り,新市移行後も,地域に	根ざし	た保育	育所運営を図りながら , 地域との
神霊のちん力	関わりを通して地域の子育	で力等	の強化	とに資するため , 宇都宮市の制度
	を基準に調整する。			

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育事業
事業名称	特別保育事業(育児講座·	育児と仕事	向立支援事業)
	保育所は地域に開かれた	こ社会資源とし	して,保育所の有する専門的機能
	を地域住民のために活用す	することが要詞	青されていることに鑑み,地域の
┃ ■業目的・内容	需要に応じた幅広い活動を	を推進すること	とにより児童の福祉の向上を図る
● 学 来口切 70台	ため,入所児童の保護者及	及び地域の乳組	か児を持つ保護者等に対して育児
	講座を開催する。また,	子育てと仕事(の両立を支援する事業の情報提供
	を行うと共に,必要に応し	ごて講師を招い	lた講習会等を行う。
合併に向けた課題	1 事業当り実施単価に差	≜があるもの の	の,国庫補助要項に基づき実施し
ロ肝に凹げた味趣	ているため、特記事項はな	<u>يا ا.</u>	
	未実施の町もあるが,当	当該補助事業Ⅰ	は国庫補助要項に基づく事業であ
 調敷の老き亡	り,新市移行後も,地域に	こ根ざした保育	育所運営を図りながら,地域との
調整の考え方 	関わりを通して地域の子育	育て力等の強化	とに資するため,宇都宮市の制度
	を基準に調整する。		

中分類	児童福祉	小 分 類	私立保育園助成		
			松立体自图动成		
事業名称	運営費補助等(障害児保育	事業費)			
	障害児保育を推進するた	め,障害児を	E受け入れている保育所に対し,		
	保育士の加配を行うことに	より,障害児	見の処遇の向上を図るとともに実		
	施保育所の拡大を図る。				
	障害児保育の対象となる	児童は,日々	マ保育所に通所でき,集団保育が		
┃ ■業目的・内容	可能な中・軽度の障害を有	する幼児とし	ノ, 障害児保育の決定をする場合		
● 事業日別・内台 ■ ■	には,あらかじめ障害児保	育審査会で活	快定し,社会福祉事務所長が認定		
	する。受入保育所において	,障害児保育	育についての知識・経験等を有す		
	る保育士の加配を行う場合	, 当該保育士	を雇用する経費を補助する。		
	中核市の事務であり,宇	都宮市は市た	が,各町の障害児保育対象児童の		
	決定に関しては児童相談所が行っている。				
合併に向けた課題	加配基準を宇都宮市は3	: 1 , 各町に	は4:1としており,配置基準が		
日月に円りた味趣	異なることから基準を統一	する必要があ	5 న .		
	各市町において保育士の	配置基準が昇	異なっており,重複・重度化した		
 調整の考え方	児童の入所に対応するためには,国の保育士配置基準における乳児の基				
神登のちん力	準に基づく ,児童3人に対し	し保育士1名	を配置する必要があることから,		
	宇都宮市の制度を基準に調	整する。			

中 分 類	児童福祉	小 :	分	類	私立保育園助成
事 業 名 称	運営費補助等 (保育士等人材確保費)				
	多様な保育ニーズに対応	5し,!	児童	の福	証の向上を図るため , 私立保育
事業目的・内容	事業目的・内容 所に対し,経験豊富な保育士等を安定的に確保するために要する経費を補助する。				
今份に向けた無時	各市町において,目的・	充当事	業	が類が	似している制度をもっているが,
合併に向けた課題	補助の効果等を踏まえ統一のための調整を図る必要がある。				

	各市町において類似する事業を実施しているが,運営費制度の趣旨等
調整の考え方	を踏まえ,宇都宮市の制度を基準に調整する。(河内町において,目的が
	異なる人件費補助制度がある。)

中分類	児童福祉	小 分 類	私立保育園助成
事業名称	運営費補助等(独立行政法	大日本スポー	-ツ振興センター「災害共済」)
	私立保育所の管理下にあ	うける児童の災	後害に関して必要な給付を確保す
事業目的・内容	るため,独立行政法人日本	トスポーツ振興	単センターの共済掛金に要する経
	費(施設負担分)を補助し	ノ,児童の福祉	上の向上を図る。
	上河内町において保護者	皆負担分を公費	とで負担しているため,新市移行
合併に向けた課題	時には、公平性等を確保す	するとともに,	受益と負担の原則により,統一
	的に実施すべきものである	ることから,訴	月整が必要である。
	各市町において制度が昇	異なっているだ	が, 受益者負担の原則や日本体育
調整の考え方	学校センター制度の趣旨を	を踏まえ,統−	-的な基準により実施するべきも
	のであることから,宇都宮	官市の制度を基	準に調整する。

中 分 類	児童福祉	小 分 類	私立保育園助成	
事業名称	運営費補助等(嘱託医委嘱	費)		
	児童の処遇の向上を図る	ため , 児童の	の健康診断を実施する際に,私立	
	保育所に対して嘱託医師を	:委嘱するため	かに要する経費を補助する。(各市	
事業目的・内容	町においては,児童の健康	診断を内科	,歯科ともに年に2回実施してお	
	り,私立保育所に対する嘱	託医委嘱費	への補助の実施に当たっては,基	
	本分と児童割分に受診児童	数を乗じた額	顔の合計となる。)	
	各町においては,公私保育園における統一単価が未設定となってお			
合併に向けた課題	公民の嘱託医報酬に格差が	生じている	犬況にあるため,関係各課等を交	
	えた協議・調整を行う必要	がある。		
	各市町において,嘱託医	報酬額が異れ	なっているが,児童の処遇等を確	
┃ 調整の考え方	保するため,新市移行時に	は,医師会等	等との調整を踏まえながら,統一	
調整の与え力	的な基準により実施すべき	ものである。	ことから,宇都宮市の制度を基準	
	に調整する。			

中 分 類	児童福祉	小 分	類	私立保育園助成	
事 業 名 称	運営費補助等 (運営費貸付	1金)			
	保育所を設置経営する社	土会福祉法	大人等	等に対し,法人等が運営費を受け	
事業目的・内容	るまでの間円滑に保育所運営を行うため, つなぎ資金として貸し付け				
	行う。				
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	こいる事業	€でま	5るが,目的・内容は合併による	
一分に凹げた味趣	影響を受けるものではない	にとから	5 , 諄	限題等の調整事項はない。	
調整の考え方	各町においては,未実施	色の事業で	である	ることから,宇都宮市の制度に基	
調金の与ん力	づき各町の体制を整備し,現行のまま新市に引き継ぐものとする。				

中 分 類	児童福祉 小 分 類 認可外保育施設				
事業名称	民間育児施設運営費助成				
	認可保育所の補完的役割を果たしている民間育児施設(認可外保育施				
事業目的・内容	設)に対し,運営費の一部(施設の維持管理,遊具の購入等に要する経				
	費など)を補助することにより,児童の福祉の向上を図る。				
合併に向けた課題	宇都宮市と各町の区域を所管する県の補助内容が異なることから,県				
日かに内げた味趣	□ 所に回りた課題				
	各町においては,未実施の事業であり,新市移行後においても,認可				
調整の考え方	外保育施設の入所児童の処遇向上に資する助成が必要であることから,				
	宇都宮市の制度に基づき実施することとする。				

中 分 類	児童福祉	小 分	類	健全育成
事業名称	児童館・児童園の管理運営	き・整備		
事業目的・内容	的としている。現在,親子する拠点となっており,地ため,児童を中心とした各児童館自体としては,各置付けについても整理する。児童センターの整備にた西の4エリアに整備を検討	子遊び, 野地域健全 野後 野後 野が おいてい でいている	年動開定る現が歯の催予。右,	館進や情操を豊かにすることを目 会児との交流等による事業を実施 の育成とその指導者の養成を図る でする。 の大型児童館構想の中で,位 で、宇都宮市の中央・南・東・北 東部・北西部の両地域は,広域 で育成機能の整備について検討し
合併に向けた課題	及び会館時間についても	, 各市町に	よじ	会)と違いがあり,また,休館日)違っているため,調整が必要でこ数年での整備が検討されてい
調整の考え方	新市移行時には,統一的に 度を基準に調整する。(施	に実施する 設について	必要 ては	主体・内容等が異なっているが , 見があることから , 宇都宮市の制 , 当面 , 現施設を活用することと 基準により調整した場合が課題と

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成			
事 業 名 称	里親事務(里親の受付(近	進達),県中央	地区里親会補助金)			
	里親認定登録申請の受け付け,児童相談所とは別の調査項目につい					
	の家庭訪問調査を実施し	,当該調査項目	目についての意見を付して , 児童			
	相談所に申請書の進達を行	うう。				
	里親で組織する「栃木県	具中央里親会 」	に助成することにより,里親制			
事業目的・内容	度の普及啓蒙,委託児童の	の福祉及び里新	見の資質の向上が図られ,もって			
児童福祉の増進に寄与する。						
	福祉事務所の設置のない	1町には,進達	達事務はない。また,助成につい			
	ては,市町ともに同じ算品	出方法(均等割	引+人口割)で算出された金額を			
	助成しているが,助成方法	まについては社	t協経由と直接の2通りがある。			

	申請書受付,進達事務については,福祉事務所の事務であり,各町に
合併に向けた課題	おいては現在は事務がないため,合併後は円滑な事務の執行を図る必要
	性がある。
	里親に関する事務については,里親会への補助金以外には各町におい
調整の考え方	て未実施であるため,宇都宮市の制度を基準に調整することとし,各町
	においても実施できるよう体制の整備を行う。

中 分 類	児童福祉	小	分	類	健全育成
事業名称	虐待防止ネットワーク				
	児童虐待の早期発見及び	児童	虐待	を受	けた児童の迅速かつ適切な保護
┃ ■業目的・内容	を行うため,関係機関及び	民間	団体	の道	護の強化その他児童虐待の防止
尹未口以"以台 	等のために必要な体制の整	備を	する	もの	であり「児童虐待防止等ネット
	ワーク会議」等を設置し、	運営	する	0	
合併に向けた課題	各市町においてネットワ	ーク	の様	成機	と関が違うため , それらの調整が
日併に円げた味趣	当併に向けた議題 必要となる。				
	各市町において,構成機	関等	が頻	なっ	ていることから,新市移行時に
調整の考え方	は,宇都宮市の構成に準じ	た再	編を	行う	っこととし , 統一的な機関構成と
	する。				

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成		
事業名称	なかよしクラブ				
	地域の子育て支援のため	かの相談 , 交流	流の場を提供していくとともに ,		
	心身に遅れがあると思われ	いる子どもとそ	その保護者に対し,当該児童が健		
┃ ■業目的・内容	やかに成長することができ	きるよう適切な	は相談,助言,指導,その他を援		
事来口的"的合 	助し,児童福祉の向上を図	図る。			
	おおむね2歳以上児の児	見童と保護者を	E対象に , 親子で通園し遊びの生		
	活指導,育児に対する相談,各機関との連携などを実施する。				
合併に向けた課題	今後に ウはた 調照 宇都宮市のみが実施しており,各町においては未実施であるが,				
ロ肝に凹げた味趣	宮市の制度を適用すること	こで対応できる	ることから ,課題等の調整はない。		
調整の考え方	各町においては,未実施	もの事業であり),障害傾向児等に関わる事業と		
- 明定の与え力	して有効なものであること	こから,宇都宮	官市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事業名称	子育て支援短期利用		
事業目的・内容	保護者が疾病等の事由に	こより,家庭に	おける養育が困難となった児童
● 事業日別・19分 ■	を児童福祉施設で預かる事	事業であり ,児	皇童及びその福祉の向上を図る。
	宇都宮市と河内町が実施	もしているが ,	委託先は共に宇都宮乳児院であ
合併に向けた課題	り,委託料等も同様である	るため,特に問	見はなし。広域になることに伴
	い,新たな実施施設の確係	呆が必要かどう	か検討する必要性がある。
	宇都宮市と河内町が広場	或的に実施して	いる状況にあり,利用者負担が
調整の考え方	異なっているが,新市移行	庁時には , 統−	-的に実施するべきものであるこ
	とから,宇都宮市の制度を	を基準に調整し	,,未実施町において事業が実施
	することができるよう体制	削を整備する。	

中 分 類	児童福祉	小 分	類	健全育成	
事業名称	乳幼児健康支援デイサーと	ごス			
事業目的・内容	病気回復期にあるため	, 集団保育	の団	国難な乳幼児を一時的に預かる事	
事来日的·内台 	業であり、保護者の子育で	こと就労の)両立	Zを支援する。	
	宇都宮市は市が事業主体	*として ,	上河	可内町,河内町については,宇都	
	宮市と委託契約を締結し、	宇都宮孚	儿児院	えを利用している。	
合併に向けた課題	特に課題はないが,広均	或となるだ	:め,	児童の送迎をする上で利用者の	
	利便性を考慮する必要性が	があるため	り,夏	尾施施設の新たな整備が必要にな	
	ると思われる。				
	宇都宮市が上河内町・河内町と広域的に実施している状況にあ				
調整の考え方	用者負担が異なっているが,新市移行時には,統一的に実施するべきも				
	のであることから,宇都宮	官市の制度	を基	基準に調整し,未実施町において	
	事業が実施することができ	きるよう体	制を	整備する。	

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成	
事業名称	児童自立生活援助事業(即	力成)		
	緊急一時的に保護,指導	掌を要する義剤	務教育終了後の児童を , 自立援助	
┃ ■業目的・内容	ホーム星の家において保証	護,指導した際	祭に , それに要する経費の一部を	
事来口的"约台 	補助することにより,児童の社会的自立の促進を図り,もって児童福祉			
	の増進に寄与する。			
	宇都宮市のみが実施して	ており , 各町に	こおいては実施していないが,宇	
合併に向けた課題	都宮市の制度を適用するこ	ことで対応でき	きることから,調整の必要はない	
	が,利用人員等の把握をする必要性がある。			
細数のおう亡	各町においては,未実施	色の事業である	ることから,各町においても宇都	
調整の考え方 	宮市の制度を基準に実施する。			

中 分 類	児童福祉	小 分	類	健全育成	
事業名称	放課後児童健全育成事業(〔運営)			
	放課後児童健全育成事業	美として,	地垣	1児童全体に対する健全育成の二	
事業目的・内容	ーズを受け、児童が心身と	こもに健や	かに	育成される環境の整備(児童の	
	健全育成)を行う。				
運営内容,運営主体,職員配置,処遇,配置基準等,領				3,配置基準等,各市町において	
┃ ┃ 合併に向けた課題	違いがあるため,これらをある程度まで統一する必要性がある。また,				
一口竹に凹げた味趣	各町の放課後児童対象施設	とで、「子と	ŧ	D家」に移行していくことが課題	
	となる。				
各市町においては,様々な形態・内容で実施していることから,新				で実施していることから,新市	
調整の考え方移行時には,統一的に実施するべきものであることから,宇都宮市					
度を基準に調整する。					

中 分 類	児童福祉 小 分 類 健全育成
事業名称	放課後児童健全育成事業(指導員研修)
事業目的・内容	放課後児童健全育成事業における指導員の資質の向上を図るため,栃木県児童館連絡協議会へ事業委託をし,研修会(県と宇都宮市共催)を開催するとともに,宇都宮市または留守家庭児童会連合会においても研修を行う。 今後は歳出削減に努めながらも,更なる研修内容の充実を図る必要がまる。
合併に向けた課題	ある。 栃木県児童館連絡協議会主催(県及び宇都宮市が委託)の研修には各市町が参加しているため,委託料について,県との持分の調整が必要となる。 河内町については旅費が支給されているため,調整が必要となる。
調整の考え方	各市町において,研修の実施等に若干の差があるが,新市移行時には, 事業実施の効率性を考え統一的に実施するべきものであることから,宇 都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	児童福祉	小分	分類	健全育成
事業名称	ちびっこフェスタ事業			
	子どもたちの夢を育み	, 子育で	ての楽し	」さを育む「子育て支援のまちづ
	くり」をめざして,子育で	て中の第	見子が	^{議々な体験や遊びを通して,子育}
	ての楽しさを実感すると共	もに , 日	ア育て(D仲間の輪を広げ,情報交換など
事業目的・内容	により育児への不安感,負	負担感⊄	り軽減を	を図るため,体育館及び公園にお
	いて,ミニ運動会,アトラ	ラクショ	ョン , ホ	目談コーナー,試食コーナー,ミ
	二動物園,交通安全教室,	,遊び0	フコーフ	トーなど子どもたちが楽しむこと
	ができるイベントを提供す	ける。		
	宇都宮市のみが事業を実	€施して	こおり ,	各町においては未実施であるが,
合併に向けた課題	宇都宮市の事業を実施する	ることで	で対応で	できることから , 課題等の調整は
ない。				
┃ ■ 調整の考え方	各町においては,未実が	色の事業	€であ!),子育て中の保護者にとって有
神走のちん 力	効な事業であることから、	宇都宮	官市の制	度に基づき体制を整備する。

中 分 類	児童福祉	小乡	う 類	ひとり親家庭等福祉対策		
事 業 名 称	母子父子家庭及び寡婦招待事業					
事業目的・内容	経済的に不安定である母子父子家庭及び寡婦を一泊で招待し,家庭間					
	の交流等を通して生活意欲の向上を図る。					
合併に向けた課題	宇都宮市と上三川町で実施している事業であり,実施方法,参加者負					
	担金に差があることから,調整が必要である。					
調整の考え方	一部の市町において実施している事業であり,内容等に差が生じてい					
	るが,公平性等を確保するため,新市移行後は,統一的に実施する必要					
	があることから,宇都宮市の制度を基準に調整する。					

中分類	児童福祉 小 分 類 ひとり親家庭等福祉対策				
事業名称	母子家庭自立支援給付金事業(自立支援教育訓練給付金事業)				
事業目的・内容	母子家庭の母の就業を促進するために一定の教育訓練を受けるにあたり,事前に相談等を行い,適職に就くために必要と認められる場合に自立支援給付金を支給する。 児童扶養手当支給水準の母子家庭の母で雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない者を対象に,雇用保険制度の教育訓練講座の指定講座に要する教育訓練費の40%に相当する額(下限8千円~上限20万円)を支給する。				
合併に向けた課題	宇都宮市,各町の範囲を所管する栃木県ともに平成16年度から開始 した事業であるが,申請手続き方法等が異なることから調整する必要性 がある。				
調整の考え方	要綱に基づいた国庫補助対象の事業であるが,申請手続き方法等が異なることから,宇都宮市の制度に基づき各町の体制を整備する。				

中 分 類	児童福祉	小 分 類 ひとり親家庭等福祉対策			
事業名称	母子家庭自立支援給付金事業(高等技能訓練促進費事業)				
事業目的・内容	母子家庭の母の就業を促進するために一定の教育訓練を受けるにあた				
	り,事前に相談等を行い,適職に就くために必要と認められる場合に自				
	立支援給付金を支給する。				
	児童扶養手当支給水準の母子家庭の母を対象に , 看護師 , 介護福祉士 ,				
	保育士,理学療法士,作業療法士の資格取得の2年以上のカリキュラム				
	の残りの1/3の期間にお	らいて月額 103,000 円を支給する。			
合併に向けた課題	宇都宮市が平成16年月	度から開始した制度であり適正な運用を図りな			
	がら,各町と調整していく。				
調整の考え方	要綱に基づいた国庫補助	切対象の事業であり,各町では未実施であるこ			
	とから,宇都宮市の制度に	こ基づき各町の体制を整備する。			

中 分 類	児童福祉 小 分 類 手当・医療				
事業名称	児童福祉手当支給業務(単独)				
事業目的・内容	父母の離婚や父母の一方に重い障害があるなどの事由で,父母の一方				
	又は両親の監護が受けられない児童を監護又は養育している者に手当を				
	支給する。				
	手当支給の要件を満たす者からの申請に基づき,手当の支給を行う。				
合併に向けた課題	宇都宮市単独の手当のため,今後,各町の対象者人数を把握する必要				
	性がある。				
調整の考え方	各町においては未実施の業務であるが,ひとり親家庭等への生活給付				
	として統一的に実施する必要があることから,宇都宮市の制度に基づき				
	各町の体制を整備し,事業を実施する。				

中分類	児童福祉	小	分	類	手当・医療
事業名称	母子家庭等援護費支給業務				
事業目的・内容	母子及び父子家庭の経済的自立を助長するとともに生活の安定と向上				
	に資することを目的とし、	単独	手当	であ	る遺児手当または児童福祉手当

	の手当を受給している世帯に対し,援護費として支給する。
	手当支給の要件を満たす者からの申請に基づき,手当の支給を行う。
今份に向けた細筋	宇都宮市単独の手当のため,今後,各町の対象者人数(遺児・児童福
│ 合併に向けた課題 │	祉手当受給対象者)を把握する必要性がある。
	各町においては未実施の事業であり,ひとり親家庭の生活の安定等に
調整の考え方	資する事業であることから,宇都宮市の制度に基づき各町の体制を整備
	し,事業を実施する。

中 分 類	児童福祉 小 分 類 手当・医療				
事 業 名 称	母子家庭等児童入学祝金支給業務				
	母子及び父子家庭の福祉の増進を図ることを目的とし,入学児童を有				
┃ ■業目的・内容	する,単独手当である遺児手当または児童福祉手当の手当受給世帯に対				
■ 事業日別・19分 ■	し,入学祝金を支給することによって,児童の成長を祝福する。				
	手当支給の要件を満たす者からの申請に基づき,手当の支給を行う。				
合併に向けた課題	宇都宮市及び河内町で実施している事業であり,事業内容の調整や対				
一口併に凹げた味趣	象者人数を把握する必要性がある。				
	宇都宮市と河内町において実施している事業であり,内容等に差が生				
調整の考え方	じているが,公平性等を確保するため,新市移行後は,統一的に実施す				
	る必要があることから,宇都宮市の制度を基準に調整する。				

中 分 類	児童福祉	小 分 类	類 法人・団体		
事業名称	母子寡婦福祉連合会				
	経済的・社会的に基盤の弱い母子家庭等の相互扶助と自助活動の拠				
┃ ■業目的・内容	として,母子父子家庭及び	が寡婦の福祉	业の増進を図るため,研修会,各種		
尹未口以"以谷 	行事の開催,機関紙の発行	亍,売店活動	動の推進,委託事業及び地区活動等		
	を実施している。				
	上三川町のみ未設置(H14 年度解散)であるが,上河内町・河内町の				
合併に向けた課題	会併に向けた課題 母子寡婦団体はすべて任意団体である。宇都宮市は財団法人であり、これらの統合について、母子連、団体との調整が必要となる。				
調整の考え方	各市町において ,団体の	有無等に差	が生じている状況にあることから,		
神罡のちん刀	新市移行後は ,団体との調	整を行いな	ながら ,統合に向けた指導を行なう。		

中 分 類	医事薬事	小 分	類	献血	
事 業 名 称	献血事業の普及啓発・献血	■受入れの	推進	Ē	
	血液製剤の安全性向上・	国内自給	i の確	保・安定供給のために ,国・県・	
	採血事業者と連携して献血	1について	[0]	E確な情報を住民へ伝達し , 住民	
┃ ■ 事業目的・内容	の献血への理解を深めると	とともに、	採血	□事業者による献血の受入れが円	
事来口的"的合 	滑に実施されるよう調整を	を行ってい	る。		
	会場を確保しての出張抗	采血は,貿	€施□	回数の違いがあるものの行われて	
	いるが,住民への周知方法	まなどがき	市町	「で異なる。	
	出張採血にあたっては、宇都宮市では、献血協力団体(献血会、事				
合併に向けた課題	所など)との日程調整を行	テっている	らが ,	各町では行っていない。統一的	
	な献血事業(啓発・献血場	易所の確偽	等)	の推進を行えるよう協議・調整	
	を行う必要がある。				

	合併関係市町間で類似する事業が存在することから,宇都宮市の制度
調整の考え方	を基準に調整するものとし,新市において統一の基準で運用できるよう
	調整を図る。

中分類	医事薬事	小 分 類	人材育成		
事業名称	医療従事者養成学校補助				
	看護師等養成所の運営に	要する経費	の一部を助成することにより,運		
	営基盤を強化し,教育内容	の向上を図	り,医療従事者を確保する。		
┃ ■ 事業目的・内容	看護職養成学校について	は,養成所	を運営する(社)宇都宮市医師会		
尹未口以"以谷 	及び(財)宇都宮市医療保	:健事業団に	対して補助金を交付しているが,		
	各市町で補助額が異なる。	また,歯科	衛生士学校については,宇都宮市		
	のみで補助金を交付してい	る。			
合併に向けた 期間 各市町において,補助の対象・金額等にばらつきがあること					
合併に向けた課題	^{に向けた課題} 整を図ることが必要である。				
	看護職養成学校について	は,補助対	象先が同一であることから,宇都		
調整の考え方	宮市の制度を基準に調整す	る。また,	歯科衛生士学校については,宇都		
	宮市のみで実施しているこ	とから,宇	都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	医事薬事	小 分 類	人材育成		
事 業 名 称	医療関係学会補助				
	医療関係の学術大会等を開催する団体に補助金を交付することに				
事業目的・内容	り,地域医療の充実及び技術の向上を図る。				
	医療関係学会への補助に	ついては , 宇	学都宮市のみで実施している。		
今份に向けた細時	合併に向けた課題 宇都宮市のみで実施であり、宇都宮市の制度を継続することで問題ないことから、特別な課題はない。				
一分に凹げた味趣					
調整の考え方	宇都宮市のみで実施して	いる事業であ	5り,宇都宮市の制度を基準に実		
神霊のちん刀	施する。				

中分類	生活衛生	小 分 類 墓地等			
事業名称	墓地・納骨堂・火葬場の許可				
	墓地,火葬場,納骨堂を	を公衆衛生上,支障なく,住民が永続的に使用			
	できるように,関係法令に	に基づき,施設についての経営許可を行うとと			
事業目的・内容	もに,指導を行う。				
	宇都宮市においては,中	中核市の業務として実施,各町においては,平			
	成12年度以降県から権限	限移譲されている業務である。			
今併に向けた 無時	許可にかかる事前協議制の導入について各市町の事務処理方法にばら				
一併に凹げた味趣	合併に向けた課題 つきがあるため,調整が必要である。				
田敷のおうと	新市における土地利用記	計画や墓地の需要見込み等との整合性を図るた			
調整の考え方	め,事務処理について事前	前協議制を導入することで統一する。			

中 分 類	生活衛生 小 分 類 衛生害虫			
事業名称	衛生害虫の駆除指導・啓発			
事業目的・内容	衛生的で安全な生活ができるよう土地所有者等に衛生害虫・スズメバチ等ハチ類の駆除の実施について指導を行う。本業務は,栃木県,宇都宮市,各町において行う業務である。 基本的には,土地所有者等に対し自費で駆除を行うよう指導しているが,上三川町では,申請のあった自治会に町で業者から借り受けた(1台3,000円)動力噴霧器を無料で貸し出している。			
合併に向けた課題	各市町における指導啓発の手法が異なるため,調整が必要である。			
調整の考え方	自治会への動力噴霧器の貸し出しによる駆除を実施する場合があるが、宇都宮市の制度を基準に調整し、土地所有者等に対し自費で駆除を 行うよう指導する。			

中 分 類	生活衛生	小 分 類	衛生害虫		
事業名称	衛生害虫の駆除の実施				
	所有者不明の土地等で発	生した害虫・	スズメバチ等ハチ類については,		
 事業目的・内容	感染症の発生予防,人に対	する危害の防	近のため,駆除を行う。		
■ 事業日別・内台 ■	各市町により駆除手法や実態が異なっており,宇都宮市では駆除を業				
	者委託,各町では,所有者	首不明等の事例	がないため対応していない。		
合併に向けた課題	各市町における実態や駆	除の手法が異	なっているので調整が必要。		
	各町では,所有者不明等の事例がなく駆除件数はないが,宇都宮市				
調整の考え方	の発生実績等を考慮し,宇都宮市の制度を基準に調整し,駆除を民間委				
	託するものとする。				

中 分 類	生活衛生 小 分	う 類 動物の愛護・適正管理			
事業名称	犬・ねこの苦情相談				
	動物の適正飼養の普及を図るた	こめ,不適切な飼い方により近隣から苦			
	情があった場合の現地指導,適正	三飼養についての相談業務等を実施して			
事業目的・内容	いる。				
	本事業は,栃木県で実施してい	1るほか,各市町においても実施してい			
	る。また,苦情等は年々増加傾向]にある。			
	適正飼育の普及啓発は地方公共	^{は団体の責務であり,各市町が実施して}			
	いた業務に加えて,各町において	「県が実施していた業務を新市で実施し			
合併に向けた課題	合併に向けた課題 なければならないため,これに対応した体制を整備する必要がある				
	また,新市においては,増加傾	傾向にある苦情に適切に対応できる体制			
	が求められる。				
調整の考え方	各市町で実施している事業であ	5るが,実施方法・内容等に大きな相違			
- 神雀のちん刀	がないことから , 原則として宇都	3宮市の制度を基準に調整する。			

中 分 類	生活衛生	小	分	類	動物の愛護・適正管理
事業名称	動物愛護フェスティバルの	開催	1		
事業目的・内容	動物の生命の尊重 , 友愛	を及び	平利	の情	「操の涵養を図るため,宇都宮市

	においては,年1回,栃木県及び(社)栃木県獣医師会との共催で,宇
	都宮市動物愛護指導センターにおいて実施する。
人份与古山土 细胚	宇都宮市のみ実施している事業であるが,新市としてフェスティバル
│ 合併に向けた課題 │	を継続して実施する必要がある。
調整の考え方	宇都宮市のみ実施している事業であるが,宇都宮市の制度を基準に調
	整し,県・(社) 栃木県獣医師会・新市の共催により開催する。

中 分 類	生活衛生	小 分	類	動物の愛護・適正管理
事業名称	飼い犬・ねこの不妊・去勢	手術費助	成	
	飼い犬等の不妊・去勢手	術費の−	-部を	補助することで , 飼い犬等がみ
事業目的・内容	だりに繁殖して適正な飼養	を受ける	こと	なく捨てられることによる人の
	生命・身体および財産に対	する侵害	を防	近する。
	宇都宮市のみ実施してい	る事業で	ごあ り),各町分の事業費は皆増となる
合併に向けた課題	ため、財政に及ぼす影響等	を勘案し	んなか	「ら,事業内容を検討する必要が
	ある。			
調整の考え方	宇都宮市のみ実施してい	る事業で	である	が,サービス水準の一体性確保
	のため、宇都宮市の制度を	基準に実	施す	⁻ る。

中分類	生活衛生	小	分	類	狂犬病予防
事業名称	犬の登録・鑑札の交付				
事業目的・内容	札の交付を行う。 事務処理は,市窓口(保 合注射の会場及び(社)栃 なお,県獣医師会と委託事	R健所 木県 別約(・地 獣医 委訊	区市 師会 E料 1	民センター), 各町役場窓口,集 会員の動物病院で実施している。 頭 400 円)を交しているのは, : 上河内町管内には獣医病院はな
合併に向けた課題	になる。 また ,(社) 栃木県獣医	師会	こ委	託を	事務の電算システムの検討が必要 行っていない自治体があるため, まについて調整の必要がある。
調整の考え方	テムによる管理体制を構築	食する	الح الح	きに	えるよう,新市における電算シス 土地域住民の利便性等を考慮し, なし,(社)栃木県獣医師会に登録

中 分 類	生活衛生	小 分 類	狂犬病予防
事業名称	犬の狂犬病予防注射済票の)交付	
事業目的・内容	を推進し,狂犬病予防注射 の交付する。	すを実施したが	を予防するため,狂犬病予防注射 さの所有者に狂犬病予防注射済票 で実施している。注射済票の交付

	事務は,市保健所,市地区市民センター,各町役場窓口,狂犬病予防注
	射会場及び(社)栃木県獣医師会会員の動物病院で実施している。なお,
	各市町とも(社)栃木県獣医師会に1件当たり180円で注射済票交付
	委託を行っている。また,秋の督促通知は,宇都宮市のみが行っている。
合併に向けた課題	新市では,各市町で行っている狂犬病予防注射の電算システムの検討
日併に円げた味趣	が必要になる。
	狂犬病予防注射の推進指導が効率的にできるよう,新市における電算
調整の考え方	システムによる管理体制を構築するとともにサービス水準の一体性確保
	のため,督促通知の発送等宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	保健予防 小 分 類 保健予防
事業名称	栄養士研修会
事業目的・内容	栄養士の資質の向上を図ることを目的として,研修会を開催する。
	宇都宮市は独自に研修会を実施しているが,各町の研修会は,管轄す
合併に向けた課題	る県の健康福祉センターで実施しており、研修内容に差があるため、調
	整の必要がある。
	宇都宮市のみが実施しており,各町においては県が実施しているが,
調整の考え方	栄養士の資質の向上を図るため、後も新市として取り組む必要があるこ
	とから,宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	保健予防	小 分	類	保健予防
事 業 名 称	外食栄養成分表示促進事業	É		
	外食等提供者等に食物と	健康の	かかキ	つりについて啓発するとともに ,
事業目的・内容	メニューの栄養成分表示を	促進す	ること	こにより , 住民に適切な情報提供
	がなされるよう食環境の整	備を行	う。	
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	おり,	各町に	こおいては県が実施しているが,
日併に円けた味趣	実施方法に差があることが	ら調整	する必	め要がある。
	宇都宮市のみが実施して	おり,	各町に	こおいては県が実施しているが,
調整の考え方	住民に適切な情報が提供さ	れるよ	う,新	f市として統一して実施していく
	必要があることから,宇都	宮市の	制度を	を基準に調整する。

中分類	保健予防	小 分 類	保健予防	
事業名称	臓器移植			
事業目的・内容	臓器移植等に関する正し	ルハ知識を普 及	及啓発と骨髄バンク登録希望者に	
新来日の・10分 	対し,集団での登録会を開	開催する。		
	普及啓発については、各	5市町が独自に	実施しており,新市として統一	
┃ ┃ 合併に向けた課題	的に実施するため,実施方法等について調整が必要であるが,骨髄バン			
一口併に凹げた味趣	ク登録会の実施については ,県及び宇都宮市が実施している事業であり ,			
	実施方法に差がないため大	てきな課題はな	£6 1°	
	普及啓発については,新	折市として統−	-的に実施するため,宇都宮市の	
調整の考え方	制度を基準に調整するものとし,骨髄バンク登録会の実施については,			
	現行のまま新市に引き継く	(こととする。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	人材育成
事業名称	看護学生の受入		
	看護学生が , 地域の保健	活動に参加し	, 公衆衛生活動の実際を理解し ,
事業目的・内容	地域における保健・福祉・	医療等の役割	を学ぶことにより , 将来的に地
	域保健対策に係る看護職を	養成する。	
人供に力はも 細胞	各市町ごとに看護学生の)実習を受け <i>)</i>	へれているため,実習日程の調整
合併に向けた課題	および学生への対応につい	1て,調整を図	る必要がある。
調整の考え方	各市町によって受入体制	リが異なるため),新市として統一した受入体制
	が必要となることから,守	都宮市の制度	を基準に調整する。

中 分 類	保健予防	小 分 類	感染症
事 業 名 称	結核対策特別促進事業		
	地域の実情に応じた結核	核対策事業を	効率的かつ効果的に実施するた
┃ ■業目的・内容	め,寝たきり高齢者の在宅	結核検診やに	E期病態調査,訪問指導等を行う
尹未口以"以谷 	専門職の研修を行うなど,	高齢者に対す	する結核予防対策を重点的に実施
	する。		
	法令に基づき県及び宇都	宮市が実施し	している業務であるが , 合併した
合併に向けた課題	地域の実情を把握し,それ	に応じた対策	策の実施が必要となるため,調整
	が必要である。		
	法令に基づき県及び宇都	宮市が実施し	している業務であるが , 合併した
調整の考え方	地域の実情を把握し,それ	に応じた対策	策の実施が必要となるため,宇都
	宮市の制度を基準に調整す	る。	

中 分 類	保健予防 小 分 類 精神保健
事業名称	精神障害者タクシー料金助成事業
	精神障害者が,通院又は社会復帰施設利用等の為にタクシーを利用す
事業目的・内容	る場合に,その料金の一部を助成することにより,精神障害者の社会復
	帰や自立,社会参加を促進し,もって福祉の向上を図る。
今份に向けた細節	宇都宮市のみが実施している事業であり,目的・内容については合併
┃ 合併に向けた課題 ┃	により影響されるものではないことから,特に調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施している事業であるが,精神障害者の社会復帰や
調整の考え方	自立,社会参加を促進するため,今後も新市として取り組む必要がある
	ことから,宇都宮市の制度を基準に実施する。

中 分 類	保健予防 小 分 類 精神保健		
事業名称	精神障害者交通費助成事業		
	通院又は社会復帰施設利用等の為に公共交通を利用する場合に,その		
事業目的・内容	料金の一部を助成することにより、精神障害者の社会復帰や自立、社会		
	参加を促進し,もって福祉の向上を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり,目的・内容については合併		
口げに凹げた味思	により影響されるものではないことから , 特に調整事項はない。		
	宇都宮市のみが実施している事業であるが,精神障害者の社会復帰や		
調整の考え方	自立,社会参加を促進するため,今後も新市として取り組む必要がある		
	ことから,宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健		
事業名称	精神障害者居宅生活支援事	葉(ショート	·ステイ)		
	居宅において介護等を受	そけることが -	-時的に困難となった精神障害者		
┃ ■業目的・内容	を精神障害者生活訓練施設	段等が短期入所	fを受け入れ,もって精神障害者		
学来口的 1966 	及びその家族の福祉向上を図るため,短期入所実施施設に対して,運営				
	費を補助する。				
合併に向けた課題	宇都宮市では事業者への補助方式であるが、各町では委託方式である				
ロ肝に内げた味趣	ため,調整が必要である。				
調整の考え方	補助方式と委託方式のと	ごちらでも可能	であるが,国の要綱は補助方式		
神雀のちん力	であるため,宇都宮市の制度を基準に調整する。				

中 分 類	保健予防 小 分 類 精神保健		
事 業 名 称	精神障害者居宅生活支援事業(グループホーム)		
	地域において共同生活を営むのに支障のない精神障害者に対して,日		
事業目的・内容	常生活における援助等を行っているグループホームに対し,国の定額基		
	準に則って運営費の補助を実施する。		
宇都宮市では事業者への補助方式であるが、各町では委託方式で			
│ 合併に向けた課題 ┃	ため,調整が必要である。		
調整の考え方	補助方式と委託方式のどちらでも可能であるが,国の要綱は補助方式		
調整の考え力	であるため,宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健予防 小 分 類 精神保健
事業名称	精神障害者小規模共同作業所補助事業
	小規模共同作業所の運営等に要する経費の一部を補助することによ
事業目的・内容	り,回復途上にある在宅の精神障害者が通所できる施設を確保し,当該
	精神障害者の社会復帰を促進する。
	宇都宮市は市内の施設に,河内町と上河内町は河内町の施設に運営費
	を補助しているが,上三川町は県南1市5町で小山地区精神障害者援護
┃ ┃ 合併に向けた課題	会へ負担金(法令外)を支出しているので,新市での統一した実施につ
一口肝に凹げた味趣	いて調整が必要である。
	また,宇都宮市,上河内町及び河内町について,補助金の額に差があ
	るので調整する必要がある。
	上三川町については,現在利用者がいないことから,小山地区精神障
	害者援護会への負担金について廃止する方向で,当援護会関係自治体と
調整の考え方	調整するものとし,宇都宮市と上河内町,河内町が実施している補助制
	度においては,新市として統一した実施が必要であることから,宇都宮
	市の制度を基準に調整する。

中 分 類	保健予防	小 分	類	精神保健	
事業名称	こころの健康づくりに関する普及啓発事業				
	精神保健に関する正しい知識の普及を行うことにより,住民が精神				
事業目的・内容	ई目的・内容 書を正しく理解すると共に,病気の早期発見・早期対応に結びつける				
	め,精神科医師等による精	情神保健に	.関す	る情報の広報紙掲載や講座の開	

	催,精神保健福祉普及運動週間に併せて講演会・相談を実施するこころの健康づくりキャンペーン,小学校に出向いてお酒に関する健康教育を 実施するアルコールに関する教室の開催などを行う。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施しており,各町の区域においては県が実施している事業であるが,事業内容に差があるため,調整の必要がある。
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが,精神保健に関する正しい知識の普及を目的に実施しており,新市においても必要な事業であることから,原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

中分類	保健予防	小	分	類	精神保健	
事業名称	地区組織等健康教室	地区組織等健康教室				
	地域の中で精神障害者と	:関わ	る目	生委	長員に,地域で生活する患者や家	
┃ ■業目的・内容	族の抱える問題 ,社会の偏	見や割	差別	など	取り巻く状況を理解してもらい,	
尹未口以"以合 	精神保健に関する正しいな	旧識の	普及	と自	発を図るため , 保健師の講話や	
	意見交換を随時開催する。					
今份に向けた細筋	対象をどの程度まで広け	げるか	, 仍	健月	T業務ではなく地域においても実	
ロ併に凹げた味趣	合併に向けた課題 施する等,事業そのものの検討が必要である。				きある。	
	宇都宮市のみが実施して	こいる	事業	€であ	るが,地域の中で精神障害者と	
調整の考え方	関わる民生委員に対して,正しい知識の普及と啓発を図るため実施して					
	おり,新市においても必要	を事	業で	゙゙ある	ことから,原則として宇都宮市	
	の制度を基準に実施する。					

中 分 類	保健予防	小 分	類	精神保健
事業名称	ボランティア団体活動支援	爰		
	精神障害者の社会復帰を	を促進する	らため) , 精神障害者及びその家族等の
	団体が行う精神障害者の初	土会復帰に	関す	る活動に対する情報提供等の支
事業目的・内容	援並びに精神障害者のボラ	ランティア	7活動	かを育成する。
	宇都宮地区精神障害者排	爰護会(坿	区な	pしお会)に委託し,住民を対象
	に講習会や普及啓発事業を	を開催する) _o	
┃ ┃ 合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり,目的・内容については合併			
日所に内げた味趣	により影響されるものでは	はないこと	から	, 調整の必要は特にない。
	宇都宮市のみが実施して	ている事業	ŧでぁ	5るが , 精神障害者の社会復帰の
調整の考え方	促進を図るものであること	とから,新	市市に	こおいても必要な事業であり , 原
	則として宇都宮市の制度を	を基準に実	施す	-る。

中 分 類	保健予防	小 分 類 精神保健			
事業名称	精神障害者生活実習教室				
事業目的・内容	精神障害者(統合失調症患者)が,地域で生活するのに必要な生				
事業日的・19日 	術を身に付けることにより	1,社会復帰への動機づけを行う。			
字都宮市のみが実施している事業であり,目的・内容について					
合併に向けた課題					
	宇都宮市のみが実施して	ている事業であるが,精神障害者の生活技術を			
調整の考え方	身に付け社会復帰の動機づけを図るものであることから,新市において				
	も必要な事業であり,原則	則として宇都宮市の制度を基準に実施する。			

中 分 類	保健予防	小	分	類	難病
事業名称	難病患者専用マーク交付				
	難病患者は,身体障害者	手帳	の支	給要	件に該当する程度の障害ではな
	いが,種々の支障により,	身体	障害	者専	用駐車場の利用の必要性が高い
事業目的・内容	と考えられることにより、	健常:	者と	区別	」のつきにくい内障害者等の難病
	患者に対し,難病患者専用	マー	クを	交付	することにより , 施設の身体障
	害者専用駐車場を気兼ねな	く利用	用で	きる	ようにする。
合併に向けた課題	全供に向けた課題 宇都宮市のみが実施している事業であり,目的・内容については				り,目的・内容については合併
日所に内げた味趣	により影響を受けるもので	゙゚はない	いこ	とか	ら,特に調整事項はない。
	宇都宮市のみが実施して	いる	事業	でぁ	るが,難病患者の社会参加を促
調整の考え方	進するため、今後も新市と	して	取り	組む	必要があることから,宇都宮市
	の制度を基準に実施する。				

中 分 類	保健予防 小 分 類 予防接種				
事業名称	三種混合個別予防接種				
	予防接種法に基づき,乳幼児(生後 3 か月~7 歳 6 か月)に対し三種				
	混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)予防接種を実施し,免疫を保有				
事業目的・内容	させ,個々の感染症予防を推進することにより,市町の区域における社				
	会的防衛を図る。				
	各市町とも,委託医療機関にて個別接種により実施している。				
今併に向けた課題	各市町により,委託料や委託先,システム等が異なるため,調整を図				
合併に向けた課題 る必要がある。					
調整の考え方	法令により各市町が実施している事業であり,新市においても実施す				
神霊のちん力	る必要があるため,原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。				

中 分 類	保健予防	小 分 類	予防接種		
事業名称	二種混合個別予防接種				
	予防接種法に基づき,乳	l幼児(生後3	3 か月~7 歳 6 か月)に対し二種		
	混合(ジフテリア・破傷原	副)予防接種を	宝実施し,免疫を保有させ,個々		
事業目的・内容	の感染症予防を推進するこ	ことにより,ホ	可の区域における社会的防衛を		
	図る。				
	委託医療機関にて個別接種により実施している。				
	宇都宮市,上河内町,河	可内町で実施し	っているが,委託料や委託先,シ		
合併に向けた課題	た課題 ┃ステム等が異なることと,上三川町は実施していないなど調整を図る。				
	要がある。				
┃ 調整の考え方	法令により実施している	る事業であり,	新市においても実施する必要が		
阿正りらん力	あるため , 原則として宇都	『宮市の制度を	基準に調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分	類	予防接種
事業名称	麻しん個別予防接種			
東	予防接種法に基づき,幼]児(生後	12 7	か月~7 歳 6 か月)に対し麻しん
■ 事業目的・内容 ■	予防接種を実施し,免疫を	と 保有さt	士 , 個	国々の感染症予防を推進すること

	により,市町の区域における社会的防衛を図る。
	各市町とも,委託医療機関にて個別接種により実施している。
合併に向けた課題	各市町により,委託料や委託先,システム等が異なるため,調整を図
	る必要がある。
調整の考え方	法令により各市町が実施している事業であり,新市においても実施す
	る必要があるため,原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	保健予防 小 分 類 予防接種
事業名称	風しん個別予防接種
	予防接種法に基づき,幼児(生後12か月~7歳6か月)に対し風しん
┃ ■業目的・内容	予防接種を実施し,免疫を保有させ,個々の感染症予防を推進すること
■ 事業日別・内台 ■	により,市町の区域における社会的防衛を図る。
	各市町とも,委託医療機関にて個別接種により実施している。
合併に向けた課題	各市町により,委託料や委託先,システム等が異なるため,調整を図
	る必要がある。
調整の考え方	法令により各市町が実施している事業であり,新市においても実施す
	る必要があるため,原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	保健予防 小 分 類 予防接種
事業名称	日本脳炎個別予防接種
	予防接種法に基づき,乳幼児 (生後 36 か月~7 歳 6 か月) に対し日本
┃ ■業目的・内容	脳炎予防接種を実施し,免疫を保有させ,個々の感染症予防を推進する
■ 事業日的・内谷 ■	ことにより,市町の区域における社会的防衛を図る。
	各市町とも,委託医療機関にて個別接種により実施している。
合併に向けた課題	各市町により,委託料や委託先,システム等が異なるため,調整を図
	る必要がある。
調整の考え方	法令により各市町が実施している事業であり,新市においても実施す
	る必要があるため,原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	保健予防 小 分 類 予防接種
事業名称	二種混合集団予防接種 (小 6)
	乳幼児期(生後3か月~7歳6か月)に三種混合予防接種(第1期)
┃ ┃ 事業目的・内容	を接種した生徒に対して,小学6年生時に追加接種することにより,抗
争未口的的分	体価を高め,個々の感染症予防を推進することにより市町の区域におけ
	る社会的防衛を図る。
	学校で実施する予防接種は学校及び学校医の協力のもと実施してい
	る。そのため ,各市町の教育委員会及び医師会等との調整が必要であり ,
合併に向けた課題	それに伴う事務的な連絡調整も必要である。又,実施においても各市町
	で実施月や実施体制について異なる部分があるため,地域展開のあり方
	及び人的体制(臨時看護婦の雇用等)について検討する必要がある。
調整の考え方	法令により各市町が実施している事業であり,新市においても実施す
	る必要があるため,原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	保健予防 小 分 類 予防接種	
事 業 名 称	日本脳炎集団予防接種(小4,中3)	
	乳幼児期(生後3か月~7歳6か月)に日本脳炎予防接種(第1期	朋)
┃ ■ 事業目的・内容	を接種した生徒に対して,第2期(小学4年生),第3期(中学3年	生)
事来口的"约台 	に追加接種することにより,抗体価を高め,個々の感染症予防を推進	進す
	ることにより市町の区域における社会的防衛を図る。	
	学校で実施する予防接種は学校及び学校医の協力のもと実施して	てい
	る。そのため,各市町の教育委員会及び医師会等との調整が必要であ	IJ,
合併に向けた課題	それに伴う事務的な連絡調整も必要である。又,実施においても各市	市町
	で実施月や実施体制について異なる部分があるため,地域展開のあり	〕方
	及び人的体制(臨時看護婦の雇用等)について検討する必要がある。	
調整の考え方	法令により各市町が実施している事業であり,新市においても実施	色す
	る必要があるため,原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。	

中 分 類	保健予防	小 分 類	予防接種
事 業 名 称	風しん集団予防接種(中2)【行政措置	1
事業目的・内容	(生後 12 か月~90 か月) 月以上だった者に対して風 2 年時に引き続き集団接種 だった昭和62年10月2	に変更になっ しん予防接種 で実施してき 日以降生まれ 三川町におい	種対象者が中学2年から乳幼児 た。そのため、当時生後90か の接種機会を与えるため、中学 た。しかし、法改正時乳幼児期 いの者について風しん予防接種率 ては、「行政措置」と位置づけ引 に団接種で実施している。
合併に向けた課題	の間「行政措置」として風	しん予防接種	1年代について平成19年度まで 重を実施予定であるが,合併に伴 そどのようにするか検討する必要
調整の考え方	なったことで,接種率が低	い年代に対し き続き実施す	□学2年生時から乳幼児に変更に ルて行政措置として実施している 「る必要があることから,原則と

中 分 類	保健予防	小 分 類	予防接種
事 業 名 称	ポリオ集団予防接種		
	予防接種法に基づき,乳	礼幼児期(生後	後3か月~7歳6か月)にポリオ
事業目的・内容	予防接種を実施することは	こより,免疫を	と保有させ,個々の感染症予防を
	推進することにより市町の	D区域における	る社会的防衛を図る。
合併に向けた課題	各市町により,委託料や	5委託先,シス	ステム等が異なるため,調整を図
	る必要がある。		
調整の考え方	法令により各市町が実施	もしている事業	美であり ,新市においても実施す
	る必要があるため,原則と	こして宇都宮市	うの制度を基準に調整する。

中 分 類	保健予防 小 分 類 予防接種		
事 業 名 称	ツベルクリン反応検査・BCG予防接種		
	結核予防法に基づき,乳幼児期(生後 2 か月~48 か月)における発病		
事業目的・内容	及び結核性髄膜炎や粟粒結核等を予防するため,BCG予防接種を実施		
	し免疫をつける。		
合併に向けた課題	各市町により,委託料や委託先,システム等が異なるため,調整を図		
	る必要がある。		
調整の考え方	法令により各市町が実施している事業であり,新市においても実施す		
	る必要があるため,原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	保健予防 小 分 類 予防接種		
事業名称	任意ポリオ予防接種【行政措置】		
事業口的 内容	国からの通知に基づき,平成9年3月より昭和50年4月1日~昭和		
事業目的・内容	52年3月31日生まれの者に対して,ポリオ追加予防接種を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり,実施にあたり調整が必要で		
	ある。		
調整の考え方	経過措置として宇都宮市で実施している事業であるが,新市において		
	各町の対象となる者に対しても同じサービスを提供する必要があること		
	から,原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	保健予防	小 分	類	予防接種
事業名称	高齢者インフルエンザ個別	リ予防接 種	Í	
	予防接種法に基づき , 6	5 5 歳以_	上の高	高齢者及び60歳以上65歳未満
	であって,心臓,じん臓者	きしくは呼	乎吸器	器の機能又はヒト免疫不全ウイル
┃ ■ 事業目的・内容	スによる免疫の機能に障害	『を有する	3 も の)に対し,インフルエンザ予防接
事来口的"约台 	種を実施し,個人の発病・	重症化	方止及	なびその積み重ねとしての間接的
	な集団予防を図る。			
	各市町とも,委託医療機	とと とり と	, 個別]接種により実施している。
合併に向けた課題	各市町により,委託料や	b委託先	,実於	西時期等が異なるため調整を図る
	必要がある。			
調整の考え方	法令により各市町が実施	もしている	3事業	ぎであり,新市においても実施す
	る必要があるため,原則と	こして宇都	官市	īの制度を基準に調整する。

中分類	保健予防	小 分 類	予防接種
事 業 名 称	市町外受診者予防接種助成事業		
	法に基づく予防接種を委	§託医療機関	以外の医療機関で接種した場合 ,
事業目的・内容	全額自己負担であるが,そ	その費用の全	額又は一部を助成し,接種率の向
	上を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市 , 上三川町及び	が河内町で実 が	施しているが,事務の流れ等が異
	なるため調整を図る必要か	がある。	

細数の老さた	法令により実施している事業であり,新市においても実施する必要が
調整の考え方	あるため,原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

中分類	保健予防	小 分 類	予防接種	
事業名称	予防接種委員会			
	予防接種による健康被害	発生に際し、	適正かつ円滑な処理に資するた	
┃ ■ 事業目的・内容	め,予防接種に係る協議,健康被害調査,報告を行う。			
事来口的"约台 	1 市 3 町(宇都宮市,河内町,上河内町,南河内町)が事務局となり,			
	その運営費は1市3町の負	担金による。		
	予防接種委員会の委員((医師)につい	1ては,宇都宮市医師会(宇都宮	
┃ ┃ 合併に向けた課題	市,河内町,上河内町,南河内町)に推薦依頼をしている。			
一口竹に凹げた味趣	上三川町については,予防接種委員会を設置していないため医師会と			
	の調整が必要である。			
調整の考え方	法令により実施している	事業であり	新市においても実施する必要が	
両定の与ん力	あるため , 原則として宇都	3宮市の制度を	基準に調整する。	

中分類	保健福祉	小 分 類	サービス提供体制
事業名称	地域における保健福祉サービス提供体制の整備		
	平成16年度から保健福	量祉サービス <i>の</i>)地域展開拠点として,各人の相
	談からサービスに結びつけ	ける保健福祉 <i>の</i>)総合相談機能や保健師の訪問指
事業目的・内容	導や健康教育などを実施す	「るサービス拼	是供活動の拠点機能,地域におけ
	る健康づくり活動や福祉活	5動などを支援	員する住民活動の拠点機能を担っ
	た組織を地区(地域)に整	整備する。	
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施する	6体制であるこ	とから,合併に伴う地域自治制
一口竹に凹けた味趣	度の検討及び地区行政の推	註進に併せて ,	体制を検討する必要がある。
調整の考え方	宇都宮市のみが実施する	6体制であるこ	とから,現在のまま新市に引き
調登の考え力	継ぎ,合併後に必要に応し	ごて実施内容の)見直しを行う。

中 分 類	保健福祉	小 分 類	サービス提供体制
事 業 名 称	情報化計画の策定・進行管理		
	保健と福祉に係る施策の地域展開や本庁の窓口総合化の実施に向け,		
	情報を電子化したうえで	,保健と福祉さ	らくのシステムをリンクさせる必
┃ ■業目的・内容	要があること,また,福祉	止サービスが指	昔置制度から支援費制度へ移行し
	たことに伴い , サービスの	D内容に関する	る幅広い情報を提供する必要があ
	ることから,保健福祉を所	所管する部局と	こして情報化を推し進める必要が
	あり , そのための計画を平	P成 1 5 年度に	策定した。
┃ ┃ 合併に向けた課題	宇都宮市のみが策定して	ている計画であ	ることから,計画の策定にあた
ログに内げた味趣	って合併の影響を考慮する	るとともに , 倉	合併後に計画の見直しを行う。
調整の考え方	宇都宮市のみが策定して	ている計画であ	ることから,現在の宇都宮市の
响金の考えり	計画を新市に引き継ぎ ,合	併後に必要に	応じて計画内容の見直しを行う。

中分類	保健福祉 小 分 類 サービス提供体制
事 業 名 称	保健情報システム(健康管理システム)の管理
	住民の健康情報を効率的に管理するため,住民情報管理システムとリ
	ンクした電算システムを導入する。
事業目的・内容	上河内町・河内町においては生活習慣病検診(集団・個別)の予約・
	変更等の管理,受診状況の管理などを行うシステムを導入しており,宇
	都宮市においては整備を進めている。
合併に向けた課題	各市町によりシステムやその処理内容等に違いがあり , 合併後の取扱
ロガに凹げた味趣	いについて調整が必要である。
	健診の受診状況や結果を管理するシステムであり,一元的に把握する
	ことで情報の共有化,効率化が図れることから,宇都宮市が新たに導入
┃ 調整の考え方	するシステムが各町のシステムより管理できる内容が充実しているた
响走りでん 力	め,原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。なお,健康診査につ
	いて,当面現行どおり実施することにしたことで,本システムで対応が
	とれないケースは検討する。

(3)原則として宇都宮市の制度を基準に,合併までに方向付けを行い,新市に移行後,速やか に調整するもの

中 分 類	保健 小 分 類 保健・医療施設
事業名称	救急医療(在宅当番医運営事業)
事業目的・内容	宇都宮市夜間休日救急診療所に従事する医師の派遣調整を行うための ものであり,宇都宮市,上三川町,上河内町,河内町の広域事業として, 宇都宮市医師会に委託している。但し,上三川町においては,単独で休 日昼間のみ,地元の医師団に委託し,在宅当番医の救急事業を行ってい る。
合併に向けた課題	宇都宮市,上三川町,上河内町,河内町により広域で運営している部分は同じであるが,その他に,上三川町は休日昼間について在宅当番医制を実施しているため調整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市,上三川町(夜間),上河内町,河内町の1市3町の広域事業として実施している急患センターの派遣医師調整事業については,本広域住民への緊急時の医療確保のため,現行どおり新市に引き継ぐが,上三川町が独自に実施している在宅当番医事業に関しては,地元医師団の積極的な協力により,実施していることから,合併までにこれら関係団体との調整を踏まえ,方向づけを行い,新市に移行後速やかに調整を図る。

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事業名称	母子保健計画の策定・進行管理		
事業目的・内容	市町村における母子保健を推進するための基本的な計画を策定する。		
	各市町が個別に計画を有	すしており , ま	た,計画の期間や内容に違いが
合併に向けた課題	あることから,合併後,新たな計画を策定することが必要となるが,当 面の対応を検討することが必要である。		
	各市町で計画を作成して	いるため,新	市に移行後,速やかに新市全体
調整の考え方	を対象とする計画を作成するが,それまでの間は現行の計画を地域別計		
	画とする。		

中 分 類	保健	小 分	類	母子保健
事業名称	乳児健康診査			
	心身障害の疑い,又はそ	の可能	性のあ	5る児を早期発見し,将来の障害
事業目的・内容	の予防と適切な療育を行う	うことを	目的と	こして健康診査を実施する。さら
	に,保健指導・栄養指導を	E行い,	健全な	は児の発育・発達を支援する。
	宇都宮市は個別健診,」	三三川町	, 上河	可内町,河内町は集団健診で実施
合併に向けた課題	しており , 健診月も各市町	Tにより	異なっ	っていることから,合併後の取扱
	いについて調整が必要であ	5る。		
	乳児の障害の早期発見や	b適切な	療育を	E行うため , 各市町で実施してい
	るものであるが,健診の手	手法や各	市町に	こより担当する医師の所属する医
┃ 調整の考え方	師会が違うことなど,各市	5町の状	況によ	こり事業を実施してきた経緯があ
一 卵金のちん 力	ることから,住民生活に大	きな影	響がた	いよう,合併までに事業の方向
	付けを行い,新市移行後,	概ね3	年を目	途に宇都宮市の制度を基準に調
	整する。			

中分類	保健 小 分 類 団体		
事業名称	食生活改善推進団体連絡協議会		
事業目的・内容	各地区で組織化されている食生活改善推進員(ボランティア)の育成・		
● 争未口的 * 的合 ■	関係団体との連絡調整を行う。		
	各市町にある団体であるが ,協議会に対する支援の方法が異なるため ,		
合併に向けた課題	新市における支援の方法について調整を図るとともに宇都宮市の健康づ		
	くり推進組織との連携を図る必要がある。		
	各市町にある団体であるが、食生活改善を図るため新市においても必		
調整の考え方	要な団体であることから,新市として統一した対応が行えるよう,合併		
	までに方向付けを行い,速やかに調整する。		

中 分 類	保健 小 分 類 団体		
事業名称	保健衛生事業推進協力交付金		
	保健衛生事業に従事する医師・歯科医師・薬剤師について,会員への		
┃ ■業目的・内容	協力要請及び承諾事業計画に基づく派遣調整,理事会等の関係会議及び		
学来口的 的	部会を開催,それぞれの専門的な立場から,地域保健に関する調査研究		
	を実施し,保健衛生事業の円滑な推進と住民の健康保持増進を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上三川町が独自の基準により交付していることから,交付		
ロガに凹げた味趣	内容・交付方法等について調整を行う必要がある。		
	宇都宮市と上三川町において,宇都宮市は宇都宮市医師会,宇都宮市		
	歯科医師会,栃木県薬剤師会宇都宮支部(宇都宮市薬剤師会)に交付し,		
調整の考え方	上三川町では,小山市医師会上三川支部,上三川町歯科医師団へ交付し		
	ている。新市において,統一した基準で実施する必要があることから,		
	原則,宇都宮市の基準を参考に関係団体とも協議を進め,合併まで方向		
	付けを行い,新市に移行後,速やかに調整する。		

中 分 類	社会福祉 小 分 類 法人・団体
事業名称	社会福祉協議会補助金
事業目的・内容	社会福祉法第109条に規定する市町社会福祉協議会に対し,各種社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し,地域福祉の増進を図る
	ために人件費等を補助する。
合併に向けた課題	社会福祉法により複数の社協は認められないため,社協の合併が必要である。 社協への委託事業や社協の自主事業,職員の派遣,社協の体制など, 調整すべき事項が大変多いため,社協と共同で調整を進めていく必要が ある。
調整の考え方	各市町に設立されている社会福祉協議会は,法律に基づき設立されていることから,合併時には同一組織となる。 新市の地域福祉の推進のため,合併後の社協に対して,新たな社協の 事業展開・組織運営から判断して,必要な運営費の補助を継続していく こととし,新市に移行後,3年を目途に調整を行う。

中 分 類	社会福祉 小 分 類 事業		
事 業 名 称	社会福祉基金事業		
	社会福祉の増進に寄与するため、住民の寄付を基金に積み立て、高齢		
事業目的・内容	者,心身障害者,母子,児童等の福祉の増進を図る事業の実施に必要な		
	財源に充てる。		
合併に向けた課題	基金を有するのは宇都宮市及び上三川町である。合併に伴う充当先事		
日かに凹りた味趣	業の見直しが必要である。		
	宇都宮市と上三川町が有しており、基金の目的が共通して社会福祉の		
調整の考え方	増進となっていることから宇都宮市の制度を基準に統合し,一本化を図		
	り,3年を目途に,新市にふさわしい事業を検討し,実施する。		

中分類	社会福祉	小 分 類	各種団体補助
事 業 名 称	各種団体補助		
	河内町社会福祉協議会に	事務所を設け	る町軍恩連河内支部・町ボラン
事業目的・内容	ティアひまわりに対して ,	団体からの事	業計画書及び補助金交付申請書
	の提出に基づき補助金を交	付する。	
合併に向けた課題	河内町のみが実施してい	る事業であり) ,補助金のあり方の整理が必要
ロ併に凹げた味趣	である。		
	河内町のみの事業であり	,現在,宇都	『宮市においては , 補助金を見直
調整の考え方	し , 時代に応じたものとす	る検討を行っ	っていることから , 当該補助金に
調整の考え力	ついても整理する必要があ	り,廃止の方	う向で調整するが , 他団体への影
	響を考慮し,3年を目途と	する。	

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉計画
事 業 名 称	高齢者保健福祉計画の策定	€・進行管理	
事業目的・内容	法に基づき,高齢者保健	建・福祉施策の	D方向性を明らかにする市町村老
新来日の・10分 	人福祉計画を策定する。		
	計画は介護保険法の規定	こに基づき , 5	5年を1期とする計画を3年ごと
	に策定しなければならない	1。次期計画♂	D策定に当たっては,平成18年
合併に向けた課題	3月を目途に進めていかな	ùければなら な	いが ,計画を策定するためには ,
	最低でも1年6か月程度の	D期間が必要で	であり,市町合併が予定されてい
	る平成17年3月以前から	5合同で取り約	且む必要がある。
	老人福祉法,老人保健活	よ及び介護保険	食法の規定に基づき , 各市町とも
	計画を策定しているため,	, 平成 1 7 年度	度においては各市町の計画を尊重
 調整の考え方	していくとともに,新市科	多行後 , 平成 ´	18年3月を目途に,新たな新市
調整の考え力	全体としての計画を策定す	ける。	
	新たな計画の策定につい	1ては,合併前	前の平成16年度より,各市町が
	協力して準備を実施する。		

中 分 類	高齢者福祉	小分	類 施設
事業名称	老人福祉センター管理運営	掌事業	
事業目的・内容	高齢化及び核家族化が進む中,地域の高齢者に対して,無料又は低額な料金で,各種の相談に応じるとともに,健康の増進,教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供し,高齢者に健康で生きがいをもった明るい生活を営んでもらう。		
合併に向けた課題	· -		<u>まんでもらつ。</u> 「異なることから調整が必要である。
調整の考え方	休館日については,宇都利用料については,各市設の有無など異なってお! どまちまちである。 このため,原則として写	が宮市の制度 市町の施設し り,また,を 宇都宮市の	

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事業名称	基幹型在宅介護支援センタ	ター事業	
事業目的・内容	地域型在宅介護支援セン	ノターを統括し	J,支援を行うために設置する。
	現在宇都宮市及び上三川町で実施しているが ,運営形態が違っており		
合併に向けた課題	上河内町 , 河内町の地域型	型在宅介護支持	爰センターを含め,新市としての
	基幹型在宅介護支援センタ	ターのあり方を	を調整する必要がある。
	あり方について検討していく必要		
	があることから,宇都宮市	†の制度を基≥	準に,合併後の高齢者保健福祉計
 調整の考え方	画策定において,センター	-のあり方にこ	ついて検討,整理する。
調整の考え力	新市移行後の既存2か月	所のセンターの	の対応については,宇都宮市の制
	度を基準に、合併までに対	方向付けを行い	1,平成17年度から当分の間の
	調整を行う。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分	類	福祉事業
事業名称	緊急通報装置給付貸与事業			
事業目的・内容	ひとり暮らしの高齢者等	€に対し,	緊急	通報装置を給付し,又は貸与す
事来口的"约台 	ることにより , 急病や災害	言等の緊急!	時に	迅速かつ適切な対応を図る。
合併に向けた課題	緊急通報装置の実施方法	去,協力員	数,	自己負担の有無,緊急の際の通
古併に向けた課題 話料について違いがあることから , 調整が必要である。				が必要である。
	実施方法について,消防	方との連携	のも	とに直営で行っている市町と、
	民間事業者への委託で実施	色している	町の)2 通りがあり,そのために各市
	町の制度内容が異なる。			
調整の考え方	このため,原則として写	常常宮市の	制度	を基準に,当事業のあり方につ
	いて検討し , 合併までに方	向付けを	行し	,新市移行後実施する。
	また,既に設置されてい	る装置や	利用	者への必要な対応については ,
	新市に移行後,3年を目途	全に調整する	る。	

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事業名称	理美容サービス事業		
	出張による理美容サーと	ごスを提供する	ことにより,ねたきりの高齢者
事業目的・内容	等を介護している家族等 <i>の</i>)経済的負担を	軽減を図るとともに,ねたきり
	高齢者等の在宅生活の継続	も, 向上を図る	00
	河内町のみが実施してい	1るが,宇都宮	宮市,上三川町及び上河内町では
合併に向けた課題	社協が実施しており,補助	カ内容は異なる	ことから,実施体制も含めて調
	整が必要である。		
調整の考え方	ねたきり高齢者等の生活	舌の質の向上 <i>の</i>	ため , 行政の事業として位置づ
神霊の与え力	け,合併までに制度の検討	すを行い,新市	「に移行後実施する。

中 分 類	高齢者福祉	小 分 巻	類 福祉事業	
事業名称	寝具類等洗濯乾燥消毒サー	ビス事業		
	在宅のひとり暮らし高齢者等で寝具の衛生管理が困難な方に対し,寝			
事業目的・内容	具類の洗濯乾燥消毒を行う	ことにより	り当該高齢者の生活の質の向上を図	
	る。			
▲ 上三川町,上河内町で実施しているが,宇都宮市及び河内町で				
合併に向けた課題	が実施しており,実施主体	も含め調整	整が必要である。	
	上三川町及び上河内町で	実施してい	ハる事業であり,ひとり暮らし高齢	
調整の考え方	者等の生活の質の向上のため,行政の事業として位置づけ,合併までに			
	制度の検討を行い、新市に	移行後実施	布する。	

中 分 類	高齢者福祉	小 分	類	福祉事業
事業名称	安否確認及び緊急通報シス	ステム貸与	事業	
	ひとり暮らしの高齢者及び身体障害者等で緊急時に機敏に対応			音等で緊急時に機敏に対応できな
事業目的・内容	い者を対象に安否確認機	能の付い	た緊	急通報装置を貸与することによ
	り,安心した生活の確保,	, 及び精神	申的な	不安の解消を図る。
上三川町のみが実施しているが,緊急通報装置給付貸与				は通報装置給付貸与事業との比較
合併に向けた課題	をし,高齢者の安心・安全	全確保のか	こめ ,	どのような対策が必要か検討・
調整が必要である。				
	緊急通報装置給付貸与事業との比較をし , 高齢者の安心・安全確保の			
┃ 調整の考え方	ため、どのような対策が望	望ましいが	か検討	すを行う必要があることから,緊
神霊の与え力	急通報装置給付貸与事業の	のあり方を	を検討	する中で併せて検討し,合併ま
	でに方向付けを行い,新市	卜移行後 対	寸応す	-る。

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類 法人・団体		
事業名称	シルバー人材センター支援	<u> </u>		
	シルバー人材センターは	は,高齢者の就業機会確保や情報提供のため重		
 事業目的・内容	要な役割を持つ団体であることから , 運営費 (人件費) の不足分の補助 ,			
事業日的・内谷	運転資金の貸し付けや組織の運営等の支援を行い,シルバー人材センタ			
	が安定した運営を行えるようにする。			

	各市町とも人件費等の不足分を補助しているが,シルバー人材センタ
合併に向けた課題	ーにおいても,今後行政と同様に合併を計画していることから,合併後
	の事務局体制等について調整が必要である。
	シルバー人材センターは法に基づき設立され,国からの支援があるほ
	か,各市町においてセンターへの助成を実施している。行政の合併に伴
 調整の考え方	い,各市町のセンターについても統合が必要である。
調整の与え力 	合併後のセンターに対して,新たなセンターの事業展開・組織運営か
	ら判断して,必要な運営費等の助成を継続していくこととし,新市に移
	行後,3年を目途に調整を行う。

中 分 類	障害者福祉 小 分 類 福祉計画			
事 業 名 称	障害者福祉プランの策定・進行管理			
	市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定す			
	る。			
事業目的・内容	各市町において,国・県の障害者基本計画等,市町の基本構想に即し,			
	かつ,当該市町における障害者の状況等を踏まえ,障害者のための施策			
	に関する計画を策定する。			
	宇都宮市及び上三川町が個別に計画を有しており,また,計画の期間			
┃ ┃ 合併に向けた課題	等が異なる。			
ロ肝に凹げた味趣	新市として,計画の策定をすることが必要になるが,当面の対応を検			
	討することが必要である。			
	策定されている各市町の計画については,当分の間,各計画を尊重し			
 調整の考え方	て障害者福祉行政を推進していくとともに,新市移行後は,国・県の計			
- 神竜の与ん刀	画と整合を図りながら , 3 年を目途に新たな新市全体としての計画を策			
	定する。			

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業	
事業名称	福祉バス運行			
	障害者や障害者福祉団体	本が,研修会,	社会見学,スポーツ及びレクリ	
事業目的・内容	エーション等で外出する際	祭に車いすのま	まで乗車できる福祉バスを配置	
	し,社会活動の参加に便宜を図る。			
合併に向けた課題	実施しているのは宇都宮	宮市だけである	らが,上河内町では社協が実施し	
ロ肝に内けた味趣	ており,実施主体も含め調整が必要である。			
	行政として実施しているのは宇都宮市だけであるため,障害者の			
	参加促進のため,新市に移	多行後も実施し	していくが , 上河内町社会福祉協	
調整の考え方	議会が実施している福祉バスについて,社会福祉協議会と調整を進める			
	必要がある。			
	このため,合併までに対	う向付けを行い	1,平成17年度から実施する。	

中 分 類	障害者福祉	小	分	類	福祉事業
事 業 名 称	理美容サービス事業				
事業目的・内容	出張による理美容サーと 上を図る。	゙゙゙゙゙スを	提供	きする	ことにより,障害者の生活の向

今份に向けた部時	河内町のみが実施しているが,上三川町・上河内町では社協が実施し				
合併に向けた課題 	ているため,実施主体,対象者の範囲等について調整が必要である。				
調整の考え方	ねたきりの重度障害者の生活の質の向上のため,行政の事業と位置づ				
調金の与ん刀	け,合併までに制度の検討を行い,新市に移行後実施する。				

中 分 類	障害者福祉	小 分	類	福祉事業	
事業名称	障害児デイサービス施設こばと園共同運営事業				
]内町と共に設置した「こども発	
事業目的・内容				付している。支援費制度に伴い,	
	障害児デイサービス施設に	移行した	•		
	4 町共同で運営しており ,広域事業としての関係の整理が必要で				
合併に向けた課題	宇都宮市が建設を計画し	ている (仮科	『)こども療育センターとの整合	
	が必要である。				
	上三川町が国分寺町,南	河内町及	び石	橋町と共同で運営している障害	
	児デイサービス施設こばと	:園共同運	営事	業については,共同運営から脱	
 調整の考え方	退する。				
神経の考え力 	しかし ,利用者の継続的フ	な利用を	考慮	する必要があることから(仮称)	
	こども療育センターが整備	されるま	での	間は , 利用者が継続利用できる	
	よう,新市において応分の	負担を行	う。		

中 分 類	児童福祉 小 分 類 計画策定				
事業名称	児童福祉計画(行動計画の策定・進行管理)				
事業目的・内容	次世代育成支援対策推進法により、自治体による策定が義務付けられているもので、国の示す行動計画策定指針に則し、地域における子育て支援等について、数値目標及び目標達成のために講ずる措置の内容等を示すことが求められおり、平成17年度から21年度までの5か年を計				
合併に向けた課題	画期間とし策定する。 現在各市町とも策定作業を進めているところであるが、計画期間の初年度が合併の時期と同一期にあるため、各市町間で連携を図るとともに、各市町の地域性等により、サービスメニュー・量に顕著な差があるため、市町間で協議・調整を図り、可能な限り同一基調の計画を策定する必要がある。				
調整の考え方	現育成計画において,施策体系等に差があることから,現在,各市町において策定している次世代育成支援行動計画においては,可能な限り一体性が確保されるよう連携を図りながら,策定していくこととし,計画期間が終了する年度(平成21年度)を目途に新市の計画を策定する。				

中 分 類	児童福祉	小 分	類	計画策定
事業名称	保育園整備計画(保育園の)整備計画	策定	三及び整備事業)
	保育に欠ける児童がいて	つでも利用	目でき	る施設を整備するとともに,利
事类日的 . 由家	用者へのサービス向上を図	図るため	計画	回的に保育施設を整備するための
事業目的・内容	計画を策定する。各自治療	本の地域性	生等を	と踏まえた,適正配置計画(整備
	計画)の見直しが必要とな	る。		

	宇都宮市以外は、公立保育園が多く、今後の運営方針が未整備となっ
┃ ┃ 合併に向けた課題	ている状況にあり,宇都宮市の公立保育所運営方針(統廃合や民営化)
一口併に凹げた味趣	との整合,適正配置など,新市移行後の保育需要を見据えた計画の見直
	しが必要である。
知較の 老 き亡	保育需要や保育サービスの供給体制などを視野に入れながら,公民の
調整の考え方	役割分担を踏まえ,新市移行後,速やかに適正配置計画を策定する。

中 分 類	児童福祉 小 分 類 保育事業		
事 業 名 称	特別保育事業(一時保育促進事業)		
	専業主婦家庭等の育児疲れ解消,急病や断続的勤務・短時間勤務等の		
 事業目的・内容	勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、		
● 争未口的 * 的合 ■	保育所が自主的に一時的な保育に取り組む場合に補助を行うことにより		
	児童の福祉の増進を図る。		
	宇都宮市は私立保育園で,河内町は公・私立保育園で実施しており,		
	上三川町,上河内町においては未実施であるため,新市として統一して		
合併に向けた課題	実施する必要があり ,サービス供給体制の調整を図ることが必要である。		
	また,実施するにあたっては,利用料金や保育時間・受け入れる年齢な		
	ど,利用者のサービスを調整する必要がある。		
	国庫補助要項に基づき実施している事業であるが,各市町により事業		
	の実施主体や利用料金などに差があることから,供給体制については,		
	宇都宮市の制度(民間保育園での実施)を基準に,合併後3年を目途に,		
調整の考え方	民間保育園での実施を誘導しながら,段階的に実施主体を統一する。		
	また,公立保育園における利用料金については,新市移行後の職員配		
	置に基づき,適正な単価に統一するとともに,開所時間についても,利		
	用実態を踏まえ統一する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成	
事業名称	地域子育て支援センター事業(整備方針)			
	地域全体で子育てを支援	爰する基盤の刑	が成を図るため、地域子育て支援	
事業目的・内容	センターの整備を行い,乳	乳幼児を持つ家	R庭の子育て支援と地域の養育機	
	能の向上を図るため,短中	中期的な整備計	画を策定する。	
	各町においては,明確な	は施設設置の考	え方を持っていないため,各町	
合併に向けた課題	の地域特性等を踏まえ,市	ト町間調整を 行	い,整備方針を構築する必要が	
	ある。			
	各町において整備方針は	は未策定となっ	っているが,既に様々な形態で整	
┃ 調整の考え方	備されている状況であるこ	ことから ,原則	として宇都宮市の制度を基準に,	
一 調金の与え 力	合併までに方向付けを行い	1,新市に移行	後 ,速やかに調整することとし ,	
	一元化に向け速やかに新市	5全体を対象と	でする計画を策定する。	

中 分 類	児童福祉	小 分	類	健全育成
事 業 名 称 地域子育て支援センター事業(指定施設)				첫)
事業目的・内容	地域全体で子育てを支援	髪する基盤	盤を用	が成し,育児不安等についての相
事業日的・10分 	談指導など,地域における	る子育で家	尿庭に	対する支援を推進する。地域の

	子育て家庭の保護者に対し,遊び場を提供し親同士の交流を深め,育児
	負担の軽減を図る。また,育児に関する相談指導を行うとともに,各種
	子育てに係る情報の提供,援助の調整,さらに,子育てサークル活動等
	を行う者の育成・支援を行う。
	設置場所については,保健センター・保育園・児童館において実施さ
合併に向けた課題	れているため,設置場所及び実施内容についての開設時間・職員の配置
	基準などに差異があるため調整が必要である。
	未設置町があることや運営内容が異なっていることから,宇都宮市の
調整の考え方	制度(公立保育園の基幹園での実施)を基準に,合併後3年を目途に,
	整備方針の見直し等に合わせ一元化する。

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成	
事業名称	地域子育て支援センター事業(小規模施設)			
	地域全体で子育てを支持	爰する基盤を刑	が成し,育児不安等についての相	
┃ ■業目的・内容	談指導など,地域における	る子育て家庭に	対する支援を推進する。また,	
■ 事業日別・内谷 ■	小規模施設においては,育	う 児不安等にこ	ついての相談事業及び子育てサー	
	クル等の育成・支援事業等	ệを実施する。		
	宇都宮市においては,当	当事業は民間係	R育園の事業として位置づけ指定	
┃ ┃ 合併に向けた課題	して行っているが ,各町に	おいては公立	保育園の実施となっているため,	
日かに凹げた味趣	実施主体の調整が必要でも	ある。また,関	問設時間についても,調整を必要	
	とする。			
調整の考え方	整備計画の見直し等を路	当まえ,合併後	後3年を目途に,各市町の地域の	
神霊のちん刀	バランスを考慮しながら訓	調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分	類	精神保健	
事業名称	アルコール関連問題対策事業				
	この事業は,アルコール	レ依存症者	あ 回	1復と家族の疾病理解を深め,住	
	民の適正飲酒の推進とアル	レコール関	連門	問題の発生予防に寄与することを	
事業目的・内容	目的とする。				
	宇都宮市においては,当	三に普及2	発・	相談事業であり,その一部を宇	
	都宮断酒会に委託している	5.			
	宇都宮市の区域は宇都宮	宮断酒会で	゙゙ある	らが,上三川町は南部断酒会小山	
合併に向けた課題	支部 , 上河内町・河内町に	は北部断湿	会会	板支部に活動範囲や対象者がま	
	たがることから,事業のあ	り方を検	討す	⁻ る必要がある。	
	宇都宮市の区域は宇都宮	宮断酒会で	゙゙ある	らが,上三川町は南部断酒会小山	
┃ 調整の考え方	支部,上河内町・河内町に	は北部断泥	雪会 乡	板支部に活動範囲や対象者がま	
神笠いちん刀	たがることから,事業のあ	5リ方を宇	都宮	宮市の制度を基準に , 合併までに	
	方向付けを行い,調整を図	り速やか	に実	『施する。	

中 分 類	保健予防	小	分	類	精神保健
事 業 名 称	事 業 名 称 家族会支援				
事業目的・内容	家族が病気や患者につい	ての	理解	を済	めるとともに,家族の持つ悩み
事業日的・10分 	や課題解決に向け支援を行	ううこ	とか	べでき	るよう,施設見学や家族同士の

	話し合い,医師の講話等を実施する。
	また,家族が主な会員である精神障害者援護会(やしお会)の支援を
	行う。(事務局担当)
	宇都宮市は宇都宮地区精神障害者援護会(やしお会)であるが,上三
	川町は小山地区精神障害者援護会 (やしお会),上河内町・河内町は矢板
合併に向けた課題	地区精神障害者援護会(やしお会)であり,対象者がまたがることから,
	県やしお会,事務局担当の県健康保健福祉センターとの調整が必要であ
	వ 。
調整の考え方	対象となる家族会支援会が,各市町により異なっているため,県やし
神霊の与え力	お会,県健康保健福祉センターと調整を図る。

(4)新市に移行後も当分の間現行どおりとし,段階的に調整するもの

中 分 類	保健 小 分 類 保健・医療施設
事業名称	保健センター維持管理
事業目的・内容	住民の健康づくりの拠点施設である保健センターを住民が快適に利用
■ 尹耒日別・内台 ■ ■	できるようにするために,保健センターの維持管理を行う。
合併に向けた課題	各市町において保健センターを設置しているが,開館日・開館時間等
一分に凹りた味趣	が異なっていることから,調整を図ることが必要である。
調整の考え方	各市町にある施設であるが,地域に応じた管理運営をしており,当分
	の間現行どおりとし新市において段階的に調整する。

中 分 類	保健	小 分 類	健康づくり		
事 業 名 称	健康まつり				
	住民一人ひとりが「自分	の健康は自分	うで守る」という意識を持ち,生		
 事業目的・内容	涯に渡る健康づくりへの種	責極的な参加を	を促すため,生活習慣病予防習慣		
事来口的"约台 	に併せて住民が健康づくり)に興味を持ち	5,実践していけるような健康づ		
	くりのイベントを実施する	,),			
┃ ┃ 合併に向けた課題	実施の内容や方法等に遺	配いがあるため	り,住民参加型のイベントとなる		
ロ肝に凹げた味趣	^{誘題} よう内容・方法を市町間で協議する必要がある。				
	宇都宮市は単独,上三川	町と上河内町	丁は,町民祭りのコーナーとして		
調整の考え方	実施しており ,地域の健康福祉の増進を図っている事業であることから ,				
	現行のまま新市に引き継き	ぎ,段階的に調	圏整する。		

中 分 類	保健 小 分 類 健康づくり				
事業名称	歯の衛生週間イベント				
事業目的・内容	「歯の衛生週間」に合わせ ,口腔衛生に関する様々な情報提供と助言・				
新来日の・10分 	指導を行い,住民の口腔衛生に対する意識の高揚と啓発を図る。				
合併に向けた課題	事業を実施しているのは,宇都宮市のみで各町は実施してないことか				
ロ併に凹げた味趣	ら,合併後の取扱いについて調整が必要である。				
	住民の口腔衛生の意識向上を図るため実施している事業で,合併後も				
調整の考え方	引き続き実施する必要があることから,現行のまま新市に引き継ぎ,段				
	階的に調整する。				

中 分 類	保健 小 分 類 母子保健			
事 業 名 称	性と健康に関する思春期の健康教育			
	思春期の子ども達が,自分の人生設計,妊娠と人工妊娠中絶,性	感染		
	症と予防法,命の大切さ,自分自身を大切にすること等について教	育を		
	受けることができるよう,正しい知識を持ち,価値観を共有する同	世代		
事業目的・内容	の仲間がキーパーソンとなり,本音で話し合うピアカウンセリング	の手		
	法を用い,グループでのディスカッションをしながら,正しい知識	や情		
	報を伝達し、性に関わる態度や行動を自己決定できる能力を高める。	よう		
	支援する。			

合併に向けた課題	各市町で実施している事業であるが,対象者や事業内容に違いがある
	ことから,調整を図る必要がある。
	それぞれの市町が,思春期の子ども達に対する健康教育を実施してい
調整の考え方	るもので,新市においても必要な事業であることから,現行のまま新市
	に引き継ぎ、段階的に調整する。

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健	
事業名称	地区における健康教育(母	:子)		
	地域の団体等からの要望	により健康	教育を行い,乳幼児及びその保護	
事業目的・内容	者の健康の保持増進を支援	するため,	妊娠・分娩・育児や性に関するこ	
	と等を含めた母子保健に関	する正しいか	青報の提供や知識の普及を図る。	
合併に向けた課題	宇都宮市 , 河内町が実施	している事	業であることから,合併後の事業	
一口竹に凹けた味趣	のあり方について検討する	必要がある。		
	乳幼児の健康保持・増進を図るため実施しているもので,新市に			
調整の考え方	ても必要であることから,現行のまま新市に引き継ぎ,段階的に調整す			
	る。			

中 分 類	保健	小	分	類	母子保健
事 業 名 称	ママパパ学級				
事業目的・内容	中で,母性・父性を高め,	夫婦	で出	産や	が,さらに,子育てを体験する 育児に関する身体的・精神的準 ることができるよう,講話や実習
合併に向けた課題	る事業内容に類似点は多い	いが ,	市町	lc 4	でいる事業であり,実施してい にり実施手法・回数が異なること 法について調整を図ることが必
調整の考え方					いるものであることから,新市 ま新市に引き継ぎ,段階的に調

中 分 類	保健	小 分 類	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
事業名称	一般健康相談(母子)		
	妊娠,出産,育児期や思	思春期に起こ	る心身の健康に関する相談に,保
事業目的・内容	健師が個別に応じ,悩みや	不安の傾聴	や適切な助言・指導を行うことで、
	相談者自らが問題解決のな	こめの行動が	とれるよう支援する。
	各市町で実施している事	事業であり,	事業内容に類似点が多いが,実施
合併に向けた課題	手法・回数等が異なること	とから,新市	における実施について調整を図る
	ことが必要である。		
	それぞれの市町が,各市	5町の住民に	対して健康に関する相談を実施し
調整の考え方	ているもので,新市におい	1ても必要な	事業であることから , 現行のまま
	新市に引き継ぎ、段階的に	こ調整する。	

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事業名称	思春期相談		
	心身の発達や性的な成熟	に伴う不安な	や悩みに対し,個々が自己の問題
事業目的・内容	を自主的に解決し,心の自	立や社会への	の適応ができるようにするため ,
	保健師が個別に相談を行う)	
	各市町で実施している事	業であるが	, 実施している事業内容・実施手
合併に向けた課題	法が異なり,新市における	実施事業の「	内容・手法について調整し,統一
	を図ることが必要である。		
調整の考え方	それぞれの市町が,その	実情に応じて	て思春期の相談を実施している事
調整の考え力	業であり,現行のまま新市	に引継ぎ,』	必要に応じて段階的に調整する。

中分類	保健 小 分 類 母子保健		
事業名称	栄養相談(母子)		
事業目的・内容	住民の栄養に関する個別の相談に対して,適切な指導・助言を行い,		
事業日の・19分 	より一層の健康の保持増進を図る。		
合併に向けた課題	各市町で実施しているが,実施内容・回数が異なることから,新市に		
日かに凹げた味趣	おける実施事業の手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	それぞれの市町が,その実情に応じて栄養に関する相談を実施してい		
	る事業であり,現行のまま新市に引継ぎ,段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分	類	母子保健
事業名称	レディス相談			
	思春期・妊娠・出産期・	子育て其	月・月	成熟期・更年期・老年期等,女性
	特有の健康について,ニー	ズの多様	美化 及	ひび悩みの深刻化傾向にあり,よ
事業目的・内容	り専門的な立場からの援助:	が必要と	こされ	ເວ.
	助産師・保健師が個別に	目談に原	ふじる	5場を設け,不安の軽減,母子の
	健康維持・増進,子育てを	5援する	5.	
合併に向けた課題	河内町のみで実施されて	1る事業	€であ	5り,合併後の実施について調整
一分に円りた味趣	する必要がある。			
	河内町が母子の健康維持	,増進,	子首	すて支援するため実施しているも
調整の考え方	のであり,新市においても	必要な事	事業で	であることから,現行のまま新市
	に引き継ぎ,段階的に調整を	する。		

中 分 類	保健 小 分 類 成人保健		
事業名称	生活習慣病予防セミナー		
	地区健診の基本健康診査の結果,血糖で「要指導」または血圧,総コ		
┃ ■業目的・内容	レステロールで「要指導」「要医療」と判定された者を対象に,生活習慣		
尹未口以"以谷 	病予防について栄養や運動,休養等具体的な手法を学び,良い生活習慣		
	を身につけられるよう実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町において実施している事業であり,合併後の実施に		
一口所に凹げた味起	あたり他町との調整が必要である。健康教育の目的・対象・方法等は ,		

	各市町によって様々であり,どのように健康教育を実施していくか調整
	が必要である。
	住民の生活習慣病予防を図るため実施しているもので,新市において
調整の考え方	も必要な事業であることから,現行のまま新市に引き継ぎ,段階的に調
	整する。

中 分 類	保健	小 分	類	成人保健
事 業 名 称	腎臓病予防セミナー			
事業目的・内容	いでいるうちに腎機能が何行し放置すると腎不全でんがる。	低下し続け	が必要	がないため,通院や治療を受けな 建行性の病気であり,慢性的に進 となり,医療費の増大にもつな の適切な対応ができるよう支援す
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施してとの調整が必要である。	ている事業	ぎで あ	5り,合併後の実施にあたり各町
調整の考え方				、ているものであり,新市におい)まま新市に引き継ぎ,段階的に

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健	
事 業 名 称	地区における健康教育(成	太)		
	関係団体等からの要望に	こより , 成人係	R健に関する正しい知識の普及啓	
事業目的・内容	発やライフスタイルに合れ	つせた生活習慣	この改善や予防のための具体的方 しょうしょう しょうしょ しょうしょ かんしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょう しょうしょ しょうしょう しょう	
	法を学べるよう健康教育を	実施する。		
今併に向けた無時	各市町で実施している事	罫業であるが ,	実施の内容や方法等に違いがあ	
一分に凹りた味趣	合併に向けた課題 り,実施にあたり市町間での調整が必要である。			
	それぞれの市町が,地域の実情に応じて各市町で団体等からの要望			
調整の考え方	健康教育を実施している事業で,新市においても必要であることから,			
	現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。			

中 分 類	保健	小 分 類 成人保健		
事業名称	健康づくり教室			
	住民自らが日頃の生活習慣を見直し,積極的に健康増進に取り組			
事業目的・内容	よう,参加者の年齢・性別	別に応じた栄養・運動・休養・口腔衛生等の生		
	活全般にわたる指導と知識	哉の普及を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市 , 上河内町がま	実施している事業であり , 合併後の実施にあた		
ロガに凹げた味趣	リの り他町との調整が必要である。			
	宇都宮市と上河内町が住民の栄養や運動など生活全般にわたる指導			
調整の考え方	知識の普及を図る事業として実施しているもので,新市においても必要			
	な事業であることから , 現	見行のまま新市に引き継ぎ ,段階的に調整する。		

中 分 類	保健 小 分 類 成人保健
事業名称	健康スリム教室
事業目的・内容	生活習慣病の温床である肥満を改善するため,健康的なライフスタイ
事来口的"约台 	ルを身につけられるよう,総合的な健康教育を実施する。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり,合併後の事業のあり方につ
ロガに凹げた味趣	いて検討する必要がある。
	住民の肥満を改善するため実施しているものであり,新市においても
調整の考え方	必要な事業であることから、現行のまま新市に引継ぎ、必要に応じて段
	階的に調整する。

中 分 類	保健	小 分	類	成人保健
事 業 名 称	栄養教室			
	住民が自らの食生活を見直し家庭における健康づくりが実践で			
事業目的・内容	うに , 栄養に関する正しい	知識を啓	蒙し	, , さらに調理実習等を通して調
	理方法や栄養摂取量につい	て指導す	る。	
宇都宮市のみが実施している事業であり,合併後の事業のあり				5り,合併後の事業のあり方につ
┃ 合併に向けた課題 ┃	いて検討する必要がある。			
細数のおうさ	栄養に関する正しい知識	の啓蒙を	図る	事業であり,新市においても必
調整の考え方	要であることから,現行のまま新市に引き継ぎ,段階的に調整する。			

中 分 類	保健	小 分	類	成人保健	
事業名称	血液さらさら教室				
	健康診査を機会に糖尿病・高脂血症について正しく理解し,各自が日				
事業目的・内容	常生活を振り返り,予防の	りための生	活に	積極的に取り組めるように講話	
	や実習を行う。				
┃ ┃ 合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	こいる事業	でぁ	り、合併後の事業のあり方につ	
ロケに向けた味趣	いて検討する必要がある。				
	健康の保持・増進を図るため実施しているものであり,新市におい				
調整の考え方	も必要な事業であることから,現行まま新市に引継ぎ,必要に応じて段				
階的に調整する。					

中 分 類	保健	小 分 類 成人保健		
事業名称	ストレッチ体操			
東	手軽にできる運動習慣を	身につけ,健康の保持・増進を	図るため,ス	
新来日の・10分 	事業目的・内容 トレッチ体操の実技指導を行う。			
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して	いる事業であり , 合併後の事業の	のあり方につ	
ロガに凹げた味趣	口切りに誘題 いて検討する必要がある。			
	健康の保持増進を図るため実施しているものであり,新市においても			
調整の考え方	必要な事業であることから,現行のまま新市に引継ぎ,必要に応じて段			
階的に調整する。				

中 分 類	保健 小 分 類 成人保健
事業名称	ウォーキング教室
	健康の保持・増進を図るため,手軽にできる健康法の一つであるウォ
事業目的・内容	ーキングを住民自らが継続して実践できるように,講話と実技指導を行
	う。
今世に与けた 細師	宇都宮市のみが実施している事業であり,合併後の事業のあり方につ
合併に向けた課題	いて検討する必要がある。
	健康の保持・増進を図るため実施しているものであり,新市において
調整の考え方	も必要な事業であることから,現行まま新市に引継ぎ,必要に応じて段
	階的に調整する。

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事業名称	一般健康相談(成人)		
	住民の健康に関する相談	{に応じ,適t	刀な指導・助言を行い , 相談者自
事業目的・内容	らが問題解決のための行動	がとれるよう	5援助することにより住民の健康
	の保持・増進を図る。		
合併に向けた課題	各市町で実施している事	業であるが	, 実施回数や実施内容が異なるた
口併に凹げた味趣	め,新市における回数,内	容などについ	Nて調整を図る必要がある。
	それぞれの市町が,住民	に対して健康	東に関する相談を実施しているも
調整の考え方	のであり,新市においても	必要な事業で	であることから,現行のまま新市
	に引き継ぎ,段階的に調整	きする。	

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健	
事業名称	地区における栄養相談(成	太)		
事業目的・内容	健康の保持・増進,疾病	病の予防,生活	5習慣病の改善を図るために栄養	
尹未口的"约台 	に関する個別の相談を実施	もし適切な指導	算,助言を行う。	
今併に向けた 無時	宇都宮市のみが実施して	こいる事業であ	5り,合併後の事業のあり方につ	
一分に凹りた味趣	合併に向けた課題			
	住民の健康増進,生活習慣の改善を図るため地区の住民に栄養に関す			
調整の考え方	る相談を実施している事業であり,新市においても実施する必要がある			
	ため,原則として現行のまま新市に引き継ぎ,段階的に調整する。			

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健	
事業名称	栄養相談(成人)			
事業目的・内容	住民の栄養に関する個別	別の相談に対し	って,適切な指導・助言を行い,	
事業日の・191日 	より一層の健康の保持増進を図る。			
合併に向けた課題	各市町で実施している事	事業であるが ,	実施内容・回数が異なることか	
ロ併に凹げた味趣	ら,新市における実施事業の手法について調整を図る必要がある。			
	各市町が住民の健康増	進を図るため	栄養に関する相談を実施してお	
調整の考え方	り,新市においても必要な事業であることから,現行のまま新市に引き			
	継ぎ段階的に調整する。			

中 分 類	保健 小 分 類 成人保健
事業名称	歯科健康相談
	歯科疾患に関する疑問や,歯科治療の過程で生じた悩み等に対し,専
事業目的・内容	門家が相談に応じることにより疑問や悩みを解決し,歯の健康の増進を
	図る。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり,合併後の事業のあり方につ
日かに凹げた味趣	いて検討する必要がある。
	住民の歯の健康増進を図るため,歯の健康に関する相談を実施してい
調整の考え方	るものであり,新市においても必要な事業であることから,現行のまま
	新市に引き継ぎ,段階的に調整する。

中 分 類	保健	小 分	類	成人保健	
事業名称	集団検診(生活習慣病)結	果説明会	<u>></u>		
	受診結果について個別面	接・相詞	炎を実	ミ施し,各自の生活習慣を振り返	
	るきっかけにし , 改善につ	なげ病気	表のう	予防や健康増進を図る。検診の約	
 事業目的・内容	1 か月後に説明会を指定し	, , 取り	こ来だ	:受診者に対し結果の見方を説明	
尹未口以"以谷 	する。また,面接の中で紀	果につな	よがる	5生活を振り返らせ,今後の改善	
	点などを意識づける。必要	に応じタ	ド養 相	目談を勧める。食生活推進協議会	
	による健康食の試食を実施する。				
合併に向けた課題	会供に向はも 課題 上三川町,上河内町,河内町で実施しており,宇都宮市は実施して				
日併に円けた味趣	##に回りた課題				
	各町がその実情に応じて	住民に対	寸し仮	建診結果の説明と生活改善を図る	
調整の考え方	ため実施している事業であ	り,新	うにま	らいても必要であることから,現	
	行のまま新市に引き継ぎ、	段階的は	二調整	望する。	

中 分 類	保健 小 分 類 成人保健
事業名称	個別健康教育
	生活習慣の見直しを具体的な保健指導の手法を用いて,個別に応じた
事業目的・内容	生活習慣改善指導を実施する。保健師による面接と血液検査を実施しな
	がら ,個人の生活習慣を振り返り改善目標を決め約半年間で効果をみる。
合併に向けた課題	上三川町,上河内町,河内町で実施しており,宇都宮市は実施してい
一口肝に凹げた味趣	ないが,各町の実施内容に差があるため,調整が必要となる。
	各町が住民に対し健診結果の要指導者等に対して個別に指導し生活改善
調整の考え方	を図るため実施している事業であり,新市においても必要であることか
	ら現行のまま新市に引き継ぎ,段階的に調整する。

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事業名称	機能訓練A型		
			能が低下している者に対し , 心身
事类口的 中京			とにより,閉じこもりを防止する
事業目的・内容			を要する状態となることを予防するまる。
		が (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の	定する要介護者及び要支援者は対
	象としない。		

今份に向けた細時	上三川町,上河内町,河内町で実施しており,宇都宮市では平成15
合併に向けた課題 	年度に廃した事業であることから,調整が必要となる。
	各町で心身の機能が低下している者に対し,心身機能の維持回復と介
調整の考え方	護予防を図るため実施している事業で,宇都宮市は身障施設等の利用に
	より本事業は実施していないが,各町では,現在,他に移行できる施設
	等がなく住民の利便性を考慮して当分の間実施する必要があることか
	ら,現行のまま新市に引き継ぎ,段階的に調整する。

中 分 類	保健 小 分 類 成人保健		
事業名称	国保高齡受給者証交付時健康教育相談		
	国民健康保険加入者で70歳の者が,高齢受給者証を交付される時に		
事業目的・内容	併せて,かかりつけ医,正しい薬の飲み方等を説明し,重複受診をなく		
	し適正医療を図るとともに,個々の健康に関する相談にのる。		
合併に向けた課題	上河内町のみが実施している事業であるが,合併後の実施については		
一口肝に凹げた味趣	他の市町との調整のほか,老人保健担当課との調整も必要である。		
	住民の健康増進を図るため,国保高齢受給者証交付時に健康に関する		
調整の考え方	指導や相談を実施している事業であり ,新市においても必要なことから ,		
	現行のまま新市に引き継ぎ段階的に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事業名称	ひとり暮らし高齢者等の安	で心ネットワー	・クシステムの構築
	急速な高齢化と核家族化	との進行に伴い	1,ひとり暮らし高齢者や高齢者
┃ ■業目的・内容	世帯が増加していることか	いら , すべての	ひとり暮らし高齢者等が住み慣
事未口的。1916 	れた地域のなかで,安心し	ノて生活できる	らよう , 地域における見守りと公
	的な福祉サービスを一体的	りに組み合わせ	た安否確認体制を構築する。
	宇都宮市のみが実施して	こいる事業であ	5り,実施していない各町におい
合併に向けた課題	て展開していく必要がある	るが , 現時点で	では市町間で調整すべき事項は特
	にない。		
	高齢者の見守りのための	つネットワーク	っについては,これまでの地域ご
調整の考え方	との状況を踏まえて構築す	「る必要がある	ため,宇都宮市のネットワーク
	体制を基本としながらも,	地域にあった	方式を検討し,3年を目途に地
	域にふさわしい安心ネット	- ワークを構築	 する。

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	法人・団体
事 業 名 称	老人クラブ運営費助成		
事業目的・内容	真に豊かで生きがいのある長寿社会を築くため,高齢者自身を社会の一員としての自覚の醸成と多年の経験と知識を生かし,地域社会に役立つ活動の展開を目的とし,高齢者の社会活動・健康増進活動の実施主体である老人クラブに対し,補助を行う。		
合併に向けた課題	なるため,調整が必要であ	ある 。	加金額(クラブ割,会員割)が異 会等と共同で検討を進めていく必

	各市町において老人クラブ連合組織への助成を実施している。行政の
	合併に伴い,各市町の老人クラブについても統合されることが望ましい
	ため,今後各団体への指導,支援を行う。
	合併後の老人クラブ連合会に対して,新たなクラブの事業展開・組織
調整の考え方	運営から判断して,必要な運営費等の助成を継続していくこととし,新
	市に移行後,3年を目途に調整を行う。
	各老人クラブへの活動費助成については,当分の間現行どおりの助成
	制度とし,各市町の組織の統合を見ながら,新市に移行後,3年を目途
	に調整を行う。

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業	
事業名称	障害者社会参加推進イベン	ノト		
	社会活動へ参加する機会	会の乏しい障害	言者が,健康で生きがいを持った	
 事業目的・内容	生活を送ることができるよ	くう ,社会活動	の参加機会の確保を図る。また、	
尹未口以"以谷 	障害者と健常者との交流を	を通して , 障害	『者に対する理解を深め , やさし	
	さを育む福祉のまちづくり	りを進める。		
合併に向けた課題	すべての市町が実施して	こいるわけでは	はないため , 調整することが必要	
ロけに凹げた味趣	である。			
	関係団体との調整を図りながら,宇都宮市が実施している事業に			
	ては,新市における事業と	とし,各町にむ	らいて実施している事業のうち ,	
┃ 調整の考え方	宇都宮市の事業に統合でき	きるものは一本	化する。	
神霊の与え力	各市町において実施して	ている事業のう	うち,一本化することが困難なも	
	のについては, 当分の間に	は各地域におけ	する事業として継続し , 既存事業	
	の存否について,地域特性	生を踏まえ,3	年を目途に調整する。	

中分類	障害者福祉	小 分	類	福祉事業
事業名称	障害児通園事業			
事業目的・内容	塩谷広域行政組合で運営	含してい	ること	ごも発達支援センターたけのこ園
新来日の・10分 	への施設運営費の補助を行う。			
	たけのこ園は,塩谷広垣	城行政組	合で道	運営しているが , 支援費だけでは
┃ ┃ 合併に向けた課題	運営が困難な状況であるた	:め , 利	用者の)人数に応じた負担をする必要が
日かに内げた味趣	ある。			
	広域事業との関係をどの	ように	調整す	「べきか検討が必要である。
	上河内町及び河内町にま	3いては	現在和	川用者がいるため , これまでの経
調整の考え方	緯を踏まえ,宇都宮市のこ	ども療	育セン	/ターができるまでの間は , 新市
	移行後も現行のまま引き線	き継続	できる	らよう , 相手施設と調整を行う。

中 分 類	障害者福祉	小 分 類 法人・団体	
事 業 名 称	障害者関係団体への運営補助		
	障害者自身の努力によっ	て福祉を高めるため,あるいは障害者の親た	
事業目的・内容	ちが子どもたちの福祉を高	らあるために組織をつくり活動している団体を	
	支援することにより,障害者の社会参加を促進する。		

	補助対象団体について,調整することが必要である。			
合併に向けた課題	また,団体の合併等に関することや補助金等の算出基礎の統一などに			
	ついて検討する必要がある。			
	各団体については,市町の合併に伴い,同じ趣旨の団体である場合に			
	は,団体同士統合を行い,共に新市における障害者の福祉向上のため,			
	一体的に活動を行っていくことが望まれる。			
	このため,各市町に共通している団体については,合併時に統合でき			
	るよう支援・指導に努める。			
	統合に時間を要する団体については,将来統合できるよう働きかけて			
調整の考え方	いく。			
	各市町に独自の団体については , その団体の活動のエリア , 活動内容 ,			
	組織力,継続性等を見極めたうえで,改めて支援を行うかどうかについ			
	て検討する。			
	合併までに統合のできた団体については,合併時から新たな団体への			
	支援を行うものとし,できなかった団体については,新市に移行後も現			
	行どおりとし,3年を目途に調整する。			

中 分 類	児童福祉 小 分 類 健全育成		
事 業 名 称	放課後児童健全育成事業(整備方針)		
	放課後児童健全育成事業は「留守家庭児童会」と「子どもの家」の2		
	種類で実施している。「留守家庭児童会」と「子どもの家」においては対		
事業目的・内容	象児童が若干異なり,宇都宮市では「留守家庭児童会」・「子どもの家」		
	とも実施しているが , 各町では ,「留守家庭児童会 」に近いものを実施し		
	ている。		
	放課後児童健全育成事業実施施設としては,上三川町のみ未整備小学		
	校区があるが,利用数が10名以下のため,新規整備計画はない。各町		
合併に向けた課題	においては,施設の老朽化,狭隘等による建替えの計画等があり,他事		
	業との複合施設の建設も検討されている。また,宇都宮市の事業である		
	「子どもの家」としての整備の調整が必要となる。		
	各市町における運営形態や整備方針などに差があり,統一するために		
調整の考え方	は新たな財政負担が伴うことから,当面の間,既存施設の活用を図りな		
	がら段階的に調整する。		

中分類	保健予防	小 分 類	精神保健	
事業名称	当事者支援			
	回復途上にある精神障害者が,グループワークを通して社会適応がで			
事業目的・内容	きるよう,当事者,ボランティアで行われている自主活動の患者会を支			
	援する。			
	当事者たちが立てた活動計画に基づき,花見やビデオ鑑賞等のレクリ			
	エーション,話し合い等のグループワークを当事者,ボランティアが中			
	心となり行い,保健師が相談や助言を行う。			

合併に向けた課題	宇都宮市と上三川町が実施している事業であり,精神障害を持つ当事者に直接関わり,自発性や社会性を回復するという目的は同じであるが,
	自主活動の支援と患者会の実施という手法が異なるため調整が必要であ
	<u> న</u> .
調整の考え方	宇都宮市と上三川町がそれぞれの実情に応じて実施している事業であ
	り,新市においても必要であることから,現行のまま新市に引き継ぎ,
	段階的に調整する。

(5)廃止の方向で調整するもの

中分類	保健 小 分 類 成人保健		
事業名称	乳がんマンモグラフィ導入事業		
事業目的・内容	乳がん検診の精度向上を図るため,宇都宮市でマンモグラフィ(乳房		
	X線撮影装置)を平成16年度から導入する。		
合併に向けた課題	乳がんマンモグラフィを宇都宮市で導入する事業であり,特に調整の		
	必要はない。		
調整の考え方	宇都宮市の事業であるが,16年度で事業が終了する。		

中 分 類	保健 小 分 類 成人保健		
事業名称	生命の貯蓄体操初心者教室		
	「積極的な健康づくり」として住民に普及、「寝たきり予防・痴呆防止」		
事業目的・内容	「不定愁訴の軽減」「医療費削減」を狙いとしている。上三川支部という		
	地区組織ができているので,支部の協力の下,年に数回初心者教室とし		
	て10回コースで開催している。		
合併に向けた課題	上三川町のみが実施している事業であり,合併後の実施については調		
	整が必要である。		
調整の考え方	所期の目的を達成したことから,合併を機に廃止する。		

中分類	保健 小 分 類 団体		
事業名称	生命の貯蓄体操上三川地区普及会		
	「積極的な健康づくり」の推進をし,町民の健康度を高めるため,事		
事業目的・内容	務局として側面的に連携・支援していくことで,組織の継続・発展につ		
	なげる。事務処理や支部との連絡調整 , 会議への参加・助言などを行う。		
合併に向けた課題	上三川町のみの団体である。新市以降の際は,他市町との調整が必要		
	である。		
調整の考え方	本会は全国組織の団体で,上三川町に支部があり,町が住民の健康度		
	を高めるため支援してきたところであるが,支部として主体的に活動が		
	図れるようになったことから,合併を機に廃止する。		

中 分 類	保健	小分	分 類	団体
事業名称	子育て支援協議会			
	上三川町母子保健計画「	みんな	『で子記	育て上三川プラン」に基づき,母
事業日的 中家	子保健に関しての望ましい方向性の確立や虐待防止体制のあり方を検討			
事業目的・内容 	することを目的とし ,母子保健計画の進行管理や子育て支援体制の検討 ,			
	虐待防止体制の検討などを	行う。		
合併に向けた課題	上三川町のみの団体であ	5る。新	f市移行	テの際には,他市町との調整が必
	要である。			
調整の考え方	協議会の目的である母子	2保健言	†画のi	進行管理や児童虐待防止支援体制
	の検討などは,新市移行後,宇都宮市の類似事業で対応できることから			
	廃止の方向で検討する。			

中 分 類	保健	小 分 類 団体			
事業名称	母子保健推進協議会				
	母子保健の重要性を啓発し、全ての母性の健康を守り、心身ともに健				
	全な出生と育成のため妊婦	婦や乳幼児の家庭を訪問し,保健師に情報を提			
事業目的・内容	供する。				
	乳幼児及び妊婦の訪問や乳幼児健診及び予防接種時の介助・保育、				
	育,研修会などを行う。				
┃ ┃ 合併に向けた課題	河内町においては,町長委嘱の会員による協議会があり,他市町には				
ロ肝に内けた味趣	ない協議会であることから	ら合併後の対応について調整する必要がある。			
	河内町が町長委嘱により	り設立した協議会であるが,行政主体の協議会			
調整の考え方	活動ではなく、住民が地域	域の中で活動できる子育て支援ボランティアと			
	して推進していくこととし	し,新市移行後は廃止する。			

中 分 類	社会福祉	小 分	類	民生委員・児童委員
事業名称	福祉委員に関する事務			
東 翌 日 的 . 由 宓	上河内町・河内町地域に	おける	福祉の)向上を目指し,福祉委員を設置
事業目的・内容	する。			
	河内町では , 福祉の向上	のため	,福祉	上委員として任命し報酬の支払を
合併に向けた課題	行っているが,他市町は民	生委員	が同様	もの役割を担っていることから ,
	調整が必要である。			
	上河内町・河内町におい	て設置	してい	1る福祉委員については,民生委
調整の考え方	員と同じ役割を担っている	ことか	6, J	:河内町・河内町の制度を廃止す
	る。			

中 分 類	社会福祉 小 分 類 日本赤十字社
事業名称	日本赤十字社員募集事務
事業目的・内容	日本赤十字社の活動の財源となる社資を確保するため、活動に賛同す
争未口的的分	る人を社員として登録し、社費を拠出してもらい財源の安定化を図る。
合併に向けた課題	日赤事務の執行は,自治体によって,行政と社会福祉協議会に分かれ
日併に円げた味趣	ているので,調整が必要である。
	宇都宮市以外の各町で実施しているが,宇都宮市の制度を基準に社会
調整の考え方	福祉協議会において実施し,各町の事業は合併時に廃止する方向で調整
	する。

中 分 類	社会福祉	小约	分類	日本赤十字社
事業名称	災害救援物資・弔慰金交付事務			
暴風・豪雨・洪水・地震その他の異常な自然現象 事業目的・内容				常な自然現象、又は火災などで被
尹未口的 * 的合	害を受けた者に対し救援物	変える でんり かいりょう かいしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	は弔慰会	全を交付する。
合併に向けた課題	日赤事務の執行は,自治	体に。	よって	, 行政と社会福祉協議会に分かれ
日併に円けた味趣	ているので,調整が必要で	ゔある。		
	宇都宮市以外の各町で実	€施して	ているフ	が、宇都宮市の制度を基準に社会
調整の考え方	福祉協議会において実施し,各町の事業は合併時に廃止する方向で調整			
	する。			

中 分 類	社会福祉 小 分 類 日本赤十字社		
事業名称	赤十字奉仕団事務局		
事業目的・内容	地域のボランティア活動を行う、赤十字奉仕団の活動が行いやすいよ		
事業日別・19分 	う、バックアップする。		
合併に向けた課題	日赤事務の執行は,自治体によって,行政と社会福祉協議会に分かれ		
日かに内げた味趣	ているので,調整が必要である。		
	宇都宮市以外の各町で実施しているが,宇都宮市の制度を基準に社会		
調整の考え方	福祉協議会において実施し,各町の事業は合併時に廃止する方向で調整		
	する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分	類	福祉事業	
事業名称	介護用品支給事業				
	在宅の要介護高齢者に紙	おむつを	E支絲	合することにより,当該高齢者を	
事業目的・内容	介護している家族等の経済	的負担0)軽洞	域を図るとともに , 当該高齢者の	
	在宅生活の継続,向上を図	る。			
	支給要件,支給品目,実	施体制·	方法	ま,支給方法,限度額が異なるこ	
┃ ┃ 合併に向けた課題	とから調整が必要である。				
日所に内げた味趣	また,宇都宮市において	は同様の	事業	美を介護保険の特別給付で実施し	
	ていることとの調整が必要	である。			
	上三川町及び河内町にお	いては,	介護	護保険の特別給付ではなく,一般	
┃ 調整の考え方	福祉施策として,介護用品の支給を行っている。				
神主のちん力	当事業については廃止す	ることと	:し,	紙おむつ等の介護用品について	
	は,介護保険の特別給付で	実施する	; .		

中 分 類	高齢者福祉 小 分 類 福祉事業
事 業 名 称	福祉タクシー料金助成事業
	交通手段を持たない低所得のひとり暮らし高齢者に,通院のためのタ
事業目的・内容	クシー利用を助成することにより、当該高齢者の健康の維持と経済的負
	担の軽減を図る。
	河内町のみが高齢者の経済的支援のため実施している事業であるが ,
合併に向けた課題	他市町では実施していないことから,事業の取扱いについて調整する必
	要がある。
	河内町のみで実施している経済的支援のための事業である。高齢者の
	経済支援のための施策全般を比較した場合には,宇都宮市の水準が高い
┃ 調整の考え方	ことから,本事業については新市移行後1年の経過措置を設け,その後
一 一	廃止する方向で調整する。
	なお,新市における各地域の交通事情を踏まえた高齢者の外出支援策
	については,新市移行後検討を行う。

中 分 類	高齢者福祉	小	分	類	福祉事業
事 業 名 称	ひとり暮らし高齢者招待事	業			
事業目的・内容					し交流を図ることにより ,当該こともに , 生きがいの増進を図

	河内町のみが実施している事業であるが , 宇都宮市では社協が実施し
合併に向けた課題	
	ており,実施主体も含めて調整が必要である。
	宇都宮市においては,生きがい型デイサービス事業,老人福祉センタ
	ー事業,外出支援事業等により,閉じこもりがちな高齢者に対し積極的
┃ 調整の考え方	な社会参加を促している。一方,社会福祉協議会においても,地域福祉
神霊の与え方	の事業として,ひとり暮らし高齢者を対象とするふれあい会食事業等を
	実施しているため,社協と協議の上,社協の事業として実施できるよう
	調整を行う。

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事業名称	家族介護者交流事業		
事業目的・内容	家庭においてねたきり等	の高齢者を	介護している方を対象に日頃の介
尹未日的 * 1916 	護疲れを解消していただく	ための慰労	事業などを実施する。
合併に向けた課題	上三川町及び河内町で実	施している	が,すべての市町で実施している
ロ肝に凹げた味趣	わけではないため , 調整す	る必要があ	る。
	介護者を慰労する事業に	ついては,	宇都宮市では慰労金の支給を行っ
調整の考え方	ており,新市移行後も実施	していくた	め,当事業については廃止の方向
	で調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小分类	類 福祉事業	
事業名称	家族介護者ヘルパー受講支援事業			
事業目的・内容	ルパーとして社会で活躍す	ること支援	等が,その経験を活かしてホームへ 援するため,訪問介護員に関する省 は3級課程を受講した場合に受講料	
合併に向けた課題	すべての市町で実施してい	ハるわけて	ではないため ,調整する必要がある。	
調整の考え方	宇都宮市においては , 訪! 担で受講することができる。		養成研修を実施しており,低額な負 ,廃止の方向で調整する。	

中 分 類	高齢者福祉	小 分	類	福祉事業
事 業 名 称	心配ごと相談事業			
事業目的・内容	様々な相談に民生児童委員	・人権	擁護勢	談窓口を設置し,日常生活上の 長員・行政相談委員等の相談員が 解決に努め,地域住民の福祉の増
合併に向けた課題		: , 上三	川町・	が,宇都宮市では社協が自主事業 ・河内町の実施方法,回数等に相
調整の考え方	た経過があり,全国及び県 おり,内容的にも地域の福	!の社会 祉相談	· 福祉協 窓口 <i>0</i>	には社会福祉協議会の事業であっ 協議会において研修等を実施して D機能として,社会福祉協議会が 協と協議の上,行政としては廃止

中 分 類	障害者福祉	小 分	類	福祉事業
事業名称	身体障害者手帳用診断書料	斗助成事業		
	身体障害者手帳の申請を	を行う際,	必要	となる身体障害者診断書・意見
事業目的・内容	書の作成に係る費用を助成	対すること	によ	: り,身体障害者の経済的な負担
	の軽減を図る。			
	上河内町のみが障害者	の経済的	支援	のため実施している事業である
合併に向けた課題	が,他市町では実施してい	ないこと	から	, 事業の取扱いについて調整す
	る必要がある。			
	上河内町だけで実施して	ている事業	でぁ	るが,新市移行後は,日常生活
調整の考え方	用具給付時の自己負担額の	D助成,障	害者	「福祉手当(単独)支給等の経済
	的な支援など,全体的な障	章害者福祉	のサ	ービス水準が向上するため,当
	事業については廃止の方向	可で調整す	る。	

中分類	児童福祉 小 分 類 計画策定
事 業 名 称	児童福祉計画(児童育成計画(エンゼルプラン)の策定・進行管理)
	子どもを取り巻く環境の変化に伴い,子育て支援策を中心に,次代を
	担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるような環境整備のた
	め,国においては,平成11年度に少子化対策の指針として「少子化対
事業目的・内容	策推進基本方針」を決定し <i>,</i> それに基づく「新エンゼルプラン」を策定
	した。こうした状況のもと,各市町において子育て支援推進計画を策定
	し,子どもの健全育成と保育サービスの充実を主体とした施策を計画的
	に推進する。
	各市町が個別に計画を有しており,計画の期間・内容(数値目標等)
┃ ┃ 合併に向けた課題	が異なっている。また,未策定町においては,子育て支援に係る方向性
一口肝に凹けた味趣	や施策体系等が不明確となっているが,今年度より策定する市町村行動
	計画において連携を図る必要がある。
	各市町において,平成17年度から平成21年度までの5カ年間を計
調整の考え方	画期間とする次世代育成支援行動計画の策定が義務化されたことから,
	合併時において廃止する。

中 分 類	児童福祉	小	分	類	保育事業
事業名称	特別保育事業(小学校低学	年児	童の	·受入	(h)
	核家族化,女性の社会近	生出等	によ	り子	² どもを取り巻く環境が著しく変
┃ ┃ 事業目的・内容	化してきている中で,多様	様な児	建て	健全	全育成に対応するため , 小学校低
事業日的・内谷 	学年児童(1 年生から 3 年	F生程	度)	を一	-時保育の場を活用して5名程度
	受入れ,当該児童の適切な	《処遇	县,安	全の)確保を図る。
合併に向けた課題	河内町の私立保育園 2 園	園で実	施し	てま	らり , 地域の実情を踏まえ調整す
ロガに凹げた味趣	る必要がある。				
	河内町のみが実施してい	る事	業で	゙゙あじ) , 利用者の実態を踏まえ , 放課
調整の考え方	後児童健全育成事業で対応	いが可	能で	゙゙ある	ことから , 合併時において廃止
	する。				

中 分 類	児童福祉 小 分 類 保育事業
事業名称	特別保育事業(保育所体験特別事業)
	適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し,保育所入所児
事業目的・内容	童との交流を通じて,育児上の工夫の仕方等について相談助言等を受け
	られるようにする。
合併に向けた課題	河内町のみの実施であり,今後については,地域の実情を判断し事業
一口肝に凹げた味趣	の継続が必要かを検討し調整する必要がある。
	河内町のみ実施している事業であり,相談助言等については,保育所
調整の考え方	では一般化されており,地域の特殊な事情が無いと判断し,合併時にお
	いて廃止する。

中 分 類	児童福祉	小分	類	私立保育園助成
事業名称	運営費補助等(小規模延長	保育事	業)	
	1 1 時間の開所時間前後	後の時間	におい	1てさらに概ね1時間の延長保育
	を実施している私立保育所	折のうち	, ₹ 0	D対象児童数が3~5人の施設に
┃ ■ 事業目的・内容	対し,事業実施に係る経費	量を規定	の国庫	賃補助に上乗せして補助すること
尹未口以"以合 	により , 児童の福祉の向」	を図る	0	
	この補助は,同一の事業	単に対し	て国と	:県から二重に補助が出ることに
	なるため,新市においての)制度化	は困難	輩である。
	現在の県単補助制度は	国庫補	助事第	美対象外施設(5人未満)を対象
合併に向けた課題	に実施していたが , 国庫補	動の対	象範囲	目が拡大されたこと等を踏まえ ,
	調整する必要がある。			
	延長保育利用児童数がら	人以下	の国庫	[補助対象外施設に対し助成する
調整の考え方	ため,県が創設したもので	であるか	、国庫	種補助事業において5人以下まで
	拡充されたことから , 合併	特にお	いて廃	Ӗ止する。

中 分 類	児童福祉	小 分	類	私立保育園助成
事業名称	運営費補助等(園外保育費)		
事業目的・内容	遠足・観劇等の園外保育	に要す	る経費	を補助することにより,保育内
事業日的・191日 	容を充実させ,児童の福祉	の向上を	を図る	0.
合併に向けた課題	民間保育園に対し公用車	の使用を	を認め	つている町があるなど,市町間に
一口肝に凹けた味趣	より補助制度が異なること	から,詞	周整を	図る必要がある。
	公私間格差を是正するた	め,各ī	市町に	おいて当該補助制度を設置して
	いるが、その目的や内容が	異なっ [*]	ている	が状況にある。また,行き先・回
調整の考え方	数等については,各園が主	体的に耳	取り糺	目んでいる実態を踏まえると,受
	益と負担の原則をより明確	にするだ	ために	には,公立保育園における園外保
	育のあり方を見直しながら	, 合併	寺にま	いて廃止する。

中 分 類	児童福祉	小 分 類	私立保育園助成
事業名称	運営費補助等(職員研修費)		
事業目的・内容			対応できる職員の育成のため,私 D講師謝金に要する経費を補助す

	保育園が独自に実施する職員研修に対し,宇都宮市のみが補助してい
合併に向けた課題	る事業であるが,行政が同様の研修を実施しており,調整する必要があ
	వ 。
調整の考え方	苦情解決・第三者委員の設置等により,保育士の資質の向上を図るた
	めの方策については,各園が積極的に取り組むことが,より明確になっ
	てきたことや宇都宮市が実施している研修等の充実を図ることとし,廃
	止の方向で見直す。

中 分 類	児童福祉 小 分 類 私立保育園助成	
事 業 名 称	運営費補助等(採暖費補助事業)	
	町が保育の実施を委託している町内の民間保育所において,当該り	見童
┃ ┃ 事業目的・内容	の適切な保育を確保することに要する経費を助成し,児童福祉の向」	上を
事業日的・内谷 	図るため,年間の暖房用灯油代において,国庫負担金の採暖費を除り	ハた
	経費を限度額の範囲内で交付している。(限度額 200,000 円以内)	
合併に向けた課題	上三川町のみが実施している事業であり,関係各課等を交えた協調	義 •
口所に凹げた味趣	調整を行う必要がある。	
	上三川町においては,運営費における採暖費加算の適用対象外とな	ごつ
調整の考え方	ているが,制度の趣旨・創設の経緯を踏まえながら調整を図り,合例	并時
	において廃止する。	

中 分 類	児童福祉	小 分 類 私立保育園助]成	
事業名称	運営費補助等(保健衛生費	運営費補助等(保健衛生費補助事業)		
	町が保育の実施を委託し	ている町内の民間保育所に	おいて,当該児童	
事業目的・内容	の適切な保育を確保するこ	とに要する経費を助成し、	児童福祉の向上を	
	図るため、児童の尿検査に	係わる費用を交付している	0	
合併に向けた課題	上三川町 , 河内町が実施	iしている事業であり,関係	各課等を交えた協	
ロ肝に凹げた味趣	議・調整を行う必要がある	0		
調整の考え方	設置者が実施すべき事業	であるため,制度創設の趣	旨等を踏まえなが	
	ら調整を図り , 合併時にま	いて廃止する。		

中 分 類	医事薬事 小 分 類 献血		
事業名称	献血団体の育成		
事業目的・内容	自主的かつ組織的に献血を行う団体(献血会)の育成を図り,血液の計画的な確保を促進するため,一定の要件を満たす献血会(団体)へ報償金を支給する。 報償金の支給については,宇都宮市のみで実施している。また,河内町では,献血協力者へ謝礼(粗品)を渡している。		
合併に向けた課題	献血団体への報償費は,宇都宮市のみで,また,献血協力者への謝礼は,河内町のみで実施しており,新市における事業実施について調整を図る必要がある。 他の自治体では,事業を実施していないことから,各自治体における献血団体数や活動状況などを把握する必要がある。		
調整の考え方	報償金等の所期の目的は達成しており,今後,事業を継続する必要性が小さいことから,合併時において廃止する。		

中 分 類	保健予防 小 分 類 精神保健
事業名称	精神保健ボランティア講座
	精神保健に対する正しい知識と理解を深め,地域での具体的な援助方
	法を学び,ボランティアとして精神障害者の地域生活の推進を図るとと
事業目的・内容	もに,住民の心の健康を守るため,精神科医師や精神保健福祉士等によ
	る講話,作業所実習,施設見学,ボランティア体験等を内容とする講座
	を開催する。
合併に向けた課題	宇都宮市は市が,各町においては県が実施しており,ボランティア講
日日日日日日日日日日日	座の実施主体などあり方について検討が必要である。
	宇都宮市は市が,各町においては県が実施しているが,ボランティア
調整の考え方	の養成は主に社会福祉協議会が行っていることから,合併時において,
	社会福祉協議会の事業として実施する方向で調整する。

各種事務事業の取扱い

【産業専門部会】

(1)現行のまま新市に引き継ぐもの

中 分 類	商業 小 分 類 商業統計
事 業 名 称	通行量・来街者調査
	中心商店街の基礎的調査として,25地点の歩行者の通行量を調査す
事業目的・内容	る通行量調査と6地点で街に来た人の来街目的などを聞き取り調査する
	来街者調査を隔年で実施する。
	宇都宮市の特定区域における事業であり,合併に関する特段の課題は
今份に向けた細師	ない。
合併に向けた課題	調査ポイントは毎回見直しているので,新市で執行の際に検討すべき
	である。
調整の考え方	宇都宮市の特定区域における独自事業であるので,現行のまま新市に
	引き継ぐ。

中分類	商業 小 分 類 中小企業者支援		
事業名称	出店等促進支援事業		
事業目的・内容	商工会議所が受付,支出の窓口となり,中心商業地への新規出店者に 内装改造費と1年分の家賃の一部を補助する。		
合併に向けた課題	宇都宮市の特定区域における事業であり,合併に関する特段の課題はない。		
調整の考え方	宇都宮市の特定区域における独自事業であるので,現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	商業	小 分	類	商店街等支援
事 業 名 称	中心商業地支援事業			
事業目的・内容	中心商業地の賑わいづく	いのた	めに,	商店街その他の商工団体に補助
	する。			
合併に向けた課題	宇都宮市の特定区域にあ	ける事	業であ	5り,合併に関する特段の課題は
日かに凹りた味趣	ない。			
	宇都宮市の特定区域にあ	ける独	自事第	¥であるので,現行のまま新市に
調整の考え方	引き継ぐ。			
	ただし,商業祭について	は,全	市的な	よイベントであるので , 各商工会
	に協力を依頼していく。			

中 分 類	商業	小	分	類	商店街等支援
事 業 名 称	市・町営駐車場の管理運営	Í			
事業目的・内容	・JR宇都宮駅東西駐車場	<u>=</u>			
	JR宇都宮駅への送迎者	香の駐	車の)利便	更を確保するため , 駅東西の市営
	駐車場を運営する。				
	・中央駐車場,相生駐車場	3			

	中心商業地への買い物客の駐車の利便を確保するため,中央駐車場,
	相生駐車場を運営する。
今世に与けた 細師	宇都宮市の特定区域における事業であり、合併に関する特段の課題は
│ 合併に向けた課題 │	ない。
調整の考え方	宇都宮市の特定区域における独自事業であるので,現行のまま新市に
	引き継ぐ。

中 分 類	観光 小 分 類 観光資源	
事業名称	ふるさと宮まつりへの開催支援事業	
事業目的・内容	宇都宮市のイメージアップと観光客の誘致を図るために開催される,	
	「ふるさと宮まつり」(8月第1土・日)の開催委員会の事業を支援する。	
合併に向けた課題	宮まつりの内容・規模について , 検討する必要がある。	
調整の考え方	新市移行後も宇都宮を代表するまつりとして,新市で取り組む必要が	
	あることから,現行のまま新市に引き継ぐ。	

中 分 類	観光	小 分	類	観光資源
事 業 名 称	うつのみや花火大会への開	催支援事	業	
	夏の風物詩として住民に	生活の憩	!l \ 0.)場を提供し,地域の活性化の一
事業目的・内容	助とし,また,観光地宇都	『宮のイメ	ーシ	ブアップを図り,観光客を誘致し
	ている花火大会を支援する) _o		
合併に向けた課題	花火大会の内容等につい	ハて , ほか	のイ	ベントと調整する必要がある。
調整の考え方	宇都宮市を代表する夏の)花火大会	とし	って,全市で取り組む必要がある
	ことから , 現行のまま新市	に引き継	く、	

中 分 類	観光 小 分 類 観光資源	
事 業 名 称	大谷観光の推進	
	観光地として大谷地区の活性化と ,大谷観光入込数を増加させるため ,	
事業目的・内容	イベント「フェスタIN大谷」実行委員会の支援,大谷観光ソフト開発	
	事業など各種事業を実施する。	
合併に向けた課題	特定の地域を対象とする事業であり、合併に伴う課題は特にない。	
調整の考え方	宇都宮市の観光プランにおいて大谷観光の推進は,新市北西部観光の	
	核として進めていく。	

中 分 類	観光 小 分 類 観光資源
事業名称	大谷地区景観整備事業
事業目的・内容	大谷観光推進のため,景観美化事業を行う城山地区総合開発推進事業
	協議会の活動を支援する。
合併に向けた課題	特定の地域を対象とする事業であり,合併に伴う課題は特にない。
	宇都宮市独自の事業として継続していく必要があることから,大谷地
調整の考え方	区の景観整備については,新市における名勝指定事業とあわせて進めて
	いく。

中 分 類	観光 小 分 類 観光資源
事業名称	夕顔サマーフェスティバル開催支援事業
	上三川町商店街のイメージアップと観光客の誘致を図るために開催さ
事業目的・内容	れる ,「夕顔サマーフェスティバル事業」(7月第4土曜日) の開催を支
	援する。
合併に向けた課題	各市町のイベントに対する支援との調整が必要である。
	地域に根付いたイベントであり,今後も地域活性化の観点から継続し
調整の考え方	て開催することが求められているため,新市における地域イベントとし
	て継続する。

中 分 類	観光 小 分 類 観光資源		
事業名称	サマーフェスティバル開催支援事業		
	上河内町において,夏のひと時を住民が一同に集い手作りの模擬店や		
事業目的・内容	盆踊り,そして花火大会を盛り込んだ夏祭り(8月初旬開催)の開催を		
	支援する。		
合併に向けた課題	各市町のイベントに対する支援との調整が必要である。		
	地域に根付いたイベントであり,今後も地域活性化の観点から継続し		
調整の考え方	て開催することが求められているため,新市における地域イベントとし		
	て継続する。		

中 分 類	観光 小 分 類 観光資源	
事業名称	ふるさと夏まつりへの開催支援事業	
	地域住民の交流・連帯を深めるため , 8 月に開催するコンサート・花	
事業目的・内容	火等のイベントを支援する。	
	鬼怒グリーンパーク白沢(県施設)で実施。	
合併に向けた課題	各市町のイベントに対する支援との調整が必要である。	
	地域に根付いたイベントであり,今後も地域活性化の観点から継続し	
調整の考え方	て開催することが求められているため,新市における地域イベントとし	
	て継続する。	

中 分 類	観光 小 分 類 観光資源
事 業 名 称	ふれあい朝市開催支援事業
事業目的・内容	上三川町において実施している事業であり,地域の商業者・生産者と
	消費者が朝市を通して交流を図り,魅力あるふるさとづくりを進める。
合併に向けた課題	各市町のイベントに対する支援との調整が必要である。
	地域に根付いたイベントであり,今後も地域活性化の観点から継続し
調整の考え方	て開催することが求められているため,新市における地域イベントとし
	て継続する。

中 分 類	工業	小	分	類	中小企業の経営基盤の強化
事業名称	伝統工芸品産業振興事業(広報	活動])	
	伝統工芸品の需要拡大を	図る	<u>ا</u> کے	きに	,保存及び後継者の育成・確保
事業目的・内容	を支援し,伝統工芸品産業	€の振	興を	図る	sため,伝統工芸についての広報
	活動(紹介ビデオの制作等	() を	行う	0	

合併に向けた課題	宇都宮市で実施している事業であり,各町に類似事業はないが,伝統
	工芸品産業の振興に対する考え方の調整が必要である。
	県の伝統工芸品の指定を受けている者(団体)を対象としており,宇
調整の考え方	都宮市のみが該当している事業であるが ,合併見込みの各町に該当者(団
	体)がいないため,現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	工業	小 分	類	中小企業の経営基盤の強化
事 業 名 称	伝統工芸品産業振興事業((補助)		
	伝統工芸に対する理解と	:親しみを	深め	てもらうとともに , 販路の拡大
事業目的・内容	及び地域産業の振興を図る	らため,宇	都宮	B市伝統工芸品産業振興推進協議
	会の需要拡大事業費の1/	′2(ただ	し,	上限は予算額)を補助する。
	宇都宮市で実施している	多事業であ	, (ا	各町に類似事業はないが , 補助
┃ ┃ 合併に向けた課題	金の見直しが必要。			
日間に回りた味趣	また,宇都宮市伝統工芸	芸品産業推	進協	R議会については , 構成会員の見
	直しが必要となる。			
	県の伝統工芸品の指定を	受けてい	る者	ば(団体)及びそれに携わるもの
調整の考え方	で組織された団体を補助対	対象として	おじ),宇都宮市のみが該当している
	事業であり,各町に該当団	体がない	ため) , 現行のまま新市に引き継ぐ

中 分 類	工業	小 分	類	中小企業の経営基盤の強化
事 業 名 称	工業組合販路拡大推進事業	É		
	産業の活性化に資するた	-め , エ	業組合	合が全国大会に出展するなどの販
事業目的・内容	路の拡大事業を行う場合に		費の補	助を行う。(H14 : 栃木県菓子工
	業組合宇都宮支部)			
	主として栃木県菓子工業	美組合宇	都宮才	を部が全国菓子大博覧会(4年毎
┃ ┃ 合併に向けた課題	に開催)に出展する際に支	援して	いる。	
日川に内げた味趣	宇都宮市で実施している	事業で	あり,	各町に類似事業はないが,効率
	的かつ公平な支援となるよ	う調整	が必要	そである。
調整の考え方	4年毎の事業であり,相	手方組	織の重	カ向は未定であるが , 行政サービ
	スの公平性を担保していく	。(制度	そのリ.	ニューアルを検討)

中 分 類	工業	小 分	類	産業基盤の充実
事業名称	水力発電施設周辺地域交付	1金事業		
	既設水力発電の設置,運	重転によ!)生し	だた自然環境又は生活環境への影
	響を緩和するために所在す	5町村が3	実施す	る事業に対し交付することによ
事業目的・内容	り,新規水力発電施設のP	滑な立均	也を仍	進する。
	上河内町は , 4 , 5 0 () 千円 (🤊	主額)	の交付金があるため,道路の維
	持修繕工事を実施している	5.		
人份与自己 無照	上河内町のみの補助事業	€である7	が,旨	合併後においても補助を打ち切ら
┃ 合併に向けた課題 ┃	れることがないよう,存続	売を国に 弱	要望す	⁻ る必要がある。
調整の考え方	上河内町のみの補助事業	(水力	発電が	頭問辺地域交付金)であり,合
	併後も対象地域として存続	売するこ	ヒから	5,合併後においても新市の事業
	として引き継ぐ。			

中分類	工業 小 分 類 産業基盤の充実		
事業名称	小室工業団地造成計画事業		
	企業誘致可能面積は約18.1ヘクタールで,今後,工業用道路や下		
事業目的・内容	水道の整備等(団地の造成)を行い,また補助金等の特別優遇措置も併		
	せて検討し,財源の確保と雇用の拡大を図る。		
人份与古山土 细胚	当団地は「先行造成型工業団地」ではないが,今後企業誘致を行うに		
│ 合併に向けた課題 │	あたり,他市町の優遇措置との整合性を図る必要がある。		
	上河内町は都市計画区域が未線引きではあるが,当地区は町総合計画		
調整の考え方	上,地域雇用の拡大や工業振興を図るため,企業誘致について位置付け		
	を行っているため,新市移行後も現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	工業 小 分 類 産業基盤の充実			
事業名称	工業再配置促進連絡協議会			
	工業再配置促進法の誘導地域の指定を受けており,関東甲信越静地区			
┃ ■業目的・内容	工業再配置促進連絡協議会の会員として,工業団地造成計画に関するこ			
学来口D1 1916	と,工場誘致に関すること,工業再配置補助事業に関すること等の情報			
	交換等を行う。			
	合併後の誘導地域の地域指定は,国の見解待ちであるが,旧町単位で			
合併に向けた課題	残る可能性が高い。			
	その場合,協議会加盟の必要がある。			
	上河内町のみが対象となるが,合併後も工業再配置促進法の誘導地域			
調整の考え方	の地域指定が旧町単位で残る可能性が高いことから,現行のまま新市に			
	引き継ぐ。			

中 分 類	工業	小 分	類	地場産業の振興
事業名称	大谷地域整備公社運営支援			
				ら的に推進することにより,住民
┃ ■ 事業目的・内容	┃の安全を確保し,もって地	域の経済	斉の多	養展に寄与することを目的に,大
	谷地域整備公社に職員1名	を派遣す	すると	ともに,運営費の一部を補助す
	る。			
┃ ┃ 合併に向けた課題	国 ,県等との関係の中で	,宇都宮	'市が	独自に行っている事業であるが,
一口肝に凹げた味趣	特定の区域における事業で	あり , 台	う併に	関する課題はない。
	特定の区域を対象とする	事業では	らり ,	大谷地域の安全を確保すること
調整の考え方	は地域経済の発展に今後も	必要では	あるこ	とから , 現行のまま新市に引き
	継ぐ。			

中 分 類	工業	小 分 類	安全対策	
事業名称	大谷地区の安全対策			
	県工業課,大谷地域整備	献公社,大谷 都	5材協同組合,宇都宮市工業課の	
事業目的・内容	4 者で大谷地区巡回監視(毎週月曜日)を実施するとともに,瓦作地区,			
	立岩東地区における大谷地	也区警戒区域關	関係対策 , その他大谷関係問題 ,	
	課題等の窓口に関する業務	を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市が独自に行って	こいる事業であ	るが,特定の区域における事業	

	であり、合併に関する課題はない。
田敷の老さた	特定の区域を対象とする事業であり,大谷地域の安全対策は今後も必
┃ 調整の考え方 ┃	要であることから,現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	労政 小 分 類 職業能力開発の促進
事業名称	共同職業訓練支援事業
事業目的・内容	事業主団体が共同で行う認定職業訓練のために使用する施設を提供す
尹未口的 * 的合	るとともに,運営補助金を交付し,技能者の養成と技術の向上を図る。
今併に向けた 細節	宇都宮市のみで実施している事業であり,合併に関する課題は特にな
合併に向けた課題	ιι.
調整の考え方	各市町の中で支援の対象となる施設は現行のままであることから,現
	行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	労政 小 分 類 労働環境の整備
事 業 名 称	勤労者福祉施設管理運営事業
事業目的・内容	雇用・能力開発機構から勤労者福祉施設を譲受け,勤労者を含む市民
7*************************************	の福祉向上及び余暇活動の充実を図る。
┃ ┃ 合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施している事業であり,合併に関する課題は特にな
口げに凹げた味趣	l1 _o
調整の考え方	各市町の中で支援の対象となる施設は宇都宮市のみであることから、
	宇都宮市の施設を現行のまま新市に引継ぐ。

中 分 類	市場	小 分 類	市場
事 業 名 称	施設の管理・整備		
	消費者が安心して安全な	\$生鮮食料品	を安定した価格・量で迅速に購入
┃ ■業目的・内容	することができることを目	目的に , その	流通形態の中心的役割を担う中央
■ 事業日的・内谷 ■	卸売市場の施設・設備を通	適切に管理す	るとともに,消費ニーズの変化等
	に柔軟に対応した施設・説	设備の整備を	行う。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが有する旅	・設であり,1	合併に伴う課題は特にない。
調整の考え方	合併後も,現行のまま旅	設の管理・	整備を行う。

中 分 類	競輪 小 分 類 競輪	
事業名称	施設の管理・整備	
事業目的・内容	競輪の公正安全を確保し,国民の健全な娯楽場として定着化を図るため,施設の管理・整備を行う。	
合併に向けた課題	宇都宮市のみが有する施設であり,合併に伴う課題は特にない。	
調整の考え方	合併後も,現行のまま施設の管理・整備を行う。	

中 分 類	農業委員会 小 分 類 農業委員選挙
事業名称	選挙人名簿処理事務
	法律に基づいた事務であり,そこには,農業委員の任期は3年と決め
事業目的・内容	られているが、補欠選挙やリコールも制度上位置付けられていることか
	ら,毎年選挙人名簿の調製を行う。

	申請書の配付及び回収方法等について各市町ともまちまちであるた
	め,調整を図る必要がある。
合併に向けた課題 	また,選挙管理委員会が密接に関連している事務であるので,連携し
	て調整を図る必要がある。
細数の老さた	法令に基づき各市町が実施している業務のため,選挙人名簿処理事務
調整の考え方 	については , 現行のまま新市に引き継ぐ。

中分類	農業委員会	小 分	類	農業者年金
事業名称	農業者年金事務			
	農業者の老後の生活の多	定定及び福	量祉の)向上を図るとともに,農業者の
┃ ■業目的・内容	確保に資する。			
サ 乗日的・19分 	農業者年金基金と市町村	寸が締結し	てし	1る,業務委託契約を結び公的年
	金業務を行う。			
	法令に基づく事務であり), 各市町	丁間で	で基本的なサービス内容に差はな
┃ ┃ 合併に向けた課題	l I.			
日間に回りた味趣	ただし,単独実施の事務	务等(新规	見加ノ	〈促進説明会 - 河内町)があるの
	で,調整を図る必要がある	3.		
	行政サービスを一定に係	呆つため ,	農業	養者年金については現行のまま存
調整の考え方	続する。			
	なお,一部事務について	ては,調整	する	5.

(2)原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中 分 類	商業	小 分	類	中小企業者支援
事業名称	創業者向け支援事業			
事業目的・内容	開業を継続性のある確実 ・チャレンジショップ事業 新規開業や業種転換など てもらい中心商業地の独 ・新規開業者等相談事業	考えていなものに を目指す 立開業を 考えてい	· ささ - 人 支援	・ こちに,経営のノウハウを体験し
合併に向けた課題	宇都宮市の独自事業であ 象となるが,合併に関する	-		に移行した後は,全域の住民が対 はない。
調整の考え方	宇都宮市の独自事業であ象となるので,原則として	•		「移行した後は,全域の住民が対 」度を基準に実施する。

中 分 類	商業	小	分	類	中小企業者支援
事業名称	中小企業相談所支援事業				
事業目的・内容	商工会議所の中小企業相	談所	が行	う相	談事業に対し , 事業費の一部を
事業日別・19日 	補助する。(経営支援の相談	淡は	, これ	nに [.]	一元化している。)
合併に向けた課題	宇都宮商工会議所に中小	\企業	相談	(所力	「設置されているため実施してい
	る、宇都宮市の独自事業で	゙゙あり	, 合	併に	関する特段の課題はない。
	宇都宮商工会議所に中小	\企業	相談	(所力	「設置されているため実施してい
調整の考え方	る、宇都宮市の独自事業で	゙゙あり	, 原	則と	して宇都宮市の制度を基準に実
	施する。				

中 分 類	商業	小分	う 類	中小企業者支援
事業名称	中小企業者向け融資事業(協調副	- 資)	
	市町と金融機関とが栃木	マ県信用	月保証協	3会の保証を付して,協調融資を
事業目的・内容	実行する。			
	市町は,協調融資のため	に , 金	融機関I	こ預金(預託)する。
合併に向けた課題	融資制度のメニューには	ばらつき	きがある	ことから , 調整を図る必要があ
ロ肝に内けた味趣	る。			
調整の考え方	宇都宮市にあっては、ノ	ヘニュー	- , 実績	とも多いため,原則として宇都
- 神霊の与え力	宮市の制度を基準に合併時	きにおい	て一元	化する。

中 分 類	商業	小 分 類	中小企業者支援	
事 業 名 称	中小企業者向け融資事業(中小企業者向け融資事業(市町村特別保証制度)		
東	中小企業者向け融資制度	そにおける中/	\企業者の保証料について,市町	
事業目的・内容	村特別保証制度に加入する	ことにより洞	越額する。	
合併に向けた課題	市町村特別保証制度へ未	ミ加入の場合だ	ずあるが,中小企業者の負担を考	
1 1	慮したうえで調整を図る必	がある。		
調整の考え方	中小企業者の負担を軽減	【できるので ,	加入で統一する。	

中 分 類	商業	小 分	類	中小企業者支援
事業名称	信用保証料補助事業・融資	利子補給	事業	
事業目的・内容	栃木県信用保証協会の保	証にかか	\ つた	保証料について,中小企業者に
	補助する。			
	宇都宮市の方式では補助	限度額が	、9万	万円程度,上三川町の水準では設
合併に向けた課題	備資金15万円,運転資金	10万円	であ	5り,支給方法や水準の擦りあわ
	せが必要である。			
	宇都宮市にあっては,メ	ニュー ,	実績	もとも多いため , 原則として宇都
調整の考え方	宮市の制度を基準に合併時	において	一元	化する。ただし,サービス水準
	を低下させないとの考え方	から ,支	給要	件について ,合併時に調整する。

中 分 類	商業 小 分 類 中小企業者支援		
事業名称	中小企業融資振興会支援事業		
事業目的・内容	中小企業者向け融資制度において,中小企業融資振興会が資格審査を 行う。		
合併に向けた課題	資格審査基準などの擦りあわせが必要である。		
調整の考え方	宇都宮市にあっては,メニュー,実績とも多いため,原則として宇都宮市の制度を基準に合併時において一元化する。		

中 分 類	商業	小 分	類	商店街等支援	
事業名称	商店街支援事業(共同施設維持)				
中小企業者の経営環境を改善するため,商店街等の事業に対					
事業目的・内容	費の一部を助成する。				
合併に向けた課題	宇都宮市,上三川町,上	対内町で	:補助]率の擦りあわせが必要である。	
調整の考え方	宇都宮市にあっては,メニュー,実績とも多いため,原則として宇都				
神雀のちん刀	宮市の制度を基準に合併時において一元化する。				

中 分 類	商業	小分類	商店街等支援			
事業名称	商店街支援事業(商店街事	業)				
事業目的・内容	中小企業者の経営環境を	改善するため,	, のぼりの作成や販売促進など			
● 事業日別・19分 ■	商店街等の事業に対し,事	業費の一部を助	か成する。			
合併に向けた課題	宇都宮市の独自事業であるが,新市に移行した場合でも,現行の					
一口肝に凹けた味趣	を適用することが可能であ	り,合併に関す	rる特段の課題はない。			
調整の考え方	宇都宮市の独自事業であるが,新市に移行した後は,全域の商店街が					
神霊のちん力	対象となるので,原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。					

中 分 類	観光	小	分	類	観光情報
事 業 名 称	観光宣伝事業				
事業目的・内容	を作成し,各市町の魅力を	広く	P R	する	を図るため,観光宣伝パンフ等 。宇都宮市においては「宇都宮 いては「新聞・雑誌への掲載」

合併に向けた課題 くる	5コミ特派員の規模について調整を図る必要がある。
	市のイメージアップを図ることや観光情報の収集,発信は必要なの 部宮市の制度を基準に,新市全域を対象とした観光宣伝活動を実施

中 分 類	観光 小 分 類 観光情報
事 業 名 称	広域観光宣伝事業
事業目的・内容	自治体それぞれの特色を生かしたパンフレットや広報物の制作,配布を行うことで知名度の浸透と誘客を図るため,「県立自然公園連絡協議会」「県央地区広域観光開発推進協議会」等の関連する自治体ネットワークにより,広域的な観光PRや誘致事業を進める。
合併に向けた課題	行政と観光協会間における負担のあり方について調整を図る必要があ る。
調整の考え方	広報観光宣伝の必要はあるが,負担について検討する必要があるので 各協会及び協議会と連携し,合併までに調整する。

中 分 類	観光	小 分 類	観光資源	
事業名称	八幡つつじ撮影会と写真コンテストの実施			
事業目的・内容	宇都宮市の憩いの場であ	る八幡山公[園のつつじを,市内外に宣伝する	
● 事業日的・内谷				
合併に向けた課題	つつじ撮影会とコンテス	トの内容等目	こついて,見直し,検討する必要	
一口肝に凹けた味趣	がある。			
調整の考え方	「花」による観光PRは	有効であるか	、事業内容については検討する。	

中 分 類	観光	分 類	観光資源		
事業名称	観光施設維持管理事業				
事業目的・内容	観光案内,市営駐車場,ハイキングコース等観光施設の維持管				
■ 事業日別・内台 ■	立公園内の美化を図り,来訪	者の受入体	体制を整える。		
合併に向けた課題	維持管理方法等について検	討する必要	見がある。		
調整の考え方	新市に移行するにあたり,各町の維持管理を現在宇都宮市が実施して				
神霊のちん力	いる委託方法に一本化する。				

中 分 類	観光	小	分	類	観光資源
事 業 名 称	観光ルート整備事業				
	広域観光の拠点都市とし	ての	機能	強化	2,及び短期滞在型の推進を図る
┃ ┃ 事業目的・内容	視点から,観光バス事業の	事業	化を	図る	00
事業日の・19分 	平成15年度には古賀さ	5山バ	スツ	アー	-の他,東京発着の宿泊型広域観
	光バス事業を実施する。				
合併に向けた課題	宇都宮市独自の事業であ	5るが	, 新	市に	移行した場合でも,現行の制度
日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	を適用することが可能であ	51),	合併	に関	する特段の課題はない。
	新市移行後も宇都宮市の	制度	を引	き組	≛ぐものとするが , 都市観光振興
調整の考え方	のため,短期滞在型ツアーの開発をはじめとする観光ルートの開発は必				
	要であるので調整の上,実	態を	る。		

中 分 類	観光 小 分 類 コンベンション活動
事業名称	観光コンベンション協会補助事業
	各市町への来客誘致及び観光コンベンション都市としてのまちづくり
事業目的・内容	の視点で,事業を実施している宇都宮観光コンベンション協会並びに町
	観光協会に対し,運営費の補助を行う。
合併に向けた課題	協会の運営形態等について調整を図る必要がある。
調整の考え方	観光コンベンション協会及び観光協会の形態について,合併までに調
神罡のちん刀	整する。

	1				
中分類	工業	小 分	類	中小企業の経営基盤の強化	
事業名称	産学連携・異業種交流推進	事業			
	産業の新たな発展を図る	るため,新	折たな	は事業展開に取り組む中小企業等	
	と大学との連携による新技	支術・新集	製品・	新サービス開発への共同研究の	
事業目的・内容	きっかけとなる場を提供する。				
	大学の持つ技術等のシーズ活用のためのセミナー開催及び研究者や異				
	業種間の交流会を実施している。				
┃ ┃ 合併に向けた課題	宇都宮市で実施している事業であり,各町に類似事業はないが,				
ロ肝に凹げた味趣	音併に向けた課題				
	市町により事業実施の有	無に差が	がある	ることから,地元商工会,商工会	
調整の考え方	議所との連携を含め,新市全域が事業対象範囲となるよう,宇都宮市の				
	制度を基準に実施する。				

中 分 類	工業	小	分类	類	中小企業の経営基盤の強化
事業名称	地場企業製品紹介事業				
事業目的・内容	を支援することで,地域を し,上限は予算額)を負担 事業内容としては,「宇 ーケットの研究,地産地派	産業の活動でする。 都宮地	活性(。(商 !場産 _!	とを 工会 品折 ノー	地消の推進や全国への販路拡大 図るため,事業費の1/2(但 会議所との共催事業) 表興交流プラザ」を発足させ,マ ・フレットの作成,インターネッ のPR活動を予定している。
合併に向けた課題	宇都宮市で実施している 範囲拡大等について調整が				各町に類似事業はないが,事業
調整の考え方					ことから,地元商工会,商工会 象範囲となるよう,宇都宮市の

中 分 類	工業	小:	分類	中小企業の経営基盤の強化
事業名称	バーチャル工業団地管理選	曾支捷	爰	
事業目的・内容	の創造と,中小企業のレヘ	ヾルア : - (e ~	ップを図 べぇね :	した受発注のビジネスチャンス るため , インターネット上での っと) を構築したが , これを支援 を図る。

人供に向けた 細節	宇都宮市で実施している事業であり,各町に類似事業はないが,事業
┃ 合併に向けた課題 ┃	範囲拡大等について調整が必要である。
	新市移行にあたり対象事業者が増大することから,交付先である宇都
調整の考え方	宮商工会議所との間で,調整の必要がある。またホームページの管理運
	営事業であり,初期投資以外の事業費は減少していくものと考えられる
	ので,調整が整った後は補助事業を廃止する方向で検討する。

中分類	工業 小 分 類 中小企業の経営基盤の強化				
事 業 名 称	中小企業産業展示会出展事業				
	製造業者等を対象に、自社で開発または製造・加工した製品を紹介す				
	る機会(中小企業テクノフェア,とちぎ産業フェア)を提供し,販路や				
事業目的・内容	受注機会の拡大を図り、産業の活性化を目指すため、事業費の出展企業				
	負担分を除いた1/2(但し,上限は予算額)を負担する。(商工会議所				
	との共催事業)				
今併に向けた無時	宇都宮市で実施している事業であり,各町に類似事業はないが,事業				
│ 合併に向けた課題 ┃	範囲拡大等について調整が必要。				
	市町により事業実施の有無に差があることから,地元商工会,商工会				
調整の考え方	議所との連携を含め,新市全域が事業対象範囲となるよう,宇都宮市の				
	制度を基準に実施する。				

中 分 類	工業	分	類	新規事業創出の促進
事業名称	起業家育成支援事業			
	新たな事業起こしに取り組む起業家やベンチャー企業等の創出を促進			
事業目的・内容	するため,創業間もない企業への事業活動の場の提供や,相談,セミナ			
	ー等のソフト面での支援サービスを実施する。			
今份に向けた細時	宇都宮市単独事業であるた	め,	事業軍	囲拡大等について調整が必要で
合併に向けた課題				
	現在は宇都宮市単独事業で	あるカ	が,	事業の趣旨から,合併により範囲
調整の考え方	が拡大しても,事業の有効性は変化しないものと考えられることから,			
	原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。			

中 分 類	工業 小 分 類 産業基盤の充実		
事 業 名 称	(財)栃木県産業振興センター事業支援		
	テクノポリス計画の推進機構として設立された(財)栃木県産業技術		
事業目的・内容	振興協会と(財)栃木県中小企業振興センターが平成13年4月に統合		
	した(財)栃木県産業振興センターの運営を支援する。		
合併に向けた課題	宇都宮市単独で事業を実施しているため,調整が必要である。		
	現在は宇都宮市単独事業であるが,事業の趣旨から,合併により範囲		
調整の考え方	が拡大しても,事業の有効性,財政に及ぼす影響は変化しないものと考		
	えられることから,原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	工業 小 分 類 産業基盤の充実	
事 業 名 称	高度技術産業集積活性化計画推進協議会支援	
	新事業創出促進法に基づき,テクノポリス計画と頭脳立地	計画を発展
	的に継承し,平成12年8月に策定された「栃木県高度技術)	産業集積活
 事業目的・内容	性化計画」を推進することにより,新たな事業の創出を促進:	する必要が
■ 事業日別・内台 ■	あるため,平成12年10月に栃木県高度技術産業集積活性	化計画推進
	協議会を設立し,高度技術産業の集積や地域内企業の育成,	技術の高度
	化の促進等に資する事業を支援する。	
合併に向けた課題	負担金を支出している市町があり,負担割合が変更になる	ため,調整
ロ肝に凹げた味趣	が必要である。	
知故のおうさ	市町により負担の有無に差があり,また,財政規模及び財	政力指数に
調整の考え方	より事業費が算出されていることから,合併に際し速やかに記	凋整する。

中 分 類	工業 小 分 類 産業基盤の充実		
事業名称	高度技術産業集積地域対象事業支援		
	新事業創出促進法に基づき,テクノポリス計画と頭脳立地計画を発展		
	的に継承し,平成12年8月に策定された「栃木県高度技術産業集積活		
┃ ■業目的・内容	性化計画」を推進することにより、新たな事業の創出を促進する必要が		
■ 事業日別・内台 ■	あるため,財団法人栃木県産業振興センターにおいて,高度技術産業集		
	積地域である4市5町の企業等を対象に実施する技術基盤の強化,研究		
	開発の促進等に資する事業を支援する。		
今份に向けた細筋	補助金を支出している市町があり,負担割合が変更になるため,調整		
合併に向けた課題	が必要である。		
調整の考え方	市町により負担の有無に差があり,また,財政規模及び財政力指数に		
調整の考え力	より事業費が算出されていることから,合併に際し速やかに調整する。		

中 分 類	工業	小 分	類	産業基盤の充実
事 業 名 称	栃木科学技術シンポジウム共催事業			
	大学における研究活動の)活性化,	高度	技術産業集積の活用による新事
┃ ■業目的・内容	業の創出及び地域の発展に資することを目的に,シンポジウム及び講演			
■ 事業日別・19分 ■	会を開催するため,事業費の一部(定額 10 万円)を負担する。(宇大,			
	栃木県等との共催事業)			
宇都宮市で実施している事業で			, נו	各町で類似事業はないが,合併
┃ 合併に向けた課題 ┃	による負担額の見直しが必要となる可能性がある。			
知赦のおうさ	宇都宮市のみ該当している事業であり,各町との調整事項は生じない			
調整の考え方	ため,原則として宇都宮市に制度を基準に実施する。			

中 分 類	工業	小 分	類	産業基盤の充実
事業名称	発明相談事業支援			
	発明意欲の高揚及び工業	έ技術の	辰興と	:普及を図るため , 企業及び住民
事業目的・内容	から寄せられる特許権・実用新案権・意匠権・商標登録等に関する相談			
	や,その他発明に関する一般的な事項について,弁理士による相談事業			
	を実施する。			

	宇都宮商工会議所との共催,発明協会栃木県支部との連携により,商
	工会議所において,年間35回の相談会を実施している。
合併に向けた課題	商工会議所等と連携しながら実施しているが , 各町で類似事業がない
	ことから,今後事業範囲等に関して調整が必要である。
調整の考え方	商工会議所等と連携しながら実施しているが,現在の事業方法の見直
	しも含め,新市移行にあたり効率性,公平性を担保していく。

中 分 類	工業 小 分 類 産業基盤の充実				
事業名称	企業立地・育成促進事業				
	新たな成長産業・企業等の立地を促進し、基盤的技術産業の育成や中				
	小企業の自立的発展を促進するため,施設・設備等を新増設する企業に				
	固定資産税,事業所税相当額を補助する。				
	・企業立地補助金				
事类只的 . 由家	取得した土地及び新設・移設した建物に係る固定資産税・都市計画				
■ 事業目的・内容 ■	税相当額を助成				
	・特定企業集積促進補助金				
	新・増設した建物に係る事業所税相当額を助成				
	・高度化設備設置補助金				
	新・増設した償却資産に係る固定資産税相当額を助成				
人供与力以 共 知的	宇都宮市で実施している事業であるが,上三川町で類似事業があり,				
合併に向けた課題	制度の再構築及び未実施の町との調整が必要。				
卸数のおうさ	企業立地育成助成制度については、宇都宮市の交付基準をベースに、				
調整の考え方	合併時において一元化する方向で経過措置を含めて調整する。				

中 分 類	工業 小 分 類 産業基盤の充実		
事 業 名 称	多功南原企業立地連絡会議		
事業目的・内容	多功南原(テクノパークかみのかわ)に企業立地を積極的に進めるた		
新来日の・19分 	め,PR及び戦略方針などを検討する。		
合併に向けた課題	他の工業団地への企業誘致策との調整が必要になる。		
細数の老さた	企業誘致については,合併時において一元化する方向で調整する。		
調整の考え方 	なお , 連絡会議については廃止の方向で調整する。		

中 分 類	工業	小 分 類	産業基盤の充実	
事業名称	次世代モビリティ産業集積促進事業			
	宇都宮地域の産業資源を活用し,次世代のモビリティ産業(航空・宇			
┃ ■業目的・内容	宙,自動車,ロボット関連企業)の集積を促進し,多様で国際競争力の			
■ 事業日別・内台 ■	ある産業構造を実現することで,地域全体の産業振興を図るとともに,			
	新たな雇用を創出する。			
合併に向けた課題	宇都宮市単独事業である	るため,事業筆	色囲拡大等についての調整が必要	
日かに凹げた味趣	である。			
	モビリティ産業の集積に	こついては , 台	合併市町を含めた地域全体で取り	
調整の考え方	組むことが重要であるが,事業の実施にあたっては,産業ポテンシャル			
	の最も高い宇都宮市がイニ	ニシアチブをと	こっていく。	

中分類	工業 小 分 類 地場産業の振興				
事業名称	陸砂利採取採石監視員の設置				
	砂利及び岩石の違法採取や採取場における災害防止を図るため,巡回				
事業目的・内容	監視を行う。				
	なお,経費は県からの交付金で賄われている。				
	事業を実施する市町間において,監視手法や体制の統一,また各市町				
┃ ┃ 合併に向けた課題	が抱える監視に係る重点課題等について調整する必要がある。また報酬				
日内に内けた味趣	額については,関係市町において調整するとともに,これを交付する栃				
	木県との調整を要する。				
	大谷地区の災害防止に努めるという,通常の陸砂利採取採石監視業務				
	に比して緊要な事業であること,また栃木県の交付金により執行されて				
調整の考え方	いる事業であること,統一した監視員の設置体制の必要等から,宇都宮				
	市の陸砂利採取採石監視員設置規則を基に速やかに各町間および栃木県				
	との間で調整を図る。				

中 分 類	工業 小 分 類 地場産業の振興				
事業名称	大谷石産業販路拡大事業支援				
事業目的・内容	宇都宮市の地場産業である大谷石産業の紹介の機会として,各種フェ				
事業日別・19分 	ア等への出展事業を支援し,販路拡大に結び付ける。				
	宇都宮市の地場産業,また観光資源としての大谷石産業に対する振興				
┃ ┃ 合併に向けた課題	事業は,宇都宮市固有の事業であり,合併に伴う課題はない。ただし,				
日かに内げた味趣	合併後は,各町の地場産業との間における均衡ある振興を図るため,調				
	整を行うことが必要になる。				
	特定の地域を対象とする事業であることから,現行のまま新市に引き				
調整の考え方	継ぐものとするが,各市町の地場産業との間における均衡ある振興を図				
	るよう調整を図る。				

中 分 類	労政 小 分 類 雇用の確保			
事業名称	パートバンク支援事業			
= ********	パートタイム雇用を促進するため,国の機関「宇都宮パートバンク」			
事業目的・内容	(ハローワーク駅前プラザ内)に相談員として非常勤職員1名を配置し,			
	パートタイム雇用に関する総合的職業紹介を行う。			
┃ ┃ 合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施している事業であり,合併に関する課題は特にな			
	l I _o			
調整の考え方	国の機関への相談員の配置であり ,現在の宇都宮市の事業を継続する。			

中 分 類	労政	小 分 類	雇用の確保	
事業名称	求職者のためのパソコン講座			
	求職者(特に中高年齢者	新)に,一般	事務などを行う上で必要なパソコ	
事業目的・内容	ンの基本操作などを低廉な費用で習得してもらい,求職活動や雇用確保			
	の一手段として活用する。			
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施のた	こめ,今後の	事業展開について調整が必要であ	
ロ併に凹げた味趣	る。			
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準は	こ調整するもの	のとし,新市の全域を対象に事業	
神差の与え 力	を実施できるようにする。			

中 分 類	労政 小 分 類 雇用の確保			
事 業 名 称	雇用促進のための啓発事業			
	男女ともに意識を向上させ、仕事と家庭の両立を支援するとともに、			
事業目的・内容	女性が生き生きと働くことができる環境を整備するため「仕事と家庭の			
	応援セミナー」(講演会)を隔年で開催する。			
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施している事業であり,合併に関する課題は特にな			
一口竹に凹けた味趣	ŀ¹°			
知数のおうさ	労政事務所との共催事業であり,原則として宇都宮市の制度を基準と			
調整の考え方	して新市に引き継ぐ。			

中 分 類	労政 小 分 類 雇用の確保				
事 業 名 称	宇都宮地区雇用協会関係事務				
	宇都宮地区雇用協会は,ハローワーク宇都宮管内にある市町の長を顧				
	問とし,地区内の労働力の確保及び勤労者の雇用安定を促進するため,				
事業目的・内容	事業計画に基づき,就職合同面接会や情報懇談会を開催している。				
	各市町は,補助負担金を支出し,協会の活動を支援することにより,				
	雇用安定などの目的を達成することができる。				
補助負担金の統合整理について,宇都宮地区雇用協会との調整が					
合併に向けた課題 【	である。				
調整の考え方	各市町とも,既に宇都宮地区雇用協会に加入しているので,協会事務				
神罡のちん刀	局と負担・補助金の統合調整をする。				

中 分 類	労政	小 分 類 雇用の確保		
事 業 名 称	雇用支援対策基金事業(雇用助成制度)			
	雇用を維持・確保し,も	もって地域企業と住民生活の安定を図るため ,		
事業目的・内容	基金を設置し雇用支援対策	(東事業を実施する。その一つとして,新たに労		
	働者を雇用した事業主に対して助成金を交付する。			
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施して	ている事業であり,合併に関する課題は特にな		
ロガに凹げた味趣	ll _o			
調整の考え方	宇都宮市の事業を新市に	こ引き継ぐ。		

中 分 類	労政	小 分	類	雇用の確保	
事業名称	雇用支援対策基金事業(再就職支援事業)				
	雇用を維持・確保し,も	って地域	《企 》	美と住民生活の安定を図るため,	
┃ ■ 事業目的・内容	基金を設置し雇用支援対策事業を実施する。その一つとして,事業主都				
■ 事業日的・内谷 ■	合による離職者の再就職を	支援する	るため),離職者で希望する者に対し,	
	セミナー及びキャリアカウ	ンセリン	ノグを	行う。	
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施して	いる事業	€であ	5り,合併に関する課題は特にな	
	l1.				
調整の考え方	宇都宮市の事業を新市に	引き継く	^^		

中 分 類	労政 小 分 類 職業能力開発の促進				
事 業 名 称	技能検定合格者顕彰事業				
	宇都宮市の産業に従事し,かつ宇都宮市に住所を有する者で,職業能				
事業目的・内容	力開発促進法の規定に基づく技能検定において特級 , 1 級及び単一等級				
	に合格した者に対し顕彰式を実施する。				
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施のため,今後の事業展開等について調整が必要。				
調整のおうさ	宇都宮市の制度を基準に実施するものとし,新市の全域を対象に事業				
調整の考え方	を実施できるようにする。				

中 分 類	労政	小 分	類	職業能力開発の促進	
事 業 名 称	勤労者育成事業				
	勤労者が事業所で働くの	に必要	は職は	能力を身に付けるため ,勤労者	
事業目的・内容	育成事業(パソコン講座,初級管理者講習会,新入社員講習会)を宇都				
	宮商工会議所と共同して開催する。				
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施のた	め,今	きの 事	事業展開及び会議所との調整が必	
口併に凹げた味趣	要。				
知赦のおうさ	地元商工会議所との調整	を含め	,新市	「全域が事業対象となるよう宇都 で記載が事業対象となるよう宇都	
調整の考え方	宮市の制度を基準に実施する。				

中 分 類	労政	小 分 類	労働環境の整備		
事業名称	勤労者向けガイドブックの発行				
事業目的・内容	働くために必要な法律・	制度・各種情	情報を掲載した「働くあなたのサ		
尹未口的"内台 	ポートガイド」を作成し,各関係機関・事業所等へ配布する。				
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施のた	:め,今後の事	業展開等について調整が必要。		
	宇都宮市の制度を基準に	実施するもの)とし,新市の全域を対象に事業		
調整の考え方	を実施できるようにする。	配布部数・配	2布方法・内容については検討す		
	る。				

中 分 類	労政	小 分	類	労働環境の整備	
事 業 名 称	労働条件実態調査事業				
	宇都宮市内の事業所に対して労働条件実態調査を3年毎に実施するこ				
┃ ■ 事業目的・内容	とにより,勤労者の就労の実態や労働環境の現状を把握する。その結果				
● 事業日別・19分 ■	については,事業主等への情報提供を行い,労働行政及び労務対策の参				
	考に資するとともに,労働条件の向上を図る。				
合併に向けた課題	商工会議所との共催事業	なので	連携	秀方法等の調整が必要。	
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に	調整する	3 も 0)とし,新市の全域を対象に事業	
	を実施できるようにする。				

中 分 類	労政	小	分	類	労働環境の整備	
事業名称	中小企業退職金共済制度加	1入仮	進事	業		
事業目的・内容	中小企業従業員の福祉の)向上	と雇	開σ	安定を図るため,	中小企業退職

	金共済事業本部と新規に契約を結んだ事業主に対して,契約を結んだ月		
	から1年間,共済掛金の一部を補助する。		
今份に向けた細時	宇都宮市のみで実施のため,今後の事業展開等について調整が必要で		
│ 合併に向けた課題 ┃	ある。		
押敷の老き亡	宇都宮市の制度を基準に実施するものとし,新市の全域を対象に事業		
調整の考え方	を実施できるようにする。		

中 分 類	労政	小 分 類	労働環境の整備
事 業 名 称	中小企業勤労者サービスセンターの設立の検討		
	中小企業で働く勤労者の	D勤労意欲の向	可上と雇用安定を図るために,福
事業目的・内容	利厚生の充実の手段である	5中小企業勤党	者サービスセンターの設立につ
	いて検討する。		
合併に向けた課題	宇都宮市が中心となって	(検討している	る事業であり,合併に関する課題
一口竹に凹げた味趣	は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市の検討内容を基	基準に実施する	らものとし,新市の全域を対象に
神霊のちん力	事業が実施できるよう検討	けしていく。	

中 分 類	労政	小 分	類	労働環境の整備
事業名称	中小企業等勤労者福利厚生資金融資事業			
	中小企業等勤労者のうち	5,希望9	する者	ばに対し,金融機関(中央労働金
事業目的・内容	庫等)との協調融資の方法により , 低利で安全な福利厚生資金を融資し ,			
	勤労者の福利厚生の充実を	図る。		
	勤労者向けの融資制度か	で各自治体	本で制	度化されているため , 統合化の
人份与自身 無照	協議・調整を行う必要がある。			
合併に向けた課題 	また,現行制度で融資を	受け,台	È併σ.)時点で返済中の件については特
	に配慮を要する。			
	合併関係市町間で類似す	る事業だ	が存在	Eすることから,宇都宮市の制度
調整の考え方	に一元化し,新市全体で実	施する。	(上	三川町については , 平成 16 年度
	に制度を廃止する予定)			

中分類	労政 小 分 類 労働環境の整備
事業名称	労働相談事業
	勤労者・事業主に対し、社会保険労務士による社会保険制度、賃金不
事業目的・内容	払い,解雇など労働全般の相談業務を実施する労働相談アドバイザー事
	業を実施する。
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施のため、今後の事業展開等について調整が必要で
ロけに凹げた味趣	ある。
	宇都宮市の制度を基準に実施するものとし,新市の全域を対象に事業
調整の考え方	を実施できるようにする。
	実施場所・回数等について検討する。

中 分 類	労政 小 分 類 労働環境の整備
事業名称	勤労者福利厚生支援事業
事業目的・内容	中小企業勤労者の健全な育成と教養文化の向上を図るため,中小企業
尹未口的 * 的合 	の勤労者が多数参加する労働組合に福利厚生事業費を補助する。
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施のため、今後の事業範囲について調整が必要であ
ロ肝に凹げた味趣	る。
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に実施するものとし,新市の全域を対象に事業
神霊のちん力	を実施できるようにする。

中 分 類	労政 小 分 類 労働環境の整備
事業名称	宇都宮地区労政協会関係事業
	市町は,宇都宮地区労政協会の賛助会員として,宇都宮労政事務所管
事業目的・内容	内の会員の労使関係の安定,勤労者の福利厚生等の向上を目的とする労
	政協会活動の支援を行う。
合併に向けた課題	負担金の統合整理について,宇都宮労政協会との調整が必要である。
細数の老さた	宇都宮市・上三川町・河内町は,既に宇都宮地区労政協会に加入して
調整の考え方	いるので,協会事務局と負担・補助金の統合調整をする。

中 分 類	労政 小 分 類 労働環境の整備			
事業名称	移転就職者宿舎施設管理事業			
	上三川町において,移転就職者宿舎(雇用促進住宅)の下水道が未整			
	備のため,浄化槽処理水をポンプにより排水している。そのポンプの維			
事業目的・内容	持管理を行う。(下水接続まで必要)			
	宿舎については,雇用・能力開発機構が管理しているが,今後,買い			
	取りを求められる。			
	下水接続までの事業。認可区域内であるが,優先順位が低く整備計画			
合併に向けた課題	年次は未定となっている。			
	宿舎の買い取りを求められたときの対応(所管の調整が必要)が課題			
	である。			
調整の考え方	現行のまま新市に引き継ぎ,所管の調整を検討する。			

中 分 類	農業委員会	小 分 類	組織・定員	
事業名称	組織及び構成			
	農業委員会等に関する法律において、農業委員会の組織及び構成の基			
	本的事項は,定められてい	いる。		
事業目的・内容	組織については , 総会・	部会・事務	司に関すること , 構成については ,	
	(公選・農業団体選任・議会選任)農業委員に関することを行う。			
	また,選挙区についても	定められて	いる。	
	選挙区の数,農業委員数等については各市町ともまちまちである。			
合併に向けた課題	合併にあたっては , どの法律を適用するかによって , 農業委員の定数 ,			
	任期,選挙区等が異なってくるので,関係法令を踏まえながら各市町間			
	で協議・調整を行う必要が	がある。		

	合併により,新市の一体性を確保するため,上三川町,上河内町,河 内町の農業委員会は,合併時に宇都宮市農業委員会に統合する。
	また、合併により、市域が拡大することに伴い、農地が増大し、農業
	者が増えることから,合併から最初に行われる一般選挙までの期間の選 挙委員の定数は,合併特例法を適用し,宇都宮市30人,上三川町12
調整の考え方	人,上河内町6人,河内町6人とする。
	合併後,最初に行われる一般選挙における選挙委員の定数は,40人
	【とし,選挙区は,宇都宮市に3選挙区,上三川町,上河内町,河内町に
	それぞれ1選挙区,合計で6選挙区を設ける。また,選挙区ごとの定数
	は,平成16年3月31日確定の農業委員会委員選挙人名簿登録者数に
	比例して定める。

中分類	農業委員会 小 分 類 組織・定員
事業名称	定数及び任期
	農業委員会等に関する法律及び施行令において,また,それを受けて
┃ ■ 事業目的・内容	市町の条例により農業委員会の定数は定められている。
尹未口以"以谷 	任期についても,農業委員会等に関する法律において3年と定められ
	ている。
	選挙区の数,農業委員数等については各市町ともまちまちである。
┃ ┃ 合併に向けた課題	合併にあたっては , どの法律を適用するかによって , 農業委員の定数 ,
日川に内げた味趣	任期,選挙区等が異なってくるので,関係法令を踏まえながら各市町間
	で協議・調整を行う必要がある。
	合併により,市域が拡大することに伴い,農地が増大し,農業者が増
	えることから,合併から最初に行われる一般選挙までの期間の選挙委員
	の定数は,合併特例法を適用し,宇都宮市30人,上三川町12人,上
	河内町6人,河内町6人とする。
調整の考え方	合併後,最初に行われる一般選挙における選挙委員の定数は,40人
	とし,選挙区は,宇都宮市に3選挙区,上三川町,上河内町,河内町に
	それぞれ1選挙区,合計で6選挙区を設ける。また,選挙区ごとの定数
	は,平成16年3月31日確定の農業委員会委員選挙人名簿登録者数に
	比例して定める。

中 分 類	農業委員会 小 分 類 組織・定員
事業名称	報酬及び費用弁償
事業目的・内容	農業委員に対し,報酬及び費用弁償を支給する。
合併に向けた課題	報酬等に差異があるため,各市町間で協議・調整が必要である。
調整の考え方	合併時に,各市町での検討会議等を開催しながら調整する。

中 分 類	農業委員会	小 分	類	団体等運営	
事業名称	青色申告会運営事務				
	現在,各市町においては 事務局が農業委員会に置か			こして,青色申告会が設置され,	
事業目的・内容	新術問が展集安員会に直がれている。 簿記記帳に基づく農業経営の合理化と適正納税,及び経営環境の整備				
	を図り,会員相互の福祉増進と地域農業の振興に寄与するため,簿記記				
	帳指導会等を実施する。				

合併に向けた課題	事業内容・会費・役員の選任等各市町ともまちまちであることから、
	事業の実施の継続や廃止・縮小なども含めて調整を図る必要がある。
回数の 老 き亡	サービスを一定に保つため,会費を含め宇都宮市の制度を基準に調整
┃ 調整の考え方 ┃	する。

中 分 類	農業委員会 小 分 類 農地保全				
事 業 名 称	農地法に関する事務				
	農地の利用調整のため,農地の権利移動・権利設定や農地の転用の許				
事業日的 中南	可処分,農地利用の紛争の仲介,農地の無断転用について是正指導,国				
事業目的・内容 	有農地の売渡・貸付や管理等の事務,農地法等に関する諸証明の交付に				
	関する事務を行う。				
	許可申請等の受付,予備調査,調査部調査・会議,農地部会(総会)				
合併に向けた課題	など許可処分手続き方法に差異があることから,調整を図ることが必要				
	である。				
	新市に移行するにあたり農地法の事務処理については,権限移譲され				
調整の考え方	ている宇都宮市の事務処理に一元化する方向で調整する。				
	なお,農地部会の開催や現地調査等については,合併後の委員定数や				
	地域割(選挙区)の調整にあわせて検討する。				

中 分 類	農業委員会	小	分	類	農地保全
事 業 名 称	農地の相続税及び贈与税の納税猶予事務				
	農家の,相続に伴う農地	也の糾	H分化	比防山	□や後継者の確保を図るため <i>,</i> 税
┃ ■業目的・内容	制の支援措置として設ける	られた	納和	说猶予	5制度で,猶予制度の適格者であ
■ 事業日別・内台 ■	る旨の証明書の交付,猶予	を受	きけた	農地	也の管理,農業継続の証明,農地
	の異動(権利移動,設定,	転用]) O)税務	8署長への通知を行う。
合併に向けた課題	調査方法等に差異がある	こと	から	,	整を図ることが必要である。
調整の考え方	税制の適用を受けるにあ	5た!) , 爿	也域特	性を考慮できるものではないの
	で,調査方法等については	ま,原	則と	こして	, 宇都宮市の調査方法に統一す
	る方向で調整する。				

中 分 類	農業委員会 小 分 類 農地・農政事務
事 業 名 称	農林業施策に関わる建議・要望活動
事業目的・内容	農業者の公的代表機関たる農業委員会として,農業関係者や消費者団体等からの声を基に,農林業施策について,他の行政庁への建議や要望をする。
合併に向けた課題	建議・要望活動は各市町で行っているが,業務の流れ・意見集約の方法・要望の相手先等がまちまちなので,協議・調整を図る必要がある。
調整の考え方	新市に移行するにあたり,宇都宮市の実施方法を基準に調整する。

中 分 類	農業委員会	小	分	類	農地・農政事務
事 業 名 称	諸証明の発行事務				
事業目的・内容	法令上による事項に関す よる証明を発行する。	る証	E明及	と び た	農業従事者証明等行政サービスに

合併に向けた課題	各市町において諸証明を発行しているが,手数料・取扱証明の種類に
	差があることから,調整を図る必要がある。
知数のおうさ	行政サービスを一定に保つため,証明の種類,手数料の額等について
┃ 調整の考え方 ┃	宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	農業委員会	小 分 類	農地・農政事務
事業名称	農業経営管理能力向上支援	<u> </u>	
	農業経営の状況を把握し	ノ, 農業者の紹	経営管理能力の向上に寄与するた
事業目的・内容	め,パソコン・複式簿記等	まによる , 経営	営管理の効率化及び経営分析を行
	う講習会・青色申告推進の	ための講習会	を開催する。
	宇都宮市・上三川町・上	三河内町が実施	返している事業であるが,実施の
合併に向けた課題	継続や廃止・縮小,関連事	業との整理・	統合など実施のあり方について
	調整を図る必要がある。		
調整の考え方	行政サービスを一定に保	くつため , 宇都	『宮市の制度を基準に調整する。

中分類	農業委員会 小 分 類 農地・農政事務				
事業名称	家族経営協定事務				
	農業における労働・生活環境の改善と女性の社会的地位の向上を目指				
事業目的・内容	し,家族経営協定の推進会議,各戸訪問等を関係機関との連携により実				
	施し,家族経営協定の締結の浸透を図る。				
合併に向けた課題	各市町が家族経営協定を実施しているが,事業の推進方法等がまちま				
ロ併に凹げた味趣	ちであるため協議・調整を行う必要がある。				
調整の考え方	新市に移行するにあたり,宇都宮市の実施方法等を基準に調整する。				

中 分 類	農業委員会 小 分 類 農地・農政事務
事 業 名 称	農業委員会報発行
事業目的・内容	農業者等に対し,農業に関する的確な情報提供を行うため,全農家に
	会報誌を配布する。
	宇都宮市・上三川町で発行している。発行回数・配布方法等がまちま
合併に向けた課題	ちであることから,全域での発行の是非を含め,調整を図ることが必要
	である。
調整の考え方	行政サービスを一定に保つため,宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	農業委員会	小 分 類	農地・農政事務
事業名称	農地流動化事務		
事業目的・内容	農業経営基盤強化促進法	まに基づく農用	地利用集積を図る事業を行う。
	農業公社があり事務を勢	季託している 市	可と,農業公社がなく農業委員
合併に向けた課題	会が事務を行っている町だ	があるため,事	暴務実施のあり方や整理統合につ
	いて,調整が必要である。		
調整の考え方	市町により農業公社の有	有無があり,台	合併後の農業公社のあり方(整理
	統合等)の調整に併せて調	■整する。	

中分類	農業委員会 小 分 類 農地・農政事務
事業名称	総会,部会等の運営事務
	農業委員会等に関する法律に,農業委員会が議決すべき事項はすべて
	総会で決定されるが,選挙委員の定数が20人以上の農業委員会には,
	農地部会その他の部会が置かれる。部会が設けられた場合,部会の所掌
事業目的・内容	に属された事項については,部会の議決をもってその農業委員会の決定
	とする。農地部会については、法令業務、その他の部会については、法
	6条に規定する任意業務等を行う。宇都宮市においては,総会・部会の
	設置があるが,各町においては総会のみ設置となっている。
	総会等の運営等について差異があることから,調整を図ることが必要
合併に向けた課題	である。宇都宮市においては,専門委員会を作り,独自で研究・調査を
	行っているので,存続等に関しても協議を行う必要がある。
	合併により、新市の一体性を確保するため、上三川町、上河内町、河
調整の考え方	内町の農業委員会は,合併時に宇都宮市農業委員会に統合する。
	また,総会・部会の設置においては,合併時までに統合後の農業委員
	会業務が円滑に進むように効率的な構成や具体的な運営方法を定める。

中 分 類	農業委員会 小 分 類 農地・農政事務
事業名称	農業後継者事務
	農業後継者の結婚に関する相談活動及び相談員対策等を積極的に推進
事業目的・内容	するとともに,農業後継者の社交性の涵養と地位の向上に務め,後継者
	の確保と農業の発展に寄与する。
今份に向けた細節	農業後継者事務は,宇都宮市と上三川町においてのみ実施しているこ
│ 合併に向けた課題 │	とから,合併後の事業の在り方について,協議・調整を図る必要がある。
	新市においても事業を実施していく必要性があることから,宇都宮市
調整の考え方	の事業を基準に上三川町の事業との調整を取りながら新市全域を対象と
	した事業展開に向けた調整を行う。

(3)原則として宇都宮市の制度を基準に,合併までに方向付けを行い,新市に移行後,速やかに調整するもの

中 分 類	商業	小分	類	附属機関
事 業 名 称	商工振興委員会の運営			
事業目的・内容	商工業を振興し,中小企	業の支援Ⅰ	こ寄	引与するため,商工振興委員会を
争耒日的・内台	設置する。			
	条例で設置された附属機	関の委員で	であ	る場合と要綱により設置された
合併に向けた課題	懇談会の委員である場合が	ある。商	工振	興を目的とした専門家の意見聴
	取方法としては,多様な形	態が考え	5 N	いるため,設置形態の検討が必要
	である。			
調整の考え方	地域振興を検討する全庁	的な組織し	こ協	議の場を移行する。

中 分 類	工業	小 分	類	産業機関の充実
事業名称	栃木県工業団地連絡協議会			
事業目的・内容	工業団地を有する市町村	寸と関係	団体で	で組織し,工業団地への企業誘導
● 対策の検討や企業立地を促進するための事業を行)事業を行う。	
今份に向けた部 時	合併による負担金の額の	の変動が	生じる	ることから,運営母体である栃木
口所に向けた味趣	合併に向けた課題 「日からの対土をはいる」			
調整の考え方	合併による財政規模の増	曽大等に	より負	負担金の変動が生じることから ,
	事前に運営母体である栃木	「県との	間で負	負担額を調整する。

中分類	労政 小 分 類 労働環境の整備
事業名称	中小企業福祉支援事業
事業目的・内容	中小企業勤労者の健全な育成と教養文化の向上を図るため,中小企業
学来中的*/约合	の勤労者が多数参加する企業団体に福利厚生事業費を補助する。
合併に向けた課題	各市町で類似の制度があるため,調整が必要である。
	合併関係市町に類似の事業が複数存在することから,宇都宮市の制度
調整の考え方	を基準に合併までに方向付けを行い,新市に移行後,3年以内に調整す
	వ 。

(4)新市に移行後も当分の間現行どおりとし,段階的に調整するもの

<u>` '</u>				
中 分 類	商業	小 分	類	中小企業者支援
事業名称	若手後継者等育成支援事業	É		
事業目的・内容	中小企業の後継者となる	る人材の資	育成を	E図るため,商工会青年部が実施
■ 事業日別・19分 ■	する他の市町村商工会青年	部等との	D交流	事業を支援する。
	商工会の事業への補助で	であり , i	新工名	会議所全体の支援の中で見直す必
合併に向けた課題 ┃ 要がある。				
	事業費補助は有効である	らので ,事	業と	しての継続を考慮すべきである。
田敷の老さた	商工会の合併の課題もあ	5ること7	から ,	当分の間現行どおりとし , 商工
調整の考え方 	会の合併に合わせて調整を	図る。		

中 分 類	商業 小 分 類 商工団体支援
事 業 名 称	商工団体への補助事業(商工会議所)
事業目的・内容	商工団体事業を推進し,中小企業の体質改善を図るため,商工団体に
■ 事業日別・19分 ■	運営費の一部を補助する。
	商工会議所の事業への補助の本体であり,商工会議所全体の支援の中
┃ ┃ 合併に向けた課題	で見直す必要がある。
一口肝に凹けた味趣	町商工会が存続することが考えられるため,補助総額を基準に調整を
	図る必要がある。
	商工会の合併の課題もあることから,当分の間現行どおりとし,商工
調整の考え方	会の合併に合わせて調整を図る。ただし,商工会が残る場合に,各会ご
	とのアンバランスが生じないよう,基準を作成し,補助していく。

中 分 類	商業	小 分 類	商工団体支援	
事業名称	プレミア付商品券発行事業	僕(商工会)へ	の支援	
	地元購買を増加させ ,町	の中小店の商	業振興を図るため ,プレミア(2	
事業目的・内容	0~10%)付き商品券発	発行事業を実施	する商工会に事業費の一部を補	
	助する。			
合併に向けた課題	プレミア付き商品券発行	丁事業を実施す	「るにあたり、合併する他の市町	
日併に円げた味趣	の必要性を勘案する必要が	がある。		
商工会の事業として、地域が有する特性に基づき、実施して		特性に基づき,実施してきたもの		
調整の考え方	であり,商工会の合併の課題もあることから,当分の間現行どおりとし,			
	商工会の合併に合わせて調	整を図る。		

中 分 類	農業委員会	小 分 類 農	業情報システム	
事業名称	農家・農地基本台帳システ	- ل		
	農家・農地情報の一元管	対理を行い,必要	な情報をすぐに取り出せ、必	
事类只的 . 由家	要な資料を容易に作成でき	る環境,また,	異動情報等を効率的に更新で	
事業目的・内容 	きる環境を整備し,事務の	効率向上による	住民サービスの向上・事務の	
	標準化による品質の向上と	省力化の実現・	データの有効活用を行う。	
	宇都宮市においては,平	² 成17年4月稼	動予定だが,各町においては	
合併に向けた課題	既に稼動している。			
	システムの統合が課題と	なるため,協議	・調整が必要となる。	

調整の考え方	農家・農地基本台帳システムにおいては,原則として宇都宮市のシス
	テムに統合するとなっているが ,宇都宮市のシステムが立ち上がるのは ,
	平成17年4月になるということと,各市町が同じソフトを使用してい
	ないことから,段階的に調整する。

中 分 類	農業委員会	小 分	類	農地・農政事務
事業名称	農作業賃金事務			
	農作業受委託の促進は、	利用権σ)設定	三等による農用地の利用の集積と
	相まって,効率的かつ安定	的な経営	を行	う農家を育成していくうえで重
	要な方策となっている。そ	のため,	農地	めの賃借料との整合性を図り,受
事業目的・内容	託者の適正な労賃と機械の	償却費等	が確	健保された農作業賃金を定めてい
	る。			
	各市町において,農作業	賃金を設	淀し	ノており,全農家へ「農作業賃金
	等標準額ちらし」を配布し	ている。		
	各市町とも農作業賃金等	標準額を	設定	こしているが , 設定の方法等がま
合併に向けた課題	ちまちであるため地域の実	【状を考慮	した	いがら,調整を図ることが必要で
	ある。			
	農作業賃金等標準額の設	定につい	てに	は,標準額の見直しに伴う農家へ
調整のおうさ	の影響や設定要因(経営規	見模 , 圃場	鏧¢	請,収穫高等)の状況が異なって
調整の考え方	いることなどを考慮し,新	市に移行	後も	当分の間現行どおりとし , 段階
	的に調整する。			

中 分 類	農業委員会	小 分 類	農地・農政事務
事業名称	標準小作料改訂事務		
事業目的・内容	農地の貸し手,借り手農	暴家の小作料契	2約の目安として , 主に農業経営
争未口的的分	の安定を図ることを目的に	,標準小作料	lを設定する。
合併に向けた課題	各市町とも小作料額に差	異があること	から,地域の実状を考慮しなが
ロ肝に凹げた味趣	ら調整を図ることが必要で	·ある。	
	標準小作料の設定につい	ハては,見直し	に伴う農家への影響や設定要因
調整の考え方	(経営規模,圃場整備,収	双穫高等)の状	状況が異なっていることなどを考
	慮し,新市に移行後も当分	か問現行どお	りとし,段階的に調整する。

(5)廃止の方向で調整するもの

中 分 類	商業 小 分 類 商店街等支援
事業名称	商店街支援事業(商店街等診断)
事業目的・内容	中小企業者の経営環境を改善するため,商店街等を診断し,事業費の 一部を助成する。
合併に向けた課題	宇都宮市の独自事業であるが,新市に移行した場合でも,現行の制度 を適用することが可能であり,合併に関する特段の課題はない。
調整の考え方	類似する事業に統合し,平成15年度で事業を廃止する。

中 分 類	商業	小 分	類	商店街等支援	
事業名称	駐車場有効利用促進事業				
	土曜日,日曜日における中心商業地への買い物客の駐車の利便を研				
	するため , 東京海上火災保険 , 中央 1 丁目の駐車場を休日運営する。(ホ				
事業目的・内容	リデーパーキング事業)				
	民間駐車場が増設され,市営中央駐車場の利用に余裕ができたため,				
	近年中に事業を見直したい。				
今份に向けた細節	宇都宮市の特定区域にお	ナる事業	€でま	5り,合併に関する特段の課題は	
│ 合併に向けた課題 │	ない。				
調整の考え方	平成15年度で事業を廃	上する。			

中 分 類	工業	小 分	類	中小企業の経営基盤の強化
事 業 名 称	発注企業感謝状贈呈事業支	援		
	中小企業への事業の発注・技術移転等に対する発注企業の貢献を評			
	し,市長と商工会議所会頭	頂から連名	3のほ	
事業目的・内容	より,下請企業の更なる受	を注拡大を	を図り),産業の振興に繋げるため,事
	業費の参加者負担分を除し	1た1/2	2(但	⊍し,上限は予算額)を負担する。
	(商工会議所との共催事業	€)		
	宇都宮市で実施している事業であり,各町に類似事業はないが			
合併に向けた課題	額や事業内容(感謝状贈呈	企業の対	象基	準など)の調整を図るとともに,
	事業の必要性について検討	すること	こが必)要である。
	この事業は,宇都宮市の	つみが実施	もして	いる商工会議所との共催事業で
調整の考え方	あり,現在5年後の廃止を	€目標にネ	甫助釗	全化への移行が検討されている。
	従って,各町において事業	を実施し	ってし	いく可能性は低いものと考える。

中 分 類	工業	小	分	類	産業基盤の充実
事業名称	栃木県発明展覧会事業支援				
	発明の奨励を通じ,栃木県の科学技術の振興を図ることを目的として			jの振興を図ることを目的として	
事業目的・内容	事業目的・内容 発明展覧会を開催するにあたり,定額5万円を負担する。(栃木県,				万円を負担する。(栃木県 , 商工
	会議所等との共催事業)				
今份に向けた課題	会併に向けた課題 宇都宮市で実施している事業であり,各町で類似事業はないが,会による負担額の見直しが必要となる可能性がある。				各町で類似事業はないが,合併
口併に凹げた味趣					性がある。
調整の考え方	宇都宮市のみ該当する事	業で	ある	が,	現在廃止の方向で県と調整を進
神罡のちん力	めている。				

中 分 類	工業	小 分	類	産業基盤の充実
事 業 名 称	農村工業導入事業			
事業目的・内容	等導入地区 (下小倉地区・	中里地区	()	度施計画を策定した農村地域工業への工業等の円滑な導入を計画的でするとともに農業と工業との均
合併に向けた課題	域から除外される)を含め でてくることから,現在の	,税制等中里团地 企業誘致	デの優 地区内 対を図	、以上の市は農工法による農村地 優遇措置が適用にならないものも 日の残地(農地転用処理済み)に 日っていくか,他町の優遇措置と
調整の考え方), 合併により人口規模も対象か 美務を速やかに進め, 合併前に廃

中 分 類	労政	分	類	雇用の確保
事業名称	雇用確保のための普及推進事業			
	民間業者に委託した雇用確保の普及推進員に,事業所を訪問させ			
 事業目的・内容	務・人事担当者に雇用関係の資料を提供し,雇用の助成制度を周知する			
● 争未口的 * 的合 ■	とともに求職者の就職に結びつくよう事業所から求人情報を引き出す。			
	(緊急地域雇用創出特別事業)			
宇都宮市のみ,かつ16年度までの実施予定であり,合併に伴う			『施予定であり , 合併に伴う課題	
合併に向けた課題 「おはいもの ,				
調整の考え方	国の緊急地域雇用創出特別	事業に	こよる	らものであり,平成16年までの
神霊のちん力	事業であることから,廃止する。			

中 分 類	労政 小 分 類 労働環境の整備				
事業名称	労働保険加入促進委託事業				
	労働保険(労災保険・雇用保険)未加入の零細事業所(従業員5人未				
 事業目的・内容	満)に対する加入促進の啓発事業を労働保険事務組合に委託し,加入事				
事業日的・内谷 	務を取り扱った件数に応じて宇都宮公共職業安定所の審査を経て交付金				
	(1件あたり5千円)を支給する。				
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施のため、今後の事業展開等について調整が必要。				
調整の考え方	交付金の所期の目的は達成されており,今後,事業を継続する必要性				
	が小さいことから,合併前に廃止する。				

中 分 類	労政	小 分	類	労働環境の整備
事 業 名 称	勤労者住宅資金利子補給事	業		
住宅金融公庫より高い利率で住宅資金を借り入れた			会を借り入れた勤労者に,借入金	
事業目的・内容 の利子の一部(15万円限度初回のみ)を補助				を補助する。
合併に向けた課題	全供に向けた調照 住宅金融公庫の制度が見直しされるのに伴い,事業の見直しが必要)に伴い,事業の見直しが必要で
日間に回りた味趣	ある。			
調整の考え方	住宅金融公庫制度の見直	しに伴い	1,台	併時までに廃止する。

中 分 類	労政	小 分	類	労働環境の整備	
事業名称	河内町事業所連絡協議会の支援				
	「河内町事業所連絡協議会」の事務局を担当。(会員の会費により運営)				
町内の工場や事業所で組織し,産業界の健全な発展を期する				の健全な発展を期するため,会	
事業目的・内容	員相互の連絡と親睦を図るとともに,労働基準監督署とも連携しながら				
	労働災害防止対策等の活動	に取り組	1み,	各企業の労働安全衛生事業を促	
	進する。				
合併に向けた課題	河内町のみで実施のため	,事業の	必要	性の検討が必要である。	
知故のおうさ	協議会の事務局について	, 行政σ	支援	爰を受けずに自立して運営できる	
調整の考え方	ように調整する。				

中 分 類	農業委員会	、 分 類	団体等運営		
事 業 名 称	農政対策協議会運営事務				
	こして , 農政対策協議会が設置さ				
┃ ■業目的・内容	れ,事務局はJAや農業委員会に置かれている。				
■ 事業日別・19分 ■	事務局では,農業委員や,	農業協同約	且合等農業団体関係者から成る農		
	政対策協議会の事業について	の企画 , 道	運営等を行う。		
会送につけた 部語 組織の構成・事業内容等ともまちまちであることから,事業の実					
┃ 合併に向けた課題 ┃	継続や廃止・縮小なども含め	て調整を図	図る必要がある。		
知数のおうた	農協主体で行ってきた事業	であり,鳥	農業委員会としては事業実施の必		
調整の考え方	要性が薄くなってきたので,	農協と協議	しながら廃止の方向で調整する。		

中 分 類	農業委員会	小 分	類	農地・農政事務
事業名称	農政懇談会			
	農業の担い手である認定農業者や消費者等の意見や要望を適確に踏ま			
事業目的・内容	目的・内容 え,農業施策に適確に反映させていくとともに,農業委員会活動の-			
	の活発化を図る。			
合併に向けた課題	宇都宮市・上河内町において,単独で実施している事業であり,			で実施している事業であり,事業
一口肝に凹げた味趣	実施のあり方について調整	を図る	必要が	がある。
知数のおうさ	他の事業の中で統合する	らなど,	事業ョ	『施の必要性が薄いため,廃止の
調整の考え方	方向で調整する。			

各種事務事業の取扱い

【建設専門部会】

(1)現行のまま新市に引き継ぐもの

中分類	検査室	小 分 類 検査			
事業名称	公共工事の検査				
		を実現するための社会基盤として作られる,公			
	共工作物の品質確保を目的とし,契約の適正な履行を確保する。				
事業目的・内容	工事目的物の整備が契約書どおり的確に行われているかどうか,工事				
	の施工段階及び完成時において,工事現場で検査を行い,引取り可				
	ものであるかどうか確認す	する。			
合併に向けた課題	各市町とも同様の業務を	を実施しており,合併に伴う課題は特にない。			
調整の考え方	各市町とも同様の業務を	を実施しており,現行のまま新市に引き継ぐ。			

中 分 類	街路 小 分 類 街路道等
事業名称	都心部道路景観整備事業
事業目的・内容	まちづくり総合支援事業(宇都宮西地区)として国の採択を受け,都心部における細道路の歩車道分離や道路景観の向上を図ることにより,人々が楽しく回遊できる路(みち)や道路空間を創出し,歴史性,業務核,商業集積地区の道路を体系的に整備し,都心地区の有する歴史,文化などの個性を生かしながら,風格と魅力のあるまちを創造するとともに,宇都宮市の課題でもある中心市街地の活性化に資するべく,ゆとり
	と潤いのあるまちづくりを進める。
合併に向けた課題	事業の対象となる区域は現在の宇都宮市の区域のみであり,現在の事業後も継続して事業を進めていく方針であることから,合併に伴う問題は特にない。
調整の考え方	今後も都心部の道路景観を整備し,中心市街地の活性化を推進することは必要であるため,現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	地籍調査 小 分 類 地籍調査			
事 業 名 称	地籍調査			
事業目的・内容	国土調査法に基づいて,地籍の明確化を図り,土地の開発及びびに利用の高度化に役立てるため,土地の実態を科学的かつ総合査する。 地籍の明確化を図るため,一筆ごとの土地について,地番・地有者を調査し,現地での境界を確認し,正確な測量を行い地図(よと簿冊(地籍簿)を作成する。	的に調目・所		
合併に向けた課題	地籍調査着手市町(宇都宮市・河内町)での計画の整合を図る ある。 未着手町(上三川町・上河内町)の着手を視野に入れた全体計 直しを図る必要がある。			
調整の考え方	国土調査法に基づき実施しており,事務事業に差異がないことから, 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし,新市の全体計画については,合併 後速やかに見直す。			

中 分 類	都市計画 小 分 類 合理的な土地利用の確保				
事 業 名 称	国土利用計画法に係る事務				
	土地の投機的取引と地価の高騰を防止し,土地の有効利用及び地価の				
	安定を図るため,県からの法定受託事務として土地取引規制に係わる措				
事業目的・内容	置を講ずる。				
	法第23条に基づく届出の受理,意見書の作成,県への送達,及び無				
	届取引の調査,遊休土地実態調査,土地取引規制基礎調査を行う。				
	法定受託事務であるため、各市町同じ事務を行っており適応可能。				
合併に向けた課題	意見書等の作成に際し,各地域の土地利用計画と新市の土地利用計画				
	との調整が必要となる。				
	届出書の受理等の法定受託事務については現行のまま新市に引き継ぐ				
田畝のおうさ	が,新市の各種土地利用計画との調整が必要な意見書の作成については				
調整の考え方 	各地域の意見を尊重し実施する。また,各種調査については事務の効率				
	化を図れる手法で実施する。				

中 分 類	都市計画 小 分 類 土地取引の適正化				
事業名称	地価公示制度				
事業目的・内容	土地取引が頻繁に行われる都市計画区域内の標準地について,適正な 地価の形成に寄与することを目的として,地価公示価格及び地価調査価 格を閲覧に供する。 市町内資料の作成,及び閲覧・相談,土地取引データの提供(不動産 鑑定士協会へ),土地の無料相談会(不動産鑑定士協会主催)の開催など を行う。				
合併に向けた課題	法定受託事務であるため,各市町同じ事務を行っており,特に課題はない。				
調整の考え方	各市町が実施事務を現行のまま新市に引き継ぐものとし、台帳閲覧規程については、宇都宮市規程を基に調整し改正する。(閲覧場所として旧3町立図書館を追加等) 土地の無料相談会については、主催団体の意向によるものとする。				

中 分 類	都市計画	小 分 類	各種調査		
事業名称	都市計画基礎調査等				
事業目的・内容	計画に関する基礎調査で、 街地の面積、土地利用、3 を行う。 市町村では、栃木県から 農地転用状況、農林漁業が 積率充足率、新築状況、2 庁・供給処理施設位置等に また、第13条関係事務	,人口規模,商 交通量等の現況 の依頼を受け を策縁地現況, は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	途地域などの都市計画を決定する ご必要な調査を実施している。こ		
合併に向けた課題	都市の動向を把握するだ がある。	こめに , 合併後	後も引き続き基礎調査を行う必要		

	特に合併による都市の変化を把握するために新たな調査の必要性につ		
	いても検討が必要である。		
知較の老う亡	法令等に基づき実施しており,合併後の新市においても市の事務事業		
┃ 調整の考え方 ┃	として現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	都市計画の決定・変更	
事業名称	地域地区,都市施設,市街	, 地開発事業 ,	地区計画等の決定・変更	
	さまざまな都市活動が多	そ全で快適かっ	D機能的に行えるよう都市の発展	
事業目的・内容	を計画的に誘導するととも	らに良好な市街	が 団地環境の形成または保全するた	
	め各種都市計画を定める。			
	法定手続きのため合併に	こよる課題は基	基本的にないが、都市計画案を作	
┃ 合併に向けた課題 ┃ 成するために行われる公聴会等の実施や運用等については訓				
	なる。			
	法令等に基づき実施して	ており , 合併後	後の新市においても市の事務事業	
調整の考え方	として現行のまま新市に引	き継ぐ。たた	ごし , 都市計画案を作成するため	
剛定のも九月	に行われる公聴会等の実施	色や運用等につ	いては , 宇都宮市の制度を基準	
	に調整する。			

中 分 類	都市計画	小	分	類	建築制限
事業名称	都市計画施設区域内の建築等の許可				
	都市計画施設区域(道路	・公	園等	手) 内	に建築物の建築をしようとする
 事業目的・内容	者は、許可を受けなければ	ばなら	ない	にと	こから , 申請された物件を許可基
尹未口以"以谷 	準 (都市計画法第 54 条) と照らしながら , その建築物が都市計画事業に				
	支障をきたさないかを審査	する	0		
	宇都宮市においては申請	・許	可を	行し	1,町においては町が申請窓口と
┃ ┃ 合併に向けた課題	なり,国県道部分では県が許可,町道については町が許可(県からの事				
日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	務委任)を行っているが,	許可	基準	単は法	に基づくものであるため,合併
	に伴う課題は特にない。				
調整の考え方	法令等に基づき実施して	おり	, 合	併後	後の新市においても市の事務事業
- 同選の与え力	として現行のまま新市に引	き継	く、		

中 分 類	都市計画	小 分 類	建築制限		
事 業 名 称	都市計画事業区域内の建築等の許可				
	都市計画事業認可の告示後,当該事業地内において,都市計画事業の				
	施行の障害となるおそれが	がある土地の飛	/質の変更 , 若しくは建築物の建		
┃ ■業目的・内容	築、その他工作物の建設、	, 政令で定める	5重量が5トンを超える移動の容		
学来口的 的	易でない物件の設置や堆積	責を行おうとす	る者は,許可を受けなければな		
	らないとあるが,申請があ	あった場合でも	ま実情では , 事業に支障をきたす		
	ので,原則的に不許可を前	前提とした運用	を行う。		
┃ ┃ 合併に向けた課題	都市計画事業認可の告示後の建築の許可については基本的には認め				
日所に内げた味趣	い方向であり,また近年,申請件数もないため問題はない。				
調整の考え方	法令等に基づき実施して	ており , 合併後	後の新市においても市の事務事業		
- 神霊のちん力	として現行のまま新市に引	き継ぐ。			

中分類	都市計画	小 分 類 縦覧		
事業名称	決定図書の縦覧			
	都市計画法第20条第2	2項の規定に基づいて,都市計画の決定をした		
事業目的・内容	図書は、公衆の縦覧に供し	しなければならないことから,窓口において縦		
	覧を行う。			
┃ ┃ 合併に向けた課題	都市計画に関する基本的な照会業務のため,各窓口において一定し			
ロ併に凹げた味趣	ルのサービスができるよう	うにする必要がある。		
調整の考え方	法令等に基づき実施して	ており,合併後の新市においても市の事務事業		
神罡のちん刀	として現行のまま新市に引	引き継ぐ。		

中 分 類	都市計画	小	分	類	縦覧
事 業 名 称	事業認可図書の縦覧				
	都市計画法第59条第2	項及	び第	3 項	の規定により,国土交通大臣が
	都市計画事業を認可・承認	図する	際,	同法	第62条の規定により当該図書
事業目的・内容	の送付を受け,縦覧に供する。				
	なお,宇都宮市が都市計画事業を行う際は,栃木県の認可を受け,当				
	該図書を各担当課において縦覧する。				
	法令に基づき実施している事業であるため,都市内において実施 合併に向けた課題 ている都市計画事業の概要等は,各窓口において情報提供できるよ				ため,都市内において実施され
合併に向けた課題]において情報提供できるようし
	ておく必要がある。				
調整の考え方	法令等に基づき実施して	おり	, 合	併後	色の新市においても市の事務事業
神霊のちん力	として現行のまま新市に引き継ぐ。				

中 分 類	都市計画	小 分 類 都市景観	
事業名称	地区計画区域内の届出事務	}	
	市街地の良好な環境の係	全や美しい都市景観の誘導	を図り , 地区ごと
事業目的・内容	の特性を生かした街づくり	を推進するため、建築物の	壁面線の後退やか
	き・さくの構造などを制限	することができる ,地区計画	画制度を活用する。
合併に向けた課題	都市計画法に基づく指定	・運用制度であるため ,調整	№の必要はないが ,
一分に凹りた味趣	地域のニーズに対応できる	体制の整備が必要である。	
調整の考え方	都市計画法に基づく指定	・運用制度であるため,現	行のまま新市に引
神罡のちん刀	き継ぐ。		

中 分 類	都市計画	小 分 類 開発許可	
事 業 名 称	公共施設の設置を伴う開発行為の事前協議		
	既存の公共施設の機能を	を損なわないようにし,開発区域内・外の公共	
 事業目的・内容	施設の変更を行う場合は、	, それを適正に行わせるとともに , 新たに設置	
■ 事業日別・内台 ■	される公共施設は,適切に	こ管理される必要があるため,協議を行わせる	
	ことにより,これを確保さ	させる。	
合併に向けた課題	各自治体ごとに事前協議	義の手続等に違いがあるため , その調整が必要	
ロけに凹げた味趣	である。		

	なお、宇都宮市の場合は、基本的に公共施設の管理者毎に協議し事前
	協議書並びに公共施設の管理及び帰属に関する協定書を作成している
	が,各町はまとめて1枚の事前協議書となっている。
	各自治体毎に事前協議の手続等には違いはあるが,事前協議自体の問
 調整の考え方	題はない。各町については,各管理者に協議し開発所管部署が事前協議
調整の考え力	書をまとめて(1枚で)作成しているが,合併後は管理者毎に協議及び事
	前協議書を作成するよう手法等を変更する。

中分類	都市計画	小 分	類	開発許可
事業名称	開発行為の変更の許可等			
	開発行為の変更等を適正	に行わせ	さも	らのである。 -
	開発許可を受けた者が都	市計画法	3 0	条第1項各号(開発区域の規模,
事業目的・内容	予定建築物 , 開発行為に関	する設計	· , I	事施工者等)に掲げる開発許可申
	請書の記載事項を変更しよ	うとする	場合	合には,軽微な場合を除き変更許
	可を受けなければならない	o		
	宇都宮市は独自で開発許可制度を運用し,国の法令の範囲内で必要			目し,国の法令の範囲内で必要な
合併に向けた課題 例規等も整備しているが,各町は栃木県の例規等で運用してお				県の例規等で運用しており , 申請
	者や相談者への周知が必要	である。		
	都市計画法第29条第1	項の規定	こに基	基づく開発行為の許可において ,
 調整の考え方	当該開発行為の変更を要す	る場合に	必要	要な手続であり,宇都宮市と各町
調整の考え力	に係る許可権限を持つ栃木	県とで事	務に	こ差がないため,現行のまま新市
	に引き継ぐ。			

中 分 類	都市計画	小 分	類 開発許可	
事 業 名 称	開発行為の廃止			
	事業者の事情により,開	開発許可後	,工事を完了し	しないまま放置される
┃ ■ 事業目的・内容	こととなると、その周辺地	也域に対し	て溢水の被害を	を及ぼしたり,公共施
事来口的"约台 	設の機能を阻害する等の被	捜害が生じ	る可能性がある	るため , そういったこ
	との無いよう事後の状況を	確認する	必要があるため	り,それを担保する。
	宇都宮市は独自で開発許可制度を運用し,国の法令の範囲内で必要			
合併に向けた課題	例規等も整備しているが ,	各町は栃	木県の例規等で	で運用しており,申請
	者や相談者への周知が必要	更である。		
	都市計画法第29条第1	項の規定	に基づく開発行	う為の許可において ,
調整の考え方	当該開発行為を廃止する場	易合に必要	な手続であり	, 宇都宮市と各町に係
	る許可権限を持つ栃木県と	で事務に	差がないため	, 現行のまま新市に引
	き継ぐ。			

中 分 類	都市計画	小 分 類	開発許可
事 業 名 称	開発許可を受けた土地にお	おける建築物等	の用途変更等の許可
	都市計画法第42条第1	項において ,	予定建築物等以外の建築物又は
事業目的・内容	特定工作物が無制限に建築		1ることになると,開発許可制度
	による規制の効果が失われ	າるので , こ∤	1を認めないこととしているが,

	同項ただし書きに即して , 予定建築物の用途・規模及び構造 , 技術基準 ,
	周辺の環境への影響,開発審査会での協議等の項目を勘案して,支障が
	ないと認められるものであれば許可申請を受付して,用途変更等の許可
	を行う。
	各町は開発審査会を設置しておらず,これまで栃木県の開発審査会で
┃ ┃ 合併に向けた課題	法第42条に係る用途変更について協議していたため,合併後は宇都宮
ロ併に凹げた味起	市の開発審査会で協議されることについて申請者や相談者への周知が必
	要である。
	法42条に係る開発審査会への協議は,宇都宮市は市の開発審査会に,
卸数のおうた	各町は許可権限を持つ栃木県の開発審査会にされているが,合併後にお
調整の考え方	いては,各町の当該事務に係る協議先が宇都宮市の開発審査会となるだ
	けで,事務に差がないため,現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	都市計画 小 分 類 開発許可
事業名称	開発許可に基づく地位の承継
	地位の承継には一般承継及び特定承継があり,一般承継は相続又は法
┃ ■ 事業目的・内容	人の合併等が行われた場合であり、特定承継は開発許可が一身専属的な
■ 尹耒日別・内台 ■ ■	性格を有しており,本来であれば開発許可を改めて取り直すことが望ま
	しいが,事務の簡素化といった観点から開発許可権者の承認を得る。
	宇都宮市は独自で開発許可制度を運用し,国の法令の範囲内で必要な
合併に向けた課題	例規等も整備しているが、各町は栃木県の例規等で運用しており、申請
	者や相談者への周知が必要である。
	都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可において,
調整の考え方	当該開発行為を承継する場合に必要な手続であり,宇都宮市と各町に係
過選の与ん刀	る許可権限を持つ栃木県とで事務に差がないため,現行のまま新市に引
	き継ぐ。

中 分 類	都市計画	小 分	類	開発許可
事業名称	開発登録簿の写し交付			
	開発行為に関して規制さ	されてい	る事項	頁(建築行為,用途変更等)を一
	般の住民に対して知らしぬ	りること	により),違反行為の防止及び,土地等
事業目的・内容	の取引に際して不測の損害	髻を被る	ことだ	がないようにするため開発登録簿
	の調整,保管,交付を都市	計画法	で規定	Eしている。
	そのため ,開発登録簿の	交付請求	扵があ	った場合はその写しを交付する。
	宇都宮市は独自に許可格	種限を有	し,独	独自の規則で運用しているが,各
┃ ┃ 合併に向けた課題	町の開発行為に関する開発	芒登録簿	の交付	けについては , 栃木県開発登録簿
ロガに凹げた味趣	閲覧規則で規定されている	るため,	登録簿	第の閲覧場所が宇都宮市となるこ
	とについては申請者や相談	ぬすべの かんりょう かんりょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	周知か	が必要である。
	合併により,県が許可格	重限を持	つ各町]についても宇都宮市の規則で運
調整の考え方	用するが , 宇都宮市と各町	丁に係る	許可格	証限を持つ栃木県とで事務に差は
	ないため , 現行のまま新市	っに引き	継ぐ。	

中 分 類	都市計画	小 分	類	開発許可
事業名称	開発行為又は建築に関する	証明書の	D交付	t
	建築基準法の規定による	確認済語	正の玄	で付をする場合に,建築敷地及び
事業目的・内容	用途が都市計画法の規定し	こ適合し	てい	るかを確認できるように交付す
	る。			
	許可権限の有無に伴い,	宇都宮市	おは独	自に,各町においては県が証明
┃ ┃ 合併に向けた課題	書を交付しているが,都市	計画法で	で様式	ばや記載内容等が定められている
日所に同じた味塩	わけではなく,規則で定め	られては	ゔり,	県と若干様式が異なるため,統
	ーを図る必要があるととも	に申請者	ずや相	談者への周知が必要である。
	市と県とで若干様式が違	う点につ	こいて	は ,証明書の趣旨は同じであり ,
調整の考え方	(各町に係る県の事務が市)	に移り市	の様	式を使用することについて)申請
	者や相談者に周知すれば特	段支障な	よいた	め ,現行のまま新市に引き継ぐ。

中分類	都市計画 小 分 類 開発許可
事業名称	開発許可等の処分に関する不服申立て
事業目的・内容	開発許可等の処分に関する不服申立ての規定(都市計画法第50条)により,開発審査会に対して審査請求することができるもの。不服申立ては,公正な判断,専門的な知識,迅速な処理を要すること等の趣旨から,専門的な機関である開発審査会に対して審査請求することができることとされている。 当該事務は,都道府県,中核市及び特例市の事務であり,宇都宮市は,開発審査会の事務局である都市計画課のなかで処分庁にあたる開発指導グループを除いた課内で事務局体制を組み運営しており,各町においては県が事務を行っている。 審査請求の手続き等は行政不服審査法が適用される。
合併に向けた課題	宇都宮市には該当事例がなく不服申立てに対する体制等が明確でない。 い。 また,合併後の開発許可等の処分に関する不服申立てを宇都宮市開発 審査会に対し行うことについては,申請者や相談者への周知が必要である。
調整の考え方	宇都宮市においてこれまで開発審査会への不服申立ての事例はないが、宇都宮市と各町に係る許可権限を持つ栃木県とで事務に差がないため、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併までの各町に係る開発許可等の処分に関する不服申立ては、処分を行った栃木県の開発審査会に対し行われ、合併後のものは宇都宮市の開発審査会に対し行われることとなる。

中 分 類	都市計画	小 分	類	開発許可
事業名称	宇都宮市開発審査会の運営	\$		
	栃木県に設置されていた	開発審	査会が	「地方分権一括法」(H11)の制
	定により平成 12 年 4 月 🛭	にり宇都	宮市に	こ設置されたものであり,都市計
事業目的・内容	画法第 34 条第 10 号イ ,「	司号口 ,	都市記	計画法施行令第 36 条第 1 項第 3
	号ホの付議議案の審査,都	7市計画	去第 5	50 条第 1 項の審査請求があった
	場合の審査等を行う。			

	現在,県内で開発審査会を設置できるのは栃木県と宇都宮市だけであ
	り,合併予定の町は所管業務としてない。また,議案に係るやむを得な
	い事由等の判断は審査会の構成委員等の違いによる差異はあるが,個別
	具体的判断なので特段の支障はない。なお,市が事務を行うことの周知
合併に向けた課題	等は必要である。
	なお,上河内町は未線引き都市計画区域のため,線引きされない場合
	は 開発審査会の担任事務の市街化調整区域に係る都市計画法第 34 条第
	10 号イ,同号口,都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホの付議議案
	の審査事務はない。(都市計画法第 50 条第 1 項の審査請求のみ)
調整の考え方	関係市町で開発審査会とそれに係る基準等を有するのは宇都宮市のみ
	であり,各町に係る開発審査会に係る権限等を持つ栃木県とで事務に差
	がないため,現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	都市計画	小 分 類	開発許可
事業名称	違反物件の調査・指導・監督	M の分に関する	こと
事業目的・内容	都市計画法に関する違反者に対して是正をさせる。		
	宇都宮市は独自に事務を	を行っているか	が,各町は栃木県が行っているた
┃ ┃ 合併に向けた課題	め,現在の違反物件の監督	Y 処分等の程度	度(行政指導・処分)の把握等が
口併に凹げた味趣	必要である。また,ほとん	υどの違反物件	は除却が必要となるが,居住や
	事業等を行っている現実が	があり対応に苦	慮している。
宇都宮市と各町に係る許可権限を持つ栃木県とで事務に差がない			つ栃木県とで事務に差がないた
	め,現行のまま新市に引き継ぐ。		
調整の考え方	なお、当該事務は法令に	こ基づくものて	ご,合併後は市域となり権限が備
	わることで各町の区域でも	5宇都宮市と同	様に当該業務を行うこととなる
	が,予め各町における違反	を物件の状況等 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	を確認する。

中 分 類	都市計画	小 分 類	開発許可
事業名称	開発行為により設置された	未帰属公共的	最設の受け入れに関する事務
事業目的・内容	たことに関連し ,当該開発行原則として当該地方公共団に開発許可がなされたものの維持管理の手が届かないの自己管理として協議及び	_了 為等により 体に帰属する は,事業者が 状況であり, 同意をしてい として協議及	く準の公共施設の整備を義務付け 設置された公共施設については, ることとされているが,昭和時代 が開発した団地内の道路まで行政 公共施設は当分の間,開発業者 いた。 なび同意をした未帰属公共施設の
合併に向けた課題	もあり,また,企業倒産に ていない,抵当権が設定さ 化している。	よる権利者7 れているとい 例はないが ,	のが多くその数が相当数のもの で在,死亡による相続登記がされいった理由等もあり,権利が複雑 念のため未帰属公共施設の存在
調整の考え方			町には同様の問題(未帰属公共施 事務のため ,現行のまま新市に引

き継ぐ。
なお,合併後においては念のため各町の実態把握等を再度行い,宇都
宮市と同様の事例の存在が判明すれば,現在の宇都宮市の対応方針を踏
襲するかどうか再検討する。

中 分 類	都市計画 小 分 類 開発許可	
事業名称	開発許可等に関する訴訟に関すること	
	開発許可等に関する次の訴訟に関する事務を行う。	
	都市計画法第 52 条に規定されている同法第 50 条第 1 項に規定す	
事業目的・内容	る処分取消の訴え	
	開発行為によって生じた係争(民事を除く),設置された公共用施	
	設を巡る係争	
□ は栃木県のみが , については宇都宮市のみが事例を有して		
│ 合併に向けた課題 │	後者は各町に未帰属公共施設がないため同様の事例がない。	
	については,宇都宮市と各町に係る許可権限を持つ栃木県とで事務	
	に差がなく, は宇都宮市のみが行っている事務のため,現行のまま新	
	市に引き継ぐ。	
	なお , は , 合併如何に関わらず , 現時点で事例がなくても今後発生	
┃ 調整の考え方	する可能性があり,合併までの各町に係る処分取消の訴えは当該処分を	
神雀の考え方	行った栃木県知事に対し行われ,合併後に新たに行った処分についての	
	取消の訴えは宇都宮市長に対し行われることとなる。	
	また , については , 未帰属公共施設の問題自体が宇都宮市にのみ存	
	在し,各町に同様の問題はないが,合併後は念のため潜在的事例がある	
	かどうか再調査する。	

中 分 類	都市計画 小 分 類 宅地造成許可
事業名称	宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定
事業目的・内容	公共の福祉に寄与するため住民の生命及び財産の保護を図り,この目的を達成するために宅地造成に関する工事等について災害の防止のために必要と認められる場合において,宅地造成に伴いがけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域内で区域を必要最小限に指定するものであり,指定をする場合は規制区域を公示するとともに,国土交通大臣に報告しなければならない。
合併に向けた課題	宇都宮市は独自に権限を持ち,各町は栃木県の権限で運用されているが,区域は国の要領に沿い指定しており,県と市との間に基準の差異はないので特に課題はない。
調整の考え方	宅地造成区域を指定しているのは宇都宮市のみであり、県が権限を持つ各町には指定区域が存在しないが、指定手続等に差異がないため、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後に各町の区域について新たに宅地造成工事規制区域を指定する必要があるかどうか検証する必要はあるが、規制強化になるため慎重な検討が必要である。

中分類	都市計画 小 分 類 宅地造成許可
事業名称	宅地造成等規制法に基づく測量又は調査のための土地の立入り及び試掘等
	宅地造成工事規制区域の指定のために土地に立ち入って,その土地の
	状況を実地に調査するものであり,土地の占有者の同意が得られない場
	合においても,必要な限度において慎重な手続きの下に他人の占有する
	土地に強制的に立ち入ることができる。立ち入ることができる者は県知
事業目的・内容	事・中核市の長が命じた者若しくは委任した者であり,必要最小限の時
	間で調査,測量を行う。
	また,調査,測量を行うに伴う植物の伐採や,当該土地の試掘に伴う
	障害物の伐除の必要があり,土地の占有者等の同意が得られない場合,
	立ち入る者について許可を行う。
	宇都宮市は独自に権限を持ち,各町は栃木県の権限で運用されている
合併に向けた課題	が,法令に基づき行われるもので県と市との間に基準の差異はないので
	特に課題はない。
	宅地造成区域を指定しているのは宇都宮市のみであり,県が権限を持
	つ各町には指定区域が存在しないが,法令に基づき行われるもので差異
知故のおこ士	がないため,現行のまま新市に引き継ぐ。
調整の考え方 	なお,各町の区域について新たに宅地造成工事規制区域を指定する予
	定はないが,仮に区域指定した場合は,法令により土地の立入りや試掘
	等を行うことが可能である。

中 分 類	都市計画	小 分	類	宅地造成許可
事業名称	宅地造成等規制法に基づく許可			
事業目的・内容	宅地造成等規制区域内は	こおいて宅	地造	成工事を施工する場合に,災害
事業日別・19日 	の防止,安全の確保を図るために必要な措置を行わせる。			
	宇都宮市は独自に権限を	を持ち,国	の法	会の範囲内で必要な例規等も整
合併に向けた課題	備しており ,各町は栃木県	の権限で	その	例規等により運用されているが ,
	県と市との間に基準の差異	星はないの	で特	に課題はない。
	宅地造成区域を指定して	ているのは	宇都	『宮市のみであり,県が許可権限
	を持つ各町には指定区域が	が存在しな	いか	、許可基準に差異がないため,
調整の考え方	現行のまま新市に引き継ぐ	^ %		
	なお,各町の区域につい	1て新たに	宅地	也造成工事規制区域を指定する予
	定はないが,仮に区域指定	とした場合	は,	法令等により許可等を行うこと
	が可能である。			

中 分 類	都市計画	小 分 類 宅地造成許可	
事業名称	(国や県,指定都市の行為に係る)宅地造成工事に関する協議		
	国又は県及び宇都宮市な	が宅地造成工事規制区域において行う宅地流	造成
事業目的・内容	に関する工事について,県知事・中核市の長の許可を要しない特例であ		
	るが ,許可を受けることとするのが適当でないので ,協議としたもので ,		
	許可手数料が免除されるが ,許可があったものとみなす必要があるため ,		
	許可と同様に審査を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市は独自に権限を	を持ち,国の法令の範囲内で必要な例規等	も整
ログに回りた味趣	備しており ,各町は栃木県の権限でその例規等により運用されているが ,		

	県と市との間に基準の差異はないので特に課題はない。
	宅地造成区域を指定しているのは宇都宮市のみであり,県が権限を持
	つ各町には指定区域が存在しないが,基準に差異がないため,現行のま
知敬のおうさ	ま新市に引き継ぐ。
調整の考え方	なお , 各町の区域について新たに宅地造成工事規制区域を指定する予
	定はないが,仮に区域指定した場合は,法令等により許可と同様に審査
	を行うこととなる。

中 分 類	都市計画 小 分 類 宅地造成許可
事業名称	宅地造成に関する監督処分,工事の改善命令,区域内の立入検査
事業目的・内容	偽りその他不正な手段によって許可の内容に違反した場合許可を取り 消す,又は,許可を受けないもの等に対する工事の施行停止や災害防止 措置の命令,或いは,検査を受けないものに対する使用禁止等の命令を 行う。 また,技術基準の不適合の改善に対する命令を行う。 以上の命令等において当該土地に立ち入り,状況を検査することがで きる。
合併に向けた課題	宇都宮市は独自に権限を持ち,各町は栃木県の権限で運用されているが,法令に基づき行われるもので県と市との間に基準の差異はないので特に課題はない。
調整の考え方	宅地造成区域を指定しているのは宇都宮市のみであり、県が権限を持つ各町には指定区域が存在しないが、法令に基づき行われるもので差異がないため、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、各町の区域について新たに宅地造成工事規制区域を指定する予定はないが、仮に区域指定した場合は、法令により違反物件等に対する監督処分や工事の改善命令等を行うこととなる。

中 分 類	都市計画	小 分 類	優良宅地認定
事業名称	租税特別措置法に基づく優	優良宅地の認定	三事務
			から , 租税特別措置法において土
	┃地譲渡所得に対する重課稅	说が免除となる	る土地の譲渡が規定されている。
┃ ■ 事業目的・内容	これには開発許可を要した	いものであっ	っても,都市計画法の技術基準に
学来口叫 的	準じた一定の水準を備えた	こ土地の譲渡も	これに該当する。事前相談や認
	定申請を受け付け,この一	-定の水準を係	聞えているか否かを判断し,該当
	するものについて認定を行	ī う。	
	平成13年度の税制改正	Eにより,土均	也譲渡益重課休止の適用期限が平
	成15年12月31日まで	ごとなっていた	こところ,平成16年度の税制改
	正によりさらに5年間延長	長されたが, ヨ	見在のところ認定する必要性が薄
合併に向けた課題	れており各町も同様の状況	?である。	
	なお,当該事務は,1,00	0 ㎡未満のも	のの認定事務であり , 1,000 ㎡以
	上のものは県からの事務委	を任により当記	核事務を行っている。(市も各町も
	同樣)		
知較の老さた	差異はなく市も各町も同	目様に事務を行	っており,合併後も現行のまま
調整の考え方	新市に引き継ぐが,合併後	後は宇都宮市の)例規により事務を行う。

中 分 類	都市再開発 小 分 類 再開発	
事業名称	再開発促進事業	
	市街地中心部における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能	能の
	更新を図るため,再開発事業に向けた活動を支援・促進する。	
┃ ■業目的・内容	再開発の事業化を目指す地元組織の活動を適切かつ効果的に促進る	させ
学来口的 的	るため,専門的知識・技術を有する再開発コンサルタントを派遣する	ა .
	再開発の事業の実施に向け,準備を進めようとする組織が行う調査	查・
	研究等に要する費用の一部を助成する。	
	宇都宮市は支援の基準として,既成市街地内で市街地総合再生計画	画を
┃ ┃ 合併に向けた課題	策定した区域内(防火地域,準防火地域を重点)としており,新たり	こ土
日内に内けた味趣	地の高度利用を図り,再開発を促進する区域の設定はないと思われる	るこ
	とから,合併に伴う課題は特にない。	
	市街地再開発事業は,今まで宇都宮市以外では実施されていない。	ع ــ
調整の考え方	から,現行のまま新市に引継ぐこととし,将来,新たな区域設定の場	必要
	がでたときは,現行の考え方を基に検討する。	

中分類	都市再開発 小 分 類 再開発
事業名称	市街地再開発事業
	市街地中心部における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の
┃ ■業目的・内容	更新を図り,安全で快適な都市環境と機能的な市街地の形成を目指す。
事業日の・19分 	市街地再開発事業の施行者(市街地再開発組合等)に対し,事業に要
	する費用の一部を助成する。
	宇都宮市は支援の基準として,既成市街地内で市街地総合再生計画を
┃ ┃ 合併に向けた課題	策定した区域内(防火地域,準防火地域を重点)としており,新たに土
日間に回りた味趣	地の高度利用を図り,再開発を促進する区域の設定はないと思われるこ
	とから、合併に伴う課題は特にない。
	市街地再開発事業は,今まで宇都宮市以外では実施されていないこと
調整の考え方	から,現行のまま新市に引継ぐこととし,将来,新たな区域設定の必要
	がでたときは,現行の考え方を基に検討する。

中 分 類	建築指導	小 分 類	建築確認	
事業名称	建築確認審査及び検査(中間・完了)			
	建築物の敷地 , 構造 , 設	建築物の敷地,構造,設備,用途に関して建築基準法に基づき審査及		
事業目的・内容	び検査を行い、建築物を利	川用する人の多	安全の確保や健康を守り,良好な	
	住環境の確保を図る。			
	宇都宮市は建築主事を置き独自で確認事務を行っているが,各町につ			
合併に向けた課題	いては県が事務を行っている。事務内容に差はないが,規則等の調整が			
	必要となる。			
	建築主事を置いて建築	確認事務を行	っているのは宇都宮市のみであ	
┃ 調整の考え方	り,各町は県が建築確認事	■務を行って\	1るが,事務内容は基本的に同じ	
神霊のちん力 	であることから,現行のま	ま新市に引き	を継ぎ,規則等の必要な改正を行	
	う。			

中 分 類	建築指導	小	分	類	建築確認
事業名称	住金融資住宅に係る審査及	び検証	查		
事業目的・内容	住金融資住宅について,	住金	仕様	の基	準に基づき審査及び検査を実施
事素日的・10分 	する。				
合併に向けた課題	建築確認事務に住金仕様	の基準	準を	加え	て審査及び検査を実施するもの
一口肝に凹けた味趣	であり , 特に調整の必要は	はない。	,		
調整の考え方	建築確認事務に伴って行	うも	ので	あじ),各町は県が同じ基準で行って
神罡のちん刀	いるので,現行のまま新市	に引き	き継	ぐ。	

中 分 類	建築指導 /	卜 分 類	建築確認
事業名称	建築基準法による許可・認定		
	特定行政庁が,当該建築物	がについて5	安全上,防火上,衛生上等の理由
事業目的・内容	から支障がないと認めて許可	又は認定	した場合は,建築基準法の基準が
	緩和される。		
	宇都宮市は特定行政庁とし	て独自に行	テっているが , 各町については県
合併に向けた課題	が事務を行っている。事務内容に差はないが,規則等の調整が必要とな		
	る。		
	特定行政庁として事務を行	っている(のは宇都宮市のみであり,各町は
調整の考え方	県が事務を行っているが , 雪	務内容は	基本的に同じであることから,現
	行のまま新市に引き継ぎ,規	則等の必要	要な改正を行う。

中 分 類	建築指導 小 分 類 建築確認		
事業名称	建築基準法による道路位置指定		
事業目的・内容	道路法等に基づかない道路を築造しようとする者から申請がなされた		
事業日別・19分 	場合,特定行政庁が技術基準を審査し,道路として位置指定を行う。		
	宇都宮市は特定行政庁として独自に行っているが,各町については県		
合併に向けた課題	が事務を行っている。事務内容に差はないが,規則等の調整が必要とな		
	る。(特に未線引きの地区との調整)		
	特定行政庁として事務を行っているのは宇都宮市のみであり,各町は		
調整の考え方	県が事務を行っているが,事務内容は基本的に同じであることから,現		
	行のまま新市に引き継ぎ,規則等の必要な改正を行う。		

中 分 類	建築指導 小 分 類 建築確認		
事 業 名 称	建築基準法による定期報告		
	百貨店,病院,映画館等の特殊建築物は2年毎,昇降機は1年毎に建		
事業目的・内容	築物の敷地 , 構造 , 建築設備について , 建築士等に調査させ報告をさせ ,		
	適正な維持管理を徹底させる。		
	宇都宮市は特定行政庁として独自に行っているが,各町については県		
合併に向けた課題	が事務を行っている。事務内容に差はないが,規則等の調整が必要とな		
	వ 。		
	特定行政庁として事務を行っているのは宇都宮市のみであり,各町は		
調整の考え方	県が事務を行っているが,事務内容は基本的に同じであることから,現		
	行のまま新市に引き継ぎ,規則等の必要な改正を行う。		

中 分 類	建築指導	小 分 類	建築確認
事業名称	工事着工届統計事務		
	建築物を建築する場合又	は取り壊しの	の工事をする場合に届出が必要と
事業目的・内容	なるが,その届出を集計し	県に報告する	る。県はそれに基づき建築統計を
	作成し国に送付する。		
合併に向けた課題	建築確認とともに提出さ	れる工事着こ	L届の集計事務であり調整の必要
一併に凹げた味趣	はない。		
	特定行政庁として事務を	行っているの	かは宇都宮市のみであり,各町は
調整の考え方	県が事務を行っているが,	事務内容は同	司じであることから,現行のまま
	新市に引き継ぐ。		

中 分 類	建築指導	小 分 類	建築確認
事業名称	建築監視業務(防災査察・	違反パトロー	・ル)
	違反建築物に対して,遺	記反を是正させ	せるための指導,命令など必要な
事業目的・内容	措置をとる。また建築監視	見を置いて建	建築物の使用制限や工事の停止な
	どを命令する。		
	宇都宮市は特定行政庁と	こして建築監視	員を置いて独自に行なっている
合併に向けた課題	が,各町については県が事	暴務を行って し	1る。事務内容に差はないが,運
	用面での調整が必要となる	5.	
	特定行政庁として事務を	E行っているσ)は宇都宮市のみであり,各町は
調整の考え方	県が事務を行っているが,	事務内容は同	りじであることから , 現行のまま
	新市に引き継ぎ,運用面で	で必要な調整を	行う。

中分類	建築指導	小 分 類	建築確認
事業名称	建築審査会		
事業目的・内容	建築基準法に規定する同	意,審査請求	だに対する裁決、その他法律の施
事業日別・内谷 	行に関する重要な事項を調	査審議する。	
	建築審査会を運営してい	るのは宇都宮	宮市のみであり,各町については
合併に向けた課題	県が事務を行っている。事	務内容に差に	はないが , 規則等の調整が必要と
	なる。		
	特定行政庁として建築審	査会を設置	しているのは宇都宮市のみであ
調整の考え方	り,各町は県が事務を行っ	ているが,	事務内容は基本的に同じであるこ
	とから,現行のまま新市に	引き継ぎ,規	見則等の必要な改正を行う。

中分類	建築指導	小 分 類	建築行政
事業名称	優良住宅認定事務		
事業目的・内容	租税特別措置法により、	優良住宅の写	2地として譲渡した土地について
■ 尹耒日別・内台 ■	譲渡所得等の課税について	優遇される。	
合併に向けた課題	政令の基準により認定す	るものであり),基本的には調整の必要はない。
調整の考え方	租税特別措置法や政令の	基準により記	忍定を行うものであり,各市町に
回登の与え力 	差がないことから,現行の	まま新市に引	き継ぐ。

中 分 類	建築指導	小 分 類	建築行政
事業名称	ハートビル法に基づく認定事務		
事業目的・内容	日常生活又は社会生活に	身体の機能」	この制限を受ける者が円滑に利用
● 事業日別・内台 ■	できる建築物の促進を図る。	0	
宇都宮市は特定行政庁として独自に行っているが、各町について合併に向けた課題が事務を行っている。法の基準により認定するものであり、調整の			っているが , 各町については県
			忍定するものであり , 調整の必要
	はない。		
	認定事務を行っているの	は宇都宮市の)みであり,各町は県が事務を行
調整の考え方	っているが,事務内容は同	じであること	こから,現行のまま新市に引き継
	√`。		

中 分 類	建築指導	小 分 類 リサイクル		
事業名称	建設リサイクル法による届	建設リサイクル法による届出		
声光口的 古南	特定建設資材(木材・二	コンクリート・アスファルト)の分別解体等を		
事業目的・内容	促進し,建設資材の再資源	原化を図り,廃棄物の減少に努める。		
	宇都宮市は建築主事を置	置く市として独自に届出の受付事務等を行って		
合併に向けた課題	いるが,各町は県が受付事	事務を行っている。事務内容に差はないが運用		
	面での調整が必要となる。			
	建築主事を置く市町村と	として事務を行っているのは宇都宮市のみであ		
調整の考え方	り、各町は県が事務を行っ	っているが,事務内容は同じであることから,		
	現行のまま新市に引き継く	<`。		

中 分 類	区画整理	小 分	類	公共施行土地区画整理
事業名称	公共施行土地区画整理事業	Ě		
事業目的・内容	健全な市街地の造成を図	図り,も:	て2	公共の福祉の増進に資するため,
尹未口的 * 的合	公共施行により区画整理事	事業を実施	する	00
	各市町ともそれぞれの地	也区の状況	記に応	びじて実施している事業であり,
合併に向けた課題	合併に伴う課題は特にない	1が,今後	色,2	公共施行で事業を実施する場合の
	基準を策定する必要がある	5 。		
	区画整理法等に基づいて	て実施して	こおり),合併後の新市についても市の
調整の考え方	事務事業として現行のまま	ま新市に3	き糾	±ぐものとする。ただし , 事業選
	択の目安となるよう,公共	共施行の基	準を	策定する。

中 分 類	区画整理	小分;	類紅	1合施行土地区画整理	
事業名称	組合施行土地区画整理事業				
	健全な市街地の形成を図	図り,もって	て公共	の福祉の増進に資するた	. め、
事業目的・内容	組合が施行する土地区画塾	隆理事業へ関	助成及	び支援等を行い,事業を	推進
	する。				
合併に向けた課題	各市町ともそれぞれの地	他区の状況に	こ応じ	て実施しているものであ	, נו
	合併に伴う課題は特にない	١,			
調整の考え方	土地区画整理法等に基7	ブハて実施し	してい	ることから合併後新市に	おい
	ても,組合に対して技術技	援助を現行 と	どおり	引き継ぐ。	

中 分 類	区画整理	小 分	類	公団施行土地区画整理
事 業 名 称	公団施行土地区画整理事業			
	健全な市街地の形成を図	り,もっ	てと	公共の福祉の増進に資するため,
事業目的・内容	公団が施行する土地区画塾	理事業に	つし	Nて,助成及び支援等を行い事業
	を推進する。			
今供に向けた部 時	各市町ともそれぞれの地	区の状況	に応	びじて実施しているものであり,
│ 合併に向けた課題 │	合併に伴う課題は特にない	١.		
調整の考え方	区画整理法に基づいて実	施してお	ו) ,	合併後の新市においても公団の
	助成支援を現行どおり引き	継ぐ。		

中 分 類	区画整理	小 分 類	土地区画整理審議会
事 業 名 称	土地区画整理審議会事務		
	公共施行土地区画整理事	葉は,事業を	民主的かつ円滑に推進するため
事業目的・内容	に土地区画整理法56条に	基づく法定額	F議会を設置し,換地計画,仮換
	地の指定及び減価償却金の)交付に関する	事項を審議する。
合併に向けた課題	土地区画整理法及び施行	テ条例に基づ い	Nて設置されているため , 合併に
	よる課題はない。		
調整の考え方	土地区画整理法等に基っ	うき設置されて	いることから , 現行のまま新市
	に引き継ぐ。		

中 分 類	区画整理 小 分 類 土地区画整理清算
事業名称	土地区画整理清算事務
事業目的・内容	換地計画において定められた清算金を徴収,交付する。
合併に向けた課題	それぞれの案件(地区)が独立したものであり,合併に伴う課題は特
	にない。
調整の考え方	土地区画整理法等に基づいて清算事務を行っていることから,現行の
	まま新市に引き継ぐ。

中 分 類	河川	小 分	類	都市下水路
事業名称	都市下水路の整備と維持管	理		
				道(雨水)認可区域外について,
事業目的・内容)整備を図るとともに,その排水
		こめ,定則	的に	:河床や堤防などの清掃・除草及
	び点検等を実施する。			
	現在 , 各市町とも整備計	†画はない	゚゚゚゚゚゚゙゚゙ヺ	た,都市下水路の保有は宇都宮
合併に向けた課題	市のみであるため,新市に	まいて ,	その)まま適用するかどうか調整が必
	要である。			
調整の考え方	都市下水路の保有は宇都	『宮市のみ	トでホ	5り,現行のまま新市にその維持
	管理を引き継ぐ。			

(2)原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中 分 類	検査室	小 分 類	契約図書	
事業名称	公共工事の共通仕様書の監修			
	市町と請負者の間での]	[事契約上,對	憂義が生じないようにするため ,	
	工事の施行上必要な市町と	と請負者との間	間の諸手続きや,工事の質的,技	
事業目的・内容	術的な要求を表したもので	で,市町担当と	請負業者の双方で携行するもの。	
	建設工事共通仕様書,建	建設工事監督核	食査実務要覧,業務委託共通仕 樣	
	書がある。			
合併に向けた課題	宇都宮市は共通仕様書を	を備えているた	が,各町は県の仕様書を準用して	
口がに凹げた味趣	いる。共通仕様書の統一を	座図るため,協	ß議調整が必要である。	
	宇都宮市の共通仕様書を	・採用して工事	管理をする。	
調整の考え方	宇都宮市の建設工事共通仕様書等を各町職員へ配布し,また工事を受			
	注する業者にも共通仕様書	書を販売して,	工事の管理基準を統一する。	

中分類	検査室 小 分 類 表彰制度
事 業 名 称	表彰制度(優良建設業者の表彰)
	建設業者の技術の向上と工事施工の適正化を図るため,表彰の対象と
事業目的・内容	なる建設事業について,優良建設業者表彰審査委員会が行う審査の結果
	に基づき建設業者を表彰する。
人份与自己 無照	表彰は,宇都宮市だけが行っていることから,表彰について協議調整
合併に向けた課題	等が必要である。
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に調整する。
	合併後に配布する宇都宮市建設工事共通仕様書・建設工事監督実務要
	覧を基準に工事実績を記録して,次年度から表彰対象としていく。

中 分 類	検査室 小 分	類 積算システムの更新
事業名称	ハード・ソフト及びデータの維持管理	T
車 类目的,内容	建設工事関係の設計書を作成する	ための機器の維持管理を図るため、
事業目的・内容	積算システム機器の保守管理を業者	に委託する。
合併に向けた課題	各自治体で契約している機器のリ	ース会社と契約期間が異なるため,
	協議が必要。	
調整の考え方	原則として,宇都宮市で行ってい	る契約期間を基本とし調整をする。

中 分 類	道路建設 小 分 類 公共工事
事業名称	コスト縮減
	限られた財源を有効に活用し、効率的な公共事業の執行を通じて社会
事業目的・内容	資本の整備を着実に進めるため、公共工事のコスト縮減に向けた計画で
	策定し,コスト縮減施策を推進する。
合併に向けた課題	市町により独自の計画策定の有無を含め、事業に対する取組状況が
	なることから,新しい行動計画の策定や取組体制の調整が必要である。
調整の考え方	内部管理制度であり、合併時において宇都宮市の制度に統一する。

中 分 類	道路建設 小 分 類 団体	
事業名称	要望活動業務	
事業目的・内容	国,県に対し,道路整備促進や道路財源の確保を求め要望活動を実施	
事業日的・内谷 	するため,各道路整備促進期成同盟会等に加入する。	
合併に向けた課題	加盟団体の調整や事業の必要性の検討が必要である。	
調整の考え方	加盟団体の調整や事業の必要性を検討し,継続的に国県道を含めた道	
	路整備の促進を図る。	

中 分 類	道路維持 小 分 類 市町道維持		
事業名称	自転車駐車場の管理運営		
事業目的・内容	自転車の放置を防止し ,都市の美観と良好な交通環境を保持するため ,		
■ 尹耒日別・内台 ■ ■	自転車駐車場を設置し,管理する。		
合併に向けた課題	現在,有料の自転車駐車場を設置しているのが宇都宮市だけであるこ		
一口肝に凹けた味趣	とから,合併に伴う課題は特にない。		
田敷の老さた	現在,有料の自転車駐車場を設置しているのが宇都宮市だけであるこ		
調整の考え方	とから,無料の自転車駐車場も含めて宇都宮市の管理体制に合わせる。		

中 分 類	道路維持 小 分 類 市町道維持			
事 業 名 称	放置自転車の防止対策			
	自転車の放置を防止し、都市の良好な交通環境と住民の安全な生活環			
事業目的・内容	境の確保を図るために,放置防止の指導及び放置自転車の撤去を実施す			
	3 .			
	条例をもとに放置禁止区域等を指定し,自転車放置防止を行っている			
合併に向けた課題	合併に向けた課題 のが宇都宮市だけであり,各町で放置自転車が大きな行政課題とはな			
	ていないことから,合併に伴う課題は特にない。			
	条例等の基準に基いて対策を行っているのは宇都宮市だけであるの			
調整の考え方	で、宇都宮市の制度を適用するものとし、合併後における新たな禁止区			
	域指定の必要性について検討を行う。			

中 分 類	道路維持	小分	類	市町道維持
事業名称	違法駐車防止業務			
	違法駐車を防止し,道路	らが一般	交通0)用に供することにより住民の安
	全で快適な生活環境の保持	持に資す	るため	b,違法駐車が著しく多く,住民
事業目的・内容	生活又は一般交通に支障が	が生じて	いると	:認められる地域を違法駐車防止
	重点地域に指定し,違法駅	i車をし	ようと	こする者または現に違法駐車をし
	ている者に対しての啓発活	動を実	施する	5.
	宇都宮市だけが条例に基	いて実	施して	こいる事業であり , 各町で違法駐
合併に向けた課題	車が大きな行政課題とはな	こってい	ないこ	ことから,合併に伴う課題は特に
	ない。			
	条例等の基準に基いて対	対策を行	うって	いるのは宇都宮市だけであるの
調整の考え方	で,宇都宮市の制度を適用	するも	のとし	ノ, 合併後における新たな重点地
	域指定の必要性を検討して	にいく。		

中分類	道路維持	小 分	類	市町道維持
事業名称	放置自動車対策			
	道路法第42条の規定により、「道路管理者は,道路を常時良好な			
┃ ■ 事業目的・内容	に保つように維持,修繕し,もって一般交通に支障を及ぼさないように			
事来口的"约台 	努めなければならない」と	定められ	てし	Nるため,道路上に放置された車
	両について,撤去,保管,廃棄を行う。			
	道路法の適用外への放置	車両の撤	去に	こついての規定がないため,条例
合併に向けた課題	等の整備が必要である。(廃	棄物の認	定	方法・撤去車両の保管維持方法・
	罰則規定等)			
	宇都宮市以外の各町では	撤去実績	責が:	少なく,撤去についての実施要
調整の考え方	領・要綱等が不備であることや,放置自動車の撤去台数も宇都宮市が多			
両定の与ん力	いことから,宇都宮市の制	度に統一	する	。また,自動車リサイクル法の
	施行も予想されるため、それ	1らにも	対応	できる体制作りが必要である。

中 分 類	道路維持	小 分	類	市町道維持
事業名称	道路占用			
	道路の安全かつ円滑なる	を通の確	保を図	図るため,道路占用の許可,占用
事業目的・内容	料の徴収,道路管理者以外	の者の行	テうエ	事の承認や開発行為(道路幅員,
	構造等)に対する指導事務	8等を行	う。	
	占用・施行承認工事等の	D許認可	基準に	こついて統一する必要がある。
┃ ┃ 合併に向けた課題	道路法第39条で占用	料を徴収	又する	ことができることになっている
一分に凹りた味趣	が,現在,占用料を徴収し	している	のは写	『都宮市だけであり,各町との整
	合を図る必要がある。			
	合併後の市全域において	て統一的	な取扱	ひいを行う必要があることから ,
卸数のおうた	占用料を徴収する方向で協	協議・調	整が必	必要である。なお,占用料の額に
調整の考え方 	ついては,固定資産税評値	面額を算	定基礎	逆としていることから見直しを行
	う。			

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持	
事業名称	法定外公共物			
	各市町所有の法定外公共	共物(赤道)(の適正な管理を行うため,禁止行	
事業目的・内容	為の指導,占用・行為施行	テ等の許認可1	こ関する事務 , 占用料の徴収に関	
	する事務や用途廃止に関す	する事務を行う	Ď.	
	占用・施行承認の工事等	等の許認可基準	まについて統一する必要がある。	
合併に向けた課題	条例に基づき占用料を復	敗収しているの	Dは ,宇都宮市と上三川町であり ,	
	残る2町との整合を図る必要がある。			
	合併後の市全域において統一的な取扱いを行う必要があることから,			
調整の考え方	占用料を徴収する方向で協	協議・調整が処	必要である。なお,占用料の額に	
内定の与えり	ついては,固定資産税評値	西額を算定基礎	楚としていることから見直しを行	
	う。			

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持	
事業名称	市町道認定・廃止・変更			
	市町道の認定は,道路と	こいう重要など	公共施設の管理者を市町長に決め	
	るもので,これにより道路	格管理者は道路	8を建設 , 管理する義務を負うこ	
事業目的・内容	とになる。また,市町道か	が道路として構	機能がなくなった場合は廃止の手	
	続きを行う。			
	なお,市町道の認定及び	が廃止は議会の)議決を経て行うことになる。	
	認定基準については,要	更綱・要領等 <i>0</i>)見直しが必要である。	
合併に向けた課題	既存認定道の取扱いにつ	ついては,市町	T間で重複する認定番号の整理 ,	
	行政界で連続する路線の整	隆理 ,地名変更	に伴う地番の訂正が必要である。	
	認定・廃止に関しては,	, 道路法に基っ	づき各市町で行っているので問題	
	ないが,認定基準について	ては,路線数な	が多い宇都宮市の制度に統一する	
調整の考え方	ことを基本に同基準等の整合を図る。			
	また,認定・廃止事務に	こついては , ヨ	見地調査及び議会資料作成等があ	
	り , 地域の広域化に伴い事	務量の増大に	こ対応した執行体制を整備する。	

中 分 類	道路維持	小 分	類	市町道維持
事業名称	道路台帳の調製			
	認定道路を管理するにあ	たってi	道路 管	管理者は,道路法に基づき道路台
	帳の調製、保管及び閲覧の	養務がる	あり道	道路台帳の整備が必要となる。ま
事業目的・内容	事業目的・内容 た,道路の拡幅等に伴い道路台帳の記載事項に変更があった場合に,			
	やかに訂正しなければならない。			
	道路台帳の調製等は,毎	∓1回行	う。	
合併に向けた課題	道路台帳の様式の統一(台帳や立	平面区	図,認定番号等の整理)や業務委
日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	託の方法の調整が必要であ	3 。		
調整の考え方	認定道路数は宇都宮市が	最も多り	ات ک	こから,道路台帳の様式は宇都宮
神罡のちん刀	市の様式に統一する。			

中 分 類	道路維持	小 分	類	市町道維持
事 業 名 称	道路情報管理システム			
	道路台帳等の電子化によ	にり , 道路	関係	の各業務の高度化・効率化を目
┃ ■業目的・内容	指し、さらに住民サービス	スの向上を	図る	もの。具体には,地理情報シス
■ 尹耒日別・内台 ■	テム(GIS)を活用し,	道路台帳	管理	ピシステム及び境界確認管理シス
	テムを構築する。			
	道路台帳管理システムに	こついては	: , 宇	学都宮市が整備済み,上三川町が
	整備を進めていることから	5,今後,	デー	- 夕等の互換性を図ることや運用
合併に向けた課題	体制のあり方など調整を図	図る必要が	ある	00
	上河内町・河内町につい	1ては,整	備を	行うべきシステムやその時期等
	について協議が必要となる	5.		
	道路台帳管理システムに	こついては	: , 宇	学都宮市が整備済みであり,上三
調整の考え方	川町は整備中,上河内町と	≤河内町は	未整	発備である。境界確認管理システ
過差の与ん力	ムは,宇都宮市において塾	整備中 , 各	町に	は未整備であるので , 宇都宮市の
	制度に統一する。			

中 分 類	道路維持 小 分 類 市町道維持				
事 業 名 称	道路施設管理業務				
	道路の安全かつ円滑な交通の確保を図るため,道路施設の適正な管理				
	を目指す。				
┃ ■業目的・内容	道路施設清掃業務(JR宇都宮駅西口ペデストリアンデッキ,東西自				
事業日的・19分 	由通路等),施設保守点検作業(簗瀬地下道電気工作物等,地下道排水ポ				
	ンプ 6 箇所,JR宇都宮駅東西口エレバーター2 箇所,スカイブリッジ				
	電気工作物ほか), 街路灯点灯調査を行う。				
会供に向けた調照 各市町において、それぞれの施設に応じた管理を行っているこ					
│ 合併に向けた課題 │	合併に伴う課題は特にない。				
	各市町によって,道路施設の種類や数が違うため,各施設に最適な維				
調整の考え方	持管理を行うことが基本であるが,各市町において現在実施している管				
	理手法に大きな差異がないため宇都宮市の制度に統一する。				

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持	
事 業 名 称	道路のバリアフリー事業			
	障害者や高齢者を含めた	:すべての人に	対し,安全・安心な歩行空間を	
事業目的・内容	確保するため,市町道のバ	、 リアフリー (歩道等の段差解消や点字ブロッ	
	クの設置)を推進する。			
合併に向けた課題	現在,既存の道路バリア	'フリーを特別	に事業として推進しているのが	
一口肝に凹けた味趣	宇都宮市だけであり、合併	に伴う課題は	は特にない。	
	事業として推進している	のは宇都宮市	だけであることから,宇都宮市	
調整の考え方	の制度に統一し,新市移行	後速やかに新	f市域全体を対象とする計画の見	
	直し・検討を行い,効率的	・効果的な事	掌となるよう統一した整備方針	
	や優先順位を確立していく	0		

中分類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事業名称	登記未済道路整理		
	道路改良された経緯のあ	5る認定市町道	ぎで,登記が未済となっている道
事業目的・内容	路について,測量・分筆・登記を行い,所有権を市町に移転することに		
	より、適切な道路の管理を	目指す。	
┃ ┃ 合併に向けた課題	処理方策や処理の優先順	質位に基準がな	いので、各市町の裁量で行われ
口併に凹げた味趣	ており,これらの統一が必	夢である。	
知数のおうた	処理件数の実績は宇都宮	市が多いこと	から ,宇都宮市の制度に統一し ,
調整の考え方	処理方策の統一や優先順位	エを確立する。	

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事業名称	道路の境界確認事務		
事業目的・内容	市町道敷地・法定外公共	共物と民有地と	この土地の境界確認を行い,市町
■ 事業日別・内台 ■	所管公共用財産の適正な管	言理を目指す。	
合併に向けた課題	境界確認手法,事務処理要領の統一が必要である。		
調整の考え方	確認件数の実績は宇都宮	官市が多いこと	こから,境界確認手法や事務処理
調整の考え力	要領などについては,宇都	『宮市の制度は	こ統一する。

中分類	道路維持	小	分	類	市町道維持
事業名称	狭あい道路整備				
事業目的・内容	項道路又はみなし道路とい中心線より2m後退する義などにより整備を行い,道で快適な災害に強いまちづ事業を推進するために,建築主などに理解協力を得後退用地が認定市町道や市入を積極的に誘導しており	う務路く建る町,す)がとり築と有寄る	にあし」確と道付。接りてを認もにのま	し,の推申に接たたて後機進詣,しめ,	時に事前協議書制度を導入し、建築行為に伴い新たに発生するいている場合に後退用地の寄付受の別量や分筆登記に直接要した2項道路に接したすみ切り用地
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施して 特にない。	いる	事業	であ	ることから,合併に伴う課題は
調整の考え方	事業として実施している の制度に統一する。	のは	宇都	宮市	oだけであることから,宇都宮市

中 分 類	住宅	小 分	類	住宅取得
事 業 名 称	住宅資金貸付事業(勤労者	住宅資金	融資	事業)
	持家住宅の取得や改良を	促進し	住目	民生活の安定に寄与するため,住
事業目的・内容	宅の新築,改善等を行う者	に対して	金融	虫機関と協力し,低利で必要な資
	金の融資を行う。			
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町における類似した融資制度の一元化が必要である。			
	宇都宮市と河内町におい	て類似す	トる事	事業が存在することから,宇都宮
調整の考え方	市の制度を基準に調整する	ものとし	, , ,	れにより,河内町において実施
	している事業を廃止する。			

中 分 類	住宅	小 分 類	特定優良賃貸住宅	
事業名称	特定優良賃貸住宅(高齢者	首向け優良賃貸	曾住宅)供給促進事業	
	中堅所得ファミリー層	及び高齢者世	帯層のための賃貸住宅の居住水	
事業目的・内容	準,住環境の向上・改善を	を図るために,	市内の土地所有者に対して,建	
	設補助と家賃減額の補助を	を行い,優良な	は賃貸住宅を供給する。	
	認定基準のうち,建設場所たる認定地域は「外環状線」内の地域			
	定しているとともに , 宇都	『宮市において	ては中心市街地の居住促進を図る	
合併に向けた課題	べく当該地域を特化し,説	忍定基準の緩和	口や建設費に係る割増補助を設け	
	ていることから , それの均	地域を各町にも	5拡大するか否かの整理が必要で	
	ある。			
調整の考え方	認定条件のうち,特に中	中心市街地の特	特例や認定地域の範囲など運用面	
神霊のちん力	について調整・整理を図る	5.		

中 分 類	住宅	小 分 類	市営住宅
事業名称	市営住宅の建設事業		
事業目的・内容	昭和30~40年代に建設された住宅が老朽化していることから,		
新来日の・10分 	住水準の向上を図るため、	計画的な建権	替を行う。
	建替計画の基本となる公	常住宅ストッ	ック総合活用計画について , 未策
合併に向けた課題	定の町があることから,こ	れらの町を含	含めて当該計画を改定し,計画的
	な建替を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と上三川町に同	種の事業が存	存在することから,宇都宮市の制
神霊のちん力	度を基準に調整を図る。		

中 分 類	住宅 小 分 類 市営住宅
事 業 名 称	市営住宅の維持修繕事業
事業目的・内容	市営住宅の長寿命化に向け,計画的な維持管理を図る。
合併に向けた課題	計画修繕の修繕内容・修繕周期の確立や緊急修繕時の業者選定,退去
一口竹に凹けた味趣	後の修繕内容・修繕方法の確立を図る必要がある。
宇都宮市と上三川町に類似する事業が存在することから、宇調整の考え方	
調整の考え力	制度を基準に調整する。

中 分 類	住宅	小 分	類	市営住宅
事業名称	市営住宅の管理事業			
	住民生活の安定と社会補	晶祉の増進	に寄	引与するため,良質な住宅の供給
事業目的・内容	と,入居者の居住環境の良	良好な状態	を維	持管理することを目指す。
	入居者の募集 , 住環境の)維持管理	,使	用料の収納等の業務を実施する。
	公営住宅法に規定された事業であるが,各市町で独自に運用している 項目があり,内容のすりあわせを行い,入居希望者及び入居者への統一			
合併に向けた課題				
	的な対応ができるよう調整する必要がある。			
	公営住宅法がベースにな	よるが,運	用面	における取扱いが異なる事項に
調整の考え方	ついては , 原則として宇都	都宮市の制	度を	基準に調整する。なお,住宅使
	用料については,激変緩和	口する方向	で調	整を図る。

中 分 類	都市計画	小约	分 类	領	都市計画の決定・変更
事 業 名 称	都市計画審議会の運営				
市町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するため				事項を調査審議するため,都市	
事業目的・内容	計画審議会を設置し、その	運営を	を図る	3.	
合併に向けた課題	都市計画審議会の委員数や組織等について検討が必要である。				
調整の考え方	法令等に基づき,各市町	で組約	哉を記	2置	むし運営しており , 新市において
神笠のちん刀	は宇都宮市の基準に調整す	る。			

中 分 類	都市計画	小 分 類	計画策定
事業名称	都市交通計画の策定(道路	, 駐車場等を	を含む)
事業目的・内容	都市計画道路や幹線市道など本市の骨格を形成する道路について,効率的・効果的な道路整備を推進するため,幹線道路整備についての指針を策定中である。本計画の策定・公表に合わせ長期未着手の都市計画道路のあり方についても検討する。		
合併に向けた課題	合併後の都市全体であらた	たな道路整備	情指針の作成が必要である。
調整の考え方	新市に移行後,速やかに新 直しを行う。	折市全体を対	対象として調整を図り,計画の見

中 分 類	都市計画	小 分 舞	建築制限	
事業名称	建築指導図の作成			
	建築指導図は,都市計画決定後,事業が実施されるまでの間,			
	限のかかる区域を明確にし	, その区均	城内(道路の拡	幅区域内)における
┃ ■業目的・内容	建築行為に対し適正な建築	指導を行う	ため作成する	0
尹未口以"以谷 	都市計画決定後,事業化	までに時間	間を必要とする	道路やすでに作成さ
	れているが,土地利用が大	きく変化し	,,建築指導に	支障をきたす道路に
	ついては,建築指導図の作	成・更新を	行う。	
	合併後,各窓口において	同様のサ-	- ビスができる	ように建築指導図を
	備える必要がある。			
│ 合併に向けた課題 │	また,路線によって指導	に差が生し	びないよう一定	の基準を設けて基準
	未満の都市計画道路以外は	,一律に強	建築指導図を作	成する必要がある。
細数のおう亡	住民サービスを維持する	ため,宇都	『宮市の取組を	基本とし,現在,建
調整の考え方 	築指導図のない道路につい	ては合併後	とに作成する。	

中 分 類	都市計画 小 分 類 諸証明書の交付
事業名称	用途地域,区域区分の証明
事業目的・内容	区域における最新の都市計画決定に関する情報のうち,区域区分や用
新来日の・10分 	途地域の決定状況を証明する。
合併に向けた課題	証明書の用途が限定されることや年間の証明件数が少ないが,各窓口
日かに凹げた味趣	において対応できるようにしておくことは必要である。
調整の考え方	住民サービスを維持するため,原則として宇都宮市の制度を基準に合
神罡のちん刀	併時において一元化する。

中 分 類	都市計画	小 分 類 都市計画基本図等		
事業名称	都市計画決定情報(GIS	5)の管理		
事業目的・内容	都市計画GIS標準化力	ガイドラインに準拠して,都市計画情報のデー		
新来日的・内台 	夕整備を行う。			
合併に向けた課題	合併後には,新たな行政区域全域の都市計画情報を一括管理できる			
日併に円げた味趣	うにする必要がある。			
調整の考え方	新市全体の都市計画情報	服を一括管理するため,宇都宮市の仕様を基本		
神霊のちん力	に調整する。			

中 分 類	都市計画 小 分 類 都市景観	
事業名称	大規模建築物等景観形成届出事務	
	優れた都市景観の形成を図るため,大型店舗やマンションなどの大規	
	模建築物を建てるにあたり,建築確認申請等の手続きの前に植栽や建物	
事業目的・内容	の色彩などの建築計画を記載した届出をさせることにより,建設される	
	建築物等が景観上いかにあるべきかを行政と建築主等が協議し,より良	
	い景観づくりを誘導する。	
合併に向けた課題	宇都宮市独自の要綱で実施している制度であり,各市町での大規模建	
一口肝に凹げた味起	築物の件数及びその扱い方に差異があるため,調整を行う必要がある。	
宇都宮市独自の要綱で実施している制度であり,現行の宇都宮		
調整の考え方	度を新市全域に適用する。	

中 分 類	都市計画	小乡	分 類	都市景観
事 業 名 称	公共建築物における景観連	絡会譲	美	
	公共建築物における景観	連絡会	:議設置	置要領に基づき,大規模建築物に
事業目的・内容	おいても,周辺景観に配慮	ほした旅	施設整備	iを進めるために,総合的に調整
	を図る。			
宇都宮市独自のものであり,各市町での公共建築物等施設整備			の公共建築物等施設整備の扱い	
合併に向けた課題	に差異があるため , 共通の	マニュ	ェアル等	Fの作成を行い , 統一性を図る必
	要がある。			
調整の考え方	宇都宮市独自のものであ	5り, 内	容にこ	いて地域の特性を活かす調整は
神霊の与え力	必要であるが ,基本的には	現行の	宇都宮	市の制度を新市全域に適用する。

中 分 類	都市計画	小 分	類	都市景観
事 業 名 称	景観に関する表彰事業			
事業目的・内容	きない。そのためには住民 う意識を持つことや「景観となのか」を考えるように る景観の創出に貢献した選	民や事業 関に配慮 こなるこ 建築物等	者が すると とが第 の所有	るの理解と協力がなければ実現で「やれるところからやろう」といいうのは具体的にはどういうこに1 歩である。そのため,魅力ある者等や当該建築物を顕彰・PR見づくりを考える材料にしていく
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施要組 は必要ないと思われる。	岡に基づ [.]	き行:	っているが,事業の性質上,調整
調整の考え方	宇都宮市独自のものであ する。	あり,現 [:]	行の写	『都宮市の制度を新市全域に適用

中 分 類	都市計画 小	分 類	都市景観
事業名称	屋外広告物許可事務		
事業目的・内容	する者に対し屋外広告物条例に	基づき通	近止するため,屋外広告物を掲出 延にな指導を行う。また,無差別 はり札等について,随時撤去す

	る 。
	宇都宮市独自の条例に基づき実施しているため,各町との調整が必要
┃ ┃ 合併に向けた課題	になる。また,住民の景観意識が向上する中で,屋外広告物に対する意
一口肝に凹げた味趣	識も高くなってきており,住民のニーズに応えると同時に,屋外広告物
	を設置する者の不利益が生じない法規制の充実が必要である。
調整の考え方	地域の実情を反映した宇都宮市の制度を全市に適用し,きめ細かな対
調整の考え力	応を図る。

中 分 類	都市計画	小 分 類	都市景観
事業名称	屋外広告物審議会		
事業目的・内容	宇都宮市屋外広告物条例	列第24条に	基づき ,広告物に関する重要事
事業日別・19分 	項を調査審議するため設置	置する。	
宇都宮市条例に基づき,屋外広告物に関する重要事項を調査			関する重要事項を調査・審議す
合併に向けた課題	るために設置されているが	,委員や構成	ばについて,各町と調整を図る必
	要がある。		
調整の考え方	現在,宇都宮市において	設置されてい	Nる審議会を引き継ぎ,各町の実
調整の考え力	情に対応した委員・構成の	調整を行う。	

中 分 類	都市計画	小 分 類	都市景観
事業名称	景観ガイドラインの活用		
	住民等がわがまちとして	て親しみ , 誇り)に思える美しい都市景観をつく
┃ ■ 事業目的・内容	るためには , 現在残されて	こいる自然・歴	を史・伝統など地域らしさを生か
学来口的*/2010 	した景観づくりが,大きた	\$手がかりとな	こる。そのため , 地域毎の特性を
	生かした景観づくりを誘導	拿していくため) ,景観ガイドラインを活用する。
	地域ごとの特性を生かし	た景観づくり)を誘導するため , 宇都宮市が独
合併に向けた課題	自に策定したものであり,	各町の景観賞	賢源など内容の見直しも含め,調
	整を図る必要がある。		
細数のおうさ	宇都宮市が独自に策定し	したものであり たものであり),現行の宇都宮市の制度を新市
調整の考え方	全域に適用し,景観資源な	よど地域の特性	を生かすよう調整する。

中 分 類	都市計画	小 分	類	開発許可
事業名称	開発行為の許可			
	無秩序な市街化防止と同	良好な宅均	也水準	≝の確保を目的としたいわゆる線
	引きを担保するものとして	て設けられ	れた関	開発許可制度に基づき , 建築物等
┃ ■業目的・内容	の建築を目的とした土地の	の造成等の	の開発	6行為について許可を行う。
尹未口以"以谷 	開発行為を行おうとする	る規模が下	节街化	と区域では 1,000 ㎡以上 , 市街化
	調整区域では規模にかかれ	つらず全つ	てが厚	開発行為の規制を受け,事前相談
	や許可申請を受け付け ,許	可要件に	該当	するものについて許可等を行う。
	宇都宮市は独自で開発語	午可制度を	を運用	目し,国の法令の範囲内で必要な
┃ ┃ 合併に向けた課題	例規等も整備しているが、	, 各町は	厉木県	県の例規等で運用しており , 若干
日所に内げた味趣	だが市独自の許可基準との	の差異がる	あるた	こめ,その統一を図る必要がある
	とともに,申請者や相談者	当への周9	印が必	必要である。また,都市計画法第

	34条第8号の3の規定に基づく条例を施行している場合には,基準や
	運用について統一・経過措置等の検討が必要である。
	なお,上河内町は未線引き都市計画区域のため,合併時期を目途とし
	た線引きの検討等が必要で ,線引きした場合でも ,許可不要だった 3,000
	㎡未満の建築物の取扱い(経過措置等)を検討する必要がある。
	合併により,県基準の適用対象の各町も市の運用の対象となるが,関
囲数の老さた	係市町で許可基準等を有するのは宇都宮市のみで,面積・申請件数等も
調整の考え方	格段に大きい・多いことから,宇都宮市の制度に統一する。
	なお,合併後は宇都宮市の許可基準の運用等についても検証する。

中 分 類	都市計画	小 分 紫	類 開発許可
事業名称	市街化調整区域における建	築行為の許	午可
	市街化調整区域における	開発行為を	を規制しているが,線引き前に既に
	土地の区画形質の変更が完	成し ,宅地	になっている状態の土地において,
┃ ■業目的・内容	建築物を建築する場合には	t , 開発行為	為に該当しない。しかし,スプロー
尹未口以"以谷 	ルの弊害を除去し,良好な	:街づくりを	を達成するためには,この建築行為
	も規制しなければ線引きを	十分担保す	することができないため,要件を満
	たすもののみ許可する。		
	宇都宮市は独自で開発許	可制度を運	重用し,国の法令の範囲内で必要な
	例規等も整備しているが ,	各町は栃木	木県の例規等で運用しており , 若干
	だが市独自の許可基準があ	る等の差異	星があるため , 申請者や相談者への
┃ ┃ 合併に向けた課題	周知が必要である。また,	既存の宅地	也性の判断等にも差異があるため,
日川に円けた味趣	県の判断基準等を確認し市	でものと整	隆合を図る必要がある。
	なお,上河内町は未線引	き都市計画	画区域のため,合併時期を目途とし
	た線引きの検討等が必要で	゙,線引きし	た場合でも ,許可不要だった 3,000
	m ³ 未満の建築物の取扱い(経過措置等	りを検討する必要がある。
	合併により , 県基準の適	頭用対象の各	各町も市の運用の対象となるが,関
┃ 調整の考え方	係市町で許可基準等を有す	るのは宇都	郡宮市のみで,面積・申請件数等も
	格段に大きい・多いことか	ら,宇都宮	官市の制度に統一する。
	なお,合併後は宇都宮市	の許可基準	‡の運用等についても検証する。

中 分 類	建築指導	小 分 類	建築行政
事業名称	駐車場法に関する事務		
事業目的・内容	都市における自動車の駐	車のための	施設を整備し,道路交通を円滑に
・ 要素日の・1月台 	し都市の機能の維持・増進	を図り,住	民の利便性を高める。
	駐車場の附置については	は,条例で基	準を定めることが出来ることにな
合併に向けた課題	っているのが,条例を定め	ているのは	宇都宮市だけであり,調整の必要
	がある。		
	路外駐車場の届出につい	ハては,法に	基づくものであり,各市町とも同
 調整の考え方	じ取扱がなされている。		
神霊の与え力	附置義務条例については	t,宇都宮市	のみであるが,市街地の駐車場の
	確保に必要であるので適用	していく。	

中分類	建築指導	小 分 類	建築行政
事業名称	福祉のまちづくりに係る審	査及び検査	
事業目的・内容			D人が利用する建物,公園,道路 刊用できるよう整備を進める。
合併に向けた課題	宇都宮市独自の制度であ	り,各町との	D調整を図る必要がある。
調整の考え方			うのみであるが ,各町については , いるので , 宇都宮市の制度を適用

中 分 類	建築指導 小 分 類 建築行政				
事 業 名 称	狭あい道路に関する事前協議				
事業目的・内容	建築基準法第42条第2項の道路について,建築確認の申請を行う前				
■ 尹耒日別・内台 ■ ■	に後退用地の管理,帰属について協議を行う。				
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町が要綱等により実施しているが,その他の町は実施				
一分に凹りた味趣	していないので調整の必要がある。				
調整の考え方	後退用地の管理方法が確定し,道路としての機能を維持することが容				
神壁のちん 力	易となるので,宇都宮市の制度を基準に調整する。				

中分類	建築指導 小 分 類 建築行政			
事 業 名 称	中高層建築物の建築に関する届出			
	中高層建築物の建築について,建築計画の事前公開,説明などの手続			
事業目的・内容	きを定めることにより,近隣住民との紛争の予防を図り,良好な住環境			
	を確保する。			
合併に向けた課題	宇都宮市独自の制度であり,各町との調整を図る必要がある。			
	中高層建築物の建築について,事前に公開し説明会を行うことで,建			
知敬のおうさ	築計画の概要が近隣住民に周知され,住民が要望等を行う機会が確保さ			
調整の考え方	れ,紛争予防の役割を果たしているので,宇都宮市の制度を新市におい			
	ても適用する。			

中 分 類	建築指導	小 分	類	建築行政		
事 業 名 称	ホテル等の設置に関する届出					
事業目的・内容	住宅地においてホテル等	の設置に	こつし	Nて規制し,良好な生活環境を守		
事来口的"约台 	り,青少年の健全な育成を	図る。				
合併に向けた課題	宇都宮市独自の制度であり,各町との調整を図る必要がある。					
調整の考え方	現在まで適用例はないが,今後各町の範囲においても建築される場合					
神霊のちん力	もあるので,宇都宮市の制度を新市においても適用する。					

中分類	公園	小	分	類	都市公園の調査
事 業 名 称	都市公園の事前調査(自然環境調査等)				
東 翌 日 的 . 由 宓	都市における公園緑地は	は, 信	È民0	D憩し	1の場所としてのほか,生物多様
■ 事業目的・内容 ■	な緑空間としての機能を有	して	こいる	る。ま	た一方で,住民のニーズや市街

	地ではまとまった面積の確保は難しいなどの理由から,自然環境の恵ま
	れた郊外に公園用地を求める傾向にある。このため,生物多様な公園を
	コンセプトとする公園計画や郊外にまとまった面積の公園整備を計画す
	る際のプロセスとして,一定期間(通常,1 年間)を要した自然環境調
	査及び調査から得られたデータに基づく環境保全のための検討を実施す
	ప 。
	すでに供用開始している多自然型公園の再整備等については,宇都宮
	市環境管理計画(うつのみや環境プラン)」及び「宇都宮市環境配慮指針」
へ従に立はも 細胞	に基づく ,「自然環境保全対策に関するアドバイザー会議」(環境保全課
│ 合併に向けた課題 ┃	所管)に付議している。このため,各市町についても「環境管理計画」,
	「環境配慮指針」における考え方や「アドバイザー会議」制度の運用等
	について調整を図る必要がある。
細数のおうさ	当該事務事業を実施しているのは,宇都宮市のみであるので,宇都宮
│ 調整の考え方 │	市の制度を基準に調整する。

中 分 類	公園 小 分 類 都市公園の計画					
事業名称	都市公園の整備計画(ワークショップ等)					
	市街化区域内の住区基幹公園の適正配置は,良好な都市環境の形成に					
	おいて有益となっている。また災害時においては,火災の延焼防止や住					
	民の安全を確保するための避難地としても貴重な公共オープンスペース					
┃ ■業目的・内容	である。このため,公園の配置状況について分析,評価を行い,市街地					
学来口的 的	における適正配置を計画的に行う。					
	なお,将来の整備や管理を見据えて,公園が地域コミュニティ推進の					
	場となる機能にも鑑み,ワークショップやグランドワークなどの実施に					
	より,利用者である住民を交えた公園づくりが求められている。					
	住区基幹公園整備については公園配置の状況を把握するとともに,計					
合併に向けた課題	画づくりについては住民参加を含め,行政と住民との役割,分担につい					
	て各市町の手法等の調整を行う必要がある。					
調整の考え方	公園整備の指針を策定しているのは,宇都宮市のみであるので,宇都					
過選の与ん刀	宮市の制度を基準に調整する。					

中 分 類	公園	小分	類 都市公園の整備		
事 業 名 称	都市公園の新設整備				
	都市公園には人と自然が共生する都市環境を確保する役割,地域				
	ミュニティの場,災害防」	上や避難地な	など都市の安全性を向上する役割な		
	ど多様な効果が求められて	ている。身流	近な公園を整備することで地域住民		
	に快適で良質な居住環境を	を創出し,作	住民の多様なニーズに応えることで		
事業目的・内容	公園の利用促進にもつなが	がるようなイ	住民参加(ワークショップ等)手法		
	などを導入し,より親しぬ	かる魅力ある	る公園づくりに努める。		
	また,区画整理地など新	新たな基盤	整備により設けられる公園などにつ		
	いては,将来の都市景観の	の形成や都で	市環境の向上など特色あるまちづく		
	りを担う公共施設としてな	公園整備をi	進める必要がある。		

合併に向けた課題	公園の新設整備においては住民と協働による公園づくりを進める必要
	があり,整備の進め方について各市町との調整を図るとともに,整備レ
	ベルなどについての考え方についても検討が必要である。
	街区公園整備指針が策定されているのは,宇都宮市のみであるので,
調整の考え方 	宇都宮市の制度を基準に調整するものとする。

中分類	公園 小 分 類 都市公園の整備
事 業 名 称	都市公園の再整備(バリアフリー他)
	急激な都市開発に伴い市街地には多くの都市公園が点在している。ま
	た,都市構造にはやすらぎやうるおいが求められており,緑とオープン
	スペースは都市再生に重要な役割を果たす都市の環境インフラであると
	の認識に立ち,都市に残された貴重な財産であると考える。これらのオ
┃ ┃ 事業目的・内容	ープンスペースは市街地の防災性の確保や福祉のまちづくりなどによる
尹未口以"2016 	住居環境の向上を図ることが必要な公共施設である。
	高齢者,障害者や児童をはじめとするすべての住民が利用しやすい公
	園の整備を目指し ,幅広い利用者へ配慮した公園整備(バリアフリー等)
	を進めていくとともに,老朽化の著しい公園の整備を優先的に行う再整
	備事業とあわせた公園のリフレッシュを進めていく。
	各市町の都市公園における住民サービスの平等化を考えると,バリア
┃ ┃ 合併に向けた課題	フリーやリフレッシュなど公園再整備の優先度や判断基準などの考え方
日所に凹げた味趣	を調整するとともに,新市全域の総合的な整備計画の検討を行う必要が
	ある。
	公園整備の順位や内容に基準を持ち一定の実績がある宇都宮市に準拠
調整の考え方	することが最も現実的,効果的であるため,宇都宮市の制度を基準に調
	整する。

中分類	公園	小 分	類	都市公園の整備
事 業 名 称	都市公園の維持修繕			
	都市公園に求められる住	民ニーズ	は多様	後化しており ,子供の健全育成 ,
	健康運動 , 余暇活動や地域	コミュニ	ティの)場として活用されている。こ
	のためには,社会情勢や周	辺住民の	変化に	こともない、時代時代の住民ニ
事業目的・内容	ーズを捉えた維持修繕を進	める必要	がある	る。危険防止をはじめ緊急的に
	発生した修繕にも迅速に対	応するこ	とや、	安全で利用しやすい公園とし
	て住民に提供することをは	じめ , 老	朽化旅	起設の交換や既存施設の延命化
	を図るための計画的な維持	修繕を進	めてし	I <.
	各市町の住民ニーズを捉	えるとと	もに,	現在の公園施設の老朽化をは
┃ ┃ 合併に向けた課題	じめ,維持修繕を行うため	の現状調	査をす	^す る必要がある。あわせて公園
日所に内げた味趣	施設の交換時期や塗装時期	など維持	修繕さ	ナイクルや修繕レベルの考え方
	などの調整を図り,新市全	体の修繕	計画を	E検討する必要がある。
調整の考え方	修繕計画においては,実	績があり	,一5	2の基準により行っているのは
响走のちん 力	宇都宮市のみであるため、	宇都宮市の	の制度	愛を基準に調整する。

中 分 類	公園 小 分 類 都市公園の管理				
事業名称	利用管理(占用・使用許可)				
	都市公園の占用及び行為の禁止については,都市公園法,都市公園施				
┃ ■ 事業目的・内容	行令により,許可条件等が規定されているが,公園の適正かつ公平な利				
■ 尹耒日別・内台 ■ ■	用を図り、施設の適正な管理を行うため、関連法令及び宇都宮市公園条				
	例等に基づき,公正な許可事務を行う。				
今世に向けた 無時	会供に向はも 調照 各市町により,許可に係る基準に差異があるため,事務の取扱いを				
│ 合併に向けた課題 │	めた調整を図る必要がある。				
細数のおう亡	占用・使用許可の実績は宇都宮市が多いことから , 宇都宮市の制度を				
調整の考え方	基準に調整する。				

中分類	公園	小 分	類	都市公園の管理	
事業名称	財産管理(管理台帳)				
	公共財産の適正な管理を	行うた	め,管	理用の台帳(都市公園台帳)を	
	作成し,土地境界の明確化	どや恒久	的な旅	設の保持を行う。	
事業目的・内容	都市公園の管理に係る都	『市公園	台帳の)作成については,都市公園法第	
	17条により公園管理者の義務として位置付けられており,記載する項				
	目も詳細に定められている。				
合併に向けた課題	都市公園台帳の様式やき	計町に	おける	公有財産の管理制度の相違につ	
一分に凹げた味趣	^{可けた課題} ┃ いて,調整を図る必要がある。				
	都市公園数は宇都宮市な	多いの	で, 宇	都宮市の制度を基準に調整をす	
調整の考え方	るものとするが,管理台帳については,統一が図れるまで現在の管理台				
	帳を活用する。				

中分類	公園 小 分 類 都市公園の管理
事業名称	施設運営管理(有料施設など)
	行財政の適正運営及び住民サービスの公平化を図るため,公園内の特
	定施設については利用者からの使用料を徴収する。
事業目的・内容	なお,供用開始している都市公園内には,都市公園法第5条(公園管
	理者以外の者の施設の設置等)に基づく施設もあり,これらの施設につ
	いては,他の部局での運営管理を行うものがある。
	公園施設の管理運営においては、利用上の制約や運営内容に関する規
	定を条例で定めていることから,これらの差異について市町間で調整を
合併に向けた課題	図る必要がある。また,設置している施設については,公園緑地の所管
	部局以外で管理しているものもあることから , 管理運営のあり方につい
	て検討する必要がある。
	有料施設については,宇都宮市,上三川町,河内町ともに利用実績が
調整の考え方	あるが,体育館や野球場,プールなどの運動施設や教養施設,広告施設
	など多様な施設に対する基準を持つ,宇都宮市の制度を基に調整する。

中 分 類	公園	小	分	類	都市公園の管理
事業名称	公園緑地の管理運営				
	公園を利用するすべての	り人が	、安	心L	て憩い,楽しめる施設とするた
┃ ■ 事業目的・内容	め、公園施設の適正かつの	官期的	な管	理力	「必要である。公園施設の定期的
学来口的 的	な管理ついては,公園内植	木の	除草	,剪	定,害虫駆除,遊具の安全点検,
	砂場の砂の補充などといっ	たも	のか	中心	いとなる。
	各市町により、公園施記	役の管	理道	背営	実施している事業内容・実施手
合併に向けた課題	法が異なることから,新市	りにお	ける	実施	事業の内容・手法について調整
	を図る必要がある。				
調整の考え方	最も多数の公園を管理し	ってし	る宇	都宮	『市は,内部での機能分化が明確
	で専任の組織体制も確立る	きれて	いる	ため) , 宇都宮市の制度を基準に調整
	する。				

中 分 類	公園	小 分 類	都市公園の管理
事業名称	住民による管理団体(愛護	護会等)	
	公園の美化と周辺住民の	D快適な利用	を促進するため,公園周辺の地域
	住民と協力して,公園の過	箇正な維持管	理を図るとともに,併せて,公共
	施設の愛護精神の高揚に署	寄与すること	を目的に公園愛護会制度を設けて
事業目的・内容	いる。		
	住民による管理団体(公	園愛護会等) の活動については , 公園内清掃 ,
	除草,簡易な剪定,公園が	施設・遊具等	が破損した場合の連絡などを行っ
	ている。		
	公園愛護会を設置してい	1るのは宇都	宮市のみであり,各市町により実
合併に向けた課題	施している事業内容・実施	施手法が異な	ることから,新市における実施事
	業の内容・手法について訓	闘整を図る必	要がある。
調整の考え方	公共施設の愛護精神の高	高揚の観点か	ら、公園愛護会等の役割は重要で
神霊のちん力	あることから,宇都宮市の	D制度を基準	に調整する。

中 分 類	公園	小 分 類	都市公園の管理
事業名称	公園管理マニュアル(見回]リ・点検含む	3)
事業目的・内容	を図り,住民の新しいニー切で迅速な公園管理を行う や点検時の判断基準を明確 然に防ぎ,迅速な処置を施 が必要である。 広範囲で多数の公園を適	- ズに対応した か必要がある。 なにし,適切を ですなど,公園 ででででする ではよる管理体	快適に利用できる施設の維持管理 サービスの提供を行うため,適 そのためには,巡回パトロール 管理により施設の機能障害を未 園内の事故発生防止に努めること ために,公園管理者のみならず は制づくりを行い,適切な判断が いる。
合併に向けた課題	必要がある。また,パトロ	ール体制やそ	上方が異なることから調整を図る その後の対応状況など,新市にお 型マニュアルを作成するなどの対
調整の考え方	各市町とも公園管理マニ	ュアルがない	1ものの,公園数720を管理し

ていることや施設点検票等一定の基準を有することなどから,宇都宮市
の制度を基準に調整する。

中分類	公園 小 分 類 都市公園の管理
事業名称	公園管理情報システム
	公共財産の適正な管理を行うため、都市公園台帳の作成を行い、恒久
	的な施設の保持に努めているが,台帳に記載する内容に加え付随する内
┃ ■業目的・内容	容も含めた,データの電子化,共有化を図り,事務の効率化及び事務手
学来口的 196 	続きの迅速化に努める。
	なお,都市公園の管理に係る都市公園台帳の作成については,都市公
	園法第17条により公園管理者の義務として位置付けられている。
	公園管理に係るシステムの構築およびプログラミングなどについて
合併に向けた課題	は,自治体により様々であることから,関係市町間における取組方針等
	の調整が必要である。
調整の考え方	現在,上三川町で運用しているシステムを参考にしながら,住民への
	公園情報等を提供するなど,より広範なシステムを検討している宇都宮
	市のシステムを基準として調整する。

中 分 類	公園	小 分 類 緑地保全・都市緑化の調査
事業名称	緑地保全・都市緑化の状況	況調査(住民ニーズ含む)
	緑地保全や都市緑化の推	推進を実践する住民や事業者に対して提供すべ
事業目的・内容	き情報の基礎データを蓄積	積するため,地域における緑の状況と,緑に対
	する住民ニーズを定期的に	に調査・分析する。
合併に向けた課題	各市町の緑の現状と緑事	事業に関する住民ニーズの把握により、緑地保
一口肝に凹けた味起	全・都市緑化で進める事業	業内容・実施手法の調整を行う必要がある。
調整の考え方	緑地保全・都市緑化の状	状況調査を実施しているのは宇都宮市のみであ
	るので,宇都宮市の制度を	を基準に調整する。

中 分 類	公園	小 分	類	緑地保全・都市緑化の計画
事業名称	緑化マニュアル(指針)			
事業目的・内容	普及啓発,活動の指針とな を図るため緑化手法やモデ 引書)を作成し事業の拡大 デルとなる先駆的で先導的	る情報 ルプラ を図る な緑化	を提供 ンなと 。また を推進	事業者などに,日常的な緑化の はするとともに,住民意識の醸成 ごを記載した緑化マニュアル(手 に,公共施設においては地域のモ はするため,緑化マニュアルに具 適正な維持管理や日常的な緑化
合併に向けた課題	記載したマニュアル作成が	必要で	あり,	ご配慮し,適正な緑化手法などを ,住民活動への普及啓発を進める 字・手法について調整を図る必要
調整の考え方	宇都宮市が先行して策定する緑化マニュアルを当面の基準とし,新市 移行後,新市全体を対象とした緑化マニュアルを策定するように調整を 行う。			

中 分 類	公園 小 分 類 緑地保全・都市緑化の計画
事業名称	緑地保全計画(里山・樹林地の保全等)
事業目的・内容	里山樹林地は,四季折々に木々の彩りが変化し,自然景観として優れており,樹林地,水辺特有の植物,昆虫や野鳥等の採餌,休息,生息の場として自然生態系の保全に重要な役割を果たしている。さらに,都市温暖化の緩和,都市防災,自然とふれあいの場などの公益的な機能を有している。このため,里山樹林地については,緑の様々な機能を保持できるよう立地条件,自然生態系,自然景観,住民利用の可能性などを踏まえて,緑地保全に関する法令の適用や独自の緑地保全に関する制度の創設などにより,地域特性に合った保全計画を策定する。
合併に向けた課題	緑地保全計画策定の有無に係わらず、計画内容について総合的・横断的調整が必要であり、緑地保全計画を1つにまとめるためには、考え方や方針の統一を行う必要がある。また、具体的に事業を推進するためには住民やボランティアを中心とする体制づくりも必要である。
調整の考え方	緑地保全計画を策定し複数の活動エリアをもち,地域の特性に応じた 活動ノウハウをもつ,宇都宮市の基準を基に調整する。

中分類	公園 小 分 類 緑地保全・都市緑化の制度
事 業 名 称	民有地緑化の制度
	身近な緑の確保に努めるとともに,個性的で魅力的な都市景観の形成
	を目指すため,住民,事業者などによる自発的な都市緑化などへの取り
	組みが高まりつつあり,行政としてもこれらの動きを支援し拡大する制
┃ ■業目的・内容	度を整備することが必要である。
■ 事業日別・19分 ■	緑地協定や風致地区など既存法令による緑化手法の積極的なPRと活
	用を図り,緑化指導や緑化協議により都市緑化を推進する。また,住民
	の自発的な緑化活動を促進し,花と緑あふれる潤いのあるまちづくりの
	普及啓発に努める。
	各市町により、民有地の緑化に対する既存制度の活用状況をはじめ、
合併に向けた課題	事業内容・実施手法などが異なることから,新市に移行後は具体的な制
	度の実施など事業内容や手法について調整を図る必要がある。
調整の考え方	緑地協定地区など既定の制度が存在し,実績もあることから,宇都宮
	市の基準を基に調整する。

中 分 類	公園	小	分	類	緑地保全・都市緑化の制度
事業名称	公共施設緑化の制度				
事業目的・内容	等公共空間において,できの先駆的,先導的な緑化を空間を創出する。 人の集まる公共施設にあ	きるか E進め Sいて)ぎり) , 信 [は ,)体系 注民力 地域	指し,道路,公園,河川,学校 係的に緑を増やすなど,公共施設 が潤いと安らぎを感じられる緑の 成のモデルとなる緑化を推進する ニュアルなどを作成し,積極的な

今供に向けた 部時	各市町により,公共施設の緑化を進めるための事業内容・実施手法が
│ 合併に向けた課題 │	異なることから ,緑化事業の考え方や基準などの調整を図る必要がある。
調整の考え方	緑化マニュアルが策定段階にあり,既存制度の実績があることから,
神霊のちん力	宇都宮市の基準を基に調整する。

中分類	公園	小分	類 緑地保全・都市緑化の制度				
事業名称	緑地保全の制度						
事業目的・内容	面地,平地などの立地条件 景観的価値,住民利用の可 あり,住民,事業者と行政 これら様々な特性や条件 さわしい関係法令の適用や 生態系に配慮しながら,住	・規模の記 能性など との協働! を総合的! 独自制度 民が自然。	区域や市街化調整区域,丘陵地,斜大小,自然的・歴史的資源の価値,に特色があり,その殆どが民有地でによる保全を図る必要がある。 に分析評価し,個々の緑地保全にふの創設・導入を図るとともに,自然とふれあい,体験できるレクリェーるための制度づくりを進める。				
合併に向けた課題	度行い,保全区域や適用制	度などの	ることで,地域特性や分析評価を再 検討を行い,スムーズな運営と活動 再構築などの検討が必要である。				
調整の考え方	緑地保全制度など既定の 市の基準を基に調整する。	制度が存る	在し,実績があることから,宇都宮				

中 分 類	公園	小 分	類	緑地保全・都市緑化の事業			
事業名称	都市緑化事業(助成)						
事業目的・内容	緑化施策とするため,新り対応した効果的・効率的 また,緑化事業の拡充の活用,募金運動の強化,位 活用など財源の充実を図	しい緑化 な緑化を と確実な E業から る。	手法 図る 実施 の資:	ズに応えられるような実効あるの導入やその支援策等,課題に。のため,都市緑化基金の運用と金等の提供や民間助成団体等の 事業として記念樹などの配布事業			
合併に向けた課題				学・実施手法が異なることから , りいて調整を図る必要がある。			
調整の考え方	独自の制度,事業がある 準を基に調整する。	るのは宇都	官官	iのみであるため,宇都宮市の基			

中分類	公園	小	分	類	緑地保全・都市緑化の事業	
事業名称	里親・オーナー制度の実施	<u> </u>				
	住民協働で緑化推進を図	図るた	めの	施策	をして,街路樹の里親を募り,	
	簡易な管理依頼を行う制度を実施している。また公園内の植樹と組みあ					
事業目的・内容	・内容 わせた,樹木のオーナー制度も実施しており,オーナー認定者に					
	に係る費用の一部の寄附を受けている。					
	街路樹の里親については	‡ , 対	象と	なる	街路樹沿線に居住する住民や事	

	務所を構える事業者に呼びかけを行っているが,地域全体としての緑化
	活動への取組拡大には至っていない状況である。
	樹木の里親・オーナー制度による緑化推進事業は,住民との協働によ
合併に向けた課題	り取り組むものであり,住民のニーズ等を十分に把握し,関係市町間で
	の調整を図る必要がある。
調整の考え方	複数の制度を持ち実績があるのは宇都宮市のみであり,地域特性に応
神雀のちんり	じた多様性を考慮できる宇都宮市の基準を基に調整する。

中 分 類	公園	小	分	類	緑地保全・都市緑化の事業	
事業名称	都市緑化の普及啓発(PR活動)					
	緑あふれる快適な都市環境形成のため,市街地における緑化の推進					
	取り組んでいるが,緑化の	り推進	にあ	5たっ	ては,住民,事業者,行政がそ	
事業目的・内容	れぞれにおいて役割を担い	\なが	ъ,	一個	いに推し進めることが必要であ	
	る。このため住民協働での都市緑化推進にあたり,住民への普及啓発事					
	業を実施する。					
会供に向けた課題 各市町における住民協働での緑化推進への普及啓発については根						
┃ 合併に向けた課題 ┃	手法により行っているが,情報提供の一元化を図る必要がある。					
調整の考え方	独自の制度,事業がある	るのは	宇者	图字市	のみであるため , 宇都宮市の基	
神霊のちん力	準を基に調整する。					

中 分 類	公園 小 分 類 緑地保全・都市緑化の事業					
事 業 名 称	緑地保全事業(環境教育など)					
	住民協働による里山・樹林地の保全を推進するため,小中学校の「総					
┃ ■業目的・内容	合的な学習の時間」とタイアップした野外環境学習の開催や「グリーン					
■ 事業日別・19分 ■	トラストうつのみや」などといった住民団体との共催事業により,緑を					
	守り,育むための気運の醸成及び人づくりを行う。					
	まちづくりの観点においては,住民,事業者,行政との調整が図れる					
合併に向けた課題	コーディネーターの存在が求められるが,各市町において,まちづくり					
	のコーディネーター役を担える個人・団体等の育成を進める必要がある。					
知数のおうた	独自の制度,事業があるのは宇都宮市のみであるため,宇都宮市の基					
調整の考え方	準を基に調整する。					

中分類	公園	小 分	類	緑地保全・都市緑化の事業			
事業名称	緑に関する相談業務						
	住民協働による都市緑化を推進するため,緑に関する普及,啓発及び						
┃ ■業目的・内容	情報提供の拠点施設として,緑の相談所を設置している。						
■ 事業日別・内台 ■	ガーデニングなどの園芸人気もあり,相談業務や緑化講習会は需要の						
	高い業務となっている。						
合併に向けた課題	緑に関する相談業務は様	々な方法	まで行	うわれているが , 緑の相談所を活			
日かに凹げた味趣	用した事業の体制づくりを図る必要がある。						
細数のおうさ	独自の制度,事業があるのは宇都宮市のみであるため,宇都宮市の基						
調整の考え方	準を基に調整する。						

中 分 類	公園 /) 分	類	緑地保全・都市緑化の管理	
事業名称	緑の維持管理(住民・事業者	等)			
	貴重な里山樹林地の自然や	か都市の	D緑を	「守り」,「育む」ための人づく	
	りとして,緑に携わるボラン	ノティブ	₽・]体の養成や住民活動を支えるた	
	めの活動リーダーの育成を達	進めると	ととも	らに , 緑地の有効活用に取り組ん	
事業目的・内容	でいる。また公園内の住民社	范 壇設置	置なと	ご,地域住民などの住民活動エリ	
	アの開放にも取り組む。				
	まず地域における緑化活動	かのリ-	-ダ-	-育成を優先と考え,緑化ボラン	
ティアの養成講座を開催するなどし,人材育成を努める。					
合併に向けた課題	各市町により,実施してい	る事業		ア・実施手法が異なることから、	
口所に内げた味起	新市における実施事業の内容・手法について調整を図る必要がある。				
調整の考え方	独自の制度,事業があるの	りは宇都	官官	のみであるため , 宇都宮市の基	
神笠のちん刀	準を基に調整する。				

中 分 類	公園 小 分 類 緑地保全・都市緑化の管理
事業名称	住民・ボランティアによる管理(グリーントラストなど)
事業目的・内容	緑地の保全と都市緑化の推進のためには、住民の行動を支える組織が必要である。とりわけ全市的な取り組みを進めていくためには、既存組織(グリーントラストうつのみや、花と緑のまちづくり推進協議会)や活動グループとの連携を強め横断的、総合的な組織により体系的な運動を展開しなければならない。 全体の活動を統括する組織による自主的活動や運営を展開するとともに個別の管理団体(地域グループ)の育成支援を行うことで活動の拡大につなげる。
合併に向けた課題	各市町により,住民と協働による管理手法の区分けや支援策の違いなど,実施している事業内容・実施手法が異なることから,新市における実施事業の内容・手法について調整を図る必要がある。
調整の考え方	独自の制度,事業があるのは宇都宮市のみであるため,宇都宮市の基準を基に調整する。

中 分 類	公園	小 分 類	その他	
事業名称	緑のリサイクルの実施			
事業目的・内容	され,剪定枝葉等の清掃」 た資源循環推進,ごみ減量 ごみ等減量化・ごみの再資	□場持ち込み量 化推進といっ 資源化」が懸≸ ⊑した樹木の剪	中小型焼却炉での焼却が強く規制 が増加している傾向にある。また政策的な取り組みにより、「生 事項となっている。このため、 対定枝葉をチップとして公園内の 日みを進める。	
合併に向けた課題	新市における実施事業の内	容・手法につ	字・実施手法が異なることから , Oいて調整を図る必要がある。	
調整の考え方	試験的に実施しているの を基に調整する。)は宇都宮市の)みであるため,宇都宮市の取組	

中分類	公園 小分類 その他
事業名称	開発行為の事前協議
事業目的・内容	計画的で、秩序ある市街地形成を図るため、民間事業者による宅地開発事業に係る審査、協議を都市計画法に基づき行う。 都市計画法第29条関係事務として、開発許可に係る施設の一部について技術的な審査を行うとともに、法第32条関係事務として、開発行為によって設置される都市施設(公園緑地)について、開発完了後の管理者として協議を行う。
合併に向けた課題	民間事業者による宅地開発事業に係る技術的な指針として,開発指導要綱を定め遊具等の設置に係る安全基準等を策定している。 また公共施設等のバリアフリーを目的とした技術的指導も行っているため,新市に移行後,宅地開発基準,公園緑地設置に係る技術的基準等の内容について調整する必要がある。
調整の考え方	要綱に基づき協議を実施しているのは,宇都宮市のみであるので,宇 都宮市の制度を基準に調整するものとするが,合併後は各市町の地域特 性等を考慮し,適切な指導ができるよう調整する。

中分類	公園 小 分 類 その他				
事業名称	風致地区内の建築規制(許可)				
市街地における優れた自然景観の維持を図るため,風致均					
┃ ■業目的・内容	る建築物の新築などの行為や木竹の伐採,あるいは土地の形質変更等の				
■ 事業日別・19分 ■	行為について,栃木県風致地区条例,宇都宮市風致地区条例に基づき,				
	許認可を行う。				
	現在風致地区指定区域については宇都宮市のみ指定しているが,今後				
合併に向けた課題	題 は各町においても風致地区の区域指定の必要性をはじめ考え方等につい				
て,新市移行後調整する必要がある。					
調整の考え方	独自の制度,事業があるのは宇都宮市のみであるため,宇都宮市の基				
神霊のちん刀	準を基に調整する。				

中 分 類	区画整理	小:	分類	土地区画整理補助	
事 業 名 称	組合補助				
市街化区域内の土地区画整理事業を適正かつ円滑な実施を作事業目的・内容				園正かつ円滑な実施を促進するた	
争未口的的分	め,土地区画整理組合に対	けして事	事業費の)一部を補助する。	
合併に向けた課題	各市町が補助要綱を定め	っている	るため,	統一を図る必要がある。	
	宇都宮市,上三川町,河	可内町(カ1市2	2町において補助要綱が定められ	
調整の考え方	ているが,現在宇都宮市のみの実施となっていることから,宇都宮市の				
	基準に調整する。				

中 分 類	河川	小	分	類	河川整備
事 業 名 称	都市基盤河川整備				
事業目的・内容	都市化の進展に伴い溢か	くの危	険性	Eが年	マ高まっており , 治水安全度を
● 事業日別・19分 ■	高める。				

	一級河川(国土交通大臣指定河川)江川・御用川(延長 L=6,150m)
	の浸水被害を解消するため,治水・利水機能を確保するとともに,自然
	生態系に配慮した河川整備を行う。
	都市基盤河川改修事業は宇都宮市のみ実施しており,各町では実施し
合併に向けた課題	ていないため,新市において宇都宮市の制度をそのまま適用するか調整
	が必要である。
調整の考え方	宇都宮市のみで実施している都市基盤河川改修事業を新市においても
神雀のちん力	適用する。

中 分 類	河川 小 分 類 河川整備			
事業名称	準用河川整備			
	溢水被害を解消し安全な住民生活を確保するため,住民に密接な関わ			
┃ ■業目的・内容	りを持つ準用河川(市町村長指定河川)について,治水安全度の向上,			
尹未口以"以谷 	及び環境に配慮した整備を行う。			
	準用河川として整備を行っている関係市町は宇都宮市のみである。			
	現在,準用河川改修事業を実施している市町は宇都宮市のみであり,			
合併に向けた課題	各町に事業実施の計画はないが,合併後は,各市町の溢水被害状況,改			
修状況等を踏まえた河川整備を図る必要がある。				
調整の考え方	宇都宮市のみで実施している準用河川改修事業を新市においても適用			
神堂のちん力	する。			

中 分 類	河川	小 分	類	河川整備
事 業 名 称	普通河川整備			
事業目的・内容	溢水被害を解消し安全な	住民生活	を確	経保するため、住民に密接な関わり
事業日的・内谷 	りを持つ普通河川について	,治水安全	主度	の向上等に配慮した整備を行う。
	宇都宮市と上三川町に	ついては普	新通	河川改修の予算措置をしている
┃ ┃ 合併に向けた課題	が,他の2町では予算措置	量をしてい	なし	1。ただし,2町においても溢水
日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	被害等発生している状況が	があること	から	。, 合併後は各市町の溢水被害状
	況 , 改修状況等を踏まえた	:河川整備	を図]る必要がある。
調整の考え方	宇都宮市の制度の基準を	新市にお	いて	適用し,河川整備を図る。

中 分 類	河川 小 分 類 河川管理
事業名称	河川維持管理
事業目的・内容	準用河川・法定外公共物(普通河川)の適正な維持管理を行う。
	現在,河川の維持管理にかかる予算を計上している市町は宇都宮市と
合併に向けた課題	上三川町であり,他の2町は予算措置をしていない。合併後は管理する
	河川の適切な維持管理を図る必要がある。
調整の考え方	宇都宮市の制度の基準を新市において適用し,河川維持管理を図る。

中分類	河川	小分)類	河川管理
事業名称	河川の占用許可			
準用河川・法定外公共物(普通河川)への占用許可申請者等に対し 事業目的・内容				
■ 事業日別・内台 ■	内容を審査し,適切な許可	を行う	0	

Ī	合併に向けた課題	占用許可基準については ,各市町でその取扱いに差異があることから ,
		その事務処理について調整する必要がある。
ĺ	祖教のせった	原則として宇都宮市の制度を基準に,公平性,透明性,客観性の観点
	調整の考え方	から統一した基準を合併時までに策定する。

中 分 類	河川 小 分 類 河川管理		
事業名称	河川占用料		
事業目的・内容 準用河川,法定外公共物(普通河川)を占用する者から た流水占用料又は土地占用料を適正に徴収する。			
合併に向けた課題	占用料金は各市町において格差が生じていることから,今後調整を図 る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の算定方法に基づき,各市町の固定資産評価平均価格から占 用料金を算定し,合併時において料金体系を一元化する。		

中 分 類	河川	小 分 類	河川管理
事 業 名 称	準用河川・法定外公共物(普通河川)境界確認		
	準用河川・法定外公共物	勿(普通河川)) と民有地との境界を確認し,公
	共用財産の適正な管理を行	j う。	
事業目的・内容	河川に隣接する土地の原	所有者からの∃	上地の分筆や開発行為に伴う境界
	確認申請に基づき,当該土	上地の立会い	, 境界確認書の交付 , 保管 , 再交
	付を行う。		
	境界確認事務については	は私法上の契約	りであるため,法定外公共物(普
┃ ┃ 合併に向けた課題	通河川)の幅員主張や,均	竟界同意者の筆	節囲 (河川対側地の地権者の同意
ログに凹げた味趣	を必要とするか否か等)及	及び,既交付流	音の境界確認書の再交付基準等に
	ついて各市町にその取扱し	いに差があるこ	ことから ,調整を図る必要がある。
調整の考え方	原則として宇都宮市の制	制度を基準に新	新たな事務処理要領を,合併時ま の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表
- 明定の与え力	でに策定する。		

中 分 類	河川 小 分 類 河川管理
事 業 名 称	河川環境保全
事業目的・内容	きれいな水と美しい水辺環境の保全を図るため,市町内を流れる河川
尹未口的 * 的合	において水質浄化対策等を実施し,河川環境の保全を図る。
合併に向けた課題	現在,水質浄化対策を実施している市町は宇都宮市のみであり,各町
日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	において水質浄化対策を実施するか,調整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市の制度を,合併時に新市全体に適用することで調整する。

中 分 類	河川	小 分 類	河川管理
事 業 名 称			
	河川環境の改善や市民の)河川への親し	み・関心を高めるために,宇都
┃ ■業目的・内容	宮市において昭和61年度に河川環境基金制度を創設した(平成7年度		
■ 事業日別・内台 ■	に目標額3億円達成)。平成3年度より基金利子を活用して市内各地で市		
	民参加型の事業 (河川絵画	面板制作,河川	名称板設置等)を行っている。

合併に向けた課題	現在,河川環境基金制度により基金事業を実施している市町は宇都宮市だけであり,各町に基金制度がないため,新市全体において制度を適
	用するかどうか調整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市の制度を合併時に新市全体に適用することで調整する。

中 分 類	河川 小 分 類 急傾斜地対策		
事業名称	急傾斜地対策		
事業目的・内容	急傾斜地崩壊等の災害を未然に防ぐため,危険箇所の実態把握及び定期的なパトロールを実施するとともに,順次必要な災害防止対策の促進を図る。		
合併に向けた課題	現在,宇都宮市で負担している急傾斜地崩壊防止工事負担金箇所(中才地区,事業主体:県,宇都宮市の負担割合 1/5)は平成17年度事業終了予定。なお,各市町において実施しているパトロール等については実施方法について差異はない。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を合併時に新市全体に適用する。なお,現行の宇都宮市で負担している中才地区の急傾斜地崩壊防止工事負担金は平成17年度事業終了予定。 また,パトロール等については宇都宮市の制度を新市において適用する。		

中分類	河川 小 分 類 加入団体等会費			
事業名称	負担金(出席負担金及び工事負担金を除く),補助及び交付金			
	国や県が管理する一級河川等についてその河川改修を促進するため、			
事業目的・内容	流域市町により河川改修促進団体を組織し,国土交通省及び県に対し要			
	望活動を行うための各市町負担金を交付する。			
	合併時の河川改修促進団体は次の6団体となり,新市の負担金の額を			
	調整する必要がある。			
合併に向けた課題	鬼怒川上流改修維持期成同盟会,利根川治水同盟会,恵川河川改修期			
	成同盟会,姿川河川改修期成同盟会,鬼怒川・小貝川サミット会議,田			
	川改修期成同盟会			
調整の考え方	合併により,各河川改修促進団体における新市の負担金額は,河川延			
- 神産のちん力	長割額に均等割額を加えた額とする。			

(3)原則として宇都宮市の制度を基準に,合併までに方向付けを行い,新市に移行後,速やか に調整するもの

中 分 類	道路建設	小	分	類	市町道建設
事業名称	道路新設改良事業				
	都市間・地域間交通の円]滑化	させ、	全性	・利便性を確保するとともに ,
事業目的・内容	災害時においても円滑なる	を通機	能を	確保	Rするため,住民が日常的に利用
	する幹線道路や生活道路の)整備	をす	る。	
	幹線道路(道路整備プロ	グラ	ム)	・生活	5道路の整備基準(宇都宮市は道
	路幅員7m未満の用地は割	引力 ,	各町	は買	収)の調整や地域特性を勘案し,
合併に向けた課題 	道路ネットワークや優先塾	೬備路	線の	見直	iしを整備手法も含め行う必要が
	ある。				
	各市町が , それぞれの言	画等	に沿	}って	実施しているものであり,新市
	に移行後3年を目標に新市	全体	の計	画を	策定するものとし , それまでの
調整の考え方	間は現行の計画を地域別の	計画	とす	る。	
	用地の取得方式は,当認	亥地権	者と	買収	双方式で合意している事業中の路
	線については買収とし,新	「規路	線カ	らば	は宇都宮方式に移行する。

中 分 類	道路建設	小 分 類	市町道建設		
事業名称	舗装新設改良事業				
	増大する交通量と車両の	D大型化によっ	って路面の破損及び老朽化が激し		
事業目的・内容	く振動騒音の原因となって	ている。これら	の解消や効率的・計画的な維持		
	管理による道路の長寿命化	とを図るため ,	舗装整備をする。		
	優先整備路線や整備手法	まも含め調整を	行う必要がある。また圃場整備		
合併に向けた課題	により換地となった市町道	重の未舗装が多	らく,整備調整が必要である。		
	地域の実情に合せた事業	鮮計画の策定・	調整が必要である。		
	各市町が , それぞれの記		実施しているものであり,新市		
調整の考え方	に移行後3年を目標に新市	5全体の計画を	ま 策定するものとし , それまでの		
	間は現行の計画を地域別の	O計画とする。			

中分類	道路建設 小 分 類 市町道建設			
事業名称	道路排水施設整備事業			
事業目的・内容	雨水を円滑に排除することにより,溢水被害の防止や道路保全,生活			
争未口的的分	環境の向上を図るため,側溝・排水施設の整備を進める。			
合併に向けた課題	優先整備路線や整備手法の調整を行う必要がある。			
	各市町が,それぞれの計画等に沿って実施しているものであり,新市			
調整の考え方	に移行後3年を目標に新市全体の計画を策定するものとし,それまでの			
	間は現行の計画を地域別の計画とする。			

中 分 類	道路建設	小	分	類	市町道建設
事業名称	橋りょう新設改良事業				
事業目的・内容	住民が日常的に安全で円	滑な	通行	」 をす	るため,老朽橋・重量制限橋・
事業日別・19日 	耐震性に劣る橋りょう等の	解消	や道	路改	(良事業や河川改修事業に伴い狭

	くなった橋りょうの整備を推進する。
合併に向けた課題	優先整備路線や整備手法の調整を行う必要がある。
	各市町が,それぞれの計画等に沿って実施しているものであり,新市
調整の考え方	に移行後3年を目標に新市全体の計画を策定するものとし,それまでの
	間は現行の計画を地域別の計画とする。

中 分 類	道路維持	小分	〕 類	市町道維持
事 業 名 称	防災行政無線の維持管理			
	地域防災計画に基づく災	災害対策	に係る	5行政事務(災害情報の収集・伝
┃ ┃ 事業目的・内容	達及びその他応急対策に必	必要な指	示又に	は命令)に関し,円滑な通信を確
尹未口的"约台 	保するために,非常災害時	寺に確実	ミに機能	とが発揮できるよう設備の維持管
	理を行う。			
	防災無線の活用は,各市	5町の防	災計画	事等に基づくが,計画の対応レベ
┃ ┃ 合併に向けた課題	ルに格差があることから,	,統一基	準に加	口え,地域特性にも対応できる計
ロガに凹げた味趣	画が必要となり,現在各市	5町に設	置され	1ている基地局・移動局・固定局
	の統廃合などの調整が必要	更である	0	
調整の考え方	各市町の防災計画の内容	字に格差	がある	らため,新市に移行後速やかに策
	定される新市全体を対象	とする	地域防	災計画に合わせ調整することと
	し,それまでの間は現行記	画,又	は暫定	計画に合わせる。

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事業名称	道路維持管理業務		
声光口的 古南	道路の安全かつ円滑なる	を通の確保を図	図るため,除草,路面清掃,側溝
事業目的・内容	清掃,街路樹の剪定,薬剤	削散布などを行	い,適正な維持管理を目指す。
	各市町においては,地域	域の実情に合∤	oせた維持管理を行っており,そ
┃ ┃ 合併に向けた課題	の手法も直営や民間委託な	こどさまざまで	である。限られた予算の中で効率
古併に向けた味趣 	的な維持管理が必要である	ることから,今	冷後の維持管理のあり方等につい
	て調整する必要がある。		
調整の考え方	事業の目的・内容やこれ	1までの経緯等	等を勘案しながら,合併までに方
	向付けを行い,合併後3年	Fを目途に統−	- した維持管理手法を確立する。

中 分 類	道路維持	小乡	分類	市町道維持
事業名称	道路の維持修繕工事			
	住民が日常的に利用する	生活道	道路の多	そ全性や利便性を高め,地域の快
事業目的・内容	適な環境づくりを進めるた	め市町	丁が管理	関する道路施設や道路付属物の維
	持修繕を行う。			
	効率的・計画的な維持修	経繕を行	ううため)に,整備にあたっては統一した
│ 合併に向けた課題 ┃	優先順位の方針を確立する	必要か	がある。	
	事業の目的・内容やこれ	までの	D経緯等	うと うんしょう うんしょう うんしょう うんしょ うんしょ うんしょ うんしょ しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう し
調整の考え方	向付けを行い、合併後3年	を目道	金に統一	した整備方針や優先順位を確立
	する。			

中分類	道路維持 小 分 類 市町道維持
事 業 名 称	橋りょうの維持修繕工事
	住民の安全確保及び一般交通に支障を及ぼさないように橋りょうを常
	時良好な状態に保持するとともに、地震に対し落橋等の最悪の状態を防
┃ ■業目的・内容	ぐため,耐震補強を行う。
学来口的"的 位	整備にあたっては,災害救援活動や復旧活動を著しく阻害する恐れが
	あるため,跨線橋・跨道橋の耐震補強を優先し,次に重要度の高い橋り
	ょうから順次整備する。
	各市町において,それぞれの必要に応じ修繕を行っていることから,
┃ ┃ 合併に向けた課題	合併に伴う課題は特にない。しかし現在ある橋りょうの老朽化等につい
日所に内げた味趣	て,診断業務を行い中長期的な修繕計画をたて,耐震化と併せて修繕を
	行っていく必要がある。
調整の考え方	事業の目的・内容やこれまでの経緯等を勘案しながら , 合併までに方
	向付けを行い,合併後3年を目途に統一した整備方針や優先順位を確立
	する。

中 分 類	道路維持 小 分 類 市町道維持	
事 業 名 称	交通安全施設整備工事	
	交通安全を確保するため,歩道・自転車歩行者道を整備し,人	と車が
	調和した交通環境を形成する。また,防護柵・道路反射鏡・道路	照明等
┃ ■業目的・内容	を設置し,交通安全の徹底を目指す。	
尹未口的"约台 	住民等の要望に対応するとともに、交通危険個所については、	地元自
	治会・交通管理者及び道路管理者が連携し , 現地で共同診断を行	い,交
	通規制・交通安全施設等を整備する。	
	住民の要望が大半であり、交通の安全と円滑化を図るため、地	元自治
┃ ┃ 合併に向けた課題	会や交通管理者との連携のうえ事業を行っていることから、合併	に伴う
日所に向けた味趣	手法上の課題は特にない。しかし,今後より効果的な対策を検討	してい
	く必要がある。	
	事業の目的・内容やこれまでの経緯等を勘案しながら合併まで	に方向
調整の考え方	付けを行い,合併後3年を目途に統一した整備方針や優先順位を	確立す
	る。	

中 分 類	建築	小 分 類	公共建築物
事業名称	公共建築物の維持管理業務	务	
	学校や庁舎など公共建築	築物について 値	移繕等の計画策定支援から設計 ,
事業目的・内容	工事監理等を行い, 老朽(との抑制・機能	と向上等,適切な施設の維持管理
	を目指す。		
合併に向けた課題	宇都宮市は,ごく小額の	D修繕を除き,	建築課で施設所管課の計上予算
	について配当を受け,工事	事設計,監理等	デー連の工事関係事務を集中的に
	執行管理しているが,各町	丁は施設所管認	果で工事関係業務を執行(分散管
	理)している例が多く見る	受けられるため),工事関係の執行体制・仕組み
	の統一など調整を図る必要	要がある。	

	工事関係業務の執行管理体制が市町により異なることから,統一・整
	合を図る必要があり,宇都宮市の現行管理体制(集中的な執行管理)に
調整の考え方	段階的に統一する。
	ただし,市町ごとに技術職員,施設数など実情が異なることから,3
	年程度,経過期間を設け,着手可能な事務から統一・整合を図る。

中 分 類	建築 小 分 類 公共建築物
事業名称	公共建築物の建設業務
事業目的・内容	学校や庁舎など公共建築物について,新規事業の展開や老朽化抑制,機能向上などのため,新築・増築・改築等(大規模改造含む)の計画策定支援から設計,工事監理等を行い,施設の設置目的と住民ニーズに対応した適正な施設建設を行う。
合併に向けた課題	宇都宮市は,建築課で施設所管課の計上予算について配当を受け,工事設計,監理等一連の工事関係事務を集中的に執行管理しているが,各町は施設所管課で工事関係業務を執行している例(分散管理)が多く見受けられるため,工事関係の執行体制・仕組みの統一など調整を図る必要がある。
調整の考え方	工事関係業務の執行管理体制が市町により異なることから,統一・整合を図る必要があり,宇都宮市の現行管理体制(集中的な執行管理)に段階的に統一する。 ただし,市町ごとに技術職員,施設数など実情が異なることから,3 年程度,経過期間を設け,着手可能な事務から統一・整合を図る。

中 分 類	設備 小 分 類 公共建築物
事業名称	公共建築物の維持管理業務
	学校や地区市民センターなど公共建築物(上下水道,清掃などプラン
事業目的・内容	トは除く)について修繕等の計画策定支援から設計,工事監理等を行い,
	老朽化の抑制・機能向上など,適切な施設の維持管理を目指す。
	宇都宮市では,ごく小額の修繕を除き,設備課で施設所管課の計上予
	算について配当を受け,工事設計・監理等一連の工事関係事務を集中的
合併に向けた課題	に執行管理しているが,各町は施設所管課で工事関係業務を執行(分散
	管理)している例が多く見受けられるため,工事関係の執行体制・仕組
	みの統一など調整を図る必要がある。
	工事関係業務の執行管理体制が市町により異なることから,統一・整
調整の考え方	合を図る必要があり、宇都宮市の現行管理体制(集中的な執行管理)に
	段階的に統一する。
	ただし,市町ごとに技術職員,施設数など実情が異なることから,3
	年程度,経過期間を設け着手可能な事務から統一・整合を図る。

中 分 類	設備	小	分	類	公共建築物
事業名称	公共建築物の建設業務				
事業目的・内容	学校や地区市民センター	-など	公共	建築	物(上下水道,清掃などプラン

	トは除く)について,新規事業の展開や老朽化の抑制・機能向上などの
	ため,新築・増築・改築(大規模改造を含む)等の計画策定支援から設
	計,工事監理などを行い,施設の設置目的と住民ニーズに対応した適正
	な施設建設を目指す。
	宇都宮市では,設備課で施設所管課の計上予算について配当を受け,
	工事設計・監理等一連の工事関係事務を集中的に執行管理しているが,
合併に向けた課題	各町は施設所管課で工事関係業務を執行(分散管理)している例が多く
	見受けられるため,工事関係の執行体制・仕組みの統一など調整を図る
	必要がある。
	工事関係業務の執行管理体制が市町により異なることから,統一・整
	合を図る必要があり,宇都宮市の現行管理体制(集中的な執行管理)に
調整の考え方	段階的に統一する。
	ただし,市町ごとに技術職員,施設数など実情が異なることから, 3
	年程度,経過期間を設け着手可能な事務から統一・整合を図る。

中分類	都市計画 小 分 類 都市計画の決定・変更
事 業 名 称	線引きに関する事務
	都市計画区域について,すでに市街地を形成している区域とおおむね
	10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域と
事業目的・内容	し,市街化を抑制する区域を市街化調整区域として都市計画に定め,こ
	の区域区分(線引き)を基礎として,諸般の都市計画を定め,開発許可
	制度を併用することにより計画的な市街化を図る。
	線引き都市計画区域と未線引き都市計画区域が存在することになると
合併に向けた課題	合併後の新都市全体として一体的なまちづくりに支障がないか十分検討
	する必要がある。
	一体的なまちづくりを行うため,上河内地域を宇都宮都市計画区域に
	編入していくことを基本とするが,住民への大きな影響を及ぼすことか
調整の考え方	ら,合併までには方向付けを行い,新市に移行後,県の都市計画区域見
	直し予定時期と調整し,移行後3年を目標にその区域や実施時期などを
	調整する。

中 分 類	都市計画	小 分 類	計画策定
事業名称	都市計画マスタープランの	D策定	
	市町の将来に対する長期展望のもと土地利用の観点から将来像と整備		
	の方針を明らかにしたもの	Dであり , まっ	ちづくりに関する個別計画策定の
事業目的・内容	上位先行の計画であり、各	系種計画策定の	D指針となる。
	平成4年の都市計画法改	女正において	「市町村の都市計画に関する基本
	的な方針」が義務付けられ	ıた。	
合併に向けた課題	合併後,新たな都市計画マスタープランの策定が必要となる。		
	新市に移行後3年程度を目標に新市全体を対象とする都市計画マス		
調整の考え方	ープランを策定するものと	とし , それま ⁻	での間は現行の計画を地域別の計
	画とする。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	計画策定
事業名称	市街化調整区域の整備及び	「保全の方針の	策定
	市街化調整区域における	将来の土地和	川用の方向性と実情に応じた適切
┃ ■業目的・内容	な都市計画制度の運用を明	らかにする。	本方針に即し,開発許可制度や
■ 尹耒日別・内台 ■	地区計画制度などの都市計	画制度を適切	川に運用することによって , 市街
	化調整区域の合理的な土地	1利用を図る。	
	宇都宮市のみが策定して	いるが,宇都	『宮市以外の各町の市街化調整区
合併に向けた課題	域において現方針が運用で	ごきるか , また	- 未線引き区域への対応が必要で
	ある。(都市計画マスター)	プランの策定	と連動する事業)
	合併後に策定される新市	全体における	る都市計画マスタープランの策定
調整の考え方	を踏まえ,新市全体の方針	として,新†	こに移行後,3年を目標に見直す
	ものとする。それまでの間	間は現行の計画	面を地域別の計画とする。

中 分 類	都市計画	小 分 類	都市計画基本図等
事業名称	基本図等の作成・管理		
事業目的・内容	平成9~11年に数値地図 新予定(平成15年に都市 は,GISの背景図として ては,利用希望者に対し負 白地図(1/25,000,1/50 行の地形図を複製し,概な	図及び紙地図を 計画基本図修 て,庁内で広く 登出を行う。 0,000)につい Q年1回作成す については,	線引き,用途地域,道路,公園
合併に向けた課題	各市町で作成しているが,合併後には新たな行政区域全体の基本図の 作成,更新時期の整合や GIS 対応とするため DM 化が必要となる。		
調整の考え方			の制度を基本とする。ただし, に移行後,3年を目標に調整し新

中 分 類	都市計画	小 分	類	都市計画基本図等
事業名称	ウェブマップシステムの管	理		
	庁内LANを活用し,슄	≧庁的に₹	川用で	できる地理情報システムである。
	平成9~11年作成の基本	図を基図	اكا	, 用途地域, 都市計画道路, 町
	丁目,自治会,小中学校区	🛚 ,農用均	地等の)情報が閲覧でき,基本機能とし
┃ ■業目的・内容	ては拡大縮小 , 距離面積計	測 , 検索	,属	性表示 , 画像取り込み等が可能。
■ 事業日別・内台 ■	また,必要に応じ各端末か	いらデータ	作点	ばが可能であり,簡易なGISと
	して利用されている。			
	具体的な事務としては基	基本図のえ	- ク	ヲ更新,ユーザレイヤの承認,デ
	ータの変換,バックアップ	゚゚を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市独自のシステム	ふのため ,	合併	f後には新行政区域全域が対応で
口げに凹げた味起	きるように回線利用など整	隆備してい	1く必	が要がある。
調整の考え方	宇都宮市独自の GIS シス	ステムでる	あり	, 宇都宮市を基準とする。本シス

テムに必要となるデータは,都市計画基本図の作成によるものであるため,基本図の更新時期等を含めた調整を新市に移行後,3年を目標に行う。

中分類	公園 小分類 基本計画
事 業 名 称	緑の基本計画
	都市の緑は子供たちの感性を磨き,豊かな心を育て,快適で潤いのあ
	る生活環境を形成するなど,将来に残すべき重要な財産である。
	緑の質と量を確保し,豊かさを実感できる生活環境の形成を図るため
	には,公園,河川,道路等の公共施設の緑と住宅の庭,社寺境内,ビル
	の屋上緑化等の個人,団体,企業等の緑が有機的なつながりを持ち一体
 事業目的・内容	的に整備・保全されることが重要である。その実現に向けては住民,事
事業日別・内谷	業者,NPO等がパートナーシップのもと,ともに協力することが不可
	欠である。
	緑の基本計画は都市緑地保全法に基づき,住民に最も身近な市町村が
	緑の現状や緑に対するニーズを踏まえ,公共施設としての緑や民有地の
	緑を幅広くとらえ,将来像を展望し総合的な緑に関するマスタープラン
	として策定している。
	緑の基本計画の有無に係わらず総合的な基本計画(構想)の再構築が
┃ ┃ 合併に向けた課題	必要となる。特に,計画区域の変更に伴い目標年次の調整や目標水準の
口げに凹けた味越	見直し,緑化重点地区の見直しなど,基本計画を策定した時点での計画
	フレームの全面的な見直しを行う必要がある。
	合併関係市町毎に計画を策定しているが,計画フレームを構成する区
調整の考え方	域,人口,既存公園数や緑地の量,住民協働の視点等を勘案し,宇都宮
	市の計画を基準として3年を目途に調整する。

中 分 類	区画整理	小 分 類 土地区画整理計画
事業名称	土地区画整理計画	
事業目的・内容	都市計画区域内の土地に	こついて,公共施設の整備改善及び利用増進を
新来日の・10分 	図るため、土地区画整理手	F法を活用した実施計画の策定を行う。
	土地区画整理事業を取り)巻く社会経済状況は,地価下落や景気低迷な
合併に向けた課題	どにより大きく変化してい	Nることから,今後の市街地整備を進める上で
	土地区画整理事業を含め,	多様な整備手法を検討する必要がある。
調整の老さた	合併後新市において,全	全体計画を3年以内に策定する。ただし,計画
調整の考え方	策定にあっては現在の各市	5町の計画を尊重する。

中 分 類	河川	小 分 類 河川整備
事業名称	河川整備計画	
	対象河川毎に各地域の特	寺性を考慮し,治水・利水・環境にかかる整備
事業目的・内容	の全体計画を策定する。な	なお,各市町の河川整備計画策定の状況は,宇
	都宮市のみが整備計画を第	策定中であり , 上三川町では策定について検討
	中。それ以外の町について	ては計画策定予定なし。

	市域の拡大に伴い,河川整備計画策定の対象となる区域が拡大するこ
人供にもはも 細胞	とから,特に,各町を流れる河川の改修状況や溢水被害状況,並びに,
┃ 合併に向けた課題 ┃	水利や利用形態 , さらには流域の環境等 , 基礎データを把握することが ,
	整備計画を策定するうえで必要となる。
	宇都宮市が策定した「宮の川づくり基本構想(計画期間:西暦203
調整の考え方	5年)」を基本理念とし,新市移行後,各町の溢水被害状況や改修状況,
	改修規模等を勘案しながら , 5 年を目途に河川整備計画を策定する。

中 分 類	河川 小 分 類 河川管理
事業名称	河川愛護
事業目的・内容	河川をゴミ散乱のない美しい河川として末永く保全していくために , 河川の清掃・除草・河川敷緑化活動等を行う川沿いの住民やボランティ
	アグループ等に対し,その事業活動費の一部を補助する。
	宇都宮市では平成14年度末で自治会単位の均等補助を廃止し,平成
	15年度からは宇都宮市河川愛護会補助金交付要綱に基づき,補助の対
合併に向けた課題	象となる河川区間や活動回数等の要件を定め,河川の除草・清掃・花の
	植栽等の事業活動量に応じた補助を実施していることから,自治会単位
	に均等補助を実施している各町との調整が必要となる。
	河川愛護活動事業補助については,新市の速やかな一体性を確保する
	観点から,河川の除草・清掃・花の植栽等の活動を行う現行の宇都宮市
 調整の考え方	の河川愛護グループ補助制度を新市において適用する。
神霊の与ん力	なお,上三川町及び上河内町で実施している自治会均等補助について
	は住民の理解を得ながら合併後3年以内に自治会均等補助を廃止し,新
	市における河川愛護グループ補助制度を適用する。

(4)新市に移行後も当分の間現行どおりとし,段階的に調整するもの

中 分 類	街路	小 分	類	街路道等
事業名称	電線類の地中化			
	安全かつ円滑な交通の研	健保や都i	市景額	現の向上 , 都市災害の防止などを
事業目的・内容	目的とし,都市計画道路の)整備や	都心部	『道路景観の整備に合わせて電線
	類の地中化を促進する。			
	宇都宮市と上三川町のみ	が実施	してし	1る事業であるが , 中心部や都心
合併に向けた課題	部の景観整備に併せて促進	重しよう:	として	ている事業であり , 現状のままで
	良いのかの検討が今後は必	要である	3。	
	単体での事業ではなく、	都市計i	画道路	各整備事業や都心部道路景観整備
調整の考え方	事業と並行しての事業であ	がり ,新市	で移	行後も当分の間現行どおりとし,
	5年後を目標に調整する。			

中 分 類	街路	小分類的
事業名称	都市計画道路の整備	
	円滑な都市内交通(歩行	了者・自転車・自動車)の確保と適切な市街地
事業目的・内容	の誘導や街区の形成を図る	るとともに,都市の利便性,快適性,安全性を
	高めるため、その基盤とな	よる道路の整備を促進する。
	上河内町・河内町では第	尾施していない事業であるが,合併対象自治体
┃ ┃ 合併に向けた課題	間の連続性や都市計画道路	8整備の有効性を考慮するとともに,全路線が
一口竹に凹げた味趣	都市計画決定されている道	道路であることから,その見直しをも含め,一
	層の計画的な事業進行の検	検討,研究が必要である。
	都市計画道路整備事業に	は,都市計画決定を受けている事業であるため,
調整の考え方	市域の全体を見据えての総	総合的な計画が必要となるため,新市に移行後
	も当分の間現行どおりとし	ノ,5年後を目標に調整する。

中分類	道路維持 小 分 類 市町道維持
事業名称	道路愛護事業
	道路の意義・重要性に関する住民の関心と道路愛護の精神を高めるた
	め,啓発イベントを開催するほか,道路を大切に,きれいに使うことを
事業目的・内容	目的に,道路の清掃や緑化等の活動を行っている。また,上三川町及び
	上河内町においては,道路愛護会活動を通し,道路の維持保全,環境美
	化を進め,道路愛護思想の普及を図っている。
	道路愛護会がある町(上三川町,上河内町)とない市町(宇都宮市,
┃ ┃ 合併に向けた課題	河内町)があることから,愛護会の存廃も含め,県連合会への加入・脱
口げに凹げた味趣	退問題や,上三川町及び上河内町の愛護会への活動助成金などを整理・
	調整する必要がある。
	当面は現行どおりとし,県連合会への加入・脱退については県と協議
調整の考え方	を行う。合併後3年間を目途に,現行の道路愛護会への補助制度を段階
	的に廃止するとともに、道路愛護の現状や愛護会本来の役割などを再検
	討したうえで,事業手法等の調整・統一を行う。

各種事務事業の取扱い

【水道・下水道専門部会】

(1)現行のまま新市に引き継ぐもの

中 分 類	水道	小 分	類	水源
事業名称	水源構成・能力			
事業目的・内容	水道水を安定供給するた	:めに,	各事第	
学来口的"约谷	考慮し最適な水源の確保に	努める)	
	上三川町・上河内町は,	主に地	下水源	原となっているが,取水能力は,
	渇水期のデータに基づいて	おり当	面能力	つに不安は無い。また,水質も現
合併に向けた課題	行では,汚染等がなく良好	である。	,	
	宇都宮市では,現在,将	来の水	需要に	こ即した水源構成の見直しをして
	いるところである。			
	各町の水源は,現在確保	してい	る水源	京で安定した水供給が可能であり
調整の考え方	既存水源をそのまま活用す	る。宇	都宮市	ったついては,安定供給できるよ
	う水源構成を見直す。			

中分類	水道 小 分 類 水源				
事業名称	新規水源開発				
事業目的・内容	新たな水需要に対応するため,必要な水源を確保する。				
	上三川町・上河内町については,既存水源で十分水需要に対応できて				
	おり,新規水源開発の必要はない。				
合併に向けた課題	宇都宮市については,将来の水需要等を踏まえ,平成15年度に必要				
	な取水量に修正したものである。				
	合併にあたっては,特に問題はない。				
田敷の老さた	必要な見直し結果を踏まえた新規水源であるので,現計画を新市に引				
調整の考え方	き継ぐ。				

中 分 類	水道 小 分 類 水源
事業名称	水源管理
	水道水源となっている表流水について,水利権の維持・更新に関わる
事業目的・内容	業務と,水利権の由来となる多目的ダム管理への負担金や,県用水供給
	事業からの受水に関わる業務を行う。
合併に向けた課題	宇都宮市と上河内町の分水協定は,合併後の業務形態により,見直す
口併に凹げた味思	必要がある。
調整の考え方	宇都宮市から上河内町への分水については,引き続き,宇都宮市から
	上河内町地域へ水道水を供給するものの,上河内町が簡易水道事業を廃
	止し上水道事業の統合時には ,同じ事業体となるため ,協定を解消する。

中 分 類	水道	小 分 類 浄水場
事業名称	浄水場管理	
事業目的・内容	水道水供給の根幹となる 修繕する。	3,浄水場を適正かつ効率的に運転管理,維持
合併に向けた課題		戦員を配置し管理しているが,上三川町・上河 乗人で役場から遠方監視して管理している。

	施設の配置がかなりの広範囲となるため ,浄水場間の連携及び効果的 ,
	効率的な管理体制について検討が必要である。
	遠方監視を行っている各町の施設及び管理手法については,基本的に
	は現行のまま新市に引き継ぐが,監視場所や故障発生時の対応方法につ
調整の考え方	いては,維持管理コスト等を考慮して検討を行う。
	直接職員を配置している宇都宮市の施設及び管理手法については,現
	行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	水道	小	分	類	配水管理
事業名称	配水施設管理				
事業目的・内容	配水施設の運転管理,約	隹持修	繕に	関れ	る業務として,適切な配水コン
争未口的的分	トロールのために、各施誌	9 (配	水場	号,增	自圧所等)機能の監視等を行う。
	各市町とも定期的な巡回	回と浄	水場	や谷	と場から遠方監視により管理して
	いる。				
合併に向けた課題	施設の配置がかなりの原	に範囲	とな	さるた	:め,給水区域・施設の連携・統
	合及び効果的,効率的な管	管理体	制に	つし	Nて検討が必要である。
	配水区間の有効的・効率	∞的な	記水	ニン	[,] トロールの確立が必要である。
	施設管理についてはいる	ťれσ.	市町	「も遠	支方監視で行っているので,基本
調整の考え方	的には現行のまま新市に引	き総	どづか	、監	益視場所や故障発生時の対応方法
	について,維持管理コスト	〜等を	考慮	して	効率的な方法を検討する。

中 分 類	水道	小	分	類	建設改良
事業名称	老朽施設改良(配水管以外	の施	設)		
事業目的・内容	浄水場施設及び配水施設	の増	補改	良に	関する業務を行う。
	水道事業の歴史の違いか	۱6,	宇都	官市	は浄水場等の老朽化が進み毎年
┃ ┃ 合併に向けた課題	改良・更新工事を行っているが,上三川町・上河内町はまだ老朽化は著				
日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	しくない。各施設の老朽化	どの状	況や) , 拡	な張計画等の内容を踏まえて,計
	画的な施設整備について検	討す	る必	要が	ずある。
	老朽施設の改良工事につ	いて	は,	それ	いぞれ老朽化に応じ実施すべきな
調整の考え方	ので,現行のまま新市に引き継ぎ,予算編成時において,その老朽度,				
	緊急度を考慮しながら,事	業費	や事	業量	🖁 , 箇所を精査する。

中 分 類	水道	小	分	類	内部管理
事業名称	財政・経営の状況				
	水道事業は,地方公営1	上業と	して	. , <u>î</u> î	業の経済性を発揮して,適正か
事業目的・内容	つ能率的な運営をしなけれ	こばた	らな	۱۵۱،	このため,財政・経営の状況を
	適確に把握し,適正な対応	うだけ	を請	じる	0.
	供給単価と給水原価にて	ついて	は,	宇都	『宮市以外は給水原価が供給単価
	を上回っている。				
	有収率については,最高	高値と	最低	低値と	この間に10%超の差がある。全
合併に向けた課題	体的には低い数値である。				
	現行においてそれぞれの	の市町	で則	抜・	経営上の課題があると思われる
	が,統合後の財政・経営の	り健全	性を	確保	なずるためには , 統合後の財政シ
	ュミレーションを行い ,課	題を	洗い	出し	事業計画に反映する必要がある。

調整の考え方	各市町の財政・経営はそのまま引き継ぎ,統合後も健全性の確保を図
神罡の与た力	る。

中 分 類	水道	小	分	類	内部管理
事業名称	庁舎等財産管理				
事業目的・内容					保等のため,消防設備等の各種設 の委託,庁舎の修繕,事務機器や
	駐車場の賃借,建物保険の	加入	なと	を行	ゔ。
┃ ┃ 合併に向けた課題	どの市町にも水道事業の	出先	窓口	は存	存在しないが,合併後の設置につ
日肝に円げた味塩	いては,他の分野の窓口サ	ーヒ	゙゙スと	:合れ	けて検討する必要がある。
調整の考え方					現に管理していること,合併後 になること,保守点検業務は法
					諸理方法を基準として庁舎等の財

中 分 類	水道 小 分 類 内部管理
事業名称	用地等財産の取得・処分
	事業に必要な用地を取得するとともに,遊休資産となった用地を売却
┃ ■ 事業目的・内容	等により処分する。
	また,企業用資産(土地・建物)の目的外使用について,当該企業用
	資産の用途または目的を妨げない範囲で許可する。
今份に向けた細節	経営の効率化を図るため,遊休資産の処分や所有地の適正管理・有効
│ 合併に向けた課題 │	活用を進める必要がある。
	各市町が所有する用地は ,遊休資産を含めて全てを引き継ぐこととし ,
	取得計画のあるものについては,原則取得するとともに,遊休資産につ
	いては ,経営の効率化のため ,合併後も引き続き売却等の処分を進める。
担赦のおうさ	また,企業用資産(土地・建物)の目的外使用については,宇都宮市に
調整の考え方	おける許可件数が多いこと,その大部分が法令に基づき行なわれている
	ことから,その許可要件・使用料等を宇都宮市の基準に統一し,現に各
	町で許可しているものについては,許可の更新時期を待って,宇都宮市
	の基準により新たに許可するものとする。

中 分 類	水道	小 分	類	内部管理
事業名称	車両管理			
	事業の効率的な執行のな	こめ , 適正	な台	合数の車両(自動車・バイク・自
┃ ■ 事業目的・内容	転車)を所有するとともは	こ,事故等	₹の例	5止のため , 定期的に整備点検を
サ 乗りり ・ 内台	行う。また,事故への対応	で(相手方	ع ح)交渉・事故車両の修繕・保険加
	入等) や交通安全運動の第	尾施など安	全道	転の励行に努める。
合併に向けた課題	効率的な事業運営のため	り,自動車	■の货	R有台数の適正化と効果的な配置
ロ肝に凹げた味趣	(施設や地区毎)を進める	る必要があ	る。	
	各市町が所有する車両については ,原則として ,引き継ぐこととする。			則として ,引き継ぐこととする。
	各市町とも所有する車両の	の整備点検	はは	t令に基づき行われており,合併
調整の考え方	後も法令に基づき、宇都宮	宮市の管理	を とり とう とり	まを基準に , 車両の適正な管理を
	行う。自動車の保有台数の	の適正化と	:効果	門的な配置(施設や地区毎)につ
	いては,施設の配置状況等	等を考慮し	て合	は併までに検討し,実施する。

中 分 類	水道	小 分	類	内部管理
事業名称	積立金の状況			
	法定積立金として,毎事	業年度和	引益か	が生じた場合には , 前年度からの
	繰越欠損金があるときはこ	れをうむ	かて ,	なお残額があるときはその20
	分の1以上の額を必ず減債	積立金	またに	は利益積立金として積み立てなけ
事業目的・内容ればならない。				
	また,任意積立金として	, 法定和	直立責	金を除いた残りの未処分利益剰余
	金は議会の議決を経て特定	この目的(りため	こに利益を積み立てることができ
	る。			
合併に向けた課題	今後の財政見通しや事業	(計画を)	沓まえ	て、それぞれの積立金への積立
ロげに凹げた味趣	及び取崩の基準を調整する	必要があ	5る 。	
調整の考え方	原則として , 現在ある積	立金をを	そのま	ま引き継ぐ方向で調整する。

中 分 類	下水道 小 分 類 下水道計画
事業名称	下水道事業認可
事業目的・内容	公共下水道を整備するにあたり,事業を拡大する際,県の事業変更認
争未口的的分	可を受ける。
合併に向けた課題	各市町が個別に認可計画を有しているが,整備計画等,新市として当
一口肝に凹けた味趣	面の対応を検討することが必要である。
田敷の老さた	各市町が個別に認可計画を有しているが,現在の認可区域をそのまま
調整の考え方	引き継ぐ。

中 分 類	下水道 小 分 類 下水道維持管	理
事業名称	処理場の維持管理	
事業目的・内容	機器の保守・点検や水質検査など施設の適正な維持でな放流水の水質を確保する。	管理を行い,良好
合併に向けた課題	各市町において維持管理を行っているが,委託方式が	が異なっている。
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり,住民 も等しいが,施設規模が異なり地域特性があることか。 市に引き継ぐ。	

中 分 類	下水道	小 分	類	下水道維持管理
事業名称	ポンプ場の維持管理			
	施設の機能を維持するた	めの点標	食・修	8繕工事並びに異常時の緊急対応
事業目的・内容	等により、適正な維持管理を行い、低地発生汚水をポンプにより処理場			
	に圧送する。			
	宇都宮市と河内町がポン	ノプ場の約	註持管	管理を行っているが,宇都宮市は
合併に向けた課題	ポンプ場に限定して委託し	ているの	つに対	付し,河内町は処理場とポンプ場
	の管理を一括して委託して	いるため	5 , 謜	1整が必要である。
調整の考え方	各市町により、施設規模	が異なり)地垣	域特性があることから,現行のま
神霊のちん力 	ま新市に引き継ぐ。			

(2)原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中 分 類	水道 小 分 類 水質試験
事業名称	水質試験
事業目的・内容	安全で良質な水を供給するために実施する水質試験業務と ,その記録 ,
新来日の・10分 	統計,報告に関する業務。水質検査施設の維持管理に関する業務を行う。
	宇都宮市以外は全部委託しているため,委託部分と直営部分の振り分
	けの見直し,及び直営で業務を行う場合の実施体制について検討が必要
合併に向けた課題	である。
	水源の種類と数,過去の水質状況等を勘案して,試験項目,頻度の調
	整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市以外はすべて委託業務となっているため,宇都宮市の業務形
過差の与え 力	態を基準として,コスト等を考慮し調整を行う。

中 分 類	水道	小 :	分	類	配水管維持管理
事業名称	漏水対応				
事業目的・内容	水道水の安定供給,並で	バに有り	収率	向上	に資するため、発生する漏水事
事業日別・内谷 	故に対し迅速な対応を図る	•			
	夜間・休日の漏水事故に	対応す	する	ため	宇都宮市では業者に待機依頼し
合併に向けた課題	ているが , 上三川町・上河	内町	ま実	施し	, ておらず,漏水事故の状況を勘
	案し,取扱いを調整する必	め要がす	ある.	o	
調整の考え方	新市においても,夜間・	休日の	の緊	急眠	特に迅速な対応ができるように ,
	宇都宮市の制度を基準に調	整する	3 。		

中 分 類	水道	小:	分	類	配水管維持管理
事業名称	給・配水管修繕工事				
事業目的・内容	給・配水管に関る修繕エ	事に	D۱1.	て,	迅速かつ適切な対応を講ずるこ
新来日の・10分 	とにより,適正な維持管理	を図る	る。		
	水道事業者が修繕する総	3水管(の範[囲か	「異なり,修繕の対応に差がある
合併に向けた課題	ことから,調整の必要があ	5る。 5	また(修綽	手法や契約及び支払い方法が異
	なるため,協議調整の必要	がある	る。		
	給水管の修繕範囲は ,漏	水全体	5の9	割:	が給水管で発生していることや,
調整の考え方	これまでの利用者サービス	くを確付	保する	るこ	ことを考え,一番範囲の広い宇都
	宮市の制度を基準に調整す	る。			

中 分 類	水道 小 分 類 配水管維持管理			
事 業 名 称	漏水調査			
事業目的・内容	漏水対策を講ずるため,給・配水管の漏水状況を調査する。			
合併に向けた課題	漏水調査の実施年度が各事業体で異なるため,必要性や実施箇所,瀕			
口併に凹げた味思	度について協議調整を図る必要がある。			
	漏水量の抑制を図るためには,目に見えない地下漏水を的確に発見す			
調整の考え方	る必要があることから,宇都宮市で実施している漏水調査を新市全体を			
	対象に実施する。調査箇所については,漏水の実績等により精査する。			

中 分 類	水道 小 分 類 配水管維持管理				
事業名称	管末の水質管理				
事業目的・内容	配水区末端の利用者に、安定した良質な水道水供給のため、管末にお				
新来日の・10分 	いて定期的な水質管理を実施する。				
合併に向けた課題	管末の水質管理に差異があることから,各事業体における管末の水質				
日肝に内けた味趣	状況をふまえて,管理方法を調整する必要がある。				
	すべての利用者に,良質な水道水を供給するため,定期的な測定のも				
調整の考え方	と,水質基準に達していない水道水を適切に排水し,その排水量も計測				
	している宇都宮市の実施方法を基本とする。				

中 分 類	水道	小 分 類	配水管維持管理		
事業名称	配水管等図面管理				
事業目的・内容	埋設された配水管等の管	種,口径,	布設位置の確認ができるように適		
学来日的*/约合 	正な図面情報の管理(保存	7,利用)を	すう。		
	各事業体により,図面管	理方法が異	なることからその統一を図る必要		
合併に向けた課題	がある。また,上三川町は既に地理情報システムの開発が完了し,宇都				
	宮市,上河内町は現在構築	中のため,	その調整が必要である。		
	図面管理の効率化,迅速	化のため、	地理情報システムを統一した基準		
 調整の考え方	で運用することが必要であるが,各事業体が異なるシステムを構築して				
調整の考え力	いることから,一定の期間をかけて情報量の多い宇都宮市上下水道局の				
	「水道施設情報管理システ	·ム」に統合 [·]	する方向で調整する。		

中 分 類	水道	小 分 類	給水装置	
事業名称	水道メーター管理(新設・口径変更・故障取替)			
事業目的・内容	適正な使用水量を計量するため,使用者に貸与する水道メーターにつ			
新来日の・10分 	いて,適正な管理に基づき	🕏 , 効率的な出	は庫を行う。	
	メーターの出庫方法やメーター取付ネジの種類が異なるため調整が必			
	要である。			
合併に向けた課題	出庫方法 宇都宮市	5はメーカーか	^ら請負業者へ直渡し方式	
	上三川田	丁・上河内町に	は町で購入し町出庫方式	
	取付ネジ 宇都宮市	fは舶来ネジ,	上三川町・上河内町は上水ネジ	
	出庫方法は,メーカー配	直渡し方式・町	J出庫方式と異なるが , メーター	
調整の考え方	の一元的管理が必要なこと	とから,宇都宮	官市の制度を基に調整する。ただ	
	し,取付ネジは,新市移行	丁後も当面 ,瑪	!状のままで管理する。	

中 分 類	水道	小 分 類 給水装置	
事業名称	水道メーター管理(検定流	水道メーター管理(検定満了メーター取替)	
	料金算定の基となる水道	道メーターは,計量法により検定の有効期間が	
事業目的・内容 8年と定められており、検定の有効類		食定の有効期間内に計画的に新しい水道メータ	
	ー取替を行う。		
今份に向けた無明	取替方法やメーター取作	[†] ネジの種類が異なるため,調整が必要。	
合併に向けた課題	取替方法宇都宮市	うは業者請負持ち方式 (業者がメーターを購入)	

	し取替える)
	上三川町・上河内町は業者委託方式(町がメーターを
	購入し取替を行う業者へ渡す)
	取付ネジ 宇都宮市は舶来ネジ,上三川町・上河内町は上水ネジ
	取替方法は,メーターの購入・出庫の取扱いに差があるが,在庫の軽
調整の考え方	減化とメーターの一元管理が必要なことから,宇都宮市の制度を基に調
	整する。ただし,取付ネジは,新市移行後も当面,現状のままで管理す
	ప 。

中 分 類	水道	小 分	類	給水装置
事業名称	指定給水装置工事事業者管	· 空理		
事業目的・内容	水道法の規定に基づき,	適正な給え	水装	置工事を申請して施工できる給
学来中的*/约合	水装置工事事業者の,指定	E及び管理を	を行	う。
	水道法により給水装置]	[事事業者(の指	定方法は,全国統一されている
┃ ┃ 合併に向けた課題	が指定手数料に違いがある	5.		
日内に内けた味趣	また,指定店の管理にて)いては , i	各事	業体共に定めていないため , 調
	整して統一化した規定によ	り管理する	るこ	とが必要である。
	法令に基づき実施してい	1る事務で	あり	,事務内容に差異はないので ,
調整の考え方	登録済み業者の最も多い写	ア都宮市の P	実施	方法を基準とする。指定手数料
	に差があるが, 宇都宮市に	こおいて最近	近行	った原価計算でも現行金額が適
	正なことから,宇都宮市の	D額に調整 [・]	する。	。各町の指定店については,新
	市後も指定店として継承す	ける。		

中 分 類	水道	小	分	類	給水装置
事業名称	給水装置工事基準				
	給水装置工事の申請及び	バエ事	を行	う場	場合,給水装置基準の規定に適合
┃ ■業目的・内容	することの確認及び指導が	が必要	でぁ	, (I	確認し指導するマニュアル書と
尹未口以"以谷 	して又指定店の教書として	7,給	水装	置基	基準を定めることが重要であり ,
	給水装置設計施行基準を定	Eめて	いる	۰,	
	分水からメーターまでの)指定	材料	や,	水圧試験の合格基準,メーター
合併に向けた課題	口径別給水栓数の取扱いた	が各市	町て	゙異な	よっているので,統一する必要が
	ある。				
	各市町の取扱い内容に遺	配いが	ある	が,	将来の維持管理を考え,一番基
調整の考え方	準の厳しい宇都宮市の制度	を基	準に	調整	をする。ただし,継続的事業その
	他特別な理由により合併前	前に各	町の)基準	≝で指導を受け,宇都宮市の給水
	装置基準に変更できないと	∶認め	られ	る場	合は,旧制度のまま認める。

中 分 類	水道	小 分 類 給水装置
事業名称	直結給水基準	
	給水サービスの向上を図	るとともに小規模受水槽による衛生問題の解
事業目的・内容	消を図るため直結給水の拡	大を図る。
	宇都宮市では申込者から	協議書が提出されたものについて,書類審査

	及び水圧測定の結果,3階建て直結給水施行基準に適合することを確認
	し承認する。上三川町においては2階建以下を対象基準としており,上
	河内町においては基準の設定を行っていない。
	どの市町も水圧の関係から3階建て建物への直結給水が可能な地域と
┃ ┃ 合併に向けた課題	不可能な地域があり ,宇都宮市のように可能な地域から実施していくか ,
一台併に内けた味趣	各町のように全地域が可能になるまで実施しないか協議調整が必要であ
	వ 。
	安全で良質な水道水を供給するために,可能な限り貯水槽を経由する
調整の考え方	ことを避ける必要があることから,現行の宇都宮市の制度を基準に,で
	きるところから直結給水を進めて行く。

中 分 類	水道	小 分	類	給水装置
事 業 名 称	給水装置工事の審査・監督	業務		
	水道法等に基づき,給水	く装置の構	造及	び材質と利害関係者の同意等申
事業目的・内容	請及び施工の適正を確認す	るため,	審查	i 及び必要に応じ監督業務を実施
	する。			
	給水装置工事の審査・監	督業務は	t , 各	寄事業体が定めている取扱いと様
合併に向けた課題	式により実施しているが,	指定材料	及て	審査・監督業務内容と体制の違
	いがあり,調整を図る必要	がある。		
	法令に基づき各市町が実施している業務であり,件数等を考慮す		務であり ,件数等を考慮すると ,	
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に調	整するこ	ことか	「最も効率的であることから,宇
	都宮市の制度を基準に調整	≧する。ま	た,	給水台帳の大きさと様式及び水
	栓番号交付の基準について	も統一す	る方	「向性で調整する。

中 分 類	水道	小:	分类	頁	給水装置
事業名称	給水装置工事検査・承認手	数料			
	適正な給水装置工事を指	導す	るため	b ,	給水装置設計施行基準に適合し
事業目的・内容	ているか確認を行い , その	業務日	に必要	更な	:承認及び検査業務について手数
	料を徴収する。				
今份に向けた細筋	承認及び検査手数料とそ	の徴し	収時期	月に	「違いがあり,調整する必要があ
┃ 合併に向けた課題 ┃	る。				
	各市町間で承認及び検査	手数	料に差	きか	「生じているが,給水装置工事の
調整の考え方	審査・監督業務を宇都宮市	の基準	準に調	 割整	なすることから , 直近の宇都宮市
	の原価計算においても妥当	な,	宇都宮	市	の現行金額とする。

中 分 類	水道	小 分	類	給水装置
事業名称	給水台帳管理			
	水道事業者は,給水契約	の基礎と	なり	, 給水装置の設置場所及び水道
	加入金等の確認 , 給水装置	【工事を行	う場	合の資料,漏水が発生した場合
事業目的・内容	等による給水管埋設場所等	の把握,	配水	管布設替に伴い接続する給水管
	の把握等のため,給水装置	工事申込	書兼	·承認願(給水台帳)を適正かつ
	効率的に管理する。			

合併に向けた課題	給水台帳の大きさ,様式等に違いがあり,その管理方法についてもパ
	ソコンによるシステム管理と給水台帳の原本管理に分かれており,統一
	する必要がある。
調整の考え方	各市町により違いがある給水台帳の様式等を統一して,台帳管理の効
	率化と迅速化のため,地理情報システムを統一した基準で運用すること
	が必要であり,地理情報システムを構築中の町も含め,情報量の多い宇
	都宮市の水道施設情報管理システムに統合する方向で調整する。

中 分 類	水道	小分	類	給水装置
事業名称	貯水槽水道への関与			
	受水槽等の貯水槽を経由	して水	道水を	を利用している人々が,常に安全
┃ ■業目的・内容	な水を利用できるようにす	るため	,平5	戊13年の水道法の一部改正によ
尹未口以"以谷 	り水道事業者が貯水槽の設	置者に	対し、	, 指導・助言等が出来るようにな
	った。その具体的な対応方	法は,	各水道	賃事業体が独自に決めている。
	宇都宮市では,貯水槽設	置者の	全員を	を対象に,戸別訪問を実施し,管
合併に向けた課題	理状況の把握と適切な指導	を行う	が,」	ヒ三川町・上河内町ではその実施
	予定がなく調整が必要であ	る。		
調整の考え方	安全な水を供給するため	に , 貯	水槽⊄	D管理状況把握と適切な指導を行
	う必要があることから,戸	別訪問	を実施	色しきめ細かく対応しようとして
	いる宇都宮市の制度を基準	に実施	する。	

中 分 類	水道 小 分 類 給水装置
事業名称	開発業者からの財産受贈
事業口的 古家	需要者の給水サービスの向上と効率的な水道事業の運営を図るため、
事業目的・内容	開発行為等で開発業者が埋設した配水管及び付属設備の寄附を受ける。
人份与自己 無照	譲渡手続き,対象物件の基準等が若干異なっているため,統一する必
│ 合併に向けた課題 │	要がある。
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり,ほとんどの内容は同
	じであるので,発生件数の最も多い宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	水道	小 分	類	給水装置	
事業名称	既設団地水道施設の受入				
	既設団地の水道施設の管理者から,水道事業者へ管理の移管の				
┃ 事業目的・内容	あった場合,移管後に当該	亥施設を	利用し	っている人々に , 速やかかつ適正	
学来口的 19台 	に給水ができるようにする	るため , 🥫	移管系	条件を整備し,円滑に移管を進め	
	る。				
	未移管団地のある宇都宮市と上河内町は,同じ内容の受入条件に				
合併に向けた課題	受入をしているが , 上三川	川町は対	象とな	よる団地がないため受入条件がな	
l I.					
調整の考え方	宇都宮市と上河内町の勢	受入条件	を新す	「全体に適用しても支障がな い の	
	で , これを新市全体の受 <i>)</i>	条件と	する。		

中分類	水道	小 分 類	給水装置		
事 業 名 称	高台団地水道施設の受入				
	高台にある既設団地の水	く道施設の管理	理者から,水道事業者へ管理の移		
 事業目的・内容	管の要望があった場合,移	8管後に当該旅	設を利用している人々に , 速や		
■ 事業日別・内台 ■	かかつ適正に給水ができるようにするため,移管条件を整備し,円滑に				
	移管を進める。				
合併に向けた課題	受入条件があるのは宇者	宮市のみでき	ら町にはないので,宇都宮市の条		
一分に凹りた味趣	件を新市全体に適用できるか検討が必要である。				
調整の考え方	宇都宮市の受入条件を新市全体に適用しても支障がないので,これを				
	新市全体の受入条件とする	, ,			

中分類	水道	小 分 類	給水装置
事業名称	未加入者の加入促進		
	すべての住民が安全で安	定定的な水道が	くの供給を受け衛生的な生活を享
事業目的・内容	受できるようにし,また,	給水収益の向	引上を図るため , 地下水等の自家
	水利用者の水道加入を促進	탈する。	
	宇都宮市及び上三川町に	は未加入者への)臨戸訪問により,加入促進を実
合併に向けた課題	施している。各市町の未加	口入者の状況が	Nら,今後の実施の在り方を検討
	する必要がある。		
	加入可能な未加入者の早	型期加入は,新	f市全体で行う必要があることか (する)
調整の考え方	ら,宇都宮市の制度を基準	≝に,下水道σ	加入促進と連携するなど効果的
	かつ効率的な方法で実施す	る。	

中 分 類	水道	小:	分	類	水道料金調定・徴収
事業名称	水道供給開始・休止受付業	美務			
事業目的・内容	住民生活に必要不可欠な	よ水の化	供給	を迂	l速かつ効率的に行うため,水道
サ 表目的・1分台 	供給開始・休止受付のサー	- ビス	業務	を行	īð.
	上河内町以外は,電話,	FA>	Κ,	郵送	, 窓口による受付をしているが ,
合併に向けた課題	上河内町は窓口のみのため	め統一	する	必要	とがある。また , 時間外の取扱い
	についても各市町で異なる	らため	, 調	整か	が要である。
	顧客情報等の一元化を図	図るこ	とに	よじ	受付窓口を一本化し,受付方法
調整の考え方	を統一する。				
	時間外の取扱いについて	[は,	緊急	ι時σ	対応として宇都宮市の制度を基
	準に調整する。				

中 分 類	水道	小	分	類	水道料金調定・徴収
事 業 名 称	水道供給開始・休止業務				
毒类口的 古南	住民生活に必要不可欠な	よ水の	供給	を迂	弘速かつ効率的に行うため,届出
事業目的・内容	に基づき水道供給の開始・休止業務を行う。				
合併に向けた課題	開庁時間外における業務	多の実	施制	況や	, 使用休止の場合の現地精算の
	実施状況は各事業体により)異な	3の	で,	統一する必要がある。

	開庁時の休止開栓業務については,宇都宮市の制度を基準に業務内容
	の統一を図る。
 調整の考え方	時間外の取扱いについては,緊急時の対応として宇都宮市の制度を基
神霊の与え力	準に調整する。
	使用休止に伴う現地精算については,合併時までに実施する対象者や
	体制を調整する。

中 分 類	水道 小 分 類 水道料金調定・徴収
事 業 名 称	使用水量検針業務
事業目的・内容	水道料金の算定のため,水道メーターの検針を行い,使用水量を計る。
合併に向けた課題	検針業務の形態や頻度は市町において異なり,統一する必要がある。
	検針業務の委託形態や検針の検針期間が異なるが,コストを考慮し,
調整の考え方	宇都宮市で導入している民間委託,ハンディタミナルでの検針,隔月検
	針の制度を基準に調整する。

中分類	水道	小 分	類	水道料金調定・徴収
事業名称	使用水量認定基準			
	水道メーターを通過した	:水道水0	D使月	目量に係る料金は,全て使用者が
┃ ■業目的・内容	負担するのが原則であるた	が,家屋の	D地下	で発生した漏水等により,使用
● 事業日別・内台 ■	量が急激に増加した場合な	よどについ	ては	は,一定の基準を定め水量の認定
	を行う。			
合併に向けた課題	各市町とも要領を定め認	忍定を行っ	てし	Nるが , 申請方法や認定の範囲等
日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	が異なることから,運用方	法につい	て調	!整を図る必要がある。
調整の考え方	水量認定は, 各市町とも	要領を記	Eめ部	湿定をしているが,差異が少ない
	ことから,軽減率などの認	忍定方法を	宇都	3宮市の基準に基づき調整する。

中 分 類	水道	小乡	〕 類	水道料金調定・徴収
事 業 名 称	水道料金の調定・徴収業務	i		
	水道メーターの検針水量	に基っ	jき , ?	K道料金を計算し,調定を計上す
┃ ■事業目的・内容	る。			
事業口の「20日 	水道使用者等に水道料金	と下水	〈道使月	用料と合わせ請求し,指定の方法
	で徴収する。			
	水道料金の調定時期およ	び納期	限,詞	請求方法(隔月徴収または毎月徴
合併に向けた課題	収),水道料金収納方法およ	で口屋	坚振替:	等取扱手数料について ,各市町の
	実施方法,取扱いが異なる	ため調	整が』	必要である。
	水道料金の調定時期,収	納方法	は,請	周定件数が一番多いことから,口
	座振替手数料は一番安価で	あるこ	とから	ら,いずれも,原則として宇都宮
調整の考え方	市の制度を基準に調整する	。なぉ	3 , 料3	金の請求方法については,上三川
	町のみが毎月徴収を実施し	ている	ため	, コスト面を考慮し , サービスの
	低下をきたさぬよう調整す	る。		

中 分 類	水道	小约	分類	水道料金調定・徴収
事 業 名 称	水道料金の滞納整理・停力	k処分		
	受益者負担の原則により),受益	金に応し	びた水道料金を確実に納付しても
事業目的・内容	らうため,料金滞納者に対	付して催	生告状 等	穿を発し,納付指導を実施する。
	再三の納付指導にもかかれ	つらず ,	納付カ	「ない者には , 停水処分を行う。
合併に向けた課題	滞納整理,停水執行をお	含む,高	高額及び	が長期滞納者に対する滞納処分に
日併に円けた味趣	ついて実施方法が異なるだ	こめ , 訂	調整が必)要である。
	滞納整理,停水執行等の	の方法に	こついて	ては,停水処分の頻度が一番多い
	宇都宮市の実施方法に統一	-するた	が,合併	f後も引き続きより効果的な方法
調整の考え方	を検討していく。			
	滞納整理の開始時期は	,水道料	4金の語	情求及び徴収方法の調整が済み次
	第,統一する。			

中 分 類	水道	小	分	類	水道料金調定・徴収
事業名称	集合住宅における各戸検金	†の取	扱		
	基本的には集合住宅の	水道	料金	はー	括して所有者等に請求している
事業目的・内容	が,各入居者毎に直接請求	えして	ほし	لح ۱ مار	この要望がある場合,一定の条件
	を満たせば,各戸毎の検金	†及ひ	料金	請求	を実施する。
	宇都宮市以外では,一船	ひり ひまり ひり かり	合信	È宅に	おいて制度の適用がないが,制
合併に向けた課題	度を新市にも適用するため	りにに	t,通	用及	なび施設要件等について調整を図
	ることが必要になる。				
	利用者サービス向上のた	:め,	制度	を剝	f市全体に適用する。現行の宇都
調整の考え方	宮市の制度では,平成3年	F度り	前に	建設	とした施設と平成4年度以降に建
	設した施設では整備基準が	が異な	こるか	バ, 宇	『都宮市以外の町についても同じ
	条件とする。				

中 分 類	水道 小 分 類 水道料金調定・徴収
事業名称	集合住宅における水道料金特例制度
事業目的・内容	受水槽を設置した集合住宅で、別に定める各戸検針・各戸徴収の契約を締結していない場合、当該集合住宅の使用水量は水道局で設置した水道メーターにより認定している。この場合、集合住宅用に設置されたメーターは口径が大きく、料金体系上、一般住宅用に比べ水道料金が割高になってしまう。このため、集合住宅と一般住宅との料金の均衡を図るため、一定の要件を満たす集合住宅については、申請により一般住宅の料金計算の例により再計算し、総代人に一括して請求する。
合併に向けた課題	宇都宮市以外では制度がない。この制度を新市全域で適用するためには,口径別料金制度(上三川町以外)と用途別料金制度(上三川町)の調整を図る必要がある。(この制度は口径別料金制度に対応したもので,用途別料金制度にはなじまない。) また,各町の料金システムが対応していないため,現状での運用にはシステム改造が必要である。
調整の考え方	電算システムの統合に併せ,制度を適用する方向で調整する。 上三川町についても制度を適用する方向であるが,水道料金の協議の 中で,用途別料金制度の取扱いを調整後,適用の方法を調整する。

中 分 類	水道	小 分 類	建設改良	
事 業 名 称	工事設計積算			
事業目的・内容	事業を実施するにあたり),工事費を通		
事来口的"约台 	・			
看算方法は同じであるが,電算システムの		ームの機種ソフトが異なるので統		
合併に向けた課題 一する必要がある。				
	各市町の使用している機	幾種が異なる か	が,積算については厚生労働省,	
調整の考え方	県歩掛を基準にしているため同等の成果品となることから,工事発注件			
	数が多い宇都宮市の機種に	:統一する。		

中分類	水道	分	類	建設改良
事業名称	土地区画整理事業に係る配水	管布記	2工事	-
	土地区画整理事業の施行の	ためネ	きしく	(はその事業の施行に係る土地の
	利用の促進のため必要な工作	物その	D他σ)物件の設置,管理及び処分に関
	する事業又は埋立若しくは干	拓に関	引する	る事業が土地区画整理事業にあわ
事業目的・内容	せて行われる場合においては	, こオ	เรด)事業は,土地区画整理事業に含
	まれる。			
	配水管布設工事もその一部	であり) , ±	土地区画整理事業者と協議しなが
	ら実施する。			
合併に向けた課題	土地区画整理事業者との水	道施記	9工事	事に関する協定は , 現在のところ
ロ併に凹げた味選	宇都宮市のみしかない。			
調整の考え方	宇都宮市しか協定がないた	め , 写	部宮	官市の制度を適用する。

中 分 類	水道	小 分 類	建設改良	
事 業 名 称	他事業による水道施設移設工事			
	道路や河川等を整備する	る際に , それら	らに埋設していて整備の支障とな	
┃ ■業目的・内容	る水道施設(配水管)を,	当該管理者の)依頼に基づき , 適切な位置に移	
事来口的"约台 	設する。			
	移設の内容により工事負	負担金を原因者	作に請求する。	
	各市町共に移設工事の業	美務の流れは同	同様であるが , 無償・有償工事の	
	考え方及び有償工事に伴	う工事費や事	務費など負担金工事の取扱要綱	
合併に向けた課題	(内規)の統一が必要であ	5る。		
	また,移設に伴う各事業	美者との協定内	7容についても,各市町で異なる	
	ので調整が必要である。			
	各市町の業務の流れはほぼ同様であるが,業務を遂行する上で統一し			
	た取扱要綱(内規)が必要	更となるため ,	資産減耗費の控除の適用や必要	
┃ 調整の考え方	な事務費の加算など,最も	ら内容を網羅し	している宇都宮市の制度を基準に	
神霊の与え力	調整する。			
	なお,各町が既に協定し	しているものに	こついては,協議により変更を検	
	討する。			

中 分 類	水道	小 分	類	建設改良
事業名称	給水要望審査			
事業目的・内容	住民から出される給水要望	2を審2	至・核	検討し , 必要な水道施設を整備す
新来日の・10分 	る。			
	審査基準に基づいて審査をして給水要望に対応しているのは宇			
┃ ┃ 合併に向けた課題	だけで,上三川町は申請一位	‡ずつ額	雪査を	E行っており,上河内町は特に実
日かに内げた味趣	施をしておらず,給水要望/	への対応	とはこ	星なる。このため , 区域全体の公
	平で統一した審査基準及び通	適正な約	含水果	望への対応方法が必要となる。
	既に基準を設けている宇	都宮市	の制	度を基準に調整することとする
 調整の考え方	が,現在の各市町の対応に	差異が す	5るこ	ことから,新市全体の新しい審査
調金の与ん力	基準を設け対応する。その際	祭にはま	ミ加ノ	(者の加入促進策と連携した対応
	策とする。			

中 分 類	水道 小 分 類 建設改良		
事業名称	出水不良解消のための配水管布設工事		
東	出水不良を解消し,安全で良質な水を安定供給するため,適正な	口径	
■ 事業目的・内容 ■	の配水管に布設替えする。		
	宇都宮市は重点地区の計画的整備と住民からの要望への対応の両方	方で	
┃ ┃ 合併に向けた課題	行っているが,上三川町は住民から要望が出れば対応するのみ。上	河内	
口所に凹げた味趣	町については特に実施していない。各市町の出水不良箇所の状況を	踏ま	
	え,計画的整備と随時対応の両方の在り方を調整する必要がある。		
出水不良の解消策は,現行の宇都宮市のように,多発箇所を多数抗			
 調整の考え方	る地域に対しては計画的整備(複数年度),単発の発生に対しては随	寺整	
神登のちん力	備(単年度)に分けて実施していくのが妥当であるが,各市町の状況	況を	
	踏まえて,それぞれの対象地域を設定する。		

中 分 類	水道	小 分 類	水道料金	
事業名称	水道料金審議会			
事業目的・内容	提とした原価主義によるこ 定率または定額をもって明な差別的取扱いをするもの らない。このため,料金の	こと,健全な遺 月確に定められ)でないこと,)改定について	受当であること,能率的経営を前 運営を確保するものであること, れること,特定の者に対して不当 という要件を満たさなければな て,市町長の諮問に応じて,有識 らうため,水道料金審議会を設置	
合併に向けた課題	市町も形態は経営状況の変 常設型で同一となっている	で化等水道料泵 る。業務の流∤	会般の協議会であるものの,どの 会の改定が必要な時に設置する非 いも同じであり,当面は同様に行 最適な委員数を算出する必要があ	
調整の考え方	各市町の設置形態,実施 制度を基準に,新市全体に		りじであることから,宇都宮市の こうに,規則を改正する。	

中分類	水道 小 分 類 水道加入金
事 業 名 称	水道加入金
	水道加入金は,新旧需要者の負担の公平と水道料金の高額化抑制を目
┃ ■ 事業目的・内容	的とし,設置するメーター口径に応じて徴収する。
事来口 的 的位	給水装置工事の新設又は,改造(メーター口径を増す場合に限る)を
	する者から徴収する。
┃ ┃ 合併に向けた課題	各事業体で,加入金額,徴収時期,還付条件,移転撤去による加入金
日所に内げた味趣	の充当等に違いがあり,調整を行う必要がある。
	水道加入金は,現行において,生活者のほとんどが該当する13mm
	と20mmはそれほど差がないが,25mm以上は宇都宮市が各町より
	高額となっている。
	このため,宇都宮市の金額に統一すれば,生活者の負担はそれほど変
	化なく,しかも加入金収入全体の確保ができる。各町における新規の2
調整の考え方	5 mm以上の加入者の負担は増加するものの,2 5 mm以上の新規加入
	者は少なく,一時金である。
	したがって,宇都宮市の金額に統一することとし,合併前から加入の
	手続きをしていた者で負担が増加する場合には旧料金を適用する。加入
	金の徴収時期及び充当等の取扱いについても,宇都宮市の制度を基準に
	調整する。

中 分 類	水道	分類	一般会計繰入金
事業名称	消火栓設置費・維持管理費・	用水負担会	È
	地方公営企業法第17条の	2により	, 経費の性質上 , 事業の収入を充
事業目的・内容	てるのが不適切なものは公費	負担が適切	切であることから,消火栓の設置
	費や維持管理費,消火用水は	公費負担	(一般会計負担金)となる。
	上河内町以外は,消火栓に	かかる設計	置,維持管理,用水の費用を公費
合併に向けた課題	負担(一般会計負担金)とし	ているが	, それぞれの範囲と算出方法が異
	なっていることから,統一す	る必要があ	ある 。
調整の考え方	実績に基づき必要額を徴し	ている宇都	都宮市を基準に調整する。

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理	
事業名称	組織・定数管理			
	常に企業の経済性を発揮するとともに,その本来の目的である			
	福祉を増進するよう水道事	事業を運営する	らためには,最も効率的で効果的	
事業目的・内容	な執行体制を実現する必要	要がある。こ <i>α</i>)ため,中長期的な将来の経営の	
	状況を踏まえた目標職員数を見据え,各年度において効率的な組織体制			
	の構築や定数の適正化を図	図る。		
	各町の水道事業に関する組織・定数管理は各町の全体の組織・定数計			
	画の中で管理されている。			
合併に向けた課題	合併に向けた課題 このため、合併後の水道事業の将来経営を見据えた計画策定や			
	ービス,経済性の発揮を踏まえた適正な組織・定数について協議,調整			
	を行う必要がある。			

	各町の事業経営の状況や組織・職員構成を視野に入れ,各市町におい
	て合併を見据えた組織・定数管理ができるよう調整を行うが,地方公営
調整の考え方	企業としての組織・定数管理を実施しているのは宇都宮市のみであるた
	め,従前の各町の管理手法等との統一性を確保しながら,宇都宮市の制
	度に統一する。

中 分 類	水道 小 分 類 内部管理
事業名称	人事管理制度
	人事,服務等の職員各個人の管理は,地方公務員法その他関係法令に
	基づき厳正に行うことが必要であり,特に水道局においては自主的で自
 事業目的・内容	立性の高い企業経営を行うため,より一層の適正,公平で透明性がある
学来口的 1916 	人事管理を行い,頑張った職員が適正に処遇される能力主義人事への転
	換を図り,人材育成型人事を推進する。その内容は,人事評価,人事異
	動,昇任,退職,一般服務,分限,懲戒など多岐に渡る。
	水道事業に関する人事管理制度は,概ね市町長部局に準じている。こ
	のため,合併後も新市の市長部局との調整を図るとともに,一部水道局
│ 合併に向けた課題 │	独自の人事管理手法の部分については,事前に協議,調整を行う必要が
	ある。
	新市の市長部局との連携のもと,各市町の人事管理制度を把握し調整
調整の考え方	するとともに,宇都宮市のみが地方公営企業として独自の人事管理制度
	を運用していることから ,基本的に合併後は宇都宮市の制度に統一する。

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理	
事業名称	臨時職員			
	産休・育休・傷病休暇職員の代替事務補助,繁忙期事務作業補助等			
事業目的・内容	ため,必要に応じ臨時職員	夏を雇用し,ネ	社会保険加入喪失・雇用保険加入	
	喪失手続き等を行う。			
	≝じているため,新市の市長部局			
	との調整が必要である。			
日かに凹げた味趣	合併に向けた課題 臨時職員の配置については,合併後の業務の状況を踏まえ,改めて 査する必要がある。			
調整の考え方	宇都宮市上下水道局以外	トでは雇用の実	『態はないが , 宇都宮市の制度を	
基準に新市全体に適用できるように要綱を改正する。			昼を改正する。	

中分類	水道	小 分 類 内部管理
事 業 名 称	嘱託職員	
事業目的・内容		り勤務形態を弾力的に運用できる嘱託職員を任 ・雇用保険加入喪失手続き等を行う。
合併に向けた課題	部局との調整が必要である	灯長部局の基準に準じているため,新市の市長る。 ては,合併後の業務の状況等を踏まえ,改めて

調整の考え方	宇都宮市上下水道局以外では雇用の実態はないが,宇都宮市の制度を
	基準に新市全体に適用できるように規則を改正する。

中分類	水道 小 分 類 内部管理	
事業名称	職員給与(給料)	
事業目的・内容	条例に基づき,職員に給料を支給する。	
合併に向けた課題	各市町とも市町長部局の基準に準じているため,新市の市長部原	引との
口併に凹げた味趣	調整が必要である。	
回数の 老 う亡	合併関係市町間は,職員数が最も多く調整の影響の少ない宇都語	宮市の
調整の考え方	制度を基準に,新市全体に適用できるように規則を改正する。	

中 分 類	水道 小 分 類 内部管理		
事業名称	職員給与(手当)		
事業目的・内容	扶養手当・超過勤務手当等のほか,水道事業独自の業務に対応するも		
■ 尹耒日別・内台 ■ ■	のとして特殊勤務手当を定め,支給する。		
	基本的には各市町とも市町長部局の基準に準じているため,新市の市		
	長部局との調整が必要である。		
合併に向けた課題	ただし,水道事業独自の業務に対応する特殊勤務手当は宇都宮市しか		
	ないため,新市の水道事業における各業務の内容等を比較検討し決定す		
る必要がある。			
調整の考え方	合併関係市町間は、職員数が最も多く調整の影響の少ない宇都宮市の		
神笠のちん刀	制度を基準に,新市全体に適用できるように規則を改正する。		

中分類	水道	小 分 類	内部管理	
事業名称	退職手当引当金			
	一時に多くの職員が退職	はすると,多	額の退職給与金が支払われること	
	となり,そのまま,当該年	F度の費用と	すると損益計算上,他年度との不	
┃ ■ 事業目的・内容	均衡が生じる。退職給与金	き支給の原因	は,職員の労働であると考えるこ	
事来口的"约台 	とから,退職給与金は各年	F度に分担さ [・]	せることが発生主義の損益計算上	
	望ましいものであり,毎年	度一定の基準	準額を費用計上し,年度間の平準	
	化と計画的な執行を図るた	-め,引当金	を計上する。	
	退職手当引当金が有るの	は宇都宮市	だけであり,上三川町・上河内町	
┃ ┃ 合併に向けた課題	は退職手当組合に負担金を	を支払ってい	るため,合併時に退職手当組合と	
一口竹に凹げた味趣	の精算を行った後,市長部	『局と調整し	上三川町・上河内町の水道会計分	
の額を退職引当金へ積み増す必要がある。				
	宇都宮市は,地方公営公	業法及び同業	法施行に関する命令の実施につい	
調整の考え方	ての依命通達により損益語	†算の平準化	を図るため毎年一定の基準により	
	引当てている。新市の市長	部局と調整	し,合併後も同様とする。	

中 分 類	水道	小 分	類	内部管理	
事業名称	職員被服貸与				
	業務能率の向上,水道業	務職員の	認証	E,職員相互の連帯感,CI効果	
事業目的・内容	による水道業務のイメージ	アップ等	の観	見点から,水道事業に従事する職	
	員に対し職務の執行上必要	な被服を	貸与	する。	
合併に向けた課題	各市町の取扱いが異なる	ため,被	服の	必要性や貸与制度のあり方を検	
ロガに凹げた味趣	音併に向けた課題				
	被服貸与の制度自体がな	い町があ	るも	のの,業務服を着用することで	
┃ 調整の考え方	業務能率の向上, CI効果	等多くの	メリ	リットが認められていること,ま	
神差の与え 力	た , 現在貸与されている業	務服を有	効に	活用するためにも,宇都宮市の	
	制度を基準に新市全体に適	用する。			

中分類	水道	小 分	類	内部管理
事業名称	職員研修			
	水道事業にかかわる知識	や技能の	D習得	身を目的とする。また,企業職員
事業目的・内容	として,あるいは管理監督	者として	て勤務	8能率の発揮及び増進を図る契機
	とするための研修を実施す	る。		
	各自治体で実施している	研修の個	固々の)具体的な内容を検討し,その内
合併に向けた課題	容に応じて引き続き実施し	ていくだ	小等码	T修体系を見直していくことが必
	要である。			
	各市町の実施形態は,独	自で実施	色して	こいるところもあるが , 地方公営
	企業の企業職員として必要	な研修を	主実が	しているのは宇都宮市だけであ
調整の考え方	ることから ,宇都宮市の実施	施形態を	基準	に研修体系を見直し ,調整する。
	また,各町独自で行ってい	るものに	こつし	Nては,内容を検討し,継続して
	実施していくことの必要性	を検証し	, 取	り込んでいくか等の調整をする。

中 分 類	水道 小 分 類 内部管理
事 業 名 称	労務管理
	地方公営企業は,労働基準法適用職場であり,より民間企業に近い労
	働関係が確立されている。
	また,企業職員が組織する労働組合は,労働組合法の適用を受ける組
┃ ■ 事業目的・内容	合であり,労働条件に関する団体交渉権とそれに基づく,労働協約締結
尹耒日別・内台 	を有する。
	このような法の要請に基づき,企業としては常に職員の公務能率の確
	保の観点も踏まえ,職員の労働条件や日頃の勤務状況などを把握し,常
	に職員が働きやすく能力が発揮できるような労務管理を行う。
	労働組合法による企業職員が組織する労働組合があるのは宇都宮市の
合併に向けた課題	みであり,各町では地方公営企業に関する労務管理が存在しない状況で
	あるため,その調整を図る必要がある。
調整の考え方	労働組合は新市においても存続することから,宇都宮市の制度に統一
神霊のちん力	する。

中 分 類	水道 小 分 類 内部管理
事業名称	福利厚生
事業目的・内容	各種の厚生事業及び共済事業を実施し,職員の厚生・福祉の増進に努
■ 尹耒日別・内台 ■	める。
合併に向けた課題	各市町とも全て市町長部局の基準に準じているため,新市の市長部局
一分に凹りた味趣	との調整が必要である。
調整の考え方	合併関係市町間では,ほぼ同様の形態で実施していることから,宇都
神登の考え力	宮市の制度を基準に新市全体に適用できるように規則を改正する。

中 分 類	水道	小分	分類	内部管理	
事 業 名 称	労働安全衛生管理				
	職員の職場における安全	と健康	東を確保	Rし,快適な作業環境の形成を促	
	進することを目的とする。				
事类日的,内容	法により、水道事業では	は労働者	皆が 1 C	00人以上の場合安全委員会を ,	
■ 事業目的・内容 ■	50人以上の場合衛生委員	会を記	分けなけ	ければならず,これらに該当する	
	事業体は安全衛生委員会を	を設置し	しており),また,各種健康診断等を実施	
	する。				
	特殊健康診断の対象者は	はすべて	で同じ。		
┃ ┃ 合併に向けた課題	安全衛生委員会は,労働	動者数∅	D関係」	こ,水道事業独自に設置している	
一口肝に凹けた味趣	のは宇都宮市だけであり,	・上三川	川町・上	- 河内町は町長部局と一緒となっ	
	ており ,合併後の各事業場	の労働	者数も	踏まえ ,調整を行う必要がある。	
	安全衛生委員会の設置が	が上三川	川町・上	- 河内町では水道独自で行われて	
┃ 調整の考え方	いないことから , 宇都宮市	の制度	きを基準	ҍとして労働者数を踏まえて設置	
神霊のちん力 	するよう調整する。特殊優	建康診と	折は,対	対象者がすべて同じことから,宇	
	都宮市の制度にあわせて受	を診させ	せる。		

中 分 類	水道	小 分	類	内部管理
事業名称	広報活動			
事業目的・内容	水道事業について,様々	な手段	で広幸	殴活動を展開することにより,事
■ 尹耒日別・内台 ■ ■	業に対する利用者の理解や	関心を	高める	, ,
合併に向けた課題	宇都宮市以外の各町では	‡,広報	活動に	はあまり実施されていないので,
一分に凹りた味趣	宇都宮市の手法を,合併後	きどのよ	うに拡	な充するか調整が必要となる。
	宇都宮市の制度を基準と	:して,	各町を	E取り込むものとする。各種イベ
調整の考え方	ントや水道施設見学会につ	いては	各町の)状況も踏まえて , 開催場所や手
	法についても検討する。			

中 分 類	水道	小:	分 類	内部管理
事業名称	広聴活動			
	水道事業に関する需要者	香の意見	見・提	案等の把握に努め,水道事業のサ
事業目的・内容	ービスの向上を図るととも	5に,タ	功率的	な事業運営に資するため,水道事
	業懇話会等の設置や水道モ	ミニタ-	-制度	を実施する。

合併に向けた課題	宇都宮市以外は経常的な広聴事業があまりないため,調整する必要が		
口所に凹げた味趣	ある。		
	上三川町・上河内町は広聴事業があまりないため , 宇都宮市の広聴活		
調整の考え方	動を新市全体に拡充する。上河内町の簡易水道事業運営協議会について		
は、水道事業懇話会や水道料金審議会に再編する。			

中分類	水道	小 分	類	内部管理
事業名称	予算編成			
	地方公営企業法に基づき	,水道引	業管	管理者が予算案を作成し,市町長
事类只的 . 由家	に送付する。			
事業目的・内容 	市町長は議会に諮り、予	5算が成立	Zす∤	ıば , 管理者に通知する。
	その後,管理者は,予算	執行計画	画を作	成する。
	上河内町を除く1市2町	丁では地方	了公官	合企業法に基づく予算編成を行っ
	ており , 大まかな事務の流	れ,スク	「ジュ	ールに差はない。
合併に向けた課題	上河内町では特別会計で	で運営され	いてま	3り,合併にあたっては制度上の
	調整を要する可能性がある	らが,事剤	多の流	れ等は基本的に他市町同様であ
వ 。				
	基本的に各市町とも事務	多の流れは	は同様	まであり,予算規模が最大の宇都
知敬のおうか	宮市の制度を基準とし、必	め要に応し	泛会計	†規程を改正する。
│ 調整の考え方 │	上河内町については,台	合併時まで	ごにゴ	と業会計による会計の統合ができ
	るようにする。			

中 分 類	水道	小 分	類	内部管理	
事業名称	財務会計電算システム				
	財務会計事務の一元化 ,	正確化	, 省ナ]化および必要な資料の即時収集	
事業目的・内容	を行うため,財務会計の基	基礎である	5支出	は負担行為,会計伝票の作成及び	
	納入通知の作成等を電算シ	ノステムで	で行う)。	
	宇都宮市はNTTデータ	ァ,上三川	川町に	tTKC, それぞれに異なるシス	
┃ ┃ 合併に向けた課題	テムによる企業会計処理を	を行ってい	いるだ	こめ,システム間の調整が必要で	
日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	ある。上河内町については	ま,特別2	会計で	で会計処理を行っていることから	
	企業会計へ変更するための)調整を図	図るこ	ことが必要となる。	
	各市町において電算システムによる会計処理が行われているが、				
調整の考え方	タ量等を考慮すると宇都宮	官市のシス	ステノ	Aを基準とすることが最も効率的	
	であることから,宇都宮市	5のシスラ	テムを	新市全体に適用できるよう改良	
	する。				

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	契約・入札制度		
事業目的・内容	水道事業に係る工事や委	託などの請負	契約の締結,予定金額が一定以
事業日別・内谷	上の契約案件についての指	名業者選考及	び入札を行う。
発注標準金額,予定価格の公表,指名業者の格付けなどの取扱し			
合併に向けた課題	各市町で違いがあり,契約	事務の性格上	, 合併前に統一する必要がある。

	契約事務は,その性格上統一する必要があり,宇都宮市における契約
	件数,対象となる業者数が多いことから,宇都宮市(市長部局)の制度
 調整の考え方	を基準として統一し ,合併後の契約事務のスムーズな執行を図る。また ,
神密の与え力	指名業者選考会については,契約事務は本来水道事業独自に行うもので
	あること,現に宇都宮市において設置していることから,合併後も,宇
	都宮市の指名業者選考会を基にして設置する。

中分類	水道 小 分 類 内部管理
事業名称	指名業者の登録
	水道局が発注する請負工事等の入札・見積合わせに参加できる業者を,
┃ ■業目的・内容	2年に一度,入札参加希望の申請を受け,経営事項審査結果通知書,技
尹未口以"以台 	術職員名簿,過去の工事実績などの内容を審査し,欠格事項がある業者
	を除き,ランク分けして登録する。
	名簿の有効期限が各市町とも同じく平成16年度までであることか
┃ ┃ 合併に向けた課題	ら,統一した指名参加基準を作成して,平成17~18年度の登録者名
日間に回りた味趣	簿を作成する必要がある。また,合わせて,配水管布設工事の指名業者
	の工種も統一する必要がある。
	各市町とも市町長部局と同じ指名業者登録名簿を使用しており,独自
	の名簿の作成には多くの労力が必要になるとともに,業者にも負担をか
調整の考え方	けることから,合併後も合併前の手法と同様に新市の市長部局で作成す
	る名簿を使用する。また,工種については,宇都宮市においても検討課
	題になっているため,合併前に検討し,統一する。

中分類	水道	小 分 類	内部管理
事業名称	出納業務		
事業目的・内容	収入事務,支払事務のほ	か ,経営成績	や財政状態を明らかにするため,
事業日別・19日 	財務会計全般について経理	処理を行う。	
会計については,上河内町が地方公営企業法の非適用となってい			
	新市全体として適用するこ	とができるよ	う進める必要がある。出納業務
合併に向けた課題	については,市町長部局(出納室等) と	は別に独自に実施している市町
	とそうでない町があるので	,統一を図る	ら必要がある。また,電算システ
	ムや会計規程についても統	一を図る必要	ら がある。
	会計規模が一番大きく業	務量も多い字	学都宮市の会計規程及び事務執行
調整の考え方	方法を新市に適用する。ま	た,電算シス	くテムについては , 財務会計全般
	を網羅している宇都宮市の	システムとす	⁻ る。

中 分 類	水道	小 分 類 内部管理
事業名称	公金運用	
事業目的・内容	公金のうち,支払に支障 する。	節のない余裕資金を安全かつ有利な方法で運用
合併に向けた課題	公金保管運用基準の統一	-を図る必要がある。
調整の考え方		が,ペイオフ対応策が明らかで運用方針が多岐 孫内容に統一することで調整する。

中分類	水道 小 分 類 内部管理
事業名称	出納・収納取扱金融機関
事業目的・内容	出納取扱金融機関,収納取扱金融機関を指定し,収納及び支払事務の
学来日的*/约合 	一部,または収納事務の一部を取り扱わせる。
合併に向けた課題	出納取扱金融機関の統一を図る必要がある。また ,口座振替手数料(収
ロ肝に凹げた味趣	納)については,有料・無料の相手方や単価を統一する必要がある。
	出納取扱金融機関については,収納及び支払件数等の多さから宇都宮
	市における出納取扱金融機関とすることで調整する。収納取扱金融機関
調整の考え方	については,利用者の利便性を考慮し,現在各市町の契約する金融機関
	とする。また,口座振替手数料は,経費節減のため一番安価な宇都宮市
	の単価に統一する。

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事業名称	固定資産台帳管理		
事業目的・内容	固定資産の取得,異動,	処分(除却)	の際に,固定資産台帳の作成,
事業日の・19分	更新を行い,個々の固定資	産を管理する	00
	電算システムの統一を図る必要がある。		
合併に向けた課題	固定資産台帳のない上河	内町について	ては,企業会計化する場合,台帳
	を作成する必要がある		
	宇都宮市における固定資産の件数が一番多く,電算システムで管理		
調整の考え方	れているため、宇都宮市の	管理方法を採	採用することで調整する。上河内
町においては、企業会計化する場合、新市に移行前に台帳を作成する			

中分類	水道 /	\ 分	類	内部管理
事業名称	たな卸資産管理			
	たな卸資産は , 取得あるい	は使用	等の	事由が発生したとき貯蔵品受払
事業目的・内容	簿等に記帳して帳簿残高の研	認をす	る。	また,毎事業年度末にたな卸資
産の受払に関係のない職員を立会わせ実地たな卸を行う。				[地たな卸を行う。
	水道メーターや修繕材料に	ついて	. ,支	給材料制度,請負業者持ち制度,
合併に向けた課題	会併に向けた課題 メーターメーカー市内窓口払出方式などの管理方法にばらつきがあるがめ、統一を図る必要がある。			
調整の考え方	宇都宮市の管理方法は, 戸	『能な限	引力だ	な卸資産を持たず効率的である
調整の考え力	ことから,これにより調整す	る。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事業名称	工事検査		
事業目的・内容	水道事業で発注する請負	真工事契約の通	適正な履行を確保するために,そ
争未口的的分	の工事について,契約図書	『に基づき厳』	Eかつ公正に検査を行う。
	合併後の検査専門課 (室	図)の検査体制	川について検討が必要である。
合併に向けた課題 また,検査専門課(室)と工事			果の検査対象工事の区分を調整す
	る必要がある。		
	水道事業の検査に特化し	ノ,検査のみな	ならず水道技術全般の監理を行っ
調整の考え方	ている宇都宮市水道局の検査体制を基準に調整する。検査対象工事の区		
	分もこれにより宇都宮市 <i>の</i>)基準に合わt	せ,効率化を図る。

中分類	下水道 小 分 類 下水道建設
事業名称	工事設計積算・工事現場管理・実施設計・使用材料承認
	工事の設計積算は,下水道施設計画設計指針・栃木県土木工事標準積 算基準書等をもとに,請負契約のための金額を電算システムを使い算出
	する。 工事の現場管理は,適正な工事の施工管理のため,工事監督マニュア
事業目的・内容	ルにより下水道工事の監理監督を行う。
	実施設計は,下水道施設計画設計指針・工事設計マニュアルをもとに, 工事実施のための設計を行う。
	使用材料承認は、下水道用マンホール鉄蓋仕様書との照合により材料
	を承認する。
	工事共通仕様書・工事マニュアル・下水道設計積算基準・電算システ
合併に向けた課題	ム(各市町)について,工種や工法・使用材料など各市町のこれまでの
	実績により採用が異なることがあるため,調整が必要である。
	合併関係市町間で工事の設計積算等は類似していることから,宇都宮
調整の考え方	市の制度を基準に調整する。ただし,合併時まで各町が設置したマンホ
	ール鉄蓋等の使用材料については現行のまま引き継ぐ。

中分類	下水道	小 分 類	下水道建設
事 業 名 称	未帰属団地の管渠整備		
	宇都宮市においては,都	都市計画法の討	午可を受けて開発された団地でま
┃ ■業目的・内容	だ市に帰属されない道路((未帰属道路)	についても,市道認定の手続き
事来口的"约台 	をした後に下水道の管渠を	を整備している	る。各町については , 未帰属道路
	がどのくらいあるか実態が	が不明である。	
	各町において未帰属団均	也がどのくらい	Nあるか , 不明であるため調査し
合併に向けた課題	全体量を把握し,宇都宮市	市の制度を新 請	っに適用できるかどうか検討が必
	要である。		
調整の考え方	合併関係市町間で類似す	する事業がない	1ことから,宇都宮市の制度を基
	準に調整するとともに,各	5町に未帰属道	道路の受け入れ条件がないことか
	ら,宇都宮市の条件を全体	本に適用する。	

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道建設	
事業名称	私道管渠整備			
事業目的・内容	公共下水道認可区域にお	さいて,私道に	おける公共下水道工事実施要綱	
事来口的"约台 	に基づき個人所有の道路((私道)に下水	<道の管渠を布設する。	
 合併に向けた課題	最低対象戸数や道路条件	‡など私道にま	おける下水道整備工事実施のため	
ロガに凹げた味趣	の基準が異なることから、	調整が必要で	きある。	
	合併関係市町間で私道の	D管渠整備の基	基準が類似していることから,宇	
調整の考え方	都宮市の制度を基準に調整するものとし,住民サービスの低下を招かな			
	いよう要綱を改正する。			

中 分 類	下水道	分 類	下水道建設
事 業 名 称	低地用小型ポンプの設置		
事業目的・内容	公共下水道認可区域におい	て,地形/	が低地なため自然流下が困難な宅
争未口的的分	地の汚水を排除するため,小	型ポンプカ	施設を設置する。
	宇都宮市においては,自然	流下が困難	雑な宅地2戸以上あれば,低地用
合併に向けた課題	小型ポンプを設置しているか	, 各町で	は事例がないため , 宇都宮市の条
	件を全体に適用するか調整が	必要である	3 .
	宇都宮市のみが実施してい	る事業でな	あるが , 自然流下が困難な地域に
調整の考え方	おける下水整備を推進するた	めには必要	要な事業であることから,宇都宮
	市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	下水道	小 分 类	下水道建設
事業名称	処理場の整備		
	各家庭,各事業所から持	非出される汚	水を適切に処理する終末処理場を
	増設する。増設時期につい	1ては,処理	場の流入下水量や施設能力の現状
┃ ■業目的・内容	を把握するとともに,処理	里区域内の人	、口増や管渠整備の進捗等を十分視
■ 事業日別・19分 ■	野にいれながら決定してい	١<.	
	宇都宮市,河内町におり	1て,処理場	らが供用開始しており,施設の増設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	を計画している。		
合併に向けた課題	施設整備率は,各市町で	で差があるこ	とから,区域内全体の均衡ある下
口併に凹げた味趣	水道整備普及のため,整備	#計画のすり	合わせを行う必要がある。
調整の考え方	法令に基づき各市町が写	実施している	事業であるが,下水道管渠整備に
	併せるなど,宇都宮市の塾	整備基準によ	り,施設整備計画を調整する。

中 分 類	下水道 小 分 類 下水道建設	
事業名称	中継ポンプ場の整備	
事業目的・内容	低地発生汚水をポンプにより速やかに処理場へ圧送するため,中継ポンプ場を整備する。 現在,宇都宮市において,中継ポンプ場については全体計画13ヶ所の内12ヶ所を整備しており,設備能力が完了した施設が9ヶ所ある。 河内町においては,今後,建設を予定している中継ポンプ場が2ヶ所ある。 上河内町においては,今後,建設を予定している中継ポンプ場が1ヶ所ある。	
合併に向けた課題	施設整備率は,各市町で差があることから,区域内全体の均衡ある下 水道整備普及のため,整備計画のすり合わせを行う必要がある。	
調整の考え方	下水道管渠整備に併せるなど,宇都宮市の整備基準により,施設整備 計画を調整する。	

中 分 類	下水道	小 分	類	下水道使用料
事業名称	料金審議会			
東娄日的 , 由家	下水道使用料の設定にあ	5たってl	t , 2	公正妥当であること,能率的経営
■ 事業目的・内容 ■	を前提とした原価主義によ	はること	, 健全	≧な運営を確保するものであるこ

	と,定率または定額をもって明確に定められること,特定な者に対して
	不当な差別的取扱いをするものではないこと,という要件を満たさなけ
	ればならない。このため,料金の改定について,市町長の諮問に応じて,
	有識者等の第三者により,調査・審議してもらうため,下水道使用料等
	審議会を設置している。
合併に向けた課題	適正な委員数の算出 ,委員の選任方法 ,財政計画の策定が課題である。
知数のおうた	各市町の設置形態,実施方法はほぼ同じであることから,宇都宮市の
調整の考え方	制度を基準に,新市全体に適用できるように,規則を改正する。

中 分 類	下水道 小 分 類 受益者負担金・分担金
事 業 名 称	受益者負担金・分担金賦課
	下水道整備事業の健全な運営のため,下水道の恩恵を受ける受益者に
事業目的・内容	建設費の一部を負担していただく受益者負担金,分担金を決定し徴収す
	る。
合併に向けた課題	各市町,受益者負担金制度は,ほぼ同じであるが,分担金について差
日併に円けた味趣	異があるため,調整が必要である。
	受益者負担金については,単価の違いはあるものの,制度自体は同じ
調整の考え方	であるため,今後発生する新たな負担地区については,原則として宇都
	宮市の制度を基準に調整する。ただし合併時に既に賦課公示した受益者
	負担金・分担金は,現行のとおりとする。

中 分 類	下水道 小 分 類 受益者負担金・分担金
事業名称	受益者負担金電算システム
	受益者負担金を賦課するため,電算システムを使用している。固定資
┃ ■ 事業目的・内容	産関係の土地台帳システムからデータを移管し,内部もしくは外部に委
事来口的"的合 	託し賦課・収納事務を電算処理している。(受益者負担金制度は,ほぼ同
	じである。負担単価については相異あっても問題がない。)
	各市町の電算システムにレベルや手法に差があり,また先端のシステ
合併に向けた課題	ムを持った市町に併せた場合,技術的問題やコストの問題が生じてくる
	ため,調整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市において,現在受益者負担金電算システムの開発を進めてい
	ることから,各町のシステムと調整を行い一元化する。

中分類	下水道	小 分	類	水洗化の促進
事業名称	公共下水道接続工事資金融	蚀資斡旋制	度	
	自己資金のみでは排水設	设備工事	慢を-	-時的に負担することが困難な者
事業目的・内容	に対し,金融機関融資を軟	鉢旋すると	<u>ځ</u> ځ	らに , 借り入れの際に生じる利子
	を負担することにより,系	川用者の負	担を	軽減し,水洗化の促進を図る。
合併に向けた課題	融資上限額や斡旋条件 ,	取扱金融	機関	1等に差異があることから,調整
一口肝に凹げた味趣	が必要である。			
調整の考え方	利用者にとって,宇都宮	官市の制度	きが最	是も水準が高いことから,宇都宮
	市の制度に統一する。			

中 分 類	下水道 小 分 類 水洗化の促進		
事業名称	生活扶助世帯水洗便所設置費補助制度		
事業目的・内容	生活扶助世帯のくみ取り便所を水洗便所に改造するための費用を補助		
	することにより,下水道の処理区域内における水洗化を促進する。		
合併に向けた課題	自治体により,制度の有無がみられることから,調整が必要である。		
調整の考え方	利用者にとって,宇都宮市の制度が最も水準が高いことから,宇都宮		
	市の制度に統一する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	排水設備工事	
事業名称	排水設備工事確認審査・完	完了検査業務		
事業目的・内容	法令に従い,適切な排水設備の設置を図るため,排水設備工事の			
新来日の・10分 				
今併に向けた 細時	排水設備工事確認審査,	,完了検査は下	水道法等に基づき実施しており、	
合併に向けた課題				
調整の考え方	運用上の差は業務に支障	章を生じる程	度までとはいえないが,運用面に	
神霊のちん力	おける効率性を配慮して,	, 合併時に宇	都宮市の制度に統一する。	

中 分 類	下水道	小 分	類	排水設備工事
事 業 名 称	排水設備工事確認・完了手数料徴収業務			
事業目的・内容	排水設備工事の確認審査及び完了検査申請の際,手数料を徴収する。			
合併に向けた課題	手数料の額に差異があることから,調整が必要である。			
新市における確認審査・完了検査を想定し手数料を算定したとこ調整の考え方				
神霊のちん力	宇都宮の単価と近似してい	いることが	۱S,	宇都宮市の制度に統一する。

中 分 類	下水道	小 分	類	排水設備工事
事業名称	排水設備工事標準仕様書			
事業目的・内容	法令に基づき , 適切に排	水設備を	設置	むするための標準仕様を定める。
日本下水道協会が定める「下水道排水設備整備指針」をもとに				〈設備整備指針」をもとに,排水
┃ 合併に向けた課題 ┃ 設備工事標準仕様書は,宇都宮市・河内町にあり,上三川町・上河				
	にないことから調整する必	要がある	00	
調整の考え方	宇都宮市・河内町の仕様	書には発	さどま	達異がないことから,宇都宮市の
神 一 神 一 神 一 神 一 神 一 神 一 神 一 神 一 神 一 神 一	制度に統一する。			

中 分 類	下水道	小	分	類	排水設備工事
事業名称	指定工事店管理業務				
事業目的・内容	排水設備工事を施工する	指定	工事	店の	指定及び管理を行う。
合併に向けた課題	手数料の額などに差異が	ある	こと	から	,調整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市と河内町が同額	であ	, נו	最も	5低い金額であることから,宇都
調整の与え力 	宮市の制度で調整する。				

中分類	下水道	小 分	類	下水道維持管理	
事業名称	管渠の維持管理				
	快適な生活環境を確保し,公共用水域の水質保全を図るため,下水				
	施設の適正な管理を行う。				
	計画的に管渠等の清掃を	を実施し,	常に	こスムーズな汚水の流れを確保す	
事業目的・内容	る。また,管渠調査により)異常箇所	を発	発見し,対策を講じて管渠の事故	
	防止と延命化を図る。				
	道路の表面形態の変化にあわせて,マンホール蓋の交換・調整を随時				
	行い,事故防止および振動	カ・騒音σ	苦情	『に対応する。	
	管渠の維持管理については,各市町で大きな差異がないが,宇都宮市				
合併に向けた課題のみ一部直営班により行っているため、調整が必要である。					
宇都宮市の直営班は緊急時に備えて当面は必要で調整の考え方				á面は必要であるため,原則とし	
- 神雀の与ん力	て宇都宮市の制度に調整す	ける。			

中 分 類	下水道 小 分 類 下水道維持管理			
事業名称	雨水渠の維持管理			
	雨水渠の排水機能保持及び環境保全をするため,雨水渠・園路・スク			
┃ ■業目的・内容	リーン・伏越・ポンプ場・河川占用区域の清掃・除草及び修繕,許可工			
● 事業日別・19分 ■	作物(樋門)の点検業務・流出口排水水質検査業務,雨水渠・景観水路			
	の剪定・消毒等適正な維持管理を行う。			
今併に向けた無時	雨水管渠の維持管理については,各市町で大きな差異がないが,宇都			
合併に向けた課題 宮市のみ一部直営班により行っているため,調整が必要である。				
調整の考え方	宇都宮市の直営班は緊急時に備えて当面は必要であるため,原則とし			
神雀のちん力	て宇都宮市の制度に調整する。			

中 分 類	下水道	小 分	類	下水道維持管理		
事業名称	老朽施設改良					
	施設の老朽化による機能	施設の老朽化による機能低下の防止など,安全で快適な住民生活を確				
┃ ■業目的・内容	保するため,適正な維持管	管理を図る	0			
事来口的"约台 	各町においては,事業開	見始からそ	わに	まど年数が経過していないので ,		
	老朽化は進んでない。					
	宇都宮市においては、老朽施設の改良を行っているが、各町につ					
合併に向けた課題	合併に向けた課題 は老朽化が進んでいないため,新市において宇都宮市の制度をその					
適用するのか調整が必要である。						
調整の考え方	各町においては,当面の	D間,老杯	施設	设良を行う必要性が少ないこと		
神罡のちん刀	から,合併時において宇都	『宮市の制	度を	新市全体に適用する。		

中 分 類	下水道	小	分	類	下水道維持管理
事業名称	不明水対策				
事業目的・内容	有収率の向上,下水道管	渠0)適]	管理	惺を図るために,不明水削減対策
事業日の・19分 	として管渠調査や修繕工事	なと	を実	[施す	⁻ る。

今供に向けた 細節	市町ごとに調査・修繕を実施しているが,新市に移行後は実施区域の
│ 合併に向けた課題 │	選定などについて,調整を図る必要がある。
知較の老う亡	市町ごとに調査・修繕を実施しているが,調査・修繕手法を宇都宮市
┃ 調整の考え方 ┃	の基準に統一する。実施区域の選定については ,新市において調整する。

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道維持管理		
事 業 名 称	既設団地の下水道施設受力	れ・指導			
事業目的・内容	既設団地の下水道施設の受入れ(移管)をすることによって,地域				
サ 表目的・1分台 	民の生活環境の向上を図る	, ,			
宇都宮市と河内町は要綱を制定しているが,上三川町・上河内町					
合併に向けた課題 いては要綱等がないため,宇都宮市の基準を全体に適用するのか調					
	必要である。				
調整の考え方	宇都宮市と河内町の制度	₹が類似してい	Nることから,宇都宮市の制度を		
調整の与え力 	基準に調整するものとし,要綱を改正する。				

中分類	下水道 小 分 類 下水道維持管理				
事業名称	宅地開発事業における下水道施設の事前指導				
	宅地開発に伴い下水道施設の事前指導が必要であり,宅地開発事業事				
事業目的・内容	前協議申出書の受付,意見書,事前協議書,協定書の締結,完成検査を				
	実施する。				
合併に向けた課題	宇都宮市は要綱を制定しているが ,各町においては要綱等がないため				
一分に凹りた味趣	宇都宮市の基準を全体に適用するのか調整が必要である。				
調整の考え方	宇都宮市の制度を合併時に新市全体に適用することで調整する。				

中 分 類	下水道	小 分	類	下水道維持管理
事業名称	管渠の区域外接続許可			
事業目的・内容	下水道区域外より下水道	1に接続す	するに	こあたり , 施設の事前指導及び区
新来日的・10分 	域外下水道接続申請書の受	经付,許可	」,完	E成検査,寄付手続を行う。
合併に向けた課題	宇都宮市・上三川町・河	可内町にま	3117	「条例に基づき運用しているが ,
ログに凹げた味趣	上河内町が未整備のため,	接続条件	‡の調	整を図る必要がある。
調整の考え方	宇都宮市・上三川町・河	可内町にま	î ける	5接続条件には差異がないため,
神霊のちん力	宇都宮市の制度を基準に調	整するも	あと	こし ,合併までに要綱を改正する。

中 分 類	下水道	小	分	類	内部管理
事 業 名 称	固定資産台帳作成及び資産	管理	1		
事業目的・内容 事業目的・内容 度取得する固定資産について,もれなく正確に台帳を作成する。)適正な管理を行う。また,毎年
					正確に台帳を作成する。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが固定資産	台帳	を有	īして	おり ,各町は持っていないため ,
ロボに凹げた味趣	合併時までに台帳整備を行うことが必要である。				
調整の考え方	宇都宮市は台帳を作成し	てま	, (ا	シフ	ステム管理しているため , 宇都宮
神霊のちん刀	市の管理方法で調整する。				

中 分 類	下水道	小 分 類	内部管理	
事業名称	財務会計システムの統一			
	宇都宮市においては,台	と業会計につ い	Nて,適正かつ正確な執行を行う	
事業目的・内容	ため,現在,会計処理をシステム化している。			
	各町においては , 下水道	事業を特別会	計(法非適)にて処理している。	
	合併後は,全て企業会計	†化(法適化)	し,統一した企業会計システム	
合併に向けた課題	を導入する必要があり, 字	■都宮市のシス	ステムを全体に適用するのか調整	
	が必要である。			
調整の考え方	電算システムについては	は,財務会計会	≧般を網羅していることから,宇	
神雀のちん刀	都宮市のシステムで統一す	るよう調整す	-る。	

中 分 類	下水道 小分類 内部管理			
事業名称	予算編成			
事業目的・内容	経営目標を経済的・能率的に達成するための手段として,下水道事業			
事来口的"约台 	の経営目標,経営方針に従ってこれを係数化,予算	化する。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外は,地方公営企業法を適用していな	いため , 合併時まで		
一分に凹げた味趣	に法適用するか調整する必要がある。			
調整の考え方	下水道事業の健全化・適正化を図るため,新市に	おいて地方公営企業		
神雀のちん刀	法の規定を適用させることで調整する。			

中 分 類	下水道	小 分 類	内部管理
事業名称	起債管理システム		
	事業を実施する上で,そ	その財源として	て企業債を起こすことになるが ,
事業目的・内容	企業債の償還等にあたって	て,元金や利子	2の支払状況を把握するために公
	債台帳管理をシステムで行	ī う。	
 合併に向けた課題	各自治体で公債台帳の智	管理の方法は昇	異なるが,合併の際は統一的な管
ロケに内けた味趣	理をしなければならない。		
	起債件数は,関係自治体	本の中でも宇都	『宮市が一番多く , 現在の宇都宮
調整の考え方	市のシステムに関係自治体	本の公債台帳を	と入力するのが,最も合理的であ
	るため,宇都宮市のシステ	-ムに統一する	o,

中 分 類	下水道	小 分 類	内部管理		
事業名称	出納業務				
車業日的,内容	収入事務・支払事務のほか,経営成績や財政状態を明らかにする 事業目的・内容 財務会計全般について経理処理を行う。				
新来日の・10分 					
合併に向けた課題	会計については,宇都宮	宮市が地方公営	常企業法を適用し , 各町が非適用		
ロガに凹げた味趣	であり出納実施体制も異な	いることから ,	統一を図る必要がある。		
調整の考え方	地方公営企業法を適用す	けることができ	るよう,宇都宮市の会計規則や		
調整の考え力	事務執行の方法を基本に調	整する。			

中 分 類	下水道 小 分 類 内部管理		
事業名称	出納・収納取扱金融機関		
出納取扱金融機関,収納取扱金融機関を指定し,収納及び支			
事業目的・内容	一部,または収納事務の一部を取り扱わせる。		
合併に向けた課題	市町間の出納取扱金融機関等が異なることから,調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の収納及び支払件数等が最も多いことから,宇都宮市におけ		
神雀のちん力	る出納取扱金融機関等にすることで調整する。		

中 分 類	下水道	小分类	頁 内部管理
事業名称	広報活動		
	住民が,下水道事業に関	関する理解で	E深めるため,広報紙やホームペー
 事業目的・内容	ジへの掲載,下水道に関す	「るイベン)	- の開催など,各市町の状況・ニー
事来口的"约台 	ズに合わせた事業を実施し	,,必要な愉	情報及び事業の状況等を住民に解説
	し,周知する。		
	宇都宮市では,平成16	5年4月に_	- 下水道の一元化を実施しており ,
┃ ┃ 合併に向けた課題	一元化に伴い広報公聴活動	カの拡充を図	図る予定である。それも踏まえなが
口竹に凹げた味趣	ら,新市における実施事業	美の内容・ ラ	三法について調整を図ることが必要
	である。		
	関係団体との調整を図り)ながら,	『都宮市で実施している事業につい
調整の考え方	ては,新市における事業と	こし,各町に	こおいて実施している事業のうち,
	宇都宮市の事業に統合でき	きるものは-	-本化する。

中分類	下水道	小分類内部管理			
事業名称	広聴活動				
	下水道事業の改善等に資	資するため,住民の苦情,要望及び相談等を受			
事業目的・内容	付,調査し,その処理を行	行うなど,各市町の状況・ニーズに合わせた事			
	業を実施している。				
	宇都宮市では,平成16年4月に上下水道の一元化を実施してお				
┃ ┃ 合併に向けた課題	一元化に伴い広報広聴活動	動の拡充を図る予定である。それも踏まえなが			
ログに凹げた味趣	ら、新市における実施事業の内容・手法について調整を図ることが必要				
	である。				
	関係団体との調整を図り	りながら , 宇都宮市が実施している事業につい			
調整の考え方 ては,新市における事業とし,各町において実施している事業の					
	宇都宮市の事業に統合でき	きるものは一本化する。			

(3)原則として宇都宮市の制度を基準に,合併までに方向付けを行い,新市に移行後,速やかに調整するもの

中 分 類	水道	小	分	類	配水管維持管理
事業名称	有収率向上計画				
事業目的・内容	水の有効利用,健全な総	経営の	ため	有机	双率の向上が必要不可欠であり ,
新来日の・10分 	そのため,有収率向上計画	重を第	定し	/効率	室的に事業を実施する。
	宇都宮市以外は計画がな	; > ;	有収	率に	ばらつきがあり全体的に低い数
合併に向けた課題	値であるため ,現状に応じた内容 ,数値目標で有収率向上計画を作成し ,				
	計画的に施策事業を推進す	「る必	要が	ぶある	00
	有収率は全体的に低いる	ことか	いらそ	- の r	列上策の構築は急務であるが,各
	市町の漏水状況等の分析や	9重や	施第	きやそ	その箇所の抽出には一定の時間を
調整の考え方	要するため,新市に移行後	色,适	きやか	いに新	f市全体を対象とする有収率向上
	計画を策定するものとし、	それ	まて	の間	間は現行の計画を地域別の計画と
	する。				

中 分 類	水道	小 分 類	水道料金調定・徴収	
事 業 名 称	水道料金電算システム			
	水道料金に係る管理業務	多の均一化,省	省力化を図ることを目的に,顧客	
事業目的・内容	台帳(水栓情報)の管理,	, 水道メータ-	-検針業務の管理,水道料金の調	
	定・徴収業務の管理システムを電算化する。			
	各市町でシステムが異な	よるため , 管理	里業務の均一化や各保有データの	
合併に向けた課題	整合などシステム統合を含	含めた効率的な	なシステム管理方法の検討が必要	
	である。			
	水道料金等段階的に調整	隆しなければな	はらない要件があるため,システ	
調整の考え方	ム修正等を含む維持管理総	圣費の検討を 行	ラい ,段階的に宇都宮市のシステ	
	ムに統合し , 一元管理する	る方向で調整す	てる。	

中分類	水道	小 分	類	建設改良	
事業名称	災害用応急給水施設整備				
事業目的・内容	災害時等に必要な飲料が	くを確保す	するた	こめに災害用応急給水施設を整備	
事業日の・10分 	する。				
	宇都宮市地域防災計画に基づく供給目標(1人1日3リットルの				
合併に向けた課題	分)である応急給水量は現行で確保できそうであるが,北部地域に施設				
	がないため応急給水施設σ)配置の核	食証カ	が必要である。	
	新市全域の災害時における飲料水を確保するため,合併までに応急給				
┃ 調整の考え方	水施設の配置や応急給水量の方向付け行い,合併後は新市の地域防災計				
調整の与え力	画の指標等を踏まえ,速や	りかに新さ	うにま	おける応急給水に対する取組を調	
	整する。				

中 分 類	水道	小乡	分 類	内部管理		
事業名称	防災対策					
	水道施設において災害が発生した場合,又は災害発生のおそれ					
┃ ■業目的・内容	場合に、住民の日常生活に	不可久	てな飲	料水を確保して的確に応急給水を		
● 学 来口切 70台	行うとともに ,被災諸施設の	の迅速	な復旧	日による平常給水を回復するため ,		
	必要な施策を行う。					
地域防災計画の改定において被害想定等が見直されるため、ジ						
┃ ┃ 合併に向けた課題	おける飲料水の供給目標や	飲料才	くの確	保策等を調整する必要がある。ま		
一口竹に凹げた味趣	た,応急給水や応急復旧用	の資器	器材の	備蓄・管理方法も合わせて調整す		
	る必要がある。					
	新市全域の災害時におけ	る飲料	外を	確保するため、合併までに応急給		
調整の考え方	水体制並びに応急給水及び	応急復	夏旧用	の資器材備蓄状況の精査や管理手		
	法等の方向付け行い,合併	後は新	「市の	地域防災計画の指標等を踏まえ,		
	速やかに新市における災害	に対す	る取	組を調整する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事業名称	経営計画		
事業目的・内容	計画的に健全な水道事業	美経営を実践す	るため,各種計画を策定する。
	宇都宮市においては,周	弱独自の経営計	†画として , 上水道基本計画・実
	施計画 , 長期財政計画及び	が財政構造改革	5計画を有しているが,各町は同
合併に向けた課題	様の計画を有していないこ	ことから,各町	「を含めた新市の計画策定が必要
	となるが,当面の対応の検	検討も必要。	
調整の考え方	合併後,宇都宮市の計画	画を基本とし,	各町における事業計画等を取り
	込み,速やかに新計画を第	定する。	

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道維持管理
事業名称	下水道台帳の整備		
	下水道施設の適正な維持	詩管理のため ,	公共下水道台帳を整備する。
事業目的・内容	また,下水道法第23条	系において , そ	その調製及び保管が義務づけられ
	ており,求めに応じ閲覧に	こ供される。	
	各市町において,下水道	道事業の進展に	ご伴い,扱うデータ量が多く,台
┃ ┃ 合併に向けた課題	帳の作成,管理,利用に係	系る業務量は多	3大となっており,管理台帳シス
日内に内けた味趣	テム(マッピング)化がぬ	必要である。明	見在上河内町のみが実施している
	マッピングの形態等につい	1て調整が必要	そである。
	上河内町のみが管理台軸	長システム(マ	マッピング)化されているが,宇
調整の考え方	都宮市においてもマッピン	ノグ化の予定が	があることからマッピングする方
	向で新市に移行後調整する	5.	

中 分 類	下水道	小	分	類	内部管理
事業名称	一般会計繰入金				
	下水道事業が,地方公営	企業	法等	に定	色める経営に関する基本原則を堅
事業目的・内容	持しながら,地方公営企業	美の経	営の	健全	全化を促進し,その経営基盤を強
	化するため , 一般会計から	らの繰	入金	を受	きけている。
	各市町において基準内	繰入3	金に	つい	ては総務省基準に基づいている
合併に向けた課題	が,基準外繰入金は各市町	丁毎に	基準	の匍	団が異なることから,合併後の
	財政状況や収支見込を懸案	€し,	調整	する	必要がある。
	市町全体での総合計画	事業	計画	1, 則	 放計画を調整し適正な処理原価
調整の考え方	を算出後,一般会計で負担	旦すべ	き紹	費を	除き,下水道事業の健全化が図
	れるよう一般会計の繰出基	基準を	平成	້,17	′年度当初予算計上時までに調整
	する。				

中 分 類	下水道 小 分 類 内部管理
事業名称	財政計画
	計画目標時点において実現されるべき財政状況がいかにあるべきかを
	明らかにするため,長期的な経営計画を踏まえた健全な事業運営を前提
事業目的・内容	として財政計画を策定する。
	また,使用料算定にあたり,将来の事業運営に必要な経費を適正に把
	握する必要があるため,財政計画を策定する。
	宇都宮市は財政計画を有するが,各町はないことから,採算性を考慮
	し,財政計画を調整統合する必要がある。
合併に向けた課題	処理原価について,河内町は宇都宮市の2.0倍となっている。
	使用料単価が処理原価を大幅に越えており,最大3.2倍になる。
	宇都宮市は , 1 千億を越える多額の企業債残高がある。
調整の考え方	合併を見据えた施設の建設計画,施設の維持管理計画の調整を行いな
	がら,新市移行後,速やかに新市の財政計画を策定する。

(4)新市に移行後も当分の間現行どおりとし,段階的に調整するもの

中 分 類	水道	小分	類 水道	普及の現況と計画
事業名称	水道普及の現況			
	すべての住民が,地下小	くなどの自乳	家水に頼	らず,水道水による安全で
事業目的・内容	衛生的な生活を享受できる	るよう , 未終	合水地域	を解消し,水道の普及を図
	る。			
	水道普及率は各市町で差	≜があるこ 。	とから,	合併後は域内全体の均衡あ
合併に向けた課題	る水道普及のため、それる	ごれの拡張	事業計画	のすり合わせを行い , 計画
	的な普及向上策を検討する	必要がある	3.	
	新市において水道料金の)調整や財	対計画の	策定と合わせて新しい上水
調整の考え方	道拡張計画を策定していく	ことから	, 当面は	現行のまま引き継ぎ,新計
	画に基づき計画的に水道整	隆備を行い	, 段階的	に普及率の均衡を図る。

中 分 類	水道	小 分 類	水道普及の現況と計画		
事業名称	上水道拡張事業計画				
事業目的・内容	未給水区域の解消を図る	るため,各事業	美体は配水管網の整備など拡張事		
事業日別・19分 	業計画を策定し、それに基	基づき事業を行	ラ う。		
	事業完了後の水道普及率	図の目標値が異	なる。		
合併に向けた課題	水需要予測に基づく計画	画一日最大給水	<量と施設整備計画との整合性を		
	図る必要性がある。				
調整の考え方	新市において段階的に	調整する水道	料金や財政計画の策定と合わせ		
	て,新しい上水道拡張計画	画を策定する。			

中 分 類	水道	小 分 類	給水装置
事 業 名 称	水道メーター使用料		
	使用水量を計量するため	の水道メーク	ターを水道事業者が給水装置の使
┃ ■業目的・内容	用者に貸し付け、その使用	料として徴り	以する。
■ 事業日別・19分 ■	メーター使用料として徴	収する場合の	ヒ,水道料金に含めて徴収する場
	合がある。		
今份に向けた無時	上三川町のみ徴収してい	るが,水道料	4金の見直しに合わせ,メーター
┃ 合併に向けた課題 ┃	使用料の徴収をどのように	するか検討る	を要する。
	上三川町のみ水道メータ	ー使用料を得	徴収していることから , 新市にお
調整の考え方	ける水道料金の調整の中で	・, メーター(吏用料を基本料金に含めるか否か
	を検討する。		

中 分 類	水道	分 類	分水
事 業 名 称	他水道事業体への分水		
事業目的・内容	他の水道事業体,または簡易	水道事業	養者に対し,一時的に不足する水
	道用水を分水する。		
	分水の継続の必要性を検討し	, 他の自	治体への分水が恒久的になるよ
合併に向けた課題	うな場合は、分水ではなく新市	の給水区	[域へ編入することも検討する必
	要がある。		
	また,分水単価も異なってい	るため,	調整が必要である。

	現在の分水対象区域について,新市の給水区域に編入できるか速やか
	に検討し,可能であれば分水ではなく給水とする。分水を継続する場合,
調整の考え方	料金体系の見直しに併せ,段階的に給水原価になるよう調整する。
	なお,宇都宮市から上河内町への分水については,同町の簡易水道事
	業を宇都宮市水道事業への統合時に給水となり,分水協定は解消する。

中 分 類	水道 小 分 類 建設改良				
事業名称	老朽施設改良(配水管)				
事業目的・内容	有収率及び耐震性の向上,また赤水対策など安全で良質な水の安定	供			
尹未口的 * 的合	給を目的として,老朽管路の更新を実施する。				
合併に向けた課題	各市町の老朽管の布設状況や整備計画(整備時期)が異なるため,	老			
一古併に内けた味趣	朽化や緊急性を考慮した整備計画の調整が必要である。				
	老朽管の埋設状況は特定の地域となるため,各市町の状況や整備計	阃			
調整の考え方	を踏まえ、現計画をもとに現行のまま新市に引き継ぎ、新市において	策			
	定される財政計画に合わせ、その老朽度、緊急度を考慮しながら新市	の			
	整備計画を調整する。				

中 分 類	水道 小 分 類 水道料金
事 業 名 称	水道料金(料金体系)
事業目的・内容	水道事業は、公営企業として独立採算制で経営しなければならず、水 道料金はその基幹的な収入である。各水道事業者は、公正妥当であるこ と、能率的経営を前提とした原価主義によること、健全な運営を確保す るものであること、定率または定額をもって明確に定められること、特 定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと、という要件 を満たしながら、経営や地域の実情を踏まえて、独自の料金を設定して いる。
合併に向けた課題	口径別と用途別,口径毎の基本料金,従量料金の逓増度など,各市町は料金構造や体系が異なっている。利用者負担の急激な増加を避けながらも,独立採算制による経営の健全性が確保できるような料金水準,体系に統一する必要がある。
調整の考え方	独立採算制による経営の健全性を確保しながら料金を統一する場合, 必ず現行よりも負担が増加する利用者が発生することから,合併後速や かに経営計画を策定し,水道料金審議会で料金の在り方を審議した後, 3年ないし5年で段階的に料金を統一する。

中 分 類	水道 小 分 類 一般会計繰入金
事業名称	一般会計繰入金(消火栓以外のもの)
事業目的・内容	地方公営企業法では,事業の性質上,能率的な経営を行っても,なお, その経営に伴う収入のみをもって充てることが,客観的に困難であると 認められる経費について,公費負担とすることから,これに該当する事 業等の費用を,一般会計が負担する。
合併に向けた課題	各市町において基準内繰入金については総務省基準に基づいているが,基準外繰入金は,各市町毎に基準や範囲が異なることから,合併後

	の財政状況や収支見込みを勘案し,調整を図る必要がある。
	基準内はそれぞれ総務省基準に基づき繰り入れる。基準外は水道料金
調整の考え方	を段階的に調整するため,それに伴う経営上の収支の影響を考慮しなが
	ら繰入金の算定方法を段階的に調整する。

中分類	下水道 小 分	↑ 類 下水道計画
事業名称	下水道全体計画	
事業目的・内容	将来の地域の状況に対応した長期	期的な公共下水道整備の実施計画であ
	る全体計画の見直しを行う。	
事未口的。1916 	この全体計画は県の流域別下水流	道整備総合計画に反映させるため,平
	成17年度に人口フレーム等を含む	め見直しを行う予定である。
	各市町が個別に計画を有してお	り、また、計画の内容・目標等が異な
┃ ┃ 合併に向けた課題	っている。	
日併に内げた味趣	新市として,計画の策定をする。	ことが必要になるが,基準を明確にし
	検討することが必要である。	
調整の考え方	現在各市町が個別に計画を有して	ており , 計画の内容・目標等が異なっ
	ている。原則として宇都宮市の基準	準に調整するものとし,合併後3年以
	内に全体計画を見直し,基準を合ね	わせる。

中 分 類	下水道 小 分 類 下水道建設
事業名称	単独•流域関連公共下水道(汚水)整備
事業目的・内容	快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全を図るため,市街化区
尹未口的 * 的合	域での公共下水道の整備を推進する。
	各市町の整備率にばらつきがあるため,整備計画の調整を図る必要が
	ある。
	国庫補助の対象となる下水道管渠範囲は , 人口の少ない自治体ほど広
合併に向けた課題	くなっている。このため,合併により人口規模が大きくなることで管渠
	が補助対象にならず,合併により不利益が生じないように平成19年度
	までは現行と同様の支援構造がとられているが,平成20年度以降,合
	併特例措置が必要である。
	各市町が個別に有している整備計画は現行のまま新市に引き継ぐが,
調整の考え方	整備率にばらつきがあることから,合併後3年以内に現行の整備計画を
	段階的に調整する。

中 分 類	下水道 小 分 類 下水道建設		
事業名称	特定環境保全公共下水道整備		
	生活環境の確保や公共用水域の水質保全を図るため,市街化調整区域	或	
事業目的・内容	のうち、計画排水人口が概ね1,000人以上10,000人以下の5	地	
	区において、公共下水道の整備を推進する。		
合併に向けた課題	各市町の整備率にばらつきがあるため,整備計画の調整を図る必要が	が	
	ある。		
	国庫補助の対象となる下水道管渠範囲は,人口の少ない自治体ほど瓜	広	
	くなっている。このため,合併により人口規模が大きくなることで管理	渠	

	が補助対象にならず,合併により不利益が生じないように平成19年度
	までは現行と同様の支援構造がとられているが,平成20年度以降,合
	併特例措置が必要である。
	各市町が個別に有している整備計画は現行のまま新市に引き継ぐが,
調整の考え方	整備率にばらつきがあることから,合併後3年以内に現行の整備計画を
	段階的に調整する。

中 分 類	下水道	小 分	類	下水道建設
事業名称	公共下水道雨水整備			
事業目的・内容	市街地における浸水被害	を解消し	ノ,芰	全で快適なまちづくりを目指す
	ため、計画排水区の雨水整	備を行う	Ò.	
	各市町の整備率にばらつ	きがある	るため), 整備計画の調整を図る必要が
	ある。			
	国庫補助の対象となる下	水道管线		目は , 人口の少ない自治体ほど広
合併に向けた課題	くなっている。このため,	合併に。	ヒリノ	(口規模が大きくなることで管渠
	が補助対象にならず,合併	によりマ	下利益	áが生じないように平成19年度
	までは現行と同様の支援構	造がと	られて	こいるが,平成20年度以降,合
	併特例措置が必要である。			
調整の考え方	各市町が個別に有してい	る整備詞	†画に	は現行のまま新市に引き継ぐが,
	整備率にばらつきがあるこ	とから、	, 合併	f後3年以内に現行の整備計画を
	段階的に調整する。			

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道使用料
事業名称	下水道使用料賦課		
	適正な下水道料金収入を	を得るために、	料金体系・下水道使用水量の認
事業目的・内容	定方法を定めている。水道	道使用者は水道	賃使用量が下水道使用量として認
	定。井水使用者は,各市町	丁独自に認定方	ī法を定めている。
	各自治体での料金体系は	こ相違があるだ	こめ,統一の必要がある。また,
合併に向けた課題	請求についても隔月実施	と毎月実施と	相異があるため統一が必要であ
	る。認定水量についても井	‡水使用者の認	R定方法を統一する必要がある。
調整の考え方	料金体系は , 地域特性が	があり,各処理	型場の処理単価の影響が大きい。
	そのため、単価の低いとこ	ころに合せると	:,財政面で大きな支障を生じる
	こととなるため,料金改造	官は審議会の意	意向を踏まえながら3~5年で段
	階的に調整する必要がある	る。また,下水	<道使用料の請求については , 新
	市における水道料金の請求	対の手法とあれ	つせて調整する。

(5)廃止の方向で調整するもの

中分類	水道	小 分 類	水道普及の現況と計画
事業名称	簡易水道		
事業目的・内容	給水人口が5千人以下0 を行う。	の場合は,簡素	易水道事業として水道水供給事業
合併に向けた課題	在手続き中)であり,上河設を廃止し上水道事業へ終ただし,上河内町の上水	可内町も簡易 統合すること ⁻ K道事業への	年度に上水道事業へ統合予定(現 水道事業と謡辻地区飲料水供給施 で作業に入る予定となっている。 統合手続きの手順や方法について 木県(認可者)と協議が必要であ
調整の考え方	営を確立するため , 簡易水	K道事業を廃」 への統合手続	ことにより,一体的で効率的な経 上し上水道事業へ統合する。 きの手順や方法については,市町 ら,調整する。

各種事務事業の取扱い

【教育専門部会】

(1)現行のまま新市に引き継ぐもの

中 分 類	生涯学習 小 分 類 生涯学習活動支援
事業名称	同和対策事業
事業目的・内容	基本的人権を尊重し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の根本的解決を目指し、住民の教養の向上、生活文化の振興、健康の増進を図るため、人権教育推進の場として同和対策集会所の管理運営を行う。また、同和対策集会所の管理運営、集会所事業の全体計画や各種事業の調整、集会所における人権問題の学習内容や地域住民の参加促進等について研究・協議を行うため同和対策集会所運営委員会を設置する。
合併に向けた課題	上三川町単独事業であり,上三川町の地域性を尊重して,新市における所管や実施事業の内容,手法について調整を図る必要がある。
調整の考え方	地域特性が強く他の市町では実施していない事務事業であることから,現行のまま新市に引き継ぐ。なお,上三川町の現状を踏まえ,上三川町の地域行政機関で所掌する事務事業として調整する。また,合併にあたり新市における所管課の調整を行う。